

第355回高知県議会（9月）定例会日程

月 日	曜 日	会 議	行 事
9月24日	木	本会議	開会 会期の決定（22日間） 議案の上程38件（予算3、条例7、その他4、報告24） 提出者の説明 濱田知事
25日	金	休 会	議案精査
26日	土	休 会	
27日	日	休 会	
28日	月	休 会	議案精査
29日	火	休 会	議案精査
30日	水	本会議	質疑並びに一般質問 依光議員 石井議員 岡田議員
10月1日	木	本会議	質疑並びに一般質問 西森議員 土森議員 田所議員
2日	金	本会議	質疑並びに一般質問 横山議員 上田(貢)議員
3日	土	休 会	
4日	日	休 会	
5日	月	休 会	議案精査
6日	火	本会議	質疑並びに一般質問（一問一答） 上治議員 坂本議員 吉良議員 山崎議員 武石議員 金岡議員 橋本議員 米田議員
7日	水	本会議	質疑並びに一般質問（一問一答） 土居議員 上田(周)議員 田中議員 浜田議員 西内(隆)議員 森田議員 決算特別委員会の設置 委員会付託
8日	木	休 会	委員会審査
9日	金	休 会	委員会審査
10日	土	休 会	
11日	日	休 会	
12日	月	休 会	委員会審査
13日	火	休 会	委員会審査

14日	水	休 会	
15日	木	本会議	委員長報告 採決 議案の上程（議発第1号—議発第5号） 採決 議案の上程（議発第6号） 討論 中根議員 採決 議案の上程（議発第7号） 討論 塚地議員 採決 継続審査の件 閉会

第355回高知県議会定例会会議録目次

招集告示	1
議員席次	1

第1日（9月24日）

出席議員	3
欠席議員	3
説明のため出席した者	3
事務局職員出席者	4
議事日程	4
諸般の報告	5
会議録署名議員の指名	6
会期の決定	6
議案の上程、提出者の説明	6
濱田知事	6

第2日（9月30日）

出席議員	17
欠席議員	17
説明のため出席した者	17
事務局職員出席者	18
議事日程	18
諸般の報告	19
質疑並びに一般質問	
依光議員	19
1 政治姿勢（安倍内閣による本県への影響と菅内閣への期待、県民の命と健康を守る決意、新たに重視する取組、生活困窮者に対して必要な支援）について	20
2 新しい時代に向けた高知県の取組（ポストコロナ時代の新しい未来像の実現への決意、情報通信基盤の整備・維持、県庁でのテレワーク推進、シェアオフィス拠点施設、人材版ふるさと納税制度の活用、職員がモバイルワークできる環境整備、決裁と書類の完全電子化）について	21

3	G I G Aスクール構想（教員の I C T活用能力の向上とデジタル教材等による学習習慣の定着、教員の働き方改革）について……………	26
4	Society5.0が実現された社会における都市計画（高知広域都市計画道路検討委員会設置の背景、まちづくりにおけるスマートシティーへの取組、林業におけるオープンデータの活用、農業用水路の管理におけるデジタル地図の活用、高知県デジタル都市計画マップの検討）について……………	27
	濱田知事……………	30
	君塚総務部長……………	34
	沖本商工労働部長……………	35
	伊藤教育長……………	36
	村田土木部長……………	37
	川村林業振興・環境部長……………	38
	西岡農業振興部長……………	38
	依光議員……………	39
	濱田知事……………	39
	依光議員……………	39
	石井議員……………	40
1	政治姿勢（関西圏との経済連携、地方への人の流れをチャンスと捉えた戦略、とさでん交通高速バスの運行見通し、ウイズ・アフターコロナの経済対策、県民座談会「濱田が参りました」の手応えと成果、令和3年度当初予算の編成方針）について……………	40
2	新型コロナウイルス感染症対策（職員のモチベーションと取組姿勢、保健所機能の強化、地域の医療機関の連携、救急病院の連携・協力への関わり）について……………	42
3	農業振興（地産地消への思い、食料自給率の向上、新規就農者の独立就農困難事例、技術指導や助言、露地野菜や果樹の生産振興、技術の普及や指導の集積・継承とデジタル技術の活用、四万十市新食肉センター整備における交付金断念による養豚振興への影響、整備検討委員会での提案、県内一本化の再検討）について……………	44
4	住宅の耐震化（耐震化を要する住宅の戸数と今後の見通し、低コスト工法の普及）について……………	47
5	洪水対策（洪水予測に対する考え方と水位予測を示す取組）について……………	48
6	ヘルプマークの取扱い（使い勝手への配慮と配布数の増加）について……………	48
	濱田知事……………	49
	尾下中山間振興・交通部長……………	53
	岩城副知事……………	53
	鎌倉健康政策部長……………	54

西岡農業振興部長	55
村田土木部長	57
福留地域福祉部長	58
石井議員	59
岡田議員	61
1 政治姿勢（憲法第25条の国の役割、効率至上主義の医療政策と保健所の充実強化、地域医療構想の拡充、介護・福祉・保育分野の抜本的な処遇改善）について	61
2 新型コロナウイルス感染症対策（世田谷区の実施とエッセンシャルワーカーに対する検査及び国の支援、冬場への備え、感染症法上の運用見直しに対する政府への働きかけ、中小企業への補助事業の継続、慰労金の周知、保育等の関係者への慰労金支給、給付金の非課税措置、社会的孤立を深める学生の現状、学生への支援、国の高等教育への公的支出増と構造的改善）について	63
3 農業政策（種子条例の制定、種苗法の改正議論、登録品種の作付割合と法改正の影響、南国市の国営圃場整備事業の進捗状況と今後のスケジュール及び課題、鏑野川の土手及び周辺の地盤沈下、十市地区の圃場整備地の地盤沈下）について	68
濱田知事	71
鎌倉健康政策部長	75
沖本商工労働部長	76
福留地域福祉部長	77
岡村文化生活スポーツ部長	77
西岡農業振興部長	77
村田土木部長	78
岡田議員	79
鎌倉健康政策部長	80
濱田知事	81

第3日（10月1日）

出席議員	83
欠席議員	83
説明のため出席した者	83
事務局職員出席者	84
議事日程	84
諸般の報告	85

質疑並びに一般質問

西森議員	85
1 政治姿勢（安倍政権への評価と菅政権への期待）について	85
2 デジタル化（高知県行政サービスデジタル化推進計画の進め方、デジタルディバイドへの取組、組織体制の充実）について	86
3 新型コロナウイルス感染症対策（検査協力医療機関でのPCR検査の流れと検体採取時及び輸送体制の安全性、PCR検査に対する医療機関の反応と検査協力医療機関の状況及び安全性のPR、施設職員及び利用者の検査補助と安全性の確保、慰労金の支給対象基準と周知、医療機関の経営実態と支援の在り方、感染者受入れ医療機関の病床確保への独自補償、入院協力医療機関の診療報酬改定の要請、医療機関名の公表と安全性のPR、がん検診の実施状況と検診率向上の取組、県立病院への影響と対応、アピアランスケアの現状、ウィッグ等購入の支援、後遺症の実態と把握、ウイルス感染症発生源になった場合の対応）について	88
4 不育症（実態と情報提供及び助成制度の創設）について	93
5 地産外商公社とまるごと高知（新型コロナウイルス感染拡大による影響と今後の取組）について	94
6 新食肉センター（操業スケジュールと操業開始遅延による畜産振興への影響、汚水処理の安全性）について	94
濱田知事	95
君塚総務部長	98
鎌倉健康政策部長	99
福留地域福祉部長	103
橋口公営企業局長	103
井上産業振興推進部長	103
西岡農業振興部長	104
西森議員	105
土森議員	106
1 デジタル化及び女性の活躍の場の拡大について	106
2 新型コロナウイルス感染症対策（不当な差別などへの対応、罹患した患者と連絡が取れなくなったときの対応、社会福祉施設による相互支援ネットワークの仕組みと現状、事業者が安心して継続していくための取組、幡多けんみん病院に発熱外来を建築する必要性、観光リカバリーキャンペーンへの県内宿泊施設の参画、高知Ma a Sの導入、避難生活における車中泊支援と市町村との連携、遠隔手話や電話リレーでの手話サービスの整備）について	106
3 手話言語条例について	111
4 防災・減災対策（河川の浸水想定などの整備と公表、インフラ整備）につい	

て	112
5 子育て支援（支援制度の周知、市町村における取組の充実、男性職員の育児休業取得状況と育児に関する休暇・休業の取得期間）について	113
濱田知事	114
岡村文化生活スポーツ部長	115
鎌倉健康政策部長	115
福留地域福祉部長	116
橋口公営企業局長	118
吉村観光振興部長	118
尾下中山間振興・交通部長	118
堀田危機管理部長	119
村田土木部長	119
君塚総務部長	120
土森議員	120
田所議員	121
1 政治姿勢（地方自治体への権限・財源の移譲と現行憲法、公職選挙法改正による合区解消、ウイズコロナ時代における文化芸術活動と支援）について	121
2 福祉施設におけるクラスター対策（発生時の人員派遣、休業時の代替サービスの提供体制、速やかな検査の体制構築とその役割、ゾーニングや感染対策の促進、専門家との連携体制と対策チームの設置、DMATやICATの整備と活用、医療・福祉施設職員のメンタルヘルスケア、差別や誹謗中傷への取組）について	122
3 在宅医療並びに在宅療養（ウイズコロナ時代における体制整備、訪問診療の環境整備の成果と今後の取組、訪問看護ステーションの課題と人材育成及び機能強化、精神疾患対応の訪問診療所・訪問看護ステーションの数と課題及び緊急時の体制、小児在宅療養の環境整備と医療的ケア児の支援体制）について	123
4 DVと児童虐待（早期対応への取組、児童相談所の体制づくりと第三者評価の進捗及び今後の取組、面前DVに伴う心理的児童虐待への取組と支援体制、県警との連携、市町村と県警との三者連携及び今後の取組）について	125
5 国土強靱化計画（グリーンインフラの活用、雇用シェアリング、BCP策定率向上の取組、商工業者におけるBCMの実施割合と促進、異業種間でのBCP策定とBCMの推進を含む災害時の体制整備、感染症BCPの策定）について	126
6 公文書管理（重要性の認識と運用、軽微なものの基準、私用機器でのやりとりの管理と職員への啓発、新たな働き方における仕組み、責任者の専門性と監査体制の整備、監査手法の有効性）について	127

濱田知事	128
福留地域福祉部長	132
鎌倉健康政策部長	135
沖本商工労働部長	137
堀田危機管理部長	138
君塚総務部長	139
田所議員	140
濱田知事	141
君塚総務部長	141
田所議員	141

第4日（10月2日）

出席議員	143
欠席議員	143
説明のため出席した者	143
事務局職員出席者	144
議事日程	144
諸般の報告	145
質疑並びに一般質問	
横山議員	145
1 政治姿勢（ポストコロナ時代における県政運営の決意、経済影響対策の手応えと今後の意気込み）について	145
2 骨太の方針2020（所見、地方創生実現に向けてのデジタル化、インフラ整備、デジタル技術を活用した危機管理）について	147
3 流域治水（流域治水協議会における議論と今後の取組、支川も併せた治水安全度の向上）について	149
4 コロナ禍でのこども食堂への支援（県内の現状と再開への支援、支援が行き届くための仕組み、貧困世帯の現状と支援、活動充実への支援）について	150
5 まるごと高知と外商活動の今後（10年間の検証と意思、県内事業者への支援、食品以外の特産品展示と発信、高知空港ビルとの協定、合同商談会開催のメリットと県内事業者の業績回復、今後のビジョン）について	152
濱田知事	154
堀田危機管理部長	158
村田土木部長	159
福留地域福祉部長	159

岩城副知事	161
井上産業振興推進部長	161
横山議員	163
上田(貢)議員	163
1 経済影響対策（コロナ禍における企業誘致、補助金の適正執行）について	163
2 企業版ふるさと納税について	165
3 観光振興（屋外観光施設等緊急整備事業、アドベンチャーツーリズム）につ いて	166
4 スポーツ合宿などの誘致（受入れ体制整備における民間企業との連携）につ いて	167
5 高知城の国宝化（文化的価値を明らかにする取組、関係者の思いへの対応） について	167
6 I o Pプロジェクト（若者が高知で暮らし稼げる姿の実現）について	169
7 林業振興（森林経営管理制度による市町村の再委託に対する指導、路面電車 内装の木質化、コウヨウザンの普及）について	170
8 教育（高知北高等学校における通級指導の充実・普及、遠隔会議の成果と課 題）について	171
9 交通渋滞対策（旭地区の電停移設）について	172
濱田知事	172
沖本商工労働部長	174
吉村観光振興部長	175
岡村文化生活スポーツ部長	176
伊藤教育長	176
西岡農業振興部長	178
川村林業振興・環境部長	178
村田土木部長	179
上田(貢)議員	180

第5日（10月6日）

出席議員	181
欠席議員	181
説明のため出席した者	181
事務局職員出席者	182
議事日程	182
質疑並びに一般質問（一問一答）	

上治議員—（濱田知事、伊藤教育長、川村林業振興・環境部長、吉村観光振興部長、尾下中山間振興・交通部長）	183
1 政治姿勢（県民座談会、中山間地域の道路整備状況、道路整備予算の確保、コロナ禍における県内観光の推進）について	183
2 修学旅行（コロナ禍における学校への情報提供、県内実施）について	185
3 中学校の部活動（他校と合同による部活動、これからの部活動の在り方検討委員会の実施状況）について	186
4 林業振興（第4期産業振興計画の原木生産量目標値における皆伐と間伐の割合、皆伐後の再造林、皆伐施業の方法、森づくりの方向性、皆伐施業への支援、公共土木事業における木材利用の拡大）について	187
5 観光振興（修学旅行受入れ宿泊施設への助成、貸切りバス事業者への支援）について	190
坂本議員—（濱田知事、堀田危機管理部長）	192
1 自助・共助・公助（災害時における考え、公助の役割や比率）について	192
2 コロナ禍の自然災害における分散避難などの避難行動を促す支援の在り方（避難所の受入れ定数、3密回避時の最大定数、在宅避難者等への支援）について	193
3 感染症対応に伴う避難所の不足に対する量の拡大と質の向上（南海トラフ地震時の不足数、環境のよい避難所の増設、高知県版スフィア基準による整備、財源の恒常的な確保に関する国への提言）について	196
4 感染症対応を可能とする避難所開設による人材育成について	198
5 災害ケースマネジメント制度（導入、位置づけ）について	198
吉良議員—（伊藤教育長、秋元人事委員長）	201
1 教職員の定数（少人数学級の実現、充足率、新規採用者枠の確保、臨時教員を正當に評価できる選考ライン、指導主事の配置数、代替教員不在の件数、指導主事の増員配置、ボトムアップ型の配置）について	201
2 時間講師の勤務（休暇の取得状況、勤務条件の運用、夏季休業中の勤務時間）について	206
3 新しい知的障害特別支援学校（寄宿舍併設、入学選考、入学希望者が定員より多い場合、説明会やアンケートなどの実施、国の設置基準が定められた場合の対策）について	208
山崎議員—（伊藤教育長、濱田知事、鎌倉健康政策部長、西岡農業振興部長、福留地域福祉部長）	210
1 コロナ禍における子供たちへの支援（不登校児童生徒の状況、心の教育センターの日曜日の相談状況、土曜日の開所）について	210
2 救急安心センター事業の導入について	212
3 弱視の子供たちへの支援（3歳児健診における視力検査、市町村への啓発と	

支援、学校に対するチーム支援、視能訓練士の増員) について……………	214
4 多胎児支援に対する現在の取組について……………	216
5 農地転用(違反転用の発生件数、原状回復の考え方、勧告措置の判断基準) について……………	218
6 ひきこもり支援におけるアウトリーチ支援員の育成について……………	220
武石議員一(濱田知事、沖本商工労働部長)……………	221
1 地域おこし協力隊(求めるもの、成果、課題、市町村の温度差の解消、任務を決めての募集、定住率の向上、隊員のネットワークづくり、隊員と地域住民を結ぶ役割の構築、協力隊マネジャー制度、市町村の受入れ・サポート体制の温度差、隊員による事業承継) について……………	221
金岡議員一(鎌倉健康政策部長、沖本商工労働部長、川村林業振興・環境部長、尾下中山間振興・交通部長、村田土木部長、濱田知事)……………	230
1 新型コロナウイルス感染症(エアロゾル感染、中小企業新型コロナウイルス感染症対策支援事業費補助金による換気設備の整備、飲食店等の事業所数、換気設備の啓発、今後の啓発活動、補助金を活用できなかった事業所への対応、対策実施ポスターの効果への懸念、対策の確認、換気設備の確認、新たな啓発活動の必要性、方法) について……………	230
2 林業(再造林率、皆伐ではない伐採の推奨、減収部分の補填、崩壊防止の方法の研究、架線による搬出、コウヨウザンの苗木に関する情報整理、特定地域づくり事業協同組合の設立に向けた取組、河川へ土砂が流入した地域での対応、皆伐と崩壊及び河床の上昇と氾濫への一体的な対処) について……………	234
橋本議員一(濱田知事、田中水産振興部長)……………	239
1 水産振興(沿岸漁業の重要性、展望、小規模沿岸漁業者の漁労所得、地域に根差した漁業形態の構築、サメによる推定被害金額、サメの有効活用の取組、生態調査、漁師の声と努力への対応) について……………	239
米田議員一(鎌倉健康政策部長、濱田知事、堀田危機管理部長、福留地域福祉部長)……………	245
1 動物愛護行政(動物愛護センターの整備の現状と今後のスケジュール、整備促進への知事の決意、小動物管理センターにおける県民参加機会の拡大、動物愛護センターへの獣医師の配置) について……………	245
2 生活保護行政(今夏の熱中症による救急搬送の特徴、エアコンの設置・使用状況、エアコン購入のための生活福祉資金の活用状況、無利子化、エアコン購入費の支給実績、従来の生活保護受給者への支給、生活扶助費削減の見直し、夏季加算の創設、生活福祉資金制度全ての無利子化、制度の啓発、制度利用の県民へのメッセージ) について……………	247
3 国保行政(短期被保険者証の無条件交付、香美市と高知市の取組、取組の普及、特例貸付による国保料の減免実績) について……………	253

第6日（10月7日）

出席議員	257
欠席議員	257
説明のため出席した者	257
事務局職員出席者	258
議事日程	258
諸般の報告	259
質疑並びに一般質問（一問一答）	

土居議員一（濱田知事、吉村観光振興部長、井上産業振興推進部長、沖本商工労働部長、西岡農業振興部長）	259
---	-----

- 1 ウイズコロナ・アフターコロナの観光戦略（Go To Travel キャンペーンの評価、観光リカバリーキャンペーンのセールス方法、プロモーション方法、Go To Eat キャンペーンの登録店拡大、アドベンチャーツーリズムに有望な観光資源、テーマ設定、推進体制、プレ・サミット・アドベンチャー事業の公式コースを目指す取組）について……………259
- 2 ウイズコロナ・アフターコロナを見据えた経済戦略（サプライチェーン寸断などの影響、産業振興上のチャンス）について……………265
- 3 機能性を活用した地産外商戦略（取組の成果、ナス以外の農産物、今後の展開、高知ナスの販路拡大）について……………266

上田(周)議員一（濱田知事、尾下中山間振興・交通部長、村田土木部長、君塚総務部長）	269
---	-----

- 1 特定地域づくり事業（協同組合制度への所見、市町村への周知、市町村の動き、複数市町村による一体的な取組の検討、推進アドバイザーの役割、人材確保に向けた取組の方向性、県の財政支援）について……………269
- 2 豪雨などの災害への備え（緊急浚渫推進事業の進捗状況、社会状況等の変化への対応、操作を外部委託している水門・樋門の数、増水時に手動閉門している数、住民が管理を担う樋門の課題、フラップゲートへの改修）について……………273
- 3 財政問題（個人県民税の特別徴収、県税収入の確保に向けた取組）について……………275

田中議員一（濱田知事、沖本商工労働部長、熊坂警察本部長、福留地域福祉部長、井上産業振興推進部長、吉村観光振興部長、岡村文化生活スポーツ部長、伊藤教育長、鎌倉健康政策部長）	276
---	-----

- 1 新型コロナウイルス感染症の影響と今後の対策（本県経済の現状、回復軌道に乗せるための取組、雇用対策の必要性、県内自殺者の状況、自殺者の発生に対する受け止め、自殺予防対策、「食べて！遊んで！高知家応援プロジェクト」の展望、下半期の誘客イベントや観光資源の創出、県民向けの県内観

光推進策、Go To Travel キャンペーン終了後の対策、移住者呼び込みの現状、移住相談会のオンライン開催結果、今冬の開催内容、Uターン対策の強化、転入促進・転出抑制策の県民運動的な展開、関西圏の相談会でのトップセールス、東京オリンピック・パラリンピックに向けた取組、県民の機運醸成、関西圏との経済連携における思い、第1回高知県関西・高知経済連携強化アドバイザー会議を踏まえた具体的な取組、東京オリンピック・パラリンピック開催における関西圏との経済連携、学校現場での感染症対策、インフルエンザ発生状況の情報発信強化) について……………	276
浜田議員一（濱田知事、村田土木部長、伊藤教育長）……………	288
1 土木政策（コロナ禍における建設業の現状、課題、配置予定技術者評価におけるCPDの取組意義、講習の追加要望、総合評価方式におけるCPDの配点基準、来年度に向けた対応、建設業における働き方改革、工事関係書類の簡素化、課題解決のための検討会設置、優良建設工事施工者表彰の評価方法、建設業界への知事の所見）について……………	288
2 教育政策（管理職の昇任試験と任用の流れ、昨年度の競争倍率、教員への周知、求められる能力と資質、神戸市教育委員会の昇任試験取りやめ、高知県公立学校教員大学院派遣教員の募集方法、校長による推薦基準の変化、派遣分野以外の専修免許状の取得などのキャリアアップ、大学院派遣後の管理職数、県教育委員会事務局への異動人数、教育現場で求められる管理職像）について……………	296
3 高知国際中学校・高等学校（生徒への中学校夜間学級設置の説明、生徒間交流、MYP認定校に向けた進捗状況、教員間のIB教育の浸透と理解のギャップ、生徒からの課題提起、高等学校グローバル科への進学希望、想定進路、オンライン授業への対応、タブレットを活用した英語教育、学校運営協議会の設置・開催）について……………	299
西内(隆)議員一（沖本商工労働部長、君塚総務部長、濱田知事、村田土木部長）……………	304
1 外国人労働者（雇用状況、受入れ、技能講習等の課題と支援策、ニーズのある講習、言語面のサポート等を通じた受講機会の創出）について……………	305
2 クラウドファンディング（活用事例、県内事業者の活用、県事業への活用）について……………	307
3 都市計画道路の整備（長期未着手の路線数、進まない背景、着実に進める取組）について……………	309
4 Society5.0（県の目指すSociety5.0、ローカル5Gの取得、県が調達・利用する製品サービスのセキュリティーガイドライン）について……………	310
5 結婚資金制度について……………	314
森田議員一（濱田知事、尾下中山間振興・交通部長、君塚総務部長、伊藤教育長、福留地域福祉部長）……………	315

1 政治姿勢（菅政権に向き合う心意気）について……………	315
2 自動車税の重課（山あいでの生活と車、日本人の価値観、最近の増税、山あいの暮らしの反映、制度見直しの意義、地域特性などを考慮した見直し、生活実態を踏まえての制度への思い）について……………	316
3 公立小中学校の統合問題（小規模校の現状、統合予定、文部科学省の手引を踏まえた取組、市町村教育委員会への伝達、小規模校の現実への感想、市町村の境に縛られない統合、小規模校が存続し続けることへの思い）について……………	322
4 3世代同居・近居（支援制度の広報）について……………	329
決算特別委員会の設置……………	330
議案の付託……………	330
請願の付託……………	330

第7日（10月15日）

出席議員……………	333
欠席議員……………	333
説明のため出席した者……………	333
事務局職員出席者……………	334
議事日程……………	334
諸般の報告……………	334
委員長報告	
浜田危機管理文化厚生委員長……………	335
黒岩商工農林水産委員長……………	337
田中産業振興土木委員長……………	340
横山総務委員長……………	342
採決……………	345
議案の上程、採決（議発第1号—議発第5号 意見書議案）……………	345
議案の上程、討論、採決（議発第6号 意見書議案）……………	346
中根議員……………	346
議案の上程、討論、採決（議発第7号 意見書議案）……………	348
塚地議員……………	348
継続審査の件……………	350
閉会の挨拶……………	350
三石議長……………	350
濱田知事……………	351

巻末掲載文書

委員会報告書	353
意見書に関する結果について	354
議案の提出について	358
監査委員回答書	360
人事委員会回答書	361
議案付託表	362
請願文書表	366
意見書議案の提出について	
議発第1号 軽油引取税の免税措置の堅持を求める意見書議案	367
議発第2号 少人数学級の推進を求める意見書議案	370
議発第3号 ドクターヘリの安定・持続的運用への支援強化を求める意見書議案	372
議発第4号 新たな過疎対策法における指定要件・指定単位への配慮を求める意見書 議案	374
議発第5号 防災・減災、国土強靱化対策の継続的かつ着実な実施を求める意見書議 案	377
議発第6号 地方自治体のデジタル化の着実な推進を求める意見書議案	380
議発第7号 消費税減税を求める意見書議案	383
継続審査調査の申出書	385
委員会審査結果一覧表	387
議決一覧表	388

招 集 告 示

高知県告示第759号

高知県議会定例会を、令和2年9月24日に高知県議会議事堂に
招集する。

令和2年9月17日

高知県知事 濱田 省司

議 員 席 次

1番	上 治 堂 司 君	2番	土 森 正 一 君
3番	上 田 貢太郎 君	4番	今 城 誠 司 君
5番	金 岡 佳 時 君	6番	下 村 勝 幸 君
7番	田 中 徹 君	8番	土 居 央 君
9番	野 町 雅 樹 君	10番	浜 田 豪 太 君
11番	横 山 文 人 君	12番	西 内 隆 純 君
13番	加 藤 漠 君	14番	西 内 健 君
15番	弘 田 兼 一 君	16番	明 神 健 夫 君
17番	依 光 晃一郎 君	18番	梶 原 大 介 君
19番	桑 名 龍 吾 君	20番	森 田 英 二 君
21番	三 石 文 隆 君	22番	山 崎 正 恭 君
23番	西 森 雅 和 君	24番	黒 岩 正 好 君
25番	大 石 宗 君	26番	武 石 利 彦 君
27番	田 所 裕 介 君	28番	石 井 孝 君
29番	大 野 辰 哉 君	30番	橋 本 敏 男 君
31番	上 田 周 五 君	32番	坂 本 茂 雄 君
33番	岡 田 芳 秀 君	34番	中 根 佐 知 君
35番	吉 良 富 彦 君	36番	米 田 稔 君
37番	塚 地 佐 智 君		

第355回高知県議会定例会会議録

令和2年9月24日（木曜日） 開議第1日

出席議員

1番 上 治 堂 司 君
 2番 土 森 正 一 君
 3番 上 田 貢太郎 君
 4番 今 城 誠 司 君
 5番 金 岡 佳 時 君
 6番 下 村 勝 幸 君
 7番 田 中 徹 君
 8番 土 居 央 君
 9番 野 町 雅 樹 君
 10番 浜 田 豪 太 君
 11番 横 山 文 人 君
 12番 西 内 隆 純 君
 13番 加 藤 漠 君
 14番 西 内 健 君
 15番 弘 田 兼 一 君
 16番 明 神 健 夫 君
 17番 依 光 晃一郎 君
 18番 梶 原 大 介 君
 19番 桑 名 龍 吾 君
 20番 森 田 英 二 君
 21番 三 石 文 隆 君
 22番 山 崎 正 恭 君
 23番 西 森 雅 和 君
 24番 黒 岩 正 好 君
 25番 大 石 宗 君
 26番 武 石 利 彦 君
 27番 田 所 裕 介 君
 28番 石 井 孝 君
 29番 大 野 辰 哉 君
 30番 橋 本 敏 男 君
 31番 上 田 周 五 君
 32番 坂 本 茂 雄 君
 33番 岡 田 芳 秀 君

34番 中 根 佐 知 君
 35番 吉 良 富 彦 君
 36番 米 田 稔 君
 37番 塚 地 佐 智 君

欠席議員

なし

説明のため出席した者

知 事 濱 田 省 司 君
 副 知 事 岩 城 孝 章 君
 総 務 部 長 君 塚 明 宏 君
 危機管理部長 堀 田 幸 雄 君
 健康政策部長 鎌 倉 昭 浩 君
 地域福祉部長 福 留 利 也 君
 文化 生活 岡 村 昭 一 君
 スポーツ部長 井 上 浩 之 君
 産 業 振 興 推 進 部 長 尾 下 一 次 君
 中 山 間 振 興 ・ 交 通 部 長 沖 本 健 二 君
 商工労働部長 吉 村 大 君
 観光振興部長 西 岡 幸 生 君
 農 業 振 興 部 長 川 村 竜 哉 君
 林 業 振 興 ・ 環 境 部 長 田 中 宏 治 君
 水産振興部長 村 田 重 雄 君
 土 木 部 長 井 上 達 男 君
 会 計 管 理 者 橋 口 欣 二 君
 公 営 企 業 局 長 伊 藤 博 明 君
 教 育 長 秋 元 厚 志 君
 人 事 委 員 長 原 哲 君
 人 事 委 員 会 長 小 田 切 泰 禎 君
 事 務 局 長 熊 坂 隆 君
 公 安 委 員 長
 警 察 本 部 長

代表監査委員 植田 茂 君
監査委員 中村 知 佐 君
事務局 局長

事務局職員出席者

事務局 局長 行宗 昭一 君
事務局 次長 織田 勝博 君
議事課 課長 吉岡 正勝 君
政策調査課長 川村 和敏 君
議事課長補佐 馬殿 昌彦 君
主 幹 春井 真美 君



議事日程(第1号)

令和2年9月24日午前10時開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期決定の件
- 第3
 - 第1号 令和2年度高知県一般会計補正予算
 - 第2号 令和2年度高知県流域下水道事業会計補正予算
 - 第3号 令和2年度高知県病院事業会計補正予算
 - 第4号 知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例議案
 - 第5号 漁業法等の一部を改正する等の法律の施行による漁業法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例議案
 - 第6号 高知県手数料徴収条例の一部を改正する条例議案
 - 第7号 ふぐ取扱い条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例議案
 - 第8号 高知県立高等技術学校が実施する普通職業訓練の基準等を定める条例の

一部を改正する条例議案

- 第9号 高知県手数料徴収条例及び高知県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例議案
- 第10号 高知県漁港管理条例の一部を改正する条例議案
- 第11号 県有財産(教学機器)の取得に関する議案
- 第12号 損害賠償の額の決定に関する議案
- 第13号 令和元年度高知県電気事業会計未処分利益剰余金の処分に関する議案
- 第14号 令和元年度高知県工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分に関する議案
- 報第1号 令和元年度高知県一般会計歳入歳出決算
- 報第2号 令和元年度高知県収入証紙等管理特別会計歳入歳出決算
- 報第3号 令和元年度高知県給与等集中管理特別会計歳入歳出決算
- 報第4号 令和元年度高知県旅費集中管理特別会計歳入歳出決算
- 報第5号 令和元年度高知県用品等調達特別会計歳入歳出決算
- 報第6号 令和元年度高知県会計事務集中管理特別会計歳入歳出決算
- 報第7号 令和元年度高知県県債管理特別会計歳入歳出決算
- 報第8号 令和元年度高知県土地取得事業特別会計歳入歳出決算
- 報第9号 令和元年度高知県国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算
- 報第10号 令和元年度高知県災害救助基金特別会計歳入歳出決算
- 報第11号 令和元年度高知県母子父子寡婦福祉資金特別会計歳入歳出決算
- 報第12号 令和元年度高知県中小企業近代化資

- 金助成事業特別会計歳入歳出決算
 報第13号 令和元年度高知県流通団地及び工業
 団地造成事業特別会計歳入歳出決算
 報第14号 令和元年度高知県農業改良資金助成
 事業特別会計歳入歳出決算
 報第15号 令和元年度高知県県営林事業特別会
 計歳入歳出決算
 報第16号 令和元年度高知県林業・木材産業改
 善資金助成事業特別会計歳入歳出決
 算
 報第17号 令和元年度高知県沿岸漁業改善資金
 助成事業特別会計歳入歳出決算
 報第18号 令和元年度高知県流域下水道事業特
 別会計歳入歳出決算
 報第19号 令和元年度高知県港湾整備事業特別
 会計歳入歳出決算
 報第20号 令和元年度高知県高等学校等奨学金
 特別会計歳入歳出決算
 報第21号 令和元年度高知県電気事業会計決算
 報第22号 令和元年度高知県工業用下水道事業会
 計決算
 報第23号 令和元年度高知県病院事業会計決算
 報第24号 県有財産（個人防護具）の取得の専
 決処分報告



午前10時開会 開議

○議長（三石文隆君） ただいまから令和2年9
 月高知県議会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。



諸 般 の 報 告

○議長（三石文隆君） 御報告いたします。

議会運営委員長から閉会中における委員会の

審査並びに調査の経過報告があり、その写しを
 お手元にお配りいたしてありますので御了承願
 います。

さきに議決された意見書に関する結果につ
 きましては、これを取りまとめ、お手元にお配
 りいたしてありますので御了承願います。

次に、知事から地方自治法第180条第2項の規
 定に基づく専決処分報告がありましたので、そ
 の写しをお手元にお配りいたしてあります。

次に、知事から地方公共団体の財政の健全化
 に関する法律第3条第1項の規定に基づく健全
 化判断比率及び同法第22条第1項の規定に基
 づく資金不足比率の報告がありましたので、その
 写しをお手元にお配りいたしてあります。

次に、知事から地方自治法第243条の3第2項
 の規定に基づき法人の経営状況を説明する書類
 が提出されましたので、お手元にお配りいた
 してあります。

次に、知事から地方独立行政法人法第78条の
 2第6項の規定に基づく公立大学法人の令和元
 年度における業務実績評価の結果の報告書が提
 出されましたので、お手元にお配りいたしてあ
 ります。

次に、教育長から地方教育行政の組織及び運
 営に関する法律第26条第1項の規定に基づき令
 和元年度高知県教育委員会施策に関する点検・
 評価結果の報告書が提出されましたので、その
 写しをお手元にお配りいたしてあります。

次に、去る8月7日に四国4県議会正副議長
 会議におきまして議決されました事項及び9月
 7日に中国四国九県議会正副議長会議におきま
 して議決されました事項をお手元にお配りいた
 してありますので、御了承願います。

〔委員会報告書、意見書に関する結果に
 ついて それぞれ巻末353、354ページ
 に掲載〕



会議録署名議員の指名

○議長（三石文隆君） これより日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則の定めるところにより、今期定例会を通じて次の3君にお願いいたします。

6番 下村勝幸君

15番 弘田兼一君

28番 石井孝君



会期の決定

○議長（三石文隆君） 次に、日程第2、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期を、本日から10月15日までの22日間といたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（三石文隆君） 御異議ないものと認めます。よって、今期定例会の会期は、本日から10月15日までの22日間と決しました。



議案の上程、提出者の説明

○議長（三石文隆君） 御報告いたします。

知事から議案が提出されましたので、お手元にお配りいたしてあります。

〔提出書 巻末358ページに掲載〕

日程第3、第1号「令和2年度高知県一般会計補正予算」から第14号「令和元年度高知県工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分に関する議案」まで及び報第1号「令和元年度高知県一般会計歳入歳出決算」から報第24号「県有

財産（個人防護具）の取得の専決処分報告」まで、以上38件を一括議題といたします。

ただいま議題となりました議案に対する提出者の説明を求めます。

県知事濱田省司君。

（知事濱田省司君登壇）

○知事（濱田省司君） 本日、議員の皆様のお出向をいただき、令和2年9月県議会定例会が開かれますことを厚く御礼申し上げます。

ただいま提案いたしました議案の説明に先立ちまして、当面する県政の主要な課題について御説明を申し上げ、議員の皆様並びに県民の皆様のお理解と御協力をお願いしたいと考えております。

安倍前総理の辞任に伴い、今月16日新たに菅内閣が発足しました。菅総理におかれては、安倍政権が進めてきた取組を継承し、前に進めていくとの方針を示され、国難とも言うべき新型コロナウイルス感染症への対処を急ぐとともに、経済の再生、行政のデジタル化、地方の活性化などに取り組む考えを表明されています。政府においては、地方とのパートナーシップを一層重視し、引き続き本県の県勢浮揚に向けた取組を力強く後押ししていただくことを期待するところです。

県としましても、こうした国の動きを最大限に活用して、新型コロナウイルス感染症への対応はもとより、経済の活性化をはじめとする5つの基本政策と中山間対策など3つの横断的な政策を加速させてまいります。また、国の施策が本県の取組の一層の追い風となりますよう、時期を捉えた政策提言を積極的に行ってまいります。

新型コロナウイルス感染症については、県内において昨日までに137例の感染が確認されております。4月末から約2か月半の間、新たな感染がない状態が続いておりましたものの、7月

13日の75例目以降散発的に感染が確認され、先月には高知市内の障害者支援施設や親族間におけるクラスターも発生しました。その後、状況は徐々に落ち着き、今月12日以降新たな感染者は確認されておりましたが、今後は季節性インフルエンザとの同時流行も懸念されます。このため、引き続き検査体制の強化と医療提供体制の確保に努めてまいります。

あわせて、感染防止対策をしっかりと講じながら、社会経済活動の回復との両立を図るとともに、あらゆる分野でデジタル技術の活用を促進するなど、社会の構造変化を踏まえた対策をさらに強化し、県経済を再び成長軌道に乗せるべく全力で取り組んでまいります。

今議会では、主に新型コロナウイルス感染症への対応を図るため、総額306億8,000万円余りの歳入歳出予算の補正並びに総額45億8,000万円余りの債務負担行為の追加及び補正を含む一般会計補正予算案を提出しております。

このうち、感染予防、感染拡大防止に関しては、次なる感染拡大の波に備え、検査協力医療機関の確保を通じた検査体制の充実をはじめ、入院病床の確保などによる医療提供体制の強化に取り組んでまいります。

次に、経済影響対策に関しては、事業の継続と雇用の維持、経済活動の回復、社会の構造変化への対応という3つの局面に対応し、生活が困窮している方への生活福祉資金貸付金などを拡充するほか、あらゆる分野におけるデジタル化を推進するとともに、今回の事態を契機とした地方への新しい人の流れを本県へ呼び込めるよう施策を強化してまいります。

また、引き続き感染拡大防止や経済影響対策に機動的に対応できるよう、予備費を増額計上しております。このほか、インフラ整備を加速するため、公共事業に係る国費の内示増に対応した予算などを計上しております。

県の財政運営においては、常に中期的な展望の下、財政規律を維持しつつ、県民サービスの確保と県財政の健全化を同時に実現することが重要であります。こうしたことから、昨年度の決算状況や今後の歳入の見込みなどを踏まえ、今後6年間の中期的な財政収支について試算を行いました。その結果、今後の大規模事業などに必要な経費のほか、社会保障関連経費の増加による影響を見込んでも、安定的な財政運営に一定の見通しをつけることができっております。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症による税金などへの影響はなおお断を許さず、今後も十分に留意していく必要があります。また、本県の財政運営は地方交付税制度など国の動向に大きく左右されるところです。このため、引き続きこれらの動向を注視しつつ、国に対し、一般財源総額の確保などについて積極的に政策提言を行ってまいります。あわせて、施策の有効性や効率性を高められるよう、事務事業のスクラップ・アンド・ビルドの徹底や行政のデジタル化などに取り組んでまいります。

続いて、県政運営の現状に関し、まず経済の活性化について御説明申し上げます。

本県経済は、新型コロナウイルス感染症の影響により、観光関連産業をはじめ、飲食業や第1次産業など様々な分野で打撃を受けております。6月以降、国を挙げて経済活動の回復に向けた取組が進められてきたこともあり、一部に持ち直しの動きが見られるものの、感染症の収束が見通せない中、本格的な回復にはまだ時間を要するものと考えております。

県といたしましては、これまで事業の継続と雇用の維持に向けた対策に力を入れて取り組むとともに、経済活動の回復に向けた取組を段階的に進めてまいりました。今後はこれらの取組を継続しつつ、社会の構造変化への対応に一層の重点を置いた経済対策を展開してまいります。

まず、事業の継続と雇用の維持については、消費の落ち込みにより経営が悪化している畜産農家や養殖業者の生産活動にかかる経費を支援するとともに、県内製材工場の在庫を災害時の応急仮設住宅用の木材として備蓄するなど、第1次産業への支援を一段と強化いたします。また、公共交通機関や障害者就労継続支援事業所などの事業継続を支援してまいります。

次に、経済活動の回復と社会の構造変化への対応については、まずは県内の消費拡大、需要喚起を図るため、6月から「食べて！遊んで！高知家応援プロジェクト」を実施しており、食などに関する様々なキャンペーンを通じて、多くの県民の皆様に地産地消への御協力をいただいているところです。

また、7月にはこうした地産地消の機会を広く知っていただくよう、県内のメディア各社が中心となり、高知家応援プロジェクト推進協議会が設立されました。県としても協議会としっかりと連携し、引き続き地産地消の取組を盛り上げてまいります。

あわせて、観光面では、県の観光リカバリー戦略に基づくキャンペーンなどの施策をさらに強化し、観光需要の早期回復に向けて取り組んでまいります。

また、感染防止を図りながら本県経済を持続的な成長軌道に乗せていくためには、各事業者における非接触、非対面といった新しい生活様式への対応やデジタル化など、社会構造の変化への対応が重要なポイントになると考えております。このため、食品加工業者や農林水産事業者、宿泊施設などの新しい生活様式への対応に向けた設備投資を支援するとともに、自然・体験型観光拠点施設の整備を推進いたします。

加えて、デジタル技術の活用は、感染防止に資するとともに生産性向上にもつながることから、各産業分野のデジタル化をさらに加速して

まいります。県庁においてもテレワークやウェブ会議など業務のデジタル化を一層進めるとともに、市町村の情報通信基盤の整備を支援いたします。

さらに、コロナ禍を契機とした都会から地方へという新しい人の流れを強力に本県に呼び込み、移住や企業誘致につなげるため、その受皿となるシェアオフィスなどの整備を推進してまいります。

第4期産業振興計画については、感染症の影響による事業の進捗の遅れを取り戻すべく、オンラインを活用した移住相談会や外商の商談会などの新たな手法も取り入れながら、地産の強化、外商の強化、成長を支える取り組みの強化という3つの施策群の取組を全力で進めているところです。

まず、地産の強化に関しては、各産業分野において担い手不足を克服し、生産性を高めるとともに、社会の構造変化にも対応するため、デジタル技術と地場産業の融合などに取り組んでおります。

このうち農業分野では、環境制御技術にAIやIoTなどの先端のデジタル技術を融合させた、Next次世代型こうち新施設園芸システムの開発を進めており、作物の生育情報や収量・出荷データなどといった様々な情報の収集と分析を行う、データ共有基盤IOPクラウドの開発に先月から着手したところです。

今後は、令和4年度からの本格運用に向けて、IOPクラウドで活用するデータの収集を開始するとともに、これらのデータを活用して営農支援などを行う基盤を本年度中に構築します。加えて、水産分野で構築を予定しているデータベースとの連携についても検討を行うこととしております。あわせて、離れた場所からハウス内の監視や環境制御を可能とする機器の開発などにも取り組み、第1次産業分野における

Society5.0の実現につなげてまいります。

また、商工業分野などにおいても、デジタル技術を活用して生産性の向上を進めるとともに、付加価値の高いサービスを創出していくことが重要であります。例えば全国規模の企業では、I Cタグを活用したレジや在庫管理の自動化のほか、飲食における注文から支払いまでが顧客のスマートフォン内で完結するシステムの導入などが進んでおります。

一方で、地方の中小企業などにとってデジタル化はハードルが高く、実際、県内の企業からは導入の方法や効果が分からないといった声も多く聞くところです。このため、公募により選定した県内企業に対し、県が計画策定や具体的なデジタル技術の導入、人材育成を総合的に支援することを通じて、県内の各事業者がデジタル化に取り組むきっかけとなるモデル事例を創出したいと考えております。さらには、この取組の過程で得られた効果などを県内全域へと横展開し、事業者のデジタル化に向けた機運の醸成を図るとともに、生産性の高い産業構造への変革を図ってまいります。

次に、外商の強化に関しては、感染症の影響で国内外の展示・商談会が相次いで中止または延期される中、厳しい状況にある食品事業者の外商活動を支援しております。具体的には、インターネット上での販売サイトの構築を支援するほか、オンラインを活用した商談機会の確保を進めるなど、非接触、非対面での販路拡大に取り組んでいるところです。

さらに、今後は新たな消費者ニーズに対応した保存性の高い商品などの開発に向けた機器の整備を支援するとともに、工業技術センターにおいても新たな機器を導入し、商品開発への支援を強化します。あわせて、コロナ禍を契機に、より高度な衛生管理が求められていることを踏まえ、これまで取り組んできた県版H A C C P

の認証取得に向けた研修の実施などに加え、衛生管理の向上に必要な設備投資を支援してまいります。

本県と関西圏との経済連携に向けた取組については、関西の経済界の方など8名をメンバーとする関西・高知経済連携強化アドバイザー会議を立ち上げ、今月2日に第1回目の会議を開催いたしました。

今回の会議では、まず県側から、関西圏との経済連携の強化に向けた戦略の柱として、観光推進、食品等の外商拡大、万博・I Rとの連携の3つのプロジェクトの方向性をお示ししました。アドバイザーの方々からは、コロナ禍による生活や価値観の変化をチャンスと捉え、先手を打った取組が重要といった御意見や、観光推進に関し今なぜ高知なのかをシンプルに発信していくイメージ戦略が重要といった御意見など、各プロジェクトに対して多くのアドバイスをいただいたところです。

今後、こうした御助言も踏まえて検討を深め、来月には第2回目のアドバイザー会議を開催して戦略の骨格をお示しし、改めて御意見を伺いたいと考えております。その上で、さらに具体的な施策にまで落とし込み、本年度中に新たな戦略を策定いたします。

次に、成長を支える取り組みの強化のうち、移住促進に関しては、感染症の影響で対面の移住相談やイベントの開催が困難となったことなどもあり、先月末時点の移住者数は前年同期比87%、相談者数は63%にとどまっております。

一方で、今回のコロナ禍を契機に、これまでの働き方や暮らし方などが見直され、地方暮らしへの関心が高まることが期待されます。このため、今後は本県への新しい人の流れを創出するべく、ウイズコロナ、アフターコロナにおける人々の働き方、暮らし方、過ごし方のニーズに対応した受皿の整備を進めるとともに、より

効果的な情報発信の強化に取り組む必要があると考えております。

具体的には、都市部企業の地方展開の受皿となるオフィスや、地方でテレワークを実践する個人向けのコワーキングスペースなどを備えた拠点施設を高知市中心部に整備するとともに、市町村が行うシェアオフィスの整備への支援を行います。あわせて、新しい生活様式に対応したお試し滞在施設の整備や移住者向け住宅の整備を促進いたします。

さらに、都市部の企業や人材に対する効果的な情報発信とアプローチを図るため、オンラインを活用した移住相談やイベントを実施するとともに、ターゲットに応じた情報発信の強化などに取り組んでまいります。その際には、地域間競争に打ち勝つことができるよう、自然や食などの観光資源、産学官連携による新事業展開への支援、移住促進・人材確保センターを中心としたオール高知体制によるきめ細かなフォローアップといった本県独自の強みを最大限に生かして、他県との差別化を図ってまいります。

こうした一連の施策をスピード感を持って推進することにより、都市部からの企業の誘致を図るとともに、地方への移住希望者を着実に本県に呼び込んでまいりたいと考えております。

次に、観光分野では、感染症の全国的な拡大に伴い、本年4月、5月には主要な県内観光施設の利用者数が前年と比べ約9割減少し、宿泊施設の利用も大幅に落ち込むなど、大きな打撃を受けております。このため、6月12日から県内向けの宿泊割引事業を開始し、その後も中四国、全国を対象を広げ、段階的に誘客の取組を実施してまいりました。

さらに、7月22日からは、国の事業に連動する形で交通費用を助成する本県独自の観光リカバリーキャンペーンをスタートしております。このキャンペーンの開始後、新足摺海洋館

SATOUMIには2か月で8万人を超える来館者にお越しいただき、周辺の観光施設における利用者増加の後押しになっておりますほか、県内宿泊施設の利用状況も一時期に比べると上向いてきており、本県の観光需要は徐々に回復に向かいつつあると捉えております。

今後は、本県観光需要の早期回復を図り、この基調をさらに伸ばしていくため、観光リカバリー戦略に基づく取組を一層強化してまいります。中でも、観光リカバリーキャンペーンについては、開始から2か月で2万件を超える交通費用助成の申込みをいただくなど好評を得ており、11月にも既存の予算額を上回ることが見込まれます。来月からは国のGo To Travelの対象に東京発着の旅行が追加される予定となり、より多くの方々の来県が期待できることから、こうした需要にも対応するべく、関連の補正予算案を今議会に提出しております。

また、コロナ禍において全国的に多くの方が自然が多い地域への旅行を希望しているというニーズを踏まえ、リョーマの休日キャンペーンを引き続き令和4年3月まで実施することといたしました。あわせて、旅行者の方々に安心して本県観光を楽しんでいただけるよう、新しい生活様式に対応した宿泊施設や屋外観光施設の環境整備を進めるとともに、ワーケーションなどの新たな旅行スタイルに対応した受入れ環境の磨き上げを行ってまいります。

また、来年度は、JRグループと連携して四国を一体的に売り込む四国デスティネーションキャンペーンの開催が予定されております。これらも追い風に、本県の強みである歴史、食、自然の観光資源を最大限に生かしたプロモーションを展開し、本県へのさらなる誘客につなげてまいります。

高知龍馬空港新ターミナルビルの整備については、国際チャーター便の増便や国際定期便の

誘致に必要な空港施設の機能強化を図るため、本年度に建物の設計を行い、令和4年夏に供用を開始する計画で進めてまいりました。しかしながら、新型コロナウイルス感染症が世界的に収束していないことに加え、国際航空路線の需要回復は2024年頃になるとの見通しを関係団体が示していることなどを踏まえ、今回、整備については一旦立ち止まり、再開の時期を見定めるべきとの判断をいたしました。

なお、新ターミナルビルは、外国人旅行者の誘致拡大などに不可欠な施設であると考えており、引き続き就航に前向きな感触を得ている海外の航空会社との協議の状況や、国際航空路線の需要回復の動きを見極めながら、整備の再開について検討を行ってまいります。

次に、日本一の健康長寿県づくりなどの取組について御説明申し上げます。

新型コロナウイルス感染症については、先ほど申し上げましたとおり、現在のところ感染状況は落ち着いているものの、依然として予断を許さない状況にあります。このため、次の感染拡大の波に備え、さらなる検査体制の強化と医療提供体制の確保に取り組んでまいります。

まず、検査体制については、先月から県民の皆様が身近な医療機関を通じて検査を受けられる新たなスキームを開始したところです。この新たなスキームでは、医師の判断で検体を採取し、民間の検査会社に検査を依頼する医療機関を検査協力医療機関と位置づけ、発熱などの症状を有する方が診察から検査までをワンストップで受けられるようにいたしました。

これまでに県内の109医療機関に御協力をいただけたこととなりましたが、今後は季節性インフルエンザの流行期においても適切な診療や検査が実施できるよう、さらに検査協力医療機関の確保が必要となってまいります。このため、地域の医師会とも相談をしながら、より多くの

医療機関に協力を要請してまいります。あわせて、特殊勤務手当の支給に対する補助の枠組みを広げ、検査協力医療機関の職員もその対象にしたいと考えております。

次に、医療提供体制については、国が6月に示した推計患者数に対応できるよう、入院患者を受け入れるための病床として現在192床を確保するとともに、軽症者などが療養する宿泊施設の確保も進めているところです。

また、病床確保のための空床補償については、事態の長期化に伴い、当初の想定を上回る費用が見込まれることから、予算を増額し、引き続き必要な病床数の確保に取り組んでいくこととしております。

先月、高知市内の障害者支援施設において、利用者と職員合わせて20人の集団感染が発生した際には、サービスの中止などには至らなかったものの、全国では社会福祉施設内の集団感染によって事業の継続が困難となった事例が発生しております。こうした状況を踏まえ、今後本県において集団感染が発生した場合でもサービスが継続できるよう、社会福祉施設などによる相互応援のネットワークを広げてまいります。

このほか、新型コロナウイルス感染症と季節性インフルエンザの同時流行を見据え、重症化のリスクが高い高齢者の方などがインフルエンザの定期予防接種を受ける際の自己負担額を無償化する取組を、市町村とも連携して来月1日から開始いたします。

第4期日本一の健康長寿県構想については、数値目標を明確に定めた3つの柱を立て、「県民の誰もが住み慣れた地域で、健やかで心豊かに安心して暮らし続けることのできる高知県」の実現を目指し、それぞれの施策を進めてまいります。

1つ目の柱の、健康寿命の延伸に向けた意識醸成と行動変容の促進については、血管病重症

化予防対策として、透析導入が数年後に予測される患者の方に対し、医療機関と市町村が連携して強力に保健指導を行い、透析導入時期を少しでも遅らせることを目指す新たなプログラムを作成しました。このプログラムに基づき、来月からは県内3つのモデル地域において、患者ごとに減塩や水分管理などを徹底する取組を開始いたします。令和5年までに糖尿病性腎症による新規透析導入患者数を108人以下にするという目標に向け、しっかりと成果を出せるよう取り組んでまいります。

また、先月には県内外の有識者の参加を得て、本県における糖尿病予防の取組に対する検証などを行っていただき、糖尿病発症・重症化予防施策評価会議を開催いたしました。第1回目となる今回の会議では、本県のこれまでの施策や取組について評価をいただくとともに、ポピュレーションアプローチや重症化予防を効率的に推進する具体的な方策などについて助言をいただいたところです。今後、こうした御意見を重症化予防などの取組に反映させるとともに、その結果を次回以降の評価会議において分析、検証いただき、より効果的かつ効率的な施策の実施につなげてまいります。

2つ目の柱の、地域で支え合う医療・介護・福祉サービス提供体制の確立とネットワークの強化については、在宅療養体制のさらなる充実に向け、本年度新たに設置した在宅療養推進懇談会を7月末に開催したところです。委員の方々からは、住まいの確保と連動した在宅療養環境の整備やICTの活用による高齢者の見守りなど、在宅療養を進めるための新たな施策について幅広い視点から御意見をいただきました。今後、さらに議論と検討を深め、在宅での療養を希望される方が住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、新たな施策につなげてまいります。

また、ひきこもりの人への支援の充実に向け

ては、民生委員・児童委員の御協力を得て、県内におけるひきこもりの実態把握調査を実施いたしました。本調査により、ひきこもりの状況は特に都市部において表面化しづらいこと、長期間にわたり引き籠もっている人が比較的多いこと、高齢の親と同居する、いわゆる8050問題を抱える世帯が多いことなどが改めて浮き彫りになったところです。

さらに、今日15日には、県内の関係機関や有識者、家族会の方で構成する、ひきこもりの人等に対する支援のあり方に関する検討委員会を開催し、調査結果を踏まえて支援体制などを強化すべきとの御意見をいただきました。これらを基に、関係機関が連携した包括的な支援体制の構築や、個々のひきこもりの人の状況に応じた多様な社会参加に向けた支援の充実など、具体的な強化策について検討してまいります。

3つ目の柱の、子どもたちを守り育てる環境づくりについては、妊娠期から子育て期まで切れ目なく、総合的な支援を行う高知版ネウボラ取組を推進しております。このうち、発達障害のある子供への支援については、臨床心理士や言語聴覚士などの専門職を市町村が実施する乳幼児健診に派遣する取組を、今月からスタートさせたところです。引き続き、市町村との連携の下、子供たちが早い段階から適切な支援を受けられるよう取り組んでまいります。

次に、教育の充実に関する取組について御説明申し上げます。

県内の各学校においては、3月から5月にかけて長期にわたる臨時休業が実施され、この間の学習の遅れを取り戻すために夏休みを2週間程度短縮し、現在も学校行事を精選するなど様々な工夫を行いながら、授業時間数を確保しようと努力されています。例年とは大きく状況が異なるものの、何より子供たちが安心して学校生活を送れるようにすることが重要でありま

す。このため、学びを取り戻す、子どもたちの心に寄り添う、学校等における感染を防ぐ、再度の感染拡大に備えるという4つの方針の下、市町村などとも連携しながら取組を進めております。

まず、学びを取り戻す取組については、教員研修の約半数を中止またはオンデマンド研修に見直し、教員が子供たちに向き合う時間を確保するとともに、教員や学習支援員の追加配置を行うなどして指導体制の充実を図っております。

次に、子どもたちの心に寄り添う取組については、スクールカウンセラーなどによる相談支援体制を充実させ、子供たちの心のケアに努めているところです。

また、学校等における感染を防ぐ取組については、引き続き国が示す衛生基準の周知徹底を図るとともに、各学校が取り組む消毒や換気などの感染防止対策をしっかりと支援してまいります。

さらに、再度の感染拡大に備える取組については、休業時においても学びを継続できるよう、オンライン学習の実現に向けて1人1台タブレットなどの整備を加速しているところです。

今後、本年度内に高知県版学習支援プラットフォームを構築し、これまで県教育委員会が作成してきた学習教材をデジタル化した上で、児童生徒が学力に応じて利用できるようにするとともに、蓄積した学習履歴を基に一人一人の理解度に応じた最適な指導を実践できる環境を整えてまいります。

また、こうした環境を最大限に活用して、障害などのある子供たちの個々の特性に応じた学習支援を行うほか、不登校の児童生徒についても柔軟に学習機会を確保するなど、よりきめ細かく個別支援の充実を図ってまいります。あわせて、教材準備や採点などの業務負担を大幅に軽減し、教員の働き方改革にもつなげてまいり

ます。

本県初となる県立中学校の夜間学級については、来年4月から高知国際中学校夜間学級として、現在の高知江の口特別支援学校の校舎を活用して開設することとなりました。この夜間学級の設置により、国籍や年齢に関わらず、様々な理由により義務教育を受けられなかった方や、十分に学校に通えなかった方の学び直しの機会が広がるものと考えております。今後、来月からの生徒の募集開始に向け、広く周知を行うとともに、入学する生徒が互いに学習意欲を高め合うことができる教育環境の整備を進めてまいります。

県中央部の知的障害特別支援学校に通学する児童生徒は、年々増加傾向にあり、特に山田特別支援学校においては、普通教室の不足に伴い特別教室を転用して対応するなど、狭隘化が大きな課題となっております。

このため、有識者やPTAの方などによる検討委員会において、速やかな課題の解決に向けて議論を重ね、取りまとめられた提言を基に検討を行ってまいりました。その結果、現在の高知江の口特別支援学校の校舎を活用して、50人規模の新たな知的障害特別支援学校を設置する方針が県教育委員会において決議されたところです。今後、令和4年4月の開校を目指して、校舎の改修などの準備を進めてまいります。

次に、南海トラフ地震対策をはじめとする防災・減災対策の取組について御説明申し上げます。

南海トラフ地震対策に関しては、第4期行動計画に基づき、ハードとソフトの両面から着実に施策を進めているところです。

このうち、住宅の耐震化については、市町村と協力して補助制度の拡充や事業者の育成に取り組んできた結果、本年6月時点の補助申請件数が前年同期の1.2倍になるという高い水準で進

捗しております。こうした状況を踏まえて、耐震化をさらに加速させるべく、今議会に関連の補正予算案を提出しております。

また、ソフト面では、自力での避難が困難な高齢者や障害者の方などが迅速に避難できるよう、一人一人に応じた避難計画の策定に取り組んでいるところです。具体的には、沿岸5市のモデル地区での取組によって得られたノウハウを活用し、沿岸19市町村全てでワーキンググループを立ち上げ、各市町村と共に個別計画の策定を進めております。

計画策定に当たっては、要配慮者一人一人の事情を把握しているケアマネジャーに関わっていただくことが効果的であることから、こうした福祉職の方々に理解を深めていただくための研修会の開催などを行うとともに、実効性を高めるための避難訓練の実施にも取り組んでまいります。

さらに、発災時に県外からの支援を円滑に受け入れるための受援体制の強化については、県において、医療支援チームの受入れや応急給水活動に係るマニュアルなど12の計画を新たに策定することとしており、本年度は、このうち4つの策定に向けて関係機関との協議を進めているところです。

また、市町村における応援職員の受入れ調整、物資配送拠点の運営、住家被害認定など8つの業務については、現時点で計画を策定できていない団体があることから、県として、市町村の課題を踏まえた支援を行っております。さらには、訓練などを通じて、県及び市町村の計画について検証と見直しを行い、その実効性を高めていく必要があると考えております。先月開催した県と高知市との連携会議においても、要配慮者支援対策や受援体制の強化に向けた施策の方向性を確認したところであり、引き続き各市町村の課題に対応しながら取組を進めてまいり

ます。

近年、全国各地で台風や豪雨による甚大な被害が相次いでおり、今後も降雨量の増加や水害の激甚化、頻発化が懸念されることから、部局横断的に対策を推進しているところです。特に、治水対策に関しては、本年度国が新たに創設した地方債の制度も最大限活用して、河川のしゅんせつや改修などを加速しております。

また、ソフト面では、氾濫した場合に甚大な被害が予測される鏡川や松田川など4つの県管理河川において、住民の円滑かつ迅速な避難につながるよう、想定される最大規模の降雨が発生した場合の浸水想定区域図を先月までに公表しました。さらに、県内全てのダムにおいて、大雨が予測される際、発電などの目的で貯水している水を事前に放流し、少しでも洪水調節容量を増やすことができるよう、関係利水者と治水協定を締結したところです。引き続き、県民の皆様が安全で安心して暮らせる県土づくりに向けて、あらゆる対策に全力で取り組んでまいります。

本県では、地震や風水害時における被災者の救出をはじめ、水難や山岳遭難事故、山林火災などに迅速に対応するため、平成8年に消防防災航空隊を発足させ、直営で消防防災ヘリコプターの運航を行ってまいりました。しかしながら、操縦士の途中退職などがあり、安定的な運航要員の確保が大きな課題となっていたところです。また、令和4年4月からは消防庁の基準で操縦士2人体制による運航が義務づけられ、これまで以上に操縦士の確保が困難となってまいります。

このため、運航体制の安定性、継続性、経費などの観点から検討を重ねた結果、直営ではなく、県が機体を保有した上で民間事業者に運航を委託することが妥当であるとの結論に至りました。今議会には、消防庁から貸与を受ける機

体の委託運航のための予算案を提出しております。今後、年内に委託先を決定した後令和4年度から順次委託運航を開始できるよう、準備を進めてまいりたいと考えております。

次に、新たな管理型産業廃棄物最終処分場の整備について御説明申し上げます。

佐川町における施設整備に向けては、環境アセスメントなどの調査や周辺安全対策の取組に並行して、地域振興策の取りまとめを進めております。7月には住民説明会を開催し、地質調査の結果や長竹川の増水対策をはじめとする周辺安全対策の状況などについて説明をさせていただきました。

また、先月28日には県と佐川町との連携会議を開催し、町からは、住宅裏の斜面対策をはじめとする防災力の向上や、公民館の整備といったコミュニティー活性化への支援など、地域振興策について具体的な要望をいただきました。現在、こうした要望への対応について、庁内のプロジェクトチームを中心に検討を行っているところです。引き続き、加茂地区の皆様はもとより、佐川町、佐川町議会、さらには県内市町村や関係団体などの御理解と御協力を賜りながら、施設の整備や地域振興策などを着実かつ丁寧に進めてまいります。

続きまして、今回提案いたしました議案について御説明申し上げます。

まず、予算案は、令和2年度高知県一般会計補正予算などの3件です。

条例議案は、高知県手数料徴収条例の一部を改正する条例議案など7件です。

その他の議案は、県有財産の取得に関する議案など4件です。

報告議案は、令和元年度高知県一般会計歳入歳出決算など24件であります。

以上をもちまして、議案提出に当たっての私からの説明を終わらせていただきます。何とぞ

御審議の上、適切な議決を賜りますようお願い申し上げます。



○議長（三石文隆君） 以上をもって、本日の議事日程は終了いたしました。

お諮りいたします。明25日から29日までの5日間は議案精査等のため本会議を休会し、9月30日から再開いたしたいと存じますが御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（三石文隆君） 御異議ないものと認めます。よって、さよう決しました。

9月30日の議事日程は、議案に対する質疑並びに一般質問であります。開議時刻は午前10時、本日はこれにて散会いたします。

午前10時46分散会

令和2年9月30日（水曜日） 開議第2日

出席議員

1番 上 治 堂 司 君
 2番 土 森 正 一 君
 3番 上 田 貢太郎 君
 4番 今 城 誠 司 君
 5番 金 岡 佳 時 君
 6番 下 村 勝 幸 君
 7番 田 中 徹 君
 8番 土 居 央 君
 9番 野 町 雅 樹 君
 10番 浜 田 豪 太 君
 11番 横 山 文 人 君
 12番 西 内 隆 純 君
 13番 加 藤 漠 君
 14番 西 内 健 君
 15番 弘 田 兼 一 君
 16番 明 神 健 夫 君
 17番 依 光 晃一郎 君
 18番 梶 原 大 介 君
 19番 桑 名 龍 吾 君
 20番 森 田 英 二 君
 21番 三 石 文 隆 君
 22番 山 崎 正 恭 君
 23番 西 森 雅 和 君
 24番 黒 岩 正 好 君
 25番 大 石 宗 君
 26番 武 石 利 彦 君
 27番 田 所 裕 介 君
 28番 石 井 孝 君
 29番 大 野 辰 哉 君
 30番 橋 本 敏 男 君
 31番 上 田 周 五 君
 32番 坂 本 茂 雄 君
 33番 岡 田 芳 秀 君
 34番 中 根 佐 知 君
 35番 吉 良 富 彦 君

36番 米 田 稔 君

37番 塚 地 佐 智 君

欠席議員

なし

説明のため出席した者

知 事 濱 田 省 司 君
 副 知 事 岩 城 孝 章 君
 総 務 部 長 君 塚 明 宏 君
 危機管理部長 堀 田 幸 雄 君
 健康政策部長 鎌 倉 昭 浩 君
 地域福祉部長 福 留 利 也 君
 文化 生活 岡 村 昭 一 君
 スポーツ部長
 産業 振興 井 上 浩 之 君
 推進 部長
 中山間振興・ 尾 下 一 次 君
 交通 部長
 商工労働部長 沖 本 健 二 君
 観光振興部長 吉 村 大 君
 農業振興部長 西 岡 幸 生 君
 林業 振興・ 川 村 竜 哉 君
 環境 部長
 水産振興部長 田 中 宏 治 君
 土 木 部 長 村 田 重 雄 君
 会 計 管 理 者 井 上 達 男 君
 公 営 企 業 局 長 橋 口 欣 二 君
 教 育 長 伊 藤 博 明 君
 人 事 委 員 長 秋 元 厚 志 君
 人 事 委 員 会 長 原 哲 君
 人 事 務 局 長
 公 安 委 員 長 小 田 切 泰 禎 君
 警 察 本 部 長 熊 坂 隆 君
 代 表 監 査 委 員 植 田 茂 君
 監 査 委 員 長 中 村 知 佐 君
 事 務 局

事務局職員出席者

事務局長 行宗昭一君
事務局次長 織田勝博君
議事課長 吉岡正勝君
政策調査課長 川村和敏君
議事課長補佐 馬殿昌彦君
主幹 春井真美君
主査 久保淳一君



議事日程(第2号)

令和2年9月30日午前10時開議

第1

- 第1号 令和2年度高知県一般会計補正予算
- 第2号 令和2年度高知県流域下水道事業会計補正予算
- 第3号 令和2年度高知県病院事業会計補正予算
- 第4号 知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第5号 漁業法等の一部を改正する等の法律の施行による漁業法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例議案
- 第6号 高知県手数料徴収条例の一部を改正する条例議案
- 第7号 ふぐ取扱い条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例議案
- 第8号 高知県立高等技術学校が実施する普通職業訓練の基準等を定める条例の一部を改正する条例議案
- 第9号 高知県手数料徴収条例及び高知県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例議案

- 第10号 高知県漁港管理条例の一部を改正する条例議案
- 第11号 県有財産(教学機器)の取得に関する議案
- 第12号 損害賠償の額の決定に関する議案
- 第13号 令和元年度高知県電気事業会計未処分利益剰余金の処分に関する議案
- 第14号 令和元年度高知県工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分に関する議案
- 報第1号 令和元年度高知県一般会計歳入歳出決算
- 報第2号 令和元年度高知県収入証紙等管理特別会計歳入歳出決算
- 報第3号 令和元年度高知県給与等集中管理特別会計歳入歳出決算
- 報第4号 令和元年度高知県旅費集中管理特別会計歳入歳出決算
- 報第5号 令和元年度高知県用品等調達特別会計歳入歳出決算
- 報第6号 令和元年度高知県会計事務集中管理特別会計歳入歳出決算
- 報第7号 令和元年度高知県県債管理特別会計歳入歳出決算
- 報第8号 令和元年度高知県土地取得事業特別会計歳入歳出決算
- 報第9号 令和元年度高知県国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算
- 報第10号 令和元年度高知県災害救助基金特別会計歳入歳出決算
- 報第11号 令和元年度高知県母子父子寡婦福祉資金特別会計歳入歳出決算
- 報第12号 令和元年度高知県中小企業近代化資金助成事業特別会計歳入歳出決算
- 報第13号 令和元年度高知県流通団地及び工業団地造成事業特別会計歳入歳出決算
- 報第14号 令和元年度高知県農業改良資金助成

事業特別会計歳入歳出決算

報第15号 令和元年度高知県県営林事業特別会計歳入歳出決算

報第16号 令和元年度高知県林業・木材産業改善資金助成事業特別会計歳入歳出決算

報第17号 令和元年度高知県沿岸漁業改善資金助成事業特別会計歳入歳出決算

報第18号 令和元年度高知県流域下水道事業特別会計歳入歳出決算

報第19号 令和元年度高知県港湾整備事業特別会計歳入歳出決算

報第20号 令和元年度高知県高等学校等奨学金特別会計歳入歳出決算

報第21号 令和元年度高知県電気事業会計決算

報第22号 令和元年度高知県工業用水道事業会計決算

報第23号 令和元年度高知県病院事業会計決算

報第24号 県有財産（個人防護具）の取得の専決処分報告

第2 一般質問

（3人）



午前10時開議

○議長（三石文隆君） これより本日の会議を開きます。



諸般の報告

○議長（三石文隆君） 御報告いたします。

第4号議案については、地方自治法第243条の2第2項の規定に基づき監査委員に意見を求めてありましたところ、異議はない旨の回答書が提出され、また第5号議案については、地方公

務員法第5条第2項の規定に基づき人事委員会に意見を求めてありましたところ、法律の改正に伴うものであり、適当であると判断する旨の回答書が提出されました。その写しをお手元にお配りいたしてありますので御了承願います。

〔監査委員回答書、人事委員会回答書〕
〔それぞれ巻末360、361ページに掲載〕



質疑並びに一般質問

○議長（三石文隆君） これより日程に入ります。

日程第1、第1号「令和2年度高知県一般会計補正予算」から第14号「令和元年度高知県工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分に関する議案」まで及び報第1号「令和元年度高知県一般会計歳入歳出決算」から報第24号「県有財産（個人防護具）の取得の専決処分報告」まで、以上38件の議案を一括議題とし、これより議案に対する質疑並びに日程第2、一般質問を併せて行います。

通告がありますので、順次発言を許します。

17番依光晃一郎君。

（17番依光晃一郎君登壇）

○17番（依光晃一郎君） 自由民主党を代表して質問をさせていただきます。

激動の令和2年も本日9月30日で4分の3が経過して、残りあと3か月となりました。将来、令和2年という年を振り返ったときに、どういった年として記憶されるかといえば、言うまでもなく新型コロナウイルス感染症によって世界が変わってしまった年となるのだと思います。この感染症による社会への影響、生活の変化は、黒船来航や昭和の敗戦に匹敵するような歴史的なものになるかもしれないと感じています。

象徴的な出来事としては、8月28日の安倍総理の辞意表明と東京オリンピック・パラリンピッ

ク延期が歴史の教科書に載るのだと思います。しかし、歴史の教訓として残すべき事実は、中国で発生したたった1種類のウイルスによる感染症が、ごく短期間に世界中の政治、経済、文化、人々の生活まで変えてしまうという、不確実性の高まった世界の姿です。このコロナ禍による変化は、今後も同じような感染症が発生する可能性が否定できない以上、元どおりの世界になることはあり得ず、感染対策を前提とした社会、新たな社会に未来をつくり直さなければなりません。

ウイズコロナ、アフターコロナという言葉が生まれましたが、社会の在り方を変える歴史的な転換点に我々は立っているのです。私自身は、この歴史的な転換点こそ高知県の出番であり、日本に貢献できる役割を信じて、先駆けてチャレンジすべきだと思っております。周回遅れのトップランナーという言葉がありますが、感染症対策を前提とした新しい社会を高知県がモデルとなって示すのです。このことを念頭に置いて、以下質問をさせていただきます。

まず最初に、新たな変化が生まれた国政についてお聞きをいたします。9月16日、衆参両院本会議で自由民主党の菅義偉総裁が第99代首相に選出され、菅内閣が誕生しました。菅総理は内閣総理大臣談話の中で、「地方の活性化、人口減少、少子高齢化をはじめ山積みする課題を克服していくことが、日本の活力につながるものと確信しています。そのため、行政の縦割りや前例主義を打破して、既得権益にとらわれずに規制の改革を全力で進める、国民のために働く内閣をつくり、国民の期待に応えてまいります」と述べられ、高知県政にとって追い風となる政権運営を期待するところです。

また、デジタル庁の創設も表明されており、国の政策は今後コロナ禍の経験を基に、社会や経済活動をデジタル化することについて、最優

先に取り組んでいくものと思います。

まずは、高知県における国との関係において、これまでの7年8か月にわたる安倍内閣が本県にもたらした影響と、これからの菅内閣に期待することについて知事にお聞きをいたします。

次に、冬場の新型コロナウイルス感染症対策についてお聞きをいたします。高知県も日ごとに寒さが増し、季節性インフルエンザ流行にも備えなければならぬ季節となりました。新型コロナウイルス感染症が収束しないままに迎える今年の冬は、医療関係者の皆様にとってはとても困難な数か月となるのではと感じます。

知事の提案説明でも、県の支援策によって、医療機関の皆様は万全の体制で備えているとすることで安心しているところですが、改めて県民の命と健康を守る御決意について知事にお聞きをいたします。

次に、高知県の経済状況についてお聞きをいたします。新型コロナウイルス感染症の経済的影響は、感染症発生時の、ゴールデンウィークまでには落ち着くだろう、夏にはV字回復だという楽観的な予想を裏切り、残念ながら今に至るまでマイナスの影響が続いています。これまでの県の積極的な支援策もあり、コロナ関連の倒産は全国でも最低レベルとなり、失業者数も予想したほどは増えていない現状であると思っておりますが、支払い期日が集中する年末に向けて、リストラや廃業などが増えてくることも予想され、高知県民の生活を守るために、あらゆる支援策を総動員しなければなりません。

そこで、これまでの経済支援策に加えて、今後を見据え、新たに重視して取り組んでいかなければならないと考えていることについて知事にお聞きをいたします。

また、収入の減少や失業などにより生活が困窮する方に対して必要な支援策が届くようにするためには、広報の充実や社会福祉協議会への

支援などもさらに必要だと感じますが、長期化するコロナ禍においてどういったことを心がけて県民の生活を守っていくのか、知事にお聞きをいたします。

次に、新しい時代に向けた高知県の取組についてお聞きをしていきます。

国は、7月17日に経済財政運営と改革の基本方針2020を閣議決定し、ポストコロナ時代を踏まえた新しい未来像を示しました。この基本方針2020は、コロナ禍で浮き彫りになった日本の構造的な課題を挙げて、主にデジタル革命によって解決し、新たな社会につくり変えていくという内容となっています。ここで書かれている課題を列挙すれば、感染拡大を生み出した大都市の人口集中問題、国の中枢機能が東京に集中しているリスク、行政分野でのデジタル化、オンライン化の遅れ、新技術を活用できるデジタル専門人材の不足などです。国は、これら長年の課題をコロナ禍を契機に一気に解決し、国の在り方まで変えていく方針を打ち出したと私は理解しています。

また、方針の中で新たな国のイメージを、「個人が輝き、誰もがどこでも豊かさを実感できる社会」、「誰ひとり取り残されることなく生きがいを感じることでできる包摂的な社会」、「国際社会から信用と尊敬を集め、不可欠とされる国」の3つが実現された社会を目指すとしています。特に最後の「国際社会から信用と尊敬を集め、不可欠とされる国」については、日本がこのままでは国際社会から取り残されてしまうという危機感の表れであり、そうであるならば、この基本方針2020に沿った政権運営は国際社会との関係の中で続いていくと言え、この方針を理解した上で、高知県は先手を打つ政策を立案していくことが重要です。

この基本方針2020で示した未来のデジタル社会については、経団連が平成30年11月に出した

「Society5.0 ーともに創造する未来ー」という提言が分かりやすいので、そこから抜粋しながら御紹介をいたします。

この提言ではSociety5.0について、狩猟社会、農耕社会、工業社会、情報社会に続く新たな社会という意味で、政府の第5期科学技術基本計画において初めて提唱された考えと説明し、AIやIoT、ブロックチェーンなどの革新的なデジタル技術が生まれたことにより、デジタルトランスフォーメーション、デジタル革新の波が絶え間なく起こり、情報社会に続く新たな社会が生まれることだと説明をしています。

Society5.0を定義した平成28年の第5期科学技術基本計画は、超スマート社会という新しい社会モデルを提唱し、デジタル技術を使い経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会と説明しました。経団連の提言は、この超スマート社会をさらに創造社会と言い換え、デジタル革新と多様な人々の想像・創造力の融合によって社会の課題を解決し、価値を創造する社会と定義し直しています。

説明が長くなり、飽きてきた方もいるのではと思います。無理もないことで、Society5.0、AI、IoT、デジタルトランスフォーメーションなど聞き慣れない横文字ばかりで、我々がふだん生活する中では関係なく、それほど社会が変化するとは思えないし、また自分自身その変化に加わるのは想像もできないという方がほとんどでしょう。

そこで、私はこう考えてみていただければと思うのです。要するに、コロナ禍以前の我々が生活していた社会は、実は不自由で不便な社会であり、その不自由で不便な社会を、AIやIoTなど情報技術を使うことによって、前よりも人間らしい自由な社会をつくるんだという理想を掲げて、国はデジタル戦略を加速化させていくと宣言したのだと理解するのです。

コロナ時代は、感染拡大を抑えるための、身体的距離の確保、マスクの着用、手洗いという3つを新しい生活様式として定着させ、併せて密閉、密集、密接の3密を避ける行動様式を生み出し、新しい日常と呼ばれる価値観が生まれました。こういった変化は、人が密集してできている大都会では根本的な解決策はなく、今後も不自由で不安な生活が続くのだと予想できます。そうであるならば、人が密でなく、空間に余裕があり、身近に自然のある高知県はデジタル化を進めることで、最先端の地域として生まれ変われる可能性があるとも言えるのです。

高知県は、経済財政運営と改革の基本方針2020で示されたデジタル化を原動力としたSociety 5.0の実現について、これまでも高知ならではのSociety5.0関連産業群の創出に挑戦するなど積極的に取り組んできましたが、国が示したポストコロナ時代の新しい未来像を高知から実現するための知事の御決意をお聞きいたします。

次に、高知県がSociety5.0が実現された社会をつくり出すための前提となる情報通信基盤整備についてお聞きをいたします。高知県の新たな社会の前提となる光ファイバーの整備率は、現在世帯ベースで96.1%となっており、全国平均の98.8%を若干下回る結果となっていますが、国の財政支援策により来年度末までには大きく進むのだと考えています。特に、学校教育を自宅のできる環境整備は、今後も起こるかもしれない休校措置を想定すれば、どうしても必要な基盤整備です。

そもそも光ファイバーは、民間事業者の採算が取れる場所は既に整備が終わっており、現状の未整備地域は民間事業者が手を出せない採算の悪い地域であるとも言え、整備後の維持管理コストは市町村が負担せざるを得ない状況にあると思います。人口減少という課題がある地域こそ、デジタル基盤は重要であるにもかかわらず

ず、利用者が少ないがゆえに、維持管理に不安が残るというジレンマです。

県は、この情報通信基盤の整備・維持についてどういった考え方で支援していくのか、総務部長にお聞きをいたします。

次に、ポストコロナ時代の新しい働き方についてお聞きをいたします。私は、ポストコロナ時代とは何かと問われれば、働き方の概念が180度変わる時代であると考えています。国の緊急事態宣言を受けての在宅によるテレワークの導入は、これまで進まなかった職場のデジタル化を一気に進めることになりました。県庁においてもテレワーク推進期間が7月15日から9月18日まで設けられ、原則全ての職員がテレワークを1人2回以上実施することを目指して取り組んだと聞いています。

Society5.0が実現された社会は人類の進化であると先ほどお話しさせていただきましたが、狩猟社会から農耕社会に進化する過程で、人類は飢餓の恐怖から解放され、農耕社会から工業社会に進化する過程で、人類は物の豊かさと交通手段を手に入れ、工業社会から情報社会に進化する過程で、人類は情報へのアクセスを劇的に増大させました。この進化をさらに前に進めるのがデジタル革命で、人類は決められた場所、決められた時間で働かなければならないという制約から解放されるSociety5.0を実現させようとしているのです。

県庁を例に挙げれば、仕事は必ず県庁のデスクで行い、勤務時間も固定的という制約は、例えば子育て世代で子供が急に熱を出して右往左往するということや、親の介護が始まり退職を余儀なくされるということに対して、根本的な解決策を打ち出すことができませんでした。しかし、テレワークについて上司の許可を得れば自由に選択できる制度をつくれれば、究極の働き方改革となりますし、職員採用の面でも、他の

自治体に先行してやっている間は、優秀な人材、特にデジタルスキルの高い人材獲得にも有効ではないかと考えるところです。

そこで、県庁をSociety5.0を先導する職場にすべく、どのようにテレワークを進めていくのか、知事にお聞きをいたします。

次に、シェアオフィス拠点施設整備のための補助制度についてお聞きをいたします。高知県は、9月補正予算で、シェアオフィス拠点施設整備等事業費補助金や空き家活用シェアオフィス等整備支援事業という予算を計上し、都会の企業が高知県でサテライトオフィスを設けたり、テレワークを行う個人が利用できるコワーキングスペースや、空き家を活用したシェアオフィスを整備しようとしています。まさにSociety5.0を先取りした未来の高知県を創造する意義深い予算だと高く評価しておりますし、高知県モデルとして他県がまねできないものにしていただきたいと思います。

そこでのポイントについて、私は全国の同様の施設の中で、高知県が働く場として選ばれるためには、労働者の生産性を上げる工夫が重要だと考えています。その点、民間企業を公募し、そのアイデアを生かした形で施設整備を行うという今回のスキームは優れていると思います。また、高知家健康経営アワードなどで得られた高知県内の好事例、特に医療的なサポートもうまく盛り込んでいただければ、よりよいものができると感じます。

さて、私が重視する知識労働者の生産性の意義について、ピーター・ドラッカーが書いた「マネジメント」という有名な本の第3章10、仕事と労働を基にして説明したいと思います。引用すると、「人は機械ではないし、機械のように働きもしない。一つの動作しかさせられないと著しく疲労する。心理的な退屈だけではなく、生理的な疲労がある。乳酸がたまり、視力が落ち

る。反応が遅く、むらになる。単一の作業よりも幾つかの作業を組み合わせたほうがよく働ける。それだけでなく、人は同じスピードとリズムで働くことに適さない。スピードとリズムを変えるとき、よく働ける。しかも、あらゆる人にとって共通のスピード、あるべきリズムというものはない。スピード、リズム、持続力は人によって違う。幼児についての研究でも、スピード、リズム、持続のパターンは指紋のように違うことが明らかになっている。仕事は均一に設計しなければならないが、労働には多様性を持たせなければならない。スピード、リズム、持続時間を変える余地を残しておかなければならない。仕事の手順も頻繁に変えなければならない。」いかがでしょうか。

さらに、この文章の前に、ドラッカーはマネジメントについて、働く者が満足しても、仕事が生産的に行われなければ失敗である。逆に仕事が生産的に行われても、人が生き生きと働けなければ失敗であるとも述べています。ドラッカーがこの「マネジメント」という名著を出版したのは1973年のことで、工業化が進む時代背景が表れた文章になっていますが、この頃から知識労働者の生産性について論じていたことは驚きでしかありません。

高知県は、知識労働者の多様な働き方を、肉体的、精神的な面でも最高のパフォーマンスが発揮できるように研究し、高知県のシェアオフィス拠点施設は、日本で一番快適に働くことができる施設だという評価が得られる施設にしていきたいと思います。

そこで、高知県は新たに造るシェアオフィス拠点施設について、他県に負けない売りとなる工夫をどのように考え、整備していこうと考えているのか、商工労働部長にお聞きをいたします。

次に、人材版ふるさと納税制度についてお聞

きをいたします。国は、企業が社員を地方に派遣する場合に税制優遇する人材版ふるさと納税制度を本年度中に創設すると表明しました。県や市町村の地域活性化事業に企業が寄附した場合、税額控除などで最大約9割を軽減する企業版ふるさと納税の仕組みを発展させる形で制度設計がなされるとのことです。

私は、高知県の中山間地域をフィールドにして、そこで何らかの課題を解決する新たなサービスを生み出し、世界市場に打って出るというような野心的な企業との連携を期待するところです。理想は、都会の大企業が高知県の中山間地域に新会社をつくって、その新会社に社員を送り込み、社内ベンチャー的な位置づけで投資するというものではないかと思います。このイメージは、経団連の「Society5.0 ーともに創造する未来ー」では、大企業の出島戦略ということで紹介され、企業本体の意思決定や評価制度とは切り離して新規事業を立ち上げるべしと書かれています。なぜかといえば、新企業が失敗を恐れずにチャレンジできるようにするために、派遣された社員の利益を上げなければならない、失敗したら出世できないという、本社にひもつけられたプレッシャーから解放するためです。

例えば、中山間地域の医療課題を解決するということで、都会の医療機器メーカーや情報通信企業などと県内企業が一緒にベンチャー企業を設立し、その企業が高知県と連携協定を結びます。人材は、設立元である都会の企業から新たにつくられる人材版ふるさと納税制度を利用して派遣され、中山間地域に定住する形で仕事をします。都会から派遣された社員は、事業が成功すれば高知県に残ることもあると思いますので、新たな移住施策ともなりますし、新たに企業が設立されることから考えれば、創業支援策であり企業誘致策でもあります。また、今議会で予算化され、新たに造られるであろう県内

の魅力的なシェアオフィス拠点施設とも相乗効果をもたらすものであると思います。

なぜ例として医療ベンチャーを挙げたかといえば、私は高知県の医療・福祉分野を産業として考えることが、今後はとても重要だと考えているからです。最新の平成29年就業構造基本調査を見れば、医療・福祉で働く人は6万900人、県内有業者の率にして16.9%を占める最大の産業となっています。また、中山間地域を抱え、遠隔医療のニーズがあることや、高知大学医学部が高知工科大学と共同研究を行い、医療機器開発などを行う医工連携の取組があることも強みで、経団連の言う創造社会のためのモデルとなるのではと考えています。

そこで、高知県は人材版ふるさと納税制度を生かして、都会の企業の力を中山間振興に生かし、新たに産業を創り出していくことについてどのように考えているのか、知事にお聞きをいたします。

次に、高知県内にデジタル社会の雰囲気を作成し、テレワーク文化を生み出すための取組についてお聞きをいたします。Society5.0が実現された社会では、デジタル革命により、機械やコンピューターができるルーチンワークの仕事はどんどん消えることとなります。高知県庁でもRPAと言われる技術によって、データ入力の業務や集計業務などの自動化について取り組んでおり、またFAQと言われるよくある質問や定型的な質問に対して、AIが自動で回答してくれるAI-FAQなども導入されるとのことです。今後は電話を使つての県民の問合せに対応する仕事も減ってくるのではと感じます。また、今回のコロナ禍で、補助金のオンライン申請も当たり前になりましたが、高知県でも積極的に取り組み、業務改善につなげていただきたいと思います。

私はデジタル革命による新たな働き方は、ルー

チンワークや横並び、人と一緒に嫌というよう
な土佐人の県民性と相性がよいのではと感じて
おり、そうであるならば、Society5.0が実現さ
れた社会とは、土佐人らしさを発揮できる、土
佐人の出番がやってきた時代なのかもしれません。
そのためには、まずは高知県庁が変わらな
ければならないと思います。特に、働き方に關
して、場所と時間の制約から自由になり、無駄
な慣習や組織文化から脱皮するのです。

先ほど、県庁でのテレワークの推進について
お聞きをしましたが、私はデジタル技術により、
定型業務は機械化すると同時に、ウェブ会議シ
ステムやグループウェアを導入することで、業
務を効率化することが重要で、効率化によって
節約できた時間は、県民の満足度を高めるため
の情報収集や、思考の時間に使っていただきたい
と思います。

また、短期的な仕事に追われるのではなく、
中長期的な課題を検討し解決することで、川下
の仕事が発生しないようにするという視点も重
要です。また、部下への教育も上司の大事な仕
事であり、仕事の効率化により仕事が奪われ暇
になるということはありません、やることは山積
みです。

私なりに仕事の質を高めるための改善策を提
案すれば、例えば本庁と出先の役割分担の中で
仕事をしている県庁組織において、住民ニーズ
の最前線で仕事をしている出先事務所に、予算
などのマネジメントをする本庁の職員が出かけ
て、そこにあるワーキングスペースで本庁の仕
事をし、お昼休みには出先事務所の職員と一緒
に情報交換をしながらお昼を食べるようなこと
ができないでしょうか。そうすれば、県民ニー
ズに応える生産性の高い仕事生まれるのでは
と感じます。

さらには、モバイルワーク端末の導入により、
県庁のネットワークを本庁や出先機関以外の場

所からも利用できるようになれば、民間のコワー
キングスペースで定期的に仕事をし、同じよう
にそこで仕事をする民間の方との交流が生まれ、
そこから新たな県民ニーズを拾うなど、情報収
集と学びの機会創出にもなります。

加えて、今年の2月定例会で、南海トラフ地
震発生後の職員の参集について提案させていた
だきましたが、そもそも浸水が想定される本庁
に2時間かけて参集することを前提とするので
はなく、地震発生後の業務を被害の少ない自宅
に近い出先機関などで行えることを目指して、
ふだんからテレワークを推奨すれば、そのこと
自体が南海トラフ地震に備えた訓練となります。

将来的には、市町村役場でも県庁の職員がモ
バイルワークができるスペースを設けてもらっ
たり、市町村職員が県庁でも仕事ができるよう
にしたり、集落活動センターにモバイルワーク
できる場所を設け、利用料もしくはお弁当代を
取って、収益源の一つにしてもらうことも考え
られるのではと思います。こういったことに取
り組めば、県職員と県民の皆様、市町村職員と
の心理的な距離も縮まっていくと思います。

そこで、県は高知県デジタル化総合相談窓口
を設けるなどして、モバイルワークなどの働き
方を支援していますが、まずは隗より始めよで、
県庁職員が本庁や出先機関など、県庁のネット
ワークが整備されている場所だけではなく、ネット
ワークが整備されていない場所でもモバイル
ワーク端末を活用して仕事ができるような環境
整備を行うお考えはないか、総務部長にお聞き
をいたします。

次に、県庁職員がテレワークをより進めるた
めの業務改善についてお聞きをいたします。県
庁の仕事を職場以外の自宅や出先事務所など
でやる際に、ネックとなることは何かと
いえば、自宅での回線整備を別にすれば、
上司に仕事の決裁をしてもらうために職場
に行かなければな

らないことや、そもそも紙ベースで仕事をしていて、書類を持ち出せないことで仕事にならないことではないかと思えます。私もどちらかといえば、文書は紙で読みたいし、幾つかの文書を比べたい場合などは、圧倒的に紙のほうが効率的であることは分かります。しかし、この電子文書については慣れの部分も大きく、得られるメリットを考えれば、やはり文書の電子化は時代の流れなのだと思います。

また、導入により得られる電子決裁や電子文書のメリットは、もちろん検索で欲しい情報がすぐに手に入れられるということで、過去の事例を調べたり、各課に分かれた情報を網羅的に調べたりすることができるようになります。また、人事異動後の引継ぎや、将来的な公文書館への文書移管などにもメリットがあります。

また、そもそも電子決裁システムについては、高知県庁は他県に先駆けて平成13年に整備したという実績もあります。なぜ現在は使っていないかと調べてみると、平成30年6月の第2回高知県の公文書管理のあり方に関する検討委員会会議録にその答えがありましたので、御紹介をします。

検討委員会において、委員が電子決裁率の状況を聞いたところ、事務局は、本庁も出先機関もシステムを使って起案をしているが、電子決裁は平成13年に導入し5年間運用したが、決裁をする過程が非常に煩雑で、職員に過度な負担がかかっている実態があったことから、今はシステムで起案した文書を打ち出して、判こを押すという形で運用をしていると答えています。19年前の状況は正確には分かりませんが、県庁の働き方を変えることへの抵抗の大きさやパソコンなどの性能からも、時期尚早であったろうとは思いますが。

しかし、令和の時代となり、パソコンの性能向上、コロナ禍における必然性から、今こそ判

こ文化から脱皮して県庁内での完全電子決裁化に取り組むべきではないかと思えますし、併せて書類の完全電子化も進めるべきではないかと考えますが、総務部長にお聞きをいたします。

次に、学校での情報化についてお聞きをいたします。国は、Society5.0が実現された社会で活躍できる人材育成をということで、GIGAスクール構想を推進し、次世代の学校、教育現場として生まれ変わりつつあります。タブレット端末は1人1台が用意され、コロナ禍における経験を基に、今後は家庭学習などでも大きく力を発揮することと思えます。また、先ほどから述べているように、デジタル技術は社会からルーチンワーク的な仕事をなくし、機械やコンピューターができない仕事だけを人間がやる社会となることから、教育においても暗記ではなく、知識を使って考える力の養成が重点化されるようになります。

私自身は、学校の先生の役割も大きく変わるので感じておりまして、先生が教えたことを生徒に暗記させ、テストでよい点を取ってもらうことが評価される教育から、先生が問題提起をすると同時に、教科への興味を持たせることで、生徒に自主的に学びたいというモチベーションを与える先生が評価される教育に変わっていくのだと思えます。簡単に言えば、先生が生徒に学校で身につけさせるべきことは、好奇心、探究心と、継続して知識を深めるための学習習慣です。本議会では、デジタル化の強みである、一人一人に最適化した学習環境を整備するための予算として、学習支援プラットフォーム構築等委託料が計上されており、新しい時代を見据えた人材育成に期待をするところです。

そして、このデジタル教材を使いこなすためには、教員一人一人が活用能力を身につけるとともに、トラブルなどが生じた際に教員をサポートする体制が不可欠で、さらには生徒の学習習

慣を身につけるための学校ごとの工夫も重要だと思っております。

そこで、教員のICT活用能力の向上及びサポート体制の整備と、デジタル教材なども用いて児童生徒が学習習慣を身につけるための工夫について教育長にお聞きをいたします。

次に、教員の働き方改革についてお聞きをいたします。私は、学校教育の肝は、生徒が学校と先生を好きになることだと思っていて、先生方が児童生徒に余裕を持って向き合い、機嫌よく接することができれば、おのずと成果が出てくるのだと思っております。しかし、近年では先生方の多忙化が問題となり、そのことが児童生徒にも少なからず影響を与えているのではと想像をします。そういう意味では、先ほどの学習支援プラットフォームや、教員研修などがオンライン研修になるなど、デジタル化によって多忙化の問題が改善していくことに期待をするところです。

加えて、若手教員の採用や育成についても近年課題となっていますが、若手のモチベーションを上げるためにも、さらに改善すべきことがあるのではと感じます。例を挙げると、まずは子育て中の若手教員に対する配慮です。学校の先生方は夫婦共働きも多いと思いますが、子供を保育園に預けなければならないのに、勤務地と保育園の場所が遠い場合は、毎朝へとへとになって学校へ行くことになります。子供のいる若手教員の異動に関して、子供が学校に上がるまでは希望の学校を選べるような制度にならないかと思えます。

また、教員の人事異動に関して、3月20日頃の発表まで本人も分からない制度となっていますが、他の一部の県のように1か月くらい前には内示があってもよいのではと思います。さらに、県庁職員にある早出、遅出の制度も教員には適用されませんし、育児短時間勤務制度も活

用されていない現状です。

私は、こういった課題を解決するためには、学校は特殊な職場でというこれまでの先入観を捨てて、他県の教育委員会できていることは取り入れていただきたいと思うし、全国一の働きやすい職場にしていきたいと思えます。

そこで、若手教員からの様々な改善要望を聞き取る機会を設け、子育て世代の若手教員にとって働きやすい職場を整えるとともに、教員の働き方改革にもつなげていくお考えはないか、教育長にお聞きをいたします。

次に、Society5.0が実現された社会における都市計画についてお聞きをいたします。

本議会での9月補正予算では、地方への新しい人の流れを創出するという一方で、いろいろな施策が打ち出されていますが、大都市から高知県への人の流れをつくっていくと同時に、高知県における高知市一極集中の問題もこの機会に議論すべきだと思います。

現在、高知県の人口は、9月1日現在で69万211人となっていますが、その中で高知市は32万6,648人で、高知県人口の実に47.3%が高知市民ということになります。10年前の平成22年8月31日を同じように見てみれば、高知県人口77万2,040人に対し高知市人口は34万532人で、率は44.1%と、高知県における高知市民の割合が10年間で3.2ポイント上昇しています。

私は、今年のコロナ禍が人の流れを変えるならば、高知県においても、高知市から高知県内の他の市町村に人が移り住むようなことも必要ではないかと考えております。私がなぜそう考えるかといえば、あまりにも高知市の特に中心部に人口が増え過ぎることは、南海トラフ地震や豪雨災害が起こったときに、復旧・復興が予算的にも時間的にも思うように進まず、高知県に住むことを諦める人が出かねない懸念するからです。

高知県は、日本一の森林率を誇る一方で、可住地面積が小さい県であるので、土地利用を上手に行うことが今後の高知県の発展には不可欠です。私が言う土地を上手に使うというのは、高知県民の満足度が最大化する土地利用を行うということで、完璧なものを提示することは神様の領域でしょうが、デジタル技術の進展をうまく使えば、これからの高知県を発展させるための最適な土地利用について、ある程度の選択肢が示せるのではと考えております。そして、高知市以外の市町村をより住みやすい土地にするための基礎データを生み出せるのではとも考えております。

先進的な事例としては、農林水産省がデジタル地図を活用した農地情報の管理を令和4年度にスタートすると表明しており、将来的には、これまで稼働している全国農地ナビや水土里情報システムも統合した形で運用するとのことです。また、土地利用に関する法律も変化してきています。例えば、平成30年6月には、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法が成立し、近年問題となっていた所有者不明土地を有効に活用するための一歩が踏み出されました。これらのことは農地などの有効活用を促し、農業をより稼げる産業にするための基盤整備にも有効です。

林業でも同じように、森林組合などが森林整備を行おうとしても森林の所有者が不明で林道がつけられず、事業が進まない事例がありましたが、第10次地方分権一括法によって、6月から森林所有者に関する固定資産税情報の内部利用を可能とする見直しが行われ、土地の有効活用がさらに進んでいくと思われま。あわせて、町村の都市計画の決定に関する都道府県同意の廃止なども、硬直的な土地利用を緩和する動きでもあります。このように、デジタル技術の進展と同時に土地規制に関する法改正も進んでお

り、土地を有効活用する基盤が整ってきました。

では次に、都市の健全な発展と秩序ある整備を図るための土地利用、都市施設の整備及び市街地開発事業に関する計画を定めた、高知市を中心とした高知広域都市計画区域について見てみたいと思います。高知広域都市計画区域は、昭和45年の策定から今年で50年の節目を迎えますが、その間に大きな変化はなく今に至っています。

都市計画については、国の法律である以上、全国的な課題ですが、特に問題なのは、土地利用についてのビジョンが50年前に描かれたものそのまま、そのやり方も地図上に線を引いて規制をかけただけの2次元のもので、人口や産業構造の変化など時間の流れや、災害に対応した土地利用について対応できていません。しかし、昨年11月29日に第1回高知広域都市計画道路検討委員会が開催され、長期未着手道路に関する見直しの議論がスタートしており、高知県の都市計画に関しては画期的な取組であると高く評価をしております。

そこで、長期未着手道路の見直しについて、どういったことが問題の背景となって検討委員会を設置することとなったのか、土木部長にお聞きをいたします。

次に、高知県におけるまちづくりにデジタル技術を活用することについてお聞きをいたします。近年のデジタル技術の進展は、都市を効率的に運営しようという考え方を生み、スマートシティという概念を生み出しました。国土交通省は、スマートシティを、都市の抱える諸課題に対して、ICT等の新技術を活用しつつ、マネジメント、計画、整備、管理・運営等が行われ、全体最適化が図られる持続可能な都市または地区と定義しています。今年にはスマートシティの取組がさらに加速し、4月には先行モデルプロジェクトとして15事業、7月には7事

業が選定され発表されています。

私が取組として面白いと思ったのは、静岡県
のVIRTUAL SHIZUOKAで、伊豆半
島をフィールドとし、3次元データの取得、蓄
積、共有を行うことで、インフラの維持管理や
自動運転、観光や防災・減災等に活用するもの
です。特に、防災・減災については、津波の浸
水状況を3次元でシミュレーションしたり、山
地崩壊の現場について3次元点群により被害把
握を行ったりと、航空レーザ測量などの3次元
データをあらゆる分野に活用しようとしていま
す。

また、鳥根県益田市の益田スマートシティプ
ロジェクトでは、鳥獣被害の効果的な監視とし
て、農家との連携によりIoTインフラに接続
した監視センサーを設置し、鳥獣監視のデータ
化と効率的駆除を目指していますし、水路水位
モニタリング情報を複数箇所連携する研究をス
タートさせ、浸水予測システムをつくり出そう
としています。

四国の事例では、松山スマートシティ推進コ
ンソーシアムが人々の交通行動・活動実態デー
タを集約し、効率的な歩行者空間の創出、商業
施設や鉄道駅の配置シミュレーションを行って
います。このことによって、町の活性化や経済
効果などを総合的に評価しようとしています。
さらに、これら各種データを松山市の都市整備
計画の基礎資料として活用し、費用対効果の高
い政策立案に役立てようとしています。

高知県においても、四万十市が自動運転技術
利活用による地域公共交通システムの構築とい
うことで事業を進めており、持続可能な地域公
共交通に期待しているところです。

そこで、高知県でのまちづくりにおけるスマ
ートシティへの取組について土木部長にお聞き
をいたします。

次に、航空レーザ測量による取組についてお

聞きをいたします。先ほどは、静岡の3次元デー
タを使ったスマートシティの事例を御紹介し
ましたが、高知県も平成30年7月豪雨による甚
大な山腹の崩壊箇所を把握するために活用して
おり、そのデータはオープンデータとして森林
資源の解析、資源量把握、森林施業の集約化や
治山事業、路網計画などに活用して、林業のデ
ジタル化を推し進めています。

高知県林業におけるオープンデータ活用の実
績と今後の活用について林業振興・環境部長に
お聞きをいたします。

次に、農業用水路のデータ化についてお聞き
をいたします。先ほど、鳥根県益田市で水路水
位モニタリング情報の活用の事例を紹介し、ま
た国の農地情報管理をデジタル地図に一本化す
る方針も御紹介しました。農業においてもデジ
タル化の波はやってきており、農地を効率的に
管理する試みは今後も続いていくものと思いま
す。

特に私が早急に対策が必要と考えているのは、
農業用水路の管理に関する情報化で、農業人口
が減少する中で、農業用水路を管理する土地改
良区の収益は悪化し、さらに令和4年度からは
複式簿記が導入されることで、小さな土地改良
区は存続の危機という事態に陥っております。

日本の農業が米作り主体の時代は、米の値段
も高く利益が出ていた農地も、米の価格低迷
によって米作りを諦め、農業用水路の賦課金だ
けを支払うという農家も増えており、さらに相
続が発生して、地域に住んでいない人が農地を
相続した場合は賦課金徴収が滞り、残った土地
改良区の組合員がその分の赤字を負担するとい
うことが続いています。また、農業用水路やポ
ンプを維持することは、今後税金投入を考えな
ければ不可能で、末端の水路で活用の見込みが
ないものは、廃止するなどのことも考えるべき
時代が来たのではと思うところです。

そこで、まずは農業用水路をデジタル地図で管理し、国の農地情報の一元化とも併せて、今後の農業用水路の管理方法を検討する際の資料とするお考えはないか、農業振興部長にお聞きをいたします。

最後に、高知県デジタル都市計画マップの検討についてお聞きをいたします。これまでお話ししたように、林業分野、農業分野などでデジタル地図を活用して、効率的な土地利用についての検討が始まっております。また、松山スマートシティ推進コンソーシアムの取組は、まさに中心市街地の政策立案にデジタル技術を生かす取組で、高知県も遅れることなく取り組むべきだと考えます。

私は、土地の売買情報や建築物の新築や除却、新設道路の供用、また人口の転入、転出についてデジタル地図情報に落とし込み、併せて時間の変化でどうなったかを分析したり、AIを活用して未来予想をシミュレーションし、道路整備の優先順位をつける材料にするなどすれば、高知県の貴重な可住地面積を有効活用できるはずです。

また、南海トラフ地震や豪雨災害などの復旧・復興のためには、事前に復興計画をつくっておくことが重要ですが、高知県震災復興都市計画指針や高知県災害廃棄物処理計画に基づいた土地の選定などを行う際も、デジタルマップがあれば基礎資料として有効活用ができます。具体的に言えば、農地の収益性を計算して、農地としては利益が出ない場合は、復興住宅や災害廃棄物仮置場の用地としてや、工業団地造成の候補地としての利活用を検討するのです。

また、今年6月に電力や通信網の早期復旧を目指して結ばれた四国電力、四国電力送配電、NTT西日本との協定を生かして、送電網や電話網もデジタル地図に落とし込むことや、併せて市町村が整備した上下水道の位置図を落とし

込めば、生活インフラが整った土地かそうでないかの色分けができたり、災害復旧の際に手際よく復旧を進めたりとメリットが大きいのではないかと思います。

そこで、今後高知県デジタル都市計画マップを将来のまちづくりの基礎資料にするお考えはないか、土木部長にお聞きをいたしまして、私の第1問といたします。

(知事濱田省司君登壇)

○知事(濱田省司君) 依光議員の御質問にお答えをいたします。

まず、安倍内閣が本県にもたらした影響と菅内閣への期待についてお尋ねがございました。

第2次安倍内閣は平成24年12月以降、長きにわたって政権運営に当たられまして、アベノミクスによる経済の回復をはじめとして、多くの成果を上げてこられたものと受け止めております。本県におきましても、産業振興計画の取組を開始して以降、県内総生産がプラス成長に転じるとともに、1人当たり県民所得あるいは有効求人倍率などが大きく上昇してまいりました。こうした背景には、アベノミクスや地方創生など、安倍政権の取組の強力な後押しがあったものと評価をいたしております。

また、本県におきます南海トラフ地震対策などの防災・減災対策につきましても、国土強靱化の施策を最大限活用したことで、大いに加速させることができたというふうに考えております。

安倍政権の後を受けまして、今月16日に発足した菅内閣におきましては、安倍政権の取組を継承し、さらに前に進めていくとの方針が示されました。あわせて、菅総理は新型コロナウイルス感染症を最優先課題として掲げるとともに、経済の再生、行政のデジタル化、地方の活性化などに取り組む考えを表明されております。

中でも、感染症対策につきましては、引き続

き国と地方が密に連携をして、感染拡大防止と社会経済活動の両立に取り組んでいく必要があります。また、我が国がコロナ禍を克服し、再び活力を取り戻して成長していくためには、地方の活性化が不可欠であります。

菅総理におかれましては、政策の決定過程におきまして地方自治体と密に意思疎通を図るなど、地方とのパートナーシップを重視した政権運営を行っていただきたいと考えております。さらには、地方創生あるいは国土強靱化といった安倍政権の取組をしっかりと継承し、本県の県勢浮揚に向けた施策を力強く後押しをしていただくことを心から期待しております。本県といたしましても、国の施策が本県の取組の一層の追い風となりますよう、時期を捉えた政策提言を積極的に行ってまいります。

次に、新型コロナウイルス感染症対策を進めるに当たって、県民の命と健康を守る決意についてお尋ねがございました。

本県では、当初から濃厚接触者については無症状であっても積極的にPCR検査を行うなどの形で、感染者の早期発見、感染拡大防止に取り組んでまいりました。また、感染症指定医療機関に加えまして、入院協力医療機関や宿泊療養施設を確保することにより、入院医療体制の拡充にも努めてまいりました。

今後は、お話にもありましたように、季節性インフルエンザの流行にもしっかりと備えていく必要があります。そのため、本年8月には県民の皆様にとってより身近な医療機関でも、ワンストップで診察と検体採取ができる新たな検査体制を構築いたしました。具体的には、必要な感染対策を講じた上で、医師の判断により検体採取のできる医療機関を検査協力医療機関と位置づけるものでございまして、現在県内113か所の医療機関から協力を申し出ていただいております。

また、この10月から始まりますインフルエンザ予防接種におきましては、入院医療体制の逼迫を防ぐために、重症化リスクの高い高齢者などの自己負担分を全額助成することといたしまして、無料で予防接種が受けられる、そういった体制を組むことといたしました。

言うまでもなく、こうした取組は医療機関の皆様のご理解と御協力が不可欠であります。引き続き、医療機関の皆様をしっかりと支援しながら、共に県民の皆様のご命と健康を守ってまいりたいと考えております。

次に、これまでの経済支援策に加えまして、今後を見据え、新たに重視して取り組むべき施策についてお尋ねがございました。

感染症によります経済影響対策については、大きく分けまして2つの視点から展開していくことが必要と考えております。1つ目の視点といたしましては、感染症によります県内産業への影響をしっかりと把握し、時々の状況に応じて、迅速かつ的確に対策を講じていくということでもあります。特に、第1の局面の事業の継続と雇用の維持、そして第2の局面に当たります経済活動の回復、この2つの局面におきましては、この視点が大変重要であります。これまで、国に先駆けて県単独の融資制度を創設いたしましたり、「食べて！遊んで！高知家応援プロジェクト」を実施したりといった形で、様々な対策を講じてまいったところでございます。

次に、大きな2つ目の視点といたしましては、今回のコロナ禍を契機に、これまでの働き方や暮らし方、企業活動の在り方などが大きく変わってきておりまして、こうした産業や社会の構造変化への対応を一層重視して取り組んでいくということでもあります。こうした一歩先を見据えた挑戦なくして、本県経済を再び成長軌道に乗せていくことはできませんし、また地方への新しい人の流れを本県に呼び込むこともできない

というふうに考えております。このため今議会では、各産業分野のデジタル化を加速するための施策でございますとか、地方への新しい人の流れを呼び込むためのシェアオフィスの整備への支援などの予算を計上させていただいております。

これまでの取組や国の経済対策などによりまして、本県経済には一部に持ち直しの動きが見られております。しかしながら、感染症の収束が見通せない中、本格的な回復にはまだ時間を要するものと考えております。このため、今後も引き続きまして、1つ目の視点により、事業の継続と雇用の維持、そして経済活動の回復のために必要な施策をしっかりと講じてまいります。

あわせて、2つ目の視点の産業や社会の構造変化への対応については、ウイズコロナの時代におきます県内企業の新たな事業戦略づくりへの支援など、対策のもう一段の強化に向けまして、第4期の産業振興計画をさらに深化させてまいります。

次に、新型コロナウイルス感染症の影響により、生活が困窮する方に対する支援についてお尋ねがございました。

新型コロナウイルス感染症の影響による収入の減少など、経済的に困難を抱える方に対しては、影響の長期化を踏まえ、寄り添った対応が必要であると考えております。このため、不足する生活資金の貸付けをはじめといたしまして、生活の立て直しに向けて必要な支援が受けられますよう、県や市町村、社会福祉協議会などが連携をしながら取組を進めております。

取組を進める上では、議員から御指摘がございましたとおり、生活に困窮される方に必要な支援を漏れなく行き届かせるということが大事だと考えます。このため、マスメディアを通じた広報の強化を心がけてまいったところであり

ます。

代表的な支援策となります生活福祉資金の特例貸付の実績を申し上げますと、先週末9月25日現在で延べ1万1,951件、40億円余りとなっております。また、住居を失うおそれがある方への住居確保給付金につきましては、延べ782件の申請を受け付けております。このように多くの世帯の方々に活用していただいているという状況を見ますと、一定程度この支援策の周知はできているのではないかとこのように考えております。

さらに、生活に困窮されている方は、日々の生活費が切迫しておりますことから、迅速な対応が重要と考えております。そのため、ただいま申し上げました生活福祉資金の特例貸付あるいは住居確保給付金につきましては、各申請の窓口におきまして事務処理の効率化などに取り組んでいただいております。

これまでは、こうした日々の生活費用など、緊急的な支援を中心に行ってまいりました。今後は、経済的に厳しい状況が長期化をしているということを踏まえ、生活の自立化に向けました包括的な支援を切れ目なく行うということが、ますます重要になってまいります。

このため、必要に応じまして社会福祉協議会などで実施しております生活困窮者自立相談支援機関の人員体制を強化し、生活に困窮されている方への伴走型の支援を充実してまいります。さらに、自立相談支援機関による支援のみならず、様々な支援策が必要な方に行き届きますように、ハローワークなど関係機関との一層の連携強化を図ってまいります。今後も、積極的な広報、迅速な対応を心がけながら、生活の立て直しに向けまして寄り添った支援を行ってまいります。

次に、国が示されましたポストコロナ時代の新しい未来像を高知から実現するための決意に

についてお尋ねがございました。

東京一極集中を是正し、大都市の構造的な脆弱性を克服するためには、本県のような地方においてこそデジタル技術を活用していくということが必要であると考えております。デジタル技術の活用によりまして、地方の強みを生かした地場産業の高度化や、場所にとらわれない多様な生活様式など持続可能な地域経済を実現することができます。さらに、デジタル技術を活用しました教育や医療などのサービスを提供することより、地方においても暮らしの質を向上させることが可能となると考えております。

そのため、県では、これまでもIoTやAIなどのデジタル技術を活用いたしました課題解決型の産業の創出あるいはIT・コンテンツ関連産業の誘致と人材育成の取組を進めてまいりました。また、本県の強みでありますハウス園芸の分野におきますNext次世代型こうち新施設園芸システム開発プロジェクトなど、デジタル技術と地場産業の融合の取組も進めております。さらに、県内のあらゆる分野の課題解決を図るため、複数の企業が連携をいたしますオープンイノベーションの手法によりまして、新しいビジネスを創り出す取組も開始をしたところであります。

こうした取組に加えまして、9月の補正予算案におきましては、デジタル人材の育成講座や企業のデジタル化のモデル事例を創出する事業など、デジタル化を促進するための予算を計上いたしております。加えて、都会から地方へという人や企業の流れを、本県に呼び込むためのシェアオフィス拠点施設などを整備するための予算も計上をいたしております。

これらは、国が示しました新たな日常を通じた質の高い経済社会の実現を目指すことといたしまして、ポストコロナ時代の新しい未来と相通じるものであるというふうに受け止めております。

県といたしましては、地域の暮らしと経済をよりよいものとしていくためのデジタル技術の活用について、引き続き積極的に取り組んでまいります。

次に、県庁でどのようにテレワークを進めていくかについてお尋ねがございました。

本県では、新型コロナウイルス感染症が再び拡大した場合の出勤抑制に対応するとともに、多様な働き方にも資する取組といたしまして、テレワークの実践に力を入れてまいっております。将来的には、全ての職員が必要に応じて、いつでもテレワークで業務ができる、そういう体制を整えます。

これに向けまして、まず今年度前半に対応端末を順次増設いたしまして、現在職員の3分の1が同時にテレワーク可能な体制を整備いたしました。この水準は全国的に見ましても先駆的なものだというふうに自負をいたしております。令和6年度に予定をされます1人1台パソコンの更新時には、全ての職員が同時にテレワーク可能となるように体制を拡充したいと考えております。さらに、テレワーク時にも、庁舎と同様の執務環境を確保するという観点から、ウェブ会議に必要な機器を調達いたしますほか、情報共有の円滑化を図りますグループウェアを年内に導入してまいります。

また、テレワークの普及、定着を図っていくためには、ただいま申し上げましたような環境の整備だけではなく、テレワークの可能な業務範囲自体を拡大していくということも重要であると考えております。このため、例えば県民の皆様からの各種申請のオンライン化を進めまして、窓口におきます業務量は逆に削減をしていくというようなこと、あるいはモバイル端末で外出先でも資料を作成するといったようなことを通じまして、デジタル化の推進に併せた業務の見直しを進めてまいります。加えまして、テ

テレワークには職員の慣れも重要でありますので、定期的にテレワーク推進期間を実施してまいりたいと考えております。

今後とも、国におけます各種の制度やシステムの見直し状況も注視しながら、また職員の声も聞きながら、環境整備や運用面でのさらなる改善を図りまして、テレワークの定着を進めてまいります。

最後に、いわゆる人材版ふるさと納税制度の活用についてお尋ねがございました。

本制度は、地方自治体の地域活性化プロジェクトを応援したいと考えております都市部の企業の専門人材を地方に派遣するスキームといたしまして、現在国において検討されている段階だというふうにお聞きをいたしております。地域のプロジェクトの成功には、ノウハウや専門性を有する人材の存在が鍵となります。ただ、こうした人材の多くは都市部に集積しているという状況でございます。また、コロナ禍を契機といたしまして、今後あらゆる分野でデジタル化が一気に加速をするということを考えますと、デジタル人材の確保がこれまで以上に重要となってくると考えております。

このため、地域におけます人材のニーズと都市部の企業のニーズをうまくマッチングできますと、地域活性化の大きな力になると考えておりまして、そうした意味でも本制度の創設に大きな期待をいたしているところでございます。

県といたしましては、地域アクションプランなど、地域の様々なプロジェクトをサポートしておりますので、引き続き本制度に関します情報収集も行い、市町村とも連携をして、この制度の積極的な活用に向けまして検討を進めてまいりたいと考えております。

私からは以上でございます。

(総務部長君塚明宏君登壇)

○総務部長(君塚明宏君) まず、情報通信基盤

の整備・維持について、こういった考え方で支援していくのかとのお尋ねがございました。

光ファイバーの整備や維持管理には多額の経費が必要であり、市町村にとって大きな財政負担となります。中山間地域を多く抱える本県の整備率は、先ほど御紹介ありましたとおり、全国平均の98.8%を下回る96.1%にとどまり、15市町村に未整備地域が残っている状況です。今般、国の令和2年度補正予算によりまして、補助金に加え、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、過疎対策事業債や補正予算債等を活用して整備を行うことが可能となりました。さらに、県といたしましても、これを後押しするための交付金制度を構えており、今議会に関連予算をお諮りしております。

このような負担軽減策によりまして、現時点で9つの市と町が未整備地域の解消に取り組む予定でありまして、来年度中には約99%まで整備率が向上することが見込まれております。一方で、未整備地域のさらなる解消や、将来のサービス維持に向けましては、維持管理経費も含めた負担軽減が必要となります。

そのため、光ファイバーにつきまして、郵便サービスのように全国一律のサービスを課すユニバーサルサービス制度の対象とし、都市部と地方部で負担の平準化を図るよう、国への政策提言を行ってきたところです。この結果、経済財政運営と改革の基本方針2020におきまして、高速通信網のユニバーサルサービス化を、来年度までに詳細検討することが盛り込まれたところです。今後は、より有利な制度となりますよう、具体的な提言を行ってまいります。

次に、職員がモバイルワーク端末を活用して仕事ができる環境整備についてお尋ねがございました。

県庁においては、本年3月に策定した行政サービスデジタル化推進計画の中で、庁外において

も日程調整やメールの送受信、文書ファイルの作成、閲覧などが可能になるモバイルワーク環境を導入することとしております。今年度は、計画に基づき当初予算計上分に加えまして、今議会でお諮りしている補正予算も活用し、計200台のモバイルワーク端末を導入したいと考えております。導入後は、出張先や打合せ等の現場で、報告書や打合せ記録の作成などができることで、空き時間を有効に活用できるようになりますほか、相手側に画面を示して説明を行うことが可能となるなど、業務の効率化につながると考えております。

これによりまして、議員御指摘のとおり、積極的に現場に足を運びやすくなることも期待されますので、モバイルワーク環境の導入を、県民目線や現場のニーズに沿った施策の充実につながるよう努めてまいります。

最後に、決裁と書類の完全電子化についてお尋ねがございました。

いずれも完全電子化に向かう必要があるという認識でございます。まず、電子決裁化につきましては、過去の電子決裁システムの運用開始から18年が経過いたしましたして、パソコンの処理速度などが大幅に向上したことから、技術的には十分可能だと考えております。一方で、法令等で申請書への押印や印鑑証明などの書面提出が義務づけられ、紙を使った決裁が必要となる手続等がある、こういう実態がございます。

次に、書類の完全電子化については、公文書としての取扱いについての課題になってきますけれども、保存形式がまだ定められていない、こういった課題がございます。ただ、書類の電子化を考えますと、公文書の扱いは別といたしまして、テレワークを実践する上でも、業務に必要な書類については全て職員が電子データとして作成することを推進していく必要がございます。このため、早急に電子データを保存する

際の共有フォルダへの全庁統一の格納ルールを整備するなど、対応を進めてまいります。国におきましては、現在書面提出や押印の義務化の見直しに取り組んでおりまして、また2026年をめぐりまして書類の完全電子化を進めることとしております。

今後、国の検討状況を注視しながら、電子決裁を含めた文書情報システムの改修も視野に入れつつ、決裁や書類の完全電子化に向けて取組を進めてまいります。

(商工労働部長沖本健二君登壇)

○商工労働部長(沖本健二君) シェアオフィス拠点施設における売りとなる工夫と整備の考え方についてお尋ねがございました。

今回のコロナ禍を契機に、都会から地方へという新しい人や企業の流れが生まれておりまして、この流れをチャンスと捉えて本県に呼び込むためには、高知市中心部に受皿となる拠点施設が必要だというふうに考えております。

議員御指摘のとおり、こうした施設の整備に当たっては、快適に働くことができる環境整備に加えまして、運営面において県内外からの利用を促進するための魅力ある仕組みを備えることが重要だと考えております。そのため、今回整備する施設の整備と運営に関しましては、ノウハウや人的ネットワークを有します企業をプロポーザルで公募いたしまして、選定をすることといたしております。

施設に求める機能といたしましては、インターネット環境はもちろんのこと、什器や備品が整い支店登記ができる企業を対象としたスモールオフィスや、テレワークでの利用など個人単位で利用できるコワーキングスペースを想定しております。一方、運営する民間企業には、施設の利用者同士をマッチングすることや、オープンイノベーションプラットフォームなど県のような施策と連携することで、新しいビジネスを生

み出すための仕組みの構築を求めていきたいと考えております。そのため、プロポーザルではハード整備の計画に加えまして、利用促進など運営面の計画についても提案を求めていくこととしております。

今回整備されます拠点施設に、県内外から様々な企業や人が集まり交流が促進されますことで、新しいプロジェクトやビジネスが生まれ、そうした仕組みが施設の価値や魅力となり、さらにそれを求めて多くの人が集まるという好循環が期待できること、それが何よりも他県に負けないセールスポイントになるというふうに考えております。県といたしましては、早急にそのような仕組みが実現できますよう、関係する方々と連携をして取り組んでまいります。

(教育長伊藤博明君登壇)

○教育長(伊藤博明君) まず、教員のICT活用能力の向上等と、児童生徒の学習習慣の定着についてお尋ねがございました。

1人1台端末環境の実現は、子供たち一人一人の理解度や興味、関心に応じた学びを可能にするとともに、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う臨時休業の際などにおける教育活動の継続に大きな効果があるものと考えております。このため、9月9日に開催された第1回高知県総合教育会議では、新型コロナウイルスを踏まえた今後の学びの在り方について協議を行い、教育のデジタル化の充実等についてさらにスピードアップを図ることなどが確認されました。

具体的には、本年度中に整備が予定されている1人1台端末を有効活用するため、これまで県教育委員会が作成してきた単元テストなどをデジタル化することにより、子供たちが学習の習熟度等に応じて学ぶことを可能とするとともに、教員が子供たちの学習履歴から一人一人の強みや学習のつまずきなどを把握し、学習指導に活用する。こうしたための学習支援プラット

フォームの構築等について協議し、このシステムの整備に要する経費を本議会に提案中の補正予算案に計上しております。

これらのシステムを学校現場において効果的に活用できるように、県教育委員会主催の活用研修会の開催のほか、タブレット端末の契約事業者と連携した操作研修会を年度内に20回程度予定しているところです。また、昨日公表されました文部科学省の概算要求では、学校のICT化を支援するGIGAスクールサポーターの配置にかかる経費が計上されておりますので、こうした国の支援策について最大限活用されるよう、市町村教育委員会等に対する周知を図ってまいります。

学習支援プラットフォームの整備や教材のデジタル化により、日々子供たちが一人一人に応じた課題に取り組むことのできる環境が構築されることとなります。今後、これらのデジタル教材等を各授業や放課後、家庭学習などの様々な場面で活用し、子供たちの学習習慣の定着を図ってまいりたいというふうに考えております。

次に、若手教員から要望を聞き取る機会を設け、働きやすい職場を整え、教員の働き方改革にもつなげていく考えはないかとお尋ねがございました。

子育て世代の若手教員に限らず、教職員にとって働きやすい職場を整えることは重要でありますので、これまでも子育てや介護など人事上の配慮が必要な場合には、毎年人事異動調書や管理職の面談等を通して把握、確認し、可能な限り配慮しながら人事配置を行っております。今後においても、教職員から様々な要望や意見を聞く機会を設け、他県の事例も参考にしながら、働きやすい職場を整えていくことは大切な視点であるというふうに考えております。

このため、学校における働き方改革の取組を推進するための管理職と教職員との合同研修会

を来月実施し、参加者同士による働き方全般に関する意見交換などを行う予定ですが、新たに若い教職員から、仕事と子育てとの両立や働き方に関して意見を聞く場も設けたいと考えております。

また、教職員が業務で使用するシステムのメッセージ機能を活用して業務改善に関する意見や要望を受け付けるとともに、業務等に関する目標設定の面談の際には、管理職が育児や介護などの配慮事項を確認することにより、教職員の声を幅広く拾い上げていくことも新たに始めていきたいと考えております。さらに、子育てに関する支援制度等の活用促進に向け、制度の周知を図るとともに、男性教職員に対して育児休暇等に関する意向調査も行うこととしております。

子育て世代の若手教員にとって働きやすい職場を整えることと併せて、教員の多忙化を解消して、児童生徒と向き合う時間を確保するためにも、働き方改革の取組は重要ですので、引き続き校務支援システムのようなICTを活用した業務の効率化、削減などの取組についても着実に進めてまいります。

(土木部長村田重雄君登壇)

○土木部長(村田重雄君) まず、長期未着手道路の見直しの検討委員会を設置した背景についてお尋ねがございました。

都市計画道路は、目指すべき都市の将来像を実現するために都市計画決定された都市施設であり、整備に着手するまでの間に、都市を取り巻く社会情勢の変化など、都市計画決定当時の必要性が大きく変化する場合も見られ、時代に適応した適切な見直しが必要となります。

このようなことから、県では平成19年に都市計画道路見直しガイドラインを策定し、都市計画決定後20年以上未着手で、今後10年以内に事業化が困難な路線を対象として、見直しを行う

場合の基本的な考え方や手順を関係する市町にお示しいたしました。このガイドラインに沿って、2市において未着手の4路線が廃止されたところです。

平成30年には、国において地方公共団体が都市計画道路の見直しをより推進できるよう課題を分析し、対応策の事例を取りまとめた、都市計画道路の見直しの手引きが策定されました。県としては、当時計画決定後20年以上未着手の路線が14路線あり、さらには一部の区間は整備に着手したものの、残りの区間は未着手となっている路線もあったことから、これを機に改めて見直しを加速する必要があると考えたところです。

このため、どのような場合に、いかに見直しを行っていくかについて、県のガイドラインの改定も視野に入れ、検討を進めていくことといたしました。まずは、高知広域都市計画区域において、20年以上未着手の区間がある路線は全て見直しを行うこととし、昨年度委員会を立ち上げたところです。この委員会には、国や市町の関係行政機関に加え、社会情勢の変化に対応した適切な見直しが行えるよう、大学教授や弁護士等の有識者、民間事業者に参画いただき、公開の場で議論をしていただいているところです。

次に、まちづくりにおけるスマートシティへの取組についてお尋ねがございました。

スマートシティへの取組としては、都市の抱える課題に対してICT等の新技術を活用し、その解決を図っていくこととなります。そのためには、民間事業者の技術力や開発力を生かし、官民が連携して取り組んでいくことが重要と考えます。取組方法といたしましては、市町村と民間のニーズとシーズのマッチングや、行政の持つデータをオープン化することで、民間の視点やアイデアを生かして新たなサービスを開発

いただくことが考えられます。

まず、市町村と民間のマッチングにつきましては、例えばスマートシティへの取組に必要なシステムや製品を開発しようとする場合に、本県ではオープンイノベーションプラットフォームなどの仕組みが既にありますことから、関係部と連携しながら、こうした仕組みにつなげてまいります。

次に、データのオープン化につきましては、例えばまちづくりの分野では、土地利用現況や建物利用現況などについて都市計画基礎調査を行っており、こうしたデータのオープン化に努めているところです。また、都市計画基礎調査データ以外にも、砂防基礎調査データなどをオープン化しており、今後さらなるデータのオープン化にも取り組んでまいりたいと考えております。

最後に、デジタル都市計画マップをまちづくりの基礎資料とすることについてお尋ねがございました。

県では、先ほど申し上げました都市計画基礎調査の数値データを地図上に落とし込んだ、地理情報システムを平成20年から整備しており、これがデジタルマップとして活用できるものと考えております。庁内には、都市計画の地理情報システムのほかにも、地形と森林の境界を表した森林基本図などを保有しており、これらのマップを重ね合わせることであれば、将来のまちづくりの基礎資料として、さらに有効に活用できるものと考えております。

しかしながら、過去の経緯や、それぞれの目的に適した形式となっていることなどから、全てのマップを重ね合わせるには非常に大きな労力が必要となります。このため、まずは都市計画の地理情報に土砂災害警戒区域図や、河川洪水浸水想定区域図を重ね合わせるなど、可能なものから取り組んでまいります。

(林業振興・環境部長川村竜哉君登壇)

○林業振興・環境部長(川村竜哉君) 林業におけるオープンデータの活用についてお尋ねがございました。

本県では、平成30年度に林野庁が実施しました航空レーザ計測データを活用して、県内全域の森林を対象に令和3年度末までを目途に、詳細な地形解析や森林資源情報の高度化を進めているところでございます。整備した情報は、順次森林経営管理制度の円滑な運用に活用するため、林地台帳共有システムに組み込み市町村へ提供するとともに、森林整備に活用する林業事業者等へ個別に提供することとしております。

昨年度、県がモデル的に香美市において整備しました森林資源の情報は、現在林地台帳共有システムで提供しております。また、森林GISを有している地元の森林組合に試験的に提供し、具体的な活用方法について検証しているところでございます。さらに、香美市におかれては、提供した情報を活用して、最適な路網配置や木材の搬出方法などを検討するためのシステムを独自に開発しているところでございます。また、提供したデータを林業事業者が円滑に活用できるよう、森林GISの導入や研修会の開催などの支援も行うこととしてございます。

現状では、オンラインでデータを提供する体制が整っていないことから、今後につきましては、専門家やユーザーの意見も踏まえながら、オンラインでのオープンデータ化に向けた仕組みづくりを進めてまいりたいと考えております。

(農業振興部長西岡幸生君登壇)

○農業振興部長(西岡幸生君) 農業用水路のデータ化についてお尋ねがございました。

土地改良事業で整備した農業用水路は、位置情報と併せて事業量や施工年度等のデータを水土里情報システムに登録しております。このデータは、多面的機能支払交付金における協定図作

成や農業用水路の計画的な補修などの維持管理に利用をされております。しかしながら、現状では利用者が県や市町村などに限定されているため、土地改良区等の施設管理者が農業用水路の補修履歴などを容易に閲覧や登録ができる状況ではございません。

こうした中、国では農地の権利移動など各種行政手続において、令和4年度に農地情報を一元化したデジタル地図のシステムを構築し、将来的には水土里情報システムとも一元化する予定です。これによりまして、土地改良区等が農業用水路の適切な維持管理に活用できるものとして期待されるため、県としましては国の動向を注視し、より利用しやすいシステムが構築されるよう国に対して働きかけてまいります。

○17番（依光晃一郎君） 知事に1問だけお願いしたいと思います。都市計画について、先ほどデジタル化の話が林業振興・環境部、農業振興部にもありました。デジタル化の流れがある中で、自分が問題意識として持っているのが、やっぱり高知市への一極集中の問題。高知県がそれぞれの地域で発展していくための土地利用というような観点も重要だと思います。先ほど土木部長のほうからお話もありまして、やっぱりスピード感を持ってやってほしいという思いがあって、答弁にもあったようにいろいろなシステムが並行してやっていると。それを使いやすい形にどうやっていくかという部分でいくと、やっぱりそれは知事のリーダーシップによって進めていくことが重要ではないかと思えます。

松山の事例も述べさせていただきましたが、やっぱり日本中の町がいい町、いい土地利用ということを進めていくと思うので、できないところではなくて、民間のアイデアでやるとか、都市計画の法律上できませんということではなくてあらゆるアイデアとかを前向きに高知県に生かしていくためにも、いろいろ難しい問題は

あるんだと思いますけれども、土地に関するデータの利用に関して知事の御決意というか、方針をお聞かせいただければと思います。

第2問です。

○知事（濱田省司君） デジタル都市マップの整備について再質問にお答えをいたします。

本県では、昨年度末に行政サービスデジタル化推進計画を策定しております。そうした中で、様々持っておりますシステム、データなどにつきまして連携を図っていくと、相互利用を図っていくということを一つの大きな課題というふうに考えているものでございます。

ただいま土木部長から答弁申し上げましたように、都市計画基礎調査に基づきますデジタルマップを、まずは土木部の持っておりますほかの情報と連携をさせていくということで、情報を重層化、重ねていくということからスタートしようと思っておりますけれども、先ににらんでおりますのは、そういった様々なシステムの連携を図っていくということが大変大事だと思っております。もちろん、具体的にどういうニーズがあるとか、費用対効果の面はどうか、タイミングとしてどういうタイミングが講じるか、いろいろ課題はあろうかと思えます。

政府全体としましても、まさしく縦割りを超えてデジタル化を進めていくというのは大きな趨勢だと思いますので、そういった流れもしっかりにらみながら、県としてもこうしたシステムの連携をしっかり進めてまいりたいと考えております。

○17番（依光晃一郎君） 御答弁ありがとうございました。

今日はデジタル化について相当長い時間質問もさせてもらいました。御答弁を聞いていまして、かなり突っ込んで御答弁いただいたと思いますし、本当に高知県が変わるんじゃないかなというふうなことを感じました。自分も本当に

知らんことばかりで、調べながら質問もつくったところですけども、いろいろなところでのいろいろな事例ができていくということが分かりました。

これを見ている中で、高知県民の自主独立の精神とか自由な気風とか、そういうのとマッチしていくんじゃないかなということを感じました。そうであるならば、県庁がリーダーシップを取っていただいて、県庁の職員が生き生きと働いている姿を見せていただきながら、高知県って本当に働きやすい環境だなと、そういうような地域にさせていただきたいと思っております。いろいろとできんこととかもあるんだと思うんですけども、こういうふうな未来にしたいという思いを大事にして、積極的に県政運営をやっていただきたいということを要請いたしまして、私の一切の質問といたします。ありがとうございました。（拍手）

○議長（三石文隆君） 暫時休憩いたします。

午前11時32分休憩



午後1時再開

○副議長（西内健君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案に対する質疑並びに一般質問を続行いたします。

28番石井孝君。

（28番石井孝君登壇）

○28番（石井孝君） 失礼します。県民の会の石井です。会派を代表して、通告に従い質問をさせていただきます。知事はじめ執行部の皆様、よろしく願いいたします。

初めに、知事の政治姿勢についてお伺いします。

濱田知事は、昨年12月に新知事として就任

されました。改めまして就任おめでとうございます。そして、就任から間もなく、新型コロナウイルス感染症が世界中で蔓延し、高知県においても9月28日時点において138名の感染者数となっており、残念ながらお亡くなりになられた方もいらっしゃいました。心からお見舞いとお悔やみを申し上げます。

今なお、このウイルスの猛威は終息に向かっているとは言えない状況の中、これまでの高知県としての対応や方針、情報発信などについて、様々な御意見や相談があったことと存じますが、丁寧かつ慎重に取り組まれてきたと感じています。

知事は、さきの6月定例会の閉会挨拶において、感染拡大防止策を徹底しつつ経済活動の回復を図り、社会の構造変化を見据えて各政策の充実強化を図っていくこと、また職員と共に官民協働、市町村政との連携・協調によりながら、創意工夫を発揮して、先進的な取組にも積極的に挑戦していくと力強く語られました。まさに、県民の安心・安全のため、高知県経済の回復を図り、皆様の大切な日常を取り戻すのだという知事の覚悟を感じました。

知事に就任して間もなく、新型コロナウイルス感染症の対応に追われる日々となりましたが、知事は県職員と一丸となってこの難局に取り組まれたことで、これからの県政運営における一定の手応えを感じていらっしゃるのではないのでしょうか。これからはウイズ・アフターコロナという、感染防止と経済回復の両立を図る県政手腕が問われてまいります。

知事が掲げている経済活性化策として、大阪・関西万博などの大規模プロジェクトが予定され、経済活力に満ちている関西圏との連携を強化していくと言われてきました。その連携強化の実効性を高めるために、有識者を委嘱して、県関西・高知経済連携強化アドバイザー会議が組織

され、今月初めに初会合が行われました。会合では、観光推進、食品等の外商拡大、万博・I Rとの連携という3つを柱とする方針が確認されたとのことでした。

ウイズ・アフターコロナを見据えた観光地の磨き上げなどについても御意見があったようですが、新型コロナウイルスの影響で、知事が当初掲げてこられた関西経済連携のビジョンも、少し変わってきているのではないかと思います。しかし、中長期的な視点からも、この関西圏との連携には多くの県民が期待していることと思います。

関西経済連携について、新型コロナウイルスの影響を踏まえてどのように取り組まれるのか、知事にお伺いします。

四国、特に高知県の観光コンテンツを最大限に生かすために、関西への働きかけは重要な取組だと思います。さらに、知事の人脈を生かした、具体的で実効性のある連携に期待しております。

この関西圏との連携には、人材の確保と誘致の視点も盛り込まれています。この移住や誘致といった取組も重要な柱となり得るのではないかと思います。なぜなら、新型コロナウイルス流行の影響で、仕事や住まいに関する考え方が大きく変化しているからです。都会で毎日通勤して、遅くまで働いて帰るといったビジネススタイルから、緊急事態宣言を機に自宅でのテレワークが多くなり、緊急事態宣言の解除後も多くの企業がテレワークを継続しています。そうしたことから、通勤に適した家から在宅に適した家を求める人が増えているそうです。

中には、社員の感染リスクを軽減するため、都会から離れて会社ごと移住する企業や、社員の移住を実行した経営者もいます。実際、私の知人のIT関連企業の社長は、本社は東京のままで社長一人残り、社員全員を家族連れで移住

させました。家賃は会社持ち、これまでよりも広いデザイナーズマンションに入居、新規家具と家電の購入で社員は納得したそうです。社員からは、通勤ストレスもなくなり、感染リスクも軽減できた上、家族の満足度も上がった。会社としてもランニングコストとリスクを軽減することができた。一石何鳥か分からないと言っておりました。

高知県に来ていただけなかったことが残念ですが、大切なのは、このような事例が実際に起きていて、そのチャンスが高知県にも大いにあるということです。テレワークを主体とする企業や社員にとって、光ファイバーが整備されていることは絶対条件です。今後、高知県の中山間地域も含め、どこでも企業誘致やテレワークを推奨できるよう、田舎暮らしでテレワークという魅力的な提案ができるよう、光ファイバーは早急に整備すべきものだと思います。

午前中、依光議員からも御紹介がありました、シェアオフィス等の新しい人の流れを創出していくための補正予算も計上されています。空き家活用シェアオフィス等の整備事業などは、市町村が行う中山間の光ファイバー整備促進を後押しすることにつながる事業と言えます。高知ならではの自然あふれる中山間のシェアオフィスのような整備計画をつくることで、移住促進や企業誘致の発信を行い、同時に光ファイバー整備の事業を後押ししていく。国のそれぞれの事業を最大限に連携して活用することで、未来を見据えた戦略的かつ効果的な事業展開をされています。今後もこのような事業連携の視点で、高知県全体の住みやすさと魅力の底上げを図っていただきたいと考えています。

新型コロナウイルス感染症などのリスクに対応した新たな時代を迎えるに当たり、このような地方への人の流れを本県のチャンスと捉え、どのような戦略で推進しようとお考えか、知事

にお伺いします。

さきに紹介した会社の社長は、移住先を高知県にするか宮崎県にするか最後まで悩んだそうです。残念ながら高知県とはなりません。理由は1つ。高知は観光コンテンツが満載で魅力的な場所、中でもおきやく文化などお酒を通じた人々の触れ合いも魅力の町であり、それこそが高知の魅力の真髄ではないかと感じており、社員にしっかり働いていただくには、高知は楽し過ぎることがあだになったようです。

これまで磨き上げてきた自然や食、歴史、体験などの魅力あふれる高知県観光は、高知県の強みであり、長所であると思います。新型コロナウイルス対策には不向きな観光振興策かもしれませんが、しっかりと両立させなければならぬと感じています。既に週末や連休などは多くの観光客が訪れ、夜の街のにぎわいも、その活気を取り戻しつつあります。来月からは、東京も「Go To Travel キャンペーン」の対象となります。都市部からの呼び込みに一役買っている高速バスも、そのニーズを取り戻すのではないのでしょうか。

4月以降、新型コロナウイルスの影響により、とさでん交通の幾つかの高速バスが運休しておりますが、通常運行に向けた見通しはどうか、中山間振興・交通部長にお伺いします。

コロナウイルスの影響を受けて、運休のまま廃止につながることはないようにしていただくよう要請をしておきます。

高知県のウイズ・アフターコロナの経済対策は、感染拡大防止を徹底するために、各医療機関が足並みのそろった医療を提供するとともに、医療資機材の備蓄など最大限の備えを行った上で、観光振興や移住促進、企業誘致など高知県の魅力と長所を発信していくことが重要だと考えますが、知事の御所見をお伺いします。

知事は県政の運営に当たり、共感と前進を基

本姿勢として県民座談会「濱田が参りました」を開催し、県民の皆様との対話を通じて、県政に対する共感を得ていくことが重要であると述べられました。新型コロナウイルスの影響により6月からのスタートとなった座談会ですが、6月定例会の知事提案説明でも大変勉強になったと感じていると述べられました。

この間の県民座談会「濱田が参りました」での手応えや、県政運営に生かしていきたい御意見など、その成果について知事にお伺いします。

来月30日は、四万十市に帰ってこられるとのことで、楽しみにしております。

今なお世界経済に多大な影響を及ぼし続ける新型コロナウイルスですが、国や地方においても、医療提供体制の充実強化や事業者への支援などに費用がかかる一方、今後税収が減少して財政状況が厳しくなると見込まれています。このため、高知県においても来年度の当初予算案の編成では、大変厳しい財政状況の中ではありますが、健全な財政基盤を維持することが求められます。事務費や施設の維持管理費といった経常的な経費の削減や、公共事業などの見送りを検討している自治体もあると伺っていますが、今まで以上に事業の必要性や緊急性を見極めて、予算編成に当たらなければならないと考えます。

今年度の県税収入の減収が見込まれる中、来年度当初予算案の編成の方針について知事のお考えをお伺いします。

知事は、昨年の12月定例会において、県庁職員ともしっかりと対話を重ね、コンセンサスを得ながら、施策を練り上げてまいりたいとの考えも示されています。ぜひともこうした姿勢で、厳しい中でもしっかりとした予算編成に取り組まれるようお願い申し上げます。

次に、新型コロナウイルス感染症対策についてお伺いしてまいります。

昨年末の新知事の就任、新型コロナウイルス

の蔓延、4月の人事異動、事業内容の大幅な変更など、この間の職員の皆様を取り巻く環境の変化も目まぐるしく、何かと厳しいものがあったかと存じます。

そこで、この間の環境の変化の中で、県庁職員のモチベーションや取組姿勢はどうだったか、副知事の御所見をお伺いします。

全国各地で新型コロナウイルスの感染拡大により、最前線で対応に当たる保健所の業務が苛酷を極めているとの報道がありました。感染疑いのある方からの電話相談をはじめ検体の回収、感染経路や濃厚接触者の追跡調査など、多岐にわたる業務を限られた人員でこなし、終息も見通せない業務に、不安を抱えながらも懸命に尽力いただいているのではないのでしょうか。

いまだ終息とは言えない新型コロナウイルスの感染状況と保健部門の業務量を精査しながら、人員確保も含めた保健所機能の強化を図るべきと考えますが、副知事の御見解をお伺いします。

新型コロナウイルス感染症という新たな課題を乗り越えるには、2月定例会でも申しましたが、県内の医療機関が足並みをそろえることから始まると思います。では、各医療機関の足並みをそろえる連携についてはどうか。

先日、県内の新型コロナウイルス感染症検査協力医療機関が県のホームページに公開されました。検査協力医療機関とは、必要な院内感染対策をし、新型コロナウイルス感染症を念頭に置いた医療とそれ以外の医療をしっかりと両立している医療機関であり、県内多くの病院や医院に検査協力医療機関として参加していただいております。県の呼びかけによる検査協力医療機関が足並みをそろえ、それぞれの医療機関が連携・協力できる取組が一層重要ではないかと感じています。

検査協力医療機関において新型コロナウイルス感染が疑われ、入院が必要と診断された患者

さんに対しては、検査結果が判明するまで適切な医療を提供できる医療機関を紹介するなど、地域の医療機関同士が連携して対応していくことが必要だと考えますが、健康政策部長の御所見をお伺いします。

そしてもう一つ、救急医療の連携についてもその必要性を感じています。先日、高知医療センターで医師と看護師が新型コロナウイルスに感染しました。感染防護をした、感染リスクを十二分に承知しているプロでも感染してしまったことに、多くの県民が衝撃を受けたことと思います。

病院職員の新型コロナウイルス感染の発生に伴い、関係者の検査や消毒などが必要なことから、数日間通常の診療ができなくなりました。ドクターヘリの運航は、8月28日から9月2日の6日間見合わされ、救急車については8月28日から8月31日の4日間は受け入れず、9月1日からは一部受け入れ、9月8日から通常対応となりました。結果、救急患者が高知赤十字病院と近森病院に集中することとなり、高知の救急医療は一時的に繁忙を極めたと聞きました。今後もこのようなことがないと言い切れません。

救急患者の命を守るため一分一秒を争い、プロフェッショナルとして働く医療従事者の皆様が、その能力と経験を十二分に発揮できるよう、県の支援やコーディネートが必要なのではないかと考えますが、救急病院の連携・協力を県としてどのように関わっているのか、健康政策部長にお伺いします。

県民の安心・安全と命を守るためにも、そして新型コロナウイルスなどのリスクに対峙していくためにも、今回の検査協力医療機関の参加を皮切りに、医療機関の連携・協力の体制構築を図る取組がスタートできたのではないかと期待をしております。

次に、農業振興についてお伺いしてまいります。

今定例会の知事提案説明において、新型コロナウイルス感染症による経済影響対策の中で、経済活動の回復と社会の構造変化への対応について、県内の消費拡大、需要喚起を図るため、6月から「食べて！遊んで！高知家応援プロジェクト」を実施しており、食などに関する様々なキャンペーンを通じて、多くの皆様に地産地消への御協力をいただいております。地産地消の取組を盛り上げてまいりたいと述べられました。既に県内の小売店、飲食店の皆様が、県内各地で様々な地産地消キャンペーンを展開しています。

また、県のホームページでは、「県民の皆様の地産地消へのご協力が新型コロナウイルス感染症によって、大きな影響を受けている県内産業、県内事業者の助けになります。是非、多くの県民の皆様にご参加いただきたいと思います。」と、地産地消の取組とお願いをPRされています。

このプロジェクトは新型コロナウイルスの経済対策としての地産地消という位置づけですが、知事の地産地消への思いについてお伺いします。

地域の食材を活用する地産地消は、地域の農業や漁業の振興に役立ち、地域経済の発展にもつながります。食材を遠隔地に輸送するための燃料も少なく済むことから、環境にも優しく、また食料自給率の向上にも役立ちます。世界の爆発的な人口増や新型コロナウイルスの影響も相まって、今後世界的な食料難への懸念もあることなどから、県内の農業や漁業をしっかりと振興することと、地産地消を促し食料自給率を上げていくことは、大変重要な取組です。官民協働でキャンペーンを展開して、広く県民の皆様に地産地消を意識していただくことは、すばらしい取組であると感じています。

食料自給率を上げるための取組も必要と考えますが、知事のお考えをお伺いします。

次に、県内の農業をさらに振興していくためには、担い手の確保が重要であり、県では新規に就農する方たちへの支援制度を各種設けて事業展開をしています。高知県新規就農相談センターのパンフレットでは、「いっぺん高知に来とうせ Let's Try Farming!」と題して、新規就農に関する内容が詳細に紹介されています。就農相談として窓口が常設されていて、いつでも新規就農に関心のある方からの相談体制ができています。加えて、東京や大阪など都市部では就農相談会を行い、都会からの呼び込みも積極的に行っていること。そして、こうちアグリスクールなどの就農体験から、技術習得のための研修、就農地域の選定や資金の準備を経て就農していく流れを解説しています。

主要品目による就農モデルも示され、市町村別の品目の生産状況や就農支援制度も一覧できるほか、独立就農や雇用就農されている方々の生き生きとした体験談などもとても魅力的です。高知の農業を担ってくれる方々へしっかりと支援を行うことにより、決して簡単な道のりではないと思いますが、移住して研修しながら、試行錯誤して経験して独立就農されていることをうれしく思います。

このパンフレットでは、気になるあれこれ就農ランキングなる、経験者の就農実態について調査されています。就農に要した費用の1位が施設野菜の1,000万円程度であり、主力の品目に一番費用がかかること。そして、就農時の資金借入れがある割合は20代が一番多いこと。さらに、就農後の課題としては、所得が少ないとの意見が第1位で、技術が未熟が第2位であることなど、多くの新規就農者にとって、このランキングによれば、その経営は大変厳しい現実があるのではないのでしょうか。

新規就農を支援する制度を活用しても、独立就農が厳しい事例についてどのような問題点が

あったのか、農業振興部長にお伺いします。

新規就農者が技術が未熟と感ずるのは理解しやすいことですが、研修等を経た後、目標とする所得を得られるよう成長していくために必要な技術指導や助言はどのように行われているのか、農業振興部長にお伺いします。

さきのパンフレットで「ここがすごい！ 全国トップレベルの農産物」では、農水省統計による平成28年産から平成30年産のデータとして、高知県が全国順位1位の品目はナス、ショウガ、ニラ、シシトウ、ユズ、土佐ブントウとあります。第2位はユリ、日向夏、3位がピーマン、オクラ、ポンカンとありました。これらの品目を主力としながら、様々な露地野菜と施設野菜、果樹たちが昔からの温暖な気候とマッチして高知の農業を支え、そして発展させてきました。特に、露地野菜や果樹などは直接的に気候の影響を受けるにもかかわらず、農家の知恵と経験、そして高い技術力で、その生産量を伸ばしてきたのではないのでしょうか。

今議会の農業分野における知事提案説明では、環境制御技術にAIやIoTなどの先端デジタル技術を融合させたNext次世代型こうち新施設園芸システムの開発と、作物の生育情報や収量・出荷データなどの情報の収集と分析を行う、データ共有基盤IoTクラウドの開発に着手していると紹介されました。ここ数年の高知県の農業振興策は、施設園芸の施策を主体として取り組まれているように感じておりますが、これまでは、さきの全国上位を誇る主力品目を中心に、様々な露地野菜と施設野菜、果樹たちが高知の農業を支え、そして発展させてきました。

Next次世代型こうち新施設園芸システムのような施設園芸への注力と同時に、これまで高知の農業を牽引してきた、初期投資が少ない露地野菜や果樹への取組を一層振興させることがさ

らなる発展を生むのではないかと考えますが、その方策について農業振興部長にお伺いします。

環境制御技術などは施設園芸にしか適さないのかもしれませんが、高知の耕作地域の土壌や気候を含め、あらゆる環境調査を行うことで、露地野菜や果樹の問題点の改善やリスクの回避、さらには品質の向上が図られていくのではないかと考えます。さらには、これまでの技術を集積しておくことも大事な高知の財産であり、後世に残していかなければならないと思います。何十年も高知で農業に携わり、個人個人が培ってきた貴重なノウハウをこれからもしっかりと引き継げるような体制づくりと、地産地消や外商を振興する上でも、幅広い品目において初期投資が少なく収益性の高い農業振興策が求められているのではないのでしょうか。

露地野菜や果樹において、これまで培ってきた農業技術の普及や指導、そして集積と継承、さらにはAIやIoTなどのデジタル技術の活用による検証や効率化を図っていくことが重要だと考えますが、農業振興部長の御所見をお伺いします。

特に、果樹などの剪定技術などは一朝一夕のものではないはずです。収益性が高い品質向上への取組や、よりよい収穫時期を見極めていくことなど、なかなか知り得ることのできない貴重な経験を形にしながら、効率的な研究を進め、その技術を普及し継承できるように取り組んでいただきたいと思います。

次に、先日9月9日、四万十市営食肉センターの建て替えに伴う国の交付金採択を断念したとの新聞報道がございました。この間、新食肉センター及び県畜産振興に関して、交付金の採択に向けて御尽力をいただきたく度々質問をしてきただけに、断念の報道は残念でなりません。

2月定例会、知事からは、「県内2つの食肉センター体制は、公共インフラとして重要な役割

を担っていると考えている。食肉の安全な供給という観点から、産地や消費地の近くにあることが求められる必要不可欠な施設である。高知市では牛を、四万十市では豚をメインに取り扱う食肉センターとして、その事業領域の違いにより共存共栄をすることで本県の畜産振興が図られる関係にあると考えている」、また「四万十市の食肉センターは、本県の畜産振興において大変重要な役割を担う施設と考えている。この新食肉センターの運営開始までには、やらなければならないことが数多くある。先行する高知市の食肉センター整備のノウハウを活用することなども含めて、県としてしっかり支援をしていく」。

部長からも、「委員として参画をして、四万十市をはじめ、各関係機関や生産者の皆様と共に基本計画の策定に携わってきた。また、交付金の活用に向けて四万十市と協議を重ね、国の施策の情報提供や養豚場誘致の適地の絞り込み、臭気や排水など衛生環境に関する助言などの支援も行ってきた」、加えて豚の増頭計画では、「国の交付金の採択要件を満たせるよう、豚の増頭対策として、県内産については生産基盤強化となる畜舎整備への支援や養豚場誘致による増頭に取り組み、県外産についても、四万十市と共に集荷頭数の増加にこれからも取り組んでいく」との答弁でした。

私からもぜひ交付金が採択となるよう、増頭に対して御尽力いただくことをお願いしてまいりましたが、新聞報道では採択要件となる処理頭数の増加が見込めないため断念したとありました。現時点で増頭計画が厳しいことは、2月定例会でも指摘したとおりです。だからこそ、今後四、五年の間に行う県内外への増頭計画への支援が必要不可欠であり、そこに注力するはずだったのではなかったでしょうか。

今回、国の交付金の採択を断念したことによ

て養豚振興にどのような影響があるのか、農業振興部長にお伺いします。

新聞報道では、交付金の断念により、県などから建設費の支援が得られる、経営が自立安定的に回るシミュレーションがつけられる、この2つの実施条件を提示した上で、満たされない場合は整備は困難であることが示されていました。規模縮小の案も検討されているようです。

いずれにしても、四万十市営の食肉センターは築50年以上で老朽化が激しく、修繕を繰り返しながらの綱渡り運営となっているため、いつ屠畜処理ができなくなるか分かりません。その場合は高知市か、もしくは県外の食肉センターで受け入れることにもなりかねませんし、それが恒常化することとなれば、四万十市の新食肉センターの整備自体の必要性が失われることまで想定されます。

四万十市の食肉センターがどうなるのかによって、今後の高知県の養豚振興はもちろん、既に整備に着手している高知市の新食肉センターへの影響まで懸念されるなど、高知県の畜産振興の重要な局面になっていると思います。こうした状況を踏まえると、四万十市の食肉センターの今後について、一刻も早くその整備の方向性を決定していく必要があります。

四万十市をはじめ近隣市町村や高知市の食肉センター、さらには生産者や加工・流通業者の方々の意見を集約して、四万十市新食肉センター整備検討委員会で、高知県としてその方向性を早急に提案すべきではないかと考えますが、農業振興部長のお考えをお伺いします。

本来、国の、強い農業・担い手づくり総合支援交付金は、幾つかの食肉センターを集約して規模を拡大することと、海外への輸出も含めた機能の強化を目的とした交付金となっています。しかし、本県では、2つの食肉センターをそれぞれ残す道を選択し、交付金採択のために厳し

い増頭計画を推し進めてきた結果、国の交付金採択による四万十市の食肉センター建て替えの当初計画は、断念せざるを得ない結果となりました。この当初計画の断念により、高知市では牛を、四万十市では豚をメインに取り扱う食肉センターとして、その事業領域の違いにより共存共栄することで本県の畜産振興が図られる関係にあるという、この当初の考え方は見直す必要があるはずです。

少なくとも国の交付金事業の方向性に沿った県内食肉センターの一本化も再検討すべきと考えますが、知事のお考えをお伺いします。

次に、住宅の耐震化についてお伺いします。

南海トラフ地震対策における住宅の耐震化についての知事提案説明では、市町村と協力して補助制度の拡充や事業者の育成に取り組んできた結果、本年6月時点の補助申請件数が前年同期の1.2倍という高水準で進捗されているとの報告がございました。住宅耐震化については、中山間地域を中心にいまだ多くの耐震性不足の住宅がございます。県としても住宅の耐震対策の抜本強化として、より一層手厚い財政措置を講じていただくよう国に政策提言しています。

政策提言の理由として、多くの大規模地震では住宅倒壊等により多数の死傷者が出ていること。津波等からの避難対策は、地震発生直後に倒壊した住宅に閉じ込められることなく、自力で避難できることが前提であり、住宅の耐震化は大変重要であること。公金による私有財産形成に寄与させないという観点から、補助対象事業費の補助率に制限があり、住宅所有者の経済的負担が大きいことから耐震化が進まないこと。補助限度額を引き上げれば、耐震改修の実績が増したこと。よって、住宅耐震化の抜本的な強化には、住宅所有者の経済的負担の軽減が必須であることとされています。

耐震化工事の流れは、申請から耐震診断、耐

震補強の必要性ありとの診断、耐震改修設計、耐震改修工事、補助金を含めた支払いという流れでしょうか。耐震改修工事は、一般的には柱と土台や柱とはりの接合部の金物による補強、筋交いの新設や構造用合板による耐力壁の設置、基礎の補修・補強、屋根や外壁の軽量化などの工事を行います。これらの工事は、その建物が倒壊しない揺れに強い住宅とするために、住宅所有者の経済的負担が大きくなります。

現在耐震化が必要と思われる住宅の戸数と、その耐震化への見通しについて土木部長にお伺いします。

政策提言の理由にもあるように、住宅から自力で避難できることが重要であり、多くの地震でも倒壊した住宅の隙間から逃げられた報告や、倒壊するまでに逃げる時間が稼げたことによって命が助かったなどの報告もあります。よって、半壊の隙間から避難することや倒壊までの時間稼ぎを目的とした、これまでよりも格段にコストを抑えた簡易な耐震工事があれば、そのニーズも多いのではないかと思います。既に、住宅耐震化を普及させるために、安価な耐震工法として愛知県発の低コスト工法が開発されています。この低コスト工法により、愛知県のみならず全国的に耐震化の普及とさらなる啓発が進められてきました。

高知県でも、この低コスト工法による耐震改修を補助事業に加えて、継続的にその普及に努めてきました。結果、自己負担がない、もしくは少額で済んでいる改修工事の実績も徐々に増えてきています。さらには、補助金を事業者が直接受け取ることができる代理受領制度も、耐震化を行う住宅所有者の負担軽減につながっています。住宅の耐震化に補助があることは知っていても、代理受領制度や、既存の天井や床を壊すことなく家の外から補強でき工事費が格段に安くなる低コスト工法は、あまり知られてい

ないように思います。

耐震改修工事に携わる技術者の確保や育成はもちろん、事業者への周知も重要ですが、何より住宅所有者へのPRが肝腎なのではないでしょうか。負担額0円で診断と工事ができ、精算などの面倒な手続もなく、現状よりも自宅が倒壊に強い家になることに手を挙げない理由が見当たりません。そのことを広く知ってもらだけでも耐震化が促進するのではないのでしょうか。分かりやすくインパクトのあるテレビCMなどで、南海トラフ地震への備えと同時に耐震化における低コスト工法を強力に推奨すべきと考えます。

住宅の耐震化における低コスト工法をさらに普及させるための手法について土木部長にお伺いします。

次に、洪水対策について。

近年、これまでにない集中豪雨等により、河川の氾濫などが全国的に起きております。本県も多く、川を有し、集中豪雨のたびに河川の氾濫を心配しなければなりません。河川の水位について、観測地点が現在どの程度の水位であるかの情報は、データ放送などから得られます。しかし、今後の降雨予測はあるものの、今後の水位の予測を知ることはできません。大変難しい課題かもしれませんが、避難指示をするのにも、自ら危険を判断して避難するにしても、洪水による水位の予測ができれば流域で暮らす県民の安心につながると思います。

洪水は、降雨やダムの放水など流量による物理現象であり、その現象を把握することで、正確かつ的確に説明と予測ができるのではないのでしょうか。降雨による河川への水の流入量は、平均雨量と流域面積、流出係数により水理公式で与えられます。高知県の一級河川では、降雨予測による流入量から、観測地における水位は計算によってある程度把握することが可能と

なっているのではないのでしょうか。

後で、実際の降雨時にどの程度の水位があったのか、計算による誤差や、その特性についても検証することができるはずですが。上流域の降雨による流量の把握によって、その流域の下流部での水位が予測できるはずですが。この予測が可能となれば、ダムの放流量による流域への影響や、沿岸部では満潮時における影響予測など、洪水の被害軽減に役立つのではないかと考えます。

現状の洪水予測に対する考え方と、降雨時に流域面積ごとの流入量と各地点の河川水位を把握して検証しながら、水位予測を県民に示す取組について土木部長のお考えをお伺いします。

これは、今後の豪雨災害から命を守る取組につながるのではないかと思います。

最後に、ヘルプマークの取扱いについて。

昨年9月の定例会において、ヘルプマークの配布と認知度向上の取組について質問をさせていただきました。地域福祉部長からは、「ヘルプマークは障害の種別を問わず、援助や配慮を必要としていることが外見からは分からない方が身につけることで、必要な支援を受けやすくするものであり、発達障害の子供が支援を受けやすくするツールであること。一昨年7月のヘルプマークの配布開始後、昨年の6月末までの配布数は約2,500とまだまだ少ない状況であること。必要な人に配布できるよう普及啓発を強化するため、保育所や療育施設などを通じて、ヘルプマークの趣旨や利用方法などについて周知を図ること。あわせてヘルプマークを所持している人が必要な支援や配慮を受けられるよう、マークの趣旨について引き続き広報紙やテレビ、ラジオなどで広く周知を行いますとともに、コンビニや量販店の協力をいただくなど、効果的な普及啓発に取り組んでまいります」との答弁でした。

この質問の後、発達障害のお子さんを抱える保護者の方々から、配布されたヘルプマークを活用しているが、なかなか苦戦しているとお話を伺いました。ヘルプマーク自体が小さく目立たないとか、連絡先や症状など必要な情報を記載してヘルプマークの裏に貼るようになっていますが、雨など水にぬれてすぐに駄目になるとか、配布も1つだけなので、かばんが替わるときに付け替えが必要で面倒であったり、擦り切れたりするなどの御意見がありました。

特に配布数では、例えばランドセルに1つつけておいて、遊びに行くとき用の別のかばんにつけるヘルプマークがもう一つ欲しいといった声もありました。いつも身につけることで多くの方に知ってもらう機会が増えることにもつながると思いました。既に、反射素材のパスケースで、かばんからの付け替えも簡単な樹脂製の取付け金具があり、伸びるリールつきで回転自由、巻き戻りも自動のヘルプマークが販売されています。カードや小銭も入れられ、必要事項が記入しやすいヘルプカードも附属されていて、収納できるので雨にぬれることもありません。

今後は、利用者の御意見も伺いながら、使い勝手のよいものとなるよう御配慮をいただきたいことと、配布数を増やすことも御検討いただきたいと思いますが、地域福祉部長のお考えをお伺いします。

以上で、私の第1問とします。

(知事濱田省司君登壇)

○知事(濱田省司君) 石井議員の御質問にお答えをいたします。

まず、新型コロナウイルスの影響を踏まえた関西圏との経済連携の取組についてお尋ねがございました。

関西圏との経済連携につきましては、今月2日、第1回目となります関西・高知経済連携強化アドバイザー会議を開催いたしました。会議

では、1つには観光推進、2つには食品等の外商拡大、3つには万博・IRとの連携の3つのプロジェクトを経済連携強化の方向性としてお示しし、アドバイザーの皆様から多くの御意見、御提案をいただきました。その中には、ウイズコロナ時代の戦略の在り方についても御意見をいただいたところであります。

具体的には、観光面では、まずは国内観光客をターゲットといたしまして、本県の強みである自然や体験を中心としたブランディングなどを切り口として誘客を図るべきという御意見をいただきました。また、食品などの外商面では、1つには、リアルな商談機会の確保が難しい状況であること、2つには、新しい生活様式が定着する中、家庭食の増加やネット通販の拡大など、消費者ニーズも変わってきていること、こうした変化にしっかりと対応するため、オンラインを活用した商談会の開催でございますとか、いわゆるDIY——ドゥー・イット・ユアセルフであります。DIY需要の拡大などの新たなニーズに対応した商品開発を進めるべきだといった御提案もいただきました。

今後、こうした御意見も踏まえまして、ウイズコロナ、アフターコロナ時代の実効性ある戦略の策定に向けまして、アドバイザー会議の御意見も伺いながら検討を深めてまいります。あわせて、先日の産業振興計画フォローアップ委員会では、関西の女性の視点を取り入れるべきだという御意見もいただきましたので、そうした点も含めまして、さらに検討を進めてまいります。

次に、地方への人の流れをチャンスと捉えた戦略についてお尋ねがございました。

議員からお話がございましたとおり、今般のコロナ禍によりまして、大都市の人口過密によりリスクが顕在化をいたしまして、人々の仕事あるいは住まいに関する考え方が大きく変

化をしているものというふうを受け止めております。特に、テレワークの広がりによりまして、大都市から地方への企業や人の新しい流れが生まれておりますので、こうした流れをチャンスと捉えまして、取組を強化したいと考えております。

そのため、高知市中心部に大都市部からの企業のサテライトオフィスやテレワークをする方の受皿となるシェアオフィス拠点施設を整備することといたしております。また、市町村が空き物件を活用して整備をいたしますシェアオフィス事業への支援、あるいは宿泊施設へのワーケーション環境の導入によりまして、県内各地でテレワークができる体制を整備したいと考えております。さらに、長期滞在あるいは移住体験を希望する方向けのお試し滞在施設、あるいは移住者向け住宅などの受皿整備にも、積極的に取り組みたいと考えております。こうした取組に加えまして、ウェブなどを活用いたしました情報発信についても充実をさせることといたしております。

県といたしましては、このような戦略と本県の強みでありますきめ細かなフォローアップ、これを織り交ぜながら、本県への企業や人の受入れを積極的に推進してまいります。

次に、本県のウイズ・アフターコロナの経済対策としての本県の魅力と長所の発信についてお尋ねがございました。

コロナ禍を契機に、大都市部におきましては旅行や働き方、暮らし方の面で、これまで以上に地方に目が向けられております。こうした変化を、先ほど申しましたようにチャンスと捉えまして、新しい人の流れを本県にしっかりと呼び込むことが非常に重要だと考えております。

そのためには、御指摘にもございましたように、第1に、感染防止対策の徹底に加えまして医療面の体制を強化し、本県を訪れる方に安心・

安全を提供する、このことがまず大事だと思っております。また、第2に、観光施設や仕事、住まいなど、県外からの受入れ環境を充実させること、そしてそれらをしっかりと情報発信していくということが不可欠であると考えます。

まず、医療面についてでございますが、感染拡大を防止するために、インフルエンザとの同時流行に備えまして新たな検査体制を構築いたしました。具体的には、必要な院内感染対策を講じました上に、新型コロナウイルス検査の検体採取ができます医療機関を検査協力医療機関と位置づけまして、昨日までに113か所の医療機関から協力を申し出ていただいているところでございます。

今後、さらに検査協力医療機関の確保に努めまして、県下全域におきまして、より身近な医療機関で診察と検体採取ができる体制を整えてまいりたいと考えます。あわせまして、感染拡大時にも安定した医療提供体制が継続できますように、引き続き緊急時に医療機関に必要な医療用物資の備蓄も進めてまいります。

次に、受入れ環境の面についてでございますが、本県の強みを生かしました自然・体験型観光施設の磨き上げの支援を強化するなど、新しい旅行スタイルに対応した環境整備を進めてまいります。あわせまして、本県の持つ首都圏などにおきますIT企業とのネットワーク、さらには移住促進、企業誘致に向けましたきめ細かなフォローアップ体制、こういったものを最大限活用いたしまして、新しい人や企業の流れを高知に呼び込んでまいりたいと考えております。

そのため、受皿となりますシェアオフィスあるいは移住者向けの住宅を整備するなどの支援策を強化してまいります。こうした医療、そして受入れ両面の取組をさらに強化いたしますとともに、県の様々なウェブサイトにおきまして戦略的に情報発信を行いまして、本県への新し

い人の流れを創出してまいります。

次に、県民座談会「濱田が参りました」についてのお尋ねでございます。

県政運営の基本方針といたしております共感と前進は、県民の皆様との対話を通じて共感いただきながら県政を運営したい、また様々な課題解決に向けて一歩でも二歩でも前進をする、そうした県政でありたいという思いから掲げているところでございます。

このことからいたしましても、県民の皆様の声を直接お聴きができます県民座談会「濱田が参りました」は、私が知事に就任させていただいてから最も行いたかった取組の一つということでございます。新型コロナウイルス感染症の影響もありましてスタートが6月にずれ込みましたけれども、これまで12の市町村で開催をさせていただきました。これに引き続きまして、できるだけ早い段階で全ての市町村にお伺いをしたいと考えております。

この座談会におきましては、市町村から御紹介をいただきました参加者、発表者の方だけではなく、当日の傍聴者の方々からも御意見を頂戴することといたしております。このように幅広く意見をいただくということで、私自身にとっても非常に勉強になると感じておりますし、特に常日頃中山間地域の方々の方々の生活にじかに接する機会が限られておりますので、そうした機会を通じて中山間地域の皆様の御意見を直接お聞きできるということ、こういったことも含めまして、参加者の皆様には大変感謝をいたしているところでございます。

一例といたしまして、津野町での開催の参加者の方から、道路標識に四国カルストと天狗高原というのが混在をしていて、県外から来られた観光客の方などには分かりにくいという御指摘、お声をいただきました。これは御指摘のとおりであるというふうに私も感じましたので、

直ちに担当の部局に改善を検討するように指示をいたしましたところでございます。

このように、お伺いをさせていただきましたそれぞれの地域の課題や実情など生の声は、今後の県政運営に大いに参考にさせていただきたいというふうに考えております。

次に、県税収入の見通しを踏まえまして来年度当初予算案の編成方針についてお尋ねがございました。

新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、本県の経済は観光関連産業をはじめ様々な分野で大きな打撃を受けております。このため、税収の減が不可避であるというふうに見込んでおるところでございます。

しかしながら、現時点では年間を通しました企業収益あるいは売上げなどの状況が不透明な要素が多いということでございまして、県税収入への影響が見通し難いという状況がございませぬ。このため、7月に内閣府が公表いたしました日本全国での名目経済成長率に注目をしてみますと、今年度がマイナス4.1%のマイナス成長、令和3年度は逆にプラス3.5%の成長ということで、今後回復基調をたどっていくと、こういったことが内閣府のほうで見込まれている状況にあります。こうしたことから、県のほうで先日公表いたしました本県の今後の財政収支見通しでは、この内閣府の設定いたしました名目経済成長率を用いまして、減収額を機械的に試算させていただいた次第でございます。

こうした前提の下では、今後も安定的な財政運営に関しまして一定の見通しを立てることができたわけでございますけれども、税収の動向は、先ほど申しましたように、予断を許さないというふうには受け止めております。引き続きしっかりと留意をし、また動向を注視していく必要があるというふうに考えております。

このような状況でございますので、来年度の

当初予算の編成に当たりましては、限られた財源を有効に活用するという考え方に立ちまして、スクラップ・アンド・ビルドの徹底あるいは事業の選択と集中に取り組んでまいる必要があると考えております。また、本県の財政運営は地方交付税制度など国の動向に大きく左右されます。このため、新型コロナウイルス感染症対策あるいは安定的な財政運営に必要な財源の措置などにつきまして、国に積極的に提言をしてまいります。

来年度の当初予算におきます大きな方向性についてでございます。まず、大きな柱立てといたしましての県勢浮揚に向けました5つの基本政策あるいは3つの横断的な政策、こういったものについては維持をしてまいりたいと考えております。その上で、地方に新しい人の流れを呼び込む取組といった先ほど御指摘をいただきました取組でございますとか、あらゆる分野のデジタル化を推進する、こういったことに代表されますような、社会の構造変化を踏まえた施策を進化させていく必要があるというふうに考えております。

今後とも、引き続き県勢の浮揚と県財政の持続可能性について両立を図ることができるよう、安定的な財政運営に取り組んでまいります。

次に、地産地消への思いについてお尋ねがございました。

本年の5月末に、全国的な緊急事態宣言解除後の経済の回復に向けました第一歩といたしまして、私から県民の皆さんに地産地消への御協力を呼びかけさせていただきました。その上で、地産地消の取組を県全体の大きなうねりとしていくために、6月に「食べて！遊んで！高知家応援プロジェクト」をスタートさせたところでございます。

このプロジェクトにおきましては、県が実施

いたしました様々なプレゼント企画に対しまして、8月までの3か月間で約7万1,000件の御応募をいただきました。また、県内各地で民間事業者の方々の企画によります地産地消の取組も始まっておりまして、県内での盛り上がり到手応えを感じているところでございます。

今回のプロジェクトにつきましては、基本的には新型コロナウイルス感染症に係ります経済影響対策というふうに位置づけております。一方で、このプロジェクトは県民の皆さんに本県の産品や観光資源のすばらしさを改めて実感していただく、そのための絶好の機会だというふうに考えております。

今回の取組が契機となりまして、地産地消が県民生活の中にしっかりと根づくことで、かねてより取り組んでおります地産外商と併せまして、本県経済の厚みが一層増すものというふうに考えております。このため県民の皆様には、これまで以上に地産地消を意識していただきまして、本県の産業を継続的に内側から盛り上げていただきたいというふうに考えております。

次に、食料自給率を引き上げるための取組についてお尋ねがございました。

国民生活に不可欠であります食料を将来にわたって安定的に供給し続けるために、食料自給率の向上を図るということは大変重要なことであるというふうに考えております。国におきましては、本年3月に食料・農業・農村基本計画を策定されましたが、この中で食料自給率を平成30年度の37%から、令和12年度には45%に引き上げることを目標として掲げております。この目標の達成に向けましては、生産基盤の強化や国産農産物の消費拡大、さらには地産地消の推進といった、生産と消費の両面での取組が必要とされております。

また、世界中で広がっているコロナ禍によりまして、輸入食料の減少など、安定的な食料の

供給が懸念をされており、食料自給率の重要性はますます高まっているというふうに考えます。こうした中、国ではコロナ対策の補正予算におきまして、輸入農産物から国産への切替えを行うための施設の整備、あるいは国産農産物の販売促進のための対策が行われたところであります。

今後も引き続き、国におきましては、食料自給率の向上に向けまして、持てる施策を最大限に講じていただきたいと考えています。あわせて、県におきましても産業振興計画の推進によりまして、県産農水産物の生産拡大をしていくこと、そして地消と外商による消費拡大を図っていくこと、この2点にしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

最後に、県内の食肉センターの一本化を再検討してはどうかといったお尋ねがございました。

県内の2つの食肉センターのうち、高知市の新食肉センターにおきましては、県が設置をいたしました高知県新食肉センター整備検討会におきまして整備方針を検討してまいりました。その際には、お尋ねがございました四万十市の食肉センターとの一本化も選択肢として検討したわけでございますが、産地や消費地に近い立地の利便性あるいは輸送コストなどを総合的に判断いたしまして、高知市の食肉センターについては単独で現在地に建て替えるという方針を既に決定したところでございます。現在、その方針に基づき、昨年7月に設立をされました高知県食肉センター株式会社におきまして実施設計を行い、建設工事の発注を開始しているという段階に至っております。

こうした現状を考えますと、県内の2つの食肉センターの一本化を今の時点で再検討することは考えておらないところでございます。

一方で、四万十市の新食肉センターにつきましては、市が設置をされました新食肉センター

整備検討委員会で協議をされまして、市において基本計画が策定をされております。この計画では、国の交付金を活用するという方針であるということは御指摘のとおりでございますけれども、これも御指摘ございましたように、今月8日の検討委員会におきまして、四万十市は国の交付金を断念いたしまして、事業について再考すると、中身を再度考えるという方針を表明されたところでございます。

県といたしましては、四万十市の新食肉センターについて自立的、そして安定的な経営ができる適正な規模と機能を有する施設となりますように、四万十市と共に取り組んでまいりたいと考えてございます。

私からは以上であります。

(中山間振興・交通部長尾下一次君登壇)

○中山間振興・交通部長(尾下一次君) とさでん交通が運行する高速バスの今後の見通しについてお尋ねがございました。

とさでん交通が運行する高速バスのダイヤは、他社との共同運行も含めると、9路線で1日に49往復となっております。現在、そのうち2路線が全便を、全体で13往復が運休しており、7路線で36往復が運行しております。回復傾向にはありますが、依然として厳しい状況です。通常運行に向けた今後の見通しについて、とさでん交通に確認しましたところ、新型コロナウイルス感染症の収束状況や利用者の回復動向を見極めて検討していきたいとお聞きをしております。

高速バスは、観光、ビジネス、帰省、イベントなどのお客様を運ぶ大切な都市間交通でありますことから、県としましても今後の運行状況を引き続き注視してまいります。

(副知事岩城孝章君登壇)

○副知事(岩城孝章君) まず、環境変化の中での職員のモチベーションや取組姿勢についてお

尋ねがございました。

昨年12月の知事交代に関しましては、基本政策に大きな変更がないことや、職員の話をよく聞くという濱田知事のスタイルもあって、職員が環境変化に戸惑うことはなく、円滑に業務は進んでいると考えます。そのため、環境変化の中で最も大きかったことは、やはり新型コロナウイルス感染症への対応であったと思っております。

県庁においても感染拡大防止のため、在宅勤務などによる出勤抑制を行ったほか、これまで経験したことのない感染症への対応や、県経済へのダメージを最小限に食い止めるための事業をつくり上げなければなりません。このことは、職員にとっても決して生易しい環境ではなかったと思いますが、職員は使命感を持って全力で取り組んでくれました。

これまで、検査体制の充実や入院病床の確保などによる医療提供体制の強化、国に先駆けた本県独自の融資制度をはじめとする経済影響対策など、約715億円に及ぶ新型コロナウイルス感染症緊急対策を講じているところです。私は、そうした職員の姿勢を大変心強く、また頼もしく感じております。

今後とも、職員の心と体の健康に十分配慮しながら、感染拡大防止と社会経済活動の回復との両立を図るといった困難な課題に対しまして、モチベーションを持って取り組むことができるよう、意を用いてまいります。

次に、保健所機能の強化についてお尋ねがございました。

本県では、これまでも現場の最前線にある福祉保健所が新型コロナウイルス感染症に関する役割をしっかりと果たすことができるよう取り組んでまいりました。

具体的には、当初から感染疑いのある方からの相談に対応する帰国者・接触者相談センター

を各福祉保健所ごとに設置するのではなく、高知市と合同で1か所に集約し、福祉保健所の相談対応を軽減しております。また、検体の搬送につきましても、福祉保健所の中で事務職員等を含めた複数の職員でローテーションを組むとともに、本庁の職員もその一部を担うなど、特定の者に業務が集中しないような体制も取っております。さらには、幡多福祉保健所管内で感染者が多数発生した際には、本庁や他の福祉保健所から保健師を派遣するとともに、既に退職された保健師にも応援をお願いし、一時的に増加した、いわゆる症状が出ていなくても濃厚接触者を検査するなど、積極的疫学調査に対応してまいりました。

ただ、今後保健部門の業務量が増大することも想定されます。そのため、引き続きこれまでの福祉保健所内で助け合う体制の整備や、本庁や他の福祉保健所からの応援体制に取り組むとともに、あわせて必要に応じて健康政策部以外の部局の保健師の活用や県内の市町村へ職員の派遣依頼を行うなど、必要な人員体制を確保し、保健所機能の確保、強化に取り組んでまいります。

(健康政策部長鎌倉昭浩君登壇)

○健康政策部長(鎌倉昭浩君) まず、新型コロナウイルス感染症を疑う患者の入院、治療における関係医療機関同士の連携についてお尋ねがございました。

新型コロナウイルス感染症が疑われ、入院が必要と診断された患者が検査結果が判明するまでの間に入院できる救急医療機関などを、疑い患者受入協力医療機関として、27施設を指定しています。この疑い患者受入協力医療機関の情報については、検査協力医療機関と消防機関に提供していますし、一方疑い患者受入協力医療機関に対しては、検査協力医療機関から入院調整の依頼があった際には相互に連携して患者の

受入れに協力するよう文書でのお願いもしております。

入院が必要な新型コロナウイルス感染症の疑い患者をスムーズに転院搬送するには、疑い患者受入協力医療機関と検査協力医療機関、そして消防機関の連携は欠かせませんので、引き続き医師会等の御協力もいただきながら、平時からの顔の見える関係づくりに努めてまいります。

次に、救急病院の連携・協力への県の関わりについてお尋ねがございました。

本県の救急医療体制については、高知医療センターを含む3つの三次救急医療機関と46の二次救急医療機関で救急搬送の受入れを行っています。それら関係機関とは、高知県救急医療協議会や県内の救急関係者が集まる場などにおいて、県内の救急搬送の状況を情報共有し意見交換を行うなど、日頃から連携体制を確認しております。

お話にありましたように、先日高知医療センターの医師及び看護師が新型コロナウイルス感染症に罹患した際には、8月28日から救急搬送を含む救急患者の受入れとドクターヘリの運航を一時休止することとなりました。休止期間中は、高知赤十字病院や近森病院の救命救急センターなどに救急搬送やヘリ搬送の受入れをサポートしていただきましたが、両病院での1日当たりの受入れ件数は休止前とおおむね同じ水準か10%の増にとどまっており、おおむね分散した受入れがなされたのではないかと考えております。

今後も、救急医療機関において医療従事者の感染等により救急患者の受入れに支障が生じた場合には、消防機関やその他の救急医療機関に迅速に周知を行った上で、円滑な救急搬送や救急患者の受入れ体制に極力影響が出ないように努めてまいります。

(農業振興部長西岡幸生君登壇)

○農業振興部長(西岡幸生君) まず、新規就農者の独立就農が厳しい事例の問題点についてお尋ねがございました。

県では、就農間もない経営が不安定な新規就農者の支援として、栽培の技術指導はもとより、国の農業次世代人材投資事業の経営開始型を活用し、最長5年間、年間で最大150万円を交付することにより、就農後の経営安定に向けて支援をしているところです。この交付金の本県での実績は、事業が創設された平成24年度から令和元年度までの8年間において514人が受給されており、このうちの95%が定着しているなど、新規就農者の確保・育成に大きく寄与しております。

しかしながら、議員からお話がありましたように、新規就農者の中には技術が未熟であることなどから、目標どおりの収量などを得ることができず、結果として十分な水準の所得に達していない方もおられます。目標に達していない新規就農者の事例では、経験不足による栽培管理技術の低さがあり、具体的には、病害等の早期発見と防除が遅れていること、必要な時期の作業が遅れ収量と品質に影響が出ていること、複数品目に取り組んでいることで栽培技術の習得に時間を要していること、地域で振興している品目でない場合栽培技術の習得機会が少ないことなどが挙げられます。

次に、新規就農者への技術指導や助言についてお尋ねがございました。

県では、新規就農者の所得目標の達成に向けて、JAと連携して、営農指導員や農業振興センターの職員が新規就農者に面談しまして、経営目標を達成するための栽培面と経営面の課題と対策を明確にしております。その上で、対策が着実に実践されますよう、病虫害防除などの新規就農講座の開催や、栽培管理のポイントとなる時期を中心に巡回による栽培技術の指導

を行っています。また、新規就農者自らも、研修中に指導を受けた農家に引き続き相談したり、JA生産部会の研修会への参加や地域の篤農家の技術を学ぶなど、栽培技術や経営管理能力の向上に努めておられます。

先ほどの栽培経験の不足に起因する問題を抱える新規就農者に対しましては、特に病害の発見とポイントとなる栽培管理作業が遅れることがないよう、JAの営農指導員と農業振興センターの職員が連携をしまして、巡回の頻度を増やして、的確な助言・指導を行うことが必要だというふうに考えております。

今後も、早期に新規就農者の栽培技術が向上し、目標とする所得が得られますよう、個々の栽培技術レベルや課題に応じた伴走支援を実施してまいります。

次に、露地野菜や果樹への取組を一層振興させる方策についてお尋ねがございました。

本県は、温暖な気象条件を強みとして、これまで施設野菜のみならず、露地野菜や果樹も含め多種多様な品目を生産し、農業振興につなげてまいりました。現在推進しております第4期産業振興計画においても、園芸品目別総合支援として、露地野菜ではショウガ、果樹ではユズ、ブントンを重点品目に位置づけ、品目別の課題解決に向けた取組により生産振興を図っているところです。

具体的には、ショウガでは土壌病害防除の新技术実証による被害の防止、ユズでは優良系統への転換などによる生産性の向上、ブントンは県内外でのPR活動による消費・販路拡大に取り組んでおります。さらには、生産者の高齢化や労働力不足の対策に向けた省力化機器等の導入を推進し、産地の維持・拡大に努めているところです。

一方、さらなる生産振興に向けては、生産者の規模拡大や新規参入の促進が必要であり、特

に施設園芸に比べ初期投資は少ないものの、単位面積当たりの売上げが少ない露地野菜や果樹では、まとまった農地を確保し、経営安定や作業の効率化を図っていくことが重要と考えております。そのため、第4期産業振興計画における新たな柱として、農業全体を下支えする基盤整備の推進と農地の確保を掲げ、農地集積の加速化を推進しているところです。

このような取組によりまして露地野菜や果樹の生産振興を図り、Next次世代型施設園芸農業の取組と併せて、本県農業のさらなる発展につなげてまいります。

次に、露地野菜や果樹における農業技術の普及や指導、その集積と継承、またAIやIoTなどデジタル技術の活用についてお尋ねがございました。

露地野菜や果樹を振興する上では、これまで農家の皆様が培ってこられた栽培技術のノウハウを集積し、関係団体や生産者と協力して、その農業技術を後世へ継承していくことが重要であると考えております。これまでは、篤農家や指導員が協議して作成した肥培管理の指針となる栽培マニュアルや、研究機関が開発した新技术等の情報を、生産者を集めた学び教え合う場で活用しながら、農業技術の集積と継承に取り組んでまいりました。

また、AIやIoTなどのデジタル技術の活用につきましては、露地野菜ではカメラつきドローンによる生育異常株の早期発見技術や、果樹では農薬散布用ドローンによる病虫害防除技術など、スマート農業の実用化に向けた実証を行っているところです。さらに、本年度から果樹試験場では農業技術の継承に向け、篤農家の豊富なノウハウや技術をより効率的に継承していくため、果樹の剪定や収穫、選果などの基幹作業を動画にした学習デジタルコンテンツの開発に取り組んでおります。

こうした取組を通じまして、露地野菜や果樹における栽培技術の継承と普及の一層の強化を図りますとともに、デジタル技術を活用した取組も推進してまいります。

次に、四万十市の新たな食肉センターの整備に関し、国の交付金採択を断念したことによる養豚振興への影響についてお尋ねがございました。

国の、強い農業・担い手づくり総合支援交付金の採択には、これまで以上の屠畜頭数の確保が必要であり、県外養豚事業者による県外産豚の増頭や幡多地域での養豚場の整備、県内養豚農家の畜舎整備による増頭、現在高知市の食肉センターで屠畜している豚の集荷を見込んでいたところです。しかしながら、現状で県外養豚事業者による県外産豚の増頭の見通しが立っていないことや、養豚場の整備において地元の合意形成が困難な状況となっていることなどから、四万十市が総合的に判断し、国の交付金の採択を断念することとなりました。

一方、県内養豚農家における増頭につきましては、現在も大規模な畜舎整備の取組を進めており、県としましては、今年度から土地造成を伴う大規模畜舎整備への支援も行っているところです。今後も引き続き、県内養豚農家の規模拡大への支援を進めるとともに、県内養豚農家が安心して規模拡大ができるよう、増頭された豚を屠畜できる施設として、四万十市の新食肉センターの整備にしっかりと取り組んでまいります。

最後に、四万十市新食肉センター整備検討委員会で方向性を早急に提案することについてお尋ねがございました。

お話にありましたように、四万十市は国の交付金を活用しない新食肉センターの整備条件としまして、建設費用について関係者等から支援が得られることや、経営が自立的、安定的に回

るシミュレーションがつけられることなどを挙げております。

このため、県としましては、四万十市に対し、事業規模や機能など複数パターンを比較検討することや、経営コンサルタントなどの専門家を派遣することを提案しており、改めて整備費のできる限りの縮減や自立的、安定的な経営ができる運営手法の検討に取り組んでまいります。

今後は、検討委員会におきまして、新食肉センターの新たな整備の方向性を早期に定められるよう、四万十市と共に関係機関と合意形成を図りながら進めてまいります。

(土木部長村田重雄君登壇)

○土木部長(村田重雄君) まず、耐震化が必要と思われる住宅の戸数と、その耐震化への見通しについてお尋ねがございました。

耐震化が必要と思われる住宅の戸数については、国の算定方法に準じ、住宅・土地統計調査結果から得られた旧耐震基準の住宅戸数から、国が用いている率を使い、耐震性を有している戸数、また耐震改修済みの戸数などを差し引いて推計しております。第2期高知県耐震改修促進計画においては、平成28年3月末時点で、県内に約7万2,000戸の耐震化が必要と思われる住宅が存在しているものと推計しております。その上で、まずは令和7年度末までに2万1,000戸まで減少させるため、建て替えや空き家化が一定進むことを見込み、10年間で約1万5,000戸の耐震改修を実施する目標を設定しているところです。

これまで、耐震診断の無料化、設計費や改修工事費への補助などの支援メニューの拡充、耐震改修に携わる設計事務所や工務店等の事業者の育成、低コスト工法の普及など供給能力の強化に取り組んでまいりました。この結果、昨年度の住宅耐震改修の実績は、目標の1,500棟を超える1,638棟となっております。今年度は、6月

末時点における耐震改修の補助申請件数が前年同期の1.2倍で推移しており、この機を逃すことなく、県民の皆様からの御要望に応えられるよう、今議会に補正予算を提出させていただいたところです。

引き続き、市町村や事業者と連携し、しっかりと住宅の耐震改修の促進に取り組んでまいります。

次に、低コスト工法をさらに普及させるための手法についてお尋ねがございました。

住宅の耐震化を促進させるためには、耐震改修にかかる住宅所有者の経済的負担軽減は必須であり、低コスト工法の普及とPRが大変重要であると認識しております。

まず、普及については、その前提となる技術者を育成するため、平成25年度から毎年、低コスト工法に関する講習会を開催しており、令和元年度までに延べ1,100人を超える御参加をいただいたところです。

次に、PRにつきましては、県の広報紙やテレビの広報番組を活用し、支援制度や低コスト工法を活用することで、自己負担が少なくなることについて周知してまいりました。また、平成28年度からは戸別訪問の実施を市町村に働きかけ、現在県内の全市町村が戸別訪問を実施し、より丁寧に説明しているところです。

これらの取組により、平成26年度に平均188万円かかっていた工事費が、昨年度実績では160万円まで下がってまいりました。補助制度を活用し、半数以上の方が自己負担20万円未満で耐震改修を行っております。耐震改修の実績は、平成29年度より3年連続で、1,500棟の目標を達成できております。こうしたことから、低コスト工法が県内に広まりつつあるものと考えているところです。

今後も引き続き、住宅耐震化の促進に向けて、県の広報紙やテレビの広報番組を活用して、低

コスト工法のさらなる普及に取り組んでまいります。

最後に、現状の洪水予測に対する考え方と、水位予測を県民に示す取組についてお尋ねがございました。

洪水を予測し、一般に周知する洪水予報については、洪水予報河川に指定された物部川、仁淀川、四万十川の3つの河川における数時間後の水位予測などの情報を国と気象台が共同で発表し、関係機関に通知するとともに、ホームページでも公開しています。この水位予測は個々の河川の状況に応じてシステムを構築し、計算していることから、この取組を県内全ての河川に拡大していくためには、観測データの収集体制やコストの面などで多くの課題がございました。

一方、全国的には近年の気候変動による降雨量の増大や水害の激甚化、頻発化に伴い、住民の避難の遅れなどによる甚大な被害が発生していることから、より精度の高い水位予測が求められております。こうした背景の下、国では社会資本整備審議会の小委員会から、洪水予測精度を向上させるための技術開発を早期に実現するよう提言を受け、河川の水位予測技術の開発に向けた様々な取組を進めています。

水位予測を住民に示すことは被害軽減に向けた重要な取組の一つと考えており、国の技術開発の成果も注視しながら、県としても研究を進めてまいります。

(地域福祉部長福留利也君登壇)

○地域福祉部長(福留利也君) ヘルプマークの取扱いについてお尋ねがございました。

ヘルプマークは、援助や配慮を必要としていることが外見からは分からない方が身につけることで、必要な支援を受けやすくするものです。そのため、このマークを県内に普及するためには、利用する方々が身につけやすく、使いやすいものであることが重要だと考えています。へ

ヘルプマークのデザインについては、マークを作成した東京都が著作権を持っており、配布用に作成する場合は東京都への申請が必要ですが、ガイドラインに沿った活用方法であれば一定の変更も可能となっています。

現在配布しているものは東京都の仕様どおりに作成したのですが、議員のお話にもありましたように、使いにくいという声もいただいておりますので、実際に利用されている方や関係者の御意見もお伺いしながら、利用者にとって活用しやすいマークとなるよう検討してまいります。また、配布個数につきましては、原則1人1個としておりますが、個別の事情がある場合には複数の配布が可能ですので、改めてヘルプマークの配布窓口や利用希望者に周知を図ってまいります。

県としましては、より多くの支援や配慮が必要な方にヘルプマークを御使用いただけるよう、引き続き広報に努めてまいります。

○28番（石井孝君） それぞれに答弁をいただきました。ありがとうございました。

知事のほうから「濱田が参りました」の部分でございますけれども、まだ取り組み始めたばかりということでございますので、ぜひとも一巡した後に2巡目、3巡目と回っていただいて、これからそれぞれ人数も増やしていく座談会になるようにしていただければなというふうに思います。既に傍聴の方から御意見をいただくようなこともしているということですので、もっと多くの県民の皆さんの声に耳を傾ける県政であっていただきたいなというふうに思います。

それから、新型コロナウイルス感染が、職員の受ける影響が一番大きかったというようなことで、これはもうそのとおりでというふうに思いますし、私自身も多くの県民の皆さんも、県の皆さんの頑張りをこの間見てきたというふうに思います。本当に大変な状況の中、それぞれ

に自分たちの持てる限りの仕事をしっかりとさせていただいて、感染拡大防止に努めてこられたというふうに思っております。ぜひとも職員の皆さんに、私のほうからも感謝を申し上げたいと思いますし、知事以下部長の皆さんも、ねぎらっていただければなというふうにも思います。まだ予断は許せませんが、こうした体制を維持しつつ、よい体制で進めていただければなというふうに思っております。

そして、救急病院のほうなんですけれども、体制はできているというような御答弁だったかと思います。10%増ぐらいだったというんですけれども、私が聞くところによると、一時期は非常に厳しい状況にあったと、時間帯があったというふうにも伺っています。それをどうこうするというのは難しいかもしれませんが、そういう状況に陥ることがあるよということを一定理解した上で、看護師とかいろんな多職種の皆さんで救急医療を行っておりますので、そうした皆さんにもしっかりと有事のときにはこういうふうになるということを理解してもらうような、平時から話合いとか県のコーディネートの必要かなというふうな思いでお話をさせていただきました。ぜひともこのことについても、もうちょっと多くの皆さんにその議論が伝わるように深めていただくことをお願いしておきたいというふうに思います。

そして、農業の振興についてなんですけれども、非常に新規就農者の支える制度というのはいまうまくつくられていて、それ自体はいいなというふうに本当に思うんですけれども、現場の声を聞いてみると、なかなかうまくいかないとか、つらいという声があったり、高知に来てみたけれども、こんなはずじゃなかったというふうな御意見の方もいらっしゃいます。その方たちの何がやっぱり問題だったのかというのをしっかりと手当てして行って、次の新規就農支

援の事業に生かしていただきたいなというふうに思います。特に、大規模のシステム園芸も大事かもしれませんけれども、一番やっぱり人数の多いというか、入りやすい露地野菜、小規模な簡易の施設園芸なんかを、しっかりと伸ばしていただきたいなというふうに思います。

高知の農業は、やはりこれだけとか、これだけをたくさんとかじゃなくて、多品目で全体で上がっていく、いろんな人がそれぞれの得意分野を發揮して行って、全国シェアを取っているというようなところがあると思います。その露地とか果樹なんかの例えば環境制御はできないけれども、環境調査をもうちょっと——気候とか土壌とか、雨の具合でどうなるんだとか、温度でどういうふうになるんだとか、そういったような露地野菜とか果樹の、皆さんの役に立つようなデータ収集・解析とか、AIを使った解析なんかをしてもらえればなというふうに思っております。この辺もぜひともこれからの検討として進めていっていただきたいと思います。

あと、農業をやって生産するのと消費するのと、両方しっかり大事なんだよというようなことで取り組んでいくということなんですけれども、生産者の皆さんは物を作ってもたくさんできたら相場が安かったりとか、消費者の皆さんは安いものを一生懸命買いに行くということになりますので、なかなか高知の産品をしっかりとした農業が支えられるような値段で消費してもらおう取組というのは難しいはずなんです。そこをしっかりとしないとか、高知の地産地消とか食料自給率のアップということにはつながっていきませんし、稼げるというか、食べていける農業というのが育っていかないというふうになります。

農業者の皆さんが作る生産物にしっかりと付加価値がつくような、それで安定的な農家として成り立つような仕組みづくりというのがこれ

から必要になってくると思います。それを目指してきたんですけれども、なかなか難しいと。消費者の皆さんに、これはいいものだから値段が高くてもしっかり買ってもらおうという仕組みを、うまくつくっていただければなというふうに思っております。

あとは、食肉センターの一本化はこれから検討はないということで、2つしていただくことしかないんですけれども、四万十市としては、今回の増頭計画が非常に難しいという中で、どうしても県からの資金的な援助もいただいて今の計画の食肉センターが整備できるかどうか、もしお金が県のほうからなかなか厳しいのであれば規模縮小も含めて食肉センターではなくて屠畜場としての在り方といったことも考えなきゃいけないような状況の中で、私は県が方針としてどうしていくかということのを待っているような状況じゃないかなというふうに思っております。その辺しっかりと話をさせていただいて、2本立てでいくなら2本立てでいくということで、よりよい畜産振興が図れるようなセンターにしていきたいと思います。

もう既に高知市のほうが整備計画に入るということで、もう一本化は無理だということなんですけれども、私は国の方針が一本化で強いセンターをつくっていくという支援事業、交付金事業をやっている中で、これから10年、20年、下手したら30年、50年残っていくセンターとして、2つ残して大丈夫かなという心配をしております。その辺も十分シミュレーションしながら、2つ生き残っていく道をつくっていただきたいなというふうに思っております。

あと、中山間の自然があふれる空き家のシェアオフィスなんかは、本当に都会の企業さん、ぜひ来たいというふうに話もしておりますし、そうした今後成功事例をうまくPRしながら、光ファイバー整備も進めていただきたいなと思

います。

関西経済連携は知事の継続した取組として、これからの高知県経済の回復から発展とつながるように応援をしていきたいというふうに思っております。そして、様々な取組の前提となるのは、言わせてもらったように、医療のしっかりとした体制、連携・協力体制と、その上での経済回復ということがあろうかと思えます。ぜひとも、この両輪を慎重かつ臨機応変に回していただいて高知県経済回復していくということ、ちょっと難しい運転というか、かじ取りになるかもしれませんけれども、うまくやっていただきたいなど、やるしかないなというふうに思っております。

あと、住宅耐震化の低コスト工法のPRが足りないというのは、私がいちやんと知らなかったということもありまして、すごくいい取組だなというふうに思っています。既に一部の人は、外から筋交いをつけるだけでも全然強度が違うんだということで、自分の家を自分でやっているような方もいらっしゃるけれども、この低コスト工法をしっかりとPRして、いつ来るか分からない南海トラフに備えるわけですので、ぜひとも早くにPRできるようにやっていただきたいなというふうに思っています。

本当にそれぞれ御丁寧な答弁をいただきましたので、特に2問ということはありませんけれども、今後継続している多くの事業や取組の方針、方向性について、知事におかれましてはこれから選択とか決断とかがたくさん迫られてくるようになるかと思えます。どうか県民の皆様様の大切な日常をしっかり守るという強い思いで、これからも御尽力いただきますことをお願い申し上げます。ありがとうございます。(拍手)

○副議長（西内健君） 暫時休憩いたします。

午後2時36分休憩



午後3時再開

○議長（三石文隆君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案に対する質疑並びに一般質問を続行いたします。

33番岡田芳秀君。

(33番岡田芳秀君登壇)

○33番（岡田芳秀君） 日本共産党の岡田芳秀です。

冒頭、新型コロナウイルス感染症によって亡くなられた方々に心からの哀悼の意を表します。また、闘病中の方々にお見舞いを申し上げますとともに、一日も早い御回復をお祈りいたします。そしてまた、医療従事者をはじめ、コロナ危機の下献身的に奮闘されている方々に敬意と感謝を申し上げます。

それでは、通告に従い会派を代表して質問を行います。

初めに、知事の政治姿勢について伺います。

安倍首相の突然の辞任により、安倍政権を7年8か月以上官房長官として支えてきた菅氏を首相とする内閣が発足をいたしました。菅首相は16日夜の就任会見で、安倍政権が進めてきた取組をしっかり継承すると強調するとともに、「私が目指す社会像、それは自助・共助・公助、そして絆であります。まずは自分でやってみる。そして家族、地域でお互いに助け合う。その上で政府がセーフティーネットでお守りをする」と、こう主張しました。

しかし、安倍政治の下で国民の暮らしは苦しさを増しています。2度の消費税増税や医療・介護などの負担増、そして異次元の金融緩和の名で、日銀による国債の大量購入、あろうこと

か株式まで大量に購入するという禁じ手により、円安・株高をつくり出し、一部の大企業と超富裕層は潤いましたが、実質賃金、可処分所得は低下をし続けています。その上に、収束の見通しが立たない新型コロナウイルスの感染拡大の中で、国民に自助や自己責任を迫ることは、政治の役割を放棄するものだと言わなければなりません。

この主張は、憲法の規定にも反するものです。憲法第25条は「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。」「国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。」と国民の生存権を明記し、そのために国がなすべき責務を規定しています。まさに、政治の役割は公助を充実させることにあります。

自身もコロナに感染し、一時は集中治療室に入ったイギリスのジョンソン首相が、コロナウイルスは社会というものがまさに存在するということを証明した、我々の国民保健サービスを守れと発言したことが世界で驚きを持って受け止められました。新自由主義、小さな政府と自己責任押しつけの元祖、同じイギリス保守党党首だったサッチャー元首相の、社会なんていうものは存在しない、自分の面倒は自分で見てくれなければ困るのですと言った言明を真っ向から否定したからです。

ヨーロッパでは、死者の急拡大を受けて4月13日、イタリアのミラノ、オランダのアムステルダム、スペインのバルセロナ、フランスのパリ、4都市の市長が共同アピールを發表しています。この間の政策が公共サービスを脆弱にし、経済成長を遅らせ、社会的な不平等をつくり出しました、我々は今でもその代償を払い続けていますと述べ、我々は失敗に終わった処方箋に戻ってはなりません、我々は連帯と協力の原則が圧倒的に広がるよう要求しますと訴えています。

す。このように、コロナ危機を経験して、世界各地で新自由主義への深刻な反省が語られています。

そこで、まず憲法第25条が言う国の役割の意義、公助を充実させるところに政治の役割があるという認識について知事に所見をお聞きします。

新型コロナウイルスの大流行は、世界と日本の社会の脆弱さ、矛盾をあぶり出しました。それは新自由主義の破綻が明らかになったということです。全てを市場原理に委ね、あらゆる規制を取り払い、資本の目先の利潤を最大化していく。社会保障をはじめ公的サービスを切り捨て、商品化し、自己責任を押しつける。これが、社会全体をもろく弱いものにしてしまいました。日本でも1980年代以降、新自由主義路線が社会のあらゆる分野からゆとりを奪ってきました。そこに今回のコロナ危機です。

感染が急速に拡大した4月から5月、首都圏や近畿の大都市圏などで病床が逼迫し、医療崩壊の瀬戸際という現場からの訴えが相次ぎました。深刻なことは、5月10日時点の日本国内の感染者数は約1万5,000人で、フランスやドイツの10分の1、イタリアやスペインの15分の1ほどだったにもかかわらず、医療崩壊の瀬戸際の危機的事態が生じたことです。

日本のICU——集中治療室は、人口10万人当たり5床にすぎず、ドイツの6分の1、イタリアの半分以下です。医師数は人口1,000人当たり2.4人で、OECD加盟36か国中32位、OECDの平均から見ると14万人の医師が足りない水準です。

全国1,481の病院が加入する全国公私病院連盟の邊見公雄会長は、しんぶん赤旗のインタビューで次のように述べています。「本来、医療には緊急時のための余裕がないといけません。しかし、国は効率至上主義で、病院のベッドを

常に入院患者でいっぱいにしていないといかんような診療報酬にしてしまいました」「特に国は、自治体病院に投入している税金は無駄だみたいなことばかり言って、地域医療構想などで自治体病院をさらに減らそうとしています。こういう緊急時になると、頑張れと言いますが、いつも手足をくくられて仕事をしているような状況です。国の効率至上主義の下で医師の総数は足りないままです。国が感染症対策を軽視してきたため、感染症を治療する診療科の医師や専門家も減っています。全てが今回の新型コロナの問題につながっています」と話しています。

保健所の深刻な疲弊も新自由主義によるリストラが招いたものです。1990年代の地域保健法による業務効率化や、2000年代の地方分権改革による国の責任後退の下で、全国の保健所数は1990年の850か所から、2019年には472か所へと激減しています。高知県でも、2003年までは県内に10か所の保健所がありましたが、現在は福祉事務所と統合した県の福祉保健所5か所と、中核市である高知市の1か所の合計6か所となっています。

医療から余裕を奪ってきた国の効率至上主義の医療政策をどう受け止めているのか、そして保健所の充実強化にどう取り組むのか、知事に伺います。

また、コロナ禍によって急遽医療体制の拡充が必要となりましたが、今後も発生し得る感染症を想定して、県の地域医療構想の拡充を図る必要があるのではないか、今の構想で十分対応ができるのかどうか、併せて知事に伺います。

新型コロナ危機は、人間は一人では生きていけない、他者によるケアなしには尊厳ある生活は保障されないということを明らかにしました。にもかかわらず、日本では医療、介護、障害福祉、保育などケア労働、すなわち命を守る仕事が重視をされず、粗末に扱われています。

医療従事者には平素から極めて苛酷な長時間労働が強いられています。介護、障害福祉、保育では、労働者平均より月10万円も賃金が低く、低賃金による人手不足が深刻です。医療や介護従事者などに感謝するというのであれば、こういう現状こそ改めなければならないと思います。国全体で見ても、日本の社会支出は対GDP比22.7%で、ドイツの27.0%やスウェーデンの26.7%の8割、フランスの32.2%の7割の水準にあります。

こうした貧しい現状を改め、介護・福祉・保育分野の抜本的な処遇改善を図るなど、命と尊厳を守るケアに手厚い社会をつくる必要があります。知事にお聞きをします。

次に、新型コロナウイルス感染症対策について伺います。

アメリカのジョンズ・ホプキンス大学の集計によると、9月29日時点で世界の新型コロナウイルス感染者が累計で3,300万人を突破し、死者は100万人を超えました。世界では、いまだに所を変えて感染が広がっています。日本では7月、8月と、東京、大阪など大都市圏や沖縄などで感染の第2波が生じました。

本県では4月末以降、2か月余り落ち着いていましたが、7月12日にまた陽性反応が出て、その後も度々感染が確認をされています。8月には高知市春野町の障害者支援施設でクラスターが発生し、高知医療センターでは職員が感染しました。また、高知市内の複数の小学校での感染もありました。感染防御のために相当な努力をしても防ぎ切れないというのが厄介なところ です。

児玉龍彦東京大学先端科学技術研究センターがん・代謝プロジェクトリーダーは、新型コロナウイルスの特徴は、ウイルスが世界を巡ってどんどん変異をし、進化をしており、無症状の人からも感染が広がる、そしてより少ないウイ

ルスでも感染をするしつこいウイルスになっていることだと言います。したがって、症状が出た人への対応だけでは不十分で、町なかの無症状の人の中で感染者を見つけ出し、保護し、治療することが大切です。

児玉氏は、感染の集積地、エピセンターと、その周辺と未集積地に分けて、それぞれの地域にそれぞれの対応をすることが重要だと指摘をします。感染の集積地には外から医療資源を投入し抑え込む、網羅的なPCR検査をして無症状の感染者を見つけ出し、隔離、治療をする。その周辺地域では、世田谷モデルと言われるような、保健所、医師会の検査数を増やす、学校や保育所、介護施設など人に接するエッセンシャルワーカーの事務所を繰り返し検査する、繁華街や劇場などでは一人一人の希望に応じた検査をする、そしてそれを支える社会の仕組みをつくる。そして、感染者の少ない地域では、学校、会社、病院、地域などで、症状のある人がいる場合はPCR検査、抗原検査、抗体検査を行う、症状のある人がいない場合は、健康診断のときに抗体検査をして、どういうところに感染された人が多いかを見て、その感染者が多いところでPCR検査をやっていくのが合理的だと言います。

今、求められているのは、こうした識者の知見も含めて検討し、効果的な対策を講じることです。私たちは、そのために国会での徹底論議を求めています。科学を尊重し、国民に信頼される政治をつくるのが大切です。安倍前首相は、全国一律休校要請、アベノマスクなど、科学的知見を無視した思いつきのような対応で混乱と不信を招きました。

経済効率のみを優先する新自由主義の政治から、人間のケア、雇用、教育、食料、エネルギー、文化芸術など、人間が生きていくために必要不可欠なものを優先する政治に切り替えていかな

ければならないと考えます。自己責任の押し付けではなく、人々が支え合う社会をつくることは、感染症や様々な自然災害に強い日本をつくることにもなります。

感染拡大、自粛要請、自粛解除、そしてまた感染拡大という悪循環から脱出するためには、感染の実態を把握し、隔離、治療を徹底することが不可欠です。そのためには、保健所の行政検査だけでなく、もっと広く社会的検査を行うことが必要です。日本の検査機器には大量の検査ができるものもあります。エッセンシャルワーカーの事務所や地域での社会的検査——PCR検査、抗原検査、抗体検査は、財政力のある事務所が独自に行っている例はありますが、やはり国が方針を持って財政的な支援を行わなければできません。

8月19日の衆議院厚生労働委員会で、我が党の宮本徹議員が、重症化リスクの高い人が多くいる医療機関、介護施設等で働く人への定期検査を国の検査戦略に位置づけ、行政検査として行えるよう求めたのに対し、加藤勝信前厚労相は、感染を未然に防ぐことは重要だと述べ、施設内で陽性者が発見された場合だけでなく周辺地域の感染状況を踏まえ、医療従事者、入所者などに必要な検査を行うよう徹底したいと答弁をしています。

世田谷区では、発熱の有無にかかわらず、区内全ての介護施設や保育所、幼稚園の職員らを対象に、新型コロナウイルスのPCR検査を行うことにしています。保坂展人区長は、感染しても無症状な方を特定してクラスター化を防止し、地域全体の感染を防ぎたいと話しています。また、検査には多くの検体をまとめて一度に検査するプール方式もあります。

世田谷区の先進的な取組をどう受け止めているか、本県における学校や保育所、介護施設など人に接するエッセンシャルワーカーの社会的

検査の必要性、国の財政支援の必要性について健康政策部長にお聞きします。

また、冬場に向けた備えが大切です。季節性インフルエンザとのダブルで新型コロナウイルス感染症が広がる可能性があります。患者さんにとっては新型コロナかインフルエンザかの見分けがつきません。何らかの自覚症状があつて検査を受けに行こうと思ったときに、身近な医療機関でワンストップで検査が受けられるようにしておくことが大切です。

その点で、症状のある人が電話で予約した上で診察を受け、PCR検査を受けられる検査協力医療機関のリストが公表されたことは、検体を県外に送ると結果が出るまで数日かかるという課題は残るものの、検査体制の拡充となるものであり、関係者の御努力と、そして多くの医療機関の御協力に敬意を表します。また、県が、インフルエンザの予防接種が無料で受けられるようにすることを評価いたします。

その上で、病床確保、医療機器、医療スタッフの確保など、やはり心配な冬場に向けてどう備えるのか、健康政策部長にお聞きをいたします。

新型コロナウイルスの危険度は、感染症法で5段階の上から2番目にランクをされ、感染者は公費負担で入院をしています。ところが、政府は感染者の8割を占める無症状者、軽症者を入院させると医療機関や保健所の業務を圧迫するなどとして、無症状者や軽症者には入院勧告をしないという方針で、新型コロナウイルスの感染症法上の運用を見直そうとしています。

知事は、9月3日の記者会見で、この政府方針に対して、入院、検査に自己負担が必要になり、感染防止対策、治療の態勢に支障を生じる懸念は拭えないとして慎重な検討を求めました。政府に対する具体的な働きかけが必要だと思いますが、知事の考えをお聞かせください。

県が創設した高知県中小企業新型コロナウイルス感染症対策事業費補助金は、7月14日に募集を開始後、募集期間9月30日までより一月以上も早く、8月26日をもって受付終了となりました。この事業は、新しい生活様式に対応した事業活動の再開や、従業員の方々や来客、利用者をはじめとする県民の安全・安心を確保するための感染防止対策を支援するものです。ウイルスを除去する空気清浄器の購入費用やエアコン工事、飛沫防止の亚克力板等の設置にかかる工事費用などが対象となっています。新しい生活様式が推奨されており、その対策のために多くの申請があつたことは喜ばしいことです。

予算を確保し、補助事業を継続すべきだと考えますが、商工労働部長の考えをお聞きします。

次に、経済的な支援策についてお聞きします。1つは、新型コロナウイルス対策として国が医療・介護・障害分野の職員に支給する慰労金についてです。慰労金は、2月28日から6月30日までの間に介護施設や障害者福祉施設などで10日間以上勤務した利用者と接する職員が対象で、最大20万円が支給されます。県は、対象職員は約4万人で、多くの人に支給できるようにしたいと、事業所に申請を呼びかけています。そして、対象をあつたかふれあいセンターにも広げたことは大変喜ばれています。

ところが、今月9日に開かれた新型コロナウイルス感染症対策調査特別委員会での報告では、介護施設からの申請は3分の1程度だというふうにお聞きをしました。退職された方から、御自身が給付の対象なのかというお問合せがあつたとも聞いています。医療・介護・障害分野で働く皆さんに報い、大事な職場を支えるためにも、もっと多くの事業所が申請できるように、さらに周知が必要だと考えます。来年2月が申請の締切りです。

医療・介護・障害分野の事業所への説明、周

知をどう図ってきたのか、現状を踏まえて今後どう周知を図っていくのか、健康政策部長及び地域福祉部長にお聞きします。

一方で、医療・介護・障害分野で働く皆さんと同じように人と接する仕事をしている保育や放課後児童クラブ、児童福祉施設で働く人たちには、慰労金がありません。保育や放課後児童クラブ、児童福祉施設で働く人たちは、子供たちをしっかりと見守り、おもちゃなども小まめに消毒するなど、感染者を出さないように気を配り、毎日緊張を強いられています。

こうした施設の関係者は慰労金の対象外ですが、慰労金を出す考えはないのか、知事に伺います。

2つ目に、持続化給付金等の給付金、支援金を課税対象としないよう求めることです。今回の持続化給付金等は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて収入が減少し、厳しい経営環境にある事業所に、事業の継続を支え、再起の糧として基準に基づいて審査し、一定の金額が給付されるものです。損失を補償するものではなく、生存、なりわいを補償する給付金であり、言わば見舞金のような性質のものです。一律10万円の特別定額給付金は課税対象外となっています。これと同様に、持続化給付金等も課税対象外にすべきです。今のままでは、税務上、益金もしくは総収入金額に算入されるものとして、課税対象として計算しなければなりません。所得が上がって所得税や住民税、国保税などが上がっては何にもなりません。

国の持続化給付金や地方の給付金、支援金等に対して所得に算入しない措置を求める考えはないか、知事にお聞きします。

次に、コロナ禍での学生への支援についてお聞きをいたします。コロナ禍が長期化、常態化する中で、学生も深刻な状況が続いています。県下で学生への食料支援が続けられていること

が、学生生活の大変さを示しています。学生向けの食料支援を運営することも食堂こうちに、この間実態をお聞きしました。学生向けの食料支援は、5月末から週2回のペースで取り組まれ、これまでに延べ約2,000人が食料を受け取ったとのことで、現在も支援が継続をされています。

高知県日本共産党後援会と民青同盟高知県委員会が共催するほっとまんぷくプロジェクトは、高知大学、高知県立大学、高知工科大学、専門学校生など県内学生を対象に食料支援を実施し、延べ約800人に食料を配布しています。JA高知市も高知大学生向けに米1トンを寄贈、また高知医療生協も工科大や高知大学物部キャンパスなどで食料配布を行ったということです。

様々な学生食料支援にボランティアで参加しているASKU——高知大学学生会の高知大学生にも、この間改めてお話を聞きました。高知大学1回生の男性は、4月初旬は1日3食のうち2食はマヨネーズのみをスプーン1杯なめることで済ませ、もう1食はシリアルなどを食べていた、カロリーは足りたが空腹感はどうしようもなかった、食料支援があつてありがたかつたと話してくれました。

食料支援のニーズはこの間も減っておらず、毎回40人ほどが食料を受け取りに来ているようです。そもそも1回生は、コロナ禍の中で、生活費などに充てるはずだったバイト自体を始められておらず、食料支援の必要性が続いています。また、オンライン授業が中心で、学生同士の結びつきが断たれ、社会的孤立を深めていることが深刻です。食料支援に来ることで結びつきや友人を得るといった大きな役割も果たしているとのことです。ボランティアとして参加する学生も60人となっているということをお聞きしています。バイトも一定再開し始めているとのことです。バイト自体を始められて

いない学生や、感染のリスクを考えてバイトを控えているという学生もあり、大変な状況にある学生のためにも、今後も食料支援を継続していくとのことでした。

6月定例会で当会派の中根議員も指摘をしましたが、学生への食料配布が必要となっていることそのものが非常事態です。今回、改めて食料支援の実態を聞き取り、調査した結果も踏まえると、まだまだ学生への食料支援の必要性があり、支援を継続しなければならないことが浮き彫りとなっています。

まず、コロナ禍が常態化し、中長期的に改善が見込めない中で、社会的孤立を深め、ボランティアによる食料支援が続けられている学生の現状への受け止めを知事にお聞きいたします。

国による学生支援緊急給付金は、対象となる学生総数370万人に対して43万人分、約10人に1人しか対象にならないとの問題点が指摘をされてきましたが、家庭から自立してバイト収入で学費を賄っていること、新型コロナでアルバイト収入が50%以上減など、厳しい要件が課されていたことが、利用への大きなネックとなっています。

実際に、県内学生から、要件を見て自分は対象にならないと思った、ほかに困っている人がいると思い申請しなかったなどの声が出されています。加えて、大学からの説明をもっと充実させてほしい、やり方が分からなかった、申請期間を長くしてほしいなどの声もあります。大学別の申請者数も、学生数の25%から4%と大きな幅があるのが実情です。必要な学生に公的な支援の手が届いていないことが強く懸念をされます。

一方で、新型コロナウイルス感染症で困難な状況に置かれている学生を支援しようという自治体、行政の動きも起こっています。出身学生などに地域の地場産品を送る取組は全国各地に

広がっており、県内でも梶原町が町外在住の学生ら250人にふるさと梶原セットを発送しています。9月、11月にも第2弾、第3弾と継続支援する予定です。四国では、徳島県が県外在住の学生ら5,000人にふるさと回帰「絆」便として物産品の支援をしています。こういった施策は、学生はもとよりコロナ禍で苦境にあえぐ業者への支援ともなるものです。

また、兵庫県朝来市では、市内出身の大学生らを対象に家賃月額2分の1、月額上限2万円の2か月分、最大4万円の家賃補助を実施しています。固定支出であり重い負担となっている家賃を行政が支援する動きは重要です。

学生への給付金を自治体独自で行っている事例もあります。八王子市では、国の緊急給付金が受けられなかった学生で、出身者と八王子市内に住民票を置きアルバイトで生活している方に給付金10万円を支給、また甲州市では、大学生等生活支援給付金で5万円を支給など、自治体独自の給付金も広がっています。

コロナ禍が長期化する中で、行政として困難を抱える学生にどう向き合うのか、その姿勢が問われています。高知県でも、県立大学の授業料免除の追加など、この間重要な学生支援も行われており、そのことは高く評価するものです。しかしながら、高知県内の大学生、専門学校生などは約1万5,000人おり、幅広い学生を視野に入れた支援策を打ち出す必要があると考えます。さきに述べたASKUの学生は、小中学校、高校なども授業が再開する中で、大学生は社会的に最後まで取り残されていると指摘をしています。コロナ禍で、深刻な社会的孤立の状態にあり、心理的にも経済的にも厳しい生活を送っている学生を励ます行政からの力強いメッセージが必要です。

県内の学生、また県内出身学生らに地場産品の送付や家賃補助、給付金など高知県として支

援し、高知県は学生を応援するというメッセージを強く発信する考えはないか、文化生活スポーツ部長にお聞きをいたします。

学生への新型コロナウイルス感染症の影響が深刻なのは、そもそも学生の約半数が貸与型奨学金を借り、また親、保護者からの仕送りも少ない中で、学費、生活費などにアルバイト収入を充てていたというコロナ禍以前からの深刻な実態があります。学生は、感染症の影響が出る前の段階で、既に相当に困難な状態にあったということです。仮に、感染症の影響がすぐになくなったとしても、この現状が変わるわけではありません。新型コロナウイルス感染症によって、既に広がっていた学生の深刻な実態が鮮明になったものと言えます。このコロナ禍を我が国の高等教育の構造的な問題に目を向け、改善する機会としなければなりません。

学生の現在の困難の構造的背景には、OECD加盟国38か国のうち、日本は国内総生産に占める教育の公的支出の割合が極端に低いという状況があります。この間公表されたOECDによる2017年の教育への公的支出、対GDP比の調査では、日本は2.9%であり、OECD平均の4.1%を大幅に下回り、38か国中37位でワースト2位という地位にあります。OECD調査によれば、日本の国公立大学の授業料はデータが入手可能な国々の中で最も高いと指摘をされ、貸与型奨学金などによって、日本の学生の卒業時の平均負債額は約290万円に達すると報告をされています。

学生の困難な状況は、日本全体の未来にも関わる重大な問題です。高等教育の環境整備は、我が国の社会の将来にわたる基盤となります。

この間、コロナ禍で鮮明となった学生の困難な状況を改善するために、国の責任において授業料を半額にするなど、抜本的な高等教育への公的支出増、構造的改善を国に求める考えはな

いか、知事にお伺いいたします。

最後に、農業政策についてお聞きをします。

初めに、種子条例の制定についてお伺いします。米、麦、大豆などの主要農産物の種子供給について、公的責任を定めた主要農作物種子法が2018年4月から廃止をされて2年余りがたちました。この間、種子への公的責任の後退を止め地域農業を守ろうと、各地で種子条例制定の動きが広がっています。

日本の種子（たね）を守る会のまとめによると、6月議会までに種子条例を制定したのは、北海道、宮城県、山形県など21道県、ほかにも岩手県、島根県などで条例制定に向けた動きがあります。今年だけ見ましても、石川県、鹿児島県、群馬県、三重県、広島県の5県などで条例が公布され、順次施行されています。どの県も国の種子法廃止を受け、それぞれに内容は異なりますが、本県と同じように要綱を定め、種子供給を続けていきましたが、いよいよ条例の制定に踏み切ったものです。

群馬県では、条例に従来の奨励品種などの選定とその種子の安定供給という大きな柱のほか、新品種の育成を行うことが明記をされ、育種事業に予算の裏づけができ、画期的な条例を制定してくれたと大変喜ばれています。

ところが、本県では、独自の要綱を制定し、法廃止後も同様の体制を維持していくことができているとして、条例制定を求める声をなかなか聞き入れません。その理由として、農業振興部長は2月定例会で坂本議員の質問に、県、種子協会、種子生産者それぞれの役割を要綱に明記することにより、引き続き安定的に種子を生産、供給できるものと判断をしましたことから答えています。知事も同様の答弁でした。しかし、要綱はあくまで要綱であり、行政機関内部における内規であって、議会の議決も必要なく、法規としての性格を持たないものです。あ

くまで現状が維持できているからそれでいいというのでしょうか。

全国で種子条例制定の動きが広がっているのは、国民の命の源であり、国民の共有財産である種子を守る法の後ろ盾がなくなったからです。良い種を安定的に安くという生産者の希望だけでなく、消費者にとっても食の安全・安心につながる問題だからです。

種子法廃止と同時に成立した農業競争力強化支援法第8条第4項には、国や県の農業試験場が開発してきた米の種とその情報を民間企業に提供しなさいという規定があります。決して強制ではないといっても、種が守られるかどうか不安です。

高知県は農業県です。種子条例を制定し、高知独自の新品種の育成に今まで以上に取り組み、こういう積極的な姿勢を示していただきたい。農業に一層誇りの持てる高知にしていくための大きな一歩となります。農水省も、今では地方から種子法に代わる種子条例ができることについて、地方分権の下、地域に合った優良な種子ができることは歓迎だと述べています。

全国の動きに呼応して条例制定に踏み出す考えはないか、そのために県民や関係者の意見を聞く考えはないか、知事にお聞きします。

次に、種苗法改正の議論に関して県の見解を伺います。種苗法改正案が国会に提出されて、さきの国会で継続審議となっています。女優で歌手の柴咲コウさんが、種の開発者さんの権利を守るため登録品種の自家採種を禁ずるという認識だが、何かを糾弾しているのではなく、知らない人が多いことに危惧しているので触れたとツイートをして、話題となりました。

種苗法は、新しい品種の開発者の権利を守るものであり、農業における著作権、特許権を守る法律です。開発した新しい品種は国に登録することによって、登録品種として保護対象とな

ります。今回の改正案は、開発者が栽培地域を指定することができることによって、この登録品種が海外に流出することを防ぐことが柱だと言われています。

しかし、東京大学大学院農学生命科学研究科の鈴木宣弘教授は、改正案だけでは流出は防げないと、日本の品種の海外流出を防ぐには、当該国での品種登録がセットで必要だと指摘をしています。例えば、国内では登録品種であるシャインマスカットが、中国や韓国などで期限までに日本側が登録を行わなかったために、無断で栽培をされるという実態があることから、この御指摘にうなずけます。

一方の懸念は、農家が収穫物から種や苗木を採取し、翌年の栽培に使う自家増殖については、これまで原則自由だったものを種苗法上の登録品種については許諾を必要とするとしていることです。つまり、昔から使っている在来種である一般品種は自家増殖ができて、登録されている品種は、これからは勝手に使ってはいけなし、許諾料も必要になるということです。農協からは、多様な農家がいる中で、育成権者の許諾を取ることが本当に可能なのか、農家の自家増殖は継続して認めてほしいという意見が出ています。

登録品種は全体の1割程度で、あまり影響はないという話もありますが、鈴木教授によれば、米で言うと、栽培実績がある品種に限ると登録品種の割合が全国平均で6割余りになると言います。自家増殖が制限されることで、海外のグローバル企業が登録品種を増やして、日本の農家に種を売ってもうけられるようになるのではないか、むしろ海外の企業に種を握られる、種を囲い込まれるのではないかと懸念も生まれています。

十分な国会審議もなく、民間の力を活用することを理由に種子法を廃止し、種を民間企業に

譲渡しなさいという別の法もつくった、その後の種苗法の今回の改正です。登録品種の自家増殖、採取が難しくなると、企業、海外のグローバル企業の種を使わなくてはいけなくなる。つまり、種を企業に支配されるという懸念が生まれました。自家増殖した種が開発品種と似ているとして企業から訴訟を起こされるリスクも高まります。そうなると、いよいよ種の多様性、地域の特性が失われます。

EUは、穀物など主要作物の自家増殖は規制対象から外しています。日本は、登録品種に限るとはいえ、一律に許諾制の網をかぶせることとなります。種を守ることに効果が少なく、農家を縛るという副作用が大きいと考えられる今回の改正内容では、農民の基本的権利が失われる危険があります。

今回の種苗法改正に関する議論に対する受け止め、改正案に対する考えを知事にお聞きいたします。

また、高知県では、稲、ナス、ピーマン、シントウなどについて登録品種が使われていますが、栽培実績がある品種に限って、登録品種の割合はそれぞれ何%か、種苗法改正の影響についての認識を農業振興部長にお聞きいたします。

次に、南国市で進められている国営緊急農地再編整備事業、いわゆる国営圃場整備事業についてお聞きします。初めに、この事業を進めるために今年6月末までの本同意の確認などに取り組まれ、大変御苦労されている農家の皆さん、役員、関係者の皆さんに敬意を表します。

戦後の農業を担ってきた昭和1桁生まれの方々が80代後半となり、農家の高齢化が進む中で、これからの農業を担っていく担い手の育成と、農作業がしやすく、新しいことにもチャレンジできる経営基盤の強化が急がれます。南国市で進められているこの事業は、地域の農業を継承、発展させていく大きなチャンスとして、

農家や関係者の十分な話し合いと納得の上で推進をしていかなければならないと思います。

これから522ヘクタール、15の団地で圃場整備がされることになっていますが、現在の進捗状況と今後のスケジュールについて、またこれまでの取組の中で明らかになってきた課題がありましたら、それらも含めて農業振興部長にお聞きをいたします。

最後に、農地の基盤整備と関係して2点お尋ねをします。1点目は、南国市立スポーツセンターの南を流れる鏑野川の南側の土手と周辺の田んぼの土が地盤沈下をしている問題です。数年前から地権者から指摘のあったものです。ここは河川改修の際、自然工法が取り入れられているところです。今年度の田植の時期に、県中央東土木事務所の担当者に来ていただきまして、地権者と農業委員と一緒に現地を見て回りましたが、車が通る土手のアスファルトの下に土砂がないという危険な箇所も見つかりました。農地が下がったという農家は、土を入れて耕作を続けています。今は稲刈りも終わりましたので、田んぼに入って調査をすることもできます。

周辺をしっかりと調査していただき、対策を講じていただきたい。この対応について土木部長にお聞きをいたします。

2点目は、十市地区東沢で、以前圃場整備をした農地が地盤沈下により不具合が生じて、一枚の田んぼとして利用できなくなっている問題です。このままでは、耕作放棄にもつながりかねません。南国市の計らいで土を入れていただくこともありますが、なかなか改善が進まないのが現状です。土地改良区も苦慮しており、耕作者に調査票を回したところ、不等沈下をしている、基盤が高く耕土が少ない、苗が流れる、一部で石が多い、水持ちが悪いところ、逆に水がたまる場所があるなど、60筆の是正を求める要望が上がっています。自費でトラック20台

分の土を入れたが効果がなかったという農家もあります。

県としても南国市と協議をしていただき、対策を講じていただきたい。どういう対策ができるのか、農業振興部長にお聞きをいたします。

以上をもって、第1問といたします。

(知事濱田省司君登壇)

○知事(濱田省司君) 岡田議員の御質問にお答えをいたします。

まず、憲法第25条に規定をいたします国の役割の意義などについてお尋ねがございました。

憲法第25条に基づきまして、国は全ての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならないということは、これは憲法の条文にも明記をされているところで、論をまたないところでございます。

一方で、平成25年に作成をされた社会保障制度改革国民会議の報告書におきまして、日本の社会保障制度は、自助・共助・公助の最適な組合せに留意して形成すべきというふうにされております。これは、まずは自助を基本としながら、共助が自助を支え、それらで対応できない困窮などの状況については公助が補完をする、そういう仕組みを表したものであると考えております。

国の責務として、公助は当然ながら重要な要素になりますけれども、この自助・共助を支援していくということも公の役割ではないかというふうに考えております。

次に、国の医療政策への受け止めと、保健所の充実強化についてのお尋ねがございました。

現在、国はいわゆる団塊ジュニア世代が高齢者となります2040年を見据えて、全世代型社会保障改革の検討を進めております。地域医療構想の推進や医師の偏在対策、医師などの働き方改革など、医療提供体制の改革にも取り組んで

いるところであります。

こうした取組は、国民に必要な医療サービスをしっかり提供するというを前提として、経済・財政的にも持続可能な体制を構築するというを旨として進められていると考えておりまして、単に効率性だけに主眼を置いたようなものではないというふうに認識をしております。

また、住民に身近な保健福祉サービスの実施主体が市町村に権限移譲されていくという中で、県の保健所は、専門的、広域的なサービスを提供できる拠点として再編をするという考え方で対応してまいりました。その結果、御指摘ございましたけれども、かつて県内に10ありました保健所につきましては、今の5つの福祉保健所及び高知市保健所に集約をされた形となっております。

保健所の充実強化につきましては、まずは当面の新型コロナウイルス対策として、引き続き福祉保健所内での体制の整備あるいは本庁と福祉保健所間の応援体制などに取り組んでまいります。その上で、今後の感染拡大の状況によりましては、健康政策部以外の部局の保健師などの活用も図っていくつもりであります。

一方、中長期的な充実強化の在り方に関しましては、新型コロナウイルス感染症が終息した段階で、一連の感染症対応を検証する中で、保健所機能の在り方についても検討してまいりたいと考えております。

次に、県の地域医療構想の拡充の必要性和、今の構想での対応についてお尋ねがございました。

今回の新型コロナウイルス感染症への対応につきましては、現行の地域医療構想を前提としながら、検査体制の充実あるいは入院病床の確保に努めてまいったところであります。他方、国の社会保障審議会医療部会におきまして、新

型コロナウイルス感染症への対応を踏まえた今後の医療提供体制について議論が始まっております。

その議論の動向によりましては、地域医療構想についての国の考え方が変更される可能性もあるわけでございます。ただ、現行の、大きく申しまして急性期から回復期への病床のシフトといった地域医療構想の大きな方向性そのものは変わらずに、引き続き取り組んでいく必要があるのではないかというふうに考えております。

県といたしましては、国の議論の動向に注視をしておりますけれども、こういった中では、例えば感染症の対応も念頭に、一定の見直しが必要とされるという場面もあり得ようかと思っておりますので、こうした要請がございましたら、この県の地域医療構想の内容の見直しについて検討してまいりたいと考えております。

次に、新型コロナウイルスの感染症法上の運用を見直そうとする政府方針に対しての対応につきましてお尋ねがございました。

新型コロナウイルスにつきまして、感染症法上の運用が見直しをされることにより、仮に入院治療や検査の公費負担がなくなってしまうという場合には、経済的な理由から入院や検査に協力しない方が生じてしまうのではないかと懸念がございまして、結果として、感染拡大防止対策に支障を来すのではないかと懸念があるわけでございます。この点を踏まえまして、今月の26日の全国知事会議におきまして、地域により感染状況や医療提供体制が異なる実態に即した慎重な検討を行うように、国に求める緊急提言を取りまとめたところでございます。

一方で、これと入れ違いの形になりますが、25日に開催をされました国の感染症部会におきましては、1つは入院措置の対象を高齢者や基礎疾患を有するなどの重症化リスクのある者などに絞り込むという点は掲げながら、片方で併

せまして、都道府県知事等が入院を必要と認める者については、合理的かつ柔軟に入院措置ができるようにするというような見直しの方向性が示されました。

今回、先ほど申し上げました後段によりまして、言わば知事の判断により入院措置ができるという枠組みは維持する方向が示されましたので、当初の懸念は解消されたと考えておりますが、引き続き国による具体的な制度改正の内容を注視してまいりたいと考えております。

次に、保育や放課後児童クラブ、児童福祉施設の関係者への慰労金の給付につきましてお尋ねがございました。

国の慰労金の支給対象となっております保育施設あるいは児童養護施設などにつきましても、高齢者施設などと同様に、緊急事態宣言期間中においても事業継続が求められておりました。このため保育施設などにおきましては、子供たちの安全を最大限確保しながら受入れなどを行っておりまして、こうした点に対する配慮も必要ではないかというふうに考えております。

一方で、慰労金の必要性や対象範囲につきましては、基本的には国の責任においてしっかりと検討をし、決定をされるべきものと考えております。このため、6月に全国知事会と全国知事会の次世代育成支援対策プロジェクトチームにおいて全国の意見を取りまとめまして、厚生労働省などに要望活動を行いました。さらに、一昨日は、本県として独自に厚生労働省に対して政策提言を行ったところでございます。

今後とも、保育施設などの職員に対しましては、国の責任において慰労金が支給されるように、全国知事会などとも連携をいたしまして、国に対して働きかけてまいりたいと考えております。

次に、国の持続化給付金や地方の支援金などについて、税務上の扱いについてのお尋ねがご

ございました。

まず、各都道府県が実施をいたします個人や事業主に対する協力金や助成金などにつきましては、特例的に非課税扱いとするべきではないかという提言を全国知事会を通じて行ったところであります。

一方、国におきましては、その後、国会における質問主意書の回答において、この持続化給付金等に関しましては、他の事業者との公平性も鑑み、非課税とすることは考えていないとの答弁がされまして、答弁書も出されているということでございます。

このために、地方団体からの支援金などにつきましても、今お話がございました一律10万円の特別定額給付金が非課税ということではございますが、この特別定額給付金の子供からお年寄りまで国民にひとしく一律で給付するというものとは違いまして、事業の所得に代わるものだということとして、事業者の方に支払われたということの性格を考えますと、税務行政上、事業に係る所得と同じように課税収入の扱いとすること自身は、それなりの合理性があると考えますので、この点は致し方ないのではないかというふうに考えているところでございます。

次に、コロナ禍が常態化する中での学生の現状への受け止めについてお尋ねがございました。

ボランティアによる食料支援のお話もございました。これは、冒頭お話がありました自助・共助・公助の中で言いますと、まさしく共助の活動だと考えます。こういった共助の活動を善意で行われている方々に対しては敬意を表したいと思いますし、我々行政のほうは、国、地方しっかり役割分担をし、連携をしながら必要な公助を行っていく、また大学当局とも連携をして御協力もいただいて、必要な公助が行き渡るように努力をしていくということが必要ではな

いかと考えております。

一方で、社会的な孤立の問題についてでございますが、大学での対面授業が実施をされない中でございまして、新たな友人関係をつくることもできないといったことで、学生の皆さんが孤独感を抱く状況は、全国的にも言われているというふうに承知をしております。

他方で、高知県立大学あるいは高知工科大学におきましては、教員によります電話連絡、事務局からのオンラインによる情報提供などを丁寧に行うことで、学生一人一人の状況に留意をしているというふうにお聞きをしております。

さらに、本県では県立大学など4つの大学が既に対面の授業を再開しておりますし、残ります高知大学、高知工科大学も来月から対面授業を再開する予定だとお聞きをしておりますので、学生を取り巻く環境はさらに改善をしていくものというふうに考えております。

また、各大学では、経済的な困難など不安を抱えている学生の相談に対応いたしまして、授業料の減免など修学の継続への支援につなげているというふうにお聞きしております。今後も、各大学には、相談窓口のさらなる周知や、学生に対するきめ細かな対応を要請いたしますとともに、県としましても、引き続き大学を通じて学生の状況の把握に努めてまいります。

次に、抜本的な高等教育への公的な支出の増あるいは構造的な改善を国に求める考えはないかというお尋ねがございました。

教育への投資につきましては、教育活動をよりよいものとし、我が国の持続的な成長、発展につなげるためには、その充実が不可欠であると認識をいたしております。とりわけ、高等教育段階におきます教育費の負担軽減につきましては、国の教育再生実行会議の提言でも、優先して取り組む必要があるということが指摘をされております。また、国の教育振興基本計画に

おきまして、OECD諸国など諸外国における状況を参考といたしまして、政府は様々な教育課題への対応に必要な教育投資を確保する必要があるとされています。

こうした議論もありましてこそ、今年度から国におきまして消費税率10%への引上げによる財源も活用して、高等教育の修学支援の新制度が始まりまして、大幅な充実が図られたものというふうに認識をしております。国におきましては、引き続き教育投資を効果的、効率的に投入することによりまして、教育力の向上、人材力の強化といった成果につながる取組を進めていただきたいと考えております。

失礼いたしました。途中で介護・福祉・保育分野の処遇改善について御答弁を失念しておりましたので、お答えをさせていただきます。

介護・福祉・保育分野の処遇改善につきましてお尋ねがございました。

介護・福祉職員、保育士等の処遇改善につきましては、これまで国において、介護報酬などの加算が充実されるなどの支援策が講じられてまいりました。こうした中で、国の賃金構造基本統計調査によりますと、介護・福祉職員の令和元年の一月当たりの給与は、加算措置が設けられた平成21年から3万5,000円の増加となっております。また、保育士につきましても、加算措置が設けられた平成25年から比較いたしますと、4万5,000円の増加となっているということでございます。このように、これまでの取組によりまして、介護職員などの処遇改善は一定進んできているものと考えております。

こうした処遇改善に加えまして、県といたしましてもICTの導入によります業務の効率化あるいはノーリフティングケアの推進によります負担軽減などに取り組んでまいりました。

介護・福祉職員や保育士などは、利用者やその御家族の生活を支える上で、なくてはならな

い存在であります。その役割を正しく評価し、処遇に反映することが必要だと考えているところであります。今後におきましても、現場の状況もお聞きしながら、さらなる処遇改善について国に提言をしてまいります。

次に、種子条例の制定についてお尋ねがございました。

平成29年4月、種子の開発、供給に民間活力を導入するということを目的といたしまして、主要農作物種子法、いわゆる種子法の廃止法案が可決をされまして、平成30年4月に廃止をされました。

農業団体からは平成29年6月に、種子法廃止後も優良な種子を安定して確保するため、これまでと同様、県が種子の生産、普及において中心的な役割を担うよう要請がございました。この要請を受けまして、法廃止後の県の役割についてJAや種子協会などの農業団体や、稲作農家などの生産者の方々と協議を重ね、高知県主要農作物種子生産要綱を制定したものでございます。

この要綱には、1つには普及すべき奨励品種の決定、そして2つには原種、原原種の生産、3つには種子を生産する圃場の審査や発芽率の調査といった、種子法に基づいて県が担ってまいりました役割を明記いたしております。種子法が廃止されてから現在まで、この要綱に基づきまして、種子法の廃止前と同様に優良な種子を安定的に生産、供給する仕組みを堅持できているというふうに考えております。

また、これまでのところ農業団体や稲作農家の方々から条例の制定を求める声はないことから、現時点で条例を制定する必要はないというふうに考えております。今後も、様々な機会を捉えまして、農業団体や県民の皆様のお意見をお聞きしながら、優良な種子が安定供給されますよう適切に対応をしてまいります。

最後に、種苗法改正に関する議論に対する受け止め、改正案に対する考え方についてお尋ねがございました。

種苗法の改正案に関する議論におきましては、近年開発された優良品種、いわゆる登録品種の海外流出を防ぎ保護することで、新品種の開発が促進されるといった期待の声があります。

他方、登録品種の自家増殖が許諾制となることによって、農業者の負担が増えるのではないかと、また海外流出を防ぐことができず、海外企業などに種を支配されるのではないかとといった懸念の声も御指摘のとおりありまして、様々な議論がなされているというふうに認識しております。

まず、議論の前提といたしまして、全国で栽培されています多くの品目は、利用制限のかからない一般品種であること、また登録品種でも作付するたびに種や苗木を購入している品目が多いことから、実際にこの法律改正の影響を受ける範囲は非常に小さいものというふうに考えております。

懸念をされています農家への負担につきましては、例えば水稻の登録品種の多くでは品質管理の観点から自家増殖を行っていないこと、イチゴでは既に許諾を得て栽培していることなどから、農業者の負担が大きく増えることはないというふうに考えております。

また、登録品種の海外流出につきましては、これまで種苗販売後の海外への持ち出しを規制できず、流出に歯止めがかからないという状況にありました。この点は御指摘あったとおりでございます。今回の改正案につきましては、種苗販売時に海外への持ち出しや栽培地域を制限でき、また権利を侵害した場合は刑罰の対象となるなど、一定の抑止効果が期待できるものになっているというふうに考えております。

種苗法で優良な新品種の開発者の権利を守つ

ていくということは、さらなる新品種の開発を促進し、日本の農業の発展に大きく貢献をするものであります。このため、今後の国会での継続審議におきまして、懸念する声も踏まえて、しっかりと議論を尽くしていただきたいと私としては考えているところでございます。

私からは以上でございます。

(健康政策部長鎌倉昭浩君登壇)

○健康政策部長(鎌倉昭浩君) まず、新型コロナウイルスの検査に関する世田谷区の実施への受け止め、またエッセンシャルワーカーに対する社会的検査の必要性や財政支援の必要性についてお尋ねがございました。

世田谷区の実施は、区内で日々新たな感染者が出ているという状況などを踏まえ、介護事業所や障害者施設等で働く職員等を対象として、公費による社会的検査を行おうとするものと確認しています。これは、感染者が増加している世田谷という地域において、介護事業所等を利用している高齢者等の重症化を避け、また施設でのクラスター発生を抑制しようとする意欲的な取組だと受け止めています。

一方、本県においては、これまでも学校や福祉施設等で感染者が出た場合には、濃厚接触者に該当しない児童生徒や利用者、職員などにも幅広くPCR検査を行ってまいりました。そうした中、去る9月15日に新型コロナウイルス感染症に関する検査体制の拡充に向けた新たな指針が国から示され、その中で感染者が多数発生している地域やクラスターが発生している地域においては、その期間、医療機関、高齢者施設等に勤務する者、入院・入所者全員を対象に、言わば一斉、定期的な検査の実施を行うようお願いしたいとの要請がありました。

県としましては、感染の広がりが少ない地域で予防的な検査を行うのではなく、この国からの指針で示されたとおりで、感染者が多数発生して

いる地域などで、公費負担のある形でエッセンシャルワーカーを含め幅広く検査を行うことが適当だと考えています。

次に、冬場に向けた病床や医療機器、医療スタッフの確保についてお尋ねがございました。

インフルエンザの流行時期とも重なる冬場に向けて、新型コロナウイルス感染症の再拡大が懸念されますが、これまでの県内での流行状況から見て、当面現行の確保病床192床プラス宿泊療養施設で対応が可能と考えています。また、それぞれの入院医療機関においては、必要な医療従事者の確保もしていただいています。

なお、今後の季節性インフルエンザの流行状況や、感染症法上の新型コロナウイルス感染症の位置づけの見直しの動きなどを注視し、病床の確保数については必要に応じて見直しを検討いたします。

医療機器につきましては、本県の入院医療機関における稼働可能な人工呼吸器は、補正予算等により新たに整備したものを含め135台あり、病床確保計画に応じた十分な数が確保されています。膜型人工肺装置、いわゆるECMOにつきましても、必要に応じて機器や医療従事者を医療センターに集約して、より多くの重症患者に対応できるよう関係医療機関と協定を締結しているところです。

今後も、状況を見極めながら早め早めの対策を心がけ、季節性インフルエンザとの同時流行に備えた体制を確保してまいります。

最後に、医療分野の事業所への慰労金制度の説明、周知についてお尋ねがございました。

医療分野の事業所への慰労金につきましては、去る7月22日に交付要綱を対象となる医療機関等へ通知するとともに、県のホームページにも掲載いたしました。また、8月6日、7日の2日間、県内4会場で5回の事業者向けの説明会を開催し、8月にはテレビやラジオで制度につ

いての広報を行ってまいりました。その結果、8月末までに、事業の対象となる約1,100の医療機関等のうち698施設から交付申請があり、個人からの申請分を含めると1万7,582人分の慰労金の支払い事務が既に完了しています。

一方、まだ交付申請のない医療機関等は残っておりますので、引き続き慰労金の対象範囲や申請の手続の方法等について、テレビやラジオといった県の広報媒体等を通じて丁寧に周知を行ってまいります。

(商工労働部長沖本健二君登壇)

○商工労働部長(沖本健二君) 中小企業新型コロナウイルス感染症対策事業費補助金についてお尋ねがございました。

本補助金につきましては、6月議会において3億7,500万円の補正予算をお認めいただき、議会終了後直ちに受付を開始したところ、想定を大きく上回る申請があったことから、当初の4倍を超える15億8,000万円の予算を確保して取り組んでまいりました。最終的には1,151件の申請を受け付け、現在順次交付に向けた事務手続を行っているところでございます。

この事業をきっかけといたしまして、県内の様々な事業者が積極的に感染防止対策に取り組まれていると受け止めておりまして、本補助金の目的である新しい生活様式に対応した事業活動の継続や、県民の安全・安心な生活の確保が一定図られてきたのではないかと考えております。

新型コロナウイルス感染症対策に関しましては、感染予防や感染拡大防止、経済影響対策など幅広い取組が必要である一方、まだまだ先が見通せず、かつ財源にも限りがありますことから、当該事業を追加で実施するに当たっては、国費の増額など財源の確保が必要となります。その上で、今回の取組の検証を行いますとともに、関係団体の皆様から御意見をお伺いするな

どして、事業の必要性について検討してまいります。

(地域福祉部長福留利也君登壇)

○**地域福祉部長(福留利也君)** 介護・障害分野の慰労金制度の説明、周知についてお尋ねがございました。

介護・障害分野の慰労金につきましては、本県では7月29日から申請の受付を開始しております。受付開始に先立ち、事業者向けのパンフレットや申請マニュアルを作成し、事業所に通知するとともに、県のホームページにも掲載いたしました。また、7月28日に県内4会場で5回の説明会を開催したほか、8月にはテレビやラジオで広報を行うとともに、ハローワークに個人申請用のパンフレットを置いていただくなど、周知を図ってまいりました。その結果、8月末までに、対象となる約2,200の事業所の約4割に当たる879事業所から申請があり、個人からの申請分を含めると1万2,552人分の慰労金の支払い事務が既に完了しております。

介護・障害分野の慰労金については、原則として事業所が行う感染症対策に係る支援金と併せて申請する取扱いとなっていることを考慮しますと、順調に申請が進んでいるものと考えております。今後につきましても、申請状況に留意しながら、申請が遅れている事業所には個別に確認や助言を行うとともに、新聞などのマスメディアを通じてさらなる周知を図ってまいります。

(文化生活スポーツ部長岡村昭一君登壇)

○**文化生活スポーツ部長(岡村昭一君)** 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた学生への県の支援策についてお尋ねがございました。

コロナ禍における学生への支援につきましては、様々な方策が考えられるところですが、それらの全てを県が単独で行うことは困難であると考えております。

このため、本県では議員のお話にありました家賃補助や給付金など、生活費に着目した支援につきましても、国に対し全国一律の制度として学生向けの新たな給付金の創設などを提言するとともに、創設されました学生支援緊急給付金をはじめ、生活福祉資金貸付金や新型コロナウイルス感染症対応休業支援金など、学生が利用できる支援制度について、大学を通じた周知に努めてまいりました。

他方、家計が急変した学生などの授業料の負担を軽減することによる学びの継続への支援といたしまして、公立大学が行う授業料の減免に要する経費に対し、6月補正予算で支援措置を講じたところであります。さらに、コロナ禍における学生の学びの機会を確保するための支援といたしまして、公立大学における感染予防のための施設改修や、遠隔授業を実施するための設備や機器の整備などへの財政的支援に関し、今9月補正予算案に計上させていただいております。

県といたしましては、こうした一連の取組によりまして、学生の学びをしっかりと支援していきたいと考えております。

(農業振興部長西岡幸生君登壇)

○**農業振興部長(西岡幸生君)** まず、本県で栽培されている登録品種の割合と種苗法改正の影響についてお尋ねがございました。

本県で栽培実績のある登録品種の作付面積の割合につきましては、水稻で9%、ナスで14%、ピーマンで9%、シシトウで29%となっております。

種苗法改正の影響への認識としましては、まず本県で栽培しているナス、ピーマン、シシトウなどの野菜では、現在でも自家増殖は行われておらず、作付するたびに苗を購入していることから、影響は生じないものと考えております。

一方、水稻では一部の農業者において、許諾

を受けることなく登録品種の自家増殖を行っており、改正内容によっては、農業者に新たな事務手続や費用負担が生じる可能性がありますことから、今後国会での継続審議の動きを注視してまいります。

次に、南国市の国営圃場整備事業の現在の進捗状況と今後のスケジュール、またこれまでの取組で明らかになってきた課題についてお尋ねがございました。

本事業は、南国市において522ヘクタールの圃場整備を国が事業主体となって集中的に実施することで、効率的な生産条件の確保を早期に図るものです。また、現在の水稻を中心とした営農から露地野菜などの収益性の高い作物への転換や、次世代型施設園芸の拡大など稼げる農業の実現を下支えする事業であり、県としても大いに期待をしております。

現在、国において事業の実施に向けた、法律に基づく事務手続が進められており、このまま順調に進めば、本年の12月までには国営事業としての計画が確定し、事業に着手することとなります。また、県では、事業の推進母体となる土地改良区の設立認可に向けて、申請内容の審査を行っているところです。

今後のスケジュールにつきましては、工事の実施に当たり必要となる工事計画や換地計画に対する地権者の合意形成などを、国や南国市との連携の下、円滑に進め、予定工期である令和11年度の完成を目指してまいりたいと考えております。

一方で、事業を推進していく上での課題もあります。圃場整備の事業効果を最大限に発揮するためには、事業に参加されない農地が区域内に点在することがないように、引き続き未同意の方の参加を促進していくことが必要です。また、南国市には埋蔵文化財が広く存在していることから、その発掘調査と工事の計画や実施時期な

どの調整も必要となってまいります。こうした課題は、いずれも工事の進捗に大きく影響を及ぼすことから、今後とも引き続き関係者が一体となって、課題解決に向けた取組を進めてまいります。

最後に、圃場整備地において発生している農地の地盤沈下による不具合への対応についてお尋ねがございました。

十市地区で実施しました県営圃場整備事業につきましては、十市地区圃場整備推進委員会及び南国市からの強い要請により、平成17年度に着手し23年度に完了しております。当地区の地盤は泥炭層が厚く存在しているため、地盤沈下への対応策として、十市地区圃場整備推進委員会が事業着手に先立ち、約40万立方メートルの公共残土を受け入れていたところです。

圃場整備工事では、この公共残土を利用して地盤沈下の影響を踏まえた盛土を行うなどの対策を講じていましたが、施工中も地盤沈下が生じたため、手直し工事を実施した上で、地質状況も含めて土地改良区の了解の下、整備した農地を地権者に引き渡しております。

圃場整備後も地盤沈下により農地の高さが不均一になり、営農に不具合が生じていることについては、土地改良区や地権者から県にも相談がございました。しかしながら、不具合の要因となっている地盤沈下を抜本的に抑制することは、地質的にも困難であると考えております。県としましては、農地の地盤沈下による不具合は国庫補助事業の活用により、耕作しやすい農地に改善することが可能であると考えておりますので、南国市と協議し、事業化に向けた検討を進めてまいります。

(土木部長村田重雄君登壇)

○土木部長(村田重雄君) 鏑野川の土手と周辺の地盤沈下への対応についてお尋ねがございました。

お話のありました区域は、周辺の地盤が軟弱ということもあり、これまでも度々河川管理道の一部で沈下が発見され、部分的な補修工事を実施し対応しております。本年も4月に補修工事を行い、現在沈下の進行がないかなどの経過観察をしているところです。

この管理道は、一般の方の利用もあることから、周辺の地盤状況も確認し、予防保全に努めるとともに、引き続き小まめな巡視を行い、異常が見られた場合には速やかに補修工事を実施するなど、適切な維持管理に取り組んでまいります。

○33番（岡田芳秀君） それぞれに御丁寧な御答弁ありがとうございました。幾つか要請と、2点質問もさせていただきたいと思えます。

まず、公助を充実させる政治の役割についてですけれども、知事の答弁の中で共助——共に助け合う活動を支援することも公の大事な役割だということを言われました。私たちの暮らしの現状に引き寄せて、やっぱり今本当に公助が、公で支えるということが大事になっていると思います。新自由主義の下で、もうけ本位の社会になって、今回の新型コロナ危機、この社会の脆弱性をあらわにしたというふうに思います。こうした行き過ぎた新自由主義の路線を見直して、暮らしを支えていく、大切にする経済政策に改めていかなければならないというふうに思います。

その上で、先日25日ですけれども、南国市で県民座談会「濱田が参りました」が開かれました。私も南国市選出ということで参加をさせていただきました。皆さんから、それぞれのお仕事、活動の報告があった上で、たくさんの要望も寄せられたわけですけれども、知事におかれましては、ぜひこうした声を県政に反映させていただいて、要望の実現のためにお力添えいただきたいというふうに思います。

その中で、中山間の奈路地区の方から、小学校を残してほしいという声と、そして水の確保をしてほしいと、フロアからもその声もありましたけれども、強い御要望がありました。中山間の奈路地区では上水道がなくて、谷川から水を引いて使っているということですが、地域の皆さんも高齢化してきて危険だし、そして年間を通じての維持管理が大変になってきているんだという本当に切実な訴えでした。そして、田舎に移住したいという声もあったけれども、水の問題がネックになって移住を諦めた、断念をされたという事例も話されました。

こうしたことから、中山間の多い本県において、こういう生活、暮らしを支えていくということが非常に大事になってきております。やっぱり共助、共に支えるということも高齢化で困難な中で、公、県政あるいは市町村政が、地域の暮らしを支える生活基盤の拡充、社会資本の充実、これを本当に図っていくことがこれから大事になってくると思います。

こういう点で、県が大きな役割を引き続き果たしていただきますように、強く要請をさせていただきます。

次に、新型コロナ感染症についてです。人と接することの多い仕事をされているエッセンシャルワーカーの職場の皆さんの検査についてですけれども、やっぱりこうした皆さんが、いわゆる社会的機能を支える大事なお仕事をされています。今回1問でも言いましたけれども、新型コロナは無症状者の中で感染が広がっているという特徴もあります。ですから、発症があつてから検査ということではなくて、無症状の状態の中でも、感染の状況を把握するという意味からも、そして感染を未然に防ぐという点からも、また仕事をされている方たちが、私たちは感染していないんだという自信を持って仕事ができるということからも、今回のコロナの特徴に合

わせたこうした社会的な検査というのが、私は大変大事だろうというふうに思うんです。

そうした点で、職員や利用者の希望があればPCR検査を行っている自治体もあります。例えば広島県福山市です。県としても、感染症に強い社会をつくっていくという立場から、やっぱりエッセンシャルワーカーの職場の皆さんの検査の在り方、ぜひ検討していただきたいし、例えば健康診断のときに一緒に検査を受けるですとか、検査の在り方についてどうあるべきかということをぜひ検討していただきたいですけれども、改めて健康政策部長の考えをお聞きいたします。

そして、次に学生への支援ですけれども、南国市で医療生協の皆さんが、学生の皆さんへのまんぷく食堂ということで月に1回、食事の提供をされていました。私も一緒に参加させてもらいましたけれども、7月は60人余り、8月は30人余り、9月は少し減って20人ぐらいでしたけれども、やはり学生の皆さん食料を受け取りに来ていました。その中で、なかなか大学に行けない、友人もつukれないという話もありましたけれども、やっぱり引き続き食料支援を続けていこうということで、今月もまんぷく食堂は開かれる予定です。やっぱり、高知県は学生を応援するんだというメッセージを出していくことが大事だと思います。徳島県でも様々な取組がされていますけれども、ぜひ高知でももう一歩も二歩も踏み込んだ学生への支援を強めていただくようお願いをいたします。

そして、農政の問題で種子条例のことについてお聞きします。

知事の答弁で、条例制定を求める声がないというようなことを述べられたんですけれども、決してそんなことはありません。私も農業関係者の皆さんとお話合いをする機会がありますけれども、やっぱり条例をつくってほしいという声

はあるんですよ。そして、この議会でも幾つかそれを求める質問もされております。現状が、種が提供されているからいいんだと、こういうことではなくて、ぜひ前向きに取り組んでいただきたいと思います。

島根県は有識者の会を3回開いて、種子条例の概要を今つくって、パブリックコメントを集めています。来年からはもう実施する方向です。改めて、実施する方向、決意はないか、知事にお聞きして、2問を終わります。

○健康政策部長（鎌倉昭浩君） PCR検査については、当初は熱が数日続いたものだけというところから、先ほど答弁で申し上げましたとおり、今はその感染者が多数発生している地域や、クラスターが発生している地域においては、むしろすごく幅広くやってほしいというふうに国のスタンスも変わってきていますので、何が正解かというのは、やがて時が解決をしていくわけなんですけれども、現状においてはPCR検査そのものの精度が100%ではないので、むしろいわゆる無症状の方に検査をすることによるデメリットも多いということから、まず感染者が多数発生しているところという前提があって、そこでやっております。

先般高知市、高知県内でもあった障害者支援施設においても、感染者が発生した関係で検査は非常に幅広く定期的にしまして、今完全にクリーンということが判明をしたところです。従来そういった形で高知県としても取り組んできておりまして、いわゆる2月から発生した第1波も一旦収束をして、2か月半余りゼロになりましたし、この間、多分お盆の関係ですけれども、クラスターなどが複数発生したのも、また2週間近く空いたように、高知県の取組そのものは一定功を奏しているという感覚でおりますので、今のところ、いわゆる無症状の方にやみくもに検査をするというのは、むしろあまり効

果がないというか、むしろ危ない結果も与えてしまうという認識でいるところでございます。

○知事（濱田省司君） 種子条例の制定に関して、農家の方々の御意見をもっと丁寧に聞くようにという御意見をいただきました。

私ども、今までいろんな組織の方々と意見交換をする中で、具体的にこの種子条例、ぜひ条例をとという声を必ずしもお聞きしていないということで、そういった答弁をただいま申し上げましたけれども、我々のほうでは、もちろん常日頃、水稻の生産とか振興に関わる方々、いろんな形で御意見をお聞きする機会がございますし、また例えば普及活動の外部評価会ですとか、農村の女性リーダーの方々の認定委員会などの場を通じまして、農業の現場で関わっておられる方々の声をお聞きする機会がたくさんございますので、そうした場を通じまして、この種子条例に対する考え方に関しましても御意見を伺ってまいりたいというふうに考えております。

○議長（三石文隆君） 以上をもって、本日の議事日程は終了いたしました。

明10月1日の議事日程は、議案に対する質疑並びに一般質問であります。開議時刻は午前10時、本日はこれにて散会いたします。

午後4時32分散会

令和2年10月1日（木曜日） 開議第3日

出席議員

1番 上 治 堂 司 君
 2番 土 森 正 一 君
 3番 上 田 貢太郎 君
 4番 今 城 誠 司 君
 5番 金 岡 佳 時 君
 6番 下 村 勝 幸 君
 7番 田 中 徹 君
 8番 土 居 央 君
 9番 野 町 雅 樹 君
 10番 浜 田 豪 太 君
 11番 横 山 文 人 君
 12番 西 内 隆 純 君
 13番 加 藤 漠 君
 14番 西 内 健 君
 15番 弘 田 兼 一 君
 16番 明 神 健 夫 君
 17番 依 光 晃一郎 君
 18番 梶 原 大 介 君
 19番 桑 名 龍 吾 君
 20番 森 田 英 二 君
 21番 三 石 文 隆 君
 22番 山 崎 正 恭 君
 23番 西 森 雅 和 君
 24番 黒 岩 正 好 君
 25番 大 石 宗 君
 26番 武 石 利 彦 君
 27番 田 所 裕 介 君
 28番 石 井 孝 君
 29番 大 野 辰 哉 君
 30番 橋 本 敏 男 君
 31番 上 田 周 五 君
 32番 坂 本 茂 雄 君
 33番 岡 田 芳 秀 君
 34番 中 根 佐 知 君
 35番 吉 良 富 彦 君

36番 米 田 稔 君

37番 塚 地 佐 智 君

欠席議員

なし

説明のため出席した者

知 事 濱 田 省 司 君
 副 知 事 岩 城 孝 章 君
 総 務 部 長 君 塚 明 宏 君
 危機管理部長 堀 田 幸 雄 君
 健康政策部長 鎌 倉 昭 浩 君
 地域福祉部長 福 留 利 也 君
 文化 生活 岡 村 昭 一 君
 スポーツ部長
 産業 振興 井 上 浩 之 君
 推 進 部長
 中山間振興・ 尾 下 一 次 君
 交 通 部長
 商工労働部長 沖 本 健 二 君
 観光振興部長 吉 村 大 君
 農業振興部長 西 岡 幸 生 君
 林業 振興・ 川 村 竜 哉 君
 環 境 部長
 水産振興部長 田 中 宏 治 君
 土 木 部長 村 田 重 雄 君
 会 計 管 理 者 井 上 達 男 君
 公 営 企 業 局 長 橋 口 欣 二 君
 教 育 長 伊 藤 博 明 君
 人 事 委 員 長 秋 元 厚 志 君
 人 事 委 員 会 長 原 哲 君
 人 事 務 局 長
 公 安 委 員 長 西 山 彰 一 君
 職 務 代 理 者
 警 察 本 部 長 熊 坂 隆 君
 代 表 監 査 委 員 植 田 茂 君
 監 査 委 員 長 中 村 知 佐 君
 事 務 局

事務局職員出席者

事務局長 行宗昭一君
事務局次長 織田勝博君
議事課長 吉岡正勝君
政策調査課長 川村和敏君
議事課長補佐 馬殿昌彦君
主幹 春井真美君
主査 久保淳一君



議事日程(第3号)

令和2年10月1日午前10時開議

第1

- 第1号 令和2年度高知県一般会計補正予算
- 第2号 令和2年度高知県流域下水道事業会計補正予算
- 第3号 令和2年度高知県病院事業会計補正予算
- 第4号 知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第5号 漁業法等の一部を改正する等の法律の施行による漁業法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例議案
- 第6号 高知県手数料徴収条例の一部を改正する条例議案
- 第7号 ふぐ取扱い条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例議案
- 第8号 高知県立高等技術学校が実施する普通職業訓練の基準等を定める条例の一部を改正する条例議案
- 第9号 高知県手数料徴収条例及び高知県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例議案

- 第10号 高知県漁港管理条例の一部を改正する条例議案
- 第11号 県有財産(教学機器)の取得に関する議案
- 第12号 損害賠償の額の決定に関する議案
- 第13号 令和元年度高知県電気事業会計未処分利益剰余金の処分に関する議案
- 第14号 令和元年度高知県工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分に関する議案
- 報第1号 令和元年度高知県一般会計歳入歳出決算
- 報第2号 令和元年度高知県収入証紙等管理特別会計歳入歳出決算
- 報第3号 令和元年度高知県給与等集中管理特別会計歳入歳出決算
- 報第4号 令和元年度高知県旅費集中管理特別会計歳入歳出決算
- 報第5号 令和元年度高知県用品等調達特別会計歳入歳出決算
- 報第6号 令和元年度高知県会計事務集中管理特別会計歳入歳出決算
- 報第7号 令和元年度高知県県債管理特別会計歳入歳出決算
- 報第8号 令和元年度高知県土地取得事業特別会計歳入歳出決算
- 報第9号 令和元年度高知県国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算
- 報第10号 令和元年度高知県災害救助基金特別会計歳入歳出決算
- 報第11号 令和元年度高知県母子父子寡婦福祉資金特別会計歳入歳出決算
- 報第12号 令和元年度高知県中小企業近代化資金助成事業特別会計歳入歳出決算
- 報第13号 令和元年度高知県流通団地及び工業団地造成事業特別会計歳入歳出決算
- 報第14号 令和元年度高知県農業改良資金助成

事業特別会計歳入歳出決算

報第15号 令和元年度高知県県営林事業特別会計歳入歳出決算

報第16号 令和元年度高知県林業・木材産業改善資金助成事業特別会計歳入歳出決算

報第17号 令和元年度高知県沿岸漁業改善資金助成事業特別会計歳入歳出決算

報第18号 令和元年度高知県流域下水道事業特別会計歳入歳出決算

報第19号 令和元年度高知県港湾整備事業特別会計歳入歳出決算

報第20号 令和元年度高知県高等学校等奨学金特別会計歳入歳出決算

報第21号 令和元年度高知県電気事業会計決算

報第22号 令和元年度高知県工業用水道事業会計決算

報第23号 令和元年度高知県病院事業会計決算

報第24号 県有財産（個人防護具）の取得の専決処分報告

第2 一般質問

（3人）

午前10時開議

○議長（三石文隆君） これより本日の会議を開きます。

諸般の報告

○議長（三石文隆君） 御報告いたします。

公安委員長小田切泰禎君から、所用のため本日の会議を欠席し、公安委員西山彰一君を職務代理者として出席させたい旨の届出がありました。

質疑並びに一般質問

○議長（三石文隆君） これより日程に入ります。

日程第1、第1号「令和2年度高知県一般会計補正予算」から第14号「令和元年度高知県工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分に関する議案」まで及び報第1号「令和元年度高知県一般会計歳入歳出決算」から報第24号「県有財産（個人防護具）の取得の専決処分報告」まで、以上38件の議案を一括議題とし、これより議案に対する質疑並びに日程第2、一般質問を併せて行います。

23番西森雅和君。

（23番西森雅和君登壇）

○23番（西森雅和君） おはようございます。公明党を代表して、知事はじめ執行部に質問をいたします。

初めに、知事の政治姿勢についてであります。

7年8か月に及ぶ安倍政権に替わって新たに菅政権が発足しました。思い起こせば、第2次安倍政権は、平成24年の衆議院選挙で、当時野党だった自由民主党と公明党が勝利し、3年4か月ぶりに政権を奪還して発足した政権でありました。そのときに結んだ自公連立政権の合意では、決しておごることなく真摯な政治を貫くことによって結果を積み重ね、国民本位の信頼を取り戻さなければならないとの確認がされております。

以来、国政選挙で与党が5回連続で勝利し、信頼を得ることができたのは、政権の取組に対する期待と評価の表れであったと思います。そして、7年8か月という憲政史上最長となる政権が続いたこと、これ自体が国民の負託に応えてきたあかしであり、大きな功績であったと思います。マスコミ各社の世論調査でも、安倍政

権の7年8か月を評価するとの回答が日本経済新聞と読売新聞では74%、朝日新聞の調査でも71%に上ったことは、その裏づけであります。

さて、7年8か月に及ぶ安倍政権では様々な成果が実っています。まず、政権発足当時の最優先課題は経済の再生でありました。デフレに苦しむ日本経済の再生に向けて、大胆な金融緩和と機動的な財政政策は多くの企業や国民の心理、いわゆるマインドを変える契機となりました。その結果、企業業績に打撃を与えてきた円高が是正され、民主党政権末期に8,000円台だった株価は、2万3,000円台にまで回復しています。雇用情勢も大きく改善しました。求職者1人当たりの求人数を示す有効求人倍率は1倍を超えました。

そして、安倍政権においてとりわけ重要だったことは、社会保障と税の一体改革を具体化したことでもあります。消費税の引上げは、平成24年に当時の民主党、自由民主党、公明党の3党が社会保障と税の一体改革として合意したものであります。デフレ脱却の流れをつくり出しながら消費税の税率を上げ、同時に消費税引上げ分を財源として、教育の無償化など、全世代型の社会保障を進めました。さらに、昨年の消費税10%への引上げ時には、所得の低い人の負担感を緩和するために、食料品などに対して軽減税率の導入も行いました。

また、安倍政権の下、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」によって、インフラ整備など国民の安全・安心を守るための防災・減災政策も大きく前進しました。

さて、さきに述べましたマスコミの世論調査では、安倍政権を評価する理由として、読売新聞の調査では、外交で日本の存在感を高めたという回答が75%でトップとなっています。安倍政権の下で、日本の外交と安全保障の基軸であるアメリカとの同盟強化は、さらに進んだと思

います。そして、現職大統領では初めてとなるオバマ氏の被爆地広島への訪問も実現しています。また、民主党政権の下で大きく冷え込んだ中国との関係改善も進みました。行き過ぎた自国中心主義の台頭が懸念されている国際社会にあって、協調路線を進める日本の姿勢は、国際的にも高く評価されております。これらの実績は、政治が安定していたからこそ、政権が腰を据えて取り組むことができた成果であったと思います。

こうした中、私ども公明党は連立政権を支え、地方議員と国会議員が緊密に連携するネットワーク政党としてのその強みを生かし、生活現場の生の声を政治につなげてきました。そして今、政権は菅政権へと引き継がれました。菅首相は、国民のために働く強い決意を示し、安倍政権の継承を旗印に、新型コロナウイルス感染症の収束と日本経済の立て直しに全力を挙げるとしています。このほか、縦割り行政の打破や規制改革の断行にも意欲を表明しています。また、デジタル庁の創設に向けた取組も進み出しました。大いに期待するところでもあります。

そこで、知事にお伺いいたしますが、7年8か月の安倍政権に対する評価と、新たに発足した菅政権において最も期待することは何か、お聞きしたいと思います。

次に、行政のデジタル化についてお伺いいたします。

政府が7月に策定した今年の骨太の方針には、新型コロナウイルス感染拡大防止と社会活動を両立するために、新たな日常の実現という目標が掲げられています。この新たな日常を構築する具体的な取組としては、社会全体のデジタル化を加速させるということでもあります。今回の新型コロナウイルスの対応をめぐっては、マイナンバーシステムをはじめ行政の情報システムが、国民にとって安心して簡単に利用できるシ

システムになっていなかったことや、国と地方自治体との情報システムや業務プロセスがばらばらで、地域や組織間で横断的にデータも十分に活用できないなど、様々な課題が明らかになりました。

そこで、骨太の方針では、デジタル化の遅れや課題を徹底して検証、分析し、この1年を集中改革期間として、改革を強化、加速するとともに、関係府省庁の政策の実施状況、社会への実装状況を進捗管理するとしています。中でも、行政のデジタル化推進のために、民間の専門家と関係府省庁を含む新たな組織を設けて工程の具体化や法整備に着手し、行政手続のオンライン化を進めるとしています。こうした流れを受けて、菅首相のリーダーシップの下、デジタル庁の創設に向けた準備もいよいよ進み出しています。

デジタル化の推進については、本県に目を向けてみますと、県庁内及び県内における行政サービスのデジタル化を進めるため、高知県行政サービスデジタル化推進計画を今年3月に策定しています。このデジタル化推進計画では、3つの基本方針と目指す効果が示されています。

1つ目は、行政事務の効率化であります。デジタル化による行政事務の効率化は、行政運営コストの縮減と働き方改革の推進につながるとしています。2つ目は、行政手続のオンライン化などによって県民サービスの向上を図ることです。このことによって、民間の行政に対するコスト縮減と、新たな行政サービスの提供などによる満足度のアップが期待できるとしています。そして3つ目は、デジタル技術を活用した課題解決と産業の振興であります。デジタル技術の活用は、行政課題の解決や課題解決型の産業創出、地場産業の高度化などに大きな成果が望めるとしています。

国がデジタル化の推進に向けた流れを加速し

ようとする中で、県として行政サービスのデジタル化の推進計画を既に立てていることに先見性を感じるとともに、期待もするところであります。大事なことは、行政のデジタル化の取組が県民サービスの向上につながっていくということでもあります。

さて、この計画が策定されたのは今年の3月ではありますが、デジタル化の流れのスピードはすさまじいものがあります。今議会では、リモート等の拠点となるシェアオフィスなどの整備を推進する予算案が計上されていますが、今年3月につくったデジタル化推進計画にはこういったことは示されていません。

また、デジタル化推進計画では、各自治体におけるシステムについて、自治体クラウドの導入やシステムの共同化といったことを調整し、支援するとしています。7月の国の骨太の方針では、国、地方を通じたデジタル基盤の統一、標準化を早急に推進するために法制上の措置を講じた上で、財源面を含め国が主導的な支援を行うとしています。そして、先週行われた行政デジタル化推進に関する作業部会でも、菅首相は2025年度末を目標に自治体システムの標準化を進めることを表明しています。今後、高知県の行政サービスデジタル化推進計画の取組については、デジタル化のスピードに遅れないように、また国の施策とずれないことが大事になってきます。

そこで、総務部長に伺います。今後、高知県行政サービスデジタル化推進計画のその都度の見直しも当然必要であると思えますし、計画を具体的に進める進捗管理も重要であると思えますが、今後高知県行政サービスデジタル化推進計画をどのように進めていくのか、お聞きをいたします。

世の中のあるとあらゆるものがデジタル化されることによって、暮らしの利便性はさらに向

上していくと思います。とりわけデジタル技術の活用によって産業が高度化され、新たな産業が創出されることを考えると、まさに本県など地方や中山間といった地域にこそ、デジタル化の推進は重要であります。

しかし、課題もあります。行政や社会のデジタル化を進める一方で、情報通信技術の活用能力のありなしによって生じる情報格差、いわゆるデジタルディバイドといった課題であります。これは、自治体や企業においてもそうでありませし、個人においてもこのことは言えます。それぞれにおけるサポート体制の必要性を感じるところであります。

そこで、知事に、市町村や企業、個人におけるデジタルディバイドの解決に向けた取組を今後どのように行っていくお考えか、お伺いをいたします。

これから、県として、県庁内での組織を横断したデジタル化の取組や、県民サービスの向上に向けた様々なデジタル化の取組、また国のデジタル庁への対応なども重要となってきます。知事は提案理由の説明で、あらゆる分野でデジタル技術の活用を促進するなど、社会の構造変化を踏まえた対策をさらに強化し、県経済を再び成長軌道に乗せるべく全力で取り組むとの決意を示しています。そして、県庁における業務のデジタル化を一層進め、市町村の情報通信基盤の整備を支援するとおっしゃっています。

そこで、お伺いいたします。現在、デジタル化の推進は主に情報政策課が担っていますが、今後の県庁内及び県全体のデジタル化の推進を考えたとき、対応する新たな部署の設置やスタッフの充実が欠かせないと思いますが、知事の御所見をお伺いいたします。

次に、新型コロナウイルス感染症対策について伺います。

まず、検査体制についてであります。現在、

県内では感染症指定医療機関と入院協力医療機関合わせて192床の病床数が確保され、宿泊施設室数の16を合わせると208人の感染者を受入れできる体制となっております。感染者が広がり始めた2月、3月の状況に比べると確保病床数は大きく増加しています。

ウイルス検査につきましては、県内で感染者が出始めた当初は、感染の心配のある人が新型コロナウイルス健康相談センターに電話をし、感染が疑われる人には帰国者・接触者外来が紹介され、保健所の調整の下診察を受け、そしてその診察においてウイルス検査の必要のある人は、県の衛生環境研究所でウイルス検査をすることになっていました。そして、陽性であれば入院という流れでありました。

医療崩壊を防ぐため、今まではこの検査の流れが重要であったと思います。しかし、状況は変わってきています。先ほど申し上げましたように、病床数がある程度確保され、感染者の受入れ体制が整ってきた現在、感染拡大を防ぐためには、今後多くの方が検査を迅速に受けられる体制を整えることが、より重要となってきます。

現在、県は、秋から冬にかけてのこれからの季節、新型コロナウイルスの感染拡大と季節性のインフルエンザとの同時流行が懸念されることから、県民が身近な医療機関において新型コロナウイルスの検査を安心して受けられる体制づくりを進めています。そして、今回医師会などの協力もあり、県内において新型コロナウイルスの感染が疑われる人に対してPCR検査を行う検査協力医療機関として、現在113の施設の協力をいただいています。

そこで、健康政策部長に、検査協力医療機関における検体採取から結果が出るまでのPCR検査の流れと、検体採取時及び検体輸送体制の安全性についてお伺いをいたします。

多くの検査協力医療機関が公表となり、PCR検査ができることは、人がより安心して行動できるようになるためにも大切なことでもあります。県民にとって、発熱などの症状があったとき、どこの医療機関に行けば医師の判断による新型コロナウイルスの検査をしてもらえるのかということを知っておくことは、安心感にもつながります。今後、さらに検査協力医療機関が増えることを望むものであります。しかしながら、まだ検査協力医療機関となっていない医療機関の中には、公表されることによる風評被害などを心配する声があることも事実であります。

そこで、健康政策部長にお伺いいたしますが、PCR検査を行う検査協力医療機関と検査協力医療機関になっていない医療機関のそれぞれの反応はどうか、また現時点での検査協力医療機関の状況とそれに対する受け止めはどうか、検査協力医療機関におけるPCR検査の安全性のPRと併せてお聞きをいたします。

8月に高知市内の障害者支援施設において、入所者、職員合わせて20の方が感染するクラスターが発生し、うち入所者1人がお亡くなりになりました。改めてお悔やみを申し上げます。

全国各地でも障害者施設や高齢者施設などでの集団感染が相次いでいます。特に65歳以上の高齢者は感染すると重症化するリスクが高いため、障害者施設や高齢者施設などにおけるクラスターの発生を防ぐための取組が、より一層重要になってきます。

そこで、思うことは、障害者施設や高齢者施設の利用者をはじめ、利用者との身体的な接触が避けられない職員を対象にした積極的な検査が実施できないものかということでもあります。しかしながら、コロナ感染の疑いも症状もない人へのPCR検査は保険適用外となるため、自費で検査を受ける場合は3万円ほどかかります。個人で検査費用を負担したり、施設側が利用者

や職員の分を負担することは容易ではありません。

そこで、知事に、県内の障害者施設や高齢者施設などで働く職員や施設の利用者を対象に、定期的な検査を一斉に県の補助で実施できないものか、また今後職員や利用者の安全性をどう保っていくのか、併せてお伺いをいたします。

コロナ禍にあつて、医療や介護などに携わる人たちは、心身に大きな負担がかかる中、強い使命感を持って業務に当たっておられます。関係する皆さんに改めて敬意を表するものであります。あわせて、医療や介護などに携わる皆さんを社会全体で守り、支えていかなければなりません。

このたび、新型コロナウイルスの感染リスクにさらされながら働いている医療や介護・福祉サービスの従事者などに対して、全額国の費用によって慰労金が支給されることになりました。これは、自民、公明の与党と、共産党を除く野党の賛成で成立した国の2次補正によるものであり、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金が抜本的に拡充されたものであります。この慰労金は、医療機関などに直接雇用される職員はもとより、派遣労働者や業務委託した従事者も対象となっています。また、今回県としても、保険薬局に勤務する職員やあつたかふれあいセンター職員に対して、慰労金を支給する予算が計上されています。

そこで、健康政策部長及び地域福祉部長にお伺いいたします。今回、県の慰労金の対象が保険薬局に勤務する職員やあつたかふれあいセンター職員に対する支給となっていますが、支給対象の基準についてどのような線引きがされたのか、お聞きいたします。

大事になってくることは、対象となる全ての人にしっかりと慰労金が行き渡るようにすることです。

そこで、健康政策部長及び地域福祉部長に伺います。県の慰労金が対象者に漏れなく行き渡るよう、県内の保険薬局やあったかふれあいセンターに対してどのように周知していくのか、お聞きをいたします。

次に、医療機関への経営支援について伺いをいたします。新型コロナウイルスによる影響の長期化は、医療機関の経営にも大きな打撃を与えています。日本病院会などが全国の病院を対象に行った4月から6月の経営状況に関する調査では、コロナ患者を受け入れている病院の8割以上が、また全体でも6割以上が赤字に陥っていることが明らかになっています。

そこで、健康政策部長に伺いますが、県内の新型コロナウイルス感染者を受け入れている医療機関及び県内の全ての医療機関の、新型コロナウイルスの影響による経営実態をどのように捉えているのか、医療機関の経営支援の在り方と併せてお聞きをいたします。

地域の医療機関を守ることは、県民の命を守ることに直結いたします。先日、私は県内の新型コロナウイルス感染症患者の入院対応を行う入院協力医療機関で話を伺ってきました。その病院は、ここ数年黒字経営を続けていたが、今回の新型コロナウイルス感染の影響で4月から7月までの間、3億4,000万円以上の赤字が見込まれているということでありました。その要因の一つは、コロナ患者を受け入れるために病床を空けておく必要があり、その分収入が減るとのことで、国からのコロナ専用の空き病床確保の補償はあるが、赤字は広がる一方だということでありました。

感染者の入院を受け入れる医療機関の中でも、4月の段階で重点医療機関の指定を受けている医療機関は、当初1床1日当たりの病床確保補償料5万2,000円であったものが、診療報酬の改定に伴って、全額国の補助によって4月まで遡っ

て7万1,000円に増額となっています。しかし、私が訪問したこの病院は、今まで何人もの感染者を受け入れています。県の病床確保計画により県全体の感染者が70人以上、いわゆるフェーズ3以上にならないと、1床1日当たり7万1,000円の病床確保料は補償されず、補償料は4万1,000円ということでありました。

そこで、知事に伺いますが、フェーズのいかににかかわらず、今まで及び今後において感染者を受け入れた医療機関には、1床1日当たりの空き病床確保の補償額を、重点医療機関の指定を受けている医療機関と同様に7万1,000円となるように、本県独自の支援ができないものか、伺いをいたします。

また、先ほど申し上げましたように、重点医療機関の指定を受けている医療機関は、感染者受入れの診療報酬の改定に伴い、空き病床確保の補償料が国において増額となっていますが、入院協力医療機関においても感染者受入れの診療報酬が改定されるように国に求めるお考えはないか、知事に御所見をお伺いいたします。

さて、訪問した入院協力医療機関では、赤字が広がる大きな要因としてもう一つおっしゃっていました。それは、新型コロナウイルス感染症患者の入院対応を行う入院協力医療機関であるということが地域に徐々に知られることとなり、風評被害によって入院、外来ともに患者数が大きく減少しているということでありました。私は、この医療機関の関係者に対して、新型コロナウイルス感染症患者の入院対応を行う入院協力医療機関であるということは、安全対策がしっかりできているということでありましたし、逆に入院協力医療機関であるということをおおしく公表し、病院の安全性を売りにするべきではないかということをおっしゃっていました。その医療機関の方も、そういう段階に来ているとおっしゃっていました。

そこで、健康政策部長にお伺いいたします。県が入院協力医療機関を公表し、県が責任を持って入院協力医療機関の安全性をPRすることを考えるべきではないかと思いますが、御所見をお伺いいたします。

次に、がん対策についてお伺いいたします。さて、新型コロナウイルスの感染は、がん対策にも影響を及ぼしています。新型コロナウイルスの拡大を受け、厚生労働省は4月に自治体などが行う健康診断や各種検診に対して、中止や延期の要請を行っています。会場となる医療機関や検診車などで3密が懸念されるためであります。現在は、各地で健康診断が再開されていますが、今年は検診を受ける人が例年より3割以上減少するのではないかとされています。

がんは、早期発見できれば約9割が完治すると言われていています。コロナ禍におけるがん対策の課題は、早期発見の遅れと治療への影響であります。がん細胞が検診で発見できる1センチほどの大きさになるのに10年から30年かかると言われています。そして、その1センチのがんが2センチの大きさになるのに、乳がんを例にとると1年半ほどしかかからないと言われていています。検診機会を逃せば、がんの早期発見が遅れ、がんが進行し、その後の治療や生活にも影響が出ます。毎年本県では約440人の方が、がん検診によってがんが発見されています。もし仮に受診者が3割減れば、約130人のがん発見が遅れる計算になります。

そこで、健康政策部長にお伺いいたしますが、コロナ禍にあって県内における本年度のがん検診の実施状況と、コロナ禍におけるがんの検診率向上のための取組についてお伺いをいたします。

また、感染者を受け入れる医療機関では、がん患者にかかわらず手術を遅らせたり休止するといったこともあると聞きます。そこで、コロ

ナ禍における県立病院への影響と対応について公営企業局長にお伺いをいたします。

次に、がん患者の外見ケアについて伺います。国立がん研究センターによると、現在全国におけるがん患者の5年生存率は、がん全体で66.4%となっており、県内の5年生存率は、がん全体で65.9%となっております。全国、県内ともに1990年代後半から5年生存率は伸び続けています。これは、まさに検診の普及や早期発見技術の進歩、また治療法の確立といった対策の成果によるものと思われま

す。がんは、日本人の2人に1人がかかる国民病と言われる一方で、がんは今や治る病気で、治療と仕事や学業などとの両立も可能な病気となったとも言われています。そして、今後がんが治った人や、治療を受けながら仕事や学業などの社会生活を営む人は、ますます増えると思われま

す。こうした中で、注目をされているのがアピアランスケアであります。アピアランスとは英語で外見という意味であります。がん患者の方は、手術や抗がん剤、放射線などにより、体に傷痕が残ったり、皮膚や爪の色が変わったり、脱毛といった外見に変化が生じることがあります。がん患者や家族にとって治療前とは異なる自分の姿、家族の姿に悩むこともあります。こうした外見の変化に関するがん患者の悩みに対して、医学的、心理的に支援するのがアピアランスケアであります。

そこで、県内におけるアピアランスケアの実態と取組がどのようになっているのか、健康政策部長にお伺いをいたします。

患者にとって外見の変化の中でも脱毛は、職場や学校に通う際のストレスになることが多く、特に子供や若者、女性などへの影響は大きいものがあります。このような中で、医療用ウィッグ、いわゆるかつらなどを装着する方も多くい

ます。しかしながら、ウィッグは健康保険の対象外なので実費で購入しなければならず、経済的負担が大変重いわけであります。最近では、ウィッグの購入費の一部を補助する自治体も全国の中には出てきています。

そこで、がん患者の方が療養生活の質を向上させ、がん治療に前向きに取り組むためにも、県としてウィッグなどの購入に対して支援をしてはどうかと考えますが、健康政策部長の御所見をお伺いいたします。

次に、新型コロナウイルスの後遺症についてお伺いをいたします。感染症によっては、治ればそれほど後遺症に悩まされることのない感染症もあると言われてはいますが、新型コロナウイルスの場合は、退院後に軽度の頭痛や睡眠障害、発熱が続く人もいっているとされています。さらに、息苦しさと酸素吸入が常時必要になったり、腎不全に陥ったりする重篤な症状が残る人もいるようであります。

海外の報告によると、イタリアのある病院では、新型コロナ感染症から回復し退院した患者のうち、全身の倦怠感や息切れなどの呼吸困難、関節痛、胸の痛み、匂いを感じない嗅覚障害など、退院から1か月時点で何らかの症状があった人が約9割に上ったとあります。また、中国の病院の調査では、退院後に患者の約半数で何らかの呼吸機能の異常があったとされています。一方、国内では、どういった後遺症がどの程度起きているのかというデータは示されていません。後遺症の実態や要因、リスクを明らかにすることは、今後の治療や予防につながっていくと思います。

後遺症の実態把握に当たっては課題もあります。退院後に後遺症と思われる症状があっても、軽度であるため、あまり問題視しない人も多いと思われま。こうした人たちに、わざわざ医療機関に出向いてもらって調査に応じてもら

のは容易ではありません。しかし、県としてできるだけ後遺症の実態把握に取り組んでいただき、今後の予防や治療に生かしてもらいたいと思うものであります。

そこで、健康政策部長に、県内における新型コロナウイルス感染者の後遺症の実態と、後遺症の実態把握の取組についてお伺いをいたします。

さて、感染症は細菌やウイルス、カビをはじめとする微生物が動物の体の中に入ることによって引き起こされます。とはいっても、細菌やウイルス、カビなど全てが私たちの体に有害なわけではありません。私たちの生活になくはない細菌や微生物もたくさんあります。一方で、感染症を引き起こす細菌やウイルス、カビといった病原体が人間の体に入って増えることによって、感染した状態となります。しかし、感染したとしても、症状が現れる場合と現れない場合があります。今回の新型コロナウイルスは、人間の体に入ると、人によっては重い肺炎を引き起こし、人を死に至らしめるわけがあります。

さて、人類の歴史を振り返ってみると、人類はまさに感染症との闘いの歴史であります。天然痘は、人類の文明が始まった頃から存在していたと考えられています。古代エジプトのミイラにも天然痘の痕が発見されています。天然痘は人類が撲滅した唯一の感染症であります。1977年の最後の患者までに、20世紀だけでも世界中で3億人の人が天然痘の犠牲になったと言われてはいます。20世紀中の痛ましい全ての戦争による犠牲者数が約1億人ですので、天然痘がいかに恐ろしい感染症であったかが分かります。

14世紀にヨーロッパで大流行したペストは、ヨーロッパをはじめ全世界にまで広がっています。ペスト菌に感染したネズミとその血液を吸ったノミを介して人に感染し、それが人から人に

感染し、世界中で7,000万人の死者が出たと考えられています。特に、ヨーロッパでの死者は3人に1人とも言われています。ペストの大流行は11世紀の末や17世紀にも起こっています。また、1894年香港でもペストの大流行が発生し世界へと広がっています。このときのパンデミックによる死者数は1,000万人に上ったと言われています。

コレラ菌による激しい下痢の症状が見られるコレラの流行は、19世紀の初めにインドから始まり、貿易商や移民によってアメリカやヨーロッパにも拡大しています。コレラ菌は主に水を介して人に伝わり、19世紀から20世紀にかけて合計6回にわたり世界で流行し、350万人以上の人々が亡くなっています。

1918年から1920年までに世界各地で死者を出したスペイン風邪、今のインフルエンザでありますけれども、世界中で5億人が感染したと言われています。これは当時の世界の人口の3分の1に相当し、世界で4,000万人以上の死者が出ています。死者数の99%が65歳以下で、死者の多くが15歳から35歳以下の若者であったといえます。

1976年、初めてエボラウイルスが猛威を振るったアフリカのコンゴでは、318人が感染し280人の死亡が確認されています。実に感染者の9割が死亡したことになります。その後もエボラウイルスは度々猛威を振るい、2014年の西アフリカにおける流行では約2万8,500人が感染し、そのうちの約4割に当たる約1万1,300人が死亡しています。このほかにもSARSやMERSなど、人類は数々の感染症と闘ってきました。

そして、今回の新型コロナウイルスによる世界的大流行であります。現在、世界中で約3,300万人の感染が確認され、死者は100万人に達しています。日本では、一昨日までに8万3,010人が感染し、1,564人が死亡しています。今回の新型

コロナウイルスは、中国の武漢市が発生源となったと考えられ、コウモリなどの野生動物がウイルスの感染源ではないかと言われています。

自然界には、野生動物に由来する未知のウイルスが約170万種あると推定されています。そして、人に感染するウイルスの6割以上が野生動物を感染源としていると言われています。このような中で、パンデミックを引き起こすようなウイルス感染症がいつどこで起こっても不思議ではありませんし、高知県内が発生源となる可能性もゼロではありません。

そこで、健康政策部長に伺いますが、万が一、本県がウイルス感染症の発生源となってしまうことも想定しているのか、ウイルス感染症の発生源となったときの対応は考えているのか、お伺いをいたします。

次に、不育症について伺います。

不妊症は、妊娠を希望しても妊娠しないことであります。一方、不育症は、妊娠はするけれども流産や死産などを繰り返し、結果的に子供が持てないことであります。菅首相は、少子化対策として不妊治療の保険適用の拡大を実現するとしています。現在、保険適用されている不妊治療としては、ホルモン検査、精液検査などの検査や排卵誘発の注射など、主に一般的によく行われる初期の不妊治療などに対して保険が適用されることになっていますが、体外受精や顕微授精は保険適用になっていません。今後、何が保険適用されるかについては検討されていくことと思いますので、大いに期待しながらも状況を見守っていきたいと思います。

現在、高知県としては、不妊で悩む夫婦に対して、体外受精や顕微授精など不妊治療にかかる費用の一部を助成する制度をつくり、経済的な負担軽減の取組を行っています。また、市町村においても負担軽減の助成制度をつくっている自治体もあります。このように、不妊症につ

いては一部の保険適用や助成制度など、国や県、市町村による経済的な支援が行われております。

一方で、不育症に関する経済的な負担軽減の支援策はといいますと、一部の検査などに保険適用があるだけで、不育症に対する助成制度などは本県としてもつくっておりません。厚生労働省によると、不育症は年間3万人が発症するとされています。その原因は、胎児の染色体異常や、胎盤の血液が固まって流れにくくなる抗リン脂質抗体症候群などが挙げられています。

不育症は、適切な検査と治療を行えば、8割以上が出産までたどり着くことができると言われています。不育症は、不妊症に比べるとまだまだ社会的に知られていないのが実情で、病気の性質上、なかなかほかの人に相談できずに精神的に孤独になってしまったり、適切な治療に結びつく情報を得られないで苦しむ女性も少なくありません。不育症で心身ともに苦しむ女性に、適切な情報と治療を提供することが欠かせません。不育症について適切な情報提供と助成制度の必要性を感じるところであります。

そこで、健康政策部長にお伺いいたします。現在の県内における不育症の実態がどのようになっているのか、また今後不育症についての情報提供を県としてどのように行っていくのか、そして不育症に対する助成制度を県としてつくってはどうかと考えますが、御所見をお伺いいたします。

次に、地産外商公社とアンテナショップまるごと高知についてお伺いいたします。

県は、平成21年に地産外商公社を設立し、県外市場への販路拡大を進めてきたところであります。さらに、翌年の平成22年には首都圏での外商の拠点となるアンテナショップまるごと高知を開設し、今年で10周年を迎えました。この間、地産外商につながる商品が数多く生み出され、販路の拡大がなされてきたところであります。

す。まるごと高知で取り扱う商品は、当初の年間約1,400商品だったものが、最近では約2,500商品にまで増え、売上げも平成25年から7年連続で年間4億円という目標も達成しています。

また、地産外商公社が支援した外商の成約金額も、平成23年度の3億4,000万円から令和元年度には46億3,800万円と大きく増加してきております。

このように地産外商公社とまるごと高知は、まさに官民協働の地産外商のプラットフォームとして大きな役割を果たし、成果を上げてきたところであります。しかしながら、今回の新型コロナウイルス感染拡大という波は、地産外商公社の活動及びまるごと高知の売上げにも大きな影響を及ぼしています。

そこで、産業振興推進部長にお伺いいたしますが、今回の新型コロナウイルス感染拡大による地産外商公社とアンテナショップまるごと高知への影響と、今後の再度浮揚に向けた取組についてお聞きをいたします。

次に、新食肉センターについてお伺いをいたします。

新しい食肉センターは、本県の畜産振興にとって重要な施設であります。昨年、県、JAグループ、食肉事業組合の3者で新しい高知県食肉センター株式会社を立ち上げ、現在建設、操業開始に向けて実施設計が進められているところであります。この実施設計につきましては、昨年費用を負担する市町村との調整に時間が必要であったことなどから、本年度にずれ込んでいるということでもあります。また、本年度に入ってから、新型コロナウイルス感染症の影響や、新食肉センターの運営シミュレーションの検証、検討に時間がかかったことから、実施設計の完了及び建設工事の完了時期が、さらにずれ込む見通しになるということでもあります。

そこで、農業振興部長に、新食肉センター操

業開始に向けての改めてのスケジュールと、操業開始がずれ込むことによる本県の畜産振興への影響についてお伺いしたいと思います。

食肉センターの食肉処理において、衛生面で心配されることは、食肉を処理する上で排出される汚水の問題であります。特に地域住民にとっては大きな関心事であります。

そこで、新食肉センターの汚水処理の対策には万全を期した取組がなされると思いますが、新食肉センターの汚水処理の安全性の担保について農業振興部長にお伺いをいたしまして、第1問といたします。

(知事濱田省司君登壇)

○知事(濱田省司君) 西森議員の御質問にお答えをいたします。

まず、安倍政権への評価と菅政権に最も期待することについてお尋ねがございました。

第2次安倍内閣は、国内外の様々な課題に対しまして、政策を力強く推し進め、着実に成果を上げてこられたものと評価をいたしております。議員のお話にもありましたように、アベノミクスによる経済の回復や国土強靱化の推進、全世代型社会保障の実現に向けました消費税率引上げ、これらは大きな成果であったというふうに考えます。このほか、教育改革についても総理がリーダーシップを発揮され、積極的に推進をしてこられました。また、国際社会において日本の存在感を高めたことも、外交面での大きな成果だというふうに考えております。

本県におきましても、アベノミクスや地方創生の取組は、産業振興計画の大きな後押しとなりました。また、南海トラフ地震対策をはじめといたします防災・減災対策の取組につきましても、国の施策を最大限活用することで大幅に進んできております。さらには、教育大綱の策定や総合教育会議を通じまして教育委員会との連携が進みまして、本県の子供たちの学力向上

などの成果にもつながっていると考えております。

安倍政権を引き継ぎまして先日発足いたしました菅内閣では、新型コロナウイルスへの対処をはじめといたしまして、経済の再生、地方の活性化などの諸課題に取り組む方針が閣議決定をされました。私が新内閣に最も期待いたしますのは、地方とのパートナーシップを重視しながら、こうした喫緊の諸課題に真正面から取り組んでいただくということでありまして、地方創生や国土強靱化といった安倍政権の施策を継承し、さらに発展をさせ、地方の取組を力強く後押ししていただくことを期待いたしております。

また、今後は政府におきまして、来年度当初予算編成が本格化いたしますとともに、行政のデジタル化といった施策も具体化をしてまいります。本県といたしましても、こうした国の施策を最大限に活用いたしまして、県勢浮揚に向けた取組を積極果敢に進めてまいります。

次に、デジタル化に関連いたしまして、市町村や企業あるいは個人レベルにおきます、いわゆるデジタルディバイドの解決についてお尋ねがございました。

まず、市町村につきましては、ワンストップ相談窓口の設置や県からの個別訪問あるいは県主催の研修などを実施いたしております。これに加えまして、今後は電子申請、ウェブ会議など県が導入をいたしますシステムを市町村と共同で利用可能なものといたしまして、各市町村の開発から調達に係る事務負担の軽減を図ってまいります。

次に、中小企業や小規模事業者の方々のデジタル化を推進するためには、何よりも経営者の方々の理解、そしてデジタル化に現実に取り組みます人材を社内に育成すること、こういったことが重要であるというふうに考えております。

そのために、まず日頃から経営者の方々に接

する機会が多い商工会の経営指導員などを対象といたしまして、デジタル化のメリットを理解していただくための講座を新設することといたしております。その上で、この講座の受講者から経営者に対しまして、デジタル化に取り組む必要性、意義を伝えていただくことで、経営者のデジタル化への知識や理解の浸透を図ってまいります。また、実践的な知識や技術を学ぶ講座を開催いたしまして、社内のデジタル化を推進する人材の育成にも取り組んでまいります。

これらに加えまして、今議会に予算をお諮りしておりますデジタル化のモデル事例を創出する事業を通じて得られましたノウハウを、幅広く県内の企業に横展開していけるよう努めてまいります。

次に、高齢者の方々をはじめといたしまして、デジタル技術に不慣れなの方々に対しましては、デジタル化による県の業務負担の軽減効果、こういったものを生かしながら、県としての丁寧な支援を心がけたいというふうに考えております。また、技術面からも、手書き書類を電子化する機器や音声読み上げソフトの導入などによりまして、デジタルディバイドの是正に配慮してまいります。

このように、規模や年齢にかかわらず、あらゆる企業や個人などがデジタル技術の恩恵を享受できるよう、引き続き取り組んでまいります。

次に、デジタル化の推進に向けました県の組織体制の充実についてお尋ねがございました。

本県におきますデジタル化の推進につきましては、議員からお話ございました行政サービスデジタル化推進計画に沿って取組を進めているところであります。この計画におきましては、デジタル技術を活用した行政事務の抜本的な効率化、県民サービスの向上、そして課題解決や産業振興につなげるということを基本方針といたしております。

計画の推進に当たりましては、庁内に行政サービスデジタル化推進会議を設置いたしまして、取組目標の設定や進捗管理を全庁的に行っております。その内容は、RPAなど事務の効率化あるいは各基本政策におきますデジタル技術の活用状況の確認など、実務的なものが多いということがございまして、現在のところは私を会長といたしておりますけれども、構成員といたしましては、各部局の副部長級を充てているという構成となっております。

しかし、今般コロナ禍を契機とした社会構造の変化によりまして、社会のあらゆる分野でデジタル化が新たな標準となってまいるという状況でございます。この変化に対応するため、まずは今年度中にただいま申し上げましたデジタル化の推進計画を改定してまいります。また、計画改定後、来年度からは、ただいま申し上げました推進会議を部局長級で構成をいたします本部会議に昇格させ、県の推進体制を強化いたしまして、全庁的な取組を一層加速してまいりたいと考えております。このための具体的な組織あるいは職員体制につきましては、デジタル庁の創設など国の動向にも左右されますので、この動向も注視をいたしながら、来年度に向けましてしっかりと検討してまいります。

次に、コロナウイルス感染症対策に関しまして、障害者施設などの職員や入所者を対象といたしました一斉検査への支援などについてお尋ねがございました。

障害者施設などでのクラスターの発生を防ぐためには、職員や入所者の感染が疑われる状況を早期に把握いたしまして、診察や検査につなぐことが重要となります。こうしたことから、医療機関に御協力をいただきまして、検査協力医療機関によります新たな診療・検査体制を構築し、より速やかな検査の実施に向けた取組を進めているところでございます。

お話のありました施設関係者のPCR検査を行う場合、入所系施設で県内で申しますと2万2,000人が対象となるということでございますので、協力医療機関あるいは民間検査機関の処理能力との関係で、なかなかこの2万2,000人という規模は難しいという現実がございます。

また、費用面でも仮に1人当たりの検査費用を3万円として試算いたしますと、1回当たり6億6,000万円の予算が必要となるということでございまして、この辺も大きな課題であると思えます。さらに、検査結果が陰性であったとしたしましても、その後も継続して陰性であり続けるかの保証もあるわけではないということですので、定期的な検査を行うとしても、頻度によりましては財政的な負担も非常に莫大なものになってしまうと、こういうことはございます。こうしたことから、施設入所者の方々あるいは介護職員などに対します一斉の定期的な検査の実施を支援していくということは、現実的にはなかなか難しいのではないかと考えております。

こうした中ではございますけれども、去る9月15日に新型コロナウイルス感染症に関する検査体制の拡充に向けました新たな指針が国から示されております。これによりまして、いわゆる行政検査におきまして、医療機関のみならず高齢者の施設などにおきましても、感染者が多数発生している地域などでは、この入所者あるいは職員などにつきまして、言わば一斉・定期的な検査の実施を行うようお願いしたいとの要請がございまして、これに要する費用については国も半分負担をしていくと、こういうような指針が示されております。

こうした指針を踏まえまして、県といたしましては、周辺で多数の感染者が発生した、あるいはクラスターが発生したというような場合には、この施設の職員あるいは入所者全員を対象に積極的に行政検査を行いまして、施設におき

ます感染の蔓延防止を図ってまいりたいというふうに考えているところでございます。

また一方で、社会福祉施設には十分な感染防止対策を前提としたサービスの継続的な提供が求められているわけでございます。県といたしましては、引き続きオンライン面会のための機器の導入といった、施設の感染防止のための環境整備などをしっかりと支援し、職員や利用者の安全・安心の確保に努めてまいります。

次に、空床補償につきまして、本県独自の支援ができないかというお尋ねがございました。

現在、県内では13の医療機関におきまして、計192床を新型コロナウイルス感染症の入院のために準備していただいております。この点は御指摘あったとおりでございます。このうち、フェーズに応じまして病棟全体を新型コロナウイルス感染症対応とする医療機関を重点医療機関という形で位置づけまして、高知医療センターを含めまして5か所を指定いたしているところでございます。

議員のお話にございました、段階的に確保病床を増やしていく医療機関につきましては、病棟全体を確保するまでは、重点医療機関としての人員とか体制が必要ないということでもありますので、病棟全体に至るまでの間は一般の入院協力医療機関の単価で支払うという空床補償のルールになっております。したがいまして、当然でございますが、患者数が増えまして病棟全体をコロナのために確保するという事になった場合には、単価は重点医療機関の単価に引き上げられると、こういう仕組みになっているわけでございます。

この空床確保料の単価につきましては、単に患者を受け入れるという事実のみに着目しているわけではございませんで、入院医療機関の機能に応じまして、受入れを想定しております患者の重症度あるいは必要となります人員体制、

こういったものを考慮しまして、これに応じて一定のランクを設けた上で、これらは全国一律の基準として設定をされたものというふうに理解しております。したがって、患者の重症度ですとか要求される人員体制に関係なしに、県独自で単価を上乗せするという事は趣旨を損ないますので、適切ではないというふうに考えております。

一方、今回国の予備費の充当によりまして、重点医療機関の単価は引き上げられたわけですが、一般の入院協力医療機関の単価は据え置かれたというのは、これは御指摘あったとおりでございます。

このため、県といたしましては、新型コロナウイルス感染症患者の受入れ体制の確保という観点に立ちまして、一般の入院協力医療機関につきましても相応の単価の引上げが行われるように、国に対して提言を行っております。あわせて、この患者の受入れの有無にかかわらず、受診控えなどによりまして経営状況が悪化している医療機関に対しましては、さらなる支援が求められると考えておりまして、この点についても国において引き続き検討し、実施をしていただけるよう要請をしております。

最後に、入院協力医療機関におきます入院患者の診療報酬の改定を国に求める考えがないかについてお尋ねがございました。

これまで新型コロナウイルス感染症の入院に関する診療報酬は、高度な集中治療や手厚い人員配置が必要な重点医療機関や重症・中等症患者に対するものを中心に増額をされてまいりました。他方、本県におきましては、軽症ではありますが、特定の入院医療機関に患者が集中しないように、重点医療機関と入院協力医療機関が役割分担をしながら、入院患者を受け入れていただいているというのが現実であります。そのため、重点医療機関以外の入院協力医療機関

でありまして、通常よりも手厚い人員配置が必要でございますから、重点医療機関並みとまでは言わないまでも、それなりの相応の診療報酬の増額を図っていただきたいというのが県としての立場でございます。

そこで、先般本県単独の政策提言といたしまして、地方の意見にも配慮いたしました診療報酬の引上げなど、医療機関の経営悪化に歯止めをかけるべく追加の支援を行うことを、国に対して提言をいたしたところでございます。今後とも機会を捉えまして、国に対して訴えてまいりたいと考えております。

私からは以上でございます。

(総務部長君塚明宏君登壇)

○総務部長(君塚明宏君) 高知県行政サービスデジタル化推進計画の進め方についてお尋ねがございました。

推進計画の取組につきましては、先ほど知事からの答弁にもありましたように、行政サービスデジタル化推進会議により進捗管理を行っております。今年度は3回の開催を予定しておりまして、7月30日に開催しました第1回推進会議においては、各取組の目標を明確化し具体的に進めるため、KPIを設定したところでございます。

議員のお話にもありましたように、この推進計画は、新型コロナウイルス感染拡大の前から策定に取り組んできたものであります。現計画の冒頭の記述に、デジタル化が急速に進行し、いわゆるゲームチェンジが起きつつあるとあるように、現計画は本県のこれまでの行政事務や各種施策をデジタル化の潮流に乗り、あるいは先取りしてバージョンアップしていく、こういった発想に立っているものであります。

しかし、今回のコロナ禍は、ウェブ会議やテレワークの急速な普及、非接触型のビジネスモデルへの転換など、あらゆる分野の社会経済活動に変化をもたらしました。これによりまして

業務の内容や進め方そのものが、デジタル化を前提とした大きな変化を求められることとなっております。そこで、この変化に対応していくため、計画自体についても大幅に見直し、改定を行うことが必要であると認識しております。

今後、年度内を目途に計画の改定作業を進めてまいります。さらに、計画を改定した後も、各取組のKPIを確実に達成できるよう、体制を強化しました推進本部において進捗管理を行いながら、迅速に取組を進めますとともに、国の動向や社会情勢の変化を踏まえまして、毎年度計画のバージョンアップを行ってまいります。

(健康政策部長鎌倉昭浩君登壇)

○健康政策部長(鎌倉昭浩君) まず、検査協力医療機関におけるPCR検査の流れと、検体採取時及び検体輸送体制の安全性についてお尋ねがございました。

検査協力医療機関において、医師が検査が必要と判断した場合には、当該医療機関で直ちに検体を採取します。そして、自らの医療機関で検査を行うことができる場合には検査を行い、できない場合は採取した検体を民間検査会社へ輸送または民間検査会社が回収し、検査につなげます。検査協力医療機関では、診察時間帯を区別したり、車のドア越しでの検体採取といった一般患者との動線分離を行うなど、必要な院内感染対策を行っており、安心して受診できる体制を整えています。

また、新型コロナウイルス感染症が疑われる受診者には、他の患者との接触がないよう、必ずあらかじめ電話で予約して受診することをお願いしておりますし、PCR検査のための検体採取を行う際には、医師等が感染防止のため個人防護具を装着の上、国のマニュアルに示されている手順に沿って行うこととしています。一方、採取した検体を民間検査会社へ届けるには、主にゆうパックを利用して輸送します。その際、

国の、病原体等の包装・運搬講習会を受講した各医療機関包装責任者の確認の下、国のマニュアルに示されているとおりに三重に梱包した上で発送することにより、安全性を確保しています。

次に、検査協力医療機関やそうでない医療機関からの反応と現状や受け止め、検査協力医療機関での診療の安全性のPRについてお尋ねがございました。

まず、検査協力医療機関からの反応としましては、当初懸念していた検査希望者が集中し混乱が起きたという声は聞いておりませんが、検査協力医療機関への経営上のインセンティブがない、来院者が減り経営が立ち行かなくなるのではないかとの御意見をいただいています。そのため、国が予備費を活用して直接行うこととしている検査協力医療機関が外来診療・検査体制を確保するための補助事業をしっかりと情報提供するなど、引き続き寄り添った支援をしてまいります。

一方、検査協力医療機関となっていない医療機関からは、建物の構造上、動線をどのように分けたらよいか分からない、人員体制が十分でないといった声が寄せられています。現在、検査協力医療機関は113か所となり、地域のクリニックから中核病院まで県内全域に偏りなく分布していますが、インフルエンザの同時流行の可能性を踏まえると、さらに多くの医療機関に参加していただきたいと考えています。

引き続き、地域の医師会の御協力を得て各圏域で説明会を開催するなどして、地域の医療機関の理解を得てまいります。あわせまして、検査協力医療機関では、診療時間帯の区別や、車のドア越しでの検体採取により動線分離を行うなど、新型コロナウイルス以外の症状で受診される方が安心して受診できるよう、必要な感染対策が行われていますので、そのことも県の広

報媒体等を通じてしっかりとPRをしてまいります。

次に、保険薬局に勤務する職員に対する慰労金の支給対象について、また保険薬局に対する給付に係る周知についてお尋ねがございました。関連しますので、併せてお答えさせていただきます。

国の新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金交付事業では、感染すると重症化するリスクが高い患者との接触を伴いながら、継続して必要な業務を提供し、相当程度心身に負担がかかる中、強い使命感を持って業務に従事しているということで、医療機関などの医療従事者等を対象に慰労金を給付することとしています。この医療従事者等というのは、直接感染患者の治療に当たる医師や看護師に限らず、対象は医療機関内で幅広く捉えて差し支えないとされています。

一方、現在医薬分業率は70%を超えており、発熱等で医療機関を訪れた患者の多くは、受診後に院外の保険薬局でお薬の交付を受けています。こうした医療保険制度の中の一連の患者の受診行動を踏まえると、保険薬局に勤務する医療従事者等については、医療機関などの従事者と同等の感染リスクの中で勤務していると考えられることから、国の慰労金と同様の支援を行う必要があるものと判断し、県単独の慰労金の給付を行いたいと考えているところでございます。

また、保険薬局への周知につきましては、県から直接、県下に376ある全保険薬局に対して、慰労金給付の申請書とともに記載方法などをお示しした手続に関する書類を郵送いたします。あわせて、県のホームページに掲載するとともに、高知県薬剤師会にも御協力をいただいて、しっかりと周知をしていきたいと考えています。

次に、医療機関の新型コロナウイルスの影響

による経営実態と経営支援についてお尋ねがございました。

新型コロナウイルス感染症患者を受け入れている医療機関や県内全ての医療機関の経営状況は十分把握できていませんが、感染症指定医療機関である高知医療センター及び幡多けんみん病院における医業収益で見ますと、4月、5月に前年同月比で大きく落ち込み、6月以降はやや持ち直しているものの、新たな患者発生があった7月は若干落ち込んでいるという状況でございます。

具体的には、確定値ではございませんが、本年4月から7月までの前年同期と比較した入院及び外来の収益は、医療センターで9.4%に当たる約5億7,500万円の減、幡多けんみん病院も同じく9.4%に当たる約1億9,800万円の減となると見込まれます。また、国民健康保険及び後期高齢者医療制度における県内の医療機関全体の診療報酬請求額は、医科では入院はおおむね横ばいですが、入院外は前年同月比で4月は10.8%減、5月は12.8%減と、新型コロナウイルス感染症による受診控えの影響が出ているものと受け止めています。歯科については、4月が20.1%減、5月が19.9%減と、より大きな影響が生じているところです。

これらは医療センターや幡多けんみん病院、国民健康保険や後期高齢者医療制度といった対象に限った現象ではなく、おおむね県下全ての医療機関に当てはまり、規模の大小はあれ、それぞれ大きく影響を受けているものと認識をしています。こうした新型コロナウイルス感染症による経営影響に対しては、国の新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金を活用し、これまでに病床確保にかかる費用や、感染対策のための設備整備などへの支援として約43億円を計上するとともに、今回の9月補正予算案でも約46億円の追加支援を提案しています。

ただ、これらの支援を行っても、なお多くの医療機関において受診控えなどによる経営環境は厳しい状況にありますことから、全国知事会として緊急提言を行っておりますし、先ほど濱田知事が御答弁しましたように、先般知事から国に対して、医療機関の経営悪化に歯止めをかけるべく追加の支援を行うことを県単独で政策提言したところでございます。引き続き、国に対して知事会等とも連携しながら、しっかりした支援が行えるよう働きかけてまいります。

次に、入院協力医療機関名の公表についてお尋ねがございました。

現在、本県では、感染症指定医療機関2施設、入院協力医療機関11施設の計13施設において、新型コロナウイルス感染症患者の入院医療をお願いしています。このうち、感染症指定医療機関である高知医療センター及び幡多けんみん病院以外の11の入院協力医療機関については、名称を公表することにより、職員などへの誹謗中傷や患者の受診控えなどの不利益が生じるおそれがあることから、これまで非公表としており、これは他の多くの都道府県も同様でございます。

一方、入院協力医療機関は、議員のお話にありましたように、新型コロナウイルス感染症の入院患者に対応する区域や動線を一般患者のものと明確に分離するなど、十分な感染予防対策を講じており、一般の入院患者や外来で来られた方も安心して受診できる体制が取られています。入院協力医療機関の中には、議会などで新型コロナウイルス感染症患者への対応実績や感染対策等について公表している自治体立病院がある一方で、やはり風評被害のおそれなどを念頭に、自ら公表することには戸惑いのある民間医療機関が多いなど、医療機関ごとに状況が異なります。

したがって、現時点では県が強力に旗を振って入院協力医療機関の名称を一律に公表するこ

とは考えておりませんが、それぞれの医療機関に名称の公表についてのお考えをお伺いして、協力していただいている医療機関の意向も踏まえながら、今後の対応を検討してまいります。

次に、がん検診の実施状況と検診率向上の取組についてお尋ねがございました。

今年度のがん検診については、国の緊急事態宣言に伴い、4月16日から5月19日までの間は検診を中止していましたが、5月20日に必要な感染防止対策を行った上で検診を再開するよう市町村や医療機関に通知し、現在は検診を実施しています。検診の中止や感染を恐れての受診控えの影響で、現時点で昨年の同期に比べて受診者数は減少していますが、今後の検診について、市町村と検診機関である高知県総合保健協会が日程を調整し、検診日程を追加するなどして、昨年度実際に受診された人数以上に受診できるだけの検診実施枠を確保することができました。

また、検診率向上に向けては、例年どおり県においてテレビや新聞等を活用して広報、啓発を行う予定ですが、今年度は特に検診会場では十分な感染対策を行っているということをお伝えし、検診の受診を呼びかけてまいりたいと思います。

次に、アピアランスケアの実態と取組について、またがん患者の方へのウィッグなどの購入に対する支援についてお尋ねがございました。関連しますので、併せてお答えをさせていただきます。

まず、アピアランスケアの取組については、県が設置しているがん相談窓口、がん相談センターこうちにおいて、副作用の相談に関連してウィッグの情報を提供するとともに、平成25年から、患者さんが使わなくなったウィッグを提供いただき、貸出しする取組も行っています。

また、がん診療連携拠点病院である高知大学

医学部附属病院や高知医療センター、幡多けんみん病院に設置されているがん相談センターにおいても、アピアランスケアの相談に対応しています。具体的には、国立がん研究センターの、がん患者のための外見ケアに関する研修を修了した専門の医療スタッフが治療や相談に対応し、ウィッグなどの情報提供を行うとともに、定期的に乳がん患者さんが集まるサロンでは補正下着等の情報提供も行っています。

一方、ウィッグなどの購入への支援については、今年度他県が実施した調査の結果によりますと、ウィッグ購入費用の助成を行っている都道府県は13県あり、そのうちウィッグ以外の補正下着や人工乳房等も助成対象としているところは8県となっています。本県としましても、他県の助成状況などを参考にしながら、がんと闘っている患者さんが自分らしい生活を送ることができるための支援について研究してまいりたいと考えています。

次に、新型コロナウイルス感染者の後遺症の実態と実態把握の取組についてお尋ねがありました。

本県では、今までに133人の方が症状が消失して退院をされています。退院後4週間は、保健所が電話で体調を確認したり、症状の出現等心配なことがある場合に保健所に連絡をいただくようにしており、後遺症の有無も含め退院後の状況を全数把握して必要に応じて対応しています。

今までの退院した患者さんの中には、味覚障害や倦怠感が続いたり、関節痛等の症状があった方、精神面で不調を訴えられた方が合わせて26人いらっしゃり、退院後4週間経過した時点で、その状況が継続していた方は7人でございます。また、身体面の後遺症だけでなく、精神的な不安感を持たれている方もおり、専門の相談窓口を紹介するなど、必要に応じた対応をし

てまいりました。

国においても、新型コロナウイルス感染症の後遺症の実態を重視し、8月から治療中の重症者、軽症者それぞれ2,000人を対象に調査を開始していることを聞いていますので、国からの情報も得ながら、さらに県内感染者の退院後のフォロー体制を整えてまいります。

次に、本県がウイルス感染症の発生源となったときの対応についてお尋ねがございました。

感染症は、一たび発生して拡大すれば、個人の健康のみならず社会全体に深刻な影響を及ぼすおそれがあり、新たなウイルス感染症の発生源が確認された場合の感染拡大防止対策においては、初動体制が非常に重要です。新たな感染症と疑われる症例の報告があったときは、高知県感染症予防計画に基づき、直ちに厚生労働省にその旨を報告します。また、国と緊密に連携しつつ、感染症の発生状況や原因の調査を進め、蔓延の防止を図ってまいります。

最後に、県内の不育症の実態と今後の情報提供、そして不育症に対する助成制度創設についてお尋ねがございました。

不育症とは、2回以上の流産、死産を繰り返す場合を言い、夫婦の染色体異常や凝固異常などのリスク因子が認められることがある一方、原因が分からない場合も少なくありません。県内の不育症につきましては、実態の把握ができておらず、国の研究班の調査結果を基に、単純に高知県の人口に割合を乗じてみますと、約140人いらっしゃるかと推計されます。

不育症に悩む方に対しては、正確な情報を提供するとともに、流産や死産を繰り返す苦しみ等による心理面での相談や、不育症に関する医学的な相談等を行っていくことが重要と考えております。そのため県では、平成24年度から高知医療センターに設置した不妊専門相談センター「ここから相談室」において、不妊症看護

認定看護師が、不妊に関する医学的、専門的な相談や不妊による身体や心の悩みに加えて、不育症に関しても専門相談や情報提供などを行っているところです。また、産婦人科医療施設の医師、助産師、看護師や市町村保健師等を対象として、昨年度は不妊症及び不育症を取り上げた研修会も実施をいたしました。

一方、助成制度につきましては、国の責任において全国一律の制度を構築していただくよう、不育症の原因究明、治療法の確立並びに切れ目のないサポートのための検査費及び治療費について、全国知事会を通じて国に助成制度の創設を提言してきています。これからも引き続き全国での実施が実現するよう提言を行ってまいります。

(地域福祉部長福留利也君登壇)

○**地域福祉部長(福留利也君)** あったかふれあいセンター職員に対する慰労金の支給対象について、また対象者に漏れなく行き渡るよう制度の周知についてお尋ねがございました。関連しますので、併せてお答えします。

あったかふれあいセンターは、既存の制度サービスの枠組みによらず、年齢や障害の有無にかかわらず、誰もが1か所で必要なサービスを受けられる本県独自の地域福祉の拠点として、意図的、政策的に整備を進めてきました。

現在、31市町村において51拠点、242サテライトが整備され、中山間地域における介護サービス等を補完する施設として、集い機能を中心に介護サービス事業所と同等の機能を有する施設として定着しております。利用者のうち、重症化リスクが高いとされている高齢者及び障害児・者の利用割合は平均で約87%であり、センターでは最大限の感染症対策を行いつつ、必要なサービスを提供している状況であります。

しかしながら、本県独自の施策であり、国の介護サービス事業所等に勤務する職員に対する

慰労金制度の対象となっていないことから、国の制度に準じた慰労金制度を創設することとし、本議会に関連する予算の提案をさせていただいております。

また、本制度の周知につきましては、慰労金の対象となる方に漏れなく行き届くよう、申請マニュアル等を作成し、事業実施主体となる市町村や受託事業者に関し個別に説明を行うなど、周知徹底を図ってまいります。

(公営企業局長橋口欣二君登壇)

○**公営企業局長(橋口欣二君)** コロナ禍における県立病院での手術に関する影響と対応についてお尋ねがございました。

県立病院では、県内で陽性患者が発生した2月末から、院内での感染が広がることを防止するため、電話での再診や薬の処方、手術のための予定入院の延期などの対応を取ってまいりました。入院の延期をしたものは、緊急性を伴わない胆石やヘルニア、良性腫瘍などのケースであり、進行性のあるがんの手術を延期した事例はありません。

6月からは通常の対応に戻しておりますが、全体的な患者数の減少もあって、4月から8月までの5か月間の手術件数の累計は、昨年と比べてあき総合病院で3%の減少、幡多けんみん病院では15%の減少となっております。両県立病院はそれぞれ地域の医療を支える中核病院であり、コロナ禍にありましても高度医療、急性期医療を担う責務がございます。引き続き、感染防止対策の徹底を図りながら必要な医療提供に努めてまいります。

(産業振興推進部長井上浩之君登壇)

○**産業振興推進部長(井上浩之君)** コロナ禍による地産外商公社及びまるごと高知への影響と、今後の浮揚に向けた取組についてお尋ねがありました。

まず、地産外商公社の外商活動は、食品の展

示・商談会が軒並み中止や延期となることに加え、対面での営業活動が自粛を余儀なくされるなど、リアルな商談機会が制限されている状況にあります。また、まるごと高知につきましては、国の緊急事態宣言を受けた4月、5月の休業に加え、その後も続く銀座の客足の鈍化などによりまして、8月までの売上げが、昨年度の売上げが過去最高であったということもありますけれども、物販は対前年度比53%の減、飲食は70%の減と、大きな影響を受けております。

こうした状況の中、今後の浮揚に向けては、ウイズコロナを前提に取り組んでいかなければならないと考えております。まず、外商活動につきましては、この10年間で培った公社の人脈を生かし、オンライン商談会の開催に積極的に取り組んでいるところであります。今後、オンライン商談を効果的に実施するためのマニュアルの作成やセミナーの開催も行っておりまして、さらに、県内事業者のネット販売の支援や、内食のニーズに対応した保存性の高い商品の開発を支援するとともに、売上げが比較的好調な住宅地近郊の量販店などの新しい販路の開拓も進めてまいりたいと考えております。

また、まるごと高知につきましては、昼間の客足は徐々に戻りつつあり、物販は直近、先日までですけれども、9月の売上げが前年度比80%までに回復をしております。一方、飲食につきましては、ランチは前年同期比83%までに回復をしておりますけれども、ディナーについては前年度比43%と、依然厳しい状況が続いております。このため、ディナーへの定食メニューや低価格のセットメニューの導入などに既に取り組んできておるところでございます。

全国的に飲食店の売上げが落ち込む中、感染が収束しても、7割程度しか客は戻らないという業界の厳しい見通しも示されております。こうした見通しを打破すべく、まずはランチ、ディ

ナーを合わせた売上げが前年度の7割を超えるということを目指しまして、店舗と共に様々な工夫を行うとともに、仮に7割でとどまっても利益がしっかりと生み出せるように、コスト面での見直しも同時に進めていきたいと考えております。

加えて、まるごと高知の本来の機能であります情報発信の拠点としてのレストランの活用、例えば観光のプロモーションやミニ商談会、県産食材の賞味会の開催などの活用を増やすことで、アンテナショップとしての存在価値をさらに高めてまいりたいと考えております。

(農業振興部長西岡幸生君登壇)

○農業振興部長(西岡幸生君) まず、高知市の新食肉センター操業開始までのスケジュールと、操業開始がずれ込むことによる畜産振興への影響についてお尋ねがございました。

新食肉センターにつきましては、令和4年度当初の操業開始を見込んでおりましたが、議員からお話がありましたように、新型コロナウイルス感染症の影響による実施設計の遅れや、運営シミュレーションの検証に時間を要しましたことから、現時点では操業開始は約7か月遅れの予定となっております。

今後の新食肉センターの整備スケジュールにつきましては、現施設を稼働させながら、まずは汚水処理施設や受水槽などの関連施設を現在地の空きスペースに建設し、その後牛の屠畜や加工処理を行う本体棟を建設することとしております。

現在、先行する汚水処理施設等の機械設備や建築工事及び本体棟の機械設備の入札公告を行っており、今月中に工事に着手する予定です。また、本体棟の建築工事につきましては、現在実施設計を行っており、令和3年5月頃に工事に着手し、令和4年10月頃の完成を目指しております。

操業開始の遅れによる本県の畜産振興への影響につきましては、現施設を稼働しながらの食肉センターの整備でありますことから、大きな影響はないものと考えております。県としましては、新食肉センターの着実な整備を進められますよう、整備主体であります高知県食肉センター株式会社をしっかりと支援してまいります。

次に、新食肉センターにおける汚水処理の安全性の担保についてお尋ねがございました。

食肉センターの排水につきましては、現施設の汚水処理施設では、処理した水を河川へ放流しておりますが、新たに整備する施設では、一旦処理した水を下水道に排水することになります。下水道へ排水された処理水は、高知市の下知水再生センターと高須浄化センターで処理され、河川に放流されることとなります。

なお、下水道への排水につきましては、高知市の定める水質基準を満たす必要があるため、新施設の工事仕様書にはその処理能力を有する施設とすることが定められ、高知県食肉センター株式会社が入札公告を行っております。

また、施工業者が確実に工事を遂行する能力があるかを確認するため、同種の汚水処理施設の施工実績があることを入札参加資格にしております。さらに、工事仕様書には、基準を満たす汚水処理が行われていることを確認するため、稼働開始から1年後までの間、施工した業者に複数回の水質検査を実施させることも明記をしております。

これらによりまして、新食肉センターにおける汚水処理の安全性を担保することとしております。

○23番（西森雅和君） それぞれ御答弁をいただきましてありがとうございます。

2問目はいたしませんけれども、がん対策のウィッグなどへの購入に対する支援ということに関しては、全国でも13の県がそういった支援

を行っているということで、高知県としても今後検討をとという話がございましたので、前向きに検討していただきたいというふうに思います。

市町村なんかでも、県がそういった助成制度をつくるのであれば、それに対して市町村も併せて支援をする制度をつくっていききたいというふうな、そういった思いを持たれている市町村なんかもあるやに聞いております。ぜひ前向きに取り組んでいただきたいということをお願いしたいと思います。

そして、不育症ですけれども、実態はなかなか分かっていないけれども、大体国が3万人ぐらいということ、高知県としては140人ぐらいいるのではないかとという話がございました。もしそういった方が不育症の治療を受けていって、もし8割の方が出産につながっていくとなると、110人ぐらいの方が新たに子供として生まれてくるということになります。これは毎年ですからね。それを考えると、本当に大きいことだというふうに思うところであります。ぜひこの点に関してもお願いをしたいと思います。

早めに検査を受けて、そのリスク因子を特定することで、やっぱり適切な治療が受けられて出産につながっていくということでございますので、ぜひこの不育症に関しても御検討いただきたいということをお願いいたしまして、一切の質問とさせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

○議長（三石文隆君） 暫時休憩いたします。

午前11時37分休憩



午後1時再開

○副議長（西内健君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案に対する質疑並びに一般質問を続行いた

します。

2番土森正一君。

(2番土森正一君登壇)

○2番(土森正一君) 自由民主党の土森正一です。議長のお許しをいただきましたので、早速質問に入らせていただきます。

菅総理がデジタル庁新設と不妊治療の保険適用や新婚家庭に60万円補助など矢継ぎ早に指示を出しています。軸足はデジタル社会と少子化対策と、それにつながる女性の活躍の場の拡大にも向いており、日本の将来を見据えた施策だと思います。デジタル基盤の今後の情報基盤を担おうとする5Gは超高速大容量、超低遅延、同時多数接続などの特性から、社会解決型の効果的な利活用が可能と言われており、2030年度までに整備される予定です。

日本は99%の人口世帯で4Gが利用可能となっており、多くの欧米諸国に比べて5Gネットワークの整備のベースとなる4Gの面的カバーの面では優位に立っていると思います。今後はその使い道、いかに効果的に効率的に5Gを使いこなしていくかがテーマになります。

県立農業担い手育成センターでは、ナスの育て方や収穫の仕方など指導員の方が5Gの遠隔技術を使って指導するなど、農業、医療、教育、建設、工場など横断的にイノベーションが起こり、課題解決先進県の本県のデジタル技術は大きく発展する可能性があります。さらに、新型コロナウイルスの世界的流行により、ウイズコロナでは、人の生命保護を前提に、サイバー空間とリアル空間が完全に同期する社会へと向かう不可逆的な進化が新たな価値を創出するだろうと言われております。

個人では新たな生活様式で多様な働き方の浸透、産業ではデータの最大活用、オンライン化を前提とした柔軟かつ強靱な企業活動、社会ではデジタル基盤とデジタル技術の活用を前提と

した分散型社会になると言われております。

自然豊かな高知県は、多様な働き方や価値観を受け止めることのできる地域となり、人を呼び込み、人材育成にもつなげていくことができるのではないかと期待をします。そういう意味において、高知県商工労働部産業創造課が主催する、高知県Society5.0関連人材育成講座では全体で10講座、本日5回目の講座がありますが、4回目までは各講座は常に満員の盛況ぶりです。来ている世代も大変若く、デジタル関連の人材確保や人材育成に大きな関心が寄せられています。

このようなことから、これからの高知の将来を見据えると、県内のデジタル化がキーワードになると考えていますが、濱田知事の所見をお伺いいたします。

また、令和3年1月1日より、子の看護休暇、介護休暇が時間単位で取得できるようになるなど、子育て世代の細やかな支援が充実することにより、女性活躍の場が拡大していくこととなります。日本の戦後の経済成長は製造業が引っ張ってきました。現在の経済はGAF Aを中心としたサービス産業が牽引をしております。これからの新しい産業を創っていくキーワードは女性、ダイバーシティなどと言われており、またそれらサービス産業のユーザーは世界的に見ても女性が6割から7割と大勢を占めています。にもかかわらず、産業を担う人と利用する人の需要ギャップが大きくなっております。女性活躍の場の拡大とデジタル社会は親和性が高いと言われており、これからの社会は女性の活躍がとても重要になると感じています。

このようなことから、高知の女性の活躍の場の拡大も同様にこれからの高知のキーワードになると考えていますが、濱田知事の所見をお伺いいたします。

全世界、そして日本、高知県が目に見えない

新型コロナウイルス感染症との闘いという経験したことの無い歴史的な事態に直面しております。その中で、新型コロナウイルス感染症に真正面から対応していただいている医療関係者や、全ての関係者の皆様に感謝申し上げますと同時に、新型コロナウイルス感染症に罹患された方々にお見舞いを申し上げますとともに、お亡くなりになりました方々に心よりお悔やみを申し上げます。

高知県におかれましては、PCR検査を国のガイドラインよりも幅広く実施し、感染者の取りこぼしがないように、そして感染経路を丁寧に洗い出し、ドライブスルー方式の検査を取り入れるなど、積極的に検査体制の充実を行い、9月には県内113の医療機関に協力をいただき、ワンストップで検査を受けられるようになりました。経済面では高知県独自の制度融資を遅滞なく実行するなど、事業の継続と雇用の維持に向けた対策に力を入れて取り組んでおります。

日々、高知県の新型コロナウイルス対策に手を休めることなく、時には柔軟に、時には迅速にバージョンアップしながら取り組んでいる濱田知事以下高知県の関係者の皆様や、吉川先生をはじめとする専門家の皆様には感謝をしています。

県議会でも3月に全国に先駆けて新型コロナウイルス感染症対策調査特別委員会を立ち上げ、医療、福祉、観光業など関係団体の皆様や県民の皆様のお声を聴き、また委員会が開かれる日は、与野党関係なく、委員会に入っておられない多くの県議の皆様も傍聴に来られ、また県の関係者の皆様も多く来られて、この新型コロナウイルス感染症にどう闘っていくのか、どう乗り越えていくのか、県と県議会がまさしく一つになり進めてきているように感じています。

しかしながら、全国では再び陽性者数が増え始め、8月7日には1,605名の陽性者が確認され、

現在は少し感染者が減少傾向になっておりますが、予断を許しません。高知県のほうでも4月29日に74例目のコロナ感染者が発生して以来、74日間感染者のいない落ち着いた状態でしたが、6月県議会定例会閉会後の7月13日に発生し、また幡多のほうでは全国2例目となる感染者が一時期連絡が取れなくなるといった事例が発生し、緊張が走りました。幡多福祉保健所の皆様や関係者の皆様の懸命の努力で幡多けんみん病院に入院をしていただくことができ、事なきを得ましたが、その間の近隣の住民の皆様への不安は大きく、飲食店の皆様もやっと客足が回復し、これからだといった矢先の出来事で、事例が発生したときは再び客足が止まったと聞いております。

このことは、罹患された方を特定し、誹謗中傷することが相次いでいることが一つの原因だとも考えています。濱田知事におかれましても、3月6日の高知市との合同記者会見の中で、急遽直接県民の皆様にお願いと御協力を言わせていただきたいということで、この新型コロナウイルスの感染症に関連しまして、誤った情報に基づいて不当な差別、偏見、いじめ、こういうことがあっては決してならないと、知事直接のメッセージを送っております。知事の思いそのとおりであります。

そういう中で、勤務しておられました保育士が感染し休園しておりました保育園の再開の日に、励ましのメッセージが書かれた応援旗がかけられていたことがありました。また、クラスターが発生した知的障害者支援施設では、励ましののぼり旗が匿名の人から掲げられ、多くの励まし、おはがきが来たと聞いております。まさしく高知県の皆様の優しさがあふれる行動ではないかと感じております。

新型コロナウイルス感染症で不当な差別、偏見、いじめ、こういったことがあっては決して

ならないと思っております。高知県はこのようなことをなくすためにどのような対応をしているのか、文化スポーツ部長にお聞きをいたします。

また、新型コロナウイルスに罹患した患者に連絡が取れなくなったときや、所在が分からなくなったときの対応をどのようにしていくか、健康政策部長にお聞きをいたします。

また、高知市の知的障害者支援施設で新型コロナウイルスのクラスターが発生いたしました。職員の皆様は施設にウイルスを侵入させない水際対策を徹底していて、休日は不必要な外出や外食を自粛していたと報道でも書かれておりました。職員の皆様が入所者と緊密に接しながら生活を支える福祉介護施設特有の難しさであると同時に、職員の皆様に敬意を表します。

高知県では入所者の感染者を病院に入院していただきました。このことは当たり前のように見えますが、個別のケアが必要な障害者の場合は必ずしもそうではなく、4月に発生した広島県での障害者施設など2施設のクラスターの事例では、重症患者は入院、その他の利用者は施設に滞在という行政の判断があったと聞いております。高知県の入院し経過を観察し医学的評価を下すのが基本として、基本は入院との姿勢は、福祉介護施設事業者や関係者の皆様の感染不安、負担の大きさを軽減するもので、評価できるものです。

さらに、濱田知事は9月3日の記者会見で、政府の入院基準の見直しについて懸念を表明し、これまで同様、全員を入院させる方針に変わりはないと言っておりました。このことは高知県の新型コロナウイルス感染症対策の高知県行政の覚悟を見た感じがしており、高知県の一歩踏み込んだ施策は、濱田知事の危機管理能力の高さを示していて、大きく評価するところであります。

さきの広島県では社会福祉法人で発生した場合、施設の垣根を越えて介護職員を応援派遣する仕組みを導入すると聞いております。検証の結果、全般的に体制が手薄になり、対応の長期化で職員が疲弊してしまい、サービスが縮小する動きもあったということです。

本県でも社会福祉施設による相互応援のネットワークを広げるとのことですが、その仕組みと現状について地域福祉部長にお聞きをいたします。

経済のほうへ目を移していけば、我が高知県は4月9日より昼夜を問わずの不要不急の外出自粛要請に入り、4月16日には全国に緊急事態宣言が発令されました。5月14日には本県を含む39県の緊急事態宣言が解除となり、その間4月24日から5月6日まで休業要請が入り、対象の業者に高知県独自の協力金が支払われました。

市町村でも四万十市などでは幅広く事業者を選定し、独自に協力金を支給する自治体などもありましたが、いわゆる3密と言われるであろう職業である理美容、エステ業界など、お祭りやイベントがなくなり、イベント関連の職業の皆様や街路商、お土産屋さんやブライダル関係者など、隙間のように対象になっていない業種が多くあったと聞いています。新型コロナウイルスという人類が経験のない中で、理容店の御主人などは、3密と言われる環境の中で、基礎疾患を持ちながらお仕事を続けていくのは不安でしかなかったと言っておりました。現在のところ、県内の感染状況は落ち着いており、社会経済活動も徐々にではありますが活発になっているところです。

次の感染の大きな波が来た場合にも、事業者の方々께서安心して事業を継続していくためには、感染リスクに対する不安や経済面での不安を取り除くことが必要であると考えますが、県の取組について濱田知事にお伺いをいたします。

さらに、秋、冬のインフルエンザや風邪の流行に対して、発熱外来の整備が急務です。幡多けんみん病院では、狭い通路で発熱や新型コロナウイルスの感染疑いのある患者さんを診察しております。現在は、そういった患者さんを診察できるよう、プレハブの準備をしておりますが、最終的には新型コロナウイルスやその他の感染症に対応するために、恒久的な別室の発熱外来を建築する必要があると考えますが、公営企業局長の所見をお願いいたします。

新型コロナウイルス感染症の拡大防止と経済の回復が日本、そして高知県にとりましても大変重要なことだと考えています。本県の基幹産業の一つであり、産業振興計画の大きなエンジンである観光業、旅館、民宿などの観光産業や飲食業などが、コロナ禍で3月から影響が出始めました。高知県旅館ホテル生活衛生同業組合様が実施された新型コロナウイルス宿泊・宴会影響調査によりますと、3月、4月、5月の合計の平均は宿泊者数、前年比27.6%、宴会人数に至っては5.6%、同じく6月、7月、8月の宿泊者数は56.5%、宴会人数は21.6%で、回復の傾向があるものの、本格的な回復はまだ時間を要すると考えています。

国のほうでは、感染の収束を見極めつつ、かつてない規模の旅行商品の割引による観光需要喚起を行い、観光地全体の消費を促進すると、7月22日よりウイズコロナ時代における新しい生活様式に基づく旅の在り方の普及、定着を目指すGo To Travel事業が始まり、開始から8月末の時点で少なくとも1,339万人の皆様が利用し、またGo To Travel事業を利用した人の中で、新型コロナウイルスへの感染者は十数人と明らかにされております。このことは感染防止を徹底の上で、ウイズコロナ時代における新しい生活様式に基づく旅の在り方が見えてきたのではないかと感じています。

高知県は、国のキャンペーンに先行し、まずは県内、中四国内から、高知でお泊まりキャンペーンを開始し、感染状況を踏まえながら、全国にお泊まりキャンペーンを拡大していき、国のGo To Travel事業のスタートに連動する形で高知観光リカバリーキャンペーンをスタートさせました。取り組むべきフェーズを慎重に見極めながら、観光産業の回復を目指していくこの取組は、大変評価するところであります。

また、各市町村や観光協会などにおいても、観光産業回復のためにENJOY!はた旅クーポンなど複数の事業が展開され、四万十市では新たに宿泊客2万人に5,000円クーポンが配布される予定です。さらに、本日からGo To Travel地域共通クーポンが利用できるようになり、トラベル事業における東京都発着の除外も解除されました。

次のフェーズとしては、国のGo To Travel事業の県のリカバリーキャンペーン、各市町村の独自のキャンペーンがしっかり連携して、利用されるお客様に分かりやすく高知を楽しんでいただく取組が大切であると思います。この高知観光リカバリーキャンペーンは滞在時間を延ばし、消費額を拡大するため、県内での宿泊を前提に交通費用を助成するものです。そのためにも、県内宿泊施設に参画していただく必要があると考えます。

国のGo To Travel事業への参加宿泊施設の県内カバー率は、実営業ベースで3割弱、宿泊割引を即座に適用できるよう、オンライントラベルエージェントを通じた高知でお泊まりキャンペーンは3割強、リカバリーキャンペーンは5割弱となっております。旅行需要の回復を図る高知観光リカバリーキャンペーンの効果を県内宿泊施設に幅広く活用していくためには、宿泊施設への参画をさらに促進することが必要であり、このことは周辺地域への経済的な波及や、

利用者への便益を図ることにもつながると考えます。

そこで、県内宿泊施設に高知観光リカバリーキャンペーンへの参画をどのように促してきたのか、今後の取組と併せて観光振興部長にお伺いをいたします。

次に、公共交通と連携した観光についてお聞きをいたします。公共交通のほうでもコロナ禍で甚大な影響を受けており、JR四国は4月から8月の運輸取扱収入は前年同期比67%減、土佐くろしお鉄道も2019年決算は5億円の赤字、4月から6月の運輸収入は前年同期の51%に落ち込みました。さらに、2020年度の経常損益を7億2,400万円と想定し、土佐くろしお鉄道の金谷社長は、経営環境はこれまでにない厳しさだと話しております。私もよくくろしお鉄道を利用するので、ひどい落ち込みであったことはこの目で見て分かっておりますが、公共交通は社会インフラにおいて必要で、なくてはならない存在です。

このような中でも土佐くろしお鉄道の金谷社長は、JR四国の3日間乗り放題、四国満喫きっぷスペシャルに連携し、割安で高知の東西への観光客の誘客を図っております。この満喫きっぷスペシャルは、列車はもとより四国各地域のレンタカー会社との連携、高知西南交通との連携で、周遊観光バスしまんと・あしずり号を同じチラシに入れるなど、関連会社とのタイアップをしております。二次交通に多くの課題はあるが、土佐くろに乗ってもらって新しい魅力を感じてもらいたいと話しております。

今、Ma a Sという概念があります。Ma a SとはICTを活用して交通をクラウド化し、公共交通か否か、また運営主体にかかわらず、マイカー以外の全ての交通手段をサービスと捉え、シームレスにつなぐ新たな移動の概念であります。地方型Ma a Sは人口減少、高齢化に

よって移動手段に現実に困っている中山間地域に有効と言われ、全国で実証実験が行われています。四万十市のほうでも国土交通省主導であります、グリーンスローモビリティの新型輸送サービスの自動運転実証実験が行われたところ です。

そういう中で生まれてきた概念の中に観光Ma a Sがあります。スマートフォン上で、飲食、観光地をはじめとする地域の魅力発信と、公共交通と連携した二次交通の移動手段など、検索、予約、決済できる機能を連携させ、エリア内をシームレスに移動できる仕組みを構築するものでございます。日本でも観光Ma a Sの実証実験が各地で行われております。JRが手がけた新潟県・庄内エリアデスティネーションキャンペーンの中で行われました、にいがたMa a S T r i a l、2019年4月から2020年3月に行われましたJR東日本と東急が中心となったI z u k oなどがあります。2020年度にはJR四国を中心にデスティネーションキャンペーンが開催されると聞いております。

高知県もほかの地域の観光Ma a Sを参考に、高知Ma a Sを取り入れることによって公共交通と二次交通、飲食、宿泊、さらには高知県が力を入れている自然、アクティビティー施設などの観光地がつながり、観光誘客の課題を解決できるのではないかと考えますが、中山間振興・交通部長にお伺いをいたします。

次に、コロナ禍での避難生活における車中泊支援の在り方についてお伺いいたします。N P O法人環境防災総合政策研究機構環境・防災研究所は4月に15都道府県の避難経験者5,261人に防災意識調査を実施、コロナ禍の中の避難行動に73.3%が影響すると答え、どのような影響があるのかと複数回答で尋ねたところ、車中泊避難するが41.7%で最多となっております。避難に行くが、様子を見て避難所を変えるが39%

で続いております。車中泊避難はコロナウイルス感染症対策としては有効であり、以前からプライバシー空間の確保、ペットと一緒にいられるなどのメリットがある一方で、エコノミー症候群による影響を招くことがあると言われております。

平成28年度の熊本地震では震度5程度の余震が続き、屋根の下では不安ということで、避難所を勧めるも車中泊避難者が急増、グランメッセ熊本など益城町内の駐車場には約1万人が車中泊をしており、28年5月1日時点での地震関連死19名のうち6人が車中泊をしていたという事実も明らかになっております。

車中泊避難をめぐるっては、鹿児島県は避難所の確保が困難などやむを得ない場合に、対策をした上で活用を検討することとしていて、コロナ禍で避難所における感染防止対策が言われる中、車中泊避難も含めた分散避難が検討されています。その一方、車中泊避難はエコノミークラス症候群のリスクが懸念される、また受入れなどのノウハウが確立されていないなどの理由から、国のガイドラインでは避難生活の選択肢には至っておりません。

しかし、コロナ禍における避難者のニーズの高まりから、車中泊避難への対応の必要性は今後高まることが予想されます。その観点から、車中泊避難への支援の必要性を学ぶため、自治体や地域団体の協力を得て、高知防災プロジェクト様が主催で、災害発生後しばらくした後の避難生活における車中泊の受入れ想定訓練を、6月8日には日高村社会福祉センターで、6月28日には高知市のほうで開催しております。

高知県ではコロナ禍の中で指定避難所の収容人数が限られてくる中、避難生活における車中泊支援についてどのような所見をお持ちか、また市町村との連携も必要になってくると思いますが、どのように取り組むのか、危機管理部長

にお伺いいたします。

次に、コロナ禍における聴覚障害者と手話通訳者についてお伺いをいたします。新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、全国の知事、市長がマスク姿で会見する姿が増えました。本県においても2月29日の知事と高知市長の会見ではマスク姿でしたが、3月1日には濱田知事と岡崎市長はそろってマスクを外しての会見でした。聴覚障害者は口の動きや顔の表情を頼りにするため、全国に先駆けての迅速な対応に評価をするところであります。手話通訳者も会見に参加するようになり、聴覚障害者も新型コロナウイルスのリアルタイムでの情報が入るようになりました。

また、コロナ禍における聴覚障害者の手話通訳は、手話を使えない医療機関や福祉機関などに行って聴覚障害者の間に入り通訳をしております。先ほど申しましたように、聴覚障害者は表情や口の動きからも情報を読み取るため、コロナ禍でも手話通訳者がマスクを外して対応することもあると聞いております。

現在はマウスシールドが助成されていると聞きますが、それでも同行する手話通訳者に感染の危険が及ぶということで、国のほうで予算を組み遠隔手話通訳制度ができております。このことは新型インフルエンザのときの対策にはなかったものであり、そこに踏み込んでいただいたことには感謝をしております。今回、高知県では14台のタブレットを購入、それを使用すると聞いております。さらには、6月5日、電話リレーサービスが公共インフラとして制度化されております。

新しい生活様式の中で、タブレットでの遠隔手話や電話リレーでの手話サービスは早急に整備する問題と考えますが、地域福祉部長にお聞きをいたします。

次に、手話言語条例についてお聞きいたしま

す。

言語には音声言語と手話言語があることが、国際的な条約である障害者権利条約で認められ、日本では障害者基本法で言語（手話を含む。）と明記されています。手話言語は音声言語と対等な言語であることの理解と普及が必要になっています。聞こえない、聞こえにくい乳幼児が獲得する言語として、また聾啞者が日常生活や職場などで自由に使える言語とし手話言語が保証されることは、聾啞者が社会的に自由に生きられることにつながります。さらに、難聴者、中途失聴者などが手話言語をコミュニケーションの手段として活用できることを広く知っていただくことも大切であり、一般財団法人全日本ろうあ連盟では、未来に向けて手話言語条例が必要なのだと述べています。

手話言語を通じて、聾啞者の人権を尊重することが大切であり、障害者と健常者が当たり前に過ごせるノーマライゼーションの共生社会を構築していくことが、これからの私たちの社会には必要ですし、そのことは今を生きる私たちの役目ではないかと考えています。

手話言語条例の広まりは、2013年全国地方議会から、手話言語法制定を求める意見書を国に提出する取組から始まりました。2016年3月3日に全都道府県、市町村1,741議会で意見書が採択されています。また、全国各地で手話言語条例が広まり、2020年9月23日現在、362自治体、29都道府県、13区、265市、54町、1村で制定されているところでございます。高知県では、令和2年3月18日に四万十市で制定されるなど、5市町で手話言語条例が制定されています。

県のほうでも検討している時期があったとお聞きをしていますが、高知県手話言語条例を制定するお考えがあるのか、地域福祉部長にお聞きをいたします。

次に、河川の防災・減災について伺います。

令和2年7月3日から13日にかけて、九州を中心に広い範囲で大雨となり、九州地方では13の線状降水帯が発生し、このうち球磨川氾濫事例では11時間以上継続、13か所で氾濫、決壊し、約1,060ヘクタールが浸水するなど、8月24日時点で全国の住家被害は全壊319棟、半壊2,009棟、一部破損2,230棟、床上浸水6,985棟、床下浸水6,949棟など多くの被害が発生をいたしました。また、多くの尊い命が奪われました。御冥福をお祈りしますとともに、お見舞いも申し上げます。

今回の令和2年7月豪雨をはじめ昨年の台風15号、19号、また西日本豪雨など大きな災害が起こっております。一方で全国の中小河川は、洪水で浸水のおそれがある区域の指定が必要とされる約8,000河川のうち、半数強が未指定のままであることが朝日新聞の取材で分かっており、西日本豪雨や昨年の台風19号では中小河川の氾濫による大規模水害の被害が目立ち、対策は急務となっているところでございます。

昨年の台風19号で決壊した71河川のうち、宮城県丸森町などの43河川が浸水想定区域の指定の義務がないその他河川であり、このような河川のうち、都道府県が浸水想定区域の指定が必要と判断した河川は7,977ありますが、このうち52.7%の4,206の河川では、指定ができていないということでございます。進まない理由は、指定が義務となっている水位周知河川を優先していることや、予算不足などが挙がっておりますが、9月11日には黒潮町で時間雨量120ミリという大雨が午前中に起こり、そのまま雨が降り続き、伊与木川の氾濫が起きております。

高知県の浸水想定区域は、本年松田川が最大規模の洪水浸水地域を公表し、4つの河川が公表されたところではありますが、国土交通省では、これまでの堤防やダムなどの従来のハード対策だけでは安全度を向上させるのは容易では

ないと考え、7月に防災・減災対策本部会議を開催し、流域治水への転換を打ち出しています。

県としましても国の流域治水への取組を踏まえて、高知の河川の浸水想定などを整備、公表していく必要があると思いますが、土木部長に伺います。

あわせて、国土強靱化3か年計画が2020年で終了します。骨太の方針にも書かれてありますとおり、国土強靱化3か年緊急対策後の取組として、「防災・減災、国土強靱化-激甚化・頻発化する災害への対応」と書かれています。高知県では防災・減災対策はもとより、高速道路の延伸や地方道の整備など、多くのインフラ整備を行っていかなくてはならないと思いますが、土木部長の強い思いをお聞かせください。

次に、子育てについてお聞きをいたします。

高知県の少子化に関する県民意識調査が、18歳以上の県民2,000人を対象に平成27年に行われております。その内訳は、未婚者のうち結婚したい方が79.8%、理想の子供人数、全体で2.45人、現実的に持ちたい子供の人数として全体で2.09人となっており、第2期高知県まち・ひと・しごと創生総合戦略の中の基本目標3、結婚・妊娠・出産・子育ての希望をかなえる女性の活躍の場を拡大できる環境になれば、県民の皆様の思いに近づくのではないかと考えています。

子供さんを育てる世代が安心・安全に子供たちを育てる環境をつくるために、高知版ネウボラを推進し、妊娠期から子育て期までの切れ目のない多くのパッケージで支援をしていることは承知をしております。子育て世代の皆様から、育児に係るものなど安く求められる制度、チャイルドシートやベビーカーの無料貸出し、予防接種の無料化、妊娠した際の資料に双子妊娠に関する資料がないなど多くの意見をいただいております。

自治体が行っている支援制度を一目で分かる

ようにすれば、支援を必要とする人や支援を知らない子育て家庭の人にも周知徹底できるのではないかと考えますが、どのように取り組んでいくのか、地域福祉部長にお聞きをいたします。

また、現在の子育て家庭の一般的な状況については、核家族、家族の孤立化、地域社会の希薄化、共働き家庭の増加、待機児童問題、シングル家庭やダブルケア、ステップファミリーなど家族の多様化があります。それぞれの家庭に合った支援を行き届かせるため、子供またはその保護者の身近な場所で、教育・保育施設やファミリー・サポート・センターなどの子育て支援事業、保健・医療・福祉などの関係機関を円滑に利用できるよう、情報提供及び相談、助言などを行う基本型、特定型、母子保健型の利用者支援事業があります。

これらの市町村における子育て支援の取組を充実していくことが重要だと考えられますが、県としてどのように取り組んでいくのか、地域福祉部長にお伺いをいたします。

また、女性の活躍の場を拡大していくためには、働きながら子育てしやすい環境づくりが求められます。その中で育児休業や時間単位年次有給休暇制度、育児に対する休暇などの各種制度を取得しやすい環境づくりが必要です。しかしながら、県の2019年調査によると、高知県では民間企業で育児休業を取得した人は女性が95.7%に比べ、男性は7.6%と非常に少なくなっております。

よい家族関係を目指すには、女性だけに子育てを任せるのではなく、男性も子育てをしなければいけないと言われております。女性が出産時にオキシトシンというホルモンが大量に分泌されます。これが母性愛の正体だと聞いております。男性も1か月から2か月子育てをしますと、オキシトシンが女性とほぼ等しく出ることが分かっております。政府のほうも国家公

務員の男性職員が1か月以上をめぐりに育児に伴う休暇、休業を取得できることを目指した方針を定めていますが、これは科学的根拠に基づいていると言われております。男性の育休が根づけば、第2子、第3子が生まれやすいと言われており、2月県議会で横山議員が質問され、令和6年度末には取得率50%を目指す旨と答弁をしておりました。

知事部局の男性職員の育児休業の取得状況と育児に関する休暇、休業の取得期間についてどのように考えているのか、総務部長の所見をお伺いいたしまして、第1問とさせていただきます。

(知事濱田省司君登壇)

○知事(濱田省司君) 土森議員の御質問にお答えをいたします。

まず、県の将来を見据えられた県内のデジタル化についてお尋ねがございました。

ウイズコロナの時代を見据えた場合に、生産性の向上などを図る観点から、あらゆる分野の企業でデジタル技術を活用した取組をより一層進めていくことが必要だというふうに考えております。このため、県では、県内企業を対象といたしましたデジタル化のモデル事例を創出する事業や、デジタル化に関する人材育成のための事業を9月補正予算案に計上をいたしております。

モデル事例を創出する事業におきましては、公募により選定した企業に対しまして、デジタル化の計画策定からデジタル技術の導入、社内の人材育成まで一貫した支援を行います。その上で取組のプロセスや成果などを整理、また検証し、セミナーでの発表などの場を通じまして、広く県内全域へ横展開を図る、こういうことによりまして、企業のデジタル化の促進を図ってまいります。

デジタル化に関します人材育成におきまして

は、デジタル技術を自社の経営にいかに活用していくかという、いわゆるデジタルトランスフォーメーションの考え方をを持った人材を育成する講座を新たに開設いたします。さらに、商工会の経営指導員などを対象といたしました講座を新設し、デジタル化のメリットを十分に理解してもらうことで、小規模な事業者のデジタル化を後押ししてまいります。県といたしましては、このような取組を通じまして、県内のあらゆる企業において、これまで以上にデジタル化が進んでいくように、引き続き積極的に取り組んでまいります。

次に、本県におきます女性の活躍の場の拡大についてお尋ねがございました。

議員から御指摘ございましたように、これからの日本の新しい産業の創造を進めていくという上でも、ダイバーシティというお話がございましたが、デジタル化と並んで女性の活躍の場の拡大が非常に大事になってまいるというふうに考えております。特に、本県は働く女性あるいは共働き世帯が多いという特性がございますので、女性が働きやすい、とりわけ子育てしながら安心して働き続けられる、そういった環境を整備していくということが極めて重要だと考えております。

そのため、本県では、女性の活躍の場の拡大をまち・ひと・しごと創生総合戦略の基本目標に掲げております。また、このための取組につきましましては、こうち男女共同参画プランの重点施策に位置づけて推進をいたしているところでございます。

具体的には、例えばファミリー・サポート・センターの事業あるいは保育事業などの子育て支援事業の充実でございますとか、高知家の女性しごと応援室によりますきめ細かな就労支援などに取り組んでいるところであります。今後も、こうしたこれまでの取組の成果と課題を踏

まえまして、PDCAサイクルを回しながら、県内の女性の活躍の場の拡大に向けてしっかりと取り組んでまいります。

最後に、新型コロナウイルス感染症に関するお尋ねがございました。

これも議員から御指摘ございましたとおり、県民の皆様には現在の先の見えない状況の中で、次の感染の大きな波が来た際の感染リスクや、経済面での不安は相当あるものと承知しております。

まず、感染リスクに関しましては、国内で感染が確認されて以降8か月以上が経過いたしました。この間、ウイルスに関する知見が深まるにつれまして、感染リスクの低減対策も分かってまいったところがございます。現在、それぞれの業界団体におきまして、感染防止の全国的なガイドラインが策定されており、これに本県の特性に鑑みた追加や手直しも必要に応じて行いまして、その周知を図っているところでございます。事業者の方々に、こうしたガイドラインの取組を実践いただくことによって、感染のリスクは大幅に低減できるというふうに考えております。

そのために、換気設備の整備でございますとか空気清浄器の導入といった、各事業者が行います感染防止対策に要する経費に対する支援制度を創設いたしまして、事業者の感染症対策を後押しをいたしているところであります。

また、経済面では、事業者の資金繰りを支援いたします融資制度をはじめといたしまして、持続化給付金など国の制度や市町村の様々な支援制度を併せて御活用いただいております。その結果として、本県ではいわゆる新型コロナ関連の倒産は、ほぼ発生していないと聞いていますし、また雇い止めや解雇に関しても、全国と比べて著しく少ない人数が報告されているという状況でございます。県といたしまして

は、厳しい経営状況に置かれました事業者の皆様が事業を継続し、雇用を維持していただけるように、今後ともきめ細かな支援をしっかりと行ってまいります。

私からは以上であります。

(文化生活スポーツ部長岡村昭一君登壇)

○文化生活スポーツ部長(岡村昭一君) 新型コロナウイルス感染症に関連した不当な差別などをなくすための対応についてお尋ねがございました。

新型コロナウイルス感染症に関連した不当な差別などは、感染された方やその御家族、医療機関の関係者の方々などへの人権侵害につながるものであり、決してあってはならないことでもあります。このため、県としましては、県民の皆様への知事からのメッセージの発信をはじめ、県の広報紙やホームページ、新聞などを通じまして、広くこのことを呼びかけてまいりました。

あわせて、高知県人権啓発センターによる啓発や研修の実施のほか、各市町村に対しましても、住民の皆様への啓発の取組をお願いしてきたところであります。

今後とも、不当な差別などを防止するため、県民の皆様に対し、感染症に対する正しい理解と認識を持っていただくとともに、人権意識の高揚を図るため、関係機関とも連携しながら、ホームページなどによる要請や、様々な機会を活用した啓発や研修に取り組んでまいります。

(健康政策部長鎌倉昭浩君登壇)

○健康政策部長(鎌倉昭浩君) 新型コロナウイルスに罹患された患者さんと連絡が取れなくなった場合の対応についてお尋ねがございました。

本県でも、7月に新型コロナウイルスに罹患された患者さんと一時連絡が取れなくなり、当該対象者の方が発見、入院されるまでの間、県民の皆様には大変御心配をおかけいたしました。

こういった場合については、去る7月22日に厚生労働省から、新型コロナウイルスに罹患された患者さんと連絡が取れず、調査活動を行ってもなお行方が確認できない場合、保健所長の判断により、行方不明者として最寄りの警察署に相談の上、行方不明者届を提出することができる枠組みが示されました。行方不明者届を提出することにより、都道府県警察は必要な手配を行うとともに、立ち回り見込み先の調査等、発見活動をするようになります。その結果、発見された際には、再び所在不明となることのないよう、保健所が当該対象者に対して丁寧な説明と指導を行います。

今後、こうした事案が発生した際には、保健所と警察が連携し、迅速に対応して、感染拡大の防止に努めてまいります。また、そのためにも日頃から保健所と警察がそれぞれの対応窓口を共有するなど、必要時に速やかに連携が取れる体制を確保してまいります。

(地域福祉部長福留利也君登壇)

○**地域福祉部長(福留利也君)** まず、新型コロナウイルス感染症が社会福祉施設内で発生した場合の相互応援のネットワークについてお尋ねがございました。

社会福祉施設内でクラスターなどが発生した際には、サービスを継続するための職員不足などが課題となります。こうした事態に備え、他の施設から応援職員を派遣するなど、社会福祉施設間の相互支援ネットワークの構築を進めているところです。現在、高齢者福祉施設、障害福祉施設、児童養護施設などを対象に協力いただける施設を募集しており、昨日時点でネットワークに協力の意向を示された施設は、全体で230施設となっています。

このうち、入所施設への応援職員の派遣については、全体で67施設から128人の御協力をいただける見通しとなっています。その内訳としま

しては、高齢者福祉施設が42施設85人、障害福祉施設が21施設35人、児童養護施設等が4施設8人となっています。また、別途、有資格の個人を短期的に雇用することも想定し、各施設のOB職員や求職中の方々への協力依頼も行う予定でございます。こうした協力いただける施設や個人の情報を基に、感染施設の種別や地域性などを考慮し、応援体制を調整することとしています。

現在、社会福祉施設では、慢性的な人材不足が課題となっているところではありますが、相互応援の趣旨に御理解をいただき、様々なケースに対応できるよう、相互応援のネットワークの拡充に努めてまいります。

次に、遠隔手話や電話リレーでの手話サービスの整備についてお尋ねがございました。

遠隔手話通訳は、タブレット端末等のテレビ電話機能を活用して、手話通訳者が離れた場所から聴覚障害者との意思疎通を支援するもので、感染症対策として有効な方法です。このため、県では、国の補正予算を活用してタブレット端末を購入し、聴覚障害のある方が医療機関を受診する際に、遠隔手話通訳を行う仕組みを構築しているところです。この遠隔手話による受診を進めていくためには、医療機関の協力が不可欠であることから、県内の検査協力医療機関に対して、タブレット端末の操作手順書を配付し、協力依頼を行ったところです。今後は、医療機関や聴覚障害のある方への遠隔手話の体験の機会を設けるなど、活用しやすい制度となるよう取り組んでまいります。

電話リレーサービスにつきましては、聴覚障害のある方などが、国が指定するサービス提供機関の通訳オペレーターを介して、電話による連絡を可能とする全国共通の仕組みです。現在、国において令和3年度中のサービス開始に向けて準備が進められていますので、聴覚障害のあ

る方に活用していただけるよう周知してまいります。

次に、手話言語条例の制定についてお尋ねがございました。

平成23年の障害者基本法の改正により、手話は言語であると明記され、その後平成28年に障害者差別解消法が施行されました。こうしたことを契機に、県内の障害者団体からは、日常生活において当たり前の手話を用いることができる環境整備や条例制定などについて、要請などをいただいていたところでした。

こうしたことから、県では昨年度、手話言語と障害者差別に関する一体的な条例案を検討するため、学識経験者や弁護士、聴覚障害などの障害者団体の代表者を委員とする検討会を立ち上げました。この検討会の議論の中で委員から、一体的な条例では、手話が言語であるという認識が伝わりにくいいため、手話言語条例は別に制定すべきではないかとの意見もいただいたところでした。県としましては、引き続き検討会において多方面の御意見をお伺いしながら、手話言語条例について検討してまいります。

次に、子育て支援制度の周知徹底の取組についてお尋ねがございました。

市町村の子育て支援制度については、高知版ネウボラの起点となる子育て世代包括支援センターの保健師などが、母子健康手帳を交付する面談時に個別に説明を行っています。さらに、出産後の家庭訪問や乳幼児健康診査など、機会を通じて子供の成長や発達に応じた情報を適宜提供しているところでした。

こうした取組に加え、県では出産、育児に関するポータルサイトとして、こうちプレマnetを平成16年度に開設しています。このサイトでは、各市町村の子育てサービスの情報や子育てを応援する店舗の紹介など、妊娠期から子育て期の方々に必要な情報を提供しているところでした。

しかしながら、こうちプレマnetの直近のアクセス件数は、1か月当たり約7,000件と増加傾向にあるものの、さらなる認知度の向上が必要と考えています。また、利用者の方々からは、知りたい情報が探しにくいといった御意見もいただいております。もう一段の工夫が求められているところです。

このため、まずは市町村や医療機関、様々な子育て支援機関などと連携し、SNSなどの様々な広報ツールも活用しながら、こうちプレマnetのさらなる周知に取り組んでまいります。あわせて、子育て家庭の方々や子育て支援の関係者に御意見をお伺いしながら、子育て家庭が必要としている情報にスムーズにたどり着くことが可能となるよう、こうちプレマnetの検索機能の強化を検討してまいります。

最後に、子育て支援の取組の充実についてお尋ねがございました。

利用者支援事業は、子育て家庭や妊産婦の方が、教育・保育施設や子育て支援サービス、さらには保健・医療・福祉などの関係機関を円滑に利用できるよう、情報提供や相談援助を行う取組です。本県では、子育て世代包括支援センターなどで実施する母子保健型を中心に、地域子育て支援センターなどで実施する基本型や市町村の窓口で実施する特定型など、県内30市町村で実施されています。こうした利用者支援事業が令和4年度までに全市町村で実施されるよう、県として支援に取り組んでいるところでした。

子育て支援の取組を今後さらに充実していくためには、より効果的に利用者が必要とする支援につながるよう、地域の関係機関との連携・協働を担う人材の育成が必要となります。こうしたことから、県としましては地域の実情やニーズに応じて、地域の子育て支援サービスの担い手となる人材を養成する研修の拡充を検討することとしています。

具体的には、県外の民間団体に委託して実施していた利用者支援事業に関する研修を県内で開催することで、利便性を高め参加しやすい環境を整えてまいります。あわせて、地域子育て支援センターやファミリー・サポート・センターなど、より多くの関係機関の方々の受講を促し、子育て支援のスキルアップを図ってまいりたいと考えております。

(公営企業局長橋口欣二君登壇)

○公営企業局長(橋口欣二君) 幡多けんみん病院に関して、新型コロナウイルスや、その他の感染症に対応するための新たな施設の建築についてお尋ねがございました。

感染症指定医療機関である幡多けんみん病院では、発熱の症状のある方などの診察や検体の採取を、一般の患者との動線を分け、通常の診察室とは別のスペースで行っております。ただ、どうしても手狭であることや、季節性インフルエンザの流行時期には受診者の増加も見込まれますことから、建物外にプレハブの施設を新たに設置し、来月から対応できるよう準備を進めております。

新型コロナウイルス感染症が今後も継続して発生する、そうした状況によりましては、仮置きでない施設も必要になってくると考えてはおりますが、その機能や規模の検討、費用などが課題となります。建築には一定の時間を要することを考えますと、プレハブの施設で早期に対応しながら、その運用状況も見極め、新型コロナウイルス感染症をはじめ他の目的での活用も含め、施設の整備について検討させていただきたいと考えております。

(観光振興部長吉村大君登壇)

○観光振興部長(吉村大君) リカバリーキャンペーンへの県内宿泊施設の参画についてお尋ねがございました。

交通費用を助成するリカバリーキャンペーン

は、県内での宿泊を伴う旅行需要の回復を目指しております。そのため、数多くの宿泊施設に参画いただけるよう、まず宿泊施設や市町村、観光協会、広域観光組織等を対象に、キャンペーンの目的や仕組みなどを御理解いただくための説明会を、県内3ブロックで延べ7回開催いたしました。また、説明会に参加していない宿泊施設にも当日の資料をお送りするとともに、キャンペーンの公式ホームページには、参画の検討に役立てていただけるよう、説明会の内容や質疑応答集などを公開しております。

こうした取組などによりまして、現時点で旅館、ホテルや民宿、ゲストハウス、集落活動センターなど、およそ350の宿泊施設に参画をいただいております。遠方からの誘客に効果がある、予約が増えてきたといった声も寄せられています。

今月からは、議員のお話にございましたように、国の地域共通クーポン券の利用などが始まりましたし、秋の観光シーズンを迎えることから、今議会にリカバリーキャンペーン関連予算を御提案させていただいております。引き続き、リカバリーキャンペーンと市町村などによる誘客施策とがしっかりと連動して、相乗効果を発揮するようPRを行い、旅行需要の早期回復につなげてまいりたいと考えています。

また、これらを機に、未参画の宿泊施設には改めての依頼や、公式ホームページと広報紙を通じた呼びかけを行ってまいります。加えて、参画状況に応じて、市町村からも呼びかけていただくなど、できるだけ多くの宿泊施設に参画いただけるよう取り組んでまいりたいと考えています。

(中山間振興・交通部長尾下一次君登壇)

○中山間振興・交通部長(尾下一次君) 他地域を参考にして、高知版観光M a a Sの導入に取り組むべきではないかとお尋ねがございました。

新型コロナウイルス感染症の影響によって、公共交通の利用者が大幅に減少している中で、利便性の向上につながるM a a Sを導入することは大変重要であると認識しております。

I C Tを活用して移動手段などのサービスを連結させるM a a Sの導入につきましては、高知県まち・ひと・しごと創生総合戦略に位置づけ、交通事業者や関係機関と連携しながら取組を進めているところです。具体的には、昨年4月に官民で立ち上げました高知県鉄道ネットワークあり方懇談会のメンバーが中心となり、民間の事業者が相互に連携した、鉄道利用の活性化策の一つとして検討を行っております。

また、本年7月には、M a a Sの導入を進めている国内の企業と、県内の交通事業者や市町村などとのマッチングセミナーを開催し、M a a Sへの理解と導入への機運を高めてまいりました。さらに、M a a S導入の入り口として、まずインターネット上で公共交通の路線検索を行うための環境整備が必要となります。このため路線の基礎的な電子データの整備を、県内の交通事業者が順次進めているところです。

今後、議員からお話のありました他県の事例も参考にしながら、公共交通、二次交通、飲食、宿泊、観光施設などを一括して検索、予約、決済できるM a a Sの仕組みづくりを推進し、公共交通を利用した観光客の誘致につなげてまいります。

(危機管理部長堀田幸雄君登壇)

○危機管理部長(堀田幸雄君) コロナ禍での避難生活における車中泊支援及び市町村との連携についてお尋ねがございました。

避難所への車による避難は、駐車スペースに限りがあるため原則として認めておらず、要配慮者の方々など、やむを得ない事情がある場合に限定して認めることとしています。こうした避難所に車により避難をした方々や避難所以外

に避難をした方々の中には、感染症の心配やプライバシーの確保、ペットを連れていくことなどの理由で、車中泊をされる方も一定出てくるものと想定しており、このような避難者にも適切な支援を行う必要があります。

このため、県では平成26年に作成した、大規模災害に備えた避難所運営についての手引の中で、車中泊をする方についても避難者名簿に登録し、食料、物資、情報を適切に提供すること、体調の把握や定期的な巡回を実施すること、エコノミークラス症候群の予防を周知することなどについて市町村に要請をしています。市町村ではこの手引を踏まえて、車中泊避難も想定した避難所運営マニュアルの策定を進めており、県としても引き続きその取組を支援してまいります。

(土木部長村田重雄君登壇)

○土木部長(村田重雄君) まず、河川の浸水想定区域図などの整備、公表についてお尋ねがございました。

想定最大規模の洪水浸水想定区域図を公表し、県民の皆様に洪水による浸水リスクを知っていただくことは、被害軽減のために大変重要と考え、平成28年より取組を進めております。

水防法に基づき洪水予報河川や水位周知河川に指定した仁淀川など6河川の国が管理する区間と、鏡川や松田川など4河川の県が管理する区間については、想定最大規模の洪水浸水想定区域図の公表を本年8月までに全て完了しております。これら以外のその他河川につきましても、役場や要配慮者施設があるなど、被害の軽減を図るための取組が急がれる29の河川について、洪水浸水想定図の整備に順次着手し始めており、引き続き整備、公表に向けてしっかりと取組を進めてまいります。

次に、今後のインフラ整備の取組についてお尋ねがございました。

本県のインフラに関しましては、これまでも国などに対し積極的に政策提言を行いながら、地域の実情に応じた整備に取り組んでまいりました。このことにより、四国8の字ネットワークはもちろん、中山間地域の道路など、その整備は着実に進捗しております。さらに、現在、平成30年に決定された「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」を最大限に活用しながら、治水対策や土砂災害対策などのインフラ整備に集中的に取り組んでいるところです。

しかしながら、四国8の字ネットワークの整備は着実に進捗しているものの、県内にはいまだにミッシングリンクが残っているなど、産業振興といった県の重要政策をさらに推進していく上でも、本県のインフラは十分に形成されているとは言えません。加えて、県内の道路整備などに対しましては、現在も多くの御要望をいただいている上、発生確率が高まる南海トラフ地震や、頻発、激甚化する豪雨災害などを考えると、今後ともスピードを緩めることなく、県内のインフラ整備を推進していかなければならないと考えているところです。

地域の生活を支え、防災・減災対策にも資するインフラ整備を着実に推進していくためには、整備に要する公共事業予算を、将来にわたって安定的にしっかりと確保する必要があります。このため、引き続き国などに対し、地域の実情を踏まえたインフラ整備の必要性を強く訴えながら、公共事業予算の確保に向けて、あらゆる機会を通じて政策提言を行ってまいります。

(総務部長君塚明宏君登壇)

○総務部長(君塚明宏君) 男性職員の育児休業の取得状況と、育児に関する休暇、休業の取得期間についてお尋ねがございました。

知事部局における昨年度の男性職員の育児休業取得率は、過去最高の18.0%となっており、この数値は、国が第4次男女共同参画基本計画

において、今年度までの目標としている13%を大きく上回っております。今年度は、男性職員の育児休業取得をさらに促進するとともに、1か月以上を目途に育児に伴う休暇、休業を取得できることを目指し、高知県職員子育てサポートプランに沿って、育児休業等を取得しやすい環境づくりに取り組んでおります。

具体的には、知事がイクボス宣言を行うとともに、部局ごとに知事との面談を通じて育児休業取得率の目標値を設定し、職員に育児休業等の取得を呼びかけております。こうした取組によりまして、9月末現在で既に昨年度の11名を上回る19名の男性職員が育児休業を取得しております。

一方で、1か月以上の休暇、休業の取得者は、そのうち8名にとどまっている状況です。このため、1か月以上の休暇、休業の取得が進むよう、対象となる職員を早期に把握し、知事から積極的に子育てやパートナーのサポートをするようメッセージを送るあるいは管理職員から子育てに関する休業制度などについて丁寧に説明した上で、1か月以上の取得を奨励する、さらには取得期間に応じて、業務分担の見直しや代替職員の配置など適切なバックアップ体制を講じる、こういった取組をより一層徹底してまいります。

今後とも職員が仕事と子育てを両立できる職場環境づくりに向けて取り組んでまいります。

○2番(土森正一君) 知事はじめ執行部の皆様、本当に御丁寧な御答弁をありがとうございました。

2問目はいたしませんけれども、知事の提案説明の中でデジタルという言葉が15か所以上出てきたと思っております。それは知事の思いを本当に物語っているものであり、これからのますますの、高知県の未来はデジタルにかかっていると思っておりますと同時に、私は女性の活躍も一

緒だと思っております。女性の活躍がこれからの高知や日本を引っ張っていくのが、これは至上命題だと思っておりますので、しっかりと女性の活躍を見ていってほしいと思います。

これで一切の質問を終わりたいと思います。今日はありがとうございました。(拍手)

○副議長(西内健君) 暫時休憩いたします。

午後2時13分休憩



午後2時40分再開

○議長(三石文隆君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案に対する質疑並びに一般質問を続行いたします。

27番田所裕介君。

(27番田所裕介君登壇)

○27番(田所裕介君) 県民の会の田所裕介でございます。議長にお許しをいただきましたので、順次質問をさせていただきます。

令和2年9月16日、菅内閣が誕生し、就任会見にて、国難に直面する現在、政治空白は許されないとし、安倍政権での取組を継承し前へ進めていくと述べられました。安倍政権を継承する上で避けられないのが、憲法改正の議論です。菅総理は自民党総裁選討論会において、建設的な議論が行われる環境をつくっていくことが極めて大事だと述べられ、衆参両院の憲法審査会での議論活性化に取り組むと強調されました。

憲法の在り方は、現在の新型コロナウイルス対策やこれからの地方自治体の在り方、地方自治体と中央政府との関係を考える上で重要です。新型コロナの特別措置法は、都道府県知事に強い権限を与える一方、自治体への財源移譲はなく、財源が豊かでない県は自治体の実情に応じた支援策を講じることが困難な側面があります。

全国知事会では、第92条の地方自治の本旨が抽象的であり、地方自治の規定が第8章の僅か4条であることを背景に、地方自治の基本原則の上で立法の過程に地方の意見を反映させる仕組みづくりに向け、憲法改正の必要性を訴えています。

ウイズコロナの時代において、県の実情に応じた政策を講じるに当たって地方自治体への権限や財源の移譲の必要性について、またこれからの地方自治体の在り方や中央政府との関係について考えたとき、現行憲法の在り方についてどう考えるか、知事に御所見をお伺いします。

新型コロナウイルス対策を通し、地域の実情に合った施策を講じるに当たり、地方自治体の声を中央政府や国政に届け、国と地方自治体の連携を図る必要性がより顕著になりました。国政選挙は、歴史的、政治的、社会的な意義と実態を有する行政単位である都道府県ごとに集約される民意を、国政及び中央政府に届ける一つの手段です。しかし、平成28年の第24回参議院議員通常選挙で合区制が導入され、本県の民意は届きにくくなりました。民意を届けるという観点において、合区解消は真剣に向き合うべき課題です。

全国知事会は合区解消に向け、衆参両院の選挙を定める憲法第47条及び地方公共団体が固有の機能を持つよう規定した第92条の改正による合区解消を求めています。合区の早期解消には様々な可能性を考慮し、憲法改正による合区解消議論とともに、公職選挙法の改正による合区解消についても議論し検討する価値があります。

ウイズコロナの時代、より地方自治体の現状に見合う施策を求められる中、地方の声を中央政府及び国政に届けるという観点において、合区解消にどのように尽力するのか、また現行憲法下での公職選挙法の改正による合区解消について知事に御所見をお伺いします。

文化芸術団体、そしてアーティスト、技術者、スタッフなど芸術に携わる人々に対し、段階的かつ長期的、継続的な支援が必要になります。ライブハウスや劇場などの文化施設は3密状態で芸術を鑑賞する空間でもあり、休業要請の緩和後すぐに以前のような活動が可能になりません。そのため、芸術文化支援では3段階の施策が必要です。

まず、損失に対する緊急支援、次にコロナ対策を講じた上での事業再開への支援、そしてウイズコロナの時代の芸術や新たな表現への取組に対する支援です。現在、本県ではKOCHI ART PROJECTS助成金を設立し、2段階目の再開に向けての支援を開始しました。

高知県文化芸術振興ビジョンの下、文化芸術の力で心豊かに暮らせる高知県を目指す本県では、ウイズコロナの時代の文化芸術活動の在り方をどう考えるのか、また比較的小規模な文化芸術団体に対して、どのような文化芸術の活動再開への支援及び再開後の活動継続への長期的かつ継続的な支援を行っていくのか、知事に御所見をお伺いします。

次に、福祉施設におけるクラスター対策について伺います。

8月24日の全国知事会で行われた新型コロナウイルス対策検証・戦略ワーキングチーム会議の報告書では、クラスターが発生したか否かで各都道府県における患者数が大きく異なるとし、福祉施設などで感染症に対応するリーダーの育成や、職員の感染を想定した外部からの人員派遣体制の構築に取り組む必要性が示されました。本県でも万全のクラスター対策を講じなければなりません。

福祉施設のクラスター対策としては、1に感染予防対策に関わるガイドラインの作成、2に感染症対応リーダーの育成や発生時の対応等について事前の職員研修や訓練の実施、3に職員

の感染を想定した外部からの人員派遣体制の構築、4に入院や施設内での療養も想定した福祉施設での患者発生に備えた医療提供体制の整備が必要です。福祉施設の職員が感染した場合、施設運営に必要な職員の確保が難しくなり、運営が難しくなることが想定されます。事前に福祉施設間で人員派遣の取決めなどを行う必要があります。

クラスター発生時の人員不足を想定した福祉施設での人員派遣の取組について地域福祉部長にお伺いをします。

通所型、訪問型の福祉施設にて感染者が発生した場合、一時的に休業を行う必要性が生じます。その場合、施設利用者が短期間でほかの事業所を探すのは難しく、サービスを受けられない事態が発生することが予想されるため、事業者間で事前に協議し、休業時に利用者を他の事業所が引き受ける体制をつくる必要があります。

通所型、訪問型の福祉施設が休業せざるを得なくなった場合、利用者を他の事業主が引き受ける体制づくりの構築に向けて今後どのように取り組んでいくか、地域福祉部長にお伺いします。

クラスターの早期発見と早期対応は、拡大防止において非常に重要です。しかし、熱中症や季節性インフルエンザなど、他の疾患と新型コロナウイルス感染症の判別が難しい可能性があり、早期発見が難しい点も否定できません。入所型福祉施設では、1人感染者が発生するとクラスターが起こる可能性は排除できません。高齢者や基礎疾患を持つ人は重症化リスクが高い背景も踏まえ、福祉施設利用者や職員に対する検査体制の整備が急がれます。

福祉施設にて感染症の疑われる事例が発生した際に、職員や入居者に対し速やかに全員検査ができる仕組みをどのように構築するのか、また新たな検査体制は福祉施設でのクラスターへ

の迅速な対策においてどのような役割を果たすと考えているのか、健康政策部長にお伺いします。

病床や宿泊療養施設が満床の際、軽症者や無症状者は自宅療養に切り替えざるを得ず、福祉施設でクラスターが発生した際に、軽症者や無症状者は施設内で療養するケースが出てくることも想定されます。そのため、事前に施設内のゾーニング方法や職員の感染対策方法について協議の上、マニュアル作成を行い、研修や訓練を行う必要があります。

福祉施設において軽症者や無症状者の施設内療養を想定したゾーニングや感染対策をどのように促進していくのか、地域福祉部長にお伺いをいたします。

クラスター発生時の早期対応により感染拡大を防ぐため、医師や看護師など専門家を含むコロナ対策専門家チームを設置する県が増えています。神奈川県では医師と看護師で構成される特別チームを設置し、発生時のゾーニング、感染症に関する指導や患者の搬送先の調整などを行っています。長野県、石川県、埼玉県などでもクラスター対策班の設置や検討が行われています。

福祉施設でのクラスター発生時の専門家との連携体制について、また迅速に対応するために専門家を含めた対策チームを設置することについて健康政策部長にお伺いします。

クラスター発生時、災害派遣医療チームDMATや災害派遣福祉チームDWA Tなど災害時に活動する医療・福祉チームの活用が注目されています。そして、感染に特化した制御専門班である感染制御支援チームICATや、精神保健活動の支援を行う災害派遣精神医療チームDPATの注目も高まっています。徳島県や岩手県などでは、既にDMATやICATをクラスター対策に活用しています。

DMAT及びICATの整備の進捗について、またDMAT及びICATを福祉施設のクラスター発生時に活用することについて、活用の利点も含めて健康政策部長にお伺いします。

入居者との近距離での接触が避けられない環境で、福祉施設職員は感染するかもしれない、させるかもしれない緊張感とともに、日々仕事に従事されています。それにもかかわらず、本人や家族に対するデマ、差別的な言動や扱いなどの事例が発生しています。人権を守るため、長野県では新型コロナ関連人権対策チームを結成、山形でも新型コロナによるいじめ・偏見・差別問題対策協議会を設置し対策を始めています。

今後ますます必要になってくると想定される医療施設、福祉施設で働く職員のメンタルヘルスケアについてどのように取り組んでいくのか、地域福祉部長にお伺いします。

そして、職員や施設に対しての新型コロナウイルスにまつわるデマ、中傷、差別に対し本県ではどのように取り組んでいくのか、知事にお伺いをいたします。

次に、在宅医療並びに在宅療養についてお伺いします。

1947年から1949年生まれの団塊の世代が75歳以上になる2025年頃に起こるとされる2025年問題の中で、医療と介護は最も重要な問題であり、地域包括ケアシステムの整備が急がれます。特に、在宅療養、在宅医療は需要が高まっており、大きな役割が期待されます。

本県は、令和元年度全国知事会、在宅医療・介護連携の推進ワーキングチームのリーダー県を務め、また令和元年6月、人生の最終段階における医療・ケア検討会議を設置し、体制整備を進めています。本年度に予定される第7次医療計画及び第7期高知県保健医療計画の中間見直しにおいて、在宅医療推進が最重要テーマの

一つです。

日本医師会は、新型コロナウイルス感染症の流行を背景とし、地域医療構想の実現に向けた検討から、新興・再興感染症への備えという観点から、新興・再興感染症への備えという観点が欠落していたと指摘し、都道府県の医療計画に新興・再興感染症への対応を加えた5疾病6事業を記載するよう厚生労働省医政局に検討を求めています。

新型コロナウイルスの流行を背景とし、新興・再興感染症への備えという観点を踏まえ、ウイズコロナの時代における在宅医療・療養体制の整備をどのように行っていくのか、知事に御所見をお伺いします。

平成29年の県民世論調査では、在宅医療を選択する条件として、急変時に対応できる医療機関があることや往診してくれる医師、看護師がいることが多数回答されています。平成28年高知県在宅医療実態調査によると、訪問診療を担当する医師数別の医療機関数では、診療所及び病院ともに1人が最も多く、訪問診療を行わない理由として、院内人的資源不足が最も多くなっています。そして、患者急変時の対応の困難さが訪問診療を行わない理由として2番目に多く、急変時受入可能病院・有床療養所37か所の全てが入院対応できるとは限らず、今後二次病院の活用も含めた検討も必要となります。

人材不足解消や患者急変時受入れ体制の整備など、訪問診療を行いやすい環境を市町村や関係団体と連携し、どのように整備していくのか、現在までの取組と成果及び今後の課題と取組について健康政策部長にお伺いします。

在宅療養、在宅医療で訪問看護ステーションは重要な役割を担う一方、小中規模の事業者が多く、人材の確保・育成が難しい現状があります。訪問看護ステーション利用者の疾病は脳血管疾患、筋肉骨格系疾患、認知症など多様であり、看護内容も病状観察、リハビリテーション、

介護指導、服薬管理等の医療処置など多岐にわたり、患者のニーズに合わせた高度なスキルを持つ人材育成が必要です。

本県の訪問看護ステーションの規模を踏まえた課題認識、事業継続や人材育成における支援、そして訪問看護ステーションを充実させる取組について健康政策部長にお伺いします。

また、在宅療養、在宅医療は高齢者だけでなく、多様な年齢や疾患の方に対応できる体制構築が必要です。平成29年、これからの精神保健医療福祉のあり方に関する検討会の報告書に、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムという新たな政策理念が明記されました。令和2年、厚生労働省が、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に係る検討会を設置し、体制整備が進んでいます。

それに先立ち、平成26年、良質かつ適切な精神障害者に対する医療の提供を確保するための指針には、精神障害者の居宅等における保健医療サービス及び福祉サービスの提供に関する事項として、多職種チームによる訪問診療、訪問看護、デイケアも含む訪問支援体制の整備や精神科救急医療体制整備が含まれています。

県内の精神疾患に対応できる訪問診療所や訪問看護ステーションの数、これらの体制整備と課題及び緊急時に対応する体制づくりについて地域福祉部長にお伺いします。

小児医療でも在宅医療の需要は高まっています。現行の社会福祉制度は重症心身障害児を念頭に設計されており、医療的ケア児は医療技術の進歩とともに増加する一方で、制度のはざまに置かれてきた背景があります。小児在宅医療は介護保険が適用されず、ケアマネジャーが不在であり、母親など家族の負担が大きくなる傾向があるとの指摘もあります。

本県で、現在小児訪問診療を行う医療機関は5か所、訪問看護ステーションは32か所にとど

まっております。体制の整備が急がれます。医療・看護・介護間での連携による家族の負担を減らすことを含めた小児在宅療養の環境整備、そして病院医と在宅医など在宅医療従事者との連携の促進の上、患者の成長、発達、療育、教育の視点を考慮し、医療的ケアから特別支援教育までを見据えた地域包括ケアシステムの中での医療的ケア児に対する在宅療養の支援体制づくりに取り組んでいるのか、地域福祉部長に今後の具体的な施策も含め、お伺いします。

次に、DVと児童虐待についてお伺いします。

昨年6月、改正児童虐待防止法及び改正児童福祉法が可決、成立し、本年4月から施行されました。しかし、児童虐待のニュースは絶えず、本県でもさらに対策を強化し、スピード感を持って取り組まなければなりません。新型コロナウイルス拡大に伴い、児童虐待やDVなどこれまでも顕在化しづらかった社会問題が、より一層潜在化する懸念が高まっています。

児童虐待は、人との交流が減ることで地域の見守りネットワークが機能しなくなる、また新型コロナウイルス感染症を理由に家庭訪問を拒否する保護者が増えることによる発見の遅れが懸念されます。DVの被害者は外出自粛などで加害者の在宅時間が増え、行政の相談窓口などに助けを求めることがより困難になるのではないかと懸念されます。

ウイズコロナの時代において、以前より顕在化しづらかった児童虐待及びDVを潜在化させず、そしてより早期に対応できるよう、どのように取り組んでいくのか、知事に御所見をお伺いします。

昨年9月定例会本会議において、児童相談所の人材育成及び一時保護所の状態と第三者評価制度の導入についてお伺いをいたしました。平成31年、児童虐待防止対策の抜本的強化について、児童相談所の体制強化、そして第三者評

価など一時保護所を含む児童相談所の業務に対する評価を実施するよう努めるものとすると言われてきました。

この1年間の人材育成を含めた児童相談所の体制づくりと第三者評価の実施についての進捗、及びこの取組から見えてきたさらなる課題と今後の取組について地域福祉部長にお伺いします。

平成31年、児童虐待防止対策の抜本的強化については、DV対応と児童虐待対応との連携強化の必要性が明記されました。背景には、平成30年度虐待の半数以上が心理的虐待であるなど、近年の心理的虐待の増加があります。本県も令和元年度に対応した児童虐待件数458件のうち、心理的虐待が241件の52.6%と最も多くを占めています。DVと関連する児童虐待の一つが、子供の前で配偶者に暴力を振るう、児童虐待防止法に定められた心理的虐待である、面前DVです。虐待の疑いで警察から児童相談所に通告される子供の多くが面前DVで、6年前の約7倍に増加しています。

面前DVに伴う心理的児童虐待を早期に発見し対応するためどのような課題があるのか、そしてDVと心理的児童虐待を関連づけてどのような取組を行っているのか、またこれからどのように支援体制を強化していくのか、地域福祉部長にお伺いします。

平成28年の改正児童福祉法で、児童相談所は市区町村に対する助言、援助や専門的、広域的な対応を要する業務を行い、市区町村は身近な場所における相談、支援を行うとする役割分担が明記されました。しかし、面前DVに関する警察からの通告が児童相談所に集中し、児童相談所の業務負荷の増加につながっている現状があります。

面前DVを含む心理的虐待の増加に伴う児童相談所への通告が増加している背景を踏まえ、県警と児童相談所の連携における現状の取組に

ついて地域福祉部長にお伺いします。

このような背景を踏まえ、今後、より一層児童相談所と市町村の連携強化が必要です。広域を管轄する児童相談所と比較して、市町村のほうが虐待現場までの空間的、時間的な距離が近く、改めて市町村と児童相談所の適切な役割分担の在り方を考える必要があります。

平成30年、児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策にて、市町村と都道府県等の機能分担など支援と介入の機能分化の在り方等について検討するとされ、平成31年、児童虐待防止対策の抜本的強化についてにも、要保護児童対策地域協議会の調整機関における常勤の調整担当者の全市町村配置、児童相談所に配置される市町村支援を担当する児童福祉司等の配置の推進が盛り込まれました。

児童相談所は、市町村との連携体制の強化及び児童相談所、市町村、県警の3者の連携体制の構築、強化に向け、これまでどのような取組をしてきたのか、その進捗と今後の取組も含め地域福祉部長にお伺いいたします。

次に、本県における国土強靱化計画についてお伺いします。

平成25年施行、平成30年に改定された、強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法は、強さとしなやかさを持った安全・安心な国土、地域、経済社会の構築に向け、インフラなどのハード面及びソフト面の整備、そして地域活性化や地方創生までを見据えた施策です。本県では高知県強靱化計画が平成27年に策定され、令和2年6月に改定をされました。国土強靱化アクションプラン2016でグリーンレジリエンスの概念が導入され、自然形態を生かしたグリーンインフラの活用が推進されています。既存のグレーインフラである社会資本の老朽化が進行し、維持管理の担い手が減少する中、自然形態を生かした

グリーンインフラの活用はSDGsにも貢献し、民間資金を呼び込み、環境と共生したインフラ整備や土地利用の推進につながると期待されています。

令和元年には、国土交通省がグリーンインフラ推進戦略を策定し、国土強靱化年次計画2020にもグリーンインフラの活用が盛り込まれました。本県では、2016年三井住友海上火災保険株式会社と全国で初となるグリーンレジリエンスの視点を取り入れた包括協定を締結し、地方創生や防災における強靱化に取り組んでおります。

グリーンインフラを地域活性化にどのようにつなげていくのか、そして今後どのようにグリーンインフラを災害対策などの強靱化に活用していくのか、知事の御所見をお伺いします。

新型コロナウイルスの感染拡大に関連した解雇や雇止めが増加する中、企業が連携して雇用を維持する雇用シェアリングが、今のような緊急時や局所集中的な集中豪雨などの災害時の雇用維持、失業防止に役立つのではないかと期待されています。京都府や三重県など、産業雇用安定センターと連携し取組を始めている自治体もあります。

現在のコロナ禍のような緊急時や災害時における雇用維持、失業防止の観点において、本県にて雇用シェアリングのような取組を行うことの意義について商工労働部長の御所見をお伺いします。

ハード面の整備とともに必要となるのがソフト面の整備です。さらなる対策の必要性を指摘されているのが中小企業が取り組む防災・減災対策です。平成30年、国土強靱化基本計画にてその必要性が指摘され、また令和元年には、中小企業の事業活動の継続に資するための中小企業等経営強化法等の一部を改正する法律が施行されました。2018年8月時点、従業員50人以上の企業のBCP策定率は40.3%であり、第4期南海

トラフ地震行動計画では、2021年度末までに策定率を60%に引き上げる目標が掲げられています。

福祉、観光業のように50人以上の企業でBCP策定がほぼ100%となる業種がある中、BCP策定が十分進んでない業種と、それら業種でのBCP策定を進めるに当たっての課題認識及びBCP策定推進の取組について、また本県において90%以上を占める従業員49人以下の中小企業のBCP策定率を上げるために、どのように取り組んでいくのか、危機管理部長にお伺いします。

BCPの効果を高めるにはBCMが必要です。内閣府、事業継続ガイドライン第3版にはBCMの必要性が示されており、本県の高知県南海トラフ地震対策行動計画第4期でもBCMの促進を図るとされています。中小企業庁によると、4割強が事業継続計画の内容を定期的に再検討、従業員教育や訓練などBCMを行っている一方で、3割弱の企業がBCMを行っていない状況です。

現在、本県においてBCMを行っている商工業者の割合はどの程度なのか、BCMを促進していくために、本県の経済構造や特徴を踏まえどのように取り組んでいるのか、商工労働部長にこれからの展望も含めてお伺いします。

自然災害時の経済停滞の一因がサプライチェーンの寸断です。サプライチェーンにおいて物流の停滞は死活問題であるとし、平成26、27年に国土交通省で、荷主と物流事業者が連携したBCP策定促進に関する検討会が開催され、異業種が互いに連携して対策を進めることが不可欠だとされました。本県の経済は28.1%を占める卸売、小売が中心であり、仕入れ、製造、物流が止まると経済の停滞は避けられないことを考えると、異業種間での連携は必要です。

災害時にサプライチェーンを維持するための

異業種間でのBCP策定への取組、及びBCMの促進を含めた災害時の体制整備への取組について商工労働部長にお伺いします。

新型コロナウイルス感染症を機に、感染症を想定したBCP策定の必要性が高まっています。自然災害と並び感染症が経営上のリスクとなっている一方、感染症を想定したBCPを策定している企業は依然少ない状況です。自然災害時BCPでの被害の対象が主に施設やインフラなどの物であるのに対し、感染症BCPでの被害の対象は人となり、また社会的配慮や問われる責任、事業継続の決定プロセスも異なります。

新型インフルエンザ発生時のBCP策定の指針を中小企業庁が発表するなど、感染症BCP策定が促進されてきましたが、これまで感染症発生時のBCP策定に対してどのような取組を行ってきたのか、また新型コロナウイルス感染症を受けて、感染症BCPの策定促進に今後どのように取り組んでいくのか、商工労働部長にお伺いします。

次に、公文書管理についてお伺いします。

平成23年に施行された公文書等の管理に関する法律は、公文書が健全な民主主義の根幹を支える国民共有の知的資源であるとし、公文書の統一的な管理、保存、利用のルールを規定しています。本県の公文書の運用規定でも公文書等の管理を適切に行うことにより、県政の透明化を推進し、県の有するその諸活動を現在及び将来の県民に説明する責務が全うされるようにし、県政が適正かつ効率的に運営されるようにする必要があると明記されています。しかし、近年ずさんな公文書管理が相次いでおり、国では公文書管理の専門家を認証する新たな制度、アーキビストの認証制度が本年度開始となり、取組を強化しています。本県でもより一層適切な公文書管理に努める必要があります。

公文書管理法で管理の対象となる文書の一つ

が行政文書です。県政の透明化に加え、政策決定の過程や責任の所在を記した公文書である行政文書は、万一県職員が不当な圧力にさらされた場合、職員の身を守るものであります。これらの点を踏まえ、県は適切な公文書管理に努める責任があります。

行政の透明性を担保するとともに、県職員を守るという視点における公文書管理の重要性に対する認識と、県としてどのように公文書管理の運用に取り組んでいるのか、知事にお伺いをいたします。

政策立案などに関わる資料や記録の場合、政策の立案などに関する協議資料、協議記録、メールによる指示が公文書に該当します。高知県の新しい公文書管理制度についてによると、メールによる指示は公用パソコンにある送受信記録及びスマートフォンなど私用の機器のやり取りであっても、職務に関するものは軽微なものを除いて公文書としてみなされています。

メールによる指示では軽微なものを除いて公文書と定めていますが、どのようなものを軽微なものとするのか、その基準について総務部長にお伺いをいたします。

そして、私用の機器でのやり取りで公文書として該当するものの管理はどのように行っているのか、冊子の配付以外による職員への啓発方法も併せて総務部長にお伺いをいたします。

新型コロナウイルス感染症対策として、そして働き方改革の一環として、県庁職員のテレワークを促進しています。また、積極的にデジタル化も進めていく考えです。今後、テレワークの拡充やデジタル化の促進とともに、メールや電話、ウェブ会議などでの連絡や、やり取りの増加が想定され、時代に応じた適切な公文書管理について考え、体制を整備していかなければなりません。

テレワークやデジタル化を促進していく中で、これからの新たな働き方における公文書管理の

仕組みをこれからどのように構築するのか、総務部長に具体的にお伺いをいたします。

適切に公文書管理がなされているか監査により定期的にチェックし、管理体制を改善することが必要となります。2019年、公文書監査室が文部科学省や原子力規制庁など7つの行政機関に聞き取りを行い、内部監査で97%の部署で問題点が発見をされました。本県では、高知県公文書の管理に関するガイドラインにて、知事部局では監査を、知事部局以外の実施機関においても監査もしくは点検を実施することが望ましいとし、チェック体制を整えています。

平成29年に一部改正の、行政文書の管理に関するガイドラインによると、監査責任者は、監査計画、監査要領や監査マニュアルを作成し、計画的かつ効果的に監査を実施し、監査実施後は監査報告書を作成し、文書管理者に必要な改善を促すとともに、監査手法の有効性の検証や評価を行うことが重要であるとしています。監査は専門性が高く、公文書や文書管理について、取扱いなどの知識、また監査の手法の熟知が必要です。

知事部局や実施機関における監査、点検の責任者の公文書管理に対する専門性について、また監査要領やマニュアルの作成など監査体制の整備や、監査、点検において改善点が見つかった際に改善を促す体制整備について総務部長にお伺いをいたします。

本年度が監査、点検の初年度となりますが、監査手法の有効性の検証や評価を今後行うことは想定しているのか、総務部長にお伺いし、第1問とさせていただきます。

(知事濱田省司君登壇)

○知事(濱田省司君) 田所議員の御質問にお答えをいたします。

まず、地方自治体への権限や財源の移譲と、現行憲法の在り方についてお尋ねがございまし

た。

地方自治体が新型コロナ対策や地方創生などを効果的に進めるためには、それぞれ自主性、自立性を発揮しながら、地域の実情に合った取組を行うことが必要であります。このため、これらの施策を推進する上で必要な権限や財源をできる限り移譲し、地方の自由度を一層高めていくことが重要だと考えております。また、その際には、本県のような財政基盤の弱い団体とその他の団体との格差が拡大しないよう、慎重な制度設計が必要だというふうに考えております。

また、地方自治が果たす役割の大きさに鑑みますと、現行憲法において地方自治の規定の少なさ、薄さがあるということは否めないと考えます。このため全国知事会におきましては、平成29年にワーキングチームが設置をされました。憲法における地方自治の在り方に関する報告書が取りまとめられたところであります。この報告書では、憲法第92条の改正により地方自治の本旨を具体化することや、国がその趣旨を尊重しなければならないことなどが提言をされております。

このように、憲法において地方自治の重要性をより明確化するという考え方には、私も大いに賛同するところであります。

次に、現行憲法下での公職選挙法改正によります合区解消への対応についてお尋ねがございました。

合区の問題は、現在対象となっている本県を含め4県にとどまる問題ではございません。今後、人口の減少により合区対象が拡大をし、様々な問題に直面している地方の声がより一層届きにくくなることが懸念をされますので、固定化させてはならないというふうに考えております。

お尋ねのございました現行憲法下での公職選

挙法の改正による合区の解消につきましては、理論的には可能性はあるというふうに考えております。しかしながら、1つには、現行憲法におきましては投票価値の平等、1票の価値の平等が極めて重視をされているということがございます。また、この公選法の改正による場合、例えば参議院議員の定数を増やしていくという手法は、手法としては考えられますが、この定数増については恐らくかなり賛否両論があるということが予想されます。こうしたことを考えますと、公職選挙法改正による対応にはおのずと限界があるのではないかという思いを持っております。

このため、合区問題を抜本的に解決をするためには、やはり地方自治の規定を充実させる形での憲法改正が不可欠ではないかというふうに考えております。これまでも全国知事会などの機会を通じまして、憲法改正による合区の解消を訴えてきており、本年6月に改めて全国知事会での決議が採択をされております。それを受け、7月には関係者への要望活動も行われたところでございます。

今後も国会の動向を注視しながら、全国知事会とも連携し、引き続き合区の解消を強く訴えていかなければならないというふうに考えております。

次に、ウイズコロナの時代におきます文化芸術活動の在り方あるいは活動への支援につきましてお尋ねがございました。

ウイズコロナの時代におきましては、業種別のガイドラインを遵守するなど、感染症対策を徹底した上で、文化芸術活動を行っていくということが必要だというふうに考えております。このため本県では、6月補正で拡充をいたしました助成制度によりまして、文化芸術団体が感染症対策を講じながら活動を再開できるよう、その環境づくりを支援しているところでござい

ます。その効果もあり、先月開幕をいたしました高知県芸術祭では、昨年度よりも参加行事数が増加するといったことがございまして、文化芸術活動が徐々に再開されつつあると、こういう状況を反映したものではないかというふうに考えております。

他方、御指摘もありましたように、感染症の影響が長期に及ぶことも想定をされます。文化芸術活動に対する国の支援策の継続でございませつか、小規模な文化芸術団体などへの支援につきまして、県といたしまして国への政策提言も行ったところであります。今後も、高知県文化財団などと連携をいたしまして、県内の文化芸術団体の状況を把握しながら、文化芸術活動の発表の場の創出などによります支援を行ってまいります。

次に、新型コロナウイルス感染症に関しまして、福祉施設などの職員あるいは施設そのものに対する中傷などへの取組についてお尋ねがございました。

新型コロナウイルスに関連します差別あるいは誹謗中傷は、全国的に問題となっております。本県でも、感染者や濃厚接触者、医療従事者などに対します誹謗中傷などの事例が確認をされているところであります。こうした誹謗中傷などは決してあってはならないと考えております。私からのメッセージの発信あるいは高知県人権啓発センターによります研修、あるいは広報紙を通じました啓発、こういった様々なツールで取り組んでいるところでございます。また、市町村に対しましても、人権への配慮について、住民の方々に対する周知あるいは啓発の取組をお願いいたしております。

今後もこうした研修、啓発に継続的に取り組んでまいりますとともに、県内の感染状況に応じまして、必要な場合には私自身がメッセージを発信するといったことも含め、差別や誹謗中

傷の防止に努めてまいります。

次に、ウイズコロナの時代におきます在宅医療・療養体制の整備をどのように行うのかというお尋ねがございました。

現在、国の社会保障審議会におきまして、新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえた今後の医療提供体制の在り方についての議論が始まっているところであります。その中では、在宅医療を含みます様々な課題に対応できる柔軟性のある医療提供体制の構築を目指すべきといったような指摘もなされているというふうに承知をしております。

より具体的に申しますと、医療機関の受診時の感染を危惧いたしまして、全国的に医療機関への患者の受診控えが課題となっております。その裏返しといたしまして、今後訪問診療あるいは訪問看護など在宅医療への期待が高まっていくのではないかとというふうに考えております。

他方、在宅療養の関係者からは、今後の在宅療養を一層進めていくに当たりましては、医療や介護の従事者と利用者の双方の感染管理を徹底していくということ、あるいはICTを活用した非接触型の情報共有の強化が必要ではないかと、こういったような課題があるというふうにお伺いをしているところでございます。

このため、県といたしましては、在宅医療・介護の事業所などにおきます感染防止対策に要する費用への支援を行っていくということ、あるいは既に施行も始まっております「高知家@ライン」や高知あんしんネットといったICTの活用の普及拡大を図っていきたいというふうに考えております。また、県民の皆様に対しましては、こうした取組により、安心して在宅療養が受けられるということにつきまして、PRや情報提供などに取り組んでまいりたいと考えております。

次に、児童虐待やDV——ドメスティックバイオレンスの早期対応に関する県の取組についてお尋ねがございました。

県内の児童相談所に対します児童虐待の通告件数は年々増加をしており、昨年度は697件で過去最多となっております。このうち、警察から通告のあったもので、家庭内での暴力行為を子供が目撃をした、いわゆる面前DVの事案は124件を占めております。

一方で、コロナ禍での影響がどうかというお話でございますが、本年の3月から6月までの児童相談所への虐待通告件数は、昨年度とほぼ同数となっております。学校や事業所が休業になったということに伴います特段の影響は見られていないということでございます。また、同様に女性相談支援センターに寄せられましたDVの相談者数につきましても、昨年の同期とほぼ同数となっているという状況ではございません。

しかしながら、児童虐待やDVが潜在化しているという可能性も考えられますので、身近な地域におきまして各家庭の変化などに気づき、早期に支援につなげていくということが重要であると考えております。このため、市町村に対しまして、母子保健の担当部署や保育所、学校などと連携をいたしました地域のネットワークによる見守り体制を強化していただきますように、改めて注意喚起を行ってまいりました。こうしたことと併せまして、引き続き児童相談所、女性相談支援センター、警察、市町村などの関係機関が相互に情報共有をし、早期の対応に努めてまいります。

次に、いわゆるグリーンインフラの活用についてお尋ねがございました。

グリーンインフラと申しますのは、御紹介もございましたが、自然環境が有する多様な機能を活用し、持続可能で魅力ある国土・地域づく

りなどを進めていく、そうした取組でございます。本県では、これまでも高知県強靱化計画などに基づき、ハード・ソフトの両面におきまして、このグリーンインフラの考え方に合致するような様々な取組を実施してきております。

具体的には、例えばCLT工法の普及などにつきましましては、木材の需要を拡大し木材産業を活性化させるということを通じまして、森林の荒廃を防ぐ、あるいは森林の持つ国土保全機能を向上させるという効果が期待できますので、こういった地域活性化にも資する取組であるというふうに言えると考えております。

そのほかの例といたしましては、例えば道路ののり面を保護する際には、従来から地元にあります植生を生かしました緑化に取り組んでおります。これによりまして、環境への配慮と地域産業の振興を同時に図ることができると考えておりますし、緑化によりまして保水性の向上によりまして、雨が短時間で流出することも防止できるというふうに考えております。

また、豪雨対策におきましては、現在国と連携をして、河川ごとに流域のあらゆる関係者が共に治水対策を進めていきます、いわゆる流域治水の取組も進めているところでございます。こうした中では、従来行ってきております河川の堤防あるいは排水施設の整備といったことに加えまして、流域におきます自然環境の持つ遊水機能なども含め、流域全体で災害リスクを軽減していく、こういったことに向けた検討を行うことといたしているところでございます。

国のグリーンインフラ推進戦略におきましては、今後も関係省庁や地方との連携により、防災・減災の各施策においてグリーンインフラの視点を取り入れるということが示されております。本県といたしましても、引き続き国の動向も踏まえまして、自然環境が持つ多様な機能もしっかりと生かしながら、防災・減災対策を進

めてまいります。

最後に、県職員を守るという視点における公文書管理の重要性に対する認識、あるいは県としての公文書管理の取組につきましてお尋ねがございました。

本県の公文書管理につきましては、本年4月から高知県公文書等の管理に関する条例が施行されております。この条例に基づきまして、政策の意思決定の過程などを事後に検証ができませんように、職員に文書の作成義務を課してございまして、名称や保存期間などを公文書ファイル管理簿として公表することといたしております。こうした意思決定に関する公文書を作成することは、組織としてこうした意思決定が行われたということを明らかにするものでございまして、これはひいては公務に従事をいたします個々の職員を守ることもつながることになるというふうに考えております。

また、保存期間が満了した公文書につきましては、各実施機関での判断、第2に公文書館長との協議、第3に第三者機関の公文書管理委員会への諮問、こうした三重のチェックをかけることといたしております。その上で公文書館への移管または廃棄を行うこととなります。

このような条例に基づきます公文書管理を徹底することにより、目的といたしております県政の透明性を確保いたしまして、県民の皆様への説明責任を適切に果たしてまいりたいと考えております。

私からは以上でございます。

(地域福祉部長福留利也君登壇)

○地域福祉部長(福留利也君) まず、社会福祉施設においてクラスターが発生した際の人員派遣と、代替サービスの提供についてお尋ねがございました。関連しますので、併せてお答えします。

現在、県では、社会福祉施設におけるクラス

ター発生により職員が不足する事態などに備え、社会福祉施設間の相互支援ネットワークの構築を進めています。具体的には、他の施設から応援職員を派遣することなどにより、職員不足を解消する仕組みで、現在御協力いただける施設を募集しているところです。あわせて、この相互支援ネットワークの中では、休業した事業所に代わって、通所型サービスや訪問型サービスの提供に協力いただける事業所も募集しています。昨日時点で協力の意向を回答いただきました通所型、訪問型の事業所は146施設で、その内訳は高齢者福祉施設が114施設、障害福祉施設は32施設となっています。

こうした代替サービスの提供に当たっては、介護支援専門員が所属する居宅介護支援事業所などに協力事業所の情報を提供し、利用者に適したサービスの利用調整をしていただくこととしています。引き続き、幅広い対応が可能となるよう、相互支援の趣旨に御理解をいただき、ネットワークの拡充に努めてまいります。

次に、福祉施設内での療養を想定したゾーニングや感染対策についてお尋ねがございました。

社会福祉施設で感染者が発生し、施設内で療養することになった場合は、感染した利用者を個室に移動し、非感染者と完全に分離した上で、適切な感染防護策を講じて支援を行う必要があります。そのような事態に備えて、県では国の第2次補正予算を活用して、施設内のゾーニングや防護具の着脱方法など、各施設が実践的な研修を行うための外部専門家の派遣などの費用を助成することとしています。

さらに、感染症の専門家などの御協力をいただき、施設に対して感染防止対策やゾーニング方法などについての個別の助言をいただく取組を進めているところです。また、施設の構造などからゾーニングが難しい場合などには、多床室の個室化や多機能型簡易居室、陰圧装置の整

備など、ハード面についての支援も併せて行うこととしております。

次に、医療施設や福祉施設で働く職員のメンタルヘルスケアについてお尋ねがございました。

県では、心のケア相談窓口を3月に設置し、医療従事者などからの相談に応じ、ストレスへの対処方法の助言など、不安解消に向けた支援を行っています。また、県のホームページに心のケアに関する情報を掲載するとともに、新聞に心のケアを保つ方法や相談窓口の広告を繰り返し掲載するなど、周知と啓発にも取り組んでまいりました。相談窓口には、医療従事者などから、自らが感染するリスクや、二次感染が不安であるといった内容の相談が寄せられていますが、相談窓口につながっていない方は、まだ多くいらっしゃるのではないかと考えています。

このため、SNSの活用などにより引き続き相談窓口の周知を行ってまいります。また、福祉施設などでクラスターが発生した場合に、必要に応じて県立精神保健福祉センターの職員が施設に出向き、メンタルヘルス対策などについて助言を行うなど、支援の強化を図ってまいりたいと考えております。

次に、精神疾患に対応できる訪問診療所等の数や、緊急時の対応についてお尋ねがございました。

県内で精神疾患に係る訪問診療に対応できる病院、診療所は87か所、精神疾患にも対応できる訪問看護ステーションは45か所となっています。こうした医療機関の多くが高知市周辺に集中しており、医療機関の地域偏在が課題となっております。今後、精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築を進めるに当たっては、在宅の精神障害者への支援を充実させることが重要となります。このため、国の補助事業を活用し、精神科医師との連携も含め、多職種によるアウトリーチ支援を広域で実施すること

で、医療機関の地域偏在といった課題にも対応できるよう、検討を進めていきたいと考えています。

また、緊急時の対応としましては、県が委託した9つの精神科医療機関において、休日、夜間に輪番で診察を行っております。加えて、平成30年12月からは精神科救急情報センターを設置し、休日、夜間の電話相談にも対応できる体制を整備しております。

次に、医療的ケア児に対する小児在宅医療体制づくりの取組についてお尋ねがありました。

県では、平成30年度に小児医療を担う病院の医師と在宅医療を担う医師など、医療・福祉・教育関係者を委員とする高知県重症心身障害児者等支援体制整備協議会を設置いたしました。この協議会では、医療的ケア児等の在宅療養に関する課題を共有して、対応策を検討するとともに、関係者相互の連携促進を図っているところです。

県における具体的な取組としましては、まず在宅医療につきましては医療的ケア児がNICU等を退院する際、退院後に確実な在宅支援が受けられるようカンファレンス等を実施しております。また、退院後に関わる訪問看護ステーションに対しては、適切なケアが受けられるよう小児在宅看護に関する技術援助を行っております。このほか、高知県立大学へ寄附講座を設置し、訪問看護師を育成することで小児在宅医療の教育にも取り組んでいます。

さらに、家族に対する支援については、訪問看護師による通院時の付添い支援などのこれまでの取組に加え、今年度からは訪問看護師が自宅に出向き、一定時間家族のケアを代替することで家族が休息できるよう支援する取組を進めております。

今後は、昨年度から養成している医療的ケア児等のケアマネジャーとなるコーディネーター

による、退院前からの一貫した相談支援体制づくりに取り組んでまいります。

次に、児童相談所の体制と第三者評価の進捗と課題、また今後の取組についてお尋ねがございました。

児童相談所では、本年度から市町村支援と里親支援を担当する児童福祉司をそれぞれ2名増員し、市町村における個別ケースワークや里親委託児童の支援の充実に向け、よりきめ細かく取り組んでいるところです。こうした中、本県の児童相談所は若手の児童福祉司が多いことから、課題を一人で抱え込むことのないよう、指導・援助体制を充実することが必要です。このため、指導、教育を担うスーパーバイザーを国基準を上回って配置しており、OJTによる指導育成に引き続き取り組んでまいります。

また、一時保護所の第三者評価については、本年8月から外部の評価機関に委託して実施しているところです。一時保護所の運営に際しては、子供の状況に適した環境での生活やケアの質を確保していくことが必要です。このため、今後も定期的に第三者評価を実施し、施設運営のさらなる質の向上に努めてまいります。

次に、面前DVに伴う心理的虐待についてお尋ねがございました。

面前DVによる心理的虐待は、子供の心や身体の成長に大きな影響を与えていると言われております。そのため児童相談所では、子供の脳へのダメージを整理したリーフレットを用いて保護者に対して指導を行うなど、よりよい子育てができるよう支援しています。

こうした面前DVは、周囲が気づきにくく、DV被害者からSOSも出づらいことから、表面化しにくいことが課題と考えられます。このため、先ほど知事からお答えしましたように、身近な地域で子育て家庭の変化などに気づき、早期に支援につなげていくことが重要です。

こうしたことから、母子保健担当部署や保育所、学校等と連携した地域のネットワークによる見守り体制の強化に向け、引き続き市町村を支援してまいります。

次に、警察と児童相談所の連携体制についてお尋ねがございました。

本県では、平成20年度から毎月新規の虐待ケースについて警察と全件共有するなど、警察と児童相談所の連携体制の構築に全国に先駆けて取り組んできたところです。また、児童虐待への対応を強化するため、警察OB職員を配置し、家庭訪問の際の同行等を行ってまいりました。さらに、本年度からは新たに現職警察官2名を中央児童相談所に配置し、迅速に情報共有を行えるようにするなど、警察と児童相談所の連携強化に取り組んでいます。

最後に、児童相談所、警察、市町村の連携体制についてお尋ねがございました。

平成28年に改正された児童福祉法では、市町村は要保護児童の在宅支援業務を行うことが明確化され、重要な役割を担うこととなりました。また、要保護児童などに関し、関係者間で情報共有と支援の協議を行う要保護児童対策地域協議会は、平成20年度に全市町村に設置され、警察や児童相談所もその構成員となっています。

本県では、平成28年度にこうした市町村の取組を支援するため、全国に先駆けて中央児童相談所に専任職員による市町村支援チームを設置いたしました。このチームが、市町村職員の経験などに応じた研修や個別ケースへの指導・助言を行うなど、市町村職員の対応力の強化に取り組んでいるところです。

今後は、さらに市町村の相談支援体制を強化するため、現在5市町に設置されている子ども家庭総合支援拠点を全市町村に設置できるよう支援を行ってまいります。

(健康政策部長鎌倉昭浩君登壇)

○健康政策部長（鎌倉昭浩君） まず、福祉施設で感染症の疑われる事例が発生した際の対応の仕組みや、施設でのクラスターへの迅速な対策における新たな検査体制の役割についてお尋ねがございました。

県では、県内福祉施設においてクラスターが発生したことを受け、8月17日に社会福祉施設等に対して感染拡大防止対策についての通知を発出し、改めて感染が疑われる状態をより早期に把握することや対応の徹底を呼びかけたところです。

その中で、特に日頃からの利用者及び職員の検温等による体調管理に加え、入所者が体調の変化を自発的に伝えることが難しい場合も想定され、ふだん接している職員の気づきが非常に重要であることから、積極的に職員間や施設の協力医等との情報共有に努めていただくようお願いをいたしました。

検査に関しては、その県内福祉施設でクラスターが発生した際には、保健所がゾーニングや濃厚接触者の把握をし、PCR検査や陽性患者の入院調整を行うことにより、感染拡大防止を図りました。

一方、8月から新たな診療・検査体制として、検査協力医療機関の体制を構築しています。入所者に感染を疑う症状があった場合には、漏れなく、かつ速やかに検査協力医療機関につなぎ、必要な検査を実施することがクラスターの発生を防ぐために必要です。福祉施設の対応には、施設の協力医や身近な医療機関が検査協力医療機関になっていただくことが望ましいですが、そうでない場合も、入所者等に発熱等の症状が出た際に速やかに検査が行える連携体制を確立するよう、関係者に働きかけてまいります。

次に、クラスター発生時の専門家との連携体制と専門家を含めた対策チームの設置についてお尋ねがありました。

福祉施設でクラスターが発生した際には、まずは保健所が感染状況の初期評価を行い、その評価に基づき、施設側と協議をしながら、感染者及び接触者への対応や施設での感染防止対策等を決定いたします。そして、必要と判断した場合には、専門家による支援も受けられる体制を整えています。

具体的には、健康政策部の関係各課で構成する新型コロナウイルス感染症医療調整本部において全庁的な対応策を検討し、専門家の助言や実地支援が必要と判断した場合には、高知県感染症対策協議会や高知県医療関連感染対策地域支援ネットワーク会議といった、感染症や感染管理に係る専門家で構成する協議体や、現場での患者搬送や必要物資の調整等のスキルを持つDMATチームなど、課題に応じた各分野の専門家に支援を求め対応することとしています。

こうした本県でのクラスターへの対応体制は、議員からお話のありました、医師や看護師をはじめとする様々な分野の専門家を含めたクラスター対策チームと同じような機能を有すると考えております。したがって、現時点ではさらに新たに対策チームを設置する必要性は感じていないところでございます。

次に、DMAT及びICATの整備の進捗と、DMAT及びICATを福祉施設のクラスター発生時に活用することやその利点についてお尋ねがございました。

DMATにつきましては、県内20のDMAT指定医療機関と派遣に関する協定を締結しており、クラスターが発生した際には必要に応じてこの協定に基づき、患者搬送などの支援を行うために派遣することとしています。また、ICATについては、高知県医療関連感染対策地域支援ネットワーク会議と連携して、感染管理を専門とする医師や看護師による実地指導などを行う仕組みを活用して対応することとしており、

クラスターが発生した高知市内の福祉施設の実地指導を行ったところでございます。

こうしたチームを活用することは、医療機関に比べて医療提供体制や感染防御機能が脆弱な福祉施設での対応が強化できるとともに、感染拡大を最小限にとどめることができるという利点があると考えております。

次に、訪問診療を行いやすい環境整備について、現在までの取組と成果、今後の課題と取組についてお尋ねがございました。

まず、人的資源不足を解消するために、これまで在宅医療を始めようとする医療機関が在宅医療に関する研修を行う際の費用支援のほか、訪問看護師の育成、さらに地域と病院の多職種が連携するための人材養成などに取り組むとともに、「高知家@ライン」を活用した、在宅医療に関わる従事者の業務の効率化にも取り組んでまいりました。

また、患者急変時への対応として、在宅で急性増悪した患者の受皿である地域包括ケア病床の整備への支援や、円滑に在宅への移行を目指すための入退院支援事業で、入院医療機関と在宅医療を行う医療機関との連携の強化を図ってきたところでございます。

こうした取組を通じて、訪問看護師の人数や訪問看護の実施件数は増加をしておりますが、訪問診療を行っている医療機関や在宅療養支援診療所の施設数は伸び悩んでいることから、来年度に向け、新たに在宅医療に取り組む医療機関や拡充を行う医療機関へのさらなる支援策について検討したいと考えております。

また、市町村において在宅医療・介護連携に関する相談支援や地域住民への在宅療養に関する普及啓発を円滑に推進できるよう、福祉保健所が郡市医師会等の関係団体との調整を行うなど、在宅医療・介護を一体的に提供できる体制の構築を支援してまいります。

最後に、県における訪問看護ステーションの規模を踏まえた課題確認や訪問看護ステーションを充実させる取組についてお尋ねがございました。

本県には、71の訪問看護ステーションがありますが、そのうち訪問看護師が7人未満の中小規模のステーションが87%を占めており、全国平均の82.1%よりも高い状況となっています。また、中山間地域には訪問看護ステーションが少なく、高知市、南国市に6割が集中し、不採算となりがちな中山間地域への遠距離訪問に対応せざるを得ないということなどが、経営上の課題として挙げられます。

このため、遠距離の訪問看護に対し、診療報酬や介護報酬に県独自の上乗せ補助をすることや、訪問困難な事例に対応する小規模ステーションに対して、訪問看護連絡協議会が知識や技術をサポートする体制への補助等を通じて、中小訪問看護ステーションの事業継続を支援しております。

人材育成については、高知県立大学、高知県看護協会、高知県医師会等と連携をして、本県独自の訪問看護能力段階別研修体系を作成し、新卒、新任から看護管理者、地域看護のスペシャリストまで、看護師のレベルに応じた研修を実施しております。

一方、在宅医療を一層推進するためには、質の高い訪問看護を提供する機能強化型訪問看護ステーションの確保といったことも必要だと考えます。訪問看護ステーションには、それぞれ得意な領域があることから、まずは各訪問看護ステーションが相互に連携し、相乗効果を発揮できるよう助言や調整を行ってまいります。また、併せて医療機関等ともさらに連携し、機能強化型訪問看護ステーションの増加に向けての方策についても検討していきたいと考えております。

(商工労働部長沖本健二君登壇)

○商工労働部長(沖本健二君) まず、本県において雇用シェアリングを行うことの意義についてお尋ねがございました。

コロナ禍の現在においては、これまで国の雇用調整助成金等の支援により労働者の雇用を維持し、失業を防止する政策が行われてきました。一方、雇用調整助成金の特例措置は来年1月より段階的に縮減していくという方向性が示されており、厚生労働省の来年度概算要求では、労働力移動を支援するメニューが盛り込まれております。つまり、今後国の政策は助成金等の給付から雇用シェアリングといった労働力移動に対する支援に移行してくるものと予想されます。

現在、雇用シェアリングに関しては、公益財団法人産業雇用安定センターが主体となった支援が全国で展開されておりますし、これに加えて、県内においては金融機関が主体となった人材マッチングなどが行われております。また、他県の例としましては、お話にありました京都府や三重県のように産業雇用安定センターや経済団体と連携した取組が行われております。

雇用シェアリングは、労働力を移動させることにより雇用の維持を図り、失業の防止につながるものであり、コロナ禍のような緊急時や災害時における事業活動の継続の観点から大変有益なものであると考えております。一方で、労働条件が異なる企業間において様々な取決めを定めておく必要があるなど、その実現には課題も多く、容易にはいかないものと認識をしており、実際に先ほどの京都府や三重県でも現時点でマッチングの実現には至っておりません。

県としましては、引き続き国や関係機関から情報収集を行いますとともに、望ましい形での雇用シェアリングの実現に向けて一層の連携を深めてまいります。

次に、本県の商工業者におけるBCMの実施割合と促進に向けた取組の展望についてお尋ねがございました。

従業員50人以上の県内の製造業及び卸・小売業といった商工業者264者のうち、BCP策定済みは181者で69%となっておりまして、令和3年度末の目標であります70%は十分に達成できるものと考えております。

このうち、昨年度実施したBCMの訓練ノウハウを身につける講座に御参加いただいた事業者を含めまして、54者がBCMの実践に取り組んでおります。したがって、従業員50人以上の事業者では、BCPを策定している商工業者のうち30%がBCMに取り組んでいることとなります。一方、県内の事業者のほとんどを占めます従業員49人以下の企業につきましては、BCP自体の策定が進んでおらず、おのずとBCMの実施率も極めて低いものとなっております。

議員御指摘のとおり、策定したBCPをより実効性の高いものとするためには、計画内容の定期的な見直しや計画に基づく社内教育などを行うBCMが重要となります。そのため従業員50人以上の事業者に関しましては、現在30%となっておりますBCM実施率を高めていく取組が必要となりますし、従業員49人以下の事業者におきましては、まずはBCPの策定に着手していただきますとともに、BCMの実施を併せて推進していく必要があると考えております。

県としましては、多くの事業者が所在する高知市や税理士会、さらにはノウハウを有する民間企業と連携して、まずは経営者に対しBCMの重要性を理解していただく取組を進めますとともに、実践講座などを数多く開催することで、BCMの実施率を高めていきたいと考えております。

次に、サプライチェーンを維持するための異

業種間でのBCPの策定及びBCMの促進についてお尋ねがございました。

東日本大震災の発生時には、サプライチェーンの寸断が経済活動や国民生活に多大な影響を及ぼしましたし、今回の新型コロナウイルス感染症の拡大では、世界の生産拠点となっている中国のサプライチェーンが寸断され、マスクが入手困難になったことは記憶に新しいところです。サプライチェーンには、製造業や運送業、卸・小売業などの多くの企業が関わっておりますことから、1つの企業が事業活動を停止した場合には、連鎖的に他の企業の活動にも大きな影響を及ぼすことになります。

そのため、各企業が単独で取り組むのではなく、取引先が被災した場合も想定し、サプライチェーンを構成する企業が連携して対策を進めていくことが必要となります。そうしたことから、国においては、荷主と物流事業者の人的な応援・支援体制の整備や、入在庫管理システムの共有化などがBCP策定ガイドラインとして示されております。

県におきましては、国のガイドラインも踏まえ、経営者の積極的な関与を促すとともに、取引先と連携して取り組むべき事項の把握、BCPへの反映、さらには訓練による実効力の向上を通して、継続的にBCPの内容の検証及び見直しを行うBCMが実施できますよう取り組んでおります。

引き続き、BCPの普及啓発セミナーや策定講座並びにBCMの実践講座などを通じて、他企業との連携の重要性を御理解いただくことで、サプライチェーンを構成する企業の連携による災害時の体制整備を進めてまいります。

最後に、感染症BCPの策定促進に向けた取組についてお尋ねがございました。

感染症のBCPにつきましましては、平成21年に国から新型インフルエンザ対策のBCP策定指

針が示されており、一部の事業者ではそれに沿った形で感染症対策を盛り込んだBCPを策定しておりますが、事業者全体としては非常に少ないのではないかと考えております。新型インフルエンザは約1年2か月で収束した一方で、平成23年には東日本大震災が発生し大きな被害をもたらしました。そのため本県におきましては、南海トラフ地震や台風などの自然災害を喫緊のリスクとして捉え、まずはこれに備えたBCPの策定促進に取り組んでまいりました。

しかしながら、今回のように感染症が県内事業者に与える影響の大きさを鑑みますと、感染症に対応したBCPの策定については、積極的に進めていく必要があると考えております。このため、既に示されております新型インフルエンザに係る指針や今後国から示される通知なども参考にしながら、より多くの事業者に事前の対策を行っていただけますよう、市町村や関係機関とも連携して、感染症BCPの啓発や策定の支援に取り組んでまいります。

(危機管理部長堀田幸雄君登壇)

○危機管理部長(堀田幸雄君) BCPの策定率向上に向けた取組についてお尋ねがございました。

企業が事業継続を図るためのBCPを策定しておくことは、南海トラフ地震などの大規模災害発生後、経済活動を早期に復旧・復興するために大変重要です。そのため県では、従業員50人以上の事業者や災害時に重要な役割を担う災害拠点病院などを中心に、BCP策定の支援を進めてきました。こうした取組を進める中でも、病院の策定率は52%、従業員50人以上の商工業者は69%、建築事業者は多くの個人経営や小規模事業者を含めて23%となっているなど、業種によって進み具合に差がございます。策定する上での課題としては、ノウハウがない、時間的余裕がない、人手が足りないなどが業種を問わ

ず言われています。

こうした課題も踏まえ、県では、BCP策定の手引の作成や先行事例の紹介、実際にBCPを策定する講座の開催など、策定を促進するための取組を実施しています。

一方、社会福祉施設や宿泊施設などでは、既に従業員50人以上の事業者の策定は進んでおり、現在従業員49人以下の事業者についても策定していただけるよう、対象を拡大して取組を進めております。例えば、従業員49人以下の施設の策定率が27%の児童養護施設等では、民間保険会社の講師による研修を開催するなど、令和3年度末までに全施設で策定できるよう取り組んでいますし、策定率が7%の宿泊施設では、従業員30人以上の施設を毎年10社、優先的に選定して個別支援を行っております。

また、策定が十分に進んでいないその他の業種につきましても、従業員50人以上の事業者の策定を進めながら、順次49人以下の事業者に対して支援を実施してまいります。さらに、今後は従業員が数名程度でBCPの策定が困難な小規模な事業者に対しましても、簡易なBCPのフォーマットを周知するなど、事業継続に向けた取組を支援してまいります。

(総務部長君塚明宏君登壇)

○総務部長(君塚明宏君) 公文書について、まずメールによる指示に関し、軽微なものとみなす基準と私用の機器に関する御質問がございました。関連しますので、併せてお答えいたします。

まず、軽微なものについては、本県の公文書の管理に関するガイドラインにおいて、日程の調整、問合せなど、電話やメモ等に代わる手段としてメールを用いたときが、これに該当すると定めております。

次に、私用の機器でのやり取りについては、職務に関するものは軽微なものに該当する場合

を除いて、意思決定の過程が分かる公文書として、原則としてメールを受けた側でプリントアウトして保存することとなります。この扱いにつきましては、いつでも確認できますよう、ガイドラインを職員向けイントラネットの掲示板に掲載するとともに、研修などで徹底してまいります。

次に、新たな働き方における公文書管理の仕組みについてお尋ねがございました。

国においては、新たな国立公文書館の開館を目指す2026年を目途として、公文書の本格的な電子的管理に移行するとし、管理の手順について検討を進め、必要となる仕様等を整理しつつ、可能なものから順に実施に移すとしております。県としましても国の動向を注視しながら、公文書の電子的管理に取り組んでまいります。

一方で、テレワークを実践する上では、業務に必要な書類の全てを電子データとして作成していく必要があります。このため、電子データを保存する際の共有フォルダへの全庁統一の格納ルールを整備するなど、対応を進めてまいります。こうしたことは、公文書の電子的管理への移行にも資するものと考えております。

最後に、監査、点検の責任者の専門性や監査体制、改善を促す体制の整備と監査手法の有効性の検証や評価についてお尋ねがございました。関連しますので、併せてお答えいたします。

まず、ガイドライン及び各実施機関が定める公文書管理規程におきましては、文書管理者が所属の公文書管理の状況を毎年度1回点検を行い、総括文書管理者に報告するとともに、その点検結果を踏まえて、監査責任者が計画的かつ効果的に監査を行うこととなっております。現在、このための点検マニュアルや監査マニュアルについて順次整備を行っているところであります。今年度につきましては、条例の施行から1年を経過していないため、実地の調査や試行

的な監査を行う予定としております。

次に、各実施機関における監査責任者については、原則として第三者機関である公文書管理委員会に諮問して、次長等の職にある者か公文書館長を充てることとしております。これら監査責任者や文書管理者の公文書管理に対する専門性を高めるため、一般的な職員向けの研修に加えまして、階層別の研修を行うことも計画しております。

また、点検及び監査の結果は総括文書管理者に報告され、例えば公文書の作成抜かりなどの改善すべき点があった場合には、総括文書管理者が文書管理者に対し作成を求めるなど必要な措置を講じることとしております。さらに、監査結果については、公文書管理委員会へ報告することを予定しておりまして、その中で委員の方々から監査手法の有効性などについても御意見をいただくことになるものと考えております。

いずれにせよ、点検や監査の手法や体制につきましては、実績を積み重ねていく中で必要な見直しを行い、公文書管理委員会への諮問などを経て、ガイドラインに反映させていくことを考えております。

○27番（田所裕介君） 非常に前向きな答弁を本
当にありがとうございました。

まず、児童虐待とDVの件をお伺いさせて
いただきまして、高知県は本当に全国から比べて
も非常に体制整備も含めて——また第三者評価
の件もお話しいただきました。非常に先進的に
先駆けて取組を強化されているという受け止め
をさせていただきました。

また、県警との連携も含めて、また第三者評
価も業務委託にて実施をされているというこ
とでございますので、しっかりと検証も含めて体
制構築はできた——しっかりと運営と検証をし
ていきながら、やっぱりそういう子供、またD
Vでお悩みの方々をしっかりと助けられるような

体制を構築していただきたいと思います。引き
続き、よろしく願いをいたします。

商工労働部長から雇用シェアの件をお話し
いただきました。おっしゃられていたとおりで
ございまして、非常に多岐に可能性を持った取組
であると。あと、先ほど三重県と京都府の件の
まだ実績がないというお話ございました。おっ
しゃるとおりで、今の現状を踏まえてと、高知
県の現状を踏まえた中で非常に前向きな御答弁
をいただいたと、そのようにお受けをしており
ます。

繰り返しになりますが、先ほど——非常に多
岐に可能性があるという僕もこの取組は思ってお
るところでございます。現状いろいろと模索をし
ながら、連携機関といろいろ情報交換すること
と、ユニットのような体制がつかれんかとか、
県が、そこが役割を果たせないかとかというよ
うな、ちょっと状況を何とかそういう塊ででき
ないかとか、そういうのを模索しながら検討を
重ねていただきたい、このように思っており
ます。

それと、BCP、BCMについてお話をいた
いただきました。BCP策定は、どの業種もそれぞ
れ事情がある中、また企業の状況も違います。
その中で、非常に前向きに進められていらっしゃる
というところをお伺いしました。また、BC
P策定。BCPはあくまで計画でありまして、
BCMというところでしっかりと運用していく
ことが大事になります。そこへの取組のやっば
り前向きな姿勢というのも非常に感じられまし
た。そこはこれからもしっかりと前へ進めてい
ただきたいと思っております。

また、お話の中にもありましたが、高知県は
やっぱり中小の、小規模の事業者が非常に多
うございますので、そういうところで最後御紹介
がありました簡易版のBCPの策定であるとか
というところを、どんどんどんどん進めてい

ただきたい。やっぱり、特にこういうコロナとかになると小さいところから早く影響を受け出しますので、そこをしっかりと事業継続ができるように支えていただきたいと思います。

それと、2問目に移らせていただきたいと思います。知事にお伺いをさせていただきたいと思います。

憲法改正の議論について、現行憲法の在り方というところで非常に丁寧な御答弁をいただいたとっております。その件で、内容等、非常に私も承知しておるところでございますが、全国知事会の議論のことがちらほらと出ておりました。その中で、それもしっかり受けた上での知事のお考えという解釈でよろしいのかというところをまずお伺いさせていただきたいと思っております。

それと、公文書管理。総務部長にお伺いをさせていただきたいと思っております。公文書の件、非常に丁寧に対応されている。また、監査に関しては初年度ということで、これからしっかりと取り組んでいくところでございます。デジタル化に備えてやっぱり公文書の在り方、管理というのは非常に変わってくると思っておりますので、ここをもう少し詳しく教えていただけたらと思っております。よろしく願いいたします。

以上です。

○知事（濱田省司君） 憲法改正に関しましての全国知事会の案についてでございます。

これは、御指摘がございましたように、全国知事会のほうで作成をされました案を前提にして、本日御答弁を申し上げております。全国知事会のほうでは、地方自治の憲法に関する規定を充実していくということと言わばセットで、せっかく二院制を取っている以上は、衆議院については人口比例原則を重視するにしても、第二院であります参議院については地方の府といえますか、地方公共団体を代表するという性格

を持っていくということで、衆議院ほどは人口比例原則を尊重しなくていいのではないかとこの考えの下に草案全体が設計されていると思います。

そういった意味を前提にいたしまして、本日御答弁申し上げます。

○総務部長（君塚明宏君） 公文書の電子的管理のところでもございました。国のほうで基本的な方針というのが今年の3月に出ております。その中で、国の方針がどうなっているかといいますと、電子的管理というのは公文書管理を確実に、効率的に実施する上で有効な手段ではあるけれども、やはり情報通信技術というのは日進月歩で進展しておりますので、長期間保存していくための利用可能とするための、技術的な問題、セキュリティーの問題、こういったものを検討していくというように書いてあります。やはり我々とするところの方向性を見ながらでないと、なかなか公文書の電子的管理というのは、最後のゴールというのはなかなか見づらいただろうと考えております。

その上で、国のほうの当面の対応といたしましては、やはり電子的作成した文書をどうやって保存していくか、体系的に管理をしていく、あるいはその後検証するためにどうやってその文書を探しやすくするか、こういったものを取り組もうということも方針に定められております。この部分が、先ほど私のほうから答弁いたしました、共有フォルダなどの統一的なルールを定めて管理できるようにしていくというものでございます。

国のほうでの対応を見ながら、県といたしましてもやはりデジタル化、その文書の整理、管理というのは必要だと思っておりますので、ここをしっかりと進めていきたいと思っております。

○27番（田所裕介君） 全ての質問において前向きに、またかつ丁寧に御答弁いただき、本当に

令和2年10月1日

ありがとうございました。新型コロナ感染症対策並びに経済の回復に全力で取り組まれておる知事並びに執行部、そして県職員の皆様に改めて敬意と感謝を申し上げるところでございます。

この新型コロナウイルス対策、そして県民のやっぱり生活回復とさらなる備えというところで、様々な対策と施策を検討を講じながら取組をされているというところが、ひしひしと伝わってきたところでございます。引き続きの取組をお願いするとともに、私も微力ながら全力で尽力させていただきたい、このように思いますので、どうかよろしくお願いを申し上げます。

そのことを申し上げまして、一切の質問を終了させていただきます。どうもありがとうございました。(拍手)

○議長（三石文隆君） 以上をもって、本日の議事日程は終了いたしました。

明2日の議事日程は、議案に対する質疑並びに一般質問であります。開議時刻は午前10時、本日はこれにて散会いたします。

午後4時15分散会

令和2年10月2日（金曜日） 開議第4日

出席議員

1番 上 治 堂 司 君
 2番 土 森 正 一 君
 3番 上 田 貢太郎 君
 4番 今 城 誠 司 君
 5番 金 岡 佳 時 君
 6番 下 村 勝 幸 君
 7番 田 中 徹 君
 8番 土 居 央 君
 9番 野 町 雅 樹 君
 10番 浜 田 豪 太 君
 11番 横 山 文 人 君
 12番 西 内 隆 純 君
 13番 加 藤 漠 君
 14番 西 内 健 君
 15番 弘 田 兼 一 君
 16番 明 神 健 夫 君
 17番 依 光 晃一郎 君
 18番 梶 原 大 介 君
 19番 桑 名 龍 吾 君
 20番 森 田 英 二 君
 21番 三 石 文 隆 君
 22番 山 崎 正 恭 君
 23番 西 森 雅 和 君
 24番 黒 岩 正 好 君
 25番 大 石 宗 君
 26番 武 石 利 彦 君
 27番 田 所 裕 介 君
 28番 石 井 孝 君
 29番 大 野 辰 哉 君
 30番 橋 本 敏 男 君
 31番 上 田 周 五 君
 32番 坂 本 茂 雄 君
 33番 岡 田 芳 秀 君
 34番 中 根 佐 知 君
 35番 吉 良 富 彦 君

36番 米 田 稔 君

37番 塚 地 佐 智 君

欠席議員

なし

説明のため出席した者

知 事 濱 田 省 司 君
 副 知 事 岩 城 孝 章 君
 総 務 部 長 君 塚 明 宏 君
 危機管理部長 堀 田 幸 雄 君
 健康政策部長 鎌 倉 昭 浩 君
 地域福祉部長 福 留 利 也 君
 文化 生活 岡 村 昭 一 君
 スポーツ部長
 産業 振興 井 上 浩 之 君
 推進 部長
 中山間振興・ 尾 下 一 次 君
 交通 部長
 商工労働部長 沖 本 健 二 君
 観光振興部長 吉 村 大 君
 農業振興部長 西 岡 幸 生 君
 林業 振興・ 川 村 竜 哉 君
 環境 部長
 水産振興部長 田 中 宏 治 君
 土 木 部 長 村 田 重 雄 君
 会 計 管 理 者 井 上 達 男 君
 公 営 企 業 局 長 橋 口 欣 二 君
 教 育 長 伊 藤 博 明 君
 人 事 委 員 長 秋 元 厚 志 君
 人 事 委 員 会 長 原 哲 君
 事 務 局 長
 公 安 委 員 長 古 谷 純 代 君
 職 務 代 理 者
 警 察 本 部 長 熊 坂 隆 君
 代 表 監 査 委 員 植 田 茂 君
 監 査 委 員 長 中 村 知 佐 君
 事 務 局 長

事務局職員出席者

事務局長 行宗昭一君
事務局次長 織田勝博君
議事課長 吉岡正勝君
政策調査課長 川村和敏君
議事課長補佐 馬殿昌彦君
主 幹 春井真美君
主 査 久保淳一君



議事日程(第4号)

令和2年10月2日午前10時開議

第1

- 第1号 令和2年度高知県一般会計補正予算
- 第2号 令和2年度高知県流域下水道事業会計補正予算
- 第3号 令和2年度高知県病院事業会計補正予算
- 第4号 知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第5号 漁業法等の一部を改正する等の法律の施行による漁業法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例議案
- 第6号 高知県手数料徴収条例の一部を改正する条例議案
- 第7号 ふぐ取扱い条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例議案
- 第8号 高知県立高等技術学校が実施する普通職業訓練の基準等を定める条例の一部を改正する条例議案
- 第9号 高知県手数料徴収条例及び高知県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例議案

- 第10号 高知県漁港管理条例の一部を改正する条例議案
- 第11号 県有財産(教学機器)の取得に関する議案
- 第12号 損害賠償の額の決定に関する議案
- 第13号 令和元年度高知県電気事業会計未処分利益剰余金の処分に関する議案
- 第14号 令和元年度高知県工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分に関する議案
- 報第1号 令和元年度高知県一般会計歳入歳出決算
- 報第2号 令和元年度高知県収入証紙等管理特別会計歳入歳出決算
- 報第3号 令和元年度高知県給与等集中管理特別会計歳入歳出決算
- 報第4号 令和元年度高知県旅費集中管理特別会計歳入歳出決算
- 報第5号 令和元年度高知県用品等調達特別会計歳入歳出決算
- 報第6号 令和元年度高知県会計事務集中管理特別会計歳入歳出決算
- 報第7号 令和元年度高知県県債管理特別会計歳入歳出決算
- 報第8号 令和元年度高知県土地取得事業特別会計歳入歳出決算
- 報第9号 令和元年度高知県国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算
- 報第10号 令和元年度高知県災害救助基金特別会計歳入歳出決算
- 報第11号 令和元年度高知県母子父子寡婦福祉資金特別会計歳入歳出決算
- 報第12号 令和元年度高知県中小企業近代化資金助成事業特別会計歳入歳出決算
- 報第13号 令和元年度高知県流通団地及び工業団地造成事業特別会計歳入歳出決算
- 報第14号 令和元年度高知県農業改良資金助成

事業特別会計歳入歳出決算

報第15号 令和元年度高知県県営林事業特別会計歳入歳出決算

報第16号 令和元年度高知県林業・木材産業改善資金助成事業特別会計歳入歳出決算

報第17号 令和元年度高知県沿岸漁業改善資金助成事業特別会計歳入歳出決算

報第18号 令和元年度高知県流域下水道事業特別会計歳入歳出決算

報第19号 令和元年度高知県港湾整備事業特別会計歳入歳出決算

報第20号 令和元年度高知県高等学校等奨学金特別会計歳入歳出決算

報第21号 令和元年度高知県電気事業会計決算

報第22号 令和元年度高知県工業用水道事業会計決算

報第23号 令和元年度高知県病院事業会計決算

報第24号 県有財産（個人防護具）の取得の専決処分報告

第2 一般質問
(2人)



午前10時開議

○議長（三石文隆君） これより本日の会議を開きます。



諸般の報告

○議長（三石文隆君） 御報告いたします。

公安委員長小田切泰禎君から、所用のため本日の会議を欠席し、公安委員古谷純代さんを職務代理者として出席させたい旨の届出がありました。



質疑並びに一般質問

○議長（三石文隆君） これより日程に入ります。

日程第1、第1号「令和2年度高知県一般会計補正予算」から第14号「令和元年度高知県工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分に関する議案」まで及び報第1号「令和元年度高知県一般会計歳入歳出決算」から報第24号「県有財産（個人防護具）の取得の専決処分報告」まで、以上38件の議案を一括議題とし、これより議案に対する質疑並びに日程第2、一般質問を併せて行います。

11番横山文人君。

(11番横山文人君登壇)

○11番（横山文人君） おはようございます。吾川郡選出、自由民主党の横山文人です。議長のお許しをいただきましたので、早速質問に入ります。

初めに、知事の政治姿勢についてお伺いします。

100年に一度の世界的な感染拡大、パンデミックとなった新型コロナウイルス感染症ですが、今年1月末から現在まで国内で感染拡大が続いており、本県は2月13日に高知県新型コロナウイルス感染症対策本部を設置し、第1回目となる本部会議が開かれております。その後、中小企業者の事業資金等に関する窓口や、新型コロナの電話相談窓口の設置、また利子補給制度の創設、生活福祉資金貸付制度の受付等、県独自の施策や国、市町村と連携した矢継ぎ早の対策を講じてまいりました。

一時期には、感染者数が病床数を上回るのではないかという危険な状況にあったものの、医療従事者や関係スタッフ、また休業要請に応じていただいた事業者や県民それぞれの御協力に

より、現在県内での感染状況は落ち着きを見せております。

私は先日、議会図書室に蔵書されている、歴代の知事が自らの県政を振り返った著書を読みました。溝淵増巳元知事の「県政二十年」、中内力元知事の「県庁わが人生」、橋本大二郎元知事の「融通無碍」、そして書籍ではありませんが、高知新聞で連載をしておりました尾崎正直前知事の「至誠通天の記」であります。ここではその内容や評価に触れるつもりはありませんが、当然ながら歴代知事の県政にはそれぞれの御苦労があって今がある、また県庁職員の皆さんや地域地域の頑張りがあって我々の県民生活があることを、改めて実感したところであります。

中でも、当時から県の財政の問題、国や市町村との関係、過疎や中山間地域の課題、県政の顔、「山のシワをのぼそう」などのキャッチフレーズの下、進められた道路の整備、また教育や子育て支援など、現在にまでつながる県政課題や県民との向き合い方は、今日デジタル技術の活用という新たな形に進化しつつも普遍的なものがあり、今私がここに立たせていただいていることも、中内元知事の言われました悠久の県政の中の小さな一部分でもあるとすれば、大変身の引き締まる思いであります。

一方で、これまでの県政と濱田県政の確実に異なるところは、冒頭述べました100年に一度のパンデミックへの対応から県政運営のスタートを切らざるを得なかったという点ではないでしょうか。昨年12月から始まりました濱田県政の実質的な当初議会となる2月定例会では、既に新型コロナへの対応が議論されておりましたし、その後は連日のように知事が会見を開き、現状や対策について説明を繰り返されました。

今、ポストコロナ時代の在り方について、新しい日常を構築するとともに、どのように感染防止と経済社会活動の両立を図っていくのかが

議論されております。濱田知事は産業振興計画や関西戦略の推進等とともに、ウイズコロナあるいはポストコロナ時代の初めての高知県知事として、時代の要請に応える責務が課せられたと言えます。

そこで、ポストコロナ時代の県知事として、県政を運営していく決意を知事にお聞きいたします。

濱田県政の中心となる第4期産業振興計画は、コロナ禍という大きな逆風の中、スタートを切ることとなりました。現在、県経済へのダメージを最小限に食い止めるため、第4期の施策群に加え、事業の継続と雇用の維持、経済活動の回復、社会の構造変化への対応という3つの局面に応じた取組を展開しているところです。

このための予算措置として、本県では2月議会の追加提案を皮切りに、さきに述べたような経済影響対策のための経費を合計約413億円つぎ込み、県内事業者と県民生活を守る取組を続けてきました。先日の産業振興計画フォローアップ委員会で、日本銀行高知支店長は、経済は生き物であることから最初の止血が重要である、ここをしっかりと止めないと大量出血になってしまうと、出し惜しみすることのない、めり張りの利いた支援の重要性を述べていました。これまでの経済影響対策は、まさに止血の部分と傷を縫い合わせる部分であったと言い換えることができるかと考えるところであります。

そのような中で、これまでの取組と今後について、フォローアップ委員会でも御説明されましたが、しっかりと止血ができたのか、またそれを踏まえた次の対策、言うならば傷口の再生に向かっていかなければならないと感じております。

そこで、本県のこれまでの新型コロナウイルス感染症による経済影響対策の手応えと今後の意気込みについて知事にお聞きいたします。

次に、骨太の方針2020についてお聞きします。

7月17日、骨太方針2020が閣議決定されました。コロナ禍において初めてとなる骨太の方針が取りまとめられたわけでありますが、「危機の克服、そして新しい未来へ」という副題がつけられております。閣議後、西村康稔経済再生担当大臣からは、新型コロナウイルス感染症や毎年のように頻発化する豪雨災害を経験し、この危機を克服していくということ、そしてその後新しい未来、まさに新たな日常を構築することが大きなテーマであることが述べられております。

このたびの骨太の方針の大きな柱は2つあり、1つ目の柱は、アフターコロナの新たな経済社会の姿の基本的方向性を示すことであり、言い換えれば新型コロナウイルスへの対応を通じて明らかとなった、様々な社会の脆弱性や課題を克服していくことであります。この中で、今まで行政が行えなかった様々な行政手続のオンライン化やデジタル化について、デジタル・ガバメントを推進し、デジタルニューディールによって社会全体、経済全体を強力にデジタル化していくことなどが明確に掲げられました。同時に、防災・減災、国土強靱化も大きな柱の一つになっており、頻発化、激甚化する豪雨災害や感染症から、国民の生命と財産を守る取組を2つ目の柱としています。

1つ目の柱である経済社会活動のデジタル化については、菅義偉新総理肝煎りのデジタル庁の創設をはじめ、導入企業への税制優遇や補助金など、官民を挙げて取り組まれることとなり、まさにこのたびの改革の中心を担うものであります。また、2つ目の柱であります国土強靱化については、自民党政務調査会での議論や、党国土強靱化推進本部の決議、また友党公明党からの強い要請も受け、切迫する自然災害から国民の命と暮らしを守ることは国の重大な責務で

あるとの文言が盛り込まれました。

その上で、3か年緊急対策後も、強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法に基づき、必要十分な予算を確保し、オールジャパンで対策を進め、国家百年の大計として、災害に屈しない国土づくりを進めることとされております。この大きな柱の下に、多核連携型の地方創生、人・イノベーションへの投資、新たな日常を支える包摂的な社会の実現など、5つの柱が立てられております。

骨太の方針2020では、行政手続のデジタル化などコロナ禍で明らかになった課題や、医療提供体制の強化、経済活動の再開などウイズコロナの対応、そして本格的に社会経済を回していきながら新たな日常を構築していく感染収束後、ポストコロナの政策対応などの記述が中心であり、コロナ禍において初めて示された骨太方針であることから、昨年と比べコロナや感染症、新たな日常やデジタルなどの記述が頻繁に用いられています。

本県としても課題を明らかにし、ウイズコロナの段階を経て、V字回復を目指したポストコロナ時代への準備を進めていく上で、骨太方針2020に示された政策をいかに実行していくかが重要となってまいります。

そこで、このたび政府が閣議決定した骨太の方針について知事の御所見をお聞きいたします。

また、ポストコロナ時代を見据えた新たな日常という政策課題は、私たち地方に住む者たちにとってどのような影響があるのか。それは、地方に光を当てるものでなくてはならないと考えます。とりわけ東京一極集中の是正に資するものであるべきで、コロナ禍のある意味副産物として地方創生が進んでいくことにほかなりません。これについて骨太方針2020では、新たな日常が実現される地方創生として、東京一極集

中型から多核連携型の国づくりへの転換、また地域の躍動につながる産業、社会の活性化策が示されております。

具体策として、地方回帰を後押しするテレワークの推進が挙げられており、今議会の補正予算案でも、リモートワーク等の拠点となるサテライトオフィスなどの整備を支援する経費が計上されております。東京一極集中の是正は、地方創生のみならず、国全体の危機管理の観点からも重要な課題であるとされており、今回の首都圏における新型コロナの爆発的な感染拡大を見ても急務であります。

また今後は、首都直下型地震などの大規模災害に感染拡大が重なるという複合災害に備えていかなければなりません。そのためにも、新たな日常とリンクした地方創生をいかに推し進めていくのか、デジタル化と地方創生が一体となった施策を早急に組み立てていかなければならないと考えるところであります。その意味で、これからの地方創生策はウイズコロナ・ポストコロナ時代を見据えた方向にかじを切るとともに、その際中心となるのはデジタル化であり、この強力な推進により地方創生へとつなげることが期待されています。

本県の多くを占める中山間地域の振興にもデジタル化は不可欠であり、以前中山間地域の振興に関する質問に対し、若い世帯では子供たちの望む進路が実現できる教育環境づくり、また高齢者は安心してさらに元気で暮らせるような保健・医療・福祉の環境づくりが重要であり、デジタルの活用でこれを推進したいとの答弁がありました。

コロナ禍の副産物として、世間ではデジタル技術を使えば都心のオフィスでなくとも仕事は可能という認識が広まりつつあります。こうした国民の行動様式の変わり目をしっかりとキャッチし、東京一極集中の是正と地方創生に

つなげていかなければなりません。

そこで、骨太の方針に掲げるデジタル化の強力な推進を踏まえ、本県における地方創生の実現に向けてどのようにデジタル化を図っていくのか、知事にお聞きいたします。

今回の骨太方針の大きな柱の一つに、防災・減災、国土強靱化が掲げられております。年々猛威を増す自然災害に立ち向かうことはもとより、さきにも述べたとおり、自民党や公明党をはじめ、地方6団体や関係団体の強い要望が大きな背景にあり、まさにオールジャパンで進めていかなければならない政策であると言えます。

自民党二階俊博幹事長が本部長を務める党国土強靱化推進本部は、6月26日に令和2年度の決議を取りまとめ、大規模災害が頻発することはもはや新たな日常だとした上で、そのための事前防災の重要性を強調しております。加えて、新型コロナの世界的な感染拡大を踏まえ、パンデミックについても我々の生命を脅かす大災害として決議に初めて盛り込まれました。その上で、本年度が最終年となる3か年緊急対策の延長を要請し、事業期間を5年間とすることを求めています。

このほか、地方からの多くの声も後押しとなり、骨太方針2020では、防災・減災、国土強靱化が国の重要な責務と位置づけられました。また、9月30日付の産経新聞によれば、政府が来年度予算の概算要求に国土強靱化関連予算として、今年度当初比3,065億円増の計約4兆3,639億円を盛り込んだことが分かったとした上で、今年度に終わる3か年緊急対策に代わる中長期計画を年末までに策定する方針だと報じております。

コロナ禍と防災・減災対策について、国土強靱化の提唱者である京都大学の藤井聡教授は、その著書「令和版 公共事業が日本を救う」で次のように述べています。筆者が何よりも恐れて

いるのは、新型コロナウイルスが収束する以前の段階で大水害や大地震が起き、避難所で暮らさざるを得なくなった被災者たちの間で新型コロナウイルスが蔓延し、ばたばたと被災者が感染症で倒れていくという地獄絵図だ。こうした最悪の悪夢を回避するためにも、堤防の決壊や巨大地震による大被害は可能な限り食い止めねばならないと、複合災害への警鐘を鳴らすと同時に、今年4月、緊急事態宣言が出されたのは東京都、大阪府など大都市を持つ7つの都府県であることを踏まえれば、一極集中の構造は自然災害だけでなく、感染症のパンデミックにも極めて脆弱であることが露呈されたと示唆しております。

この点からも自然災害への対応のみならず、パンデミック対応のためにも地方都市を活性化し、一極集中を緩和する公共事業の必要性を指摘しています。したがって、地方創生と国土強靱化は、地方を活性化することにより、国土分散型の日本を形成し、自然災害はもとより、ウイズコロナや今後も発生するかもしれない感染症への備えとしても、欠かすことのできない施策であると言えます。

また、藤井教授は、ハード対策だけでなく、国土分散化を含めたソフト対策を組み合わせることの重要性も示唆しております。つまり、基礎的なインフラ強靱化と分散化をしっかり行えば、巨大地震の被害は半分以下に抑えられると述べております。すなわち、デジタル化により感染症対策と経済活動の両立を図り、そこへしっかりと基礎的インフラへの国土強靱化策を打ち込んでいくことにより、真の新しい日常が獲得されるのではないかと考えます。

そこで、骨太の方針を踏まえ、3か年緊急対策により加速してきた本県のインフラ整備について今後どう取り組んでいくのか、知事の決意をお聞きいたします。

また、激甚化、頻発化する災害への対応として、防災・減災、国土強靱化について、デジタル化、スマート化を図ることとして、デジタル技術を活用した危機管理についても言及がなされていますが、この点について本県としてどのように取り組むのか、危機管理部長にお聞きします。

次に、流域治水についてお聞きします。

ここ数年、気候変動により水害が激甚化、頻発化していることを踏まえ、国土交通省は流域治水として、河川内の対策だけではなく、あらゆる施策を総動員し、被害を軽減する取組を導入しようとしております。この先駆けとも言える取組が、豪雨時に利水ダムの容量を治水に転用するという政策であり、これは昨年菅義偉総理が官房長官時代に省庁間の縦割りを排して、強力で推し進めた政策であります。

総理のスローガンである自助・共助・公助は、防災分野でかねてから言われてきたことであり、行政だけでなく、住民や地域も防災の主役であるという考え方があります。つまり、河川の担当者だけでなく、他の分野も地域も巻き込んで、強化する水害に対抗していこうという取組が全国で始まりつつあります。過去に幾多の水害に見舞われた本県にとって、抜本的な治水対策は悲願であり、この考え方に沿って県庁内のあらゆる部局、また市町村、その他の公的機関、地域、住民を挙げて水害対策に取り組むべきだと考えます。

私の地元で流れる仁淀川をはじめ物部川、四万十川のそれぞれにおける流域治水協議会の第1回目の会合が8月に開かれ、流域の市町村長、国土交通省の高知河川国道事務所長、中村河川国道事務所長、県土木部長、危機管理部長が委員となり、事務局は国と共に県土木部が担うこととなっております。

そこで、この会合における議論の概要と今後

の取組について土木部長にお聞きします。

また、仁淀川の流域治水協議会においては、国、県、市町村が連携して、流域全体の治水安全度を計画的に向上させるための検討が必要とされています。このことは本川だけでなく支川の安全度も向上させることが必要であることを示唆しており、本川氾濫前に支川があふれて避難できなくなることを防ぐためや、本川氾濫後に氾濫継続を少しでも短くするための早期排水を検討することも必要だと考えます。

そこで、本川だけでなく支川も併せてバランスよく治水安全度を向上させていくことの必要性について土木部長の御所見をお聞きします。

次に、コロナ禍でのこども食堂への支援についてお聞きします。

未曾有のコロナ禍により日常の生活が一変し、私たち議員の活動を見てみましても、地域のイベントや行事のほとんどが中止になるなど、感染防止の徹底を図るあまり、地域のつながりや住民同士の触れ合いの機会がだんだん薄れていくのではないかと危惧するところでもあります。

そのような中で、地域のつながりや居場所づくりと同時に、支援の必要な人たちへの食をどう届けるのかということについて、コロナ禍におけるこども食堂の在り方が課題となっています。このようなこども食堂が果たす役割について、三石文隆議長からは、家庭の教育力を高めることにより克服すべきとの御指摘がなされてきました。私もその考えには同意するものがありますが、一方社会のセーフティーネットの一部として、こども食堂への支援は欠かせません。なぜならば、やむを得ない事情により支援を必要とする子供は一定数存在するからであります。

御承知のとおり、こども食堂は地域の子供たちや保護者などを対象に食事を提供するコミュニティであり、主にNPO法人や地域住民により運営されており、目的としては地域交流の

拠点と子供の貧困対策の2つにあると言われていています。これは、地域における居場所と食の提供と言い換えることができます。しかしながら、冒頭に述べました地域でのイベントや行事がごとごとく中止となる中、こども食堂も休止を余儀なくされております。

一方、少し前のデータになりますが、7月10日付の日本農業新聞の記事では、こども食堂の全国の設定数は2019年で3,718か所であり、コロナ発生後の4月にNPO法人全国こども食堂支援センター・むすびえが行った調査によると、こども食堂を運営する35道府県231団体中、従来どおりの運営ができている団体は1割しかなく、4割が休止し、残り5割が弁当や食材配布など形態を変えて運営しているとのことであります。新型コロナ感染拡大防止の観点からやむを得ないことだとは思いますが、本来の意義である居場所づくりと温かい食の提供ということを考えれば、一日も早い再開が求められます。

私の地元いの町においても、みんな笑顔 こども食堂という名前で、地域の皆さんがこども食堂を毎月1回開いてくれております。私もお邪魔させてもらったことがあります。大人から子供までが集い、おいしく温かい手作りの食事を前にして、食堂の名前のおり、みんな笑顔になっているのがとても印象深かったことを覚えております。

その席上、小さなお子さんを連れた母親の方とお話をする機会があったのですが、その方は御主人の仕事で県外からいの町へ移って来たらしく、まだあまり周りに知り合いがいないことや、地元のこと知らないのだけれどもここに来ることで楽しいし知り合いも増える、ありがたい活動ですと言っておりました。また、別の日に地域回りをしておりましたら、その方と再会することがあり、私も顔なじみのように話すことができましたし、以前より明るい雰囲気

地元にもなれ親しんできたのかなと安心したこともありました。このように貧困対策のみならず、人と人を結びつける意味でも、こども食堂の果たす役割は大きいものがあると考えるところであります。

先日、このいの町のこども食堂の代表の方に現状についてヒアリングをさせていただきました。代表の方いわく、現在は集まっての開催は休止しており、こども食堂という名前ではあるけれど、老若男女が一緒になって集える、笑い声が絶えないよい雰囲気になっていただいただけに残念とのことで、コロナ禍の中、どのように再開すればよいか迷っているとのことであります。

そのような努力を続けてきた、いの町のこども食堂ですが、現在は月1回の開催日に弁当を取りに来てもらう形に変更して食事を提供しているとのことであります。一方、居場所づくりという観点から早く再開したいという主催者側の思いや、利用者からの声も多くあると同時に、弁当配布では本当に困っている人の下へ支援が行き届いているのか心配ともおっしゃっていただきました。その理由は、集まって開催していたときには来ていた方が、弁当を配布する形になると来なくなったというのです。また、食べ物を配るだけでは根本的な解決にはならず、心の触れ合いが大切という考え方に立てば、今後どのようにこども食堂を再開し支援していくのが、コロナ禍に負けない地域コミュニティづくりに大切なことだと考えます。

新型コロナが世界で猛威を振るう中、社会の分断という言葉をよく耳にするようになりました。香港の自由の問題や、アメリカにおける人種間の対立、また国内へ目を転じてみても、感染者や医療スタッフへの差別、誹謗中傷なども後を絶たず、果ては地元ナンバー以外の車に嫌がらせをしたり、他者を監視する自粛警察やコロナ警察という言葉まで出るようになりました。

まさに感染症は人々の心にまで入り込んでいると言っても過言ではありません。

そのような中、地域のつながりや困っている人への居場所づくりと食の提供を続けてきたこども食堂などの共助の仕組みは、人々の心が不安定となったコロナの時代にとって、さらに重要になってくると思われれます。菅総理の下、アベノミクスで好調だった経済の回復と新たな日常を獲得するため、感染防止と経済活動の両立が叫ばれていますが、コロナ禍で引き裂かれたかもしれない心の回復も置き去りにせず、分断から団結へと絆を深めることが大切であり、そのためには感染防止と地域コミュニティやボランティアなどの社会貢献活動も両立させていくべきだと強く考えます。

そのための第一歩として、また日本の子供の7人に1人が相対的貧困にあると言われることに鑑みても、こども食堂の安全な再開と支援を期待するところでもあります。

そこで、県内のこども食堂の現状と課題、再開への支援について地域福祉部長にお聞きします。

また、さきにも述べたとおり、現在のような弁当を取りに来てもらう格好になると、突然出てこなくなるなどの問題も顕在化しております。そのため、コロナ禍の中、感染防止を図りつつ、本来の目的である、本当に困っている人や子供たちへの支援が行き届く方策も考えていかなければなりませんし、多くのこども食堂が抱える悩みに、本当に必要としている子供が来てくれているのか分からないという課題があるそうです。例えば、新型コロナウイルスの感染拡大による臨時休校によって、子供が自宅にいる時間が増え、食費や光熱費などが膨らみ、もともと経済的に苦しい独り親家庭をさらに圧迫させている事例もあると考えます。各自治体が様々な支援をされているようですが、高知県としても

急ぎの救済が必要ではないでしょうか。

質問の冒頭で述べたとおり、コロナ禍においていち早く経済活動へ対策をしっかりと講じてきた本県であるからこそ、コロナ禍によりさらに厳しい環境に置かれてしまった子供たちや家庭に対しても、光が当たる施策を講じていかなければなりません。

そこで、コロナ禍のこども食堂において、本当に困っている子供たちや家庭に対して支援が行き届く仕組みづくりについて地域福祉部長にお聞きします。

また、コロナ禍により、さらに厳しくなっている独り親家庭をはじめとする、子供がいる貧困世帯の現状と支援について地域福祉部長にお聞きします。

また、こども食堂を運営する方の多くが、経済面で厳しい状況が続いているとのことであり、同時に、こども食堂を開催するためには、食材や場所を構えるだけでなく、調理などを行うボランティアスタッフも必要であり、食材や場所への経費に加え、人の協力などを集めるために苦勞している運営者も少なくないのではないかと感じています。

そこで、こども食堂の活動を充実させるため、どのように支援していくのか、地域福祉部長にお聞きします。

最後に、まるごと高知と外商活動の今後についてお聞きします。

高知県アンテナショップまるごと高知が今年で開業10周年を迎えました。県が進めてきた産業振興計画の核でもあり、地産外商の拠点として高知の魅力をどんどん首都圏に売り出したい、そういった思いから、平成22年8月21日、銀座1丁目の大通りに面した一等地に華々しくオープンしたのは、そう遠くない記憶かと存じます。県の直営ということで注目を集める中、県議会では準備不足を指摘され、7月の開業予定が延

期になった後に行政手続の遅れが露呈するなど、紆余曲折を経てようやく開店にこぎ着けました。

当時の記事によれば、その日は開店前から客が並び、店周辺は長蛇の列、一時は行列が500メートル超になり、4時間半待ちの案内板も登場したとの記載があります。人気のある沖縄のアンテナ店わしたショップに隣接し、コバンザメ商法とやゆされながらも、集客の相乗効果は作戦どおりだったのではないのでしょうか。とはいっても、多額の公費を投入しての事業であり、開業時の入居料が年間7,820万円という数字は、その他の費用と合わせ幾度となく取り沙汰されました。

ショップの運営主体は第三セクターの地産外商公社であり、独立採算で請け負う形式ですが、県への家賃分の支払いがどれくらい可能であるのか、未知数の船出だったであろうと想像されます。公費投入には費用対効果が伴うのは当然のことではありますが、単純に採算性でははかれない、数字にできない波及的役割が自治体アンテナショップの存在意義だと捉えなければなりません。

しかしながら、あまりにも赤字が積み重なるようでは、見直しに着手しなければならず、資金投入している以上、一定の成果が求められますが、先日まるごと高知の2019年度の売上高が4億7,665万円という過去最高を記録したと報告されました。テレビ番組で取り上げられたことなどが来館者数の増加につながったとも考えられますが、地域活性化センターによる実態調査では、都内に約80店近くあるアンテナ店の中でも、売上額が上位10位前後と大健闘されているそうであります。

これらの結果を踏まえ、この10年は、スタート地点では経営のノウハウを持たなかった組織の御努力と挑戦のたまものだと感じるのですが、オープンの日、初代産業振興推進部長として、

まさにその場所におられた岩城副知事に、まるごと高知の10年間を振り返って、検証及び思いをお聞かせいただきたいと思っております。

また、昨日の西森議員の御質問にもありましたように、売上げもさることながら、地産外商公社の仲介による2019年度の成約件数は9,896件と、前年度比276件多い2.9%増、金額にすると46億3,800万円で、前年度を4億円上回る9.4%増となっています。これは10年間の推移を見比べてみると顕著なのですが、年々大きく増加が見られ、いかに精鋭部隊による外商活動が行われているかを物語っております。

しかし、節目のこのタイミングで、世界中が新型コロナウイルス感染症の影響により、経済社会活動の全般を停滞させることになってしまいました。まるごと高知でも4月11日から49日間の休業を余儀なくされ、当然ながら売上額もかなり落ち込んでいた模様です。昨日の産業振興推進部長からの答弁でも、コロナ禍による物販や飲食への厳しい影響について御説明がありました。そのようなさなかに10周年を迎えた8月、記念のセレモニーが執り行われ、コロナ禍での新たな決意がなされたことと思っております。

そこで、これまでどおりの外商活動がままならない状況下において、県内事業者へどういった支援を打ち出していくのか、産業振興推進部長にお聞きします。

そのような中で、食品以外の特産品の取扱いに関して弱いのではないかとという声があります。一昨年、土佐和紙振興のプロジェクトチームが立ち上がりました。まるごと高知ではレストランの個室をリニューアルするに当たって、オランダ出身の和紙職人、ロギール・アウテンボーガルトさん制作の土佐和紙が壁紙に採用になったとお聞きしています。そんな土佐和紙をはじめ、高知には優れた特産品が多く存在します。食品や酒類以外にもそれらを使った商品を取り

扱うことによって、より高知という地域を知ってもらえる機会であると同時に、質の高いものを提供することで、首都圏の目利きのある新たな顧客の開拓にもつながるのではないのでしょうか。

食品に対してのブラッシュアップは得意とされているようですが、伝統工芸をいかに現代生活にマッチした商品に開発できるか、技術をどうビジネスに変えていくことができるか、このことについて県の主導の下、生産者を巻き込んで、伝統工芸が産業として生き残るための本気の方策を考えていかなければならないときが来ていると感じます。コロナの時代にあって、人々の価値観も変化し、今後求めるものも変わっていくのではないかと思います。これを好機と捉え、さらなる高みを目指していただきたいと思います。

そこで、食品以外の特産品における狭隘なスペースの改善や、展示への工夫などが必要と考えますが、産業振興推進部長の御所見をお聞きします。併せて今後そういった食品以外の特産品についてどのように取り組み、発信をされていくのか、御所見をお伺いします。

今回、まるごと高知の新しい展開として、7月31日に高知龍馬空港のビル管理会社である高知空港ビルと地産外商公社との間で、県内事業者の外商支援を強化することを目的とした協定が締結されました。新型コロナウイルスの影響を強く受けた業界の一つでもあり、航空需要の低迷で空港ビル自体の集客も激減している中で相互連携となりました。

そこで、このたびの協定締結の狙いと、具体的にどのような取組を考えられているのか、知事にお聞かせ願いたいと思っております。

過日、初めて合同で開催された商談会には、コロナ禍での販路拡大を目指す事業者の参加希望者数が当初の想定より多かったため、2日に

分けて行われたとお聞きしました。そのことを鑑みても、コロナによって外商の機会を失っていた皆さんの期待値の大きさがうかがえます。

最近ではオンラインによる商談会も定着しつつありますが、サンプルを直接渡せないという点や、画面を通してでは相手の反応が分かりづらいなど、課題がまだまだあるのも事実です。今回のように飛沫防止のパーティション越しとはいえ、顔と顔を合わせて商談することの重要性を改めて感じた方もいらっしゃるのではないのでしょうか。

商談会は、まるごと高知と空港ビルのバイヤーが同列に並び、事業者が個別にプレゼンしていくというスタイルだったようですが、このたび合同で開催したことのメリットや、連携への手応えがあったのかどうか、またその後の成果なども踏まえ、県内事業者の業績回復に向けてどう取り組むのか、産業振興推進部長の御所見をお伺いします。

コロナ禍によってインバウンド神話が終わり、訪日外国人観光客もなかなか元の数には戻らないと予測されています。東京五輪の特需すら期待できなくなった今、首都圏のアンテナショップの在り方も変容していく兆しが見られます。国内回帰への流れもそうですが、当初は「Go To Travel キャンペーン」から除外されていた都民が、旅行に出られなくても少しでも旅気分を味わおうと、都内のアンテナショップ巡りを楽しんでいるというニュースは、新たなビジネスチャンスの創出を予感させるものでもありました。

前知事が地産外商の流れをつくり、また追い風に乗って築き上げてきた、外向きの発信力の一端を担っている高知県アンテナショップまるごと高知ですが、この向かい風が吹き荒れるコロナ禍の時代において、これまでの10年間で培ったものを軸としながらも、今までとは

違う形を描いていくタイミングが来たとも考えられます。また、そのようなときだからこそ、濱田知事の行政手腕に期待をしている県民も少なくないのではないのでしょうか。デジタル化やリモートワークなど、新しい生活様式の普及や人の流れも変化していくとされる中、他県も同じ悩みを抱えているかと思いますが、今後はアンテナショップの在り方についても考えていかなければならないと感じております。

そこで、まるごと高知の今後についてどういったビジョンを描くのか、知事にお聞きしまして、私の第1問といたします。

(知事濱田省司君登壇)

○知事(濱田省司君) 横山議員の御質問にお答えをいたします。

まず、ポストコロナ時代の知事として県政を運営していく決意についてお尋ねがございました。

現在、本県におきます新型コロナウイルスの感染状況は落ち着いてはいるものの、事態の収束、あるいは経済の回復には、なお時間を要することが見込まれます。引き続き、しっかりと感染防止対策を講じながら、産業振興計画をはじめといたします基本政策の取組を着実に進めていかなければならない、そう覚悟をしているところであります。

特に、今後はポストコロナ時代を見据えまして、社会構造の変化に速やかに対応していかなければなりません。全国に先んじて、今回のコロナ禍で生じたピンチの状況をチャンスに転じられるよう、施策をさらに進化させてまいります。

その際、重要なポイントは大きく2つあると考えております。1点目は、デジタル化に対応すること、2点目は、コロナを契機とした人々の仕事や暮らしに対する意識の変化に対応するというところであります。

このため、まずは各分野のデジタル化をさらに加速するとともに、県庁におきましてもテレワーク、ウェブ会議など業務のデジタル化を一層進めます。このことにより、感染防止を図りながら生産性の向上を進めるとともに、付加価値の高い新たなサービスの創出にもつなげたいと考えております。

また、コロナ禍を契機に、人々のこれまでの働き方、暮らし方などが見直されまして、地方暮らしへの関心が高まるということが期待をされております。こうした都市から地方へという新しい人の流れを強力に本県に呼び込み、移住、企業誘致につなげてまいります。

コロナを克服し、県経済を再び成長軌道に乗せていくために、私自身、前例のない様々な取組に挑戦をしていく決意であります。試行錯誤をしながらも、必要だと判断をすれば覚悟を持って施策を実行し、断行していくという形で県政をしっかり前に進めてまいります。

次に、新型コロナウイルス感染症によります経済影響対策の手応えと今後の意気込みについてお尋ねがございました。

経済影響対策につきましては、国に先駆けて県単独の融資制度を創設いたしました。それとともに、地産地消あるいは観光のキャンペーンなど、国の交付金を積極的に活用いたしまして、様々な対策を展開してまいったところでございます。

こうした取組や国の経済対策などによりまして、最も厳しい状況にありました観光産業では、宿泊者数が回復傾向にあるといったことなど、一部に持ち直しの動きも見られております。また、本県では、いわゆる新型コロナ関連の倒産はほぼ発生していないと言っていい状況だというふうに考えてもいいと思っております。これまで様々な場で対策の効果あるいは要望をお聞きしておりますが、県内の金融機関からは、早

い段階で県単独の融資制度を創設したことで、企業の倒産を食い止めることができ、また資金繰りは落ち着いた状況にあるというようなお話もお聞きをしているところであります。

先月開催をいたしました産業振興計画フォローアップ委員会におきましても、これまでの対策に関しまして、総じて評価をいただいたところでもございます。こうしたことを踏まえますと、私といたしましては、これまでのところということでございますけれども、おおむね必要な対策をタイムリーに講じることができてきたのではないかとこのように思っております。

しかしながら、感染症の収束が見通せない中でございます。また、本格的な回復にはまだまだ時間を要するというふうに考えております。そのため、まずは県内の経済状況をしっかり見ながら、引き続き感染防止対策をしっかり講じていく、これと同時に社会経済活動の回復との両立を図っていくということが重要であると考えております。あわせまして、今後は社会・経済構造の変化への対応をより重視いたしまして、一歩先を見据えた対策に全力で取り組んでまいります。

こうした中期的な視点も持ちながら、県内事業者をしっかりと支援していくことによりまして、県内の事業者、そして雇用を守り、先々の本県経済のさらなる成長にもつなげてまいりたいと考えております。

次に、政府が今回閣議決定をいたしました骨太の方針についてお尋ねがございました。

今回の骨太の方針では、まずコロナ禍を契機に顕在化した、我が国の構造的な問題を解決するための方向性が示されております。中でも、デジタル化の推進に多くのスペースが割かれておりまして、その要旨をまとめますと、大きく言いまして3つ挙げられるかと思えます。

1つは、行政部門を含みますあらゆる分野に

においてデジタル技術を活用することによりまして、人材不足の解消、生産性の向上を図り、我が国の経済や社会を活性化しようという点であります。2つには、地方におきますテレワークの推進あるいはサテライトオフィスの設置などを通じまして、東京一極集中を解消するとともに、地方創生を推進しようという点であります。3つ目は、デジタルニューディール、言い換えますとデジタル化に関します投資を集中的に進めることによりまして、内需の拡大を図ろうとする点であります。こうした政策を通じまして、コロナ後の未来に向けて変革に取り組みまして、持続的な成長を実現していくと、そういう強い決意が表れているというふうに受け止めております。

また、今回の骨太の方針におきましては、感染症対策の強化、防災・減災、国土強靱化の加速など、国民の生命と暮らしを守り抜くという方針が大きな柱として示されております。特に国土強靱化につきまして、国の3か年緊急対策後も必要十分な予算を確保すると明記をされましたことは、非常に心強く思っているところでございます。これらは、本県が現在進めております政策と方向性を一にし、また本県が国に対して行ってきた政策提言にも沿ったものと考えておりまして、高く評価をしているところでございます。

次に、地方創生の実現に向けたデジタル化についてお尋ねがありました。

社会全体のデジタル化を進めることによりまして、生産性の向上や人材不足の解消など、様々な課題解決に資するということがありますが、これだけではなくて、場所にとらわれない多様な生活が可能になるということが重要だと考えます。東京一極集中を是正し、地方創生を推進するためには、本県のような地方においてこそ、デジタル技術を活用していくことが必要だと考

えるゆえんでございます。

デジタル化の推進のためには、まず中山間地域を含めまして、光ファイバーあるいは5Gなど、都市部と遜色のないネットワーク基盤を構築する、これが不可欠であります。これまでも市町村におきます光ファイバー整備の支援などを行ってまいりましたけれども、さらに通信基盤の整備・維持のユニバーサルサービス化など、こうした環境整備につきまして、国へ積極的に政策提言をしてまいります。

こうした基盤を整備した後も、県内の中小企業などでは、専門的な知識あるいはノウハウを有する人材が不足していることなどから、デジタル化が遅れるということが想定をされます。そこで、今議会にお諮りをしておりますデジタル人材の育成講座あるいは県内企業のモデル事例を創出する事業の成果について横展開を図りまして、県内の企業のデジタル化を促進してまいります。

さらに、医療、教育など様々な分野でデジタル技術を取り入れていくということによりまして、従来は難しかった最先端のサービスを、地方にしながら利用することも可能となってまいります。こうした取組によりまして、デジタル技術を活用した地場産業の高度化や産業の創出、そして暮らしの質の向上を図りまして、地域地域で安心して生き生きと暮らし続けられる地方をつくり出すということを目指してまいります。

さらに、移住施策など受皿を整備していくことで、国内外から人材が集まるような、地方への新たな人の流れが実現できるというふうに考えております。今後、庁内の行政サービスデジタル化推進会議を推進本部に格上げをいたしまして、デジタル技術を活用した地方創生の実現に向けまして、全庁を挙げて取り組んでまいります。

次に、本県のインフラ整備につきまして、今後どう取り組むのかというお尋ねがございました。

本県のインフラは、現在国の「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」を追い風といたしまして、浦戸湾の三重防護や中小河川の治水対策など、その整備は着実に進んでおります。しかしながら、この3年間の取組では、県内のインフラが十分に形成されたとは言えません。今後も整備を要するものがまだまだ多く残っているところでございます。

さらに、本年7月には九州地方を中心に記録的な大雨となり、その後も台風第10号が猛威を振るうなど、今後も降雨量の増加、水害の激甚・頻発化など災害リスクの増加が懸念をされております。加えて、南海トラフ地震などの大規模災害の発生も危惧をされているところでもあります。

こうした自然災害から県民の皆さんの生命や財産を守っていく、このためには引き続きインフラ整備に全力で取り組みまして、安全・安心な高知を実現していかなければならないと考えております。

ただいまお話がございました、7月に決定されたいわゆる骨太の方針の中では、防災・減災、国土強靱化により国民の命と暮らしを守ることが国の重大な責務というふうに位置づけられております。あわせて、ただいま申し上げましたが、3か年緊急対策後も中長期的な視点に立って、必要十分な予算を確保するということが明示をされたわけでございます。

これを受けまして、9月には全国知事会、市長会、町村会の連名で、3か年緊急対策の延長、拡充に関しまして、国等に対して緊急要望を行っております。この中では、具体的にポスト国土強靱化3か年対策の事業期間を5年間延長する旨を要望いたしているところでございます。

県民の生命と財産を守ります防災・減災に資するインフラの整備の推進は、県としての重要な責務でございます。この責務を果たしていくために、3か年の緊急対策後も、ただいま申し上げましたような地方の声も踏まえまして、中長期的かつ安定的に予算、財源が確保されますように、より一層強く訴えながら、強靱な県土づくりを進めてまいります。

次に、本年7月に締結をされました高知空港ビルと地産外商公社との協定についてお尋ねがございました。

空港ビルが運営いたします高知龍馬空港は年間約150万人、公社が運営をいたしますまるごと高知は年間約70万人の方が利用をされております。それぞれ県産品を販売いたしておりますので、お互いの販売をさらに促進することで、県内事業者の外商活動を後押しして、そして県経済のさらなる発展につなげることが、協定の狙いであるというふうに伺っております。

具体的な取組といたしましては、空港店舗の商品充実のための公社と県内事業者のネットワークの活用でございますとか、まるごと高知の新規来店者増に向けました空港内でのPRなど、お互いが言わば相互乗り入れの形で相乗効果を生む取組を進めていくものとお聞きをしております。

既に連携事業として、議員のお話にもございました商談会の合同開催でございますとか、お互いの売れ筋商品の情報を共有し、販売をすることなどに取り組まれているところであります。また、今回の協定締結に合わせまして、プロモーションサポーターとなつていただいた出版社の御協力を得まして、県産品と観光を組み合わせた情報発信も行われております。

現在、コロナ禍を受けまして、高知龍馬空港、まるごと高知ともに、その運営は厳しい状況にございます。しかしながら、そうした状況だか

からこそ、両者が連携をした取組を進めるということによりまして、県産品の一層の販売の拡大、さらに観光客の誘客などが図られるということをお願いいたしているところであります。

最後に、まるごと高知の今後のビジョンにつきましてお尋ねがございました。

まるごと高知は、平成22年8月の開設以降店舗での県産品の販売や県産食材の飲食にとどまらず、首都圏におきます外商の拠点として、その役割を果たしてまいりました。具体的には、県産品のショールームとしての機能や、テストマーケティングなどを通じた商品の磨き上げの機能、さらに観光、文化なども含めた情報発信機能などを存分に発揮し、本県の外商拡大につなげてまいりました。その結果、外商の成果は年々積み上がりまして、議員からも御紹介いただきましたように、昨年度の外商の成約額は46億円余りにまで伸びてきております。

他方で、オープンから10年間を経過いたしまして、公社として外商のキャリアを積む中で、その活動も進化をしてまいったと思えます。例えば、当初は外商先の開拓と県産品の認知度向上に向けまして、バイヤーに商品を見てもらおう場として、さらには商品の磨き上げの場として、まるごと高知を活用してまいると、そういったことが中心な側面がございました。

しかし、外商が進んでまいりました近年におきましては、大規模展示・商談会への出展に加えまして、大手卸売業者が主催する商談会への参加あるいはバイヤーの産地への招聘の充実など、これまで公社が培ってきた人的ネットワークを存分に生かした活動へと変化をしてまいったというふうに考えております。

現在、コロナ禍によりまして店舗の売上げが大きな影響を受ける中で、まるごと高知ではネット販売の強化などに取り組んでおります。また、外商活動についても、公社の人脈を生かして、

オンライン商談会の開催などを積極的に進めているところでございます。

今後は、こうした取組に加えまして、ウイズコロナ時代におけます銀座への人の流れあるいは産業構造の変化、こういったものを見極めながら、適切かつ柔軟に対応していくことが必要だと考えております。このため、さらなる外商拡大に向けまして、ここ10年の成果を糧としながら、まるごと高知のより効果的な活用方法や、その機能の充実強化に努めてまいります。

私からは以上でございます。

(危機管理部長堀田幸雄君登壇)

○危機管理部長(堀田幸雄君) デジタル技術を活用した危機管理についてどのように取り組むのかとお尋ねがございました。

内閣府では、新たなデジタル技術の活用を進めるための施策を検討するタスクフォースを本年2月に設置し、災害対応業務の効率化、省力化に資するAIやSNS、衛星などを活用した様々な先端技術の研究開発や被災者支援の手續のデジタル化などを進めることとしており、いわゆる骨太の方針にも明記されているところでございます。

近年、頻発・激甚化する災害に対して、限られた資源の中で、より効果的、効率的に対応していくためには、災害リスクや避難情報の提供、被害状況の把握などに新たなデジタル技術を積極的に活用することが重要と考えます。

本県におきましても、南海トラフ地震発生後に速やかに津波による被害等が予測できるシステムの試行や、河川の水位データなど県民の皆様の速やかな避難判断につなげるための防災情報をプッシュ型で通知する高知県防災アプリの運用などに取り組んできているところでございます。

今後も国の支援策も最大限活用しながら、高知県行政サービスデジタル化推進計画の下、デジタル技術を活用した防災対策を積極的に進め

てまいります。

(土木部長村田重雄君登壇)

○土木部長(村田重雄君) まず、流域治水協議会での議論の概要と今後の取組についてお尋ねがございました。

近年頻発している深刻な水害や気候変動による今後の降雨量の増大などに備え、国は集水域から氾濫域にわたる流域全体のあらゆる関係者が協働して、水害を軽減させる流域治水を計画的に推進することとしております。これを受け、県内の4つの一級水系におきまして、本年8月に流域治水協議会が立ち上がりました。

1回目の協議会では、河川内や流域でのハード対策や市街地でのソフト対策について、各機関の取組を情報共有するとともに、全国の先進的な事例も紹介し、今後の取組について意見交換を行いました。また、2回目の協議会では、中間取りまとめとして、河川改修など現在実施している対策や支川の浸水想定図の作成などすぐに取り組める対策、今後組織横断的に検討や調整を進めていく必要がある対策を整理したところです。

今後は、整理した対策について分析を交えながら具体的な議論を進め、今年度中に流域全体で実施すべき対策の全体像を流域治水プロジェクトとして策定、公表する予定です。来年度以降も関係者の皆様との密接な連携体制の下、PDCAサイクルを回し、必要に応じて対策を追加しながら、ハード・ソフト一体となった取組を計画的に推進してまいります。

次に、本川だけでなく支川も併せてバランスよく治水安全度を向上させていくことの必要性についてお尋ねがございました。

一般的に、支川は本川の整備に続いて整備されることから、本川に比べ治水安全度が低く、氾濫による住民避難の遅れや浸水の長期化などが懸念されます。こうしたことから、本川の整

備進捗とバランスよく支川を整備し、流域全体の治水安全度を向上させることが重要であると考えております。

このため、本県では、支川など中小河川の治水対策の重要性について、これまでも政策提言を行ってきており、令和元年度からは新たに創設された補助事業なども活用し、仁淀川支川の日下川などにおいて事業を推進しているところではあります。

この支川などの中小河川の治水対策については、流域治水協議会でも議論しており、今後支川の整備手法や効果的な治水対策について、国や流域の皆様と共に検討していきたいと考えております。その結果につきましては、今年度中に策定を予定している流域治水プロジェクトに対策メニューとしてしっかりと位置づけ、流域全体の治水安全度をバランスよく向上させるよう取り組んでまいります。

(地域福祉部長福留利也君登壇)

○地域福祉部長(福留利也君) まず、県内のこども食堂の現状と課題、再開への支援についてお尋ねがございました。

県に登録いただいている53か所のこども食堂に聞き取りを行ったところ、本年の3月時点では、ほとんどのこども食堂が休止を余儀なくされていたところです。その後徐々に再開され、この9月末には32か所のこども食堂が、食堂形式や弁当配布での活動を再開しています。

この間、こども食堂に取り組んでいる方々から、どのような感染症対策を行ったらよいかといった質問や、1か所に人を集めて食事を提供すると感染症を拡大させてしまうのではないかとといった不安の声をお聞きしたところです。こうしたことから、県では、こども食堂の再開に向けて、感染症対策の実施と新しい生活様式に沿った運営ができるよう支援に取り組んできたところです。

具体的には、民間団体が作成した感染症対策を考慮した運営ハンドブックなどを配布するとともに、こども食堂を支援する県の補助メニューを拡充いたしました。補助メニューの拡充については、感染防止に必要なマスクや消毒液、1人ずつ配膳するための食器類などの購入費用や、感染症対策のために増員するスタッフの経費を新たに対象に加えたところです。また、スペースを確保できないなどの理由から弁当を配布する場合も対象に含めることといたしました。

こうしたことに加え、高知県社会福祉協議会に配置しているコーディネーターが、こども食堂からの相談に個別に対応することで、こども食堂の活動を支援してまいります。

次に、本当に困っている子供たちや家庭へ支援が行き届くための仕組みづくりについてお尋ねがございました。

本県のこども食堂は、食事の提供を通じた居場所としての機能を持つとともに、地域の方々が子供たちを見守り、必要な支援につないでいく取組を進めています。そのためには、こども食堂と地域の様々な支援機関との日常的な連携が重要と考えています。

これまで高知市や土佐市、香美市においてこども食堂、社会福祉協議会、スクールソーシャルワーカーの方々との情報交換会を開催し、地域の子供たちの実態や支援方法などについて意見交換を行ってきたところです。そうした中で、例えば学校から児童へこども食堂を紹介したり、こども食堂で配布した弁当をスクールソーシャルワーカーが気になる家庭へ届けるといった事例も出てきています。

このような取組は、まだ一部の地域にとどまっている段階ですので、こうした事例が各地域に広がるよう、こども食堂の間で好事例を共有するとともに、地域の関係機関との連携を強化してまいります。

さらに、こども食堂に来ることができない子供の居宅に食事を届ける宅食事業の取組が最近注目されております。こうしたことも含めて、厳しい環境にある子供たちを継続的に見守る仕組みづくりについて検討してまいります。

次に、独り親家庭をはじめとする子供がいる貧困世帯の現状と支援についてお尋ねがございました。

独り親家庭からは、これまでに食費など日々の生活費に困っている、自営業の受注がなくなり生活が成り立たないといった相談が県や市町村の窓口寄せられています。こうしたことから、県では、児童扶養手当受給者などの独り親家庭約8,000世帯に対し、休業に伴う助成金制度や生活福祉資金の特例貸付制度の資料を送付するなど、支援策や相談窓口の周知に努めてきました。

さらに、国の補正予算で創設されたひとり親世帯臨時特別給付金については、児童扶養手当を受給している世帯に対し8月末までに支給を完了し、現在は家計が急変した世帯などからの追加給付の申請を受け付けているところです。

しかしながら、経済的に厳しい状況が長期化している現状にあって、市町村社会福祉協議会の窓口には、独り親家庭から生活福祉資金の特例貸付けの相談が多く寄せられているとお聞きをしております。こうした方々には生活困窮者自立相談支援機関をはじめ、市町村やハローワーク、ひとり親家庭等就業・自立支援センターなどの関係機関の連携強化を図り、生活の立て直しに向けて寄り添った支援を行ってまいります。

最後に、こども食堂の活動を充実させるための支援についてお尋ねがございました。

こども食堂は、子供たちの安全・安心な居場所としての機能を持つとともに、そうした活動が家庭の子育て力の向上に資することが重要と考えています。県では、こうしたこども食堂の

活動を支援するため、運営経費などへの支援のほか、運営スタッフ養成研修の実施や、企業などから寄附をいただいた食材の提供支援など、様々な支援に取り組んできたところです。また、本年度からは新たに学生ボランティアによる学習支援や、親子で楽しめる料理教室を開催するなど、活動内容の充実に取り組んでいます。

こうした取組を進めてきたところですが、こども食堂の活動を持続可能なものとするためには、地域との連携・協力によるスタッフの確保や、感染症対策を踏まえたスペースの確保といった課題があります。このため、まずは個々のこども食堂の実情や課題について聞き取りを行うとともに、市町村や社会福祉協議会などの関係機関から、協力や支援の在り方について御意見をお伺いしたいと考えています。こうした御意見などを踏まえて、活動の充実に向けた支援策の検討を行ってまいります。

(副知事岩城孝章君登壇)

○副知事(岩城孝章君) まるごと高知の10年間の検証と思いについてお尋ねがございました。

まるごと高知は、首都圏での県産品の販売や県産食材の飲食の提供にとどまらず、県産品の外商拡大に向け、営業力の脆弱な県内事業者をしっかりとサポートするための外商拠点として整備をしたものです。これまでの取組によりまして、外商の成約件数は開設年度の444件から昨年度は9,896件に、外商参画事業者は34社から200社程度にまで、大きく拡大をできています。また、今年8月までに、まるごと高知には約690万人のお客様にお越しをいただき、累計売上額は約43億円に達しています。

まるごと高知の開設時に産業振興推進部長であった私にとりまして、こうした成果にしっかりとつながっていることは大変うれしく、誠に感慨深いものがございます。開設当時のことを振り返りますと、首都圏におけるアンテナショッ

プの設置目的をしっかりと果たせるよう、適切な物件を探して調査を重ねたことや、販売商品の掘り起こしに大変苦心したことが思い出されます。また、県議会の皆様をはじめ多くの皆様に貴重な御意見をいただきながら、レストランのメニューや店舗のレイアウトなどの検討を重ねたこともいい思い出です。

この10年間、まるごと高知を支えてくださいました県民の皆様、県議会の皆様、県内事業者の皆様、そして何より多くのお客様に心から感謝を申し上げたいと思います。

現在、新型コロナウイルス感染症の拡大により、まるごと高知をはじめ、首都圏のアンテナショップが大きな影響を受けております。先ほど知事がお答えいたしましたように、ウイズコロナの時代を見据え、まるごと高知が引き続き外商拠点としての役割を果たしていけるよう、その機能の充実強化に努めてまいりたいと考えています。

(産業振興推進部長井上浩之君登壇)

○産業振興推進部長(井上浩之君) まず、コロナ禍における県内事業者の外商活動への支援についてお尋ねがありました。

現在、対面での商談が大幅に制限されていることに加え、展示・商談会も中止や延期が続くなど、県内の食品事業者の外商活動は大きな制約を受けております。

こうした中、できる限り商談の機会を確保するため、地産外商公社のこれまでの人脈を生かして、オンラインでの商談会を積極的に開催するとともに、地域商社のインターネット販売などを支援しているところであります。また、県内事業者にオンライン商談を効果的に行うため、マニュアルの作成やノウハウを学ぶセミナーの開催をすることとしております。

今後、こうした取組に加え、次の2点をさらに強化してまいりたいと考えております。まず

1点目は、商品開発と衛生管理への支援であります。コロナ禍により、内食・中食向けの食品へのニーズが高まるとともに、食品の製造過程における衛生管理の徹底が一層求められております。このため、冷凍やレトルトといった保存性の高い商品の開発や、より高度な衛生管理に向けた設備投資を強力に支援してまいりたいと考えておまして、今議会に関連する予算を提案させていただいております。

2点目は、新たな販路の開拓であります。コロナ禍における休業要請や外出自粛などにより、百貨店や高質系スーパーなど、商業地の外商先が大きな影響を受けております。このため、首都圏近郊や地方の住宅地を基盤とする量販店、さらには地域密着型の卸売事業者などへのアプローチ、こちらを一層強化してまいりたいと考えております。

こうした取組を通じて、厳しい状況を乗り越え、県内事業者の外商拡大につなげてまいりたいと考えております。

次に、まるごと高知における食品以外の特産品の販売などにつきましてお尋ねがありました。

まるごと高知では、その開設以来、土佐和紙やサンゴ、木工製品といった食品以外の特産品につきましても、幅広く地下1階で取扱いをしてまいりました。具体的には、商品とその商品を紹介するパネルを併せて展示するほか、定期的に特設コーナーを設けまして、土佐和紙フェア、木製品フェアといったテーマを決めたイベントなどを行うなど、販売促進に努めたところがあります。

しかしながら、まるごと高知に来店されるお客様のニーズは、やはり食品や日用品が中心であることから、売行きはあまり芳しくはございませんでした。

こうした状況に加えまして、地下のスペースには限りがありますことから、この10年でまる

ごと高知の地下といえれば豊富な土佐酒があるというイメージも定着しておりますため、主力商品であります土佐酒に代えて工芸品などの売場を拡大することは、店舗としては難しいものと考えております。

もとより工芸品につきましても、食品と同様に外商を進めていくためには、的を絞った卸や小売などへの個別の営業、すなわちBツーBが重要であると考えております。このため、地産外商公社の営業ツールであります県産品データベースに現在17社を登録いたしまして、バイヤー等に情報を発信するほか、商工労働部や産業振興センターを中心に、見本市への出展や首都圏などでの販路開拓に取り組んでいるところであります。

コロナ禍によりまして自宅でのテレワークが進み、落ち着いた環境の中で仕事をしたいという方が増え、木製家具あるいは木工品、工芸品などへの需要が高まりつつあるというニュースも最近よく耳にするところであります。こうした人々の価値観の変化をチャンスと捉えまして、今後商工労働部ともさらに連携しながら、個別の営業活動を通じて、さらなる販路開拓・拡大、そして商品の磨き上げにも努めていきたいと考えております。

あわせて、まるごと高知の地下での工芸品のラインアップ、それからディスプレイにつきましてもこうした視点から改めて様々な工夫を凝らしてまいりたいと考えております。

最後に、まるごと高知と高知空港ビルによる合同商談会のメリットや連携への手応え、その成果などについてお尋ねがありました。

地産外商公社と高知空港ビルとの協定に基づく取組の一つとして、9月3日と4日に初めての合同商談会を開催し、県内事業者25社の94商品について商談が行われました。

今まで商談会の経験がなかった空港ビルから

は、これまで取引のなかった事業者と商談ができ、大変よい機会になったとのお話もいただいております。一方、地産外商公社のほうも単独で開催する商談会に比べ、より多くの事業者と商談ができたということをごさいますて、双方にメリットがあったものと考えております。

また、今回商談した商品のほとんどが採用される見込みということをごさいますて、参加した県内事業者からも、コロナ禍で商談が減少しておる中、空港、アンテナショップと同時に商談ができたことはありがたいとの声も上がっております。連携の効果が現れていると感じております。

今後は、空港利用者を対象にした商品のテストマーケティングなどにも取り組まれるということをごさいますて、こうした連携事業をさらに進めることで、外商に参加する県内事業者の広がりや商品の磨き上げが一段と進むことを期待しております。

コロナ禍で大きな影響を受けております県内事業者の業績回復に向けましては、こうした連携の取組はもとより、先ほど申しあげました新たな商品の開発やインターネット販売の強化、さらには新たな市場の開拓などに官民協働で取り組むことで、すなわち新しい日常に果敢に挑戦していくことで業績の回復につなげてまいりたいと考えております。

○11番（横山文人君） 知事はじめ執行部の皆様には丁寧な御説明をいただきました。ありがとうございました。

また、副知事におかれましては、まるごと高知の立ち上げからこれまでに対して思いを語っていただきまして、本当にありがとうございました。改めまして感謝と敬意を表する次第でございます。

そのような中において、コロナ禍という大変大きな逆風が吹いておるわけでございますけれ

ども、感染拡大防止と、そして経済社会活動の両立という大変厳しい新たな県政課題に立ち向かっていく、これはまさに課題解決先進県としてこれまで取り組んできた高知が、さらに濱田知事を中心として立ち向かっていかれる、そのことを県民は皆信じておりますので、そのことを今後とも御自愛専一の上、続けていただきますようお願いを申し上げます。私の一切の質問にいたします。ありがとうございました。

（拍手）

○議長（三石文隆君） 暫時休憩いたします。

午前11時21分休憩



午後1時再開

○議長（三石文隆君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案に対する質疑並びに一般質問を続行いたします。

3番上田貢太郎君。

（3番上田貢太郎君登壇）

○3番（上田貢太郎君） 自由民主党の上田貢太郎でございます。それでは、発言のお許しをいただきましたので、早速質問に入らせていただきます。

まずは、経済影響対策についてお伺いいたします。

今議会では、県内事業者のデジタル化への支援や、コワーキングスペースを備えたシェアオフィスの整備に関する予算が計上されています。現在、コロナにより多くの企業が大打撃を受けておりますが、一方で企業活動や働き方、暮らし方が大きく見直され、テレワークの普及や感染リスクの少ない地方への関心が高まっていると感じています。

事実、東京は8月まで2か月連続で転出する

人が転入する人を上回っており、ウイズコロナ、アフターコロナの時代は、もしかするとこれまでなし得なかった、中央一極集中から地方分散型社会の到来が期待できるかもしれません。そのためにも受皿づくりが重要であり、今回のシェアオフィスの整備は、まさに時宜を得た先駆的な取組であると高く評価するところであります。

また、私はウイズコロナの今の時期だからこそ、新しい視点での移住推進があるのではないかと考えます。9月1日の日本経済新聞1面の中ほどに、人材派遣のリーディングカンパニー、パソナが淡路島に本社機能を移転する記事が掲載されておりました。

政府も数年前から働き方改革を掲げ、私も議会でテレワークや政府系機関の地方への移転など、様々な提案を行ってまいりましたが、その進展は遅々として進んでおりませんでした。ところが、今年の春新型コロナウイルスの問題がメディアで取り上げられました。そして春節、連休を境に、我が国だけでなく世界中にその影響は拡大いたしました。しかし、民間企業の経済活動は止めることができないため、本格的なテレワーク時代に突入し、多くの会議がリモートで行われ、物理的に対面が必要な業務においては通勤ラッシュの時間帯を避けるため、時間差通勤も始まりました。

これまでの企業は、経済地理学の視点から皆さん東京を目指しました。中でもITなどイノベーション産業の一極集中はすさまじく、首都圏の中でも港区、千代田区、新宿区、渋谷区、品川区の5区に集中しております。そんな中、グループ会社78社、連結売上げ3,250億円、雇用総数約2万人の株式会社パソナグループが、段階的とはいえ、本社機能を淡路島に移転する記事には驚かされるものがありました。

しかし、ウイズコロナの今、首都圏からのBCPや働き方改革を目的とした地方移転を考え

る企業はパソナだけではないと考えます。確かに、本県には南海トラフ地震というマイナス要素もございますが、地盤も安定し、津波の影響を受けない内陸の山間地域など、そうした受皿になり得るエリアも少なくありません。企業の本社移転は、必要最小限とはいえ従業員の移住も伴います。そして、移転先には新たな雇用も期待できます。

私は、今こそ首都圏から本県に企業を呼び込み、移住促進と雇用の創出を目指すベストタイミングではと考えます。まさに、人口減少、少子高齢化、先細り経済に長く悩まされてきた本県に、一条の光が差し込んでいのように感じます。首都圏には、本県にゆかりの深い大企業も多数ございます。まずは、そうした企業から、本県への本社移転を真剣に誘致してはと思うところです。

コロナ禍の時代における企業誘致について知事の決意をお伺いいたします。

次に、高知の企業の99.9%を占めると言われる中小企業・小規模事業者に対する経済支援策についてお伺いいたします。

高知県はこれまで全国に先駆けた県単独融資制度を創設し、事業者の資金繰りを支援するとともに、国の持続化給付金を活用してもなお経営状況が厳しい事業者に対し、人件費負担を軽減し、雇用の維持を図るための新型コロナウイルス感染症対策雇用維持特別支援給付金の給付を行うなど、まず何よりも事業の継続と雇用の維持に積極的に取り組んでこられました。その成果は数字に如実に表れており、民間の信用調査会社の発表によれば、本県ではコロナ倒産はほとんど発生しておらず、解雇や雇い止めも全国と比べて著しく少ない数となっています。

これも、こうした県独自の支援策によるものと考えられ、ある旅館の経営者からは、今回の県の支援制度は本当にありがたい、県が我々事

業者を見捨てず、いざというときには県はしっかりと寄り添ってきてくれることを実感したという声を聞き、県議会議員として私もうれしくなりました。濱田知事の時宜を得た迅速な対応に心から敬意を表する次第です。

また、3つの取組のうち、経済活動の回復と社会構造変化への対応に向けた取組では、中小企業新型コロナウイルス感染症対策事業費補助金——業種別の感染症拡大予防ガイドライン等に基づく感染予防対策を実施する中小企業者に対する支援制度を創設され、これを活用し、空調設備の改修や空気清浄器の導入、さらには非接触式トイレへの改修などが、旅館、ホテル、飲食店、小売業などで進んでいます。これらによりコロナウイルスの感染を完全に予防することは難しいのかもしれませんが、こうした対策をしっかりとしている施設、店舗であることは、利用者にとって安心感を与えるものであることは言うまでもありません。

この感染症対策の補助制度は、補助率が4分の3と高率であり、つまり4分の1の自己負担で改修などができることから、大変好評で申請が殺到したことから、6月補正で計上した3.7億円の予算があつという間に足りなくなり、16億円程度まで増額したものの、これもあつという間に予算額に達しました。これだけ好評で事業者のニーズも多いなら、さらなる増額をして対応すべきではないかという意見は私の耳にも入ってきます。

一方で、老朽化したエアコンや空調設備をこの補助金を利用して更新しているとか、量販店の店頭では値引きがあるのに、補助金の申請の見積りでは定価となっているといった指摘があるのも事実です。幾ら国の補助金や臨時交付金はその財源に充てられるといっても、その原資は全て国民の税金であります。また、事業者から評価を得ている事業だからこそ、適切な事務

処理が求められると考えます。

こうした指摘も踏まえ、本事業をいかに適正に執行していくのか、商工労働部長の所見を伺います。

次に、企業版ふるさと納税についてお尋ねいたします。

各自治体においては、今後税収が減少することが予想される中、住民サービスを継続していくには、今の税収に加えて新たな歳入を検討することも重要と考えます。

そこで、今年の4月1日から改正されました企業版ふるさと納税についてお伺いいたします。

御存じの方もいらっしゃると思いますが、今年度より企業版ふるさと納税が拡充され、納税者である企業、納付先である自治体ともに、大きなメリットがあるものになりました。簡単に申し上げますと、企業は寄附額の最大9割が法人税から軽減される特別措置を受けられます。また、この制度で事業計画を認定された自治体は、様々な補助金などと合わせて事業費を予算立てすることができるため、企業、自治体両者にとって今まで以上に有益な制度となりました。

これを受け、全国の自治体は知恵を絞り、ウイズコロナ、アフターコロナで地域振興に役立てるべく、前例にとらわれないユニークな事業を組み立てようとしております。例えば、愛媛県の今治市は市議会スポーツ振興特別委員会で、新サッカースタジアムの建設費確保に向けて、都市部の企業に寄附を呼びかけることがさきの議会で決まりましたし、北海道の上富良野町は、この企業版ふるさと納税で映画制作を進めております。こうしたように、企業版ふるさと納税の制度を通じて、自治体と企業とが一緒になって新しい事業に果敢に挑戦することで、より大きな効果が得られると同時に、歳入の確保にもつながると考えます。

そこで、この企業版ふるさと納税の活用につ

いて、県としてどのように取り組んでいくか、知事にお伺いいたします。

次に、観光振興について御質問いたします。

県では、第4期産業振興計画での観光分野の取組として、令和5年度に観光総消費額を1,288億円以上、県外観光客入り込み数460万人を目標とされています。この目標の達成に向けては、旅行者のニーズやこれからの時流を捉えることも必要だと思います。新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、県内観光事業者は甚大なダメージを受けております。新型コロナウイルス感染症の全国の感染状況も一時期に比べ落ちつきを見せ始めておりますが、依然として終息が見通せる状況にはありません。

7月22日から、国の「Go To Travel キャンペーン」とともに、県の独自施策である交通費用の助成もスタートし、この秋の4連休は、春以降新型コロナウイルスの影響で落ち込んでいた県内の観光地も、一定観光客らの客足も戻り、久しぶりににぎわいを見せたところです。全国的な感染拡大による旅行の自粛、よさこい祭りの中止や夏休みの短縮といった影響によりまして、観光需要の本格的な回復までには至っていない状況ではございますが、今月からは「Go To Travel キャンペーン」などの対象エリアに東京も加わり、さらに多くの観光客に高知に来ていただけるのではないかと期待するところでございます。

この秋の4連休、全国的に戸外の行楽地が大変にぎわったとお聞きしていることから、屋外で観光を楽しむスタイルというものが今後ますます注目されると思いますし、実際に観光客のニーズも3密を避けた自然志向、地方志向にシフトしつつあるのではないかと受け止めています。県でも、コロナ禍において、全国的に多くの方が自然が多い地域への旅行を希望しているというニーズを踏まえ、リョーマの休日キャン

ペーンを引き続き実施するとのことで、このことにより、私も全国から多くの観光客の皆様に来ていただけるのではないかと思うところであります。

その意味でも、今議会で提案のあった新しい生活様式や旅行スタイルに対応した、屋外観光施設の整備を支援する屋外観光施設等緊急整備事業は、まさに時宜にかなった取組だと思いますが、この事業でどのような施設の整備を目指そうとしているのか、観光振興部長にお伺いいたします。

次に、旅行者の方々に3密を避けて、安心して本県観光を楽しんでいただける取組として、今注目されておりますアドベンチャーツーリズムについてお伺いいたします。このことは、既に何度かこの場で御質問もさせていただきましたが、実はこれは菅総理が官房長官時代に北海道へわざわざ視察に行かれるなど、御本人も大変注目されている取組であることから、総理になりましたことから、この事業につきましては、今後はかなり積極的に取り組んでいただけるものと期待しているところであります。

以前にも申し上げましたように、このアドベンチャーツーリズムは、自然、異文化体験、アクティビティの3つの要素のうち、2つ以上で構成される旅行をいうもので、旅行者の特徴として富裕層の割合が高く、長期の滞在を好むことなどから、北米やヨーロッパなどでは、外国人観光客の消費額のみで、推計76.5兆円の経済効果があるとされております。

また、日本アドベンチャーツーリズム協議会によりますと、1万米ドル、約105万円の経済効果を生み出すためには、クルーズ船では100人、1泊2日のパック旅行では9人が必要なのに比べて、アドベンチャーツーリズムだと4人の来訪で達成できるとされております。つまり、これらの観光客を呼び込むことで観光消費の拡大に

もつながるのではないかと思います。

こうした取組を進める上では、現在開催している「リョーマの休日～自然&体験キャンペーン～」で磨き上げてきた自然景観やアクティビティーが大きな強みとなると思います。また、リョーマの休日キャンペーンの継続においても、アドベンチャーツーリズムを、本県に観光客を呼び込む有力な施策の一つとして取り組むべきだと考えますが、観光振興部長の御所見をお伺いいたします。

次に、スポーツ合宿などの誘致についてお伺いいたします。

これは県内の一例ですが、それまで各地から5,000人超の合宿客の誘客実績があった黒潮町でしたが、2012年3月に南海トラフ地震の津波高が最大34.4メートルと全国紙の1面をにぎわしました。その結果、合宿客のキャンセルが相次ぎ、集客ゼロという事態が続き、地域経済に大きな打撃をもたらす事態となりました。

そんな中、地域のNPOが中心となり、全国大会への出場を逃した高校などが参加する大会を企画しました。この企画をスポーツメーカーのミズノに持ち込んだところ関心を得て、県外から高校のサッカー部が集まる大会の開催に至り、ミズノだけでなくナイキなどからも賛同を得て、ナイキカップやミズノカップが開催され、当初5,000人程度だった誘客実績が、今では1万2,000人を超える集客にまで成長していることを知りました。つまり、既存の学生スポーツの全国大会とは異なる大会であっても、きちんとしたコンセプトとセールス能力があれば、黒潮町のような立地や諸条件の不利な場所でも実績を残せるという事例です。

この実績を知り、高知市でもと動いた有志のグループがおりましたが、現在まで実現には至っておりません。その原因は、全国大会を開催するには複数の会場が必要となりまして、自治体

をまたいだ開催となると、会場管理者の連携が取れておらず、また会場の空き確認や予約に関しても、いまだにネット導入がなく電話だそうです。

本県は、スペックの高いスポーツ施設や春野総合運動公園のテニスコートのように、数の面からも四国有数の施設を有しておりますので、スポーツ合宿や大会の誘致に向け、関係機関が連携した体制をつくる必要があると考えます。具体的には、スポーツ合宿や大会に特化した官民協働のDMC——デスティネーション・マネジメント・カンパニーの設立、そのDMCが自治体をまたいだ施設の一元管理とスポーツ合宿・大会の企画、誘致、運営を担うというのが理想的な形ではないかと考えます。さきに事例を述べました黒潮町では、カスタマイズされた小規模大会を展開し、町内の宿泊施設はコロナ禍中の8月でも一定の誘客が図られたと聞いております。

こうした優良な取組を参考にしながら、県内全域におけるスポーツ合宿や大会の誘致に向け、前向きな考え方を持つ民間企業と共に、受入れ体制の整備について連携した取組を進める必要があると思いますが、文化生活スポーツ部長のお考えをお聞きします。

次に、高知城の国宝化についてお伺いいたします。

高知県のシンボルはまさしく高知城であり、これに異論を唱える方はまずいないと思います。特に、天守と追手門が1つの写真フレームに収まる城郭全体の美しさは圧巻で、しかも天守、本丸御殿、追手門の3つがそろって残っているのは、日本広しとはいえ高知城だけなのであります。その追手門横には昭和9年に建立された国宝高知城の石碑がひときわ威厳を放っており、訪れた観光客にとって絶好の撮影スポットになっています。

しかし、石碑横に設置された立て看板を確認しないと、多くの観光客や県民も、高知城が今もなお国宝であると錯覚させてしまいます。というのも、高知城天守は国宝保存法に基づき、昭和9年に姫路城に続き国宝に指定されていましたが、残念ながら昭和25年の文化財保護法の施行により、天守など15棟が国の重要文化財に指定され、現在は国宝の指定を受けていません。

高知城天守がなぜ国宝になれないのか。文化庁の見解では、再建された時期が国宝に指定されている天守の建造時期と比べて新しいことに加え、再建による高知城天守についての建築技法や建築史的な事柄を裏づける新たな知見が出ていないことだと言われています。

そこで、高知城を国宝にする県民の集いなど県内の有志グループが一丸となって5年間にわたり国宝化運動を展開してまいりましたが、これまで県、教育委員会と協議を持つ中で、天守の国宝化は新たな知見がないため実現は無理だと言われ続けてまいりました。

5年前の平成27年7月8日に松江城天守が国内では63年ぶりに国宝化を勝ち取ったときの松江城調査研究委員長であった、平成の城郭研究の第一人者である神奈川大学名誉教授で、元日本建築史学会会長の今は亡き西和夫氏は、新しい知見を得るためには、国内の著名な城郭研究者に参加いただき、本腰を入れて新しい知見を得るべく調査研究を進めるとともに、特に次の3点が重要であると述べられました。1つ目が、学術誌に投稿された学術論文を、同じ分野の専門家がその質と正確性を評価し、その上で学術論文を学会で発表すること、2つ目が、新たな調査に基づく調査報告書を刊行すること、3つ目が、文化財保護制度に基づく建造物であることであります。

松江市は、平成21年に国宝化運動が大変盛り上がり、前職が島根県の文化財課長だった卜部

吉博氏に松江城国宝化推進室長就任を要請しました。しかし、卜部氏本人からも国宝にすることは無理だと何度も断られましたが、市民の熱意はとうとう卜部氏を動かし、国宝化推進室長に就任いただくことで本格的な運動が始まり、結果的に松江城天守が国宝に至った経緯があります。

そこで、専門家による本格的な調査研究など、これまで知られてこなかった高知城の文化的価値を明らかにする取組の現状について教育長にお伺いいたします。

昨年、福井工業大学の吉田純一客員教授が県の依頼で来られたときに、太平の世に再建された高知城天守より後に建造され、国宝に指定された木造建造物が数多くありますが、高知城がどのような目的、方法で建造されたか、その歴史、その価値を違った角度で見だし、捉え直すことが高知城天守国宝化への道筋ですと、実に的確なアドバイスもいただきました。新しい知見を得るためには、国内の著名な城郭研究者に参加いただき、本腰で新しい知見を得るべく調査研究が必要であると同時に、高知城天守が再建された延享年間または寛延年間の棟札や築城に係る記録の手がかりを、県民総出になって探し出すことであると思います。

そこで、高知城を国宝にする県民の集いや龍馬同盟などは、多くの県内の支援企業の後押しを受けて、500万円の懸賞金までかけて新しい知見を探す努力をしています。高知城は単なる誘客のための観光名所ではなく、国の重要文化財であり、我々県民、国民の宝であります。その価値をさらに高めるためにも、国宝化に向けた新たな知見を得るための予算化がぜひとも必要ではないでしょうか。

私も平素から御支援いただいている多くの県内企業の皆様と同様に、何とか国宝に復活させたいという思いに駆られ、このたび質問の機会

をいただきました。

高知城を国宝にしたいという関係者の思いにどう応えていくか、知事の率直なお考えをお伺いしたいと存じます。

次に、さきの2月議会でも質問いたしましたI o Pプロジェクトについてお伺いいたします。

研究スタートから約2年、その柱としてハウス内の環境データや作物の生育データなど、様々な農業関連情報を集約しデータ共有基盤となるI o Pクラウドが、現在、設計段階から構築段階に入り、今年度中にはプロトタイプが完成する予定であり、クラウド名も土佐の郷土料理にちなみ、SAWACHIと命名されたと聞いております。

農業の先端イノベーションへのチャレンジは、これまでも様々な企業などが取り組んできましたが、例えば太陽光を使わない植物工場などについては、他県では既に撤退している現実もあります。しかしながら、本県のI o Pプロジェクトには、既に県内外から53社ものI T関連企業や物づくり企業が、研究開発への参画に意欲を持たれているとお聞きしております。また、先日の高知新聞でも紹介されておりましたが、電力会社である四国電力が11月に南国市に新たな農業法人を設立し、I o Pプロジェクトと連携して、労働力不足に悩むシシトウの収穫用ロボットの開発や産地の維持・拡大に貢献していく取組をスタートさせるとお聞きしました。

I o PクラウドSAWACHIの構築により、産地の農家の皆様だけでは解決できない様々な課題を、様々な技術を持つ企業の皆様と連携して解決していくという、このような取組がますます広がっていくことを大いに期待したいと思います。

このI o Pプロジェクトの中核には、農業生産におけるブラックボックスだった植物の1株当たりの光合成の見える化、栄養物が師管を通

して他の部分に運ばれる転流による動的な変化を可視化して利活用できるようにするという、過去に例のない先端的な技術がかなりできつつあり、これに気候や土壌の研究、自動制御や遠隔制御が可能となる機器やシステムの開発、出荷情報や栽培履歴等の電子化技術など、様々な研究開発が集約されてなされるプロジェクトであり、それらの技術開発や情報の集積が5年、10年と蓄積されることによって、大きく成長し得るクラウドが完成していくのだと私は理解しております。

そして、この光合成の見える化や転流の解明がより進化すれば、農産物にさらなる付加価値をもたらすことでしょうか。例えば、本県が生産量日本一のアセチルコリンがたくさん含まれていることが、信州大学の中村浩蔵准教授により明らかにされ、農業・食品産業技術総合研究機構と高知県の農業技術センターもその研究に貢献していると伺っております。

アセチルコリンは高血圧対策に効果的であることは知られています。中村准教授は、ソバ菜を発酵させた発酵キョウバクの研究で、アセチルコリンを他の物質から細かく分離させて、高感度に検出する方法を開発し、その結果、ナスはトマトやピーマンなどの農作物に比べて1,000倍以上のアセチルコリンを含有しており、機能性食品としての価値があることが分かったわけですが、I o Pプロジェクトを活用すれば、アセチルコリンの含有率をさらに高める栽培技術を開発していくことも不可能ではないと考えます。

アセチルコリンは、必要以上に体内に摂取しても酵素によって分解されるため、効き過ぎるということはありません。さらに、アセチルコリンは熱にも強いことが分かり、様々な食品への応用が可能で、機能性食品開発にはうってつ

けの素材なのです。

いずれにしましても、本県の産学官連携によるI o Pプロジェクトと信州大学とのコラボレーションが実現すれば、高知のナスの付加価値は高まり、農家の収益向上にもつながりますし、機能性食品の開発企業誘致も考えられます。

また、後継者不足の本県農業にも、県外から高知で農業を目指す移住者も現れるかもしれません。さらに、進化するI o Pプロジェクトなら、多くの研究者も高知を目指す可能性もあり、新たな産業の創出にも貢献できて、これまでとは一味違う移住政策にもつながると考えます。

I o Pプロジェクトは、これまでの基幹産業である農業をイノベーションしていくことにより、施設園芸農業を飛躍的に発展させ、産業集積を図っていくことで、若者が高知で暮らし稼げる姿が実現していけると考えますが、農業振興部長の御所見をお聞かせください。

次に、1次産業、林業の振興についてお尋ねいたします。

申すまでもなく、農林水産業は高知県の基幹産業であります。そこで、私は中山間地域の発展なくして県勢の浮揚なしとの思いから質問をいたします。

御案内のとおり、高知県の森林面積は約60万ヘクタールであり、県土の総面積71万ヘクタールに占める森林面積割合が84%は、まさに全国一の森林県であります。その森林面積のうち約39万ヘクタールは人工林であり、人工林率65%は全国第2位であります。また、人工林の総蓄積量約1億7,100万立方メートルも全国第2位であります。これら人工林の毎年の成長量は約267万立方メートルもあり、これは2019年の1年間の原木生産量が国有林と民有林合わせて約67万立方メートルですので、原木生産量の約4倍近い成長量があるのです。ちなみに、2019年のヒノキの生産量22万9,000立方メートルの実績も全

国第1位に輝きました。

一方、県内の民有林において、10齢級を超える杉やヒノキの山林、いわゆる主伐期を迎えている人工林面積は約24万ヘクタールであり、その蓄積量は約1億3,000万立方メートルであります。つまり、人工林の総蓄積量の約77%は10齢級以上の民有林の蓄積量なのであります。改めて高知県林業のポテンシャルの高さを実感するとともに、これらの豊富な森林資源を余すことなく活用し、県勢浮揚につなげていくためには、これからの民有林の整備がいかに大切であるか、認識を新たにさせていただいた次第であります。

そこで、市町村自治体に配分される森林環境譲与税を最大限有効に活用して、遅れた市町村の私有林の整備を官民一体となって強力に進めるべきであると改めて思いますが、その際、意欲と能力のある林業経営者は地元森林組合だけでなく、多くの民間事業者や自伐林家も頑張っていることを決して忘れてはならないと思うのです。このたび、森林組合法が改正され、森林組合同士の事業の連携や事業譲渡もできるようになるなど、これからの森林組合は相互連携を深めた、さらに強固な組織になっていくと思います。

また、市町村には専従の林務担当者がいない自治体も多いため、新たな森林経営管理制度を円滑に実行に移すために、複数の森林組合が連携を強化して、市町村のマンパワー不足を補う森林管理推進センターを立ち上げ、さらにはセンター同士がネットワークを拡充していく動きが全国に広がっています。こうした動きから、市町村と森林組合はますます深くつながり、森林組合は第二の公共を担う組織になり、他の民間事業者は蚊帳の外に追いやられるのではないかと心配する声も聞かれるようになりました。

民間事業者が弱過ぎると言われればそのとおりかもしれません。しかし、本来森林組合と他

の民間事業者は、お互いに切磋琢磨して豊富な高知県の森林資源を守り育て生かしながら、共に林業の好循環をつくり上げていくべきだと思います。

そこで、森林経営管理制度に基づく意欲と能力のある林業経営者への再委託については、森林組合に偏らず、民間事業者を育成する観点から一定の配慮が必要と思いますが、県は市町村をどのように指導していかれるのか、林業振興・環境部長の御所見をお伺いいたします。

次に、森林環境譲与税の用途に関連して、コンパクトシティのシンボルでもある高知市街を走る路面電車の内装の木質化事業を提案いたします。全国一の森林県にふさわしいヒノキの香る84電車の登場は、全国への発信にもつながると思います。ぜひとも実現いただきたいと思っています。

路面電車の内装の木質化について林業振興・環境部長の御所見をお伺いいたします。

次に、コウヨウザンについてお尋ねいたします。多くの人工林が成熟し、相対的に皆伐が進む中、伐採跡地に再造林をすることは、県土の保全や林業の好循環をつくる上でとても大切なことでもあります。しかし、木材価格はピーク時に比べると約20%まで落ち込んでおり、50年近くの育林作業が必要となる長い林業サイクルを考えると、森林所有者の再造林への意欲はなかなか高まってまいりません。

県は再造林への補助を90%まで高め、市町村によってはさらに継ぎ足し補助を行い、ほぼ100%といったところもあります。また、皆伐と再造林を連続して行う一貫作業システムの普及を推進するなど、再造林率の向上に取り組んでいることは承知していますし、必要なことであると考えます。

そうした取組に加え、これからの時代を考えると、FIT事業、固定価格買取制度に伴う木

質バイオマス燃料として、育林コストが低く、早く成長し、早くお金を回せる早生樹の普及を図り、植えてから伐採するまでの林業サイクルを短くすることも重要になるのではないかと思います。

資源エネルギー庁や林野庁も再生可能エネルギーの政策推進の重要性に鑑み、林業と木質バイオマス発電事業の持続可能な共生を構築する目的で、木質バイオマス発電の燃料向けに用途を絞った森林を確保する検討に入ったと聞いております。こうした動きは造林意欲の減退した林家に対して大きなインセンティブにつながるだろうと思います。県も早生樹であるコウヨウザンが造林補助事業の対象となるよう国に申請し、本年8月25日に承認を受けたと伺っています。

そこで、御質問いたします。コウヨウザンは高知県においてまだ一般的に普及していません。既に広島県や島根県などでは先進的に取り組まれているところもありますが、高知県として今後コウヨウザンをどのように普及していくのか、林業振興・環境部長に御所見をお伺いいたします。

次に、10月から高知北高校で導入される通級による指導と、センター校としての方向性についてお尋ねいたします。通級による指導とは、各教科の大部分の授業を通常の学級で受けながら、一部の授業について、障害に応じた特別な授業を特別な場で受ける指導形態のことです。小中学校においては、平成5年度から制度化され、指導を受けている児童生徒は年々増加していると言われております。しかし、高等学校では、障害のある生徒に対する指導や支援としては、通常の授業の範囲内の配慮が行われ、特別な教育課程を編成することができませんでしたが、平成30年度より高等学校でも制度化され、現在本県におきましても数校で実施されています。

この高等学校における通級による指導では、生徒の障害に応じた個別の指導計画により、年間7単位を超えない範囲で、卒業に必要な単位に加えることができます。したがって、障害など特別な教育的ニーズのある生徒のための初めての教育制度の導入ということになりますので、私も注目してまいりました。

近年、我が国は障害者権利条約に基づき、障害のある者がその能力などを最大限に発達させ、社会に効果的に参加することを可能にするため、障害のある者とない者が共に学ぶ、いわゆるインクルーシブ教育システムを進めています。そうした視点からも、高等学校において障害のある生徒が通常の学級での学習に参加した上で、障害による学習上、または生活上の困難の改善、克服を目的にした指導が行われることは大変喜ばしいことであり、障害のある生徒が高校卒業後しっかりと自立し、円滑に社会参加できるようになることを大変期待もしています。

私は、昨年の9月議会におきまして、県内の定時制・通信制高校の多くが不登校や中途退学、そして発達障害など特別な支援が必要な生徒への対応をしっかりと行っていることに触れ、定時制・通信制教育について、より実践的な研究を行うため、県内の中心となる学校の中に事務局を設置することで、県としてこれからの定・通教育の在り方を研究するチームを発足させてはどうかという提案をさせていただきました。

それを受けてか、今年5月に高等学校における通級による指導センター校として、高知北高等学校が指定され、発達障害など特別な指導・支援が必要な生徒への本県挙げての取組を始められたことをお聞きし、大変期待しているところでございます。そして、高知北高校はセンター校として、通級による指導の先進的な取組の研究を計画し、発達障害の生徒への具体的な取組を始めています。

こうした取組を今後さらに充実させ、県内に普及していくために、県ではどのような対策を考えているのか、喫緊の課題と対策、中長期的な計画と対応について教育長にお聞きいたします。

そして、そのセンター校の取組の一つとして、高知北高校では担当教員の実践力向上のため、既に県内の通級による指導を実施している学校や関心を示している学校、そして学識経験者を交えて、ウェブ上での遠隔会議も開催しているとお聞きしています。

新型コロナウイルスの影響もあり、効果的であったとは思いますが、その成果と課題につきまして教育長にお伺いいたします。

それでは最後に、旭駅周辺の朝夕の交通渋滞改善に関して御質問をいたします。旭駅前通から西に3つの電停は、その設置位置からか交通渋滞を引き起こす原因となっているのは、皆さん御承知のとおりであります。国道でありながら取ってつけたような1.5車線、そこに西行きの電停が交差点の東に、東行きの電停は交差点の西に、そこに右折車両が1台でもいようものなら、たちまち交通渋滞の原因になるのは誰の目にも明らかです。

また、この国道は児童生徒らの通学路でもあり、朝の出勤時には、子供たちの交通事故も大変危惧されるところであります。この電停が逆に設置されれば、狭いながらも右折レーンが確保でき、一定の渋滞緩和策にもなると思います。以前、小耳に挟んだのですが、この問題を土佐国道事務所が改修を担ってもよい旨の話があるやに聞いております。

この旭地区の電停の移設について、現在の状況と今後の見通しについて土木部長にお聞きいたしまして、第1問とさせていただきます。

(知事濱田省司君登壇)

○知事(濱田省司君) 上田議員の御質問にお答

えをいたします。

まず、コロナ禍の時代におきます企業誘致への決意についてお尋ねがございました。

今回のコロナ禍を契機といたしまして、働き方やオフィスの在り方などの認識が変わってまいりまして、人口密集のリスクを回避していくということ、そして固定費の削減が可能になるということ、こういった点で地方への関心が非常に高まっているというふうに考えております。特に、テレワークの普及によりまして、地方で実施可能な業務は大きく広がっております。機能の一部を含めました地方への移転を検討する企業が増えてくるのではないかと、そういった期待が持てるかと考えております。

こうした流れは、本県が以前から力を入れてまいりました地理的な条件に左右されにくい事務系の企業でございますとか、IT企業などの誘致活動におきまして、強力な追い風になるものと考えております。現時点におきまして、具体的な交渉を進めている企業もございまして、そういった意味で確かな手応えを感じているところであります。

そこで、地方への新しい人や企業の流れにいち早く対応するために、今議会で首都圏企業の地方展開の受皿となりますシェアオフィスなどの整備のための予算案を提案させていただいております。また、企業訪問ができない状況の下で、インターネット上で開催される見本市に出展をいたしまして、私自らが本県の魅力、優位性を直接PRするといった形で、トップセールスにも積極的に取り組んでおります。

他県との誘致競争が予想される中で、本県は全国トップクラスの支援制度を持ち、また手厚いフォロー体制をしいているということでございますが、こういったことはもちろん、既に進出いただいた企業が大きく成長しているという実績も本県独自の優位性となると考えておりま

す。

今後もこうした本県ならではの強みを最大限に生かし、またPRをいたしまして、首都圏からの企業誘致に取り組んでまいります。

次に、企業版ふるさと納税の活用についてお尋ねがございました。

企業版ふるさと納税は、正式には地方創生応援税制と称されておりますけれども、国におきますまち・ひと・しごと創生総合戦略に基づきます地方創生施策の一環として、平成28年度に創設されたものでございます。本県におきます昨年度までの寄附の実績は、この4年間で県が延べ20件、1,960万円、市町村分が延べ53件、2,085万円というような数字になってございます。全国的に見ましても、個人版ふるさと納税が多額に上っているのに比べますと、企業版の寄附実績は小規模にとどまっているというのが実情でございます。

こうした中で、議員から御指摘もございましたように、本年度から制度が大幅に拡充をされまして、税の軽減効果が寄附額に対し最大約9割に引き上げられるということになりましたのと併せまして、手続面でも弾力化、簡素化が図られたということでございます。これによりまして、企業側も寄附を通じて社会貢献がしやすくなりますし、自治体側も事業の推進に企業の協力を得やすくなるということが期待されると考えております。

県におきましては、これまでこの制度を通じまして、こども食堂への支援、あるいは観光振興の事業などに企業から寄附をいただいております。加えて、本年度は、県内のものづくり企業あるいは集落活動センターを支援する事業などにこの制度を活用いたしまして、併せて国の地方創生推進交付金の採択を受けたいと考えております。このため、本県とゆかりのある企業などに御協力を得られますように、引き続

き働きかけを行ってまいります。

また、国がまとめました全国の優良事例におきましては、市町村レベルの取組が数多く紹介されており、本県といたしましてもこうした事例も参考にしながら、市町村に対しまして情報提供を行いますとともに、市町村からの御相談がありましたときには、できる限りの後押しを行うという形で支援を行ってまいりたいと考えております。

最後に、高知城を国宝にしたいという関係者の思いにどう応えていくのかということについてお尋ねがございました。

高知城は、御指摘もありましたように、重要文化財に指定され、既に高い評価を受けるなど、県民の貴重な財産でありまして、またシンボルともなっております。国宝に指定されるということによりまして、歴史や文化、文化財に対する県民意識の高揚あるいは観光振興などの面におきましても、大変意義深いものだというふうに考えております。

現在、全国で国宝に指定されております天守5城は、江戸時代初め、1615年のいわゆる一国一城令が出されるまでに建てられた建築物ということになっております。これらは、戦いに備えまして城郭の建築が発達、完成した時代に建てられたとする価値が評価をされて国宝に指定されているという背景がございます。

一方、高知城の天守はもともとは1603年までに創建されたものでございますが、これが1727年の享保の大火で焼失をいたしまして、現在残っております天守は1747年に再建をされたものであります。したがって、国宝に指定された5つの天守と比べますと、高知城は130年程度新しい時代のものということでございます。また、再建されました天守は、古い構造形式を持つものの、江戸時代後期の技術を用いて建築をされているというふうに評価をされておま

して、構造や技法は城郭建築の発展の面におきましても、国宝指定の基準を満たしていないという判断がされているというふうに伺っております。

こうしたことから、これまで国宝指定につなげるために、構造や技法の発展面におきます新たな知見の調査を、県教育委員会において鋭意進めてまいりましたが、現段階では残念ながらそうした資料は確認されていないというのが状況でございます。

今回、御指摘もございましたように、県内の民間団体の皆様が500万円もの懸賞金をかけまして、天守の棟札などを探されており、こうした方々の国宝指定に向けました熱い思いに心から敬意を表したいというふうに考えます。難しい現状にございますけれども、この天守の棟札が発見されること、あるいはその発見がさらに高知城の国宝化に向けてのいわゆる新たな知見の発見などにつながっていきますことを、心より期待いたしております。

県といたしましても、引き続き高知城の価値や魅力を国内外の多くの皆様に知っていただけるよう取り組んでまいります。

私からは以上であります。

(商工労働部長沖本健二君登壇)

○商工労働部長(沖本健二君) 中小企業新型コロナウイルス感染症対策事業費補助金の執行についてお尋ねがございました。

議員御指摘のように、申請があったものの中には、相当年数が経過したエアコンの買換えや、古くなった換気設備の更新といったものがあります。エアコンの更新に関しては、空気清浄機能つきもしくは換気機能つきのものしか認めておりませんし、古い換気設備を更新して十分な換気が行われることになるということは、感染の拡大防止に寄与するものでありますことから、補助目的を逸脱しているものではございません。

また、量販店などの実勢価格より高いのではないかと御指摘に関しましては、需給が逼迫し、商品が品薄になりますと、市場原理に基づき、通常より価格が上昇する場合がございます。

言うまでもなく、補助事業でありますことから、適正な金額で効果的に執行していただくことが重要です。そのため、申請時においては、30万円以上の物品の購入及び工事の契約は複数見積りを徴収することを義務づけておりますし、交付決定に当たっては、同等製品と比べて著しく高い価格になっていないかといったチェックを実施しております。さらに、事業完了時には、見積額ではなく実際に支払った金額に基づいて精算払いを行いますとともに、必要に応じて現地検査を実施するなど、補助金の適正な執行に努めてまいります。

いずれにいたしましても、これだけ多くの申請をいただいたのは、事業者の皆様の関心の高さの表れであり、これにより感染防止対策が進んでおりますことは大変望ましいことだというふうに考えております。加えまして、新型コロナウイルスの影響で県経済の冷え込みが見られる中であって、県内に一定の経済効果を喚起する効果もあるのではないかとこのように考えております。

(観光振興部長吉村大君登壇)

○観光振興部長(吉村大君) まず、屋外観光施設等緊急整備事業についてお尋ねがございました。

この事業は、コロナ禍において多くの方々が地方や自然豊かな地域への旅行を希望しているという直近のニーズと、新しい生活様式や旅行スタイルにも対応できるように、市町村や観光関連事業者が行う屋外観光施設や体験・滞在メニューの磨き上げに財政支援するものでございます。例えば、屋外観光施設の磨き上げでは、3密が発生しづらい、ゆったりとしたスペース

が取れるグランピング施設や、山岳観光に招き入れるためのビジターセンター、眺望が開けたビュースポットへの屋外テラスや展望台の整備などを進めていきたいと考えています。

また、体験・滞在メニューの磨き上げでは、緑豊かな環境でのサイクリングや清流でのラフティング、穏やかな海辺でのカヌーやキャンプが楽しめるアウトドア拠点の新設なども進めていきたいと考えています。こうした屋外観光資源を、安心・安全を提供する視点も持ってしっかりと磨き上げることを通じて、コロナ禍における観光客の誘致に取り組んでまいりたいと考えています。

次に、アドベンチャーツーリズムの取組についてお尋ねがございました。

アドベンチャーツーリズムは、議員のお話にもございましたように、自然、異文化体験、アクティビティの3つの要素を組み合わせた旅行であり、旅行者の傾向として、富裕層の割合が高いとされています。こうした特徴を踏まえて、国内での先進地とされる北海道では、森、川、湖などの観光資源を生かし、地域の伝統や風土といった魅力を組み合わせた滞在型の観光プランを造成し、国内外の観光客の誘致を進められています。

滞在型観光につきましては、本県におきましても現在、広域観光組織を中心に、市町村や商工団体、宿泊施設、体験施設など幅広い関係の皆様が一体となって、地域ならではの観光資源を生かした、そこでしか体験できない、より魅力的なプランづくりに取り組まれています。このプランづくりにおいて、アドベンチャーツーリズムは大いに役立ちますし、自然豊かな地域に行きたいという直近の旅行者のニーズにも合致いたしますことから、本県への誘客に有効であると考えています。

今後、展開するリョーマの休日キャンペーン

においても、引き続きこのツーリズムを生かした取組を進めてまいります。

(文化生活スポーツ部長岡村昭一君登壇)

○文化生活スポーツ部長(岡村昭一君) スポーツ合宿などの誘致に向けた受入れ体制の整備についてお尋ねがございました。

スポーツを通じて県外からの誘客を図り、地域の活性化につなげていくためには、合宿や大会の誘致は非常に重要な施策の一つであると考えております。このため本県では、高知県観光コンベンション協会などと連携し、積極的な誘致に取り組んでまいりました。特に、ここ数年は、県内のスポーツ指導者や競技団体の関係者などが持つ幅広いネットワークを活用した誘致活動が実績につながっており、県外からのスポーツ合宿の誘致は増加傾向となっております。

しかしながら、今後さらなる誘致の増加を図っていくためには、関係機関のより一層の連携により、ウイズコロナ、アフターコロナの時代への対応も含め、受入れ体制を充実していくことが重要になってくるものと考えております。

県といたしましては、議員のお話にもありました事例なども参考としながら、より効果的な誘致の仕組みなどを研究するとともに、高知県スポーツ振興推進本部会議などを通じた県庁内の連携はもとより、高知県観光コンベンション協会や市町村、競技団体などとの連携を強化し、さらには民間企業をはじめ、より多くの方々の御協力もいただきながら、受入れ体制の充実を図り、スポーツ合宿や大会のさらなる誘致に向けて取り組んでまいります。

(教育長伊藤博明君登壇)

○教育長(伊藤博明君) まず、高知城の国宝化について専門家による本格的な調査研究など、高知城の文化的価値を明らかにする取組の現状についてお尋ねがございました。

現在、国宝に指定されております5つの城郭

の天守は、知事から御答弁いたしましたとおり、1615年のいわゆる一国一城令までの建築物となっております。一方、高知城の天守は1747年に再建されたもので、国宝指定の天守と比べ新しいことに加え、天守の発展の面でも、現時点における知見からは国宝指定の基準を満たしていないものとされております。

このため、県教育委員会では平成28年度から、昭和の大修理の解体修理に伴う構造や技法についての電子ファイル資料の調査や、県内外の博物館や城郭が所在する市町村等への資料確認を行い、専門家にも御意見を伺うなど、新たな知見についての調査を進めてきたところでございます。

また、丸岡城天守の国宝指定を目指して調査を進めている福井県坂井市の取組についても調査を行いました。丸岡城は、一国一城令後に創建されたものの、江戸時代初期の古い構造、技法で建築されておりましたので、坂井市と共に高知城と丸岡城との比較調査を行いました。高知城について城郭天守の発展を見る上で新たな知見につながる資料は、これまで確認できておりません。

県教育委員会としましては、平成31年3月にはこうした調査の報告会を開催し、これまでの取組と高知城の文化財的価値を県民の皆様知っていただく機会を設けたところでございます。報告会には、丸岡城の調査に取り組まれた福井工業大学の吉田先生をお招きしまして、丸岡城の調査と高知城天守について御講演をいただき、多くの県民の皆様の御参加をいただきました。その際、吉田先生からは高知城の国宝化について、新たな知見につなげるためには、1603年創建の天守と再建された天守の構造や技法の発展面における関連性についての解明が必要であるといったお話もいただいたところでございます。

これまでの研究では、高知城天守について、城郭天守の発展を見る上で、新たな知見を見いだすことは相当に厳しい状況にあります。引き続き他城の取組や資料に関する情報収集を継続してまいります。

次に、高知北高等学校の通級による指導における喫緊の課題と対策、及び中長期的な計画と対応についてお尋ねがございました。

高等学校における通級による指導については、県の東部、中部、西部の各圏域で実施することを目指し、昨年度までに東部、西部の3校において開始をいたしました。また、今月からは4校目として中部の高知北高等学校において開始をしたところです。

高等学校における通級による指導方法は全国的にもまだ十分に確立されておらず、発達障害のある生徒に対し必要な指導内容を見立て、指導後に評価を行うことができるよう、指導方法の研究を深めながら、担当教員の専門性をより向上させていくことが課題であると考えております。また、通級による指導を全県に展開するため、まずは現在通級による指導を実施している4校を各圏域の拠点として、自校の生徒だけでなく、近隣校の発達障害のある生徒に対する指導や支援の相談にも対応できる体制の確立を当面の目的として取り組んでおります。

実施校4校には、大学院で特別支援教育や教育相談の長期研修経験のある4名をはじめ、特別支援教育の経験者など計8名を配置した上で、本年4月には、これらの教員に対して直接助言を行うことのできる教員として、特別支援学校教員免許状を有し、特別支援教育課の指導主事経験のある教員1名を、通級による指導のセンター校である高知北高等学校に配置いたしました。4校ではこうした教員体制の下、高知北高等学校を中心として、通級による指導の確立に向けた研究を、大学教授からの継続的な助言も

得ながら実施してまいります。

今後は、教職大学院への派遣を継続いたしますとともに、自校の生徒への指導だけでなく、他校に教員を派遣して通級による指導を実施する巡回型の指導方法などについても研究を行い、中期的には、こうした成果を踏まえて県内全体における高等学校での通級による指導体制等の整備を進めていきたいというふうに考えております。

最後に、高知北高等学校の通級による指導について、遠隔会議を活用した成果と課題についてお尋ねがございました。

高等学校における通級による指導について、これまでも大方高等学校等の3校で実施してまいりましたが、担当教員が専門的なアドバイスを受けられる教員が校内にいないことや、他の実施校との距離が離れていることから、OJTが機能しにくいといった課題がありました。このため、ウェブを活用して各校の担当教員間で容易に相談や協議を実施したり、実際の授業について互いに参観したりできるよう、センター校である高知北高等学校をはじめとする4校の担当教員9名による、遠隔会議システムのネットワークを構築いたしました。

この遠隔会議システムの活用により、移動時間等の負担が軽減されまして、昨年度3回の開催であった協議会は、本年度は8月までに既に5回が開催されました。また、障害による困難を改善、克服するための授業方法などについて、センター校の指導的立場にある教員や大学教授などによる、担当教員のニーズを踏まえた、より専門的な協議や助言が、移動の制限もなくなり頻繁に実施できるようになっております。

遠隔会議システムを活用した授業研究については、環境の変化が苦手な生徒が多いことから、研究授業時における生徒への配慮事項などを学校と共に整理しまして、11月頃から公開授業研

研究会として実施していくこととしております。

今後は、この公開授業研究会についても大学教員等から助言を得ながら、各教員がそれぞれの学校で実施することにより、OJTの機会を確保し、専門性向上や指導方法の確立に取り組んでまいります。

(農業振興部長西岡幸生君登壇)

○農業振興部長(西岡幸生君) IOPプロジェクトにより、若者が高知で暮らし稼げる姿を実現していくことについてお尋ねがございました。

本県の農業振興の大きな柱として取り組んでおりますIOPプロジェクトにつきましては、現在その核となるデータ共有基盤、IOPクラウドの開発を進めているところです。年内には、ナスやピーマンなど主要野菜の約3,000件の出荷実績や地域の気象データ、さらには170戸のハウス内環境や作物の生育情報等を自動的にクラウドへ収集、蓄積できる仕組みが構築され、本格的な実証段階を迎えることとなります。

このクラウドに集積されるビッグデータを分析、活用することで、これまでの経験と勘に頼った農業から、データに基づいて最適な管理を行うデータ駆動型農業へ進化させてまいります。これにより、農業の経験がない方をはじめ、全ての施設園芸農家の方が、IOPプロジェクトのキャッチフレーズである「もっと楽しく！もっと楽に！もっと儲かる！農業」を実現できるものと考えております。

今後は、さらに県内大学等において作物の生育情報の見える化など、最先端のIOP研究を発展させていきます。あわせて、IOPを活用する人材の確保・育成も必要不可欠でありますことから、誰もがIOPの基礎から応用までを学ぶことができる講座を開催するなど、関係機関と連携し、人材育成の強化に取り組むこととしております。また、農機具メーカーやIT企業など50を超える参画企業の皆様と連携し、例

えばスマートフォン等で遠隔地からハウス内の監視や環境制御の操作を行うアプリや、その関連機器の開発などにつなげてまいりたいと考えております。

こうした本県で進めております全国に類のない最先端のIOPプロジェクトを全国に発信し、積極的にPRしていくことで、高知県で最先端の農業を始めたいといった若者を呼び込み、本県農業の活性化につなげてまいります。さらには、生産者のみならず、学生や研究者、起業家など様々な若い人材を高知に呼び込み、若者が暮らし稼げる姿の実現を目指していきたいと考えております。

(林業振興・環境部長川村竜哉君登壇)

○林業振興・環境部長(川村竜哉君) まず、森林経営管理制度に基づく意欲と能力のある林業経営者への再委託についてお尋ねがございました。

意欲と能力のある林業経営者につきましては、効率的かつ安定的な経営管理に取り組んでいることなどの条件を満たしている者を県が公募して登録し、公表しております。現在、23の森林組合と34の林業事業体、合計57社が登録、公表されてございます。

森林経営管理制度におきましては、市町村が森林所有者から経営管理を委託された森林のうち、林業経営に適した森林について、意欲と能力のある林業経営者に再委託する際に、この公表された林業経営者の中からプロポーザル方式など、公平性、透明性を確保して選定することとしております。

現在、市町村では、森林経営管理制度における森林所有者への意向調査を実施しているところがほとんどで、再委託された事例は今のところございません。今後、市町村の取組が進み、市町村が再委託を行う場合には、林業経営者の選定に当たって公平性、透明性を確保するよう

市町村に対して指導してまいります。

次に、路面電車の内装の木質化についてお尋ねがございました。

路面電車の内装木質化につきましては、本年8月に高知商工会議所の森林環境譲与税の用途に関する要望書の中で、高知市長に対して支援の要望があったと伺っております。高知の町並みの象徴的な存在である路面電車に地元の木材が使われれば、コロナ禍で沈みがちな全国に、森林県の高知らしい明るい話題が提供できるものと考えております。

一方で、内装木質化の実現に向けましては、鉄道営業法や軌道法などの関係法令において、火災対策の観点から厳しい規定があり、木材の不燃化や難燃化など技術的な対応が必須となります。また、コロナ禍の影響がある中で、とさでん交通に電車の内装木質化の取組を受け入れていただくためには、経営上のメリットを感じていただけることが最も重要であると考えております。

こうした都市部での木材活用につきましては、県では木造建築の専門家と県内企業の連携による高知都市木造ワーキングを設置して、付加価値の高い商品開発を進めております。現在、このワーキングの取組の一つとして、路面電車の内装木質化を検討するプロジェクトを立ち上げ、とさでん交通と意見交換を行っているところでございます。

引き続き、このワーキングの中で、とさでん交通からいただいた意見に基づいて、木材活用による環境貢献や子供たちへの環境学習など、投資の魅力となるシナリオづくりと技術的な課題への対応を進めてまいります。

最後に、コウヨウザンの県内への普及についてお尋ねがございました。

コウヨウザンは成長が早く、用途によっては20年から30年で収穫が可能と言われており、杉

やヒノキに比べて林業のサイクルを短くできる可能性がございます。また、伐採後の切り株から自然に発芽することから、従来の再生林や下刈りに比べると省力化が図られ、造林や保育にかかるコストの縮減が期待されております。

一方、県内でのコウヨウザンの植栽実績は、国有林、民有林のごく一部にしかなく、建築用材などの活用事例もございません。このため県では、四国森林管理局と連携し、生育状況の調査やコウヨウザンの間伐木を利用して材質の調査、燃焼試験による発熱量の測定などを行ってまいりました。

その結果、コウヨウザンは杉とヒノキのほぼ中間の強度があることや、発熱量はヒノキと同程度であることが確認されました。また、材質や加工性、歩留まりについては杉とほぼ同程度の結果が得られており、建築用材としての利用も期待できるものと考えております。また、植栽後の生育に関しましては、県内に植栽試験地を設定して2年前から調査を継続して行っているところでございます。

県といたしましては、こうした調査から得られた知見や、先進的に取組を進めている他県の情報を収集し、コウヨウザンに関する指針を本年度中に取りまとめ、今後の普及に活用していきたいと考えております。また、コウヨウザンの紹介などを県のホームページあるいは林業関係の雑誌に掲載し、幅広く周知していくとともに、森林所有者や林業事業者の御意見も伺いながら、普及に取り組んでまいりたいと考えております。

(土木部長村田重雄君登壇)

○土木部長(村田重雄君) 旭地区の電停の移設に関する現在の状況と今後の見通しについてお尋ねがございました。

国道33号は地域の経済活動を支えるとともに、南海トラフ地震などの大規模災害時に物資輸送

を担う命の道であり、大変重要な路線でございます。しかしながら、お話にありました高知市旭地区の3か所の電停におきましては、右折車両により渋滞が発生している状況でございます。

このことにつきましては国も課題と認識しており、道路を管理している土佐国道事務所によりますと、現在改善に向けて3か所の電停移設のための調査設計を実施中で、今年度中に調査設計を完了させる予定とのことです。調査設計完了後は、とさでん交通株式会社と電停構造などについて協議を開始し、早期の工事着手を目指していくと聞いております。県といたしましては、整備が着実に進められるよう積極的に協力してまいります。

○3番（上田貢太郎君） 知事はじめ執行部の皆様方には丁寧な御答弁、誠にありがとうございました。

今議会も本県を取り巻く諸事情からも多岐にわたって御質問させていただきましたけれども、その中でも本県で取り組んでおられますI o Pプロジェクトは、まさに農業の先端イノベーションでございます。農業だけにとどまらず、商工の分野にも様々な波及効果を見込め、他県よりも一歩も二歩も先んずる革新的技術は、私は本県の宝となり得ることと思います。ぜひこのプロジェクトを成功に導けるよう、さらなる御助力を知事をお願い申し上げまして、一切の質問とさせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

○議長（三石文隆君） 以上をもって、本日の議事日程は終了いたしました。

明3日から5日までの3日間は議案精査等のため本会議を休会し、10月6日から再開したいと存じますが御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（三石文隆君） 御異議ないものと認めます。よって、さよう決しました。

10月6日の議事日程は、一問一答による議案に対する質疑並びに一般質問であります。開議時刻は午前10時、本日はこれにて散会いたします。

午後2時16分散会

令和2年10月6日（火曜日） 開議第5日

出席議員

- 1番 上 治 堂 司 君
- 2番 土 森 正 一 君
- 3番 上 田 貢太郎 君
- 4番 今 城 誠 司 君
- 5番 金 岡 佳 時 君
- 6番 下 村 勝 幸 君
- 7番 田 中 徹 君
- 8番 土 居 央 君
- 9番 野 町 雅 樹 君
- 10番 浜 田 豪 太 君
- 11番 横 山 文 人 君
- 12番 西 内 隆 純 君
- 13番 加 藤 漠 君
- 14番 西 内 健 君
- 15番 弘 田 兼 一 君
- 16番 明 神 健 夫 君
- 17番 依 光 晃一郎 君
- 18番 梶 原 大 介 君
- 19番 桑 名 龍 吾 君
- 20番 森 田 英 二 君
- 21番 三 石 文 隆 君
- 22番 山 崎 正 恭 君
- 23番 西 森 雅 和 君
- 24番 黒 岩 正 好 君
- 25番 大 石 宗 君
- 26番 武 石 利 彦 君
- 27番 田 所 裕 介 君
- 28番 石 井 孝 君
- 29番 大 野 辰 哉 君
- 30番 橋 本 敏 男 君
- 31番 上 田 周 五 君
- 32番 坂 本 茂 雄 君
- 33番 岡 田 芳 秀 君
- 34番 中 根 佐 知 君
- 35番 吉 良 富 彦 君

36番 米 田 稔 君

37番 塚 地 佐 智 君

欠席議員

なし

説明のため出席した者

- 知 事 濱 田 省 司 君
- 副 知 事 岩 城 孝 章 君
- 総 務 部 長 君 塚 明 宏 君
- 危機管理部長 堀 田 幸 雄 君
- 健康政策部長 鎌 倉 昭 浩 君
- 地域福祉部長 福 留 利 也 君
- 文化 生活 岡 村 昭 一 君
- ス ポー ツ 部 長
- 産 業 振 興 井 上 浩 之 君
- 推 進 部 長
- 中 山 間 振 興 ・ 尾 下 一 次 君
- 交 通 部 長
- 商工労働部長 沖 本 健 二 君
- 観光振興部長 吉 村 大 君
- 農業振興部長 西 岡 幸 生 君
- 林 業 振 興 ・ 川 村 竜 哉 君
- 環 境 部 長
- 水産振興部長 田 中 宏 治 君
- 土 木 部 長 村 田 重 雄 君
- 会 計 管 理 者 井 上 達 男 君
- 公 営 企 業 局 長 橋 口 欣 二 君
- 教 育 長 伊 藤 博 明 君
- 人 事 委 員 長 秋 元 厚 志 君
- 人 事 委 員 会 長 原 哲 君
- 事 務 局 長
- 公 安 委 員 長 小 田 切 泰 禎 君
- 警 察 本 部 長 熊 坂 隆 君
- 代 表 監 査 委 員 植 田 茂 君
- 監 査 委 員 中 村 知 佐 君
- 事 務 局 長

事務局職員出席者

事務局長 行宗昭一君
事務局次長 織田勝博君
議事課長 吉岡正勝君
政策調査課長 川村和敏君
議事課長補佐 馬殿昌彦君
主幹 春井真美君
主査 久保淳一君



議事日程(第5号)

令和2年10月6日午前10時開議

第1

- 第1号 令和2年度高知県一般会計補正予算
- 第2号 令和2年度高知県流域下水道事業会計補正予算
- 第3号 令和2年度高知県病院事業会計補正予算
- 第4号 知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第5号 漁業法等の一部を改正する等の法律の施行による漁業法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例議案
- 第6号 高知県手数料徴収条例の一部を改正する条例議案
- 第7号 ふぐ取扱い条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例議案
- 第8号 高知県立高等技術学校が実施する普通職業訓練の基準等を定める条例の一部を改正する条例議案
- 第9号 高知県手数料徴収条例及び高知県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例議案

- 第10号 高知県漁港管理条例の一部を改正する条例議案
- 第11号 県有財産(教学機器)の取得に関する議案
- 第12号 損害賠償の額の決定に関する議案
- 第13号 令和元年度高知県電気事業会計未処分利益剰余金の処分に関する議案
- 第14号 令和元年度高知県工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分に関する議案
- 報第1号 令和元年度高知県一般会計歳入歳出決算
- 報第2号 令和元年度高知県収入証紙等管理特別会計歳入歳出決算
- 報第3号 令和元年度高知県給与等集中管理特別会計歳入歳出決算
- 報第4号 令和元年度高知県旅費集中管理特別会計歳入歳出決算
- 報第5号 令和元年度高知県用品等調達特別会計歳入歳出決算
- 報第6号 令和元年度高知県会計事務集中管理特別会計歳入歳出決算
- 報第7号 令和元年度高知県県債管理特別会計歳入歳出決算
- 報第8号 令和元年度高知県土地取得事業特別会計歳入歳出決算
- 報第9号 令和元年度高知県国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算
- 報第10号 令和元年度高知県災害救助基金特別会計歳入歳出決算
- 報第11号 令和元年度高知県母子父子寡婦福祉資金特別会計歳入歳出決算
- 報第12号 令和元年度高知県中小企業近代化資金助成事業特別会計歳入歳出決算
- 報第13号 令和元年度高知県流通団地及び工業団地造成事業特別会計歳入歳出決算
- 報第14号 令和元年度高知県農業改良資金助成

事業特別会計歳入歳出決算

報第15号 令和元年度高知県県営林事業特別会計歳入歳出決算

報第16号 令和元年度高知県林業・木材産業改善資金助成事業特別会計歳入歳出決算

報第17号 令和元年度高知県沿岸漁業改善資金助成事業特別会計歳入歳出決算

報第18号 令和元年度高知県流域下水道事業特別会計歳入歳出決算

報第19号 令和元年度高知県港湾整備事業特別会計歳入歳出決算

報第20号 令和元年度高知県高等学校等奨学金特別会計歳入歳出決算

報第21号 令和元年度高知県電気事業会計決算

報第22号 令和元年度高知県工業用水道事業会計決算

報第23号 令和元年度高知県病院事業会計決算

報第24号 県有財産（個人防護具）の取得の専決処分報告

第2 一般質問（一問一答形式による）



午前10時開議

○議長（三石文隆君） これより本日の会議を開きます。



質疑並びに一般質問

○議長（三石文隆君） 直ちに日程に入ります。

日程第1、第1号「令和2年度高知県一般会計補正予算」から第14号「令和元年度高知県工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分に関する議案」まで及び報第1号「令和元年度高知県一般会計歳入歳出決算」から報第24号「県有

財産（個人防護具）の取得の専決処分報告」まで、以上38件の議案を一括議題とし、これより議案に対する質疑並びに日程第2、一般質問を併せて行います。

質疑並びに一般質問は一問一答形式によることとします。

上治堂司君の持ち時間は40分です。

1番上治堂司君。

○1番（上治堂司君） 4月に自由民主党会派に入らせていただきました上治であります。1人会派、緑と青の会の中には、各会派の皆様のお指導をいただき、様々な面で議会活動を勉強させていただきました。ありがとうございました。

それでは、早速ですが、議長のお許しをいただきましたので、質問をさせていただきます。

知事は2月議会定例会で、令和2年度の県政運営の基本的な考え方の中で、令和2年度は県政運営に当たる実質的な初年度であり、できるだけ多くの県民の皆様との対話を行えるよう、4月から県民座談会「濱田が参りました」を開催し、1年間で全ての市町村を訪問していくと述べられました。しかし、2月下旬から新型コロナウイルス感染症が日本、世界全体に広がり、県では県民の命と生活を守り抜くことを第一に考え、感染予防、感染拡大防止、情報発信、相談体制の整備、経済影響対策に取り組んでいるところであります。

そうした状況下ではありますが、知事は、6月から県民座談会「濱田が参りました」を土佐市を皮切りにスタートし、9月までの4か月間で12市町村を訪問し、農業、林業、水産業、観光、教育、福祉、防災、集落活動センターなど幅広く関係する方々と意見交換を行っているところであります。

そこで、まず県内34市町村の3分の1程度の市町村ですが、地域住民との意見交換を通して

どのように感じたか、知事にお伺いいたします。

○知事（濱田省司君） お話がございましたように、これまで12回この県民座談会を開催させていただいておりますが、まだまだ私自身、直接地域に入らなければ知り得ないことが多いなどということを実感しております。できるだけ早くに全ての市町村を訪問させていただきたいという思いでございます。

今までの県民座談会の中では、地域の方々が、特に中山間地域など条件の厳しい地域におきまして、様々な課題に真正面から取り組んでいると。そして、創意工夫を凝らしながら解決に向けて真摯に立ち向かっているという姿に接しまして、大いに感銘を受けているところでございます。御地元、そして高知を元気にするために、意欲を持ちながら熱心に活動されているという姿には非常に私も感銘を受けておりますし、また私自身元気をいただく貴重な機会になっているというふうに思っております。

引き続きまして、共感と前進という基本姿勢の下で、県民の皆さんと共に豊かで元気な高知県づくりに邁進をしまいたいという思いでございます。

○1番（上治堂司君） 次に、御案内のとおり高知県は東西に長く、また中山間地域が多く地理的条件が厳しい環境にあり、道路整備は十分でない状況ではないかと思えます。「濱田が参りました」でそれぞれの市町村を訪問する道中、道路の整備状況をどのように感じたか、知事にお伺いいたします。

○知事（濱田省司君） 県民座談会におきまして、県内各地を訪問させていただく中で、長距離の移動でございまして、かつてに比べますと高速道路の整備なども進み、その点はかなりスムーズな移動ができるようになったのではないかと、いうふうに感じることも多くございます。ただ一方で、特に中山間の地域では、国道でありま

しても行き違いが困難な箇所がありましたし、また落石危険箇所が多く残っているという路線もございまして、本県の道路整備も、特に中山間地域ではまだまだという実感がございます。

特に、北川村にお邪魔をいたしましたときは、国道493号を通りましたけれども、いわゆる工用のダンプなどとも度々擦れ違いを余儀なくされる、非常にそういったときに道路事情の厳しさを実感いたしましたし、これは何とか改善を図っていかないといけないという思いを強くしたところでございます。

○1番（上治堂司君） 次に、現在国におかれましては、国難とも言える新型コロナウイルス感染症対策に多額の予算を投じて対応しています。また、来年度もその対策には一層の予算が組まれることが見込まれておるところであり、そのことで本県の道路整備のための予算が少なくなることも心配されております。

そこで、本県における道路整備予算の確保に向けてどのように取り組んでいくのか、知事にお伺いいたします。

○知事（濱田省司君） 道路整備に関しましては、ここ3年間は特に「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」も活用して整備を加速してきたところでございますが、ただいま申し上げましたように、まだまだ整備の必要な箇所が多うございまして、スピードを緩めることなく進めていかなければいけないという思いでございます。

特に、今年度は3か年緊急対策の最終年度に当たります。そうしたことで、その概算要求も始まっておりますけれども、例年以上に道路事情をしっかりと訴えまして、来年度以降の財源確保の枠組みをしっかりとつくってまいらなければいけないという思いで活動してまいりました。具体的には、今年度はコロナ禍もございましたので、ウェブ方式なども必要な場合は活用いた

しまして、様々な方式を通じて全国知事会などとも連携をしながら、強力に国に対し国土強靱化3か年緊急対策後の財源手当てに関しまして提言を行ってまいりました。

今回の国土交通省の概算要求におきましては、国土強靱化関連の取組の加速化、深化を図るための予算がいわゆる事項要求といたしまして、金額は示さないものの、予算編成過程で検討をしていくテーマとして盛り込まれたところがございます。今後は、これらの道路関係予算が令和3年度の政府予算案にしっかりと計上されますように、引き続きしっかりと提言・要望活動を行ってまいります。

○1番（上治堂司君） 次に、知事は高知県新型コロナウイルス感染症対策本部長であり、県民の皆様メッセージなどの確にスピード感を持って発信をしているところでもあります。去る5月26日のメッセージで、緊急事態宣言が終了しても、まだ全国的に自由に観光ができる状況ではないので、この際県内のいろいろな観光名所や施設を再発見するという面で、県内観光を進めていただきたいと県民に発信をしているところでありました。

また、8月12日のメッセージでは、高知県の感染状況は国が示した4つのステージの中では最も下のステージ1であるが、全国的には東京都を中心とする首都圏、大阪府、愛知県、福岡県などの大都市部では多くの感染者が確認され、感染拡大が懸念されている状況であると言われました。

最近では感染状況は全国的にも落ち着き始めておりますけれども、5月26日のメッセージで言われました県内の観光を県民の皆様へ推進していくという考え方は今も同じであるか、知事にお伺いいたします。

○知事（濱田省司君） 御指摘のございました5月の末の時点では、全国的に緊急事態宣言が解

除はされましたけれども、まだ県境を越える移動は制限がかかっておったような事情でございました。現在ではこの県境を越える制限の移動もなくなりましたし、また東京発着の旅行も先日からいわゆるGo To Travel事業の対象に加わるということでございまして、県境移動をめぐる状況はここ半年弱で変わってきているのは事実だと思います。

しかし、本県の産業あるいは事業者の皆さんの受入れ状況ということを見ましたときには、観光をめぐる事業者の皆様あるいは第1次産業の状況など考えましても、引き続き厳しい状況にありまして、まだまだ回復の途上という状況にあると思っております。

したがって、地産地消あるいは県内観光の振興、こういったものを県民の皆さんに広くお願いしたいという思いは、5月の時点と全く変わっておらないところがございます。観光に関しましても本県独自で展開しております高知観光リカバリーキャンペーンにおきまして、県内にお住みの方々も県内に宿泊していた場合はこの交通費の対象にするという手当てをしております。ぜひこういったものも活用していただきながら、県内観光ということにも県民の皆さんにぜひ目を向けていただきたいという思いでございます。

○1番（上治堂司君） 次に、修学旅行は児童生徒にとりまして、日常と違う文化や自然に触れる貴重な機会であり、学校行事の中では最も思い出に残る一大イベントであると思っております。そのため、歴史文化の学習や様々な体験、また新幹線などの交通利用など、学校関係者は計画に力を入れていることと思っております。

しかしながら、今年は新型コロナウイルス感染症により、修学旅行の中止や行き先を変更している学校があるようでございます。高知新聞の報道によりますと、県内の学校は大阪府、京

都府、広島県行きが一般的だが、これらの地域で感染者が増えていることから、特に小学校で四国内に変更するところが多いようであります。また、修学旅行を実施しようとしている学校は、訪問先や移動中での密、いわゆる3密状態を避けて、子供の動線をどうするかなどのガイドラインを作成し、検討もしているようです。

修学旅行を実施するか否かは各学校の判断になるようですが、今回のような新型コロナウイルス感染症の状況の中では、実施しようとする学校に対して、多くの情報を収集できている県教育委員会が情報提供するとともに、アドバイスをしていくべきではないかというふうに思いますが、教育長の考え方をお伺いいたします。

○教育長（伊藤博明君） 修学旅行は特別活動の一つとして、児童生徒の成長に関わる教育的意義の大きい学校行事でありまして、その実施の可否や変更の判断は各学校が行うこととなっております。

県教育委員会といたしましては、各学校において適正な判断が行われるよう、今回の新型コロナウイルス感染症に関します修学旅行についての国からの通知、それからガイドラインを周知徹底するとともに、各地域の新型コロナウイルスの感染状況や各学校の対応等について情報提供を行っております。また、県立学校の修学旅行に関しましては、各校の状況などについて実施状況調査を行い、その結果を取りまとめて各学校に提供し、判断材料の一つとしてもらっております。

今後におきましても、定期的な情報収集及び情報提供を行うなど、適切な判断のための支援を行ってまいりたいと考えております。

○1番（上治堂司君） 次に、行き先についてでございますけれども、高知県は感染状況の最も下のステージ1であり、先ほど知事の答弁でもありましたように、経済面でも県内の観光を推

進していきたいという思いでもありました。県内には、もちろんいろいろな観光名所、また最近オープンいたしました新足摺海洋館SATOUMIをはじめ、歴史文化を感じる県や市町村の施設や様々な体験学習ができる場所は多くあるというふうに思っております。

経済効果の面からも、ぜひ修学旅行は県内で実施していただくように各学校にお願いすることもできないか、教育長にお伺いいたします。

○教育長（伊藤博明君） 新型コロナウイルス感染症の影響が広がる中で、国からは7月に修学旅行について、同一都道府県など近距離での実施や日程短縮などの検討へ配慮を行うよう通知がございました。県教育委員会としても、このことを市町村教育委員会や学校に周知、依頼しているところでございます。

本県には、教育的価値の高い文化、歴史を有する史跡や施設が多く存在いたします。地域地域には豊かな自然もございます。県教育委員会といたしましては、県内においても心に残る価値ある修学旅行が実施されますよう、観光振興部とも連携しながら、修学旅行にふさわしい県内の教育資源やプランについて、積極的に市町村教育委員会や学校に情報提供してまいります。

○1番（上治堂司君） 次に、高知県は全国に先駆けて少子化も進んでいて、児童生徒の数は減少を続けています。近年、中学校の部活動、特に運動部は、郡部校だけではなく高知市内あるいは高知市周辺の学校でも、種目の廃止、また単体ではチームが組めず他校と合同で行っている状況であります。中学校の部活動は、学校生活の中でも子供の心の支えになっており、入学するとき希望する部活動があるかないかでは、やる気も違ってくると思います。特に、郡部の小規模校の部活動は種目も少なく、また複数の学校が合同で行っている状況であります。

中芸地域の5町村は行政を進めていく中で、

共通する課題について広域連合を組織し対応しておりますが、少子化が進む今日、高知県のこれからの中学校の部活動の在り方を考えた場合、広域連合を組織している中芸5町村の中学校の部活動は、モデル事例として1つの学校の部活動というふうに広域で行うことができないか、教育長にお伺いいたします。

○教育長（伊藤博明君） 本年8月に県内全市町村教育委員会を対象にしまして、これからの運動部活動の在り方についてのアンケートを実施いたしました。これによりますと、他校と合同チームをつくって部活動に取り組みたいと考えている市町村の割合は、今回提案をいただいた中芸5町村の教育委員会を含みまして、県全体で97%となっております。合同チームの取組を推進していくためには、現行の中学校体育連盟の合同チーム編成規定では対応ができないことが出始めておりまして、また日々の活動の調整など様々な課題がございます。こうした課題を解決するためには、学校や中学校体育連盟を含め、県全体の合意形成が必要だというふうに考えております。

そのため、中芸地区に限らず、全ての市町村と関係機関が連携して、これからの部活動の在り方検討委員会における議論を踏まえながら、まずは部活動の拡充に向けて速やかに検討をしてまいりたいと考えております。

○1番（上治堂司君） そうすると、第2期高知県スポーツ推進計画のVer. 3で、事業実施計画の中で運動部活動について、競技の専門的な指導者の不足、部員の減少などから、生徒の能力、適性、興味、関心に応じた活動が実施されにくい状況が見られるなどというふうに現状、課題を分析して、令和4年度の到達目標に向けて様々な取組をしていくこととなっております。

その中で、中体連、高体連、地教委などを対象に、これからの部活動の在り方検討委員会を

令和2年度に実施するとなっておりますが、その状況について教育長にお伺いします。

○教育長（伊藤博明君） 少子化が進む中、学校規模の縮小等によりまして、運営体制の維持が難しくなってきた部活動、これを維持していくために、県教育委員会では中学校及び高等学校体育連盟、教育関係団体、PTA、それから学校長、学識経験者らで構成する、これからの部活動の在り方検討委員会を今年8月に立ち上げたところでございます。

こうした中、9月1日に文部科学省から、学校の働き方改革を踏まえた部活動改革についてが示されました。ここでは、令和5年度から休日の部活動を段階的に地域へ移行することや、合理的で効率的な部活動の取組として、合同部活動の推進やICT活用などが具体的な方策として示されております。

このため、これからの部活動の在り方検討委員会の組織の改編なども念頭に、先ほど答弁いたしました合同部活動について、一体的に検討を進めていきたいというふうに考えております。

○1番（上治堂司君） 次に、本県は県土の84%が林野でありまして、民有林の人工林、特に60年生は最も多く、森林の蓄積量は民有林1ヘクタール当たり約500立方ぐらいあるというふうに森林資源は充実している状況であります。県は産業振興計画の中において、その蓄積量を生かして原木の生産拡大を目指し、皆伐と再生林の促進、また施業の集約化を図り、間伐の推進というふうに行うこととしております。

そこで、第4期産業振興計画で、令和5年には79万立方の原木生産の目標を立てておりますが、間伐と皆伐との割合というものはどのようになっているのか、林業振興・環境部長にお伺いいたします。

○林業振興・環境部長（川村竜哉君） 第4期産業振興計画の原木生産量の目標値におきまして

は、皆伐が約6割、間伐が約4割として計画を立ててございます。

○1番（上治堂司君） 次に、皆伐後の再造林は災害防止、公益的機能の発揮の点からも、保安林は基本再造林施業をしないといけないことになっておりますけれども、現在皆伐後の再造林の状況は保安林を除くとどのようになっておるのか、林業振興・環境部長にお伺いいたします。

○林業振興・環境部長（川村竜哉君） 令和元年度の皆伐面積につきましては約550ヘクタールと推計しており、そのうち保安林以外の面積については約420ヘクタールと推計してございます。これに対して、令和元年度の保安林以外の再造林面積は約130ヘクタールと推計してございまして、これを単純に比較いたしますと3割程度の再造林率であると想定してございます。

○1番（上治堂司君） 次に、再造林をして山を育てていく場合でありますけれども、鹿などの野生動物の被害がありまして、育林に支障を来している現状であります。森林整備をされておられる現場の方々の声を聞きますと、自然に生えてきました杉やヒノキは野生動物の食害に遭っていないよだというようなことであります。

再造林して森づくりを行うとき、皆伐施業の方法として畝筋の木を残していくことで自然木と、そしてまた人工林の融合した山にしていくことも一つの方法だというふうに思いますが、林業振興・環境部長に所見をお伺いいたします。

○林業振興・環境部長（川村竜哉君） 自然に落下した種から発芽した苗が、鹿などの野生動物の食害を受けにくいといった現場の声につきましては承知はしてございますが、残念ながらそれを裏づけるデータというものは確認されてございません。ただ、皆伐による森林の公益的機能への影響を緩和するために、林地保全の観点から尾根筋や谷筋といったところに木を残すこ

とについては、大切なことであると考えてございます。また、市町村森林整備計画におきましては、1か所でおおむね20ヘクタールを超えるような皆伐に対しては木を切らない保護樹帯を残すこととしてございます。

県といたしましても、こうした基準を遵守するよう指導するとともに、尾根筋、谷筋あるいは人家の近くなどに保護樹帯を残すこと、1か所当たりの皆伐面積をできるだけ小さくすることについて、林業事業体へ推奨しているところでございます。

○1番（上治堂司君） 次に、近年時代とともに住宅建築の様式も変わってきて、大径木と言われるものの利用が少なくなっております。特に22センチぐらいが多く使われるというふう聞いております。今までは間伐を繰り返し、長伐期を目指して価格の高い優良大径木を育てようというふうにしてきましたが、そういうふうな現在の木材利用の状況から考えると、50年生ぐらいになると皆伐をし、再造林をしていく森づくりがよいのではないかとというふうに思います。

日本一の森林県である高知県の森づくりは、今までと同じように間伐を繰り返し優良大径木を育てようとしていくのか、皆伐をし再造林を進めていくのか、高知県の森づくりの方向性を林業振興・環境部長にお伺いいたします。

○林業振興・環境部長（川村竜哉君） 森林の多面的機能を持続的に発揮するためには、適地適木を基本といたしまして、様々な樹種、様々な林齢の森林がバランスよく配置された多様な森づくりを進めることが必要であると考えております。現状では、議員御指摘のとおり、民有林の杉、ヒノキの人工林は50年生以上のものが20万ヘクタール余り、約7割を占めてございます。これは非常に偏った状態と認識してございます。

このため、将来の森林資源を維持するためには、皆伐と再造林を一体的に進めて若返りを図

る必要があると考えております。一方で、奥地の条件不利な地域などでは、皆伐を避けて今後も間伐を繰り返して長伐期化を進めていくこと、あるいは針広混交林に誘導していくことも必要であるというふうに考えております。

こうした判断の目安としては、皆伐と更新に関する指針を作成しておりまして、林業事業体等にお示ししているところでございます。この指針につきましては、今後も状況の変化に応じて随時見直しを進めて普及を図ってまいりたいと考えております。

○1番（上治堂司君） 次に、原木価格ですが、これは昭和55年をピークに下がり出しまして、平成31年にはピーク時の20%ということで大変大きく落ち込んでおります。人件費は当然当時から上昇はしておりまして、県の試算によりますと、杉1ヘクタール当たりを再生林から下刈り、除伐、保育間伐など森林整備、そして皆伐を行った場合は、60年生で収入から支出を差し引くと30万円ほど残るということになっております。

再生林から間伐までの森林整備は、水源の涵養や国土保全など公益的機能の観点からそれぞれの事業に対して補助金が投入されています。その補助金額を80万円と見込んだ試算でありますので、実質的には今の木材価格では皆伐してもマイナスということになります。

日本一の森林県である高知県が将来にわたり資源の再生を図り、中山間地域の重要な産業として林業を進めていくには、皆伐をしても収入が厳しい状況では皆伐施業、再生林に対して森林所有者の関心も薄れていくと思います。現在の木材価格の状況というのは、なかなか上向いていくというふうには考えられません。

皆伐施業に対して、現在行っている作業道や枝葉の運搬助成以外に何らかの支援策を考えてはどうかというふうに思いますが、林業振興・

環境部長にお伺いいたします。

○林業振興・環境部長（川村竜哉君） 県といたしましては、皆伐から再生林、保育を経て次の皆伐に至るまでの資源循環のサイクルにおいて、トータルコストを低減できるよう各種施策を実施しているところでございます。

議員御指摘のとおり、この中でも皆伐に対しましては、作業道の開設、集材架線の設置、あるいは枝葉といった林地残材の搬出に加えて、高性能林業機械の導入など幅広く支援を実施しているところでございます。こうした支援につきましては、皆伐後の再生林のコスト縮減や将来の搬出間伐などの効率化につながると考えております。

今後とも森林所有者や林業事業体の皆様の御意見も伺いながら、さらなるトータルコスト縮減に向けた効果的な施策を展開してまいりたいと考えております。

○1番（上治堂司君） 再生林が、先ほど答弁で6割しか進んでいないと、かなり進んでいないという状況ですので、その辺はまた検討していただければと思います。

次に、先月行われました産業振興計画フォローアップ委員会林業部会で示されました産業成長戦略の木材利用の拡大については、住宅建築関係と木質バイオマスのみ利用計画となっております。素材生産を今後大きく増産していくという中で、2月議会で一般質問もいたしましたけれども、木材利用を拡大していくには、建築用材だけではなく国道や県道、市町村道をはじめ治山、林道など公共土木事業に積極的に利用されるよう、木材製品の研究開発を進めていくべきというふうに考えますけれども、林業振興・環境部長に所見をお伺いいたします。

○林業振興・環境部長（川村竜哉君） 県では、これまで木製ガードレールや木製のコンクリート型枠など様々な形で土木分野における木材利

用を行ってきてございます。土木分野での木材利用をさらに拡大していくためには、木材の強度や耐久性といった技術的な課題を解決することが必要であると考えております。

こういった観点から、日本CLT協会で本年度産学官が連携した委員会が設置されておりまして、土木分野へのCLTの活用の研究が始まっております。この委員会には本県も参加しておりまして、土木分野での新たな木材利用を提案できるようにしてまいりたいと考えております。

また、2月議会のほうでも御答弁させていただきましたけれども、県とTOSAZAIセンターが連携して都市部の自治体に木材利用の提案活動を行う中で、土木分野のニーズの把握にも努めてまいりたいと考えております。そのニーズに応じて意欲を示す地元企業や関係機関などと連携して、土木分野で活用される付加価値の高い商品開発へつなげてまいりたいと考えております。

○1番（上治堂司君） 県は産業振興計画の林業分野におきまして、積極的に各種施策を展開しておるところでございます。しかしながら、未来の木材需要や、あるいはまた木材価格の予測というものは、これはなかなか誰にもできるものではありません。そういう状況ではございませぬけれども、希望や、また展望がないと前にも進むこともできないというふうに思います。

高知県の大きな財産であり資源である森林が活用をされ、林業が中山間地域の大切な産業として成り立っていけるように、今後も現場の状況を把握して、必要に応じて柔軟に取り組んでいただきますように、ぜひ要望してこの件は終わらせていただきますが、よろしく願いをいたしたいというふうに思います。

次に、新型コロナウイルス感染症は本県の経済、特に観光関連事業者に大きな打撃を与えて

おるところでございます。また、感染症対策として人の移動の制限や3密を避けることなど、新しい生活様式というものが求められております。

先ほど、教育長に修学旅行について質問をさせていただきましたけれども、修学旅行はまさにバスなどの移動手段の乗り物、宿泊施設での利用は今までは3密の状態であったというふうに思います。3密を避けて修学旅行を計画しようとすると、利用するバスの台数や、また宿泊する部屋の状況など検討しないといけないというふうに思います。

修学旅行を受け入れようとする旅館等の宿泊施設に対して、新しい生活様式などに対応する改修に助成金を出して、県内で修学旅行が行いやすい、また受け入れやすい環境をつくってほしいというふうに考えますが、観光振興部長にお伺いいたします。

○観光振興部長（吉村大君） コロナ禍におきましても安心して旅行していただくためには、感染防止対策がしっかりと講じられていることが重要でございます。お子さんを送り出す御家庭にとりましても重要なことだと思います。

そのため、今議会には、新しい生活様式や旅行スタイルに対応するために、宿泊施設が行う施設の改修や設備の導入などに助成する事業を御提案させていただいております。宿泊施設の皆様にはこの事業も御活用いただいて、旅行者に安心・安全を提供する受入れ環境を整えていただきたいと考えています。

○1番（上治堂司君） 次に、先月行われました産業振興計画フォローアップ委員会観光部会を傍聴させていただきました。その中で、新型コロナウイルスの対応として新しい生活様式では、観光をされる方々は今はレンタカーの利用など、少人数で旅行をされておるというふうにお聞きをいたしました。この産業振興計画では、今後

新型コロナウイルスの収束状況に合わせながら、様々なプロモーションを考えて、観光振興に取り組んでいくという計画になっております。

しかし、テレビ報道で目にする東京都のはとバスでございますけれども、あの観光バスは利用がほとんどなく、待機状況という物すごいことになっておるのを目にしておるわけでございますが、高知県でも貸切りバスの利用というものはほとんどない状況というふうにお聞きしております。新型コロナウイルスの収束がなかなか見えないという状況ではございます。そこで、待機中のバスを維持管理していくということは、経営者として経営上大変なことではないかというふうに察するわけでございます。

県では、事業の継続と雇用の維持対策ということで、今回社会保険等に対して支援をしていますが、この貸切りバスについても車検などいろんな面で維持管理に支援してはどうかというふうに思いますが、中山間振興・交通部長に所見をお伺いいたします。

○中山間振興・交通部長（尾下次君） 例えば、とさでん交通では、貸切りバスの4月から8月の稼働台数が対前年同月比で約9割減となるなど、非常に厳しい状況が続いております。県内の貸切りバス事業者の皆様方には、国の持続化給付金や雇用調整助成金をはじめ国、県の融資制度や感染症予防対策の経費に対する補助金など、様々な支援制度を御活用いただいております。加えて、国では車両の定期点検の免除や車両の登録を一時的に抹消し、需要回復後に再度登録する際の手続を簡素化するという特例措置も講じられているところでございます。

県としましては、6月補正予算でお認めいただきました貸切りバスの借り上げ料の補助制度などの執行状況と併せて、貸切りバスの運行を注視しながら、今後の対策についても検討して

まいりたいと考えております。

○1番（上治堂司君） 特に、この新型コロナウイルスの関係で一番本当に厳しい状況に置かれておるのは、観光産業関係の方々だというふうに思います。この観光産業関連の方々が無事に向いていかなかったら、高知県の経済はなかなか前に進んでいくことはできないというふうに思いますので、その点ぜひそれぞれの連絡調整をしながら、横をしっかり持って、観光関係を進めたいいただきたいということを要望しておきたいと思っております。

時間が少し余ってきましてけれども、それぞれに御答弁ありがとうございました。特に濱田知事におかれましては、令和2年度は、先ほど申し上げましたけれども、実質的な初年度でありまして、濱田カラーというものを出して、本当にこの県政運営を進めていくという心積もりであったかというふうにも思います。しかしながら、新型コロナウイルスということでありまして、この対応が様々な面で遅れてまいりましたけれども、先ほど申し上げましたように、6月に入りまして「濱田が参りました」の県民座談会がスタートいたしました。そして、9月にはこれは県民の期待が大変大きい関西圏との連携強化、関西・高知経済連携強化アドバイザー会議もスタートいたしましたところでございます。どうかこの新型コロナウイルス感染症対策をしっかりと行うとともに、県勢浮揚に全力で頑張ってくださいますようエールを送りまして、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

○議長（三石文隆君） 以上をもって、上治堂司君の質問は終わりました。

ここで10時45分まで休憩といたします。

午前10時38分休憩



午前10時45分再開

○議長（三石文隆君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一問一答による議案に対する質疑並びに一般質問を続行いたします。

坂本茂雄君の持ち時間は35分です。

32番坂本茂雄君。

○32番（坂本茂雄君） 私どもはこの一問一答、質問席はマスク不着用ということとさせていただくことになっております。執行部の皆さんは着用ということで、答弁が大変しづらい面があるかと思いますが、その辺はお許しをいただきまして、よろしくお願ひしたいと思います。

まず、代表質問で岡田議員も触れられましたが、私のほうからも菅新首相が記者会見で、「私が目指す社会像、それは自助・共助・公助、そして絆であります。まずは自分でやってみる、そして家族、地域でお互いに助け合う。その上で、政府がセーフティーネットでお守りをする」と述べられたことについてお尋ねしたいと思います。

この言葉を聞きまして、私は、公助とは国の役割そのものであり、国は公助を最優先して国民の生活を守るということをしないのであれば、もはやその存在意義を失うのではないかと思わざるを得ませんでした。そして、国のトップリーダーが国民に対して、まずは自助で頑張れ、できなければ家族、地域に助けてもらえと、自助や共助に大きな役割を負わせるような社会像を抱くことに対して、不信感を持たざるを得ませんでした。目指すべきは、国民の生活や社会の隅々に公助を行き渡らせ、自助や共助を日常的にしっかりと支援した上で、綻びのない公助というセーフティーネットを張り巡らせておくことが必要であり、公助の充実を優先させることなのではないのかとの思いでお聞きします。

この自助・共助・公助という言葉は、社会福祉の分野ではかねてから使われていましたが、人口に膾炙するようになったのは、災害対応として使われ始めたことによるものだと思います。阪神・淡路大震災では、生き埋めや建築物などに閉じ込められた人のうち、生存して救出された約95%の方は自力または家族や隣人などに助けられましたと、「南海トラフ地震に備えちよき」にもあります。

その際、自助・共助・公助は、本来共助を強調するための表現であり、今回菅首相が使われたような自助最優先、公助の縮小のようなものではなかったと考えますが、知事は災害時における自助・共助・公助をどのように考えているのか、お聞きします。

○知事（濱田省司君） 災害対策におきましては、公助が果たす役割、これは大変大きいと思っております。例えば、災害の予防の局面におきましては、河川・海岸堤防の耐震化ですとか、津波避難タワーの整備、避難所の事前の確保、こういった役割を公助の分野で担うということだと考えておりますし、発災後も特にヘリコプターなどによります救助救出作業などを考えました場合、公助の果たす役割は大変大きいというふうに思っております。

ただ、一方で御指摘もありましたように、南海トラフ地震などの大規模地震の発生時、特に直後の災害応急活動の局面を考えますと、要救助者あるいは避難者が広域で同時に多数発生するという状況でございますから、いわゆる公助だけで全て対応することは現実問題として無理があるということでございます。こうしたことを考えますと、地域住民によります救助活動あるいは避難所の開設、運営といった自助・共助の取組も大変重要な役割を果たすということであると思います。

そうした中で、県民の皆様にいざというとき

にまた自助・共助に取り組んでいただけるように、常日頃からしっかりと支援をしていくということも、公の役割になってくるというふうに考えております。

○32番（坂本茂雄君） 災害直後、一時的な状況、場面ではどうしても公助が届かない場合がありますので、その際には自助・共助で命を守り、つなぐということが必要になろうかと思えます。その際には、先ほど知事が言われましたように、そこを事前にきちんと支援しておく、自助・共助が力を発揮できるように支援しておくということが、公助の大きな役割だろうと思えます。その点を今後ともよろしく願いしておきたいと思えます。

また、菅首相が自助・共助・公助という言葉を持ち出すときの根底にある通念は、自助7割、共助2割、公助1割で、公助の限界を示し、基本的には自己責任を唱えるニュアンスとされているように思えました。自助7割論は、阪神・淡路大震災ではこうであったという事実を実証的に示した数字にすぎなかったはずであり、今回の菅首相の言葉は、自助で7割頑張ってもらって、公助は1割しかできないんですよといった意味合いに聞こえてしまうのです。

そこで、お聞きします。県政においては、国、県、市町村が果たす役割が公助であると思われまます。知事は、公助の役割や比率をどのように位置づけているか、お聞きします。

○知事（濱田省司君） 公助につきましては、自助や共助で対応できない問題、課題に関しまして、行政の活動を通じて、言わば社会全体で人、物、金といった資源を直接的に投入して課題解決を図っていくと、そういう活動であるというふうに理解をいたしております。ただ、こうした社会共有の資源、行政を通じた活動にはおのずと限りがございますので、まずは自助・共助で対応できますように、日頃からこれを支援し

ていくということも、公の重要な役割であるというふうに考えております。

また、公助の定量的な在り方ということに関して申しますと、公助あるいはそもそもの公の役割につきましては、その時々々の社会情勢でございましたり、個々の政策あるいは問題、場面ごとに異なると考えられますので、あらかじめ一律にどの程度を公助が占めるというような数字を設定するというのは困難だと思えます。

いずれにいたしましても、自助・共助・公助、これの最適な組合せを目指していくということが重要であろうというふうに考えております。

○32番（坂本茂雄君） 実は、今朝の朝日新聞の「耕論」というページに、自助・公助・共助について記事が載っておりました。その中で、中央大学の宮本教授が言っていたのは、やはりこの自助・共助・公助の比率を曖昧にしているところに問題もあるというふうなことを言われています。これからは、そこをきちんと議論していくことも必要ではないのかというふうなことも言われている中で、知事が言われた最適な比率というのは、施策施策によって違う面もあるかと思えますけれども、ぜひ当初私が言いましたように、公助がやはりその社会の隅々に行き渡って、自助、あるいは共助の力を発揮できるような、そんな施策を高知県では目指していただきたいということをお願いしておきたいと思えます。

そこで、次に自助や共助を高めるために、備えの面でどれだけ公助が役割を果たすのかという視点で、コロナ禍の自然災害における分散避難などの避難行動を促す支援の在り方についてお尋ねします。

新型コロナウイルス感染症が拡大する中で、豪雨災害や地震などが発生するという複合災害の懸念に対して、従来の避難行動、避難所運営に大きな課題が投げかけられ、内閣府や厚生労

働省は次々に対応指針を発表し、次の地震や出水期を迎える前の備えが急がれました。

NHKが行った九州、沖縄、中国、四国の市町村に対する取材で、台風10号の避難所の受入れ状況において、新型コロナウイルスの影響で受入れ人数を減らしたことなどが原因で定員に達し、新たな受入れができなくなった避難所は、九州、山口など8県116市町村の514か所に上ったことが明らかになっています。こうした市町村では、余裕のある別の避難所を案内したり、急遽新たに避難所を開設するなどの対応も取られたとのこと。一方、高知新聞などによりますと、鹿児島市では定員オーバーの13か所の避難所でも風雨が強まる中、受入れを断られた住民が再び移動するのは危険と、事前の取決めどおり訪れた全員を受け入れたそうです。

これらの事象については、多くの避難所が新型コロナウイルスの感染対策で受入れ人数を減らしたことや、最大級の警戒が呼びかけられ、積極的に避難をした人が増えたことが背景にあると見られています。そんな中で、幸いにもコースの影響などによって大きな被害は少なかったものの、コロナによる感染リスクが高い中、本県での避難行動や避難所開設・運営についてどうあるべきかについて質問をさせていただきたいと思います。

今回の台風10号における避難準備・高齢者等避難開始情報が発せられたのは県内24市町村で、対象者数は61万4,000人だったとされていますが、260か所の避難所しか開設されなかったとお聞きしています。今回の260か所の開設避難所の避難者受入れ定数で十分だったと言えるのか、危機管理部長にお聞きします。

○危機管理部長（堀田幸雄君） 台風第10号の際には、高齢者等の避難を促し、その他の方に避難の準備をしていただくため、県内で避難準備・高齢者等避難開始情報が約61万4,000人の方を

対象に発令をされました。どれぐらいの避難所を開設するかは、市町村ごとに過去の事例を参考にしながら決定をしており、災害や避難の状況に合わせて随時増やすこととしています。結果としてですが、680人の方が避難をされましたが、これに対して260か所の避難所が開設されており、感染症対策を考慮しても十分なスペースが確保できていたと考えています。

○32番（坂本茂雄君） たまたま、今回はコースがそれたというようなこととかの状況で、通常よりも多くの避難者が避難所に向かわなかったということがあるかと思えます。

ただ、やはりそれは災害の状況によって、その想定を超えるような避難者が出てくる場合もあるかと思うわけです。そういった意味で、この豪雨災害対応における避難所で、コロナ禍の感染症対策として3密回避を取った場合の最大定数はどれだけなのか、危機管理部長にお聞きします。

○危機管理部長（堀田幸雄君） 市町村においては、平成30年7月豪雨、平成26年8月豪雨などの過去の大きな災害時の避難者数を基に、想定避難者数を合計で1万3,119人と設定してございます。その想定避難者を3密回避の対策を行いつつ収容できるよう、738か所の避難所を開設できる体制を整えています。

○32番（坂本茂雄君） 738か所の避難所を開設するということが、現実的に今の市町村の状況とか、あるいは地域の状況で可能なのか、またそれは後ほど人材育成の面でお聞きしたいと思います。

続きまして、これからはコロナ禍をはじめとした感染症リスク回避のために、指定避難所を増やす一方で、指定避難所に避難する人数を減らすために分散避難という手法が、南海トラフ地震も含めた今後の災害の避難行動の在り方として、より周知されることになると思われま

しかし、県民の命を守るためには、避難所への避難をちゅうちょなく選択してもらうことが最優先でなければなりませんし、一方で分散避難の選択肢である在宅避難や車中泊避難、指定避難所以外の避難所に避難した場合、避難所運営のマニュアルにもあるように、指定避難所が全ての被災者への支援の拠点として機能しなければなりません。

分散避難を選択した際、避難生活が長引く中では、避難者登録がされていなかったり、支援拠点である避難所に出向くことができない在宅避難者などに食料提供や身体、心のケアなどの体制が図られるなど、指定避難所同様の支援策が整えられておくべきだと考えますが、どうなっているのか、知事にお聞きします。

○知事（濱田省司君） 御指摘がございましたように、大規模災害時などにおきましては、避難所外に避難される場合というのも想定をしなければならぬということだと思っております。こうした避難所外に避難された方々に適切な支援を実施するためには、まずは避難所に備え置きました名簿に、避難所外の方々の氏名あるいは必要な物資などを登録していただく必要がございますので、市町村と連携をして、この点についての周知を徹底しております。

そして、避難所に出向くことが難しい方々に関しましては、自主防災組織あるいはボランティアの方々のお力をお借りして、物資などを配布していくということを想定しております。また、そうした方々への心のケアも含めました健康管理につきましては、例えば保健師によります家庭訪問などを通じまして、健康チェックあるいは健康相談などを行い、必要な支援を実施するといった対応を想定しているところでございます。

○32番（坂本茂雄君） 私の質問では、南海トラフ地震のことを想定した場合には、先ほど知事

が言われるような、いわゆるそういうふうに分散避難した指定避難所以外の避難所におられる在宅避難の方などのところに、自主防災会、あるいは地域のボランティアの方が出向くことは、長期浸水ということなどを考えたら、これは到底無理なことなんですね。そういう意味で、いわゆる在宅避難などをはじめとした方々たちへの支援の仕組みというのは、もっと丁寧にきめ細かく考えておかないと、実際のときにどういうことになるかということと考えたら、大変大きな問題が生じることになると思います。

それともう一つ、いわゆるあらかじめ避難者登録をするということが、なかなかそういうことができない人たちが在宅避難をしたりする可能性が高いわけですね。そういった意味でも、把握漏れというのにも出てくるかと思えます。そんなことに対する支援策なども、もっときめ細かに検討していただきたいと思いますが、そういったことを今後なされるおつもりはあるか、知事にお伺いします。

○知事（濱田省司君） 議員の御指摘のような場面を想定しての準備ということでございますが、市町村におきましては、現状必要に応じて対応を検討するという考え方で、まだ役割なり手順なりの仕組みづくりまではできていない市町村も多いのではないかとこのように思います。

また、特に大規模災害を想定いたしますと、議員から御指摘がありました、地域でのボランティアあるいは自主防災組織のみでは対応ができないという場合には、外からの応援といったものの受入れ、そしてそれをどう体制に組み込んでいくかということも、しっかりと考えておかなければいけないということだと思えます。

そうした点も含め、今後は市町村と連携をいたしまして、避難所運営マニュアルの中にそうした要素も組み込んでいくことなどを検討してまいりたいと考えております。

○32番（坂本茂雄君） まだまだ知事の答弁に対して、いろいろ言いたいことはありますけれども、時間の関係で省きますが、ぜひもっと実態を想定したきめ細かな対応策を今後検討していただきたいというふうに思います。

続きまして、感染症対応に伴う避難所の不足ということは、今後否めない面があるかと思えます。そういった意味で、避難所の量の拡大と、環境整備という質の向上についてお聞きしたいと思います。

これまでの間よく言われるのは、1930年に起きた北伊豆地震のときの避難所を撮影した写真と現在の避難所を比較して、ほぼ90年間避難所のありようはほとんど変わっていないということです。床にじかに毛布などを敷いての雑魚寝、プライバシーを守るためのパーティションも設置できないほどの避難者の密度、高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児などの要配慮者のためのスペースやニーズへの対応の不足、トイレの整備の不足といった問題は、避難所の規模に関係なく長年にわたり指摘され、健康被害や関連死が起こってきた現実があります。

だからこそ、これからの避難所は、災害リスクを回避できる立地場所で、3密回避対策や衛生設備を設置した感染症対策やプライバシー保護などへの対応が求められることによって、どうしても指定避難所ごとの受入れ可能な避難者数は抑制されることから、指定避難所を増やすとともに、指定避難所やそれ以外の避難所も環境改善を図ることが求められてきます。

そこで、お聞きします。南海トラフ地震の際に、指定避難所において感染症対応の3密回避策を講じるとすれば、現状の指定避難所の量では不足することが想定されますが、L1、L2のそれぞれの場合にどれだけ不足することが考えられるか、危機管理部長にお尋ねします。

○危機管理部長（堀田幸雄君） 現状、避難スペー

スは通路も含めて1人当たり3平米としていますが、コロナ対応では1.5倍の4.5平米が必要となります。

まず、L1地震では、県全体で想定避難者数9万2,000人に対して、コロナに対応した場合でも、それを超える17万1,000人分の避難スペースを確保できています。

次に、L2地震では、県全体で想定避難者数22万8,000人に対して、コロナ対応をした場合には、現時点では8万6,000人分の不足となります。

○32番（坂本茂雄君） ぜひL2も想定した上での、その不足分をどうやって補っていくのかということ、今後は検討していただきたいというふうに思いますので、よろしくお願いします。

コロナ禍は、避難所の在り方を大きく改善する機会でもあるというふうに言われています。避難所にありがちな、先ほど言いました体育館での雑魚寝という環境は、根本的に見直されるべきであり、避難行動を促すためにも、感染リスクの低い、環境のよい避難所をより多く開設することが求められていると考えますが、本県でもそのように取り組むべきではないのか、知事にお伺いします。

○知事（濱田省司君） 御指摘ございましたように、感染リスクが低く、また環境のよい避難所をできるだけ数多く確保していくという方向での取組が重要であると考えます。県におきましては、市町村と連携をいたしまして、避難所運営マニュアルを策定するといったこと、また関係の資機材の整備を支援する、さらには開設・運営訓練の実施、こういった取組を行っているところでございます。また、市町村に対しましては、避難所におきます3密回避のために、可能な限り多くの避難所を開設するように要請いたしております。

一方で、市町村のほうでは、現実にごこまの数の避難所を増設できるかということに関し

ましては、職員のマンパワーなどの課題もあるといった声もお聞きをいたしております。いずれにいたしましても、そのときの災害の状況に応じて、必要な避難所を確保していくという考え方で対応していくことになるというふうに考えております。

○32番（坂本茂雄君） より多く開設するという事は、実はより身近なところに開設されるということなんです。そのことが避難者にとっては避難しようという、そういう行動を促すことにもなってくると思うんですね。さらには、その避難所が避難したくなるような避難所であるというようなことも求められてきますし、それがまさに環境改善されているかどうかによって決まってくるということだろうと思います。ぜひその点を取り組みながら、避難者に対する、まずは避難行動をちゅうちょさせない、そういう取組につなげていただきたいというふうに思いますので、ぜひ今後もこの機会に避難所の環境改善に積極的に取り組む、そのことをお願いしておきたいというふうに思います。

それでは、次の質問でありますけれども、実は2年前の9月定例会でも取り上げましたスフィア基準、このことがやはり私は今でも気にかかっています。このスフィア基準によって、災害関連死を防ぐというようなことなども含めて、避難者の環境改善を図るということの一つの目安になっているのではないかと。

そんな中で、実はスフィア基準は、避難所の1人当たりの広さ、3.5平米とされていますけれども、平成27年度に県内10か所のモデル避難所において避難所運営マニュアルを作成した際の、モデル避難所での1人当たりの広さは3.5平米を超えているところはありませんでした。そういった意味では、さらにさらに本県においても、避難所の環境改善というのは強めていかなければならないというふうに思っています。

いずれにしましても、スフィア基準というのは、決してその数値をクリアするということだけではなくて、避難所生活がトイレを我慢させたり、パンやアルファ化米の食事だけではなくて、災害関連死を生じさせたりするような人間の尊厳を奪うものであってはならないというのが、そのスフィア基準の目標とするところだと私は思っています。

そのため、高知県版スフィア基準の設定による避難所環境の整備を本気で図るべきだと考えますが、知事にお聞きします。

○知事（濱田省司君） 避難所の環境整備に関してでございますが、県では、平成25年度に関係部局と市町村におきますワーキンググループを設置いたしておりますして、大規模災害に備えた避難所運営マニュアル作成の手引きを、このグループの中で作成してまいりました。

また、昨年度は特に高齢者の方々あるいは障害者の方々などへの支援を強化するという考え方に立ち、要配慮者対策を強化した手引を作成いたしまして、今年度は特に感染症対応の参考となりますような国、民間団体のマニュアルを市町村にお示しするといった動きを取ってきたところでございます。

こうした手引などによりまして、国の指針あるいは他県の先行事例を踏まえ、また専門家の御意見もいただきながら、高知県の特性に合わせて策定をしているというところでございまして、今お話が議員からございました高知県版の避難所基準と言えるものをつくろうという考え方に立って、対応してきたものであるというふうに考えております。

今後も、県民の皆さんに災害時におきまして良好な環境の下で避難生活を送っていただけるように、国内外の様々な参考にすべき基準、考え方を取り入れながら、必要に応じましてこのマニュアルのバージョンアップを進めてまいり

たいと考えております。また、避難所の確保あるいは資機材の整備などにつきましても、市町村と連携をして全力で取り組んでまいります。

○32番（坂本茂雄君） 続きまして、分散避難の選択肢の一つとして、ホテル、旅館等や民間施設の借り上げに対して、災害救助法が適用されない災害においても、新型コロナ対応として実施する場合は、地方創生臨時交付金の活用が可能であるとされています。

これからはコロナ対応に限らず、コロナ以外の感染症対応としても分散避難に取り組まれる場合が一般的になるであろうことから、そのための財源を恒常的に確保すべきであることを国に提言すべきではないかと考えますが、知事にお伺いします。

○知事（濱田省司君） 御指摘の点につきましては、全国的に各県におきましても関心が高まっている点でございます。先般も全国知事会におきましては国に対して、例えば間仕切りやテント、換気設備など、避難所におきます感染防止対策に必要な資機材の整備でございますとか、あるいは避難先となる宿泊施設の借り上げ、こういった自治体の避難体制強化への安定的な財政支援制度を創設するという点について、提言を行っているところでございます。

県としましては、こうした提言も含めまして、全国知事会と連携をして国に対して提言、要望に取り組んでまいりたいと考えてございます。

○32番（坂本茂雄君） それで、先ほどもお話ありましたけれども、避難所を開設する際の人材の問題についてお伺いします。

今でも避難所運営の大きな課題の一つとして、自治体職員をはじめとして、環境整備や運営を担える人材の圧倒的な不足が考えられています。感染症対応の下での災害ボランティアの在り方からしますと、今後はいろんな意味で、より不足をすると。県外からも来られない、あるいは

地域の中でもいろんな課題が出てくるというようなことなど含めて、不足するものと思われま。そのためにも、避難所開設を増やしていく際には、被災自治体や地域内で避難所を開設、運営できる人材を育成することが必要であると思われま。

南海トラフ地震の際には、避難者が開設、運営することが求められていますが、台風や風水害においても、自治体職員と自主防災会をはじめとした地域住民が協働で開設、運営を行うことで、不足する人材育成につなげてはどうか、危機管理部長にお伺いします。

○危機管理部長（堀田幸雄君） 南海トラフ地震発生時に、地域住民による避難所の開設、運営を円滑に行うためには、毎年発生する風水害時において、行政と地域住民が協働して避難所の開設、運営を行い、慣れておくことが重要と考えています。現在でも約半数の市町村では、職員のみでなく地域住民の方にも参加していただきながら、風水害時の避難所運営に取り組んでいただいております。

また、県では、昨年度地域住民が主体となって風水害時においても避難所運営を実施している自主防災組織を表彰しており、そうした先進的な取組を広く知っていただき、住民による避難所運営につながるよう、今年度改訂をします自主防災組織の活動事例集に掲載をして、市町村や自主防災組織に配付することとしています。

○32番（坂本茂雄君） 分かりました。地域住民のスキルアップとともに、自治体職員もいわゆる災害担当の部局、部署にいれば関心を持ってやるけれども、異動で替わってしまうとそうなくなるということのないような、やっぱりみんなでこの災害時を乗り越えていくというような意識を醸成していただきたいということも、併せてお願いしておきたいと思ひます。

最後に、全ての被災者の一日も早い生活復旧

につながるような支援策として、災害ケースマネジメントという制度の導入についてお伺いします。

災害ケースマネジメントというのは、多種多様な困難を抱えた被災者への支援の実践の中から生まれたもので、申請主義の下、本人の訴えや申請を待つのではなく、支援する側からアプローチするアウトリーチの手順で行い、被災者一人一人に必要な支援を行うため、被災者に寄り添い、その個別の被災状況、生活状況などを把握し、それに合わせて様々な支援策を組み立て、連携して支援する仕組みのことであります。

東日本大震災以降、宮城県の仙台市、名取市や、岩手県の大船渡市、北上市での採用、平成28年台風第10号の際の岩手県岩泉町、熊本地震での熊本市、そして熊本県での仙台市スキームの採用、鳥取県中部地震での鳥取県、大阪北部地震での高槻市、西日本豪雨災害での愛媛県、岡山県、広島県及び各県被災市町村などでこれらが採用されてきました。

本県でも、避難所開設期の避難所外避難者や避難所閉鎖以降も全ての被災者に対して、災害後被災者が取り残されることなく一日も早い生活復旧につながるよう、この災害ケースマネジメントという被災者に対する個別対応としての支援制度を導入すべきと考えますが、知事にお伺いします。

○知事（濱田省司君） 御指摘がございました災害ケースマネジメントの考え方に沿うような対応に関しましては、災害時に被災者一人一人に寄り添いまして、被災状況、生活状況などに応じて必要な支援を行っていくこと、そして被災者が取り残されることなく一日も早い生活復旧につなげていくと、こういった取組を行っていくということは、非常に大切な視点であるというふうに考えております。

こうした趣旨に沿う取組といたしまして、県

内の社会福祉協議会におきましては、災害ボランティア活動の一環といたしまして、仮設住宅の入居者などの見守り活動を実施しながら、個々の被災者のニーズを把握し、必要な支援を実施するというところといたしているところでございます。

また、同様に関連した取組といたしまして申し上げますと、平成28年には県内の弁護士会、税理士会、司法書士会など8団体で構成をいたします土佐士業交流会と協定を締結いたしまして、被災者が様々な分野の専門家からアドバイスを受けられる相談会を開催するというような取組もしているところでございます。

さらに、今年3月には総務省の行政評価局が、災害時の住まい確保などに関します調査の結果報告を取りまとめております。そうした中では、地方公共団体におきまして、避難所外避難者のニーズを的確かつ迅速に把握するための方策を検討すべしといった点、あるいは支援制度の未利用者などに対します、御指摘がございましたアウトリーチの早期実施などについて取り組むべしといった方向が示されているというところでございます。

今後は、こうした国の動向も注視を一方でしながら、ただいま申し上げました現在の仕組み、特に社協で既に組んでいただいておりますような体制でございますが、こういったものを活用し、さらに進化させていくという観点に立ちまして、本県におきます被災者支援の在り方について、さらに検討を深めてまいりたいと考えております。

○32番（坂本茂雄君） やはり社協さんだけに負担をかけるようなことではなくて、さっき言われました士業交流会との連携とかということも必要になってきます。そういうところを含めて、今高知県でこの災害ケースマネジメントについて学習とか、そういうことがされたというよう

な実績はあるのでしょうか。多分ないんじゃないかと思いますね。

そういう中で、これから本当に先ほど知事が言われたような内容の取組ができるように、真剣に向き合っていたいただきたいというふうに思っています。それが、まさに被災後に誰一人取り残さない、被災者を誰一人取り残さない支援になっていくだろうというふうに思っています。

鳥取県がなぜこの制度を入れたかといいますと、これは7月に、あるZoom会議で鳥取県の危機管理局長からお伺いしたんですけれども、鳥取県中部地震で約1万5,000件の一部損壊があったんです。そういったところに対して支援制度を拡充して支援をしたけれども、まだまだブルーシートが取れない世帯が1,000戸ほど残ったと。この1,000戸ほど残ったブルーシートがかけられたままの家庭をどうやって減らしていくのか。やっぱり一軒一軒訪問していくしかないんだということで、この災害ケースマネジメントを活用しようということで、条例に盛り込んだというような経緯があります。それを決断したのも知事です。そういった意味では、本当に先ほど答弁されたことを知事、もう一度決意として述べていただけませんか。

○知事（濱田省司君） ただいま申し上げましたように、災害の際には、様々な被災者の方々が御苦勞をされるということだと思えます。

そうした中で、既存のいろんな制度の中からこぼれるような形で、救済が必要な、求めておられる方々もたくさん生じてき得るということだと思います。そうしたことを心に置きまして、そうした方々に寄り添った対応、アウトリーチも含めまして対応できていく体制をしっかりと深めていくということに関しまして、しっかりと検討を進めてまいりたいと考えます。

○32番（坂本茂雄君） ありがとうございます。
それで、先ほども触れましたけれども、鳥取

県では鳥取県防災及び危機管理に関する基本条例の第25条の2、被災者の生活復興支援体制の構築として、鳥取県版災害ケースマネジメントをうたい込んでいます。お隣の徳島県では、昨年12月に策定した復興指針に災害ケースマネジメントによる支援として、事前の検討が盛り込まれています。

本県では、南海トラフ地震による災害に強い地域社会づくり条例第31条第3項に、あらかじめ被災者の生活の再建への支援、社会基盤の再建、経済の復興等の方法の検討その他必要な対策の実施に努めるとありますが、南海トラフ地震対策行動計画などに盛り込むべきではないかと考えますが、どのように位置づけるか、危機管理部長にお尋ねします。

○危機管理部長（堀田幸雄君） 先ほど知事が申しました被災者支援の在り方について検討した上で、必要な取組について南海トラフ地震対策行動計画に位置づけ、取組を進めてまいります。

○32番（坂本茂雄君） 今回は、コロナ禍の下の感染症対応を通じて、見直される避難行動や避難所の在り方、そして避難生活の中で、誰一人取り残されることのない支援制度としての災害ケースマネジメントについて質問をさせていただきました。

そのためにも、濱田県政は公助を県政の隅々に行き渡らせることを前提とした施策を充実していただきたいということを再度お願いいたしまして、私の一切の質問とさせていただきます。（拍手）

○議長（三石文隆君） 以上をもって、坂本茂雄君の質問は終わりました。

ここで11時25分まで休憩といたします。
午前11時20分休憩



午前11時25分再開

○議長（三石文隆君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一問一答による議案に対する質疑並びに一般質問を続行いたします。

吉良富彦君の持ち時間は40分です。

35番吉良富彦君。

○35番（吉良富彦君） 少人数学級の実現を求め、全国知事会、全国市長会、全国町村会の地方3団体が7月3日、現在の小中学校の40人学級では新型コロナウイルスの感染予防ができないとして、萩生田光一文部科学相に少人数学級実現へ、教員の確保がぜひとも必要だと緊急提言を手渡しました。

少人数学級を求める提言などは、その後も7月17日に経済財政運営と改革の基本方針2020、いわゆる骨太の方針2020、そして8月には萩生田文科相と校長会会長らとの意見交換、そして中教審答申案の作成に向けた骨子案、さらに教育再生実行会議と続きました。9月には、少人数学級を求める署名を提起した本県在住の鈴木大裕氏など12名の教育研究者有志が参議院で院内集会を開催し、7月から全国で展開したネット署名2万5,000人、署名14万7,248筆を政府に提出、さらに自由民主党の教育再生実行本部が公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律を小中学校の30人学級実現に向け改正するよう文科大臣に申し入れていきます。

そして、この9月29日文科省概算要求が発表され、学級編制の標準の引下げを含め、少人数によるきめ細かな指導体制の計画的な整備について、予算編成過程において検討するとし、義務標準法定数の見直しが俎上に上がってまいりました。

教育長は、これら一連の少人数学級を求める声をどう受け止めているのか、お聞きいたしま

す。

○教育長（伊藤博明君） 本県においては、平成16年度から少人数学級編制に取り組んできておりまして、この拡大につきましては、全国都道府県教育長協議会と共にこれまでも国に要望、提言をしてきているところでございます。本年7月には、全国知事会において、今後予想されます新型コロナウイルスの感染症の再拡大に当たって、必要な教育活動を継続して子供たちへの学びを保障するよう、少人数学級編制を可能とする教員の確保が国に対して提言をされました。

この全国知事会の提言の後、自民党の教育再生実行本部や中央教育審議会の特別部会において、少人数学級編制を求める決議やまとめが出されておりまして、こうしたことは本県としましても大変力強いものと受け止めております。

○35番（吉良富彦君） ぜひ知事も力を合わせて教育長と頑張ってくださいと思います。

私も日本共産党は、1クラス20人程度の少人数学級を実現するため、教員を10万人増やすなど教育条件の抜本的整備を求める緊急提言を6月2日に発表しています。それを受け、私たち議員団は県下全ての学校に提言を届け、懇談を行ってまいりました。コロナ禍一斉休校などで生活リズムが乱れ、情緒不安定な子が多く見られ、授業中に横になったり授業から逃避する子などの学習への障害が出ている実態が語られました。

そして、教職員は終わりの見えないコロナ感染対策に加え、子供たちのストレスによる行動の変化への対応、授業時数確保のための授業づくりに苦心していることなどとともに、それら個に応じた指導を充実させるための人員の確保を求める切実な声が、学校長の皆さんから一様に語られました。

学校現場の教壇教員の確保は教育行政の根幹

中の根幹であり、現行の義務標準法定数の教員確保は至上命題であらねばなりません。過去3年間の教員充足率は全国と比べてどうか、教育長にお聞きいたします。

○教育長（伊藤博明君） 本県の義務標準法による教員定数の充足率につきましては、平成29年度は98.7%、平成30年度が98.9%、令和元年度が99.1%となっております。また、それぞれ全国順位は、平成29年度が47位、平成30年度も47位、令和元年度は他の1県と同率の46位というふうになっております。

○35番（吉良富彦君） おっしゃったように、2019年度充足率の全国平均は101.5%ですが、本県は99.1%、全国最下位は同率で秋田も同じです。中でも私が強調したいのは小学校の教諭です。この小学校は全国平均が101.1%、これを3.7%も下回る97.4%、この全国最下位も5年間変わらずです。

先日、文科省を訪れて本県の教職員定数についてお聞きいたしました。文科省では、本県のこの状況について、毎年ヒアリングを行い充足率に沿うよう指導、改善を求めている、未達について本県からは、見込んでいる採用数を超える不測の事態が起こったからだと言われたとお聞きいたしました。危機管理の原則は想定外を想定する、不測の事態を想定することであり、そもそも教育行政の根幹である教員配置で連年にわたり充足未達が生じることは、危機管理能力の問題です。

教育長は、さきの2月議会で、ここ数年は採用試験において、毎年県教育委員会が求めます一定の選考ラインをクリアして採用できる数を確保することができていない状況が続いていますと答弁し、採用審査での受審者側の問題を述べています。しかし、現場の校長から、実践力もあり実績もある当該校の臨時教員が1次審査で落ちていることへの不満と憤りが語られ、臨

時を経験していない新卒・新採者の早期退職事例が見られることなどを考えると、受審者側の問題ではなく、採用選考審査が求める一定のラインを設定した県教委側に問題があるのではないかと考えるべきです。

事実、全国で教員不足が言われる中、本県を含む数県で未達があるだけで、他は優に100%を超えています。全国的な教員不足が言われる中、少人数学級への流れが加速され、教員の争奪戦はますます熾烈になってまいります。

不測の事態をも想定し、4月スタートのときは定数内臨時教員などという存在がないように、新規採用枠は十分に幅を持たせて臨むべきだと考えますが、教育長にお聞きいたします。

○教育長（伊藤博明君） 新規採用者数につきましては、教員採用審査の実施年度末におけます退職者数、それから再任用希望者数、また今後の学校の統廃合や児童生徒数の増減による教員定数の動きなどを見込んで、算定をしているところでございます。本年4月におけます教諭の新規採用者数は募集要項に記した定員を上回る人数を採用するなど、新規採用による教員不足の解消にも取り組んでいるところでございます。

新規採用者数につきましては、可能な限り確保できるよう柔軟な対応をしていきたいというふう考えております。

○35番（吉良富彦君） 私は、あえて定数内臨時教員というふうに言葉を使ったんですけども、ここに事務局からいただいた定数内臨時教員の数があります。要するに、4月当初に着任したときに定員内、本来正教員で教壇教員を含めて配置しなければいけないのに臨時教員がその任に当たっている、いわゆる定数内の臨時教員です。4月当初で事務局からいただいた数を見ますと、2018年度は527名、2019年度は516名、2020年度、今年の4月ですけども、520名と全く変わっていないんですね。

新採教員はその定数以上に採ったと言っておりますが、なぜここが改善されないのか、教育長いかがですか。

○教育長（伊藤博明君） 再任用の数、それから早期退職の数、それから国からの加配の数というのは、流動的なところがございまして、なかなかかっちりと定数内で全てをとということに至っていない現状がございまして。ただ、先ほど言われました数字につきましては、そこは真摯に減少に向けて取り組んでいくべきところだということは認識をしておりますので、先ほど申し上げましたように、その定数増につきましては可能な限り柔軟な対応をして取り組んでいき、その数の減少に努めていきたいというふうに考えております。

○35番（吉良富彦君） 臨時教員の数が少なくて教室に先生がいないというんじゃないかと、臨時教員の数は、これも事務局からいただいたんですけれども、2012年度からずっと1,000人ですね。本当に頑張っているんじゃないかと。その数が変わっていないけれども、2012年に定員内の臨時教員が、これは年度末ですけれども、375人だったのが500人に増えているんですね。これだけ定数内で使っちゃえば、それは1,000人の臨時教員の希望者がいても、現場の要求に答えられないという事態が、やはり起こってきているのが実態じゃないかと思っております。

ぜひ、今回いわゆる義務教育標準法、定数法の改善が見込まれるわけですね。そうすると国庫負担の額も増えてくるわけですから、必ず。今まで以上に、ぜひこの4月当初のスタートの臨時教員の定員籍数、これを減らす採用を思い切って実施していただきたいと思っておりますけれども、教育長、そのことについていかがですか。

○教育長（伊藤博明君） これまでもそういう姿勢で取り組んできましたけれども、来年度に向けてさらにそういった定数内でしっかりと正教

員が確保できるように、取組を進めていきたいと思っております。

○35番（吉良富彦君） 次に改善が求められていることは、臨時教員が培ってきた力量を総合的にはかれる採用審査とすることではないでしょうか。何年間も学校現場で教壇や部活などで実践を積んでいるのに審査で評価されず、他県へ行ったり、教職そのものから去る例が後を絶ちません。極めてもったいない、残念です。

臨時教員の現場での実践力、実績を今以上に公正、正当に評価できる、より実践的な選考ラインを検討すべきと考えますが、教育長にお聞きいたします。

○教育長（伊藤博明君） 教員採用審査においては、まず第1次審査の教員に求められる教養として必要な知識を問います教職一般教養、それと授業を教えるために必要な知識を問います専門教養の筆記試験で結果を出すことが求められます。採用審査における臨時教員の教育実践の評価については、臨時教員経験の中で資質や能力が高まるものと考えておまして、その力量は第2次審査の模擬授業や面接審査の中で適正に評価がされているというふうに考えております。

臨時教員の皆さんには、今後も学校現場において実践を積むことによりまして、専門力を含めて1次審査を突破するとともに、2次審査の模擬授業や面接試験において、臨時教員としての強みが発揮できるよう努めていきたいというふうに考えております。

○35番（吉良富彦君） 選考審査における面接の大事さというのが、これは臨時教員のまた希望でもありますよね。今までやってきたことが1次審査できちんと評価される。1次審査から排除されるということが極めて残念でたまりません。どこを見ているのかということですね。以前は1次審査でありましたよね、面接が。これ

がなくなったのはいつからですか、教育長。

○教育長（伊藤博明君） すみません、ちょっと定かに記憶しておりませんが、平成30年度の教員採用試験辺りから1次での面接がなくなったというように記憶しております。

○35番（吉良富彦君） そのことによって、県外の大阪会場とかでやったことで、一遍に1次の応募者数が950、1,000人近く増えちゃって、とてもじゃないけれども面接ができないということで、やめたという経緯がございます。ぜひ教育長、この1次にも何とか以前のように面接なり、あるいは臨時教員の実績を評価できるようなものを入れていただきたい。それが現場で頑張っている臨時教員の励みにもなりますし、それが全国にも、高知はちゃんと評価してくれるぞということになるかと思しますので、ぜひお願いしたいと思います。

教育に穴を開けるもう一つの要因は指導主事の配置です。それは、経験ある教壇教員を子供から引き離し、学校現場から活力、実践力を奪う不都合な人事政策とも言えます。国庫負担による充て指導主事の人数について文科省担当官に聞きますと、対象人員を減らしており、本年度の高知の対象者は23名であると示されました。

本年度、本県は前回調査と比して何名の充て指導主事を含む指導主事を配置しているのか、教育長にお聞きいたします。

○教育長（伊藤博明君） 令和2年度におきます県教育委員会事務局各課及び教育事務所の充て指導主事の数は、昨年度比7名増の140名、指導主事数は昨年度と同数の20名の計160名というふうになっております。今年度増員いたしました7名は、県立学校に関する指導主事であり、内訳としまして、令和4年度に開催されるインターハイの推進に係る者が3名、来年度開校される夜間中学校の準備に係る者が2名、その他高等学校のAI教育推進事業で1名、高等学校

の学校支援チームの理科担当に1名というような内訳になっております。

○35番（吉良富彦君） 続いて、昨年度1か月以上代替の先生が見つからず、教室に先生がいない期間があった小中学校での件数について教育長、お聞かせください。

○教育長（伊藤博明君） 令和元年度に1か月以上教員が未配置であった件数は、小学校が29校で37件、中学校が18校で20件、合計47校、57件というふうになっております。

○35番（吉良富彦君） 教育委員会等の事務局に配置されている指導主事の教職員に対する比率は全国一高いんです。先ほど160名とありましたけれども、人数は。しかも、図抜けて高く、現場へ戻すべきと、この2月議会で指摘をいたしました。学校現場や保護者までも代替教員を探させながら、先ほどおっしゃいました小中合わせて47校、57件も1か月以上教室に先生がいない事態というのは、この5年間毎年同じような件数で改善が図られていません。

2018年には、事前に出産時期が分かっており、法でも特別に確保を義務づけられている産・育休の代替教員さえ配置できないという失態が4校、4件も続き、その改善事例をこの議場で示し設定となったこの4月からの育休期間3年任期の制度がスタートしましたが、そのとき129名だった指導主事が本年度は160名、つまり31名も増えているようでは、解決はまだまだ先の話との感を持たざるを得ません。

2017年度から本年度までに増えた31名の先生は、子供たちから奪ってでも配置すべきものだったのか、教育長にお聞きいたします。

○教育長（伊藤博明君） 先ほどお答えいたしました7名のほか、平成29年度から令和元年度にかけての2年間で、市町村立学校に関する指導主事は9名を増員しております。その内訳としましては、高知市の学力向上対策に取り組むた

め、高知市教育委員会に派遣しました者が9名ということになっております。

また、県立学校に関係する指導主事では10名を増員しております。その内訳としまして、県立高校への学校支援チームの強化で4名、全国高等学校総合文化祭の推進で4名、インターハイ推進で1名、新設しました高等学校振興課の担当で1名。そのほか、本県の教育課題の解決として5名の指導主事を増員しておりますが、その内訳としましては、高知大学の教職員大学と連携した研修担当に1名、人権教育課のいじめ問題担当で1名、そして保・幼・小の連携を推進するため1名、生涯学習の推進担当で1名、それからオーテピアの高知みらい科学館の担当として1名と、こういうように本県の喫緊の教育課題の対応や新たな取組のために、合計31名の指導主事を増員配置しております。

○35番（吉良富彦君） 教育長は、本県で指導主事が多いことの理由に、地理的条件や学習指導要領の徹底に一定数の指導主事を配置しなければならないことと、先ほど、もろもろ教育長がおっしゃいましたように、政策的な課題、つまり学力課題や不登校等の問題の取組を支援する必要から増員してきたと、2月議会でも述べていらっしゃいますが、それはどこの県にも当てはまることですね。しかし、他県ではここまで指導主事を増やし続けている事例は見当たりません。

2015年度末策定の教育大綱に基づき、2016年度は数学担当指導主事を4名増員、また中学校への縦持ち、これはあまりいい声は聞かれませんが、9校への導入に合わせて主幹教諭を拡充配置しています。2018年からは学力テスト対策に高知市の、先ほどおっしゃいましたように、学力向上推進室へ指導主事7名配置し、2019年には3名増やし10名へと増やし続けてきました。

拡充された主幹教諭は、給与は上がるのに学級担任は持たず、しかも持ち時間数も半減ですから、子供の学びを奪い、他の教員の負担を増やすことで、指導主事同様、極めて問題です。2016年48名が今年度は21名増やされて69名です。現場での他の教員の負担は相当増えていると、この主幹教諭の数から見ても言えると思います。

2007年から2019年までの尾崎県政12年間で指導主事の人数は90人から153名へと、義務教育関係の教員総数の比率でいいますと1.5%から3%へと2倍に増えています。四国の他県、愛媛県は0.9%、83人から1.3%、99人へ、徳島県は0.7%、39人から0.9%、42人、それぞれ微増です。香川県は0.9%、51人から0.7%、41人へと逆に減らしています。

こうして比較しますと、本県が異常に多い教員を現場から引き抜いていることが分かります。そのことが教員充足率を全国最下位にしている一要因であろうと容易に察せられます。学校現場への教員配置を重視する、教員配置の軸足を現場に置く方向へとかじを切る必要があるのではないのでしょうか。

教育施策の遂行は、指導主事や主幹教諭を軸にピラミッド型のトップダウン方式ではなく、同僚と現場でこそ指導方法を研究し合い、それを地域研修で他校の先生と実践交流も図り、子供たちと共に成長し合うような、地域学校群を目指すボトムアップ型の教員配置政策へと転換すべきだと考えますが、教育長のお考えをお聞きいたします。

○教育長（伊藤博明君） 平成19年度の全国学力・学習状況調査結果から、本県の子供たちには、全国と比較して学力の定着に大きな課題があるということが明らかになりました。その原因を分析する中で、授業改善や組織的な学校運営について対応していくことが必要であると、そういった結論に至っております。

そのため教員に対しまして指導・助言を行う指導主事を増員し、アドバイザーと共に学校訪問を行うことによって、それぞれの学校の教職員が目的を共有し、ベクトルを合わせて授業改善に取り組んできたというところがございます。

その結果、授業改善や組織的な学校運営が進み、学力向上や生徒指導等の面で効果が現れてきていると。こうしたことから、さらに一定期間この体制での取組を継続し、教育効果を確実なものにしていくことが必要だというふうに考えております。

○35番（吉良富彦君） 効果は一時的です、それは。強権的に学校現場から力のある先生を引き抜いて、そして事に当たらせていく。今でも困っているのは現場でしょう。疲弊しているのは現場ですよ。今、実際問題として、次々と現場で先生がいない事態が出てきています。ある小学校では、臨時教員の方がいなくなって、ついに専科の先生を、音楽の専科を担任にしなくちゃいけない。つまり、主幹教員としているんですけども、その方は一人前に授業を持てないから、担任にできないから、専科までクラスに配置しなけりゃいけない。校内操作なんです。ほかの郡部の学校でも今起こっています。そして、育休を取りたいという男性教諭の方も1人同じ学校でいらっしゃるんですけども、ちゅうちょし始めている。様々なことで、この秋も出てきているんです。

やはり、それは効果があるといっても一時的です。これからどんどん教育課題が増えてきます。そこにやはり有能な先生をちゃんと配置する、みんなで研究し合っていく。そして、現場が大変なわけですから、事件は現場で起こっているわけですから、現場からボトムアップさせていくことをしないと、いつも上から、現場に行ってほらどうしろどうしろとやることのもう悪循環ですよ、これは。

ぜひ、その方向転換を、政策的な変換、そして人員配置の在り方も考え直していただきたいというふうに、これはもうお答えがさっき出ましたので、要請をしておきたいと思えます。

次に、時間講師の勤務についてお聞きいたします。

地方公務員法が改正され、4月1日から臨時・非常勤職員は会計年度任用職員として任用され勤務しています。常勤職員と格差のある待遇の改善が法改正の趣旨であることから、地方公共団体の適正な運用によって昇給やボーナス支給、また年次有給休暇や各種休暇などの改善が図られるものと思われます。

そこで、まず時間講師の年休と夏期特別休暇の現時点における取得状況を教育長にお聞きいたします。

○教育長（伊藤博明君） 時間講師の職務は、学校で授業を担当していただくことが主であり、学校行事などを実施する場合にも定められた時間に参加できるということになっております。時間講師は定められた時間割を基に勤務していただいていることから、体調不良など突発的な事由の場合、年次有給休暇を取得いたしますが、一部の高校、14校の聞き取りになっておりますけれども、14校の聞き取りでは、89名の中で22名が取得となっており、取得率はあまり高くございません。

また、夏期特別休暇につきましては、7月から9月までの限定された期間で取得することになっておりまして、7月末から8月の夏季休業中はもともと業務がないことから、同じく89名中3名の取得ということで、取得は僅かな状況になっております。年次有給休暇や夏期特別休暇を取得された場合は、他の教員が授業を行ったり、課題の自習等に対応している、そういった状況でございます。

○35番（吉良富彦君） 時間数や、あるいは勤務

期間、そして1週間の持ち時間数によって、これだけの年休が取れますよ、これだけの夏期休暇が取れますよという表は、文科省の指導によって示しています。しかし、私のほうで現場の状況を調べますと、私は7校ですけれども、ほとんどが夏期休暇の説明はなし、文書は渡された、先ほど言いましたが、絵に描いた餅です。そして、夏期休暇の取得はなし。O高校もI高校も、そしてT高校も、あるいは定時制も、そしてM高校も、なしです。夏季休業中の勤務、先ほど教育長もおっしゃいましたけれど、やっぱりないんですね。ここをやはり、きっちり実際の運用にさせていく必要があると思います。

時間講師は年休取得が困難であり、夏期休暇に至ってはほとんど取得できていないことが分かりました。これは、教育長がおっしゃったことと私が調べたことと同じです。現状では、補習による一部の例外を除き、夏季休業中に勤務がないのですから、当然の結果です。

時間講師の勤務については時間の定めがなく、授業のこま数、つまり授業時数でカウントされています。ですから、業務に支障が少ない時間から年休を取ろうなんてことは不可能で、年休を取ることは即授業がなくなることを意味します。何らかの事情で休んだ際にも、授業の振替で別の日に勤務するのが通例です。

また、会計年度任用職員制度により様々な休暇が取得可能とされましたが、時間講師は授業イコール勤務時間ですから、授業のない夏休みには勤務時間は発生せず、したがって休暇を取りようがありません。夏期休暇を取りたいければ、課業中の授業を潰すしかないわけです。それは不可能です。

このように現状では勤務時間の定めがなく、授業のこま数でのカウントになっている時間講師の勤務実態は、総務省自治行政局公務員部発行の会計年度任用職員制度の導入等に向けた事

務処理マニュアル第2版、Q&Aの回答と違い、かなり隔たりがあります。また、授業と授業の間の空き時間の扱いや、週当たり15.5時間以上の所定勤務時間をボーナスの支給要件としている規定によって、不利益を被ることにもつながってまいります。

これら時間講師の勤務の特殊性を踏まえながら、年休と夏期休暇をはじめとする勤務条件が適切に運用される必要があると思いますが、人事委員長の考えをお聞きいたします。

○人事委員長（秋元厚志君） お話がありましたように、会計年度任用職員制度は、地方公務員法の改正によりまして今年度からスタートした制度でございます。議員からお話ございました時間講師につきましては、雇用の際に任用条件通知書や要綱、要領によりまして、勤務時間や年休、夏期休暇などの休暇制度について示されているものと承知をしております。

先ほど教育長の答弁にもございましたとおり、時間割を基にしました勤務といたしておりますことから、そういう特殊性がある中で、事例はまだ多くはない現状でございますけれども、年休等が取得されているというふうに理解をしております。

こうした休暇が取得をできている学校での運用の仕方などを参考にするなどいたしまして、休暇取得の申出を行いやすい、風通しのよい職場の環境づくりを進めることなどによりまして、休暇制度をはじめといたします勤務条件が適切に運用されることが必要だというふうに考えてございます。

○35番（吉良富彦君） 運用がなされていないんですね。学校の校長の奮闘によって、特にこれは特別支援学校なんか小学部があるところなんかは、年休を取っても補完できる先生がいたりして、取れるという実態が、私が調べたところでも出てきています。でも、ほかのほとんどの

ところは制度としてはなくて、校長もただ示すだけ、説明もしない校長もいるんです。制度としてしっかりとこれは保障していく、それが今年度の会計年度任用職員制度の肝だと思えます。

特に、そこで解決を図るのは、時間講師にもそもそもほかの教員と同じように研修、つまり授業準備や教材研究をする時間が必要だということ。これは、東京都教育委員会なんかはきちんとそれを示しています。ですから、夏休み中も授業時間として、例えば週3日の時間講師であれば、週3日のこまを授業時間として当てはめて、そこで休暇を取るといような、教材研究含めてしているわけです。

いわゆるそのことによって、長期休業中で一方的に無給とされる時間講師の生活保障、これにも充てていく必要があるかと思えます。時間講師は休業中に授業がないので収入もゼロとなります。年間を通した給与保障の観点からも、休業中も勤務を割り振るべきだと考えます。そのことが先生の確保にも必ず有利に働いてくるだろうと考えます。

時間講師に夏季休業中の勤務時間を設定することは、夏季休暇取得と併せて給与も保障することにつながるものであり、今回の法改正の趣旨からいっても当然設定すべきだと考えますが、教育長のお考えをお聞きいたします。

○教育長（伊藤博明君） 総務省の会計年度任用職員制度の導入に向けた事務処理マニュアルでは、任期期間に関して、夏休み期間中に従事させる業務が全くない場合、不適切な空白期間には当たらないというふうにされております。これに関し、今回総務省に内容をまた改めて確認しました。そうした中で、夏季休業中に従事させる業務がなければ、必ずしも勤務時間の設定をするものではないというふうに考えております。

ただ、本県においては、県立高校では平成28

年度から、校長が必要と認めた場合、4週間を超えない期間について1週当たりの勤務時間数の範囲内で、長期休業中の補習のための勤務を求めることができるというふうにしております。加えまして、一定の所得を希望される方の大半、全体の約4割の方々になりますけれども、この時間講師と部活動指導員、それから学習支援員などの職を兼職していただいております。複数の職を兼ねることで、一定の所得が保障されているものというふうに考えております。

今後、教員の働き方改革の取組を進めていく中で、教員の業務負担軽減につなげていく観点からも、長期休業期間中において時間講師に担っていただける業務がないかどうか、そういったことについても検討していきたいというふうに考えております。

○35番（吉良富彦君） ぜひそういう方向で御検討いただきたいと思えます。全国を見れば、先ほども東京都の例も言いましたけれども、休業期間を含めて年間を通した勤務の割り振りを行うことで、時間講師の生活保障にも気を配っているわけです。教育基本法は、教員についてはその使命と職責の重要性に鑑み、その身分は尊重され、待遇の適正が期せられるとともに、養成と研修の充実が図られなければならないと明記しています。高知県教委は、臨時教員不足を嘆く前に、時間講師に対する研修機会の保障及び生計の保障にこそ力を注ぎ、教育力の充実を図っていただきたいと思えます。

勤務条件については労使双方の交渉事項でありますから、給料、報酬額の時間額の要望についても真摯に耳を傾けられ、今次法改正の趣旨に沿った運用規定、制度とするよう教育長に要請しておきたいと思えます。

次に、高知江の口特別支援学校の現校舎に整備される新しい知的障害特別支援学校についてお聞きいたします。

今ある寄宿舎の機能を生かし、子供の将来の自立に向け、社会性を育む寄宿舎併設を新しい学校の特色とすべきと思うのですが、教育長のお考えをお聞きいたします。

○教育長（伊藤博明君） 県内の公立の知的障害特別支援学校は、この新しい学校を含めて7校ということになります。この学校は高知市の中心部で、交通の利便性がよい地域に立地しますことから、必要に応じてスクールバスを運行することで、寄宿舎設置の必要性は現在のところないというふうを考えております。

○35番（吉良富彦君） 今、様々な声が保護者や、そして教育関係者から出ております。その声は、やはり高知市内に特別支援学校が1校は必要であるわけですが、その中で寄宿舎がどうしても必要だという声です。高知市には一校もありませんから。

そして、寄宿舎の教育的役割、つまり寄宿舎では、下校から翌日の登校までの一日の生活の流れの中で集団を保障できるという利点を生かし、基本的な生活習慣を身につけ、放課後の遊びや文化的活動、自治活動を通して人と関わる力を獲得していくという、教育の場としての役割を持っていること。2つ目に、通学保障です。遠隔地や毎日の通学が困難な子供たちの修学を保障する役割があります。3つ目に、福祉的役割として、家庭事情による入所によって障害を持つ子の教育権を保障することが可能になるなど、障害児学校の機能をより手厚くする役割を担っています。ぜひこの寄宿舎を併設する学校へと、また検討もいただきたいと思っております。

2つ目ですけれども、新しい学校は、県内の多くの知的障害特別支援学校と同様に、入学選考において学力検査を行うことなく入学できるようにすべきと考えるものですが、教育長にお聞きいたします。

○教育長（伊藤博明君） この学校では、現段階

で入学選考において、県立日高特別支援学校高知みかづき分校のような、数学、国語、一般常識といった学力検査は行わない方向で考えております。

○35番（吉良富彦君） また、入学希望者が定員よりも多くなった場合どう対応なさるのか、教育長にお聞きいたします。

○教育長（伊藤博明君） 入学希望者が多い場合は、人数調整が必要になることがあると考えております。例えば校区の設定等の対応方法について、年内には関係市町村と協議を開始し、年度内には取りまとめていきたいと考えております。

○35番（吉良富彦君） 先日、夜間中学校設置に関して県民の説明会を開いたとお聞きしています。先ほどおっしゃった、入学に関わる様々な疑問だとか考え方を一緒になって考えていく上でも、やはりこの新しい知的障害特別支援学校設置についての説明会を行っていく、そしてアンケートなども行っていく必要があるかと思っておりますけれども、教育長いかがですか。

○教育長（伊藤博明君） この設置に向けまして、高知県における知的障害特別支援学校の在り方に関する検討委員会で専門家に御意見をいただいたり、「ゆたかに学べる教育の実現を目指して高知市に小・中・高、寄宿舎のある県立の100名規模の知的障害特別支援学校をつくる会」の皆様方や、関係する団体とも意見交換を行ってまいりましたので、アンケート自体改めて行うことは考えておりませんが、新しい学校の説明会については、来年度しっかり開催をしていきたいというふうに思っております。また、今後も就学指導を行う市町村教育委員会とも連携を取りながら、保護者の皆さん方の学校に対するニーズについては把握に努めていきたいというふうに考えます。

○35番（吉良富彦君） 時間の関係で最後になり

ますけれども、国において特別支援学校の設置基準を設ける動きがある中で、新しい学校では設置基準が定められた場合の対策をどのようにお考えになっているのか、教育長、お聞かせください。

○教育長（伊藤博明君） 現在、設置基準はございませんが、先日この策定について、中央教育審議会初等中等教育分科会において中間まとめ案が示されております。今後、設置基準がどのような内容になるかは未定であります。定められた場合につきましては、それに沿った対応をしていくことになるというふうに考えております。

○35番（吉良富彦君） 今朝の地元紙にも報道がありましたように、今後特別支援学校に対する要望はますます増えてくるだろうと思います。つくる会の皆さんや、あるいは県民の意見をよく聞いて、それに対応できるようにしっかり頑張ってくださいというのを最後に要請いたしまして、私の質問といたします。（拍手）

○議長（三石文隆君） 以上をもって、吉良富彦君の質問は終わりました。

暫時休憩いたします。

午後0時5分休憩



午後1時5分再開

○副議長（西内健君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一問一答による議案に対する質疑並びに一般質問を続行いたします。

山崎正恭君の持ち時間は50分です。

22番山崎正恭君。

○22番（山崎正恭君） 公明党の山崎正恭でございます。議長にお許しをいただきましたので、通告に従い質問を行います。

まず、コロナ禍における子供たちへの支援についてです。

今回の新型コロナウイルスの拡大により、高知県内では、3月から5月までの間に、一番長かった市町村で最長46日間の休業となりました。特に厳しかったのは、学年始まりである4月のスタートが、県内のほとんどの学校で、始業式後すぐに長い休校期間に入ったことでした。年度初めの4月はそれぞれの子供たちが、さあ新しいスタートを切ろうと思いやすい時期であり、それまでなかなか学校に登校することができなかった子供が、4月を機に新たな決意で頑張り登校できるようになった事例を、私も教員時代に数々見てきました。しかし、本年はすぐに休校ということで、予定の変更に対応しづらい発達障害の児童生徒や、ひそかに4月から登校を決意していた不登校の児童生徒などは、その出ばなをくじかれました。

さらに、3月の超有名人の新型コロナウイルス感染症による死去などにより、4月はこのえたいの知れないウイルスに社会全体が最も揺れていた時期であったため、不登校の子供たちにとっては非常に厳しい学年始まりだったと思います。

そこで、新年度が始まってから9月で上半期が終わりましたが、県内の小・中・高等学校における不登校児童生徒の状況について教育長にお伺いします。

○教育長（伊藤博明君） 長期欠席は、1年で30日以上ということとされておりますので、今年4月から7月末までの1学期間で10日以上欠席した児童生徒数について調査をいたしました。小中学校、高等学校合わせまして、昨年度この7月末までに1,723人が欠席しておりますが、今年度は1,395人、出席日数に違いがございますので直接比較は難しいと思いますけれども、大きな変化がないものと捉えております。

しかし、このうち病気による欠席は昨年度268人で、本年度は320人と増加しております。休業期間の長期化による在宅のストレス、生活リズムの乱れによる影響があったと、そういうふうに推測をしております。また、昨年まで特に新規不登校の発生率が高かったことから、今年から不登校担当教員を加配しました20の小中学校、ここの7月末での不登校の可能性のある新規発生率は、県全体の平均を1.1ポイント低くなっておりまして、担当教員加配の効果が見られておるといふふうに考えております。

現在、2学期も始まり一月がたちまして、児童生徒の多くは学校生活に落ち着きを取り戻しております。学習や学校行事等に取り組んでいると報告を受けております。引き続き、コロナ禍における不安やストレスに対する心のケアに努めるとともに、不登校の兆しの早期発見など、学校全体で組織的な取組を進めてまいります。

○22番（山崎正恭君） ありがとうございます。あまり大きな変化がないということは、本当に現場の先生方も頑張っていたという証拠ではないかなというふうに思います。

しかし、何といっても今年度は国難とまで言われる新型コロナウイルス禍の中での支援の取組になっておりますので、今までにない対応、支援を迫られております。とにかく学校現場においては、目の前の子供たちの変化に合わせた手厚い支援が行われますよう、県教委、現場ともに取組目標の修正等を柔軟に行いながら、粘り強く進めていただきますようよろしくお願いいたします。

次に、コロナ禍という大変な状況において、子供たちはもちろん、保護者の皆さんも経済社会活動等様々な影響を受け、不安定な生活を強いられているのではないかと思います。そこで、そういった子供たちや保護者の方への支援ということで、私は昨年6月の県議会におきまして、

県の相談機関の中でも最も高度な専門性を有する中枢機関である、高知県心の教育センターの土曜日及び日曜日の開所について御質問しました。スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの人材確保等が大変な中、本年4月より新たに日曜日が開所されました。

そこで、コロナ禍の状況であり、なかなか対面での面接ができない状況等があったとは思いますが、高知県心の教育センターの日曜日の相談状況について教育長にお伺いします。

○教育長（伊藤博明君） 心の教育センターでは、本年度から日曜日を開所いたしまして、カウンセラー2名、ソーシャルワーカー1名、指導主事等1名の4名体制で運営を行っております。4月から9月までの開所日数は22日で、相談件数は延べ170件、1日当たりの相談件数は7.7件となっております。平日の平均4.8件の約1.6倍となっております。

主な相談内容は、不登校が90件、性格、行動についてが23件、家族関係が15件、いじめ、暴力行為等が9件というような内訳になっております。また、利用者の声としまして、仕事や学校を休まなくても時間の融通が利くため利用しやすくなったなど肯定的な評価が多く、相談件数も増加するなどの成果が見られております。

○22番（山崎正恭君） 次に、昨年質問のときにも言いましたが、心の教育センターに通ってくる児童生徒は、学校や市町村にある教育支援センターの支援では登校することができなかった方が、来所してくる可能性があります。先ほど教育長さんも答弁していただきましたが、仕事を休まなくてもいいという状況、また平日の1.6倍というお話もありましたが、そういった親の立場から考えた場合には、やはり土曜日、日曜日の両日開所しているということが、心の教育センターに通いやすい環境をつくるのではないかとこのように考えます。

そこで、カウンセラー等の専門人材も不足の中、いっぱいいっぱいの状況で、現在の日曜開所を行ってくれているということは十分承知の上で、やはり保護者が通ってしやすい環境づくりという点において、心の教育センターの土曜日の開所も将来的には必要になってくると考えますが、教育長の所見をお伺いします。

○教育長（伊藤博明君） 現在、心の教育センターの土曜日の活用につきましては、平日学校等で勤務する必要があるスクールカウンセラーの専門性を高める研修などに当てているところでございます。今後は、引き続き日曜開所についてその広報活動などに力を入れるとともに、この平日の相談日を土曜日に振り替えることなどをして、まず土曜開所を試行してみたいというふうに考えております。その試行の状況によって、本格的な土曜開所を検討してまいりたいというふうに考えております。

○22番（山崎正恭君） 大変前向きな御答弁ありがとうございます。ぜひよろしく願いいたします。

次に、救急安心センター事業、#7119の導入についてです。

この件につきましては、平成29年2月議会において自民党の田中徹議員が、また昨年9月議会において我が党の西森雅和議員が質問しております。この事業は、県民の方が急なけがや病気をした際に救急車を呼ぶか、今すぐ病院に行ったほうがよいのかなど判断に迷った場合に、専門家から電話でアドバイスを受けることができる窓口事業です。全国的に見ても救急車の出動件数は年々増加傾向にあり、消防庁発表の速報値であります。令和元年の救急出動件数は663万9,751件、対前年比3万4,538件の増加、搬送人員は597万7,912人、対前年比1万7,617人の増加で、救急出動件数、搬送人員ともに過去最多を記録しました。

高知県においても、平成30年の救急出動件数は4万2,414件であり、5年連続の増加であります。今後も高齢化社会を背景として増加することが予想されており、救急出動件数の増加に伴い、119番通報から現場に救急車が到着するまでの現場到着時間や、119番通報から病院に収容するまでの病院収容時間も遅延傾向にあり、真に救急車が必要な方への対応の遅れなど、救命率の低下につながるものが危惧されています。限りある搬送資源を緊急性の高い事案に確実に投入するためには、救急車の適正利用を積極的に推進していくことが必要であり、平成27年度救急業務のあり方に関する検討会において、救急車の適正利用推進の観点から、本事業の普及推進が極めて有効であると報告がされています。

高知県の現状を見ると、平成30年の出動件数は、先ほども言ったように計4万2,414件で、そのうち患者を病院に搬送した搬送人員は3万9,368人であり、実に3,261件もの不搬送の事案が発生しています。不搬送の中には、明らかに死亡している場合に搬送しなかった事案等も含まれているため、全ての件数ではないにしろ、高知県において1年間で3,000件近い事案が、救急車の要請があり現場に急行したものの搬送する必要のない状況だったということが現実に起こっているわけです。

また、搬送人員の内訳を見ても、実際に救急車の出動が必要な死亡、重症、中等症の方の割合は、3項目を足して2万1,100件、全体の53.6%であり、逆に軽症者は1万8,024件、実に全体の45.8%を占めています。要は、搬送している約半数の方は、救急安心センター事業、#7119が導入されていて、救急車を呼ぶ前に適切な助言をいただければ、救急車を呼ぶ必要のなかった事案の可能性はあるわけです。

昨年9月議会の西森雅和議員への答弁において健康政策部長は、この事業に当たる医療人材

の不足、医師または看護師等の確保を課題として挙げておりますが、お隣の徳島県では昨年12月より東京の民間業者と委託契約し、本事業をスタートさせています。まだ1年もたっており、正式な検証は行われていませんが、昨年12月から3月までに1,202件、1日平均9.9件の相談件数があり、うち救急車を呼ぶように指示した件数は55件と、相談のあったほとんどの場合で救急車の利用を回避したとの報告を聞いております。

現場の救急救命士の話を聞いても、どこの病院に運ばなければならないのかを判断するならば、地元の医療機関に精通していなければならないが、体調等の症状を聞いて救急車を使用するかどうかの判断をするのだから、地域性は関係なく、東京のセンターで行っても問題はまずないと言っておられました。

不搬送者や軽症者の搬送のほかにも、本県には地方としての課題もあり、国の地域医療計画の中で、特に郡部においては救急搬送できる病院がどんどん限られてきており、その分1回の搬送に要する時間が長くなってきております。救急車の出動が重なった際に、隣の消防署からの応援体制となった場合にも、郡部の場合は遠くからの応援となり、現場への到着時間の遅れが危惧されています。

また、転院搬送とあって、地元の小さな病院に入院している患者さんの容体が悪くなった場合も、医療体制の整った遠くの大きな病院に搬送しており、それが平成30年は4,438件あり、救急車の出動が多くなっています。そういったもろもろの状況の中で、救急救命士への負担も大きくなっております。

そこで、救急救命士の負担軽減、また救急車の適正利用のためにも、徳島県のような民間委託の方法も視野に入れながら、いよいよ高知県も救急安心センター事業、#7119の導入時期に

来ていると思いますが、知事の所見をお伺いします。

○知事（濱田省司君） 御指摘ございましたように、この事業を導入することによりまして、救急車あるいは救急医療機関の適正な利用を促す、ひいては県民の皆さんの安心・安全につながっていくということが期待できるというふうに考えております。

この事業を導入するに当たりましての課題といたしましては、御指摘もありましたが、1つには県内では救急相談に当たります医療人材の確保が困難であること、また2つには既にございますこうちこども救急ダイヤルあるいは救急医療情報センターなどの類似の事業との整理の問題、3つに事業の運営経費をどう賄うかといったような課題があるというふうに認識しております。

こうした課題を踏まえながら、本県といたしましては、昨年12月に開催をされました高知県の救急医療協議会、メディカルコントロール専門委員会におきまして、課題解決あるいは実施方法などについて、今後検討していくということを確認いたしました。

御指摘ございましたように、これまで課題がございました県内での医療人材の確保が困難だという事情につきましては、徳島県が県外の民間業者に委託をしたと、こういった方法も考えていいのではないかという状況にあるというふうに考えております。

今後、徳島県での事業効果なども把握をいたしますとともに、また実施をする場合には、まさしく徳島県も実施されておりますように、市町村消防本部との共同事業のような形でやるのが筋だろうと思っておりますので、県内の消防本部とも連携する必要があります。今まで聞いております範囲では、県内の消防本部にやや温度差があるといえますか、必要性について認識

にやや差があるようなことも聞いておりますので、そういった点の調整も必要だと思います。いずれにいたしましても、導入に向けまして今後具体的に検討し、調整を進めてまいりたいと考えております。

○22番（山崎正恭君） 先ほども申しましたけれども、高齢化が進む中で、ますます出勤を要請される件数が増えるのではないかなと思います。

また、濱田知事がちょうど消防庁におられる頃に本事業がつくられたのではないかなというふうに思います。この事業の重要性をよく知っておられる濱田知事が就任されたタイミングで、ぜひ高知県民のためにも導入をお願いしたいと思います。よろしくお願いたします。

次に、弱視の子供たちへの支援についてです。

子供たちの視力は、成長とともに物を見る行為によって徐々に発育、向上していき、6歳頃には大人と同じ視力1.0に達するとされています。そして、8歳頃までに視機能発達の能力は終了してしまうと考えられており、良好な視機能が獲得できる期間は限られています。中でも、視機能は視線が上がってくる3歳頃が最も発達すると言われています。特に両目を同時に使うことで、物を注意深く見たり、近く、遠くとピントの切替えができるようになることで、遠近感や空間の認知という能力が大きく発育する時期になります。

したがって、3歳頃に発達を邪魔する要因がないかのチェックが重要になってきます。この頃には、簡単な視力検査を行うことも可能となり、斜視や弱視といった目の異常の発見にもつながるため、3歳児健診において必須となっている視覚検査はとても重要です。県内の直近のデータでは、弱視の発見率は1.4%とお聞きしております。3歳児健診によって早期に斜視や弱視が発見され、早期に治療が開始されれば、小学校の入学時までに良好な視機能を獲得するこ

とが期待できます。小学校までに良好な視機能を獲得することは、その後の子供たちの学校生活に大きな好影響を及ぼします。

そこで、3歳児健診における視力検査の重要性についてどのように認識されているのかを健康政策部長にお伺いします。

○健康政策部長（鎌倉昭浩君） 子供の視力は6歳頃までに発達をいたしますために、それ以降に発見されても治療が困難な場合がございます。弱視の早期発見のゴールデンタイムと言われる3歳児健康診査というのは、大変重要でございます。

そのため、3歳児健診の視力検査につきましては、従来のランドルト環という、輪っかの欠けている方向を上下左右で言い当てる検査なのですが、そうした検査に加えまして平成31年度からは、より正確に判定ができる他覚的屈折検査というのを導入いたしました。その結果、小児の弱視の有病率自体が大体二、三%と言われているところ、これまで0.1%だった弱視の発見率が、昨年度は1.4%と向上したところでございます。

○22番（山崎正恭君） ありがとうございます。大変進めていただけることが、よく分かりました。

また、次に3歳児健診を行う市町村に対してどのような啓発、支援を行っているのか、健康政策部長にお伺いします。

○健康政策部長（鎌倉昭浩君） 市町村の担当者を対象としました、3歳児健診の視覚検査について理解を深める研修会を一昨年に開催しまして、さらに市町村向けの3歳児健診手引書に、他覚的屈折検査機器を用いた検査の手法について昨年度記載をいたしました。他覚的屈折検査の有効性を広く周知した結果、幾つかの市では自前で機器を購入しましたし、県としましても未購入の市町村で活用ができますように、5つ

の県の福祉保健所に、貸出用の機器を整備したところがございます。それによりまして、今年度から全ての市町村において、他覚的屈折検査が実施をされております。

あわせまして、新しい視力検査についても触れた、乳幼児健診の受診を促すリーフレットを作成して、市町村から妊娠届提出時や家庭訪問の際に渡してもらうなど、啓発を行っているところがございます。

○22番（山崎正恭君） ありがとうございます。

視力の訓練、リハビリ等を行う視能訓練士に話を聞くと、目の見え方というのは、それぞれ各個人が生まれたときから見えている見え方が自分にとっての普通の見え方であり、なかなか視覚機能の異常に気づいてあげることができない場合があると言われていました。親や教員といった周りの大人が気づいたときには臨界期の8歳を過ぎており、なかなか思うように視機能の回復が図れない現状が多いとのことで、だからこそ先ほど部長の答弁にもありましたゴールデンタイムと言われる3歳児健診で全員に視力検査を行い、早く見つけてあげて視機能を回復させてあげることが重要であると強く訴えられておりました。

何とぞ高知県におきまして、3歳児健診で全ての子供たちの視覚機能の異常に気づいてあげられるように、県のほうもさらに市町村への働きかけをお願いいたします。

次に、見えにくさのある弱視の子供たちへの支援についてお聞きします。特別支援学校に在籍する見えにくさのある弱視の子供たちに対して、専門家である視能訓練士を派遣し、検査などを行いながら、必要な対応について学校の先生方に助言をする事業があるとお聞きしました。実際に学校を支援していただいている視能訓練士の方から、先生方からはこの子は一体どのように見えているのか、視力はどれぐらいなのか

といった相談が最も多いとお聞きしました。

また、視能訓練士は、その専門性をもって一人一人の子供たちを見立てていますが、実際に子供たちがそれぞれの学校生活での困り事、例えばよく転ぶ子供さんや、ノートに線が真っすぐ描けないといった子供さん、それが視力からくる問題なのか、発達障害からくる不器用さなのか、またはもともとの身体的な要因によるものなのか、考えられる様々な要因の中から、本当にその子の困難さの背景を的確に見つけ出していくことは、視能訓練士の専門性だけでは難しいということも併せてお聞きしました。

県が実施している事業において、視能訓練士に子供たちを見立ててもらうことはあるようですが、視能訓練士だけではなく、言語聴覚士や作業療法士等の他の専門家とチームを組んでの支援を行うことができれば、一人一人の子供に対してもっと幅の広い、奥の深い的確な見立てが可能になると考えます。

そこで、見えにくさのある弱視の子供たちへの支援について、特別支援学校をはじめ各学校に対して視能訓練士、言語聴覚士、作業療法士等がチーム支援を行う必要性に対する認識を教育長にお伺いします。

○教育長（伊藤博明君） 現在、県教育委員会の事業におきまして、視能訓練士を特別支援学校及び小中学校等に派遣し、担当する教員に対して見え方を補う様々な工夫などの助言等を行い、見えにくさのある弱視の子供たちへの支援に取り組んでおります。この取組の中で、子供の見えにくさの背景には視機能だけではなく、肢体不自由や発達障害など他の障害の状況が関わってくることも多く、子供の状態に応じて言語聴覚士や作業療法士など他の専門家と連携して支援することが有効な場合がございます。

個々の子供に対しては、まずは医師による診断と、その診断に基づく方針等が重要となりま

すが、それらの方針に沿って、見えにくさのある弱視の子供に対応する教員の支援方法につきまして、視能訓練士だけでなく作業療法士等の専門家とチームを組んで助言いただけるような体制をつくり、各分野の専門家を学校に派遣できるように検討していきたいというふうに考えております。

○22番（山崎正恭君） 現場の先生方もかなり高い意識を持って、子供たちのためにというふうに頑張っておりますので、ぜひまた既存の制度なども組み合わせながら、チーム派遣ができるような形でお願いしたいと思います。

また、現在特別支援学校の要請に応じて、子供たちの視覚の支援を行っている視能訓練士は、高知県内で1名であると伺っています。このことは、臨床心理士であればそのまますぐにスクールカウンセラーができるのかということと同じで、学校現場において子供たちや教員とのやり取りを通して、的確に子供の課題を見立てていかなければならないため、経験値が非常に重要になってくると考えます。

そこで、医療機関等とも連携し、学校現場における子供たちの支援を行う視能訓練士を、1名ではなくさらに増やしていくことが重要であると考えますが、教育長の認識をお伺いします。

○教育長（伊藤博明君） 県教育委員会が派遣します、見えにくさのある弱視の子供たちに教育を行っている教員を支援する視能訓練士は現在1名で、令和元年度には14回派遣をしております。学校現場からも視能訓練士に助言を求める声がございまして、安定、継続して派遣するために増員についても取り組んできましたけれども、県内には視能訓練士のニーズが少ないこともあり、まだ実現できておりません。

今後、県教育委員会としまして、視能訓練士が勤務されております病院や高知県眼科医会、眼鏡店等から県内で学校への訪問可能な視能訓

練士についての情報収集を行いまして、増員に向けて取り組んでまいります。

○22番（山崎正恭君） ありがとうございます。よろしく願いいたします。

次に、多胎児支援についてであります。

三つ子の子供さんを持つある家庭の様子です。ミルクを飲ませるのは1日に24回。一日中3人のうちの誰かが泣いている状態で、睡眠時間も数時間しか取れず、ひどいときは1時間睡眠で、終わりの見えない状況。夫の育休終了、職場復帰後は家事・育児全般を一人で担い、そのような状況が数か月続き、行政支援を受ける気力もなくなり、そしてついに夜中に泣きやまない当時11か月の次男を抱え上げ、畳の上に2回にわたって投げ落としてしまい、2週間後その次男は脳挫傷が原因で息を引き取りました。これは、一昨年1月愛知県豊田市で三つ子の母親による虐待死事件が起きてしまった家庭の状況であります。

高知県においてもネウボラが推進されているように、愛知県においても同じように、妊娠・出産から子育て期まで切れ目なくサポートが推進されています。では、どうしてこのような事件が起きたのでしょうか。内部・外部検証委員会の報告によると、本事件の特徴として、当該者が要支援家庭の特定妊婦として管理されていなかった、関係機関との連携がうまく機能していなかった等の特徴とともに、多胎児支援の重要性が認識されていなかったことが挙げられています。

では、実際に多胎児支援にはどのような課題があるのか。多胎児支援に詳しい公明党愛知県議の加藤議員によると、多胎児支援の課題は、ミルク、おむつ、洋服等に単胎児家庭の2倍から3倍の費用が同時に必要となる等の経済的負担の大きさや、外出の困難さといった家庭的な要因とともに、行政サービスが寄り添い型になっ

ていないため、適切なサポートが受けにくい等の社会的要因もあると指摘しています。

当事者アンケートでも、虐待をしているかもと感じる割合が多胎児家庭は単胎児家庭よりも高く、産後鬱のリスクも大きいようであり、要は子育てに関する様々なリスクが単胎児家庭よりも高いということを行政が理解した上で、寄り添い型の家庭訪問型支援を行うことが、多胎児家庭の孤立無援を防ぐために非常に重要であると指摘しています。

多胎児家庭への支援において埼玉県川越市では、妊娠から産後1年までの間にヘルパー支援を1日1回2時間を32回まで、無料で利用できるようになっています。同じく、滋賀県大津市でも、生後3歳になるまで100時間分のホームヘルパー支援を無償で、所得制限なしで受けられるとともに、多胎児家庭が集え、情報交換できる交流の場を積極的に設けています。ほかにも佐賀県では、多胎児家庭は出産や健診を受けられる病院が限られ交通費がかさむため、双子以上の多胎児家庭にタクシー料金2万円分を助成する事業を2017年から始めています。

高知県における双子以上の多胎児の出生数は、2019年は76人で、全新生児に占める割合は約1.8%であり、割合は決して大きくはないですが、人口減少が進む本県の中で、多胎児家庭への支援は非常に重要であると考えます。双子の場合、成人になると同時に2倍の労働者、納税者になりますし、支援体制の充実により、母親が子供たちを預けることができ再就業できた場合にも、労働者の人手不足緩和や女性の社会での活躍が進むことも期待されます。

手薄となっている多胎児家庭の支援について、厚生労働省は令和2年度の母子保健医療対策の推進の中で、多胎児家庭を支援するため、多胎児の育児経験者家族との交流会の開催や、育児等サポーターを派遣し、産前や産後における日

常の育児に関する介助等の総合支援を行うとしています。

そこで、国も動き始めた多胎児支援について、県として現在どのように取り組んでいるのか、健康政策部長にお伺いします。

○健康政策部長（鎌倉昭浩君） 双子や三つ子を妊娠されている場合には、1人の胎児の妊娠に比べますと、出産時には母体に大きな負担がかかりますし、その後の育児においても母親を含めて御家庭の負担は大きく、多胎児の支援は重要だというふうに認識をしております。

その支援に対する取組としましては、多胎児に限ったものではないんですけれども、市町村の子育て世代包括支援センターで妊婦が妊娠届を出す際に、保健師等が妊婦の健康状態、妊娠に対する気持ちや育児環境などを聞き取りまして、状況に応じて利用可能なサービスの情報提供を行ったり、妊娠期から出産・子育てに関する相談に応じているところでございます。また、面談の中で育児の負担や不安があり、支援が必要と思われる妊婦さんにつきましては、保健師等が継続的に訪問をしましたり、医療機関や関係部署との連携を図ったりすることをしております。

出産後につきましても、市町村の保健師や助産師等が実際に家庭を訪問するなど、子供の発育状況を確認することや、育児の相談に応じているところでございます。また、一部の市町村では多胎児を持つ親の交流の場を設けておりまして、多胎児を持つ親ならではの子育ての大変さの共有や、情報交換の機会なども設けております。

今後ともこうした取組を通じまして、多胎の妊産婦が一人で悩みを抱え込むことがないように、県として積極的に市町村をサポートしてまいります。

○22番（山崎正恭君） ありがとうございます。

私自身も、実際に双子の父親として子育てを行ってきた経験があります。家族や周りの方の支えで何とか乗り切ってきましたが、さらなる県の支援の充実をお願いいたします。

次に、農地転用についてです。

農地転用とは、農地を住宅、店舗、駐車場、植林など農地以外にすることです。農地は、私たちの食生活に必要な食料の大切な生活基盤であり、耕地面積の少ない日本では食料自給率が低く、優良な農地を大切に守っていくことが必要であり、一定の規制を設ける許可制度となっています。

農用地区域内の農地は原則として転用が認められず、転用する場合は農用地区域からの除外が必要になります。もし違反転用が申請なく勝手に行われた場合は、都道府県知事は工事停止命令や原状回復命令等を出ことができ、さらに違反者が原状回復命令等に従わない場合や、行方知れずや急を要する場合には、都道府県知事は自らその原状回復等の措置の全部または一部を講じる行政代執行を行うことができることになっています。

そこで、現在高知県において年間に何件程度の違反転用が発生しているのか、農業振興部長にお伺いします。

○農業振興部長（西岡幸生君） 本県において、年間に新たに発生した違反転用件数につきましては、平成29年度は6件、平成30年度は4件、令和元年度は6件となっております。

○22番（山崎正恭君） 先ほど申し上げたように、農地は私たちの食生活に必要な食料の大切な生活基盤であり、それを守っていくために、都道府県知事には様々な権限、指導権が与えられているにもかかわらず、その指導に非常に疑義を感じるケースが高知県内で発生しております。

ここは県議会という公の場ですので、その違反転用を行った個人の責任等を追及するという

のではなく、あくまでその違反転用の指導に対する権限を持つ県の対応、指導の在り方についてお伺いしたいことがあり、質問させていただくということを最初にお断りさせていただきます。よって、個人情報としてこの場で発言できないものに関しては、一切発言していただかなくて構いません。

高知県内のある農地において、農業振興地域内にある農地であるにもかかわらず、敷地周りに木を植え、さらに農業を行うことを前提に農地敷地内に住宅を建てるということで、一部を換地処分を行ったが、実際にはその後耕作は行わずに、太陽光発電施設2基を無断転用で設置するという事案が発生しました。太陽光発電施設2基のうち1基は、木造2階建ての高さの屋根高の高架式太陽光発電であり、西側に隣接する農地に朝の数時間、日影をつくることになり、隣の農家の方の農地の育成環境が阻害され、収穫減になるという状況が発生しました。

農地等の最適化を推進する機関として農業委員会が設置されているため、この事案に対して隣接する農家から当該市町村の農業委員会に対し、平成30年5月にこのことを相談し、その後平成30年7月に県の農地・担い手対策課が現地調査を行った結果、農地違反転用と認め、口頭による是正指導を行っています。その後は、農業委員会が指導通知書の発出、違反転用の是正及び農地としての利用及び管理に関する指導を数回にわたり行いましたが、太陽光施設が除去されることはありませんでした。

そして、平成30年12月に農地法第51条規定の違反転用事案として、県知事に報告書が提出されています。これを受けて、2か月後に県の農地・担い手対策課が違反転用の是正及び農地の改善について聴取し、再度口頭指導とともに期限を定めて計画の報告を指示しています。しかし、その後も太陽光施設は長らくそのままの状

況であり、長期間にわたり隣の農家の方の育成環境に悪影響を及ぼす状態が続きました。

その後、令和元年11月末になって高架式太陽光パネルのみを撤去し、宅地内の庭に太陽光パネルを移設しましたが、高架支柱は撤去しませんでした。そして、その後本年5月頃に、何とその残してあった高架支柱に屋根パネルを設置し、再び大きな影をつくる状況となり、隣の農家の方の育成環境に悪影響を再度及ぼす状況となっています。

ここまでのこの事案に関する大きな流れですが、先ほども言ったように、無断転用に対する行政措置の命令の中に農地への原状回復があります。本来、農地であるところに無許可で高架式の太陽光パネルを設置していること、またそれが隣の農家の方の育成環境に悪影響を及ぼしているという点からも、元の状態に戻すことが当然だと考えますが、今回の事案においては元の状態には戻らずに、太陽光パネルの支柱として使っていた高架支柱はそのまま残りました。結果、その後残してあった高架支柱に屋根パネルを設置し、再び大きな影をつくる状況となり、隣の農家の方に悪影響を及ぼし続ける状況となっております。

そこで、質問の順番が替わりますが、どこまでの状態に戻すことを県は無断転用に対する原状回復と考えているのかについて農業振興部長にお伺いします。

○農業振興部長（西岡幸生君） 農地法では、農地とは耕作の目的に供される土地と定義づけられておりますことから、違反転用状態が解消されたかどうかの判断基準としましては、具体的には営農に関係のない建物などが撤去されて、その農地で何らかの農作物を栽培できる状態に回復した時点をもって、原状回復が達成されたものとみなすこととなっております。

○22番（山崎正恭君） 次に、農地法第51条によ

り無断転用に対しては、さきにも述べたように、県知事より許可取消処分や原状回復命令等の措置を取ることができるようになっております。具体的な手順としては、是正指導をまず行い、それに従わない場合は、次に書面での勧告、それでも従わない場合は、処分、命令となっております。

この事案においては、平成30年7月に県の農地・担い手対策課より是正指導が行われましたが、その後、令和元年11月末に太陽光パネルを外すまでの間、実に1年4か月の間、その状況が是正されていなかったのにもかかわらず、県は次の勧告には進まず、この間隣の農家に悪影響を及ぼし続けました。

そこで、こういった違反転用の場合の最初の行政措置である是正指導を行ったにもかかわらず、それに従わなかった場合において、次の措置である勧告措置を発する場合の県の判断基準について農業振興部長にお伺いします。

○農業振興部長（西岡幸生君） 違反転用の是正に係る国の通知によりますと、違反転用者が指導に従わない場合には、都道府県知事等は速やかに違反転用者等に工事その他の行為の停止等を書面により勧告することとされておりますが、勧告する場合の具体的な判断基準は示されておられません。

このため、勧告する場合の県の判断基準といたしましては、明文化はしておりませんが具体的には、それまで行ってきた指導に対し是正の意思が見られない、口頭指導により明確に提出期限を定めて是正計画の提出を求めたにもかかわらず期限内に提出されない、提出があっても是正計画の内容が不十分、是正後の内容が不十分といった、是正されない、是正が不十分と判断した場合に文書勧告を行うものと考えております。

○22番（山崎正恭君） 勧告を行った後も一向に

改善が見られない場合は、次の措置である命令を出し、さらにそれでも改善が見られないケースなどにおいては、県は行政代執行も行う可能性があるのでしょうか、農業振興部長にお伺いします。

○農業振興部長（西岡幸生君） 違反転用者が書面による是正勧告にも従わない場合には、原状回復命令をいたすこととなります。さらに、原状回復命令にも従わず、自らは是正しない場合には、最終的には行政代執行も視野に入れて検討をいたします。

○22番（山崎正恭君） 今回の事案の問題点としては2点。1点目は、違反転用を確認してから、原状回復させるまでの県の対応があまりにも遅いということ。もう一点は、太陽光パネルを撤去させたときに、高架支柱までなぜ完全に撤去させなかったのかということでもあります。今回の事案の対応に当たり、法律の壁や権限の壁など様々な問題があったと思いますが、それらの問題があったとしても、知恵を出し工夫をし、権限の違う者同士で連携し、何としても真面目に農業をやっている方を守るのが県の農業振興部に求められるものであり、最も重要な根幹をなす役割、仕事ではないでしょうか。

そこで、今後こういった事案を発生させないためにも、県として今後どのように取り組んでいくのか、農業振興部長にお伺いします。

○農業振興部長（西岡幸生君） 違反されている方につきましては、違反の当初の段階におきましては、自らの行為が農地法における違反転用であることを認識していないことも多いことから、まずは県のホームページや市町村の広報紙を活用し、違反転用の防止に向けた対策をしっかりと取ってまいりたいと考えております。

また、今後の違反転用に対する県の指導としましては、こういった事案が起らないよう、法令等にのっとり履行期限を明確に定め、その

状況を適宜確認するなど、より厳正に対応してまいります。

○22番（山崎正恭君） こういった問題が起きた場合には、まず農業委員会さん等が動いてくださっての対応になると思いますが、やはりそれでも従わない場合は、権限を持っているのは県であります。何としても農業委員会と県で連携しながら、様々難しいケースはあると思いますが、しっかりと違反転用に対しては厳正なる措置をお願いいたします。

最後に、しつこいようですけれども、真面目に農業を行っている営農者を守ることができないといったことが高知県において今後発生しないように、県民に寄り添い共に歩む、強くて優しい農業振興部であっていただきたいと強く強く要請いたします。

最後に、ひきこもり支援についてです。

9月15日に、ひきこもりの実態調査が発表されました。実態把握を受けて、いよいよひきこもりの方へのアプローチをどのように行っていくのが重要になってきます。私は6月議会においても、より充実した伴走型支援の実施のためには、自立相談支援機関のアウトリーチ支援員の役割が重要であることを訴えましたが、いよいよ今月より、順次県内3町の自立相談支援機関への配置がスタートしました。

今後は、さらなる支援の充実に向け、アウトリーチ支援員の他町村への配置が必要になってまいります。そこで重要なのが、高い専門性が求められるアウトリーチ支援員の育成であります。ひきこもりの方への直接的なアプローチをはじめ、それを基にした支援の見立て、さらには当該町村を中心とした一人一人の支援に適した支援機関、相談機関の選択など、非常に高い専門性が求められます。今でこそ大きな社会問題として、国を挙げての支援の取組が始まりましたが、実際の現場における支援のノウハウ

の蓄積は十分とは言えず、ひきこもりの方への非常に高度な支援を行うアウトリーチ支援員の育成は難しい課題でもあります。

アウトリーチ支援員の育成が急務である状況の中、高知県内には10年前からひきこもりの方及びその保護者に対するアウトリーチ支援を行っているNPO法人があります。ひきこもりの方への支援に関する基本的な知識やアプローチの方法、背景にあるかもしれない発達障害や精神疾患等の基本的な知識を学ぶ研修を受けたメンタルフレンドを、ひきこもりの方へのマッチングに最大の配慮をしながら、年間20名程度の支援を行ってきた実績があります。実際に、ひきこもりの方の支援を行ってきた者でなければ分からない知識や技能、ノウハウを持っておられ、それはまさにアウトリーチ支援員に求められる資質そのものではないかと感じました。

そこで、今後のひきこもりの方への支援の中で、ますます配置が増えてくる高い専門性を持ったアウトリーチ支援員の育成は急務の課題であり、今までの経験、実績の中で、アウトリーチ支援のノウハウを持ったNPO法人等と連携した育成は非常に有効であると考えますが、地域福祉部長の認識をお伺いします。

○地域福祉部長（福留利也君） 議員のお話にありましたように、ひきこもりの原因や状態は様々でありまして、相談支援につながっていない家庭にアプローチして適切な支援につなげていくアウトリーチ支援員には、非常に高い専門性が求められております。そのため、人材育成が大変重要と考えております。

9月15日に開催をいたしました、ひきこもりの人等に対する支援のあり方に関する検討委員会におきましても、人材の育成を今後強化すべき取組の一つとして確認をいただいたところでございます。

アウトリーチ支援員の支援力を高めていくた

めには、議員から御提案のありましたように、支援実績の豊富な民間のノウハウから学ぶことは非常に有効だと考えておりますので、今後研修に御協力をいただくなど、連携した取組を進めてまいりたいと考えております。

○22番（山崎正恭君） 丁寧な御答弁ありがとうございました。今後、ますます必要になってくる分野でございます。非常に配置におきましては、予算の確保等の問題も重要になってくると思いますが、しっかりと、これからひきこもりの方への支援が届いていくように、アウトリーチ支援員の育成のほう、よろしく願いいたしたいと思っております。

それぞれの質問におきまして、大変丁寧にお答えいただきましてありがとうございます。新型コロナウイルスの中での非常に大変な県政運営になっていると思いますが、私たち議員も一緒になって頑張っていきたいと思っております。

以上で私の一切の質問を終わります。ありがとうございました。（拍手）

○副議長（西内健君） 以上をもって、山崎正恭君の質問は終わりました。

ここで午後2時まで休憩といたします。

午後1時52分休憩



午後2時再開

○副議長（西内健君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一問一答による議案に対する質疑並びに一般質問を続行いたします。

武石利彦君の持ち時間は35分です。

26番武石利彦君。

○26番（武石利彦君） 議長のお許しをいただきましたので、今日は地域おこし協力隊について、主に濱田知事にお伺いをしたいというふうに

思っております。

濱田県政発足後、私ももちろん議場でのやり取りも聞かせていただきましたし、議事録検索なんかも試みて、見たときに、地域おこし協力隊についての質疑がちょっと少なかったんじゃないかなというふうにも思いました。一方で、移住政策についてはいろんなやり取りがあるんですけど、協力隊についてのやり取りはちょっと少ないのかな、そういうふうに思っていて、県内の地域おこし協力隊員の聞き取り調査といえますか、いろんな声も聞きながら、今日はぜひ濱田県政が彼らをどのように県勢発展の中で位置づけておられるのか、そういったことをお聞きしたいと思って、質問に立たせていただいたところでございます。

まず、全国で今約5,500人、高知県内で約190人の地域おこし協力隊員に活動をしていただいております。総務省も大いに彼らに期待をしているというのがよく私も分かります。

そういった意味で、総務省におられた濱田知事として地域おこし協力隊員に何を求めておられるのか、まずこれをお聞きしたいと思います。よろしく申し上げます。

○知事（濱田省司君） 地域おこし協力隊の制度でございますが、御紹介ございましたように、平成21年に総務省のほうからスタートして、推進をしている制度でございますが、これは全国的に人口減少あるいは高齢化が進みます自治体におきまして、一定の期間、1年から3年というのが想定されておりますけれども、都市からの住民を受け入れまして、農林漁業や交流観光あるいは住民の生活支援、こういった地域協力活動というふうに言われておりますけれども、活動に従事してもらおうということ、そして任期後もその地に定住をし、地域を活性化させるということを目指す、そういう制度でございます。

実際、私自身も中山間地域などを回りまして、

いろんな意見交換をします中でも、特に高齢化が進む中山間地域の中では、やはり担い手の人材確保というのは一番苦慮しているというお話をお聞きするわけでございまして、そういった観点からも非常に期待がされる制度であろうと思っております。

地域おこし協力隊には、任期中その個性と能力を存分に発揮していただきまして、赴任した市町村で与えられたミッションに従事し、外から来ました新たな視点で地域の活力を生み出す原動力として活動していただきたいというふうに考えております。

また、この任期の終了後も隊員としての経験あるいは地域とのつながり、こういったものを生かしまして地域にとどまっていたり、そして産業振興の担い手であったり地域づくりのリーダーであったり、そういったことで地域社会でぜひ活躍していただきたい、そういう期待をいたしているところでございます。

○26番（武石利彦君） それでは、濱田知事は現時点の、これまでのといたしますか、地域おこし協力隊の活動の成果についてどのような御所見をお持ちになるか、お聞きいたします。

○知事（濱田省司君） 平成21年度に本制度がスタートいたしましてから、本県では累計で546名の隊員の方々が着任をしておられます。隊員の方々は、各地域の資源を生かしました特産品の開発ですとか観光資源の磨き上げ、さらには地域におきます中心市街地の活性化など、それぞれの地域の課題あるいはニーズに応じまして、様々な地域活動に従事していただいております。

特に、県の重要施策であります集落活動センターの立ち上げあるいは運営のサポートといった課題や、あるいは産業振興計画の地域アクションプランといった施策にも主体的に関わっていただきまして、地域振興に大きく貢献をしてい

ただいております。今ではすっかり地域に定着をいたしまして、特に中山間地域などにおきまして、地域振興あるいは産業づくりを進めていくという中では、欠かせない存在になっているというふうに考えております。

ただいま申し上げましたように、任期の終了後についても期待をされるわけですが、こちらでも期待をされておりますとおり、地元企業への就職のほかに農林水産業での就業、あるいは飲食・宿泊業などの観光関連の起業、これをなりわいといたしまして定住をいただく、そして地域産業の担い手あるいはリーダーとして活躍していただいているという方が多数おられるというふうに思っております。

私も県民座談会「濱田が参りました」で各地に参りますけれども、市町村から御紹介をいただく発表者の方、多くの方がこの協力隊員であったり、協力隊員のOB、OGであったりということに接してございまして、本当に本県でも大きな成果を上げているということを実感いたしている次第であります。

○26番（武石利彦君） それでは、一方で課題についてどのような御所見をお持ちになりますか、知事にお聞きします。

○知事（濱田省司君） この地域おこし協力隊の取組の課題は、大きく言いまして2つあるというふうに考えております。

1つが人材確保ということでございます。ただいま議員からも御紹介ございましたが、全国での隊員の配置数が近年では5,500名を超えるというところまで規模が大きくなってまいりました。活動の場も拡大をしてきたということでございまして、本県の市町村では必要な人材を確保したいと思いましても、人材に来ていただくことが徐々に困難になっているというふうに把握をいたしております。

すなわち、全国的にも言わばそういった地域

おこし協力隊の方においでいただきたいという需要が高まっているという中でございまして、市町村にとりまして今後ほかの自治体との競争の中で、地域の求める人材を確保していくということが求められるというわけでございます。そのためには、やはり募集の際にいかにして積極的かつ効果的に広報を行うか、あるいは情報発信を行っていくか、こういうことが重要であるというふうに考えております。

2つ目の大きな課題といたしましては、定住に関する課題であると考えております。隊員の方々が本県に定住をしていただく比率は、総務省の調査によりますと、令和元年度で65.3%となっております。約3分の2に近い方に定住をしていただいている、全国的に見ましても全国47都道府県の中で16番目ということでございまして、一定の水準には達しているということだと思っております。

ただ、人口減少、高齢化が進んでいる地域におきましては、担い手不足が深刻化をしている、特に中山間地域はそういう状況にあるわけでございますので、この地域おこし協力隊の方々の8割を20代、30代の方々が占めているということを考えますと、こういった方々が任期終了後も定住をしていただくということは大きなポイントになってまいりまして、この定住率をより一層高めていくということが必要だと、この点が2つ目の大きな課題であると考えております。

○26番（武石利彦君） ありがとうございます。今の御答弁、これまでの御答弁で濱田知事の地域おこし協力隊への期待する部分、そして成果と課題、こういったものがよく分かりました。

そういった中で、彼らにこれからの地域のリーダー役といいますか、地域おこしの推進役、そういった役割を担ってもらう中で、やっぱり県全体でそういったことを盛り上げていかなくちゃならないと思うのでありますが、協力隊員の人数

を県内見てみますと、やっぱり多少ばらつきがあるなという気がするんですね。

この現時点での市町村の温度差、これをどう解消していくのか、ここについての知事の御所見をお聞きしたいと思います。

○知事（濱田省司君） 御指摘ございましたように、この県内の各市町村の隊員の受入れ人数を見ました場合、2桁、20人超えるような受入れをしておられる市町村もあれば、現状全くゼロという市町村もあるという状況でございます。平成22年度には2町でスタートしたわけでございますが、現在31の市町村では1人以上といますか、何らかの形で地域おこし協力隊の方を受け入れておるといことでございます。

逆に言いますと、残る3市町村については現状、この瞬間は地域おこし協力隊の方を配置していないという状況でございます。ただこの状況の中で3市町村を見ますと、2町村は集落支援員という地元の言わば世話役になる方を配置して、地域振興、課題解決に向けて取り組んでいるということでございますので、実際問題、地域おこし協力隊が目指しているような役割が期待されているのかかわらず、配置がされていないのは、残る1市ということになると考えます。

これにつきましては、県のほうからは集落活動センターに関する意見交換をします場で、ほかの市町村ではこんな取組がされているということをお紹介いたしましたり、制度のメリットを説明しております。現在隊員の受入れに向けまして、集落活動センターの活動の支援を軸に検討を進めていただいているという状況であるというふうに考えております。

今後も、市町村の担当者会などの場を通じまして制度の意義、必要性をしっかりと訴えまして、各市町村におきましてさらに制度を活用していただくこと、そしてその受入れ体制を整えてい

ただくこと、そしてさらには任期後の定住の促進に向けて支援策を練っていただく、こういったことを要請してまいりたいと考えております。

○26番（武石利彦君） 市町村も地域おこし協力隊に来てもらいたいんだけど、そして募集も出しているんだけど、地域の知名度といいですか、県外から見たときの印象度とかというのにも温度差があるという声もお聞きしますし、そういった面はこれからも県としてフォローアップをしてあげていただきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願ひします。

次に、協力隊の募集に対してですけれど、あらかじめ任務を決めて募集をするケースは、最近は大変多いと思うんですね。これも協力隊員に聞きますと、任務が分からずに来て、そこで、はい、これをやってと言われてもなかなか戸惑う部分もあるし、あらかじめ自分がこの地域でこういった任務を果たすのかということが明確であると、大変やりやすいという声、あるいは定住するにも定住を視野に入れた活動ができるから、非常に最初から分かりやすいと、こういった声も取材の中でお聞きをしておりますが、この任務を決めて募集をするということに対する知事の御所見をお聞きしたいと思います。

○知事（濱田省司君） この点はおっしゃるとおりだと思います。この制度始まりましたばかりの頃は、特に隊員を募集する際に、具体的にどういった業務をお願いするということを示さずに募集をしてしまったということが原因で、隊員の方の思いや期待と市町村のほう求める活動内容が一致をしなかったと。結果、隊員の方が任期途中で退任をするという事例が間々あったというような話も聞いております。こうした経験を踏まえまして、あらかじめかつできる限り具体的に業務内容や目標を示していくと、最近ではこれをいわゆるミッション型での募集と称しているようですが、こうした形の募集を行

います市町村が増えてきているというふうに認識しております。

これも御指摘ございましたように、この派遣をされる隊員の側にとりましても、具体的な業務内容などがあらかじめ示されるということで、本人の希望とかスキル、そして最終的な人生設計と申しますか、そういったものと業務のミッションが合致をしていくということだと考えております。任期終了後の赴任地での生業、定住といった人生設計を思い描けるということも、この大きなメリットになるということだと考えております。

○26番（武石利彦君） それでは、次に知事が先ほど答弁されました2つの課題の後者のほう、定住をこれからどう促していくのか、定住率をどう高めていくのかということについてお聞きをしたいと思っております。定住率を高めるための方策について、知事の御所見をお聞きしたいと思います。

○知事（濱田省司君） この隊員の定住率をいかに高めていくかということについてでございますが、先ほどもお話ありましたように、募集の段階からしっかり先を見据えて手を打つということが大事だと思っております。任期終了後の定住を見据えた業務を設定して募集をかけるということによりまして、市町村の産業振興、定住施策と連動させた戦略を持って募集をかけるということがまず考えられると思っております。

加えまして、活動の段階におきましてはミッションを円滑に進めて、地域に愛着と親しみを持っていただくということが大事だと思いますので、そういった形が実現をしますように、市町村の担当者が日頃から隊員の悩みや不安をよく聞き、また寄り添ってしっかりとサポートをすると、そういう体制を整えるということが2つ目に大事だというふうに考えております。

県といたしましても、地域移住サポーターあ

るいは各市町村に駐在をしております県の職員であります地域支援企画員が、起業であったり就業であったり住居であったり、こういった地域の情報を提供してさしあげるといようなことによりまして、市町村の定住に向けた取組を後方支援していくということも大事だと考えております。起業を目指す隊員を支援するという点では、県の施策でございます、1つには土佐まるごとビジネスアカデミーでございますとか、もう一つにはこうちスタートアップパーク、こういったような起業や経営に関する支援策を積極的に紹介いたしまして、こういうものを活用して備えていただくということが大事かなと考えております。

○26番（武石利彦君） ぜひ——これ既にやっていると申していると思うんですけど、任務中に地域から出ていってしまうとか、それから任務後出ていってしまう、つまり定住しない、あるいは定住できない理由も幾つかあると思うんですね。私もいろいろ聞いてみたらいろんな理由が挙げられるんですけど、そういったことを県としても分析もしていただいて、そういったことも定住率を高めるような取組につなげていただきたいというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

もう一方で、後にもちょっと触れますけれど、今知事がおっしゃっていただいた起業の支援をすとかサポートをする、そういったことも非常に重要だと私も思います。それとまた同時に、地域にいかに溶け込んでいけるかという、地域住民とどうやって親交を深めるかということも重要だと思うんですが、これについてもお取組をいただきたい、これについてちょっとまた後でも触れますけれど。

それと、いろんな悩みも隊員にはあると思うんですけど、隊員同士が持てる悩みを共有する、相談をし合う、助け合うといひますか、そ

ういったネットワークづくりもこれだけ人数が増えてくると大事な時期に来ていると思うんですけれど、そういったネットワークづくりをどのように構築されるお考えか、知事にお聞きします。

○知事（濱田省司君） これも御指摘のとおりだと思います。隊員の方々は不慣れな土地で活動を進めていかなければいけないということでございますので、何かと一人で抱え込むような形になってしまっただけでは行き詰まってしまうかぬないということだと思いますので、そういう意味で地域内はもちろんですけれども、ミッションや課題の共通なものを共有できるという意味で、より広い範囲での人脈とかネットワークを築いていくということが必要だと考えています。

そういう視点を踏まえまして、県におきましても研修会、交流会などを定期的開催いたしまして、先輩の協力隊員からいろいろな事例を紹介していただくとか、隊員同士の交流の場を通じまして隊員の悩みや不安を解消していくということ、あるいはこうしたネットワークづくりを進めていくということを推進しております。

こうした場をきっかけといたしまして、隊員の有志の方々約200人が参加をいたしますフェイスブックのグループができていると聞いております。高知ふるさと応援隊ネットワークという名前が立ち上げられているというふうに聞いておりますが、こういった形でSNSを活用いたしました情報交換、交流が、今の時代でございますので、進んでいるというふうに承知しております。

○26番（武石利彦君） いろいろそういうネットワークづくりにも御尽力いただいているということがよく分かりました。

それから、協力隊員から聞いてみますと、地域に入って活動しようとするときに、地域のことからまず分からない、それから地域住民も協力

隊が何をやる人なのかが分からないというようなことがあったりして、まず地域との関係づくり、人間関係、信頼関係づくりに結構労力、時間がかかると、こういう話もお聞きしているわけなんです。ですから、そういったケースにおいて、協力隊はこういう役割なんですよ、あるいは協力隊に地域住民と打ち解けられるような協力関係をつくってあげられるような役割が、地域に必要なんだろうというふうに思うんです。

そういった地域おこし協力隊と地域を結ぶような役割、これをどう構築するかについての知事の御所見をお聞きしたいと思います。

○知事（濱田省司君） この地域おこし協力隊も、配置の人員も増えてまいっておりますし、ミッションもいろんな幅広い分野に広がってきているということがございますので、これまで以上に活動への地域住民の理解と協力が求められるという状況になっております。その中で、今御指摘ありましたように協力隊員と地域の住民をつなぐという役割を果たしていくという意味で、特に市町村の果たす役割が重要だと、大きいと考えております。

県といたしましても、市町村の役場に駐在をしております地域支援企画員、県の職員でございますが、これが隊員の身近な存在といたしまして、市町村の担当者と一緒になって地域住民との橋渡し役あるいは相談役になっているところでございますし、今のお話でございますことの文脈で言いますと、それぞれいわゆる前任者の協力隊員がおられるような地域では、ある程度人的なつながりも併せて引き継げるというようなこともお聞きしてございまして、この点はアドバンテージがある部分はあろうかと思えます。

一方で、市町村の方々からは隊員の活動を十分にサポートしたり、業務を管理したりということが、以前に比べますとこの活動分野あるい

は隊員数の拡大に従って難しくなっているというような声はお聞きしております、隊員の方々の活動をマネジメントできるような人材が必要ではないかという声も伺っているところでございます。

○26番（武石利彦君） 私も取材する中で協力隊員から聞いたので印象的だったのは、着任して地域に入ったときに、地域の皆さんから頑張っ
てねと言われたと。地域の皆さんは、本当に頑張ってもらいたいから、頑張っ
てねと言われたんでしょうけれど、ちょっとその言葉の中に、あなたが頑張っ
てねみたいな感じで、協力隊員としては地域の皆さんと一緒にやりたい、やる
つもりなのに、何か自分が任務を全部、地域の活性化をしょわされるみたいな負担感といいま
すか、そういったことを感じたという声も中にはありました。それが全てではないんですけれど、
そういった不安の声もあったんで、より一層地域と協力隊の間に入ってもらうような役割
が必要なんだろうなと私も思いました。

そういった意味において、総務省では来年度から協力隊マネジャーという制度、交付税措置して制度をつくるという報道もされておりますけれども、この協力隊マネジャーについて知事
の御所見をお聞きしたいと思います。

○知事（濱田省司君） 御紹介いただきましたように、総務省のほうでは来年度の予算編成に向
けまして、自治体のプロジェクトのまとめ役を担うような地域おこしのマネジャー制度を検討
されているというふうに承知をしております。地域おこし協力隊制度と同じように、国から地
方交付税制度を通じました財政支援が受けられるという線で検討がされているというふうにお
聞きをしております。今後、この国の動向も注視をいたしまして、このマネジャーの要件です
とか業務あるいは支援措置の内容、こういった具体的な制度の概要を見定めた上で、当然のこ

とですけれども、活用できるものはしっかり活用していくという観点で対応を考えていきたい
と思っております。

○26番（武石利彦君） その協力隊マネジャーが
どういうものなのかというのは、今、多分県と
しても情報収集をされておられる。そこに、今
知事から御答弁いただいたように、高知県とし
てその制度をどう活用するかというのをこれか
ら構築なさるんだらうというふうに思ってお
ります。

いろんな報道を見ますと、協力隊マネジャー
には活動中の協力隊を任命するというケースも
あるやにも見ましたし——ちょっとこれ私の読
み違いかも分かりませんが、そういうふう
な報道のされ方もありますし、やっぱり一番分
かりやすいのは、協力隊の卒業生に残ってもら
って、協力隊をマネジメントしてもらうというこ
ともあるんだらうなというふうに思ってお
りますが、特にその辺りについての情報というの
が今ございますか。ございましたらですけど、
ちょっと知事にお聞きしたいと思います。

○知事（濱田省司君） 現時点におきまして確た
る情報を持っているわけでございせんが、今
議員からもお話ございましたように、素直など
ころのイメージといたしましては、協力隊のO
Bといたしますか、かつて協力隊で活動してお
られて、いろいろな問題点、やりがいも含めて分
かっておられる方がこの地域の事業全体をマ
ネージしていくという中で、現役の協力隊員の
指導役といたしますか、そういったものをしてい
くというのが分かりやすい制度のイメージかな
と思います。いずれにいたしましても、マネジ
メントしていくということですから、一般の隊
員よりもそれなりの処遇、待遇も考えてとい
う線で検討されているというふうな話を聞いて
いるところでございます。

○26番（武石利彦君） それから、先ほど知事の

御答弁にもありましたけれど、協力隊に任務の前任者がいると、次の協力隊員がその地域に入っても非常にすっと入っていけるということを私も協力隊員から聞きました。そういったふうに既に地域おこし協力隊員が活動している市町村は、既にそういった財産が構築をされつつある、一方でそうじゃないところはその逆と、こういうことになっていくわけです。

先ほども市町村の温度差についてもお話も聞きましたし、それから各市町村によって——当然協力隊の活動経費や人件費については、総務省から交付税措置がされるわけですけど、住居、家賃とかそういったことについてはやっぱり市町村が負担してくれたり、そうでないところがあったりする。

そういった差もあるようで、それが募集に対して来てくれるかどうか、協力隊員の確保ができるかどうかという、市町村の温度差にもつながっているように思うんですけど、この辺りについてもう一回知事に御所見をお聞きしたいと思います。

○知事（濱田省司君） お話ありがとうございましたように、県内において特に積極的に地域おこし協力隊を受け入れてこられた市町村におきましては、言わば市町村と地域が一体となってこの受入れ体制あるいはサポート体制を確立しているということでございますし、また地域、産業の担い手として現に積極的に活用されてきているということを通じて、地域振興、定住に結びつけて、現にもう実績が上がっているという事例が見られるということだと思っております。

比較的受入れ人数が多いところで、具体的に固有名詞を上げて御紹介をいたしますと、例えば1つは佐川町におきましては、自伐型林業の担い手対策として、この協力隊員の制度を活用されているとお聞きしております。関係の機関と連携をいたしまして、技術習得の研修ある

いは任期完了後の就業をも組み合わせて人材確保するというので、地場産業である林業の振興につなげているという一種のお手本事例と言っていると思います。

また、四万十町におきましては、首都圏でのファンづくりのイベントを活用いたしまして、協力隊員の積極的な誘致活動を行っておられます。また、着任後にはこの四万十町の場合、役場全体で受入れ体制を構築して、隊員をサポートされるということで、定住の実績につなげているというふうにもお聞きしております。

今後、研修会の場合などを通じまして、このような先進的な事例を他の市町村にも共有していただく、その手法、ノウハウを生かしてもらおうということを目指していきたいと考えておりますし、こうしたことを通じまして、県内の市町村全体の受入れ体制が強化をされる、言わば底上げが進むということを期待しております。

ただいま申し上げましたけれども、地域おこし協力隊はもう今日では中山間地域の活性化を進めていく上では欠くべからざる重要な人材になっているというふうに考えております。地域を支える文字どおり原動力となっておりますので、将来にわたりましてこの高知家の一員となって活躍をいただけるように、県としても市町村と一緒にしっかりとサポートしていきたいと考えております。

○26番（武石利彦君） よろしくお願いいたします。

それでは次に、後継者がいないことによって、もうこれ以上事業は続けられないというケースが県内でも相次いでいるというふうにお聞きするんですが、定住率を高めようと、そのためにはなりわいが要ると、こうなるわけですけど、地域おこし協力隊員にそういった担い手がない事業を継承してもらおうような、担い手として定住をしてもらいたいなという思いが私もある

んですけれども、こういった事例について、あるいはこういった取組について商工労働部長の御所見をお聞きしたいと思います。

○商工労働部長（沖本健二君） 平成31年2月に地域おこし協力隊の方々を対象に、実は意向調査を行っております。その中で、任期終了後も今仕事をしております市町村の中に残りたいという意向を持った方が7割いらっしゃいます。非常に高知を気に入ってくださいます、ほかの市町村でもいいから県内にとどまりたいとおっしゃる方が8割程度いらっしゃいます。非常に高知は人気があるということだというふうに思います。このうち、年度によってばらばらですけれども、実際に県内に残っていただいた方は、令和元年度の数字でいきますと65%ということになりまして、これは先ほどの数字からいいますと、やはり相当数の方がやむなく高知を離れていると、定住希望を持ちながら離れているという方が結構いらっしゃるということだと思えます。

一方で、今議員おっしゃったように、コロナ禍を契機といたしまして、本当に県内で廃業を考えている事業主の方は結構出ておまして、これはやはり事業承継というのが、我々喫緊の課題だというふうに考えております。

この離れる理由というのは、やはりなりわいが十分、自分が希望するとかというなりわいが持てなかった、県内にそういった仕事なかったということで離れていかれる方が多いものですから、ぜひこの地域おこし協力隊員の方には、任期終了後も希望どおり県内に定住して、先ほど知事からもお話ありました起業はもちろんのこと、後継者不在の事業の承継などをさせていただきますことで、なりわいを得て、また地域のためにやっていただきたいですし、例えば中山間の商店でありますとか、あるいは伝統産業なんかで後継者がいないなんていうことに関しま

しても、こういった方々にぜひ承継をしていただけると、例えば今まで少なかったところもきちりとeコマースなんかをして、非常に商圈も広がったりとかすると思います。ですから、ぜひ事業譲渡を希望される事業者と協力隊員をマッチングする仕組みづくりというのを取り組んでいきたいというふうに考えております。

○26番（武石利彦君） ぜひよろしく願いをいたします。今、部長、そして知事からも御答弁あったように、事業承継をする、起業するに対するサポートをしっかりと行うということであり、大変心強いと思います。

それから、今議案にも提案されております予算案の中でコワーキングスペースとかございますけれども、こういったことも協力隊員に聞くと、そういったコワーキングスペースみたいなものがあると交流の場にもなるし、いろんな作業もできるし、非常にありがたい、欲しいと、そんなところで仕事をしたいという声もありますので、こういった政策もぜひとも推進をしていただきますようによろしく願い申し上げまして、私の一切の質問を終わります。どうもありがとうございました。（拍手）

○副議長（西内健君） 以上をもって、武石利彦君の質問は終わりました。

ここで午後2時40分まで休憩といたします。

午後2時35分休憩



午後2時40分再開

○副議長（西内健君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一問一答による議案に対する質疑並びに一般質問を続行いたします。

金岡佳時君の持ち時間は40分です。

5番金岡佳時君。

○5番（金岡佳時君） 自由民主党の金岡佳時です。議長の指名をいただきましたので、早速ですが、6月議会に続きまして、新型コロナウイルス感染症対策などについて質問をさせていただきます。

国内の感染状況は少し落ち着きを見せておりますが、世界全体では9月20日までの1週間で約200万人の新規感染者が報告され、WHOは、新型コロナウイルス感染症のパンデミックが始まって以来、1週間に報告された数としては最多としております。このように、いつ終息するか、まだまだ分からない状況が続いております。

また先月、国内の新型コロナウイルス関連倒産が帝国データバンク、東京商工リサーチともに500件を超えたとの報告がされました。その中で、帝国データバンクの報告では、高知県と島根県では発生をしていないとの報告でありました。これは県当局をはじめ、関係各機関の努力のたまものであるというふうに思います。今後も倒産をする事業所が出ないように、経済をしっかりと回していかなければなりません。

そして、その基礎となるのが、しっかりとした感染防止対策であります。感染防止対策を万全にすることができれば、経済を飛躍的に回復させることができるのではないのでしょうか。この半年で多くの研究がなされ、新型コロナウイルスについて徐々に解明をされつつあります。その中に幾つか懸念されるものもあります。これを幾つか取り上げ、対策を考えてみたいと思います。

まず1つ目は、南半球でかなり流行をしたということ、どうやら季節性があるのではないかということでもあります。となりますと、これから冬にかけて、ますます流行するのではという心配があります。

2つ目は、エアロゾル感染をするのではないかということでもあります。CDC——アメリカ

疾病対策センターは9月18日、ウェブサイトにて、新型コロナウイルスが空気中を漂う微粒子、エアロゾルを介しても感染のおそれがあるという警告を掲載いたしました。その後、文書の草案が誤って掲載されたとし、9月21日に撤回をされましたが、高い関心が持たれております。

世界保健機関も、エアロゾル感染の可能性を示す証拠が出始めているとの認識を示しています。WHOは、エアロゾル感染をめぐる方針に変更はないとし、引き続き新型コロナウイルスが主として飛沫を介して感染すると考えているが、換気が不十分な閉鎖空間ではエアロゾル感染が発生し得るとの指摘、証拠に基づき、様々な感染経路が考えられるとしています。

このエアロゾル感染についてどのような見解をお持ちなのか、健康政策部長にお聞きをいたします。

○健康政策部長（鎌倉昭浩君） 新型コロナウイルスのエアロゾル感染につきましては、厚生労働省が9月4日に改訂をしました、新型コロナウイルス感染症の診療に当たる医療従事者向けの手引きというものにおきまして、「新型コロナウイルスは密閉された空間において短距離でのエアロゾル感染を示唆する報告がある。」とする一方、「空気予防策なしに診療を行った医療従事者への二次感染がなかったとする報告もある。」、それから1人の感染者が何人に感染させるかという値でございますが、「再生産数が2.5程度と、麻疹など他のエアロゾル感染する疾患と比較して低いことなどから、現在の流行における主な感染経路であるとは評価されていない。医療機関では、少なくともエアロゾルを発生する処置が行われる場合には、空気予防策が推奨される。」としているところでございます。

これらは最新の知見などを踏まえて出されたものというふうに認識をしております。要すれば、現時点においては確定された科学的知見

にはまだ至っていないという認識でございます。

○5番（金岡佳時君） 確定されてはいないということであろうかと思えますけれども、可能性があるというふうを考えられると思えます。季節性、そしてエアロゾル感染の可能性があるとすれば、窓を開けにくくなる秋、冬の流行に対して周到な準備をしなければなりません。手洗い、消毒、マスクの徹底はもちろん、換気設備の整備を徹底しなければなりません。これは、経済活動を進めるためにも極めて重要であると思えます。

そうした中、中小企業新型コロナウイルス感染症対策支援事業費補助金、これは誠にタイムリーで、3億7,500万円の予算を15億8,000万円に増額して対応されたことは、本当に頑張っていたという事で、高く評価をしたいと思えます。

一方で県内の事業者からは、事業の継続を望む声をお聞きしております。先日の一括質問の中でも、国費の増額など財源確保が必要であるとの答弁もございましたが、財源が確保できた場合には、ぜひ補助事業の追加実施を検討していただくよう、商工労働部長に要請をさせていただきたいと思えます。

また、本補助金に関しまして、申請件数は1,151件と聞いておりますが、どのくらいの事業所に換気設備が整備をされるのか、商工労働部長にお尋ねをいたします。

○商工労働部長（沖本健二君） 現在、一件一件申請内容について精査中ではございますけれども、1,151件のうち120件程度が換気扇や換気機器の整備を行う予定となっております。

○5番（金岡佳時君） 私は人が多く集まる施設こそ、換気設備が重要と考えております。そこで、高知県内に飲食店や旅館、ホテルの事業所数はどのくらいあるのか、商工労働部長にお伺いをいたします。

○商工労働部長（沖本健二君） 少し数字が古くて恐縮ですが、平成28年経済センサスの数字が最新となっております、それによりますと、県内の宿泊業、飲食サービス業は5,427事業所でございます。

○5番（金岡佳時君） 宿泊業、飲食業合わせて5,427事業所ということですが、理容業、美容業と宿泊業、飲食業を合わせて約7,700業者となります。ということは、1.5%までというふうな数字になろうかと思うんですが、いささか私自身、若干少ないのではないかというふうに思えます。

私は県がやっております、「私のお店は新型コロナウイルス対策実施中！」というポスターをよく見かけるところでございますが、高知市をちょっと歩いてみました。このポスターが配布をされ、啓発活動がなされておるということでございますけれども、このポスターには換気設備に関する記述がございません。

6月議会において、認証制度について導入しないということでありましたが、換気設備についてどのような啓発がされてきたのか、健康政策部長にお伺いをいたします。

○健康政策部長（鎌倉昭浩君） 前回の議会で、金岡議員から換気設備に関する御質問をいただきまして、それ以降この間合計37回の、高知市を含む保健所が実施する食品衛生等に関する講習会ですとか、食品衛生法に基づく施設への立入調査の機会などを捉えまして、延べで言いますと2,213の施設に対して、適切な換気の実施の重要性を含めた新型コロナウイルス対策についての啓発を行い、あわせまして、商工労働部の補助制度の広報も行ったところでございます。予算額の4倍となる申請につながった要因の一つではないかというふうを考えているところでございます。

○5番（金岡佳時君） ありがとうございます。

2,213というふうに、数字を今述べられましたけれども、私この高知市内も随分歩いてみました。しかしながら、ポスターの掲示が大変少ないと思います。

換気に関して今後どのように啓発活動をされていくのか、もう一度健康政策部長にお伺いしたいと思います。

○健康政策部長（鎌倉昭浩君） 今後とも講習会というのがございますので、そうした講習会でずとか、施設への立入検査といった機会を捉えまして、引き続き粘り強く啓発を行ってまいりたいというふうに考えております。

また、議員から今御紹介のあった補助金につきましては、予算の関係で締め切っておりますけれども、商工労働部にはそれ以外に、高知県中小企業新型コロナウイルス感染症対策事業費補助金というのが——ごめんなさい、そちらは申請が締め切られたんですが、商業者なんかグループで取り組むことを対象としました、地域商業再起支援事業費補助金というのがございまして、それについてはまだ少し申請が可能というふうにも聞いております。

引き続き、そうした啓発とともに制度の活用も含めて、広報に努めていきたいというふうに考えております。

○5番（金岡佳時君） ちょっと答弁が先に行っているのではないかというふうな気もしますが、この新型コロナウイルス感染症対策補助金ですが、これを受けられなかった方もたくさんいらっしゃるんですね。受けられなかったというふうなことで、対策をしなくてよいという話ではないと思います。

今回の補助金を活用することができなかった業者、できなかった皆様方に対してどのように啓発し対応していくのか、健康政策部長にお伺いをいたします。

○健康政策部長（鎌倉昭浩君） 今、別の補助金

の御紹介もしたところですがけれども、県内全ての事業所が今回の商工労働部の補助金を活用できていないということは承知をしているところでございます。期限までに申請をしなかった理由というのは、それぞれでいろいろあるかと思っております。

換気設備等が結果的に不十分となるような事業所につきましては、窓や扉を定期的にかけて換気を行うといった、少し原始的にはなりますけれども、そうした対策をしっかりと講じていただきますように、引き続きこちらについても指導を行っていきます。また、事業所から相談があった際には、福祉保健所のほうから丁寧に助言なんかもしていきたいというふうに考えております。

○5番（金岡佳時君） できるだけ有効な対策も取れるようにしていただきたいと思います。

東京都においては、感染防止徹底宣言ステッカーというのをよくテレビでやっておりました。これは、オンラインで要件を書き込めば印刷ができるということで、掲示をされておるわけですが、そういうことでその効果を疑問視するような報道もなされておりました。

高知県においてはそういう懸念はないのか、健康政策部長にお伺いをいたします。

○健康政策部長（鎌倉昭浩君） 本県では、飲食店の事業者の皆さん方に業種別のガイドラインに基づくチェックリストというのをお渡ししておりまして、自らチェックをしていただいた上で、ポスターを掲示していただくようお願いしているところです。したがって、そういう意味では東京都と同じ、セルフチェックによる自主的な取組でございますので、同様の懸念というのがないわけではないという状況でございます。

○5番（金岡佳時君） これもしっかりとやっていただかなければならないのですが、そうなり

ますと、それぞれの事業所でどのような対策がきちっとされておるのか、対策の確認というものはどのようにされておるのか、健康政策部長にお伺いをいたします。

○健康政策部長（鎌倉昭浩君） 確認に関しまして、厚生労働省のほうから通知が出ておりました、地方自治体は飲食店等の営業許可の申請、更新等の機会を活用することですとか、法律に基づく通常の立入検査において、ガイドラインの周知を行うようにというふうにされているところです。本県におきましてもそれを踏まえまして、福祉保健所において定期的に行う食品衛生法などにに基づきます施設への立入調査時などの機会を捉えて、啓発と同時に対策状況を確認するというふうにしております。

○5番（金岡佳時君） 確認もしっかりしていただきたいと思うんですが、特に換気設備については、設備をするだけでは十分な性能を発揮いたしません。きちんと性能を発揮できるように設備されているのか確認が必要でございます。確認はなされているのか、健康政策部長にお伺いいたします。

○健康政策部長（鎌倉昭浩君） 以前から福祉保健所が立入調査をする際には、必要に応じまして一般的な室温ですとか換気についてということの確認はしているんですが、その中で設備が本来の性能をしっかりと発揮できているか、メンテナンスがちゃんと行われているかといったようなことについても確認をさせていただいています。

また、換気設備ということとは少し違うのかもしれませんが、新型コロナウイルス対策として、例えば空気清浄器を導入するといったケースもあろうかと思えます。そうしたものが効果的に機能するには、例えばエアコンなどの風向きと同じ方向に向けるとか、あるいは人のいる場所に近いところに設置をするといったような

ことなんかも必要だというふうに言われております。今後、そうした従来の監視内容に加えて、そうした点などについても注意を払っていきたいというふうに考えております。

○5番（金岡佳時君） 今、部長が言われておるとおり、例えば空気清浄器はエアコンの吸い込み口の真下に置くというようなことをやったら、いわゆるウイルス等の捕集率も全く違ってくるというようなことも言われていますので、しっかりとやっていただきたいと思えます。

私自身、長いコロナ禍の中で、ついついマスクを忘れるなど、新しい生活様式より古い生活様式に戻っているようなことも多々あるわけでございますけれども、事業者の皆様に対し新たな啓発活動は必要がないのか、健康政策部長にお伺いをいたします。

○健康政策部長（鎌倉昭浩君） 全国的に緊急事態宣言が解除されまして、人々が普通に飲食店等を利用することとなるであろうといったようなタイミングで、新型コロナウイルス対策として事業所が行うべき事項をまとめたガイドラインを策定して、それに基づく取組を行った上でポスターを掲示していただくようお願いをしたところでございます。そのタイミングということもありましたし、議員のおっしゃるとおり、そのポスターには換気に関する記述がないというような状況でございます。

この間、従業員のマスクの着用ですとか、消毒液の配置というのはすっかり一般的になってまいりましたが、一方で県内の感染状況ですとか、時間の経過による気の緩みから、対応がおろそかになってくる可能性というのは否定できないというふうに考えております。

また、今後本県でもGo To Eatという取組も開始をされることになり、飲食店は一層にぎわうことも予想されますので、啓発活動に新たな工夫も必要だろうというふうに考えております。

○5番(金岡佳時君) 新たな工夫ということであるとするならばどのようにされるのか、健康政策部長にお伺いをいたします。

○健康政策部長(鎌倉昭浩君) 今申しましたように、Go To Eatもそうですけれども、今後年末に向かっていく中で、飲食店の利用というのはもっとも増してくる時期になってまいります。当然ながら、飲食店内では飲食の際にマスクを外すこととなりますため、他業種に比べて換気というのが特に重要になってくるというふうに思われますので、飲食店向けに新たに換気についても触れて、しっかりとそこを守っていただくような新たなポスターの作成ということに取り組んでいきたいというふうに考えております。

○5番(金岡佳時君) これから冬に向かう中で、万全の対策をよろしくお願ひいたします。

次に、林業について質問をいたします。

近年、林業は低迷をしていると言われながらも、素材の生産はある一定進んでいっているのではないかというふうに思います。多くの地域で皆伐した山が見られるようになりました。増産自体は歓迎すべきことではありますが、残念ながら再造林がされていない山が多く見られるようになっております。

以前にも再造林の質問をさせていただきましたが、現在の再造林率はどのくらいになっているのか、林業振興・環境部長にお伺いをいたします。

○林業振興・環境部長(川村竜哉君) 午前中、上治議員への答弁で、保安林を除いた再造林率にお答えさせていただいておりますが、今回は保安林も含めた再造林率についてお答えさせていただきます。

令和元年度の民有林における皆伐面積は、現時点で約550ヘクタールと推計してございます。これに対しまして、再造林面積は250ヘクタール

となつてございまして、これを単純に比較いたしますと、保安林を含めた再造林率は約45%という状況になってございます。

○5番(金岡佳時君) 保安林の再造林率が45%。すみません、全体ではどのくらいになりますでしょうか。

○林業振興・環境部長(川村竜哉君) 保安林を含めた、普通林も含めた全体の再造林率が45%、保安林を除いた普通林のみの再造林率が、午前中お答えした約3割という状況です。

○5番(金岡佳時君) 前回お尋ねしたときは4割程度というお答えであったと思いますので、微増ということになるかと思ひます。私は、再造林の意欲は年々低下をしてきておるといふふうに感じます。そういうことで、なかなか再造林が進まないという状況であるといふふうに思ひます。

皆伐をして、そのまま放置されますと、言うまでもなく山の土を保持する力がなくなり、崩落の危険性が極めて高くなります。一たび崩落すれば、一昨年の豪雨災害で見られたように、多くの構築物に土砂被害をもたらし、川に流入した大量の土砂が河床を上げ、氾濫被害の原因となつております。

上流域の山林の皆伐は、皆伐した山が安定するまで、ずっと台風や集中豪雨のたびに心配をしなければなりません。近頃は、50年に一度、100年に一度の雨が毎年のようにどこかで降っております。よく見受けられるのは、台風の襲来のみならず、梅雨前線や秋雨前線の位置や低気圧の動きによって線状降水帯ができ、大雨を降らし、大災害をもたらすという事例であります。位置がずれるだけであつて、どこで起こつてもおかしくないわけでありまして、これを防ぐ手だてではないわけでありまして、災害を最小限に抑えることのできる工夫をする以外に方法はありません。

そこで、伐採について皆伐ではなく、3割程度山に残していくことを推奨してはどうか、林業振興・環境部長にお聞きをいたします。

○林業振興・環境部長（川村竜哉君） 3割程度を残すといった基準ではございませんが、市町村森林整備計画では、1か所でおおむね20ヘクタールを超える皆伐については、幅20メートル程度の木を切らない保護樹帯を残すことを指導しているところでございます。また、県が作成した皆伐と更新の指針の中で、皆伐をする際には1か所の皆伐面積をできるだけ小さくすること、また尾根筋、谷筋などで保護樹帯を残すことといった、林地保全に配慮した施業を推奨しているところでございます。

○5番（金岡佳時君） 保護樹帯等で対応するというふうなことですが、もちろん3割を残せばそれだけ収入が減るわけでありますから、その減収部分を補填することができないかということでありますけれども、林業振興・環境部長に御所見をお伺いいたします。

○林業振興・環境部長（川村竜哉君） 皆伐の際の保護樹帯を残すことということについて、直接的な支援は今のところございません。ただ、一定の区域の中で带状伐採あるいは群状伐採などの方法で抜き切りをする更新伐というものがございしますが、こういうものを行う場合には、搬出間伐と同様に補助事業の対象となっております。

この更新伐は、人工林を針広混交林や広葉樹林へ誘導していくことを目指して、立ち木の本数を50%以上残して带状、群状などの方法で伐採搬出を行う施業でございします。こうした施業につきましてもしっかりとPRして、林地保全を意識した取組を進めてまいりたいと考えております。

○5番（金岡佳時君） 私の考えですが、残りの7割の部分に植林をしていけば、崩壊の危険性

のある期間を最小限に抑えられるというふうに思います。列状間伐等々、带状とか今言われましたけれども、現状でも似たような方法は取られております。

山の崩壊防止に最も有効な方法はどういうものなのか、これを研究する必要があると思いますけれども、林業振興・環境部長に御所見をお伺いいたします。

○林業振興・環境部長（川村竜哉君） 带状や群状で伐採する方法など、土砂の流出防止といった森林の公益的機能をできるだけ低下させずに、またかつ経済的にも効率的に伐採、再造林を行う方法、こういったものの検討については、全国各地で取組が進められております。少しずつにはなりますが、高知の自然や社会的条件にも合った先行事例については、しっかりと情報収集して整理をいたしまして、森林所有者あるいは林業事業体の皆様にお示ししてまいりたいと考えております。

○5番（金岡佳時君） よろしくお願ひしたいと思ひます。

材価の安い中での木材の搬出は、経済性を考え、多くは作業道による搬出となっております。それによって、急峻な山肌に無秩序につけられた作業道は、山腹崩壊の原因になっておるといふふうに言われております。

そこで、急峻な山ではできるだけ架線による搬出を進めるべきではないかと思ひますが、林業振興・環境部長の御所見をお伺いいたします。

○林業振興・環境部長（川村竜哉君） 本県では、地形が急峻で林道から離れた作業地が多く、そうした場所においては作業道の開設は最小限にとどめ、架線を組み合わせた搬出システムが有効であると考えております。県内の市町村森林整備計画では、傾斜区分に応じた作業方法と、その必要な路網の密度を明示しております。35度以上の急峻なところでは、架線による木材搬

出を標準としているところでございます。

また、作業道の開設につきましては、現地の状況によっては林地の荒廃が危惧されるといった箇所もございます。このため、林業事業体に対しまして、環境に配慮した適切な作業道開設について、技術的な指針をお示ししているところでございます。引き続き、市町村と連携して、適切な作業道の開設や架線の活用などについて指導してまいりたいと考えております。

○5番（金岡佳時君） ぜひともよろしくお願ひします。いわゆる荒廃したような山が、随分見受けられるようになっておりますので、気をつけてやっていただきたいというふうに思うところでございます。

本年8月、資源エネルギー庁と林野庁は、木質バイオマス発電の燃料向けに用途を絞った森林を確保する検討に入ったとの報道がありました。広葉樹や生育の早い樹木を活用したエネルギーの森としての取組の推進、再生エネルギーの普及と林業の両立につながるとしています。私はかねてより、早生樹であるコウヨウザンの活用を訴えてきており、やっと理解をしていただいたということで、ありがたく思っております。

林業・木質バイオマス発電の成長産業化に向けた研究会の資料によりますと、コウヨウザンの収穫量は杉の約2.5倍あり、萌芽更新をすることから、皆伐後の地ごしらえや植林などの育林作業の低減や、収穫サイクルが短くなり収益向上への寄与など、発電事業と林業の持続可能な共生の構築も期待できると示されております。そして、萌芽更新をするということは、根が山の土壌をしっかりと保持するというところでありますので、皆伐による表土の流出や崩壊の危険性を軽減することにもつながると思います。さきの一括質問に対し、県は今後コウヨウザンの普及に取り組むとの答弁もありました。

そこで質問ですが、コウヨウザンはまだ植栽実績が少なく、今後普及していくに当たり、苗木の供給や植栽後の成長といった苗木に関する情報の整理が必要と思いますが、林業振興・環境部長にお聞きをいたします。

○林業振興・環境部長（川村竜哉君） 県内におけますコウヨウザンの苗木の生産は、四国森林管理局が協定を締結している生産者お一人がいらっしゃるだけの状況でございます。また、必要に応じて県外の生産者から調達することも可能と考えてございます。

また、植栽後の成長に関する調査につきましては、現在国有林2か所と県有林1か所で試験地を設定して、標高や地理的条件の違いによる調査を実施しているところでございます。いずれの試験地も植栽して1年から2年しか経過しておらず、来年以降も継続して調査を実施する予定でございます。

今後は、県内のコウヨウザンの苗木の需要拡大に応じて、苗木の生産体制の充実を図りながら、植栽後の成長の状況など、県外の状況も含めて森林管理局と連携しながら、調査、収集して整理してまいりたいと考えております。

○5番（金岡佳時君） コウヨウザンを植えた事例もあるわけですがけれども、苗木は県外から持ってきているようでございますので、ぜひとも県内で全てが完結するような形をつくっていただきたいというふうに思います。よろしくお願ひを申し上げます。

植林の必要性というものは——重要性と申しますか、これは重ねて申し上げる必要もないところでありますけれども、いま一つの問題は人材でございます。中山間地域ではあらゆる人材が足りなくなっております。山林労務者も同様であります。

そこで、特定地域づくり事業協同組合に大きな期待がされておるところであります。これは、

地域の企業や農林業者が協同組合を設立し、それぞれの需要時期に応じた仕事に従事する人材を派遣する組合で、植林作業もやっていただけるものと思っていたところではありますが、労働者派遣法では建設業務が適用除外業務となっており、造林作業の地ごしらえと植栽は建設業務に該当するというので、派遣することができない業務となるようであります。

特定地域づくり事業協同組合の設立に向けて、こうした課題に今後どのように取り組んでいくのか、中山間振興・交通部長にお尋ねをいたします。

○中山間振興・交通部長（尾下次君） 造林の地ごしらえの業務につきましては、建設現場における整地業務と作業内容が類似していること、また植栽の業務につきましては土地の改変が行えることから、労働者派遣事業関係業務取扱要領において派遣することはできない業務とされております。事業協同組合の設立に向けて意欲のある市町村と協議を進める中でも、本県の中山間地域の実情にうまくマッチしない同様のケースを2つの町からお聞きしております。

今年度、制度がスタートしました特定地域づくり事業が、本県の中山間地域においてもしっかり活用できる充実した制度として発展していくように、国に対して提言、要望してまいります。

○5番（金岡佳時君） 中山間地域の仕事の仕方について、半農半Xというふうによく言われますが、その半Xの部分を担当することができるというふうに期待もされておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

平成30年7月豪雨の被害は甚大なものがありました。県の迅速な対応、そして国交省の直轄砂防事業などにより順調に復旧をしております。改めて感謝をいたします。ありがとうございました。

大きな崩壊が起きたところは砂防堰堤が入る計画になっておりますが、住居や道路に関係なく崩落した山や谷はそのまゝの状態、あちこちにたくさん見られます。そのままの状態でもあまり問題ではないとのことで放置をされているようではありますが、川の中まで流れ出した土砂は流されて河床を埋めておりますし、川のそばまで押し流されてとどまった土砂はそのまま残され、増水するごとに川に押し出されていきます。

このようなところはどのように対応されていくのか、土木部長にお伺いをいたします。

○土木部長（村田重雄君） 一般的に崩壊土砂が河川に流出した場合は、河床上昇が起これ、土砂や洪水による氾濫被害が発生する可能性がございます。そのため、まずは全ての崩壊地について土砂の堆積状況、崩壊地の拡大の可能性、河川に流出した場合の影響について調査を実施し、監視をしながら、対応の優先順位をつけて対策を計画し、施工してまいります。なお、緊急的な対応が必要になった場合には、直ちにしゅんせつなどの対策を実施いたします。

平成30年7月豪雨により嶺北地域で発生しました崩壊につきましては、国において速やかに調査が開始され、優先順位の高い箇所から順次設計や用地買収を行っており、一部につきましては既に工事にも着手しております。今後、工事を進めていき、令和5年度までに7基の砂防堰堤を整備する予定と伺っております。

県としましても、事業を実施している国に対しまして、被災した地域を含む流域全体について十分に調査を実施した上で、早期に土砂・洪水氾濫対策を推進していただくよう働きかけていきたいと考えております。

○5番（金岡佳時君） ありがとうございます。多くの箇所でも山が崩壊をして、そして土砂が滞留をするという状況が起こっております。大雨

が降り、その土砂が下へ流れてくる、そして河床を埋めて氾濫被害が起こるといことが懸念をされておりますので、できるだけ速やかに対策を取っていただくようによりしくお願いを申し上げます。

今後において、山林の皆伐と山腹の崩壊、そして河床の上昇と氾濫被害、これらはそれぞれ順番に上から下へ流れていきますので、密接に関係していくものというふうに思います。単純に土砂の除去とか、あるいは堤防とかというだけでは済まない問題ではなかろうかというふうに思います。したがって、一体的に対処をしていかなければならないものと思いますが、知事に御所見をお伺いいたします。

○知事（濱田省司君） 御指摘がございましたように、豪雨などにより発生しました災害に関しましては、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」、これは国の対策でございますが、こういったものを活用いたしまして、崩落箇所の復旧、河川のしゅんせつなどを実施してまいっております。一部の奥地などにおきましては、崩壊場所の下流部など工事が可能な箇所から順次、国、県が連携して砂防の堰堤、治山ダムなどを設置しているところであります。あわせて、適切な間伐や皆伐、再造林などを推進いたしまして、災害に強い、そして健全な森づくりに取り組む考えでございます。

今後は、御指摘もありましたように、森林から河川まで、流域を一体のものというふうに捉えまして、国や市町村としっかり連携をし、また県の関連部局の連携も密にいたしまして、活用が可能な事業を総動員して、県民が安心して生活できる環境を整備してまいりたいと考えております。

○5番（金岡佳時君） ありがとうございます。ぜひよろしくお伺いしたいと思います。非常に切実な問題でございます。これから、

やはり山林労務者の減少に伴って、再造林もなかなか難しい状況になりますので、かなり荒廃したところが進んでくるのではないだろうかというふうに思います。

そして、なおかつ残った土砂は雨によって流され河床を埋める、そしてそれをしゅんせつしても、また同じことがどんどんどんどん繰り返されるという状況が続いていくのではなかろうかというふうに思っておるところでございます。何とか、どこかで歯止めをかけていかなければ、この課題は永遠に続いていくのではなかろうかという心配もされるわけでございますので、よろしくお伺いしたいと思います。

台風14号が発生をいたしまして、また進路が気になっているところでございますけれども、そのたびに心配もしなければならぬということでございます。全然何もないという状況はなかなか難しいと思いますけれども、そこそこ安心できる状況というのはそれぞれ知恵を出してつくっていただきたいなというところでございますので、今後ともいわゆる山から、それから中流、下流まで全部を含めていろいろな防災対策を打っていただくようお願いを申し上げます。ありがとうございます。（拍手）

○副議長（西内健君） 以上をもって、金岡佳時君の質問は終わりました。

ここで午後3時40分まで休憩といたします。

午後3時19分休憩



午後3時40分再開

○議長（三石文隆君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一問一答による議案に対する質疑並びに一般質問を続行いたします。

橋本敏男君の持ち時間は30分です。

30番橋本敏男君。

○30番（橋本敏男君） 県民の会の橋本でございます。一問一答形式により今から30分間質問させていただきたいというふうに思います。

本県を見渡せば豊かな自然、目の前には土佐湾が広がり、その先の土佐沖では黒潮がもたらす海の幸豊かな太平洋が広がっています。これらの海から四季折々の新鮮な魚介類を生産し、昔から県民の健康で豊かな食生活を担い、全国に魚がおいしい高知のイメージをつくり出し、高知の経済を支えてまいりました。しかしながら、本県の漁業の現状は、水産資源の減少や魚価の低迷、担い手不足や高齢化、消費者の魚離れなど厳しさを増しています。

まずは、高知県における沿岸漁業の重要性について知事の所見を求めておきたいというふうに思います。

○知事（濱田省司君） 高知県は、温暖な海洋環境あるいは多様な水産資源に恵まれております。カツオ、サバ、キンメダイといった釣り漁業をはじめといたしまして、定置網漁業、さらには養殖業など様々な形で沿岸漁業が営まれております。本県の沿岸漁業は、経営体の数では漁業全体の9割以上、生産量ではおよそ6割を占めておりまして、地域を支える重要な産業となっております。さらに、四季折々の様々な水産物が水揚げされておりまして、本県の豊かな食文化を支えてきたところでもございます。また、カツオや清水サバなど観光面におきましても、本県自慢の食をPRするための重要な役割を担っているというふうに認識をしております。

○30番（橋本敏男君） 知事のほうからは、本県の産業を支える重要な営みということをお示しいただきました。

その上で、少し数字を上げて現状認識に立った知事の展望を求めたいというふうに思います。

2018年漁業センサスによると、本県の漁業経営体数と漁業就業者数は減少傾向にあり、漁業就業者数のピーク時である1963年は6,259経営体、1万8,953人であったものが、2018年には1,599経営体、3,295人と経営体数は約7割減、就業者数は約8割減と大きく減少しています。また、2018年の年齢階層別就業者を見てみると、60歳以上の就業者が50%以上を占めており、急速に高知の漁業従事者の高齢化が進んでいるのが分かります。さらには、漁獲物・収穫物販売金額では500万円未満の経営体が1,040で全体の約7割にも上っており、零細小規模漁業者が大半を占めるなど、経営の厳しさを如実に示しています。

高知の沿岸漁業の現状認識に立った将来展望について知事の所感を求めたいと思います。

○知事（濱田省司君） 御紹介をいただきましたように、漁業者の減少あるいは高齢化などがございまして、沿岸漁業を取り巻く環境は厳しい状況にあるというふうに認識をいたしております。漁業者の減少が進む中にありましても生産額を維持していくためには、担い手の確保の努力が欠かせません。そして、これと併せまして、水産業の分野におきましてもデジタル化をしっかりと進めていくと、このことがキーになっていくというふうに考えます。

このため、例えば生産の部門ではメジカの漁場予測ですとか、流通・販売部門では、例えば自動計量のシステムを入れていくと、こういったような形で、各段階におきましてデジタル化を進めます高知マリンイノベーションを産業振興計画の中に位置づけまして、全力で推進をしているところでございます。

こうした取組を着実に進めますことで、漁業生産額をしっかりと確保し、漁業者の所得の向上を図っていくこと、そして担い手を安定的に確保していくという好循環につなげていくことに努めてまいりたいと考えております。

○30番（橋本敏男君） 知事のほうから答弁をいただきました。要は、高知マリンイノベーションとかスマート漁業を進めることによって生産性の拡大再生産をずっと図っていきたいというのが、住民にとっての将来展望、漁業に対する将来展望というふうに受け止めさせていただきました。

そこで、今度は水産振興部長のほうに、ちょっと微に入り細に入りお聞きをしたいというふうに思います。沿岸漁業の中で養殖や定置網など一部の漁業では、規模拡大や増統による生産力増強が可能ですが、多くの小規模漁業においては、高齢化による生産性の減退が生産量に直結し、漁労所得に大きな影響が出るということは言うまでもございません。さらには、沿岸海域の漁場環境の変化や漁業用の燃油高騰などを考えると、小規模経営体にとって漁労所得は上がらないのが実情であるというふうに思います。

そこで、本県小規模沿岸漁業者漁労所得の実態について水産振興部長の答弁を求めたいというふうに思います。

○水産振興部長（田中宏治君） 漁労所得は、国が実施します漁業経営統計調査で示されておりますが、この調査は全国を9ブロックに分けて、それぞれのブロックごとにサンプル抽出で行われていますため、県ごとの漁労所得は示されておられません。また、規模別の漁労所得としまして、漁船の規模別の漁労所得がございますが、こちらは国全体のものしか示されておられません。

一方で、漁業指導所や漁協の日々の日常業務を通じました漁業者の方からの聞き取りによりますと、水揚げが少なく十分な所得が得られていないことなどから、経営が厳しい方がいらっしゃることは十分認識をしております。

県では、漁業者の経営安定に向けまして、営漁指導員が地域の主な漁業についての経営モデルを作成することとしており、その作成に当たっ

ては地域の漁業者の方の漁労所得を提出していただいております。また、営漁指導員が漁業者に経営指導を行います。その際にも漁業者の漁労所得をしっかりと把握した上で、経営安定に向けた指導を進めていくこととしております。

○30番（橋本敏男君） 部長の答弁をいただきました。単純に言うと、要は全体の漁労所得については試算をしていないということだというふうに思います。

私は、漁労所得が分からないというのは非常に問題があるのではないかなというふうに思います。国の統計資料だけ当てにして、本当に細かい漁業者の所得が分からなければ、その漁村の生活実態というのは分かり得るはずがないというふうにも思っています。だから、私は県の単独での漁労所得に対する調査というのは必要なのではないかなというふうに思いますが、いま一度水産振興部長のほうにその必要性について求めたいと思います。

○水産振興部長（田中宏治君） 漁業者の皆様の経営を安定化していくためには、収入だけでなく支出もつかむことが、議員のおっしゃるとおり重要だと思っております。先ほど御答弁させていただきましたが、個々の漁業者の皆様に御指導させていただく場面におきましては、その漁業者の方の収入、支出を含めまして、漁労所得をしっかりと把握した上で対応していこうということとさせていただきます。

○30番（橋本敏男君） 漁業指導員、営漁指導員というんですか、今高知県で5名ぐらいいるというふうにも聞いております。その方だけの聞き取りで全てが私は充足できるとは思っていません。だから、しっかり県として本当に一人一人の漁労所得を把握することが、私は大事なのではないかなというふうに思います。今後ともそういうことに対して真正面から取り組んでいただくように、まずはお願いを申し上げておき

たいというふうにも思います。

次に、本県の小規模沿岸漁業は漁業就業構造変化において、高齢者漁業の形態が大きな課題というふうになってございます。2018年漁業センサスによる年齢階層別漁業就業者を見てみると、60歳以上が全体の50%以上を占めており、高知の沿岸漁業は高齢者によって支えられていると言っても過言ではありません。高知の漁業は、高齢化により生産能力の減退を余儀なくされ、漁獲量で収益性を高めることは非常に厳しく、高齢者漁業に合った形態を模索していかなければならないというふうに思います。

その形態として考えられるのが、漁獲物の高付加価値化や労働負荷の小さい漁業への転換、漁業従事日数の減少を考えた労働環境の創造など、いわゆる漁師の働き方改革が急がれるというふうに思います。

地域に根差した漁業形態の構築について水産振興部長の答弁を求めたいというふうに思います。

○水産振興部長（田中宏治君） 高齢漁業者に経営を継続していただくためには、出漁日数の減少や作業時間の短縮が進みましても一定の収入が得られますよう、生産の効率化を図ることが重要であると認識しております。このため、高知マリンイノベーションの取組によりまして作業の効率化を図りますとともに、漁獲物の高鮮度処理などの付加価値の向上にも取り組んでいるところでございます。あわせて、少ない人数と労力で作業が可能な漁法の導入や近場での漁場づくりなど、地域の実態やニーズもお聞きしながら、地域に応じた作業を検討していきたいと考えております。

○30番（橋本敏男君） ありがとうございます。

地域に根差した、地域に合った漁業の展開というのは、私は大事なキーワードだというふうに思います。産業振興計画、尾崎県政3期ずつ

とやってきました。それを継承して濱田知事も4期目産業振興計画をさらに推し進めようとしています。確かに、私は産業振興計画というのは悪いということは全然思っておりません。否定をするものではございません。しかしながら、その産業振興計画によって忘れられたものというのがあるのではないかと、そのひずみがあるのではないかとこのように思っています。

先ほどちょっとお話をしましたように、産業振興計画というのは拡大再生産というのがキーワードだというふうに思っています。しかし、今の現状というのは、本当に中山間に合っているのか、違う状況もあるのではないかと。産業振興というのは、私自身は、要はその地域の方々の暮らしをしっかりと支えることだというふうに思っています。

そういうひずみに対してもしっかりと向き合っていたきたいというふうには思うんですけども、この漁村に対する考え方そのものを、もう一回水産振興部長のほうに示していただければというふうに思います。

○水産振興部長（田中宏治君） 水産業を振興させていくためには、生産量、生産額をしっかりと確保していく、この基本姿勢は大事だと思っております。一方で、議員がおっしゃられたように、それぞれの地域によっていろんな状況がございます。その実情をしっかりと酌み取りまして、その実情に応じた対応をしていくと、そういうことも必要だと思っております。

先ほど御答弁申し上げましたけれど、地域の実情、ニーズもしっかりとつかみまして、それに応じた対応も検討していきたいと思っております。

○30番（橋本敏男君） よろしくお願いを申し上げます。

次に、サメ被害対策について質問を展開してまいりたいというふうに思います。高知県沿岸

では、サメによる漁業被害が年々大きくなっており、生産者の悩みの種となっています。思い起こせば平成29年2月議会においてこのサメ問題を取り上げ、執行部からは前向きな答弁をいただき、鋭意取り組んでいただいたことだというふうに思います。当時、土佐清水漁業指導所がサバ立て縄漁業者に聞き取り調査を行い、具体的な推定被害額として4,000万円が示され、3年半が過ぎ去り、その間サメ問題は所管の委員会でも幾度となく議論をされてまいりました。

少しはサメによる漁業被害が減少しているのではないかというふうに期待をしていますが、直近の推定被害金額について水産振興部長に示していただければというふうに思います。

○水産振興部長（田中宏治君） 漁業指導所が県内のサメの被害状況を調査しました結果、釣り漁業を中心に被害を受けておりました、清水地域のサバ立て縄や芸東地域のキンメダイ釣りなどで被害が大きい状況でございます。漁業者から操業日数や被害の頻度などを聞き取りまして、これらの内容から昨年度の漁獲物の被害金額を推計しますと、県全体ではおよそ1億円の被害があったものと算定をしております。このうち清水地区ではおよそ6,000万円と算定されておりました、平成28年に推計しました被害額4,000万円から増加をしております。

○30番（橋本敏男君） ただいま部長のほうから推定被害金額が示されました。高知県全体では1億円、そして清水地区では6,000万円という金額の提示だったというふうに思います。

今示されたのは、私は食害による実被害だというふうに思います。それは氷山の一角であるというふうに私は思っています。サメの被害には、ほかにも漁具の損害、それから機会喪失による減収被害というのもございます。それを含めれば、サメの被害というのは想像を絶するような被害だというふうに言わざるを得ないと思

います。その認識について水産振興部長の答弁を求めたいと思います。

○水産振興部長（田中宏治君） 議員がおっしゃられましたように、先ほど私が御答弁させていただきましてのは、魚の被害でございます。そのほかにも様々な被害がございます。魚の被害だけでも先ほど申し上げましたように1億円ございますので、この対応はしっかりとやっていかなければいけないというふうに思っております。

○30番（橋本敏男君） ありがとうございます。

以前から、漁獲したサメをどうするのかということも大きな課題でありました。多くの漁師は、漁業被害を起こすサメは自分たちの生活を脅かす存在であるから、駆逐したいという意見が大半を占めることも事実です。他方では、できればサメも海の生態系の一部であり、漁師の生活を守るために生命を奪う以上は、海からの恵みとして無駄にせず、有用な資源として可能な限り利用を考えていくというのは、共通の認識であるというふうに思います。

私の地元は、新鮮な海産物が豊富に手に入る土地柄で、今ではサメに対するニーズがなく、家庭でサメを食べる習慣やサメ肉を扱う加工業者もない状況にあります。もっとも、30年から40年ぐらい前までは、サメを漁獲して鉄干しや練り製品の原材料として使い、解体業者のいる築地やサメの食習慣のある地域へ出荷していたそうですが、業者の事業撤退に伴い、サメを対象とする漁業がなくなりました。それと前後してサメの増加が目立ってきたことから、サメを取らなくなったことが漁業被害の増加につながったのではないかとこの声もあります。

本当は、サメを邪魔者として扱うのではなく、重要な海の恵み、海のジビエとして地元の水産資源、観光資源として地域で活用するなど、サメの有効活用に向き合わなければならないとい

うふうに思います。過去には、サメの商業利用の取組として、県は平成22年度と平成29年度、30年度に事業を展開していますが、その成果を十分に生かすには至っていないように思います。

海のジビエでもあるサメの有効活用の取組の必要性について水産振興部長の答弁を求めたいと思います。

○水産振興部長（田中宏治君） サメにつきましては、国際自然保護連合のレッドリストに掲載されている種も多く、資源に配慮した捕獲や利用を行うことが求められております。一方で、被害の防止に向けましてサメの捕獲を進めるためには、漁業者の収入になり、サメ捕獲のインセンティブにつながるサメの有効活用は重要であると考えております。現在、学校給食向けにサメの加工品が提供されて、味についてはおおむね好評との評価をいただいております。採算面での検証を行っているところでございます。

このため、まずは学校給食での販路拡大に向けまして事業の採算性の検証を行いますとともに、検証結果を踏まえてサメの安定的な漁獲、加工、取扱いを行っていただきますよう、漁業者、加工業者、市町村との協議を進めてまいりたいと考えております。あわせまして、地元飲食店への提供についても検討してまいりたいというふうに考えております。

○30番（橋本敏男君） 答弁ありがとうございます。

サメの商用化を進める上で、水揚げしたサメの処理、それから保管場所の確保や販売体制の整備、そして価格の問題、様々な問題があるというふうに思います。高知新聞のほうでも掲載されましたけれども、要は学校給食にサメが使えないかということで、一生懸命取り組んでいただいているというふうには思います。ただ、サメというのはやっぱり高たんぱく低カロリーでございまして、私は、非常に給食にも向いて

いる、病院食にも向いている、それからアスリートなどにもしっかりと提供すれば非常にいいのではないかなというふうにも思います。

そういう調整機能をぜひとも県が果たしていただきたいというふうに思いますが、いかがですか、水産振興部長。

○水産振興部長（田中宏治君） まず、先ほど申し上げましたように、調理方法によりますけれども、給食で味のほうについては一定御評価をいただいております。ただ、給食で採算ベースに乗るといふのと、漁業者の漁獲に対するインセンティブになるというのが、ちょっとまだ金銭面が違います。まずは、そこをしっかりと検証しまして、その上でインセンティブにこれはなるぞということになれば、量の確保も保管場所も必要になってまいりますので、その辺の調整を十分にさせていただきたいというふうに思っております。

○30番（橋本敏男君） 了解しました。ありがとうございます。

漁師はむやみにサメを駆逐したいのではなく、先ほども言いましたけれども、漁業被害が著しいときだけの対策としてやむなくサメを漁獲しているのでありまして、決して多く取りたいというふうに考えているわけではありません。このような背景を考えたら、安定的にサメの販売先が確保されれば、サメが増えて漁業被害が発生したときに、漁獲して資源として利用しながら、漁獲量も被害が収まる程度にとどめることができれば、資源管理や自然保護の面からでも適切だというふうに私は思います。

高知県の漁業を取り巻く環境は厳しいですが、知恵を絞って海の恵みを与えてくれる生態系との共存を図りながら、地域の文化でもある漁業を営んでいただくための工夫をしなければならぬというふうに思います。そのことを可能とする初めの一歩として、高知県沿岸海域での生

息実態を把握し、捕獲の前提としなければならぬと思います。

適切な漁獲量を探り、効果的、効率的な施策を展開するためにも、科学的な知見に基づくサメの生態調査は必須だというふうに思いますが、その必要性について水産振興部長の見解を求めたいというふうに思います。

○水産振興部長（田中宏治君） サメ資源に配慮して捕獲や利用を進めていくためには、サメの資源の状況や生態の知見を得ることが必要であると考えております。このため、平成30年度からサメ類に詳しい長崎大学の研究者の協力をいただき、捕獲したサメの種類の特特定や生態調査を行っておりまして、これらの調査結果を漁業者の皆さんに説明する学習会も開催しております。

今後は、サメの生態調査を水産試験場の研究課題として設定しまして、大学との連携を強化して、資源や生態の調査をさらに加速してまいりたいと考えております。

○30番（橋本敏男君） ありがとうございます。より精度の高い知見に基づいた科学的な調査をしっかりといただくようお願いを申し上げたいというふうに思います。これがベースにならないと対応するため。そういう一番大事な調査だと思っておりますので、どうかよろしくようお願いを申し上げたいというふうに思います。

漁業者によると、昔サメ被害は夏場だけであったが、最近では冬場にもサメが出没し、通年通して被害が出ており、その被害額は尋常ではないと漁師は嘆いています。サメによる食害は無論ですが、漁具被害は操業そのものができなくなるため、漁業を営む上で多大な損害というふうになります。

近年は、操業中に5回から7回も仕掛けを持つていかれ、漁に出た漁船の半分近くが操業を切

り上げて帰港せざるを得なくなった日も少なからずあると聞きます。さらには、サメによる食害や漁具被害以上に深刻なのは、先ほど言いましたけれども、機会喪失による損失で、本来なら利用できる漁場が利用できないのが問題なんです。操業中にサメの被害が発生した際には、漁場を移動して様子を見るだけでなく、漁場で利用できそうなサメ回避に関する情報を集めてきたようですが、現在まで決定的な解決策は見いだせていないのが実情です。

そこで、被害が著しくなった場合は、サメを漁獲することで漁業被害の軽減、収束に取り組んできましたが、暴れる巨大なサメを漁獲するのは大変な危険を伴う作業でございます。漁獲に参加した漁師からは、鋭い歯を持ち船上に上げた後も激しく暴れて大変、水から引き揚げる際に不意に大きく跳ねて人に向かっていくので危険、漁具ごと巻き込んで水中に潜行していく、危うく引き込まれそうになったなどの声がございいます。サメを扱う際には注意力と技能の習熟を必要といたします。しかしながら、今の小型船生産者には対応可能なスキルを持ち合わせていないのが実情です。

平成29年2月議会における私の質問に当時の尾崎知事は、加工されてしっかりお金になるからこそ、ゆえにもってして多くの方がサメを一生懸命取ろうとされる——先ほど知事が言った言葉ですよね——そういうインセンティブが働く体制にすべく、サメの加工復活ができないか検討してみたいと前向きな答弁をいただきました。それから3年半、その間県がサメ関係事業関連予算として計上したのは、試食会や加工品の開発に32万7,000円と少額。それを見てかどうか分かりませんが、サメの被害額は大きく膨らみ続け、食害の被害額だけでも清水だと6,000万円、2,000万円も膨らんでございます。そういう状況であります。県の誠意や本気度は漁師に伝

わっていないのではないかというふうにさえ思います。

前段でも申し上げましたように、現場の状況は極めて深刻で、漁師の暮らしを直撃し、待たなしの状況です。さらには、漁業の担い手を育成する観点からも、被害の抜本的な解決策が急務だというふうに思います。漁師は県のスピード感ある施策の展開を求めており、本気度を生産者にしっかりと示す必要があるのではないかというふうに思います。

このような切実な漁師の声と努力に対して、県としてどう向き合っていくのか、知事の姿勢をお示しいただきたいというふうに思います。

○知事（濱田省司君） ただいま御指摘がございましたように、サメの被害が漁業経営に大きな影響を及ぼしていること、そして凶暴なサメを危険を冒して捕獲する御苦勞といったことを考えますと、漁業者の置かれました現状を大変重く受け止めているところでございます。

このサメ被害の軽減を図りますためには、サメの捕獲を進めるということと併せまして、漁業者の収入となるように、捕獲をしたサメを有効に活用していく仕組みをつくっていくということが重要であるというふうに認識しております。このうち、捕獲作業の安全性の確保、これがまずは重要ということでございますが、この点についてはマグロ漁船で使用されております電気で魚の動きを抑制する漁具を改良いたしまして、この点の成果については漁業者の方からも一定の評価をいただいているというふうに報告を受けております。

残された大きな課題が、捕獲したサメが採算の合う形で売れる仕組みづくりということだと考えております。この点は、ただいま水産振興部長からも御答弁申し上げましたように、まずは学校給食への活用ということで取り組んでまいったところでございますが、議員のほうから

は海のジビエというお話もいただきました。こうした加工品の販路拡大に県としてもしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

○30番（橋本敏男君） ありがとうございます。前向きなお言葉だというふうに捉えさせていただきました。漁師も喜ぶというふうに思います。

サメの問題は高知県だけの問題ではございません。海は国境がないですから、幾らでもサメが入ってきます。この被害については、高知県だけが被害を被っているわけではなくて、北海道や沖縄県、津々浦々で被害が出てきています。そういう状況に対して、知事もこのサメ被害の先頭に立って、国に政策提言をしていただくように要請を申し上げまして、私の全ての質問を終わりたいと思います。ありがとうございます。（拍手）

○議長（三石文隆君） 以上をもって、橋本敏男君の質問は終わりました。

ここで午後4時15分まで休憩といたします。

午後4時10分休憩



午後4時15分再開

○議長（三石文隆君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一問一答による議案に対する質疑並びに一般質問を続行いたします。

米田稔君の持ち時間は40分です。

36番米田稔君。

○36番（米田稔君） 日本共産党の米田稔でございます。通告に従いまして質問を行います。

最初に、動物愛護行政について健康政策部長に伺います。

全国では、推計犬、猫約1,900万頭が飼育されており、命の大切さとともに共生のよきパートナーとして、家族の一員、社会の一員とも言え

る関係が培われ広がっています。同時に、飼い主の終生飼育やそのための支援とルールづくり、また地域住民や周囲への負担を軽減し、共存に向けての環境づくりを早急に進めることが求められていると思います。この間の大きな社会問題とも言える殺処分問題も、ボランティアの皆さん等の協力の中で一定の改善が進んでいるのではないのでしょうか。

今、高知県の動物愛護行政で解決すべき、打開すべき課題は様々あるかと思いますが、その解決のためにこそ仮称こうち動物愛護センターの整備が求められていると思います。

最初に、2018年4月に仮称こうち動物愛護センター基本構想が策定され動物愛護センターの整備に向けて体制の強化も図られたところですが、現状と今後のスケジュールについて健康政策部長にお伺いします。

○健康政策部長(鎌倉昭浩君) 動物愛護センターの建設につきましては、平成28年度の県・市連携会議で、当時の知事と高知市長の間で共同設置することを確認しまして、その後仮称こうち動物愛護センター基本構想を策定しております。この基本構想では、津波浸水地域外であることなど、立地に係る基本的条件というのを掲げておりまして、この間高知市内でその条件を満たす土地を探してきたところでございます。

全体の建設コストを抑えるためにも、整備用地につきましては、県市の所有地というのを優先して探しているところですが、もともと県有地は高知市内には少なく、一方市有地のほうもその多くが南海トラフ地震発生時に活用する用地というふうになっておりまして、難航しているところでございます。

候補地が決まりまして、造成工事などの課題というのがなければ、他県の例からもおおむね三、四年程度で完成が見込まれるという状況でございます。

○36番(米田稔君) 続いて、知事の動物愛護センターの整備促進への決意を伺います。

○知事(濱田省司君) 現在ございます小動物管理センターは、昭和56年に完成をしました狂犬病予防法に基づきます野犬の収容施設ということでございます。近年、御指摘もございましたように、全国的に動物愛護思想が高まっておりますけれども、動物愛護について学習をしたり、動物と触れ合う場所がございませんで、愛護の機能が圧倒的に不足しているというのが、現在の小動物管理センターの状況だと考えております。

動物愛護センターは、県民の皆様の動物愛護知識の向上に向けました教育や情報の発信、あるいは災害時におけます物資保管などの拠点となるというふうに期待をいたしております。ただいま健康政策部長から御答弁申し上げましたとおり、候補地の選定作業が難航しておりますけれども、ここ2年は県・市連携会議の前段に行います副知事、副市長間の協議の場でも議題といたしまして話し合っており、実現に向けて取り組んでいくことを確認しているところでございます。

候補地が決まり次第、早期の完成に向けて高知市と連携をして整備を進めてまいる考えでございます。

○36番(米田稔君) ありがとうございます。

お二人にお聞きいたしました。基本構想は見事に立派なものが出たんですけど、建設計画というのが立っていないんじゃないかなというふうに私思ひまして、聞きました。南海トラフ地震対策行動計画の中にそのことが触れているかなということで、見ますと、具体的な取組内容に災害時動物救護の拠点の設置ということで、計画スケジュール、2019年度、2020年度に基本設計をつくって、2021年度に詳細設計、2022年度以降に完了、最終目標は2022年度に達

成予定というふうにされています。これは、今年の3月にこの計画が改定されていますから、一番新しい計画になるんじゃないかというふうに思うんですが、このスケジュールで、これに向かって完成をさせていきたいということの理解でよいのか、これは経過もありますから、健康政策部長にお伺いします。

○健康政策部長（鎌倉昭浩君） 先ほど御答弁申し上げましたとおり、現時点において、まだ候補地が決まっていない状況ですので、南海トラフ地震の計画にのせたスケジュールどおりに、その時点で完成するというのは厳しい状況であるというふうに考えております。

○36番（米田稔君） 厳しい状況ですけど、改定した計画ですので、ぜひこれに向けて県市協力して努力していただきたいと思います。

次に、現在小動物管理センターが月に1回、日曜日に見学会、講習会を開いていますが、毎週土・日曜日開いてほしい、また平日子供と一緒に気軽に寄れて、動物に触れ合う機会、譲渡の機会を増やしてほしいなど、県民の強い声が寄せられています。

新しい動物愛護センターをつくり上げていく上でも、またその後の県民参加の機会の拡大にもつながっていくのではないのでしょうか。現施設の下でも県が委託料の増額を含めて対応を誠実に検討すべきと考えますが、健康政策部長に伺います。

○健康政策部長（鎌倉昭浩君） もともと現在の小動物管理センターは、動物の譲渡会みたいなものですね、触れ合う機会というのは休日に開催していなかったんですけれども、3年前に現契約を締結する際に、中央、中村の両センター合わせまして、年間で13回以上の休日の譲渡見学会というのを開催するようにしたところでございます。

今年度、次期契約の締結に向けたプロポーザ

ルを行う予定でございますので、これにつきましては高知市の意向も伺わなければなりませんけれども、その中で日曜日の開所について検討することとしているところでございます。

○36番（米田稔君） ありがとうございます。ぜひ前向きによりしくお願いします。

それで、動物愛護推進のためには、その動物愛護センターの獣医師配置が大問題なんです、ある意味、新動物愛護センターの帰趨に関わる問題だというふうに思います。

全国のセンターの多くでは獣医師を複数配置しているとのことですが、万全を期して獣医師を配置すべきと思いますが、健康政策部長に決意をお伺いします。

○健康政策部長（鎌倉昭浩君） そもそも県の獣医師の採用状況というのが大変厳しい中で、衛生部門ですとか畜産部門への配置に苦慮している状況でございます。そうした状況でございますし、現時点で動物愛護センターの体制についてまで具体的に検討する段階には至っていないところなんです、議員が今おっしゃいましたように、全国的には配置されているという状況を踏まえまして、今後体制の検討を行ってまいりたいというふうに考えております。

○36番（米田稔君） 厳しい状況はお伺いもしています。ただ、配置のためにはどうしても努力してやっていただきたいし、獣医師が来てやってみようと思えるような処遇を十分して、またそういう施設整備を目指していくということで、ぜひそのことは実現するように改めて求めておきたいというふうに思います。

次に、コロナ禍における生活保護行政について地域福祉部長にお伺いします。

まず、熱中症予防についてです。今年6月1日から9月30日、熱中症により救急搬送された人は全国で約6万5,000人、高知県は473人で、残念ながらお一人の方が亡くなられています。

住民の命と健康を守るために、緊急に熱中症予防のあらゆる手だてを取ることが求められていると思います。

今年の夏の熱中症に係る救急搬送の特徴などについて危機管理部長に伺います。

○危機管理部長（堀田幸雄君） 消防庁による調査の9月末速報値によりますと、県内における今夏の熱中症による救急搬送の特徴としては、まず年齢構成別で見ますと、例年と同じく満65歳以上の高齢者の割合が最も多く全体の62%を占めており、昨年同期と比べると13%の増加となっています。一方、割合が低いのは18歳未満で全体の7%を占め、昨年同期と比べると56%の減少となっています。

次に、発生場所別で見ますと、最も多いのが住居で全体の43%を占めており、昨年同期と比べると7%の増加となっています。最も割合が低いのは教育機関で全体の3%となっており、昨年同期と比べますと74%の大幅な減少となっています。

○36番（米田稔君） ありがとうございます。

この間の県政含めて県民の皆さんの学校へのエアコン整備等も、大きなやっぱり成果になっているんじゃないかなということが、数字のことを聞いて見えてくるというふうに思います。ありがとうございます。

それで、今特徴をお話しされましたけれど、ある意味、熱中症対策は高齢者や障害者、子供たち、そして地域コミュニティーの問題でもあると言えるのではないのでしょうか。エアコンの設置状況や使用状況についての調査があれば、地域福祉部長に伺います。

○地域福祉部長（福留利也君） 令和2年3月に内閣府が行いました消費動向調査によりますと、2人以上の世帯のエアコン普及率につきましては、全国で91%となっております。高知県単独のデータはございませんが、中国・四国地域で

は94.7%となっております。使用状況については承知してございません。

○36番（米田稔君） ありがとうございます。

それと、ぜひ高知でもできる限り調査していただきたいと思いますし、生活保護利用者の方は申請時に、エアコンがありますかとか洗濯機がありますかとか、いろいろ調査されますよね。それを見たら分かりますので、ぜひそういう集約もして、なおケースワーカーの人は大変ですけど使用状況などもぜひ調べていただきたいなというふうに、これは要請をしておきたいと思います。

本年8月28日、県地域福祉部担当課長名で、昨年4月の厚労省の文書を添付し、事務連絡、今夏に向けた家具什器費の取扱いに係るケースワークの留意点についてを関係機関に周知しています。従来の生活保護利用者は、保護費のやりくりの中で購入するか、また必要に応じて社会福祉協議会の生活福祉資金貸付けを利用できるとして、制度の活用支援を福祉事務所等に要請しています。この間の資金の活用状況について地域福祉部長にお伺いします。

○地域福祉部長（福留利也君） 直近3年間の生活保護世帯のエアコン設置に係る生活福祉資金の貸付状況でございますが、平成30年度は15件、令和元年度は11件、令和2年度は9月末までに10件となっております。

○36番（米田稔君） ありがとうございます。

分かれば、その中で連帯保証人のある人、福祉資金を借りるに当たって、そんな調査はしていませんか、地域福祉部長。分かれば。

○地域福祉部長（福留利也君） ただいま申し上げました貸付件数のうち、連帯保証人をつけた貸付けがどれぐらいあったのかというのは調査をしておりません。

○36番（米田稔君） 分かりました。

連帯保証人がいない人も、本人が福祉事務所

から社会福祉協議会に代理納付をしてもらい返還する場合は、当然無利子扱いにすべきだと思います。同時に、全ての生活保護利用者を対象に無利子にすべきではないかと思いますが、地域福祉部長に伺います。

○地域福祉部長（福留利也君） 生活福祉資金貸付制度は、低所得世帯や高齢者世帯などを対象とした全国一律の制度でございまして、利率は1.5%となっており、民間の金融機関と比較をしても低い利子で貸付けを行ってございます。また、据置期間中は利子が発生せず、低所得世帯などに配慮された制度となっております。こうしたことから、生活保護世帯においても償還していくことが可能な制度というふうに認識をしております。

○36番（米田稔君） 分かりましたと言いませんが、次のほうへ移ります。

2年前から新しい生活保護利用者には、このエアコン購入費の支給が始まっていますが、この間の実績についてはどうなっていますか、地域福祉部長。

○地域福祉部長（福留利也君） これは、県の福祉保健所が所管をします町村部において、平成30年4月以降に生活保護を開始した世帯に対するエアコン購入費の支給実績でございまして、平成30年度は5件、令和元年度は9件、令和2年度は9月末までに6件となっております。

○36番（米田稔君） ありがとうございます。

私は、もっと本来新しい利用者の方で、必要とする人がいるんじゃないかなと、これは想像なんですけれど、新しい生活保護利用者の皆さんに、どういう方法で支給を——エアコンをつけますかという支援ですよね、口頭あるいはチラシ等でそれを徹底されているのかどうか。ケースワーカーの人が、行政から、きちっとお話、説明をされているのかどうか、地域福祉部長。

○地域福祉部長（福留利也君） ケースワーカー

が生活保護世帯のほうに訪問しておりますので、その際にエアコンの設置の希望があるというふうなお話をお伺いした際には生活福祉資金の貸付けの支援でありますとか、またその資金の返済ということが始まってまいりますのでそういった家計管理の支援、こういったものも必要に応じて行っているところでございます。

○36番（米田稔君） すみません。僕が聞いたのは、新しい生活保護利用者の人には購入費が支給できますので、その声かけを、きちっと周知できているのかということを知りたいんです、地域福祉部長。

○地域福祉部長（福留利也君） 失礼しました。生活保護の開始の時点で、どういう電化製品をお持ちかということは確認をさせていただいておりますので、そうした際にエアコンがないという世帯に対してはこういう支給ができるということをお伝えいたしまして、支援をしているところでございます。

○36番（米田稔君） なお、そのアンケートだけの申請書を見るだけではなくて、一声かけて、こういう制度がありますよということを丁寧に説明なり、声かけをしていただきたいというふうに要望しておきたいと思います。

本来、エアコンがない従来の利用者にも差別なく支給すべきだと考えます。毎月の生活保護費のやりくりの中で購入費用を賄うこととなっております。しかし、生活扶助費2類が水道光熱費や家具什器費などに充てるとなっていますが、生活保護費はまさに最低限の水準で、毎月ぎりぎりの生活であり、現実には数万円もやりくりできるような実態ではありません。しかも、今生活扶助費そのものの減額、削減計画実施の真ただ中であって、到底賄える状況にないことは明らかです。だからこそ、生活福祉資金でエアコンが購入できるようにしたのではないのでしょうか。

従来の利用者にはこのような新たな負担や苦痛を押しつけるのではなくて、新しい利用者と同じ対応をすべきだと思います。全国知事会等と一体となって国に改善を求めるべきと思いますが、地域福祉部長の見解を伺います。

○地域福祉部長（福留利也君） エアコン購入などの考え方につきまして厚生労働省に確認をいたしましたところ、新たに生活保護を受給することになった世帯は、生活に困窮している状況にあり、手持ちの資金もないことから、エアコンの購入費を別途支給することとしたということでございます。

しかし、既に生活保護受給中の世帯にありましては、毎月支給される生活保護費のやりくりを行う期間を持てるということから、支給することにはなっていないということでございます。

県としましては、先ほど申しあげましたように、生活保護世帯がエアコンの購入を希望する場合には、福祉事務所におきまして生活福祉資金の利用の支援、必要に応じて家計管理の助言・指導を行うなど、今後も適切な支援に努めていきたいと考えております。

○36番（米田稔君） そうはいいですけど、生活保護費、例えば70歳前後で高知市で言えば、食費3万円、それから2類の水道光熱費4万円、7万円しかないんですよ。そこから返済、利子含めて毎月2,000円、3,000円と払うわけですね。7万円しか生活費がない、それをさらに削られている、そんな中で、2,000円、3,000円払うって大変なことなんですよ。多くの生活保護利用者の皆さんは1,000円の、1,000円といえまだ多いですよ、100円の生活をしているわけです。そのことを思ったときに、その7万円程度からやりくりできますか。絶対できませんよ。借りやというて借りたら、払わんといけませんから、そういう点ではぜひ生活保護利用者の皆さんの

暮らし向きは、ちゃんとやっぱり心を寄せて見ていただいて、国に対して言うべきことは言うということ、これは要請をしておきたいと思えます。

続いて、エアコンの設置とともに実際に使用できなければなりません、電気代の負担が心配で使うのを我慢せざるを得ないようなことが決してあってはなりません。しかし、安倍政権による2018年10月から3年かけて160億円をカットする生活保護費削減計画が、この10月も継続されています。減額は利用世帯全体の67%に上り、最大5%削減の世帯も生まれます。減額対象は、食費や水道光熱費など日常生活に充てられる生活扶助本体そのものです。

これまでも、猛暑でもエアコン使用を我慢したり、シャワーや入浴の回数を減らすなど、既にぎりぎりの生活です。そして、コロナ禍の下での出費の増大、さらに今回の生活扶助本体のカットは、生活苦に追い打ちをかけるだけでなく、命と健康を脅かす大問題になります。

10月からの削減を緊急に中止し、拡充を図るよう国に働きかけることを求めるものですが、これは知事にお伺いいたします。

○知事（濱田省司君） 今年の10月に行われます生活保護基準の見直しにつきましては、5年ごとに実施をされています基準改定に伴い、平成30年度の改定を3年かけて段階的に行ってきた、見直しの最終年度に当たるものがございます。この基準改定は、国の社会保障審議会での検証結果を踏まえ、客観的な経済指標に基づくものとなっております。減額となる生活保護世帯にも配慮をし、段階的に進めるという形で行われているものであります。

また、今回の基準改定によりますと、生活保護世帯にありましては減額となる世帯もありますけれども、一方増額となる世帯もあるという改定の中身になっております。その意味で、段

階的に進行しておりますこの段階で中止をするということになりますと、影響が広い範囲に及ぶということもありますので、この点は現実的ではないというふうに考えております。

県といたしましては、今回も含めた今次の基準改定に伴いまして、本県にどのような影響があったのかというのをしっかり把握していきたいと考えております。

○36番（米田稔君） 知事も言われたように、現状が実際どうなっているのかということはよく掌握というか、お聞きもいただいて、県の対応をぜひ検討していただきたいというふうに思います。

通常的生活扶助費、水道光熱費に加えて、10月から4月まで、11月から3月までなどと6つの地域区分ごとに冬季加算が長きにわたって創設、支給をされています。

今日、地球の温暖化が進み、猛暑、酷暑が当たり前の環境、気象になっており、早期の夏季加算の創設、支給が求められていると思います。全国知事会などと協力して早急に実現するようお願いするのですが、知事の所見を伺います。

○知事（濱田省司君） 国が直近になります平成30年度の生活保護基準の見直しの検討に際しまして作成した資料を見ますと、月ごとの光熱費の支出の実態を総務省統計局の家計調査を基にして作成した資料がございます。これを見ますと、夏の間の支出額は、この家計調査に表れます実態としては年平均よりも低いという状況でございます。こうした状況によりまして、夏季加算は設けられていないというふうに聞いているところでございます。

ただ一方で、近年は、ただいま御指摘がありましたように、全国的に夏の気温が上昇しているという状況でございますし、ただいま申し上げました総務省統計局の家計調査も平成21年から25年頃の調査というふうに伺っておりますの

で、また状況が変化をしている可能性はあり得ると思います。その意味で、来年度後半には次期の基準改定に向けました国での検討も本格化するということに見込んでおりますので、この点についての国の動向をよく注視していきたいと考えております。

○36番（米田稔君） ぜひよろしく願いいたします。

関連して生活福祉資金ですが、今日の経済、金融情勢の下、利子1.5%といえども利用者に重い負担となっています。とりわけ低所得者や障害者、高齢者等を対象とする制度であり、無利子化へ抜本的な改善に踏み出すべきではないでしょうか。民法の改正に関連して、今年4月から県営住宅や高知市営住宅など入居の際の連帯保証人は不要となりました。

連帯保証人の有無によって利子の有無を決定するのではなく、高齢家族化や孤立化が進み深刻化する中で、低所得者等にしっかり寄り添い、生活と自立を支援していく、制度の趣旨がより生かされるよう、生活福祉資金制度の全ての無利子化を求めるものですが、地域福祉部長に伺います。

○地域福祉部長（福留利也君） 生活福祉資金の無利子化につきましては、先ほどお答えをいたしましたとおり、現行の制度は低所得世帯などに配慮された制度になっているものと考えております。

一方で、新型コロナウイルス感染症の影響によりまして所得が減少した世帯向けの特例貸付につきましては、無利子で連帯保証人も不要としており、9月末現在で延べ1万2,000件余りの貸付けを行っております。

この特例貸付の受付期間は今年12月末までとなっておりますけれども、コロナ禍の長期化を踏まえますと、受付期間の延長が必要と考えております。このため、全国知事会の提言と併せ

まして、県単独でも国に対して提言を行っているところでございます。

○36番（米田稔君） ありがとうございます。ぜひ皆さんの苦境に添えて、行政が頑張っていたいただきたいと思います。

それで、思うことは、結局大したことないと言いながら、保証人がいるかどうかで利子が決まるんですよ。おかしくないですか。

それと、今の生活福祉資金、コロナ特例貸付ですけど、全国では111万人の方がこれを利用されています。それぐらい今必死なんですよ。同時に、このコロナ特例は、返済は住民税非課税の方は免除ということで一応対応されるんですよ。そのことから考えたときに、コロナ特例も——ふだんの生活やっている方も住民税非課税の方に、いわゆる生活保護の人は該当すると思うんですけど、少なくとも無利子化を図るべきじゃないですか。地域福祉部長にお伺いします。

○地域福祉部長（福留利也君） 今回の特例貸付につきましては、新型コロナの影響で休業等に伴いまして、収入が急激に減った、日々の生活費にも切迫をされている方々、こういった方々に対する貸付制度ということで創設をされたものでございます。

こういう状況が長く続く場合には、生活に影響が及ぶ方がますます増えてくるというふうに思いますので、この特例貸付を利用していただけますように、今後とも周知も図ってまいりたいというふうに考えております。

○36番（米田稔君） ぜひ生活福祉資金の無利子化をお願いしたいのと、生活保護の人は特例貸付は受けられませんよね、対象外になっていますから。ですから本当に——利子の扱いも10年ほど前は全て利子が要りましたよね、保証人があったとしても。でも10年前に改善をしたんですよ。連帯保証人がいたら利子は要らない、

ない人は利子が要ると。一步改善したんですけど、本当にその制度の性格を見たときに、全て無利子化をするということで、ぜひ研究もしていただきたいし、国との協議も進めていただきたいということを要望しておきたいと思いません。

国民の権利としての生活保護の活用をということで次に進みたいと思うんですが、生活保護の申請は国民の権利です。生活保護を必要とする可能性はどなたにもあるものですので、ためらわずに自治体まで御相談ください。この文言が、コロナ禍厚生労働省が作成したリーフレット生活を支えるための支援のご案内の中の生活保護制度冒頭に、新たに7月16日更新、追加されています。

6月の日本共産党田村智子参議院議員の国会質問に対して安倍首相が、田村委員が言うように文化的な生活を送るという権利があるわけで、ぜひためらわずに申請していただきたい、我々も様々な手段を活用して国民の皆さんに働きかけを行っていきたくて明言をしました。厚労省は、この答弁を踏まえて冒頭の文言を追加したと説明をしています。

そして、高知県も8月11日、生活保護制度の概要を更新して、生活保護を必要とする可能性はどなたでもあるものです。ためらわずにお住まいの地域の相談窓口にお伺いくださいとホームページで紹介し、県民に呼びかけていますが、評価できると思います。

ためらわずに申請を、ポスターや各自治体の広報紙などを通じて県民にメッセージを送る、県・市町村職員にも改めて厚労省リーフレットを学んでもらうなど具体化を図るよう求めるものですが、地域福祉部長に伺います。

○地域福祉部長（福留利也君） 本年3月から8月までの本県におけます生活保護の申請件数は、前年と比べまして約14%減少しております。一

方で、先ほど申し上げましたように、生活福祉資金の特例貸付につきましては、これまでに延べ1万2,000件を超えているという状況でございます。

この特例貸付のうち総合支援資金につきましては、生活困窮者自立相談支援機関がその方の生活状況や収入状況を確認し、生活再建のめどが立たない場合には生活保護の窓口につながることにしております。こうした方々がためらわずに生活保護申請できますように、市町村や社会福祉協議会などの窓口の職員の方々に周知を徹底しますとともに、引き続き広報の充実に取り組んでまいります。

○36番（米田稔君） ありがとうございます。

同時に、更新された県の生活保護制度の概要には、厚労省リーフレットに引用された国会での安倍首相の発言、生活保護の申請は国民の権利です、この言葉が紹介されていないことは大変残念だと言わなければなりません。この言葉と合わさって、ためらわずに申請を、ためらわずに相談を、このメッセージが県民の心に響くのではないのでしょうか。

東京商工リサーチは9月23日、今年1月から8月の休業・廃業・解散企業数が前年同期比23.9%増の3万5,816件に上ると発表をしています。また、厚労省は9月24日、新型コロナウイルスの影響で解雇や雇い止めに遭った人が6万439人と、6万人を超えたことを発表しました。そして、増加数の中ではアルバイトなど非正規の労働者の割合が高いこと、業種別では多い順に飲食業、製造業、小売業、宿泊業などと分析しています。まさに今、公的支援が圧倒的に求められています。そして、暮らしを支える最後のセーフティーネット、安全網である生活保護制度の役割が問われています。

知事自らも、生活保護の申請は国民の権利であり、ためらわずに申請するよう広く県民にメッ

セージを届ける、県民への働きかけの先頭に立つよう求めるものですが、知事の見解を伺います。

○知事（濱田省司君） 憲法の第25条の規定に基づきまして、「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。」ということは論をまたないところであります。県民の誰でありましても、様々な事情から生活保護を必要とする事態が訪れる可能性はある、これは否定できないということだと思えます。

その中で、御指摘もありましたように、生活保護制度は最後のセーフティーネットでございます。制度の周知にはこれまでも努めてまいりました。今回、国難とも言うべき新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、経済的に厳しい状況が長期化をしている中でございます。

このため、生活に困窮された方々には、ためらわずに相談をしていただきたい、そうしていただけるように県として改めて、生活保護制度をはじめといたしまして各種の支援策について周知を徹底してまいります。加えて、生活困窮者自立相談支援機関をはじめといたしまして、市町村などとの連携を強化し、生活の再建に向けた支援に取り組んでまいります。

○36番（米田稔君） ありがとうございます。ぜひ知事先頭に温かいメッセージが必要な方に届くように、よろしく願いいたします。

時間がなくなってきましたが、コロナ禍の国保行政について少し健康政策部長に伺いたいと思います。

そういう大変なコロナ禍の中で、国民健康保険証の無条件交付についてですが、高知市と香美市は、病院窓口で一旦10割負担が求められる被保険者資格証明書、また数か月期限の短期被保険者証の対象者に有効期限が来年3月末までの短期被保険者証を、無条件に交付しています。県はどう受け止めておられるのか、健康政策部

長に伺います。

○健康政策部長（鎌倉昭浩君） コロナ禍におきまして、被保険者資格証明書や短期被保険者証が交付されている被保険者が、保険料納付や納税相談等で市町村役場へ来庁することを避ける観点や、医療機関を受診する機会を確保するといった観点から、両市においてコロナウイルス感染拡大防止策として判断されたものというふうに考えております。

○36番（米田稔君） ありがとうございます。まさにそのとおりだと思います。

それで、香美市が257世帯、375人、高知市は2,868世帯、4,323人の方に短期保険証を交付されています。無条件交付によって市民の方から、病院にかかりやすくなった、ありがたいとの声が届いたり、行政からは逆に納付相談が増えているとの声も聞こえてきます。まさに困難を抱える市民の皆さんに、感染の防止とともに受診の機会を保障し、行政への信頼も強めています。これらの取組にしっかり学び、他の市町村に紹介、普及を推奨すべきと思いますが、健康政策部長に伺います。

○健康政策部長（鎌倉昭浩君） 最終的に実施するかどうかというのは各市町村の判断になりますけれども、県としましては、今回の新型コロナウイルス感染症への対応としての高知市、香美市の取組につきまして、他の市町村にその内容をしっかりとお知らせしていきたいと考えております。

○36番（米田稔君） ありがとうございます。ぜひよろしく願いいたします。

それで、今香美市と高知市の世帯数は言いましたけれど、高知県は国保加入世帯が約11万世帯で、短期保険証と資格証を合わせると約7,000世帯あるんですよ。だから、高知市と香美市だけでは、県民、住民の命、健康を守ることからすると、まだまだ不十分だというように

思います。今健康政策部長が言われたように、他の判断は最終は市町村がやるわけですけど、大いにそういう立場を皆さんに紹介もし、一緒に無条件交付についてのお勧めをぜひ強めていただきたいというふうに思います。よろしくお願いたします。

最後のほうになりますが、いろいろ質問が飛んで申し訳ないです。コロナウイルスの影響による、少し国保料減免についてお伺いします。

いわゆるコロナ特例による国保料の減免ですが、現在の申請や減免の決定、不承認の数など実績について健康政策部長に伺います。

○健康政策部長（鎌倉昭浩君） 直近の8月15日時点の調査では、県内の市町村で1,930世帯からの申請がありまして、このうち減免決定されたものが1,590世帯、不承認となったものが130世帯、処理中が210世帯というふうになっております。減免の決定額は約1億8,800万円ほどとなっております。

○36番（米田稔君） ありがとうございます。多くの方が申請せざるを得ないような減収の中で、手続もし、市町村の協力も得て、そういう減免を実現できているというのは非常に喜ばしいことなんですが、まだまだ必要な方たくさんおいでというふうに思います。

それで、いろいろ問題になってはいますが、30%以上の減収の要件については、可能な限り今の困窮を広く救済していくという観点、立場で運用されています。だからこそ国は結果として、30%以上の減収にならなかった場合でも減免は取り消さない、返金は求めない、そして財政支援の対象になると極めて明確なんです、これは6月議会でも中根議員が……。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。（拍手）

○議長（三石文隆君） 以上をもって、米田稔君の質問は終わりました。

以上で本日の議事日程は終了いたしました。

明7日の議事日程は、一問一答による議案に対する質疑並びに一般質問であります。開議時刻は午前10時、本日はこれにて散会いたします。

午後4時55分散会

令和2年10月7日（水曜日） 開議第6日

出席議員

- 1番 上 治 堂 司 君
- 2番 土 森 正 一 君
- 3番 上 田 貢太郎 君
- 4番 今 城 誠 司 君
- 5番 金 岡 佳 時 君
- 6番 下 村 勝 幸 君
- 7番 田 中 徹 君
- 8番 土 居 央 君
- 9番 野 町 雅 樹 君
- 10番 浜 田 豪 太 君
- 11番 横 山 文 人 君
- 12番 西 内 隆 純 君
- 13番 加 藤 漠 君
- 14番 西 内 健 君
- 15番 弘 田 兼 一 君
- 16番 明 神 健 夫 君
- 17番 依 光 晃一郎 君
- 18番 梶 原 大 介 君
- 19番 桑 名 龍 吾 君
- 20番 森 田 英 二 君
- 21番 三 石 文 隆 君
- 22番 山 崎 正 恭 君
- 23番 西 森 雅 和 君
- 24番 黒 岩 正 好 君
- 25番 大 石 宗 君
- 26番 武 石 利 彦 君
- 27番 田 所 裕 介 君
- 28番 石 井 孝 君
- 29番 大 野 辰 哉 君
- 30番 橋 本 敏 男 君
- 31番 上 田 周 五 君
- 32番 坂 本 茂 雄 君
- 33番 岡 田 芳 秀 君
- 34番 中 根 佐 知 君
- 35番 吉 良 富 彦 君

36番 米 田 稔 君

37番 塚 地 佐 智 君

欠席議員

なし

説明のため出席した者

- 知 事 濱 田 省 司 君
- 副 知 事 岩 城 孝 章 君
- 総 務 部 長 君 塚 明 宏 君
- 危機管理部長 堀 田 幸 雄 君
- 健康政策部長 鎌 倉 昭 浩 君
- 地域福祉部長 福 留 利 也 君
- 文化 生活 岡 村 昭 一 君
- ス ポー ツ 部 長
- 産 業 振 興 井 上 浩 之 君
- 推 進 部 長
- 中 山 間 振 興 ・ 尾 下 一 次 君
- 交 通 部 長
- 商 工 労 働 部 長 沖 本 健 二 君
- 観 光 振 興 部 長 吉 村 大 君
- 農 業 振 興 部 長 西 岡 幸 生 君
- 林 業 振 興 ・ 川 村 竜 哉 君
- 環 境 部 長
- 水 産 振 興 部 長 田 中 宏 治 君
- 土 木 部 長 村 田 重 雄 君
- 会 計 管 理 者 井 上 達 男 君
- 公 営 企 業 局 長 橋 口 欣 二 君
- 教 育 長 伊 藤 博 明 君
- 人 事 委 員 長 秋 元 厚 志 君
- 人 事 委 員 会 長 原 哲 君
- 事 務 局 長
- 公 安 委 員 長 小 田 切 泰 禎 君
- 警 察 本 部 長 熊 坂 隆 君
- 代 表 監 査 委 員 植 田 茂 君
- 監 査 委 員 中 村 知 佐 君
- 事 務 局 長

事務局職員出席者

事務局 長 行 宗 昭 一 君
事務局 次 長 織 田 勝 博 君
議 事 課 長 吉 岡 正 勝 君
政策調査課長 川 村 和 敏 君
議事課長補佐 馬 殿 昌 彦 君
主 幹 春 井 真 美 君
主 査 久 保 淳 一 君



議 事 日 程 (第 6 号)

令和2年10月7日午前10時開議

第 1

- 第 1 号 令和2年度高知県一般会計補正予算
- 第 2 号 令和2年度高知県流域下水道事業会計補正予算
- 第 3 号 令和2年度高知県病院事業会計補正予算
- 第 4 号 知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第 5 号 漁業法等の一部を改正する等の法律の施行による漁業法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例議案
- 第 6 号 高知県手数料徴収条例の一部を改正する条例議案
- 第 7 号 ふぐ取扱い条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例議案
- 第 8 号 高知県立高等技術学校が実施する普通職業訓練の基準等を定める条例の一部を改正する条例議案
- 第 9 号 高知県手数料徴収条例及び高知県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例議案

- 第 10 号 高知県漁港管理条例の一部を改正する条例議案
- 第 11 号 県有財産(教学機器)の取得に関する議案
- 第 12 号 損害賠償の額の決定に関する議案
- 第 13 号 令和元年度高知県電気事業会計未処分利益剰余金の処分に関する議案
- 第 14 号 令和元年度高知県工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分に関する議案
- 報第1号 令和元年度高知県一般会計歳入歳出決算
- 報第2号 令和元年度高知県収入証紙等管理特別会計歳入歳出決算
- 報第3号 令和元年度高知県給与等集中管理特別会計歳入歳出決算
- 報第4号 令和元年度高知県旅費集中管理特別会計歳入歳出決算
- 報第5号 令和元年度高知県用品等調達特別会計歳入歳出決算
- 報第6号 令和元年度高知県会計事務集中管理特別会計歳入歳出決算
- 報第7号 令和元年度高知県県債管理特別会計歳入歳出決算
- 報第8号 令和元年度高知県土地取得事業特別会計歳入歳出決算
- 報第9号 令和元年度高知県国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算
- 報第10号 令和元年度高知県災害救助基金特別会計歳入歳出決算
- 報第11号 令和元年度高知県母子父子寡婦福祉資金特別会計歳入歳出決算
- 報第12号 令和元年度高知県中小企業近代化資金助成事業特別会計歳入歳出決算
- 報第13号 令和元年度高知県流通団地及び工業団地造成事業特別会計歳入歳出決算
- 報第14号 令和元年度高知県農業改良資金助成

事業特別会計歳入歳出決算

報第15号 令和元年度高知県県営林事業特別会計歳入歳出決算

報第16号 令和元年度高知県林業・木材産業改善資金助成事業特別会計歳入歳出決算

報第17号 令和元年度高知県沿岸漁業改善資金助成事業特別会計歳入歳出決算

報第18号 令和元年度高知県流域下水道事業特別会計歳入歳出決算

報第19号 令和元年度高知県港湾整備事業特別会計歳入歳出決算

報第20号 令和元年度高知県高等学校等奨学金特別会計歳入歳出決算

報第21号 令和元年度高知県電気事業会計決算

報第22号 令和元年度高知県工業用水道事業会計決算

報第23号 令和元年度高知県病院事業会計決算

報第24号 県有財産（個人防護具）の取得の専決処分報告

第2 一般質問（一問一答形式による）

第3 決算特別委員会設置の件



午前10時開議

○議長（三石文隆君） これより本日の会議を開きます。



諸般の報告

○議長（三石文隆君） 御報告いたします。

知事から今定例会開会日に配付いたしました令和元年度高知県歳入歳出決算審査意見書基金運用審査意見書について訂正の申出があり、その正誤表をお手元にお配りいたしてありますの

で御了承願います。



質疑並びに一般質問

○議長（三石文隆君） これより日程に入ります。

日程第1、第1号「令和2年度高知県一般会計補正予算」から第14号「令和元年度高知県工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分に関する議案」まで及び報第1号「令和元年度高知県一般会計歳入歳出決算」から報第24号「県有財産（個人防護具）の取得の専決処分報告」まで、以上38件の議案を一括議題とし、これより議案に対する質疑並びに日程第2、一般質問を併せて行います。

質疑並びに一般質問は一問一答形式によることとします。

土居央君の持ち時間は50分です。

8番土居央君。

○8番（土居央君） 皆様おはようございます。

自由民主党の土居央でございます。執行部の皆様におかれましては連日の質疑に対する御答弁ありがとうございます。今日が質問戦最終日ということでございます。今日一日よろしく願いいたします。

それでは、質問に入ります。

まず、ウイズコロナ、アフターコロナの観光戦略につきまして、最初に「Go To Travel キャンペーン」と高知観光リカバリーキャンペーンについて質問をさせていただきます。

国は、Go To Travel、Go To Eat、Go To Event、Go To 商店街から成るGo To キャンペーン事業として、第1次補正予算において1兆6,794億円を充て、新型コロナウイルスにより深刻な打撃を受けた観光産業への支援に取り組んでいます。本県も、これら施策に合わせて、高知県観光リカバリー戦略を展開するとともに、県内各市町

村も、宿泊料金助成やクーポン券の配布など、地域ニーズに合わせた独自事業により、観光需要の早期回復を図る取組を全力で進めています。

7月22日、他の事業に先行して開始された「Go To Travel キャンペーン」につきましては、観光庁によりますと、事業開始以降9月15日までの間で、少なくとも延べ1,689万人泊の利用実績があったと昨日発表があり、全国的に大きな経済効果があったことが明らかになっています。これにより、まさに存亡の危機にまで追い詰められていた全国のホテル・宿泊業など観光産業を救う一矢となったことは疑う余地もありませんが、一方で感染拡大防止対策との両立や経済波及効果の地域間格差などについて、様々な評価がされているところです。

そこで、まず「Go To Travel キャンペーン」の評価について知事にお聞きいたします。

○知事（濱田省司君） お話がございました国の「Go To Travel キャンペーン」でございますけれども、これは感染症の拡大で失われた地域の観光需要の回復を国を挙げて後押ししようとするものでございます。御指摘ありましたように、1兆円を大きく上回る予算規模ということでございまして、国のこれまでのこの種のキャンペーンあるいは各県レベルでやっているキャンペーンなどと比べましても、確かに桁違いの規模ということだと考えます。地域経済に与えるインパクトも非常に大きいものと評価をしています。

また、この国のキャンペーンは、7月の4連休に合わせてスタートいたしました。大都市部で感染が拡大傾向にあったということもありまして、御指摘ありましたように地域間の格差などについて議論がございましたけれども、例えば本県の場合などは比較的感染状況が落ち着いておりますので、これに先行して県内から中四国、全国へと県独自のキャンペーンの対象を拡大しておったというような状況がございました。そ

ういう、感染状況が比較的落ち着いている地域の観光振興という意味では、この7月の4連休に合わせた開始というのは効果的なタイミングであったというふうに言えるのではないかと考えます。

本県におきましても国に連動する形で県独自のリカバリーキャンペーンを組んでおりまして、交通費の助成などを行っているということもございまして、主要観光施設あるいは宿泊施設の利用状況も一時期に比べますと上向いてきているというふうに考えております。

今月からはこの「Go To Travel キャンペーン」の対象に東京も加わるということになりましたし、また地域共通クーポンの発行も始まったところでございます。これらによりまして、観光を目的とする人の流れが加速をするとともに、観光消費の拡大によりまして経済回復につながっていくということを大いに期待いたしているところでございます。

○8番（土居央君） ありがとうございます。私も知事と同様に、この「Go To Travel キャンペーン」に大いに期待を寄せる一人です。前提といたしましては、当然感染防止対策の徹底を期すということは言わずもがなのこととして、それを前提として以降質問させていただきます。

御承知のとおり、「Go To Travel キャンペーン」については、国内旅行を対象として、旅行代金の50%相当額を支援する制度であります。そのうちの35%分の宿泊割引事業を7月22日に先行して実施し、先ほど御答弁にございましたように、10月1日から残りの15%分を地域共通クーポンとして発行する事業が始まりました。加えて、同じく10月1日から東京が対象に追加され、今後Go To Eatなど他の事業も順次実施されてまいります。本県としては、こうした国の事業を地域経済回復の糸口として、最大の効果を引き出す環境をどう創出するのか、大変重要

な課題であります、翻れば本県にとってのチャンスと捉えることも可能です。

県におきましては、早期に観光需要の回復が図れるよう、いち早くGo To Travel事業に連動して高知観光リカバリーキャンペーンを展開されました。この事業は、最大で5,000円の交通費助成をするものですが、現時点で2万人を超える方々が利用されていると伺っています。このことは、交通費を助成するという本県独自の着眼点が、宿泊割引と観光消費拡大を目指す国のGo To Travel事業の狙いと、うまくシンクロした相乗効果であると評価をしています。Go To Travel事業は来年1月まで継続される方針が示されており、これにしっかり連動できるよう、今議会にはリカバリーキャンペーンの追加補正予算を提案されたわけですので、このアドバンテージを生かして、大きな効果を発揮していただきたいと思ひます。

そのためにも、高知観光リカバリーキャンペーンを観光客に知ってもらうべく、旅先の出発地となる関西、関東などの大都市圏の旅行会社にセールスを仕掛け、高知を旅先に選んでいただかなければなりません。

そこで、都市部を中心とする全国の旅行会社に向けて、リカバリーキャンペーンをどのような方法でセールスしていくのか、観光振興部長にお聞きをいたします。

○観光振興部長（吉村大君） リカバリーキャンペーンの旅行会社へのセールス活動は、戸別訪問、トップセールス、モニターツアーの3本立てで展開しています。戸別訪問では、本年6月から観光コンベンション協会を中心に全国や地域に販売網を持つ旅行会社を訪問しまして、キャンペーンを活用した商品造成をお願いしております。

2つ目のトップセールスでは、東京や大阪の旅行会社の幹部の皆様知事自ら本県への送客

を直接要請いたします。

3つ目のモニターツアーでは、全国都市部の旅行会社の皆様を本県に招聘しまして、自然&体験キャンペーンの観光地などを巡るツアーを実施し、本県の魅力をじかに体感していただいています。あわせて、県内の観光事業者との商談会も開催いたします。

○8番（土居央君） 全国各地も創意工夫を凝らした誘客策を持ってセールスをするようになるでしょうから、こうした競争に負けないように、県としても積極的に取り組んでいただきたいと思ひます。

次に、このリカバリーキャンペーンは交通費を助成する事業ですので、別の見方をすれば、コロナ禍における直近の本県観光のトレンドを知る貴重なデータが得られるものと思ひます。このデータを分析して今後の政策に生かしていくべきと考えますが、現在の交通機関別の利用状況を伺ったところ、抽出データのうち6割強を高速道路料金が占めています。今後、団体旅行の動向などにより、こうしたトレンドに変化があるかもしれませんが、少なくとも現状では、車を使った個人や少人数旅行がメインになっているという分析ができると思ひますし、仮にトレンドが変化しても、定期的に観測することによって、対応の検討もできると考えます。

いずれにしましても、より多くの方々に本県に来ていただくためには、旅行会社向けのセールスに加えて、県外にお住まいのエンドユーザーにも広く情報を届け、知っていただくことが重要になるものと考えます。

そこで、全国のエンドユーザーに向け、リカバリーキャンペーンのプロモーションをどのような方法で進めるのか、観光振興部長にお聞きをいたします。

○観光振興部長（吉村大君） リカバリーキャンペーンのプロモーションにつきましては、ホー

ムページの活用と新聞やテレビなどマスメディアの活用、さらにはチラシやポスターなど広報物の活用を通じたPRが有効だと考えています。そのため、まずキャンペーンの公式ホームページを開設しますとともに、SNS広告なども行いまして、ホームページへの誘導策を講じております。

また、マスメディアの活用としましては、全国紙への広告掲載や全国ネットのテレビ番組での紹介、中四国や関西向けのテレビCMによるPRなどを展開しています。さらに、NEXCO西日本のサービスエリアや四国のJR主要駅、道の駅などにチラシやポスターを配布しています。加えて、都市部では大阪駅や品川駅のデジタルサイネージを活用したPRも展開いたします。今後とも、リカバリーキャンペーンの利用状況を確認しながら、効果的なプロモーションに努めてまいります。

○8番（土居央君） ありがとうございます。かなり積極的なプロモーションをされておられるなという印象を持ちました。

次に、国の事業ではありますけれども、地域共通クーポンと「Go To Eat キャンペーン」に関連してお聞きをいたします。10月1日から、Go To Travel事業に加わった地域共通クーポンは、観光施設や土産物店、交通機関、飲食店など広範囲で使えますので、経済波及効果のさらなる拡大が期待できます。また、Go To Eat事業は、高知県では高知商工会議所、高知県商工会連合会、金融機関などで構成される事業者が主体となり、62.5億円分の食事券を11月2日から売り出す予定と伺っており、本県としてもコロナで深刻なダメージを受けている飲食業界への重要な支援策になろうかと期待をしています。

ただ、Go To Travelの地域共通クーポンは、飲食店で利用する場合、Go To Eatの登録店舗に限られるという制約もあります。結果として、

本県としても飲食業支援策として最大の効果を期待するには、Go To Eatの登録店のさらなる拡大が必須になると思いますが、県としてはどう後押ししていくのか、産業振興推進部長にお聞きいたします。

○産業振興推進部長（井上浩之君） Go To Eatは、コロナ禍により経営が厳しい県内飲食店を応援するための大変重要なキャンペーンであると思っております。また、現在県が地産地消を進めるために展開しております「食べて！遊んで！高知家応援プロジェクト」、こちらにも合致するものだと思っております、できるだけ多くの県内の飲食店に参加をしていただきたいと思いますと考えているところであります。

このため、県では、既にこの応援プロジェクトの特設サイトや、県の広報広聴課のツイッターで登録店の募集の告知を行っているところです。今後、さらにこのプロジェクトを促進するために設立されました、地元の新聞社と民放4社などにより高知家応援プロジェクト推進協議会、こちらの協力も得ながら、メディアを通じたお知らせなども行ってまいりたいと思っております。

また、県の地域本部の日々の活動の中で、地域の飲食店にも直接お声かけをしてまいりたいと思っております。

○8番（土居央君） ありがとうございます。ぜひとも頑張ってやっていただきたいと思います。

それでは、次に参ります。アフターコロナを見据えてのインバウンド観光政策として、アドベンチャーツーリズムについて質問をしていきたいと思っております。現在、インバウンド観光は、新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大により極めて厳しい状況になっていますが、日本政策投資銀行などがアジアと欧米で実施した旅行の意向調査では、コロナ終息後に観光旅行をしたい国として日本が46%を占め1位となり、ア

フターコロナのインバウンド観光に大きな可能性を感じる結果となっています。

国の観光ビジョン実現プログラム2020によりますと、コロナ収束を見据え、特定の国、地域から来訪する観光客の割合が高い観光地において、新規市場の開拓、多角化の取組に対する支援の実施や、回復までの時間を活用し、受入れ環境整備に戦略的に取り組む方針が示されています。新規開拓の具体例として考えられるのが、欧米人に人気がある、訪問先でしか味わえない自然、文化を楽しむ体験型観光です。

この欧米人に人気の自然・体験型観光として、特にアドベンチャーツーリズムが注目されています。詳細な説明は省かせていただきますが、市場規模は欧米を中心にコロナ感染拡大前に70兆円を超え、成長率も同地域の観光関連全体の6.2%成長を大きくしのぐ11.4%の伸びを示しています。さらに、富裕層に愛好家が多く、観光消費額の面から見ても大変大きいことがデータとして表れています。本県としても、インバウンドを多様化する効果が見込めますし、有名観光地でなくても誘客可能であり、本県の中山間地域でも経済効果を取り込めるものと期待をします。

今年、土佐経済同友会からその推進を求める提言書が提出されていますので、御存じの方も多いと思いますし、先日の議会答弁からも、本県の観光施策として一定前向きな姿勢が示されたところでもあります。

今日は、具体的な質問をさせていただきたいと思っているのですが、その前に若干説明をさせていただきますと、このアドベンチャーツーリズムにつきましては、私が高知市議会議員時代に4年間高知市副市長を務められました安藤保彦さんが、昨年経済産業省北海道経済産業局長に就任されたときにお電話をいただき、国と北海道が全力を挙げているアドベンチャーツー

リズムの取組、そして北海道へのアドベンチャー・トラベル・ワールド・サミットの誘致活動について御紹介をいただき、そして来年、令和3年9月のアドベンチャー・トラベル・ワールド・サミットの北海道開催の内定に際しましては、高知県も一緒にやろうという御提案をいただきました。そして、どうすれば一緒にやれるのか、そのための具体的な準備の進め方、また高知県への定着と展開をどう図っていくのかなど、これまで御指導をいただいていたところでございます。

実は、我が国におけるアドベンチャーツーリズムは、まだ緒に就いたばかりであり、本格展開には至っておりません。従来の自然・体験型観光をブラッシュアップさせ、アドベンチャーツーリズムと言えるためには、コース造成も受入れ体制も、安全や環境への配慮も、世界レベルのより高い水準が求められるからでございます。国内で実際のノウハウを持っているのは北海道のみであり、来年北海道で開催されるアドベンチャー・トラベル・ワールド・サミットが、我が国におけるアドベンチャーツーリズムの本格的な定着のスタートになるものと思われま

す。私は、安藤局長の御提案を高知県にとって絶好のチャンスと捉えまして、コロナ禍の最中ではありましたが、この夏関係者一同で視察に行っていました。本県では、自然&体験キャンペーンを通じて、カヌーやラフティングといった活動的なプログラムから、生活や文化に根差したもので、幅広く観光事業の創出を図っているところであり、今後これらをより高い水準に上げていく必要があるとは思いますが、このたびの北海道視察で、本県観光におけるアドベンチャーツーリズムの可能性について、大いに感じたところでございます。

そこで、これまで食、歴史、自然や体験といった観光基盤を磨き上げてきた中で、本県でのア

ドベンチャーツーリズムに有望と思われる観光資源について、観光振興部長のお考えをお聞きいたします。

○観光振興部長（吉村大君） これまで磨き上げてきました中で、お話にもございました訪問先でしか味わえない有望と考えられるプログラムを例示させていただきますと、自然では日本を代表する清流を生かしたアクティビティーや世界ジオパークガイド、歴史では高知観光のシンボルである高知城や、幕末から明治維新の歴史文化探訪、伝統的工芸品である土佐和紙作り体験、そして食ではカツオのタタキ作り体験や、世界に流通するユズの収穫と田舎ずし作り体験などが挙げられます。加えて、四国を巡る遍路も有望な資源だと思っております。

○8番（土居央君） 御答弁にありましたそういった個々のポテンシャル、これは非常に高知県は高いものがあるかと思えます。そういった高知県ならではの観光資源は、アドベンチャーツーリズムにおいても十分生かされるのではないかと期待をしています。

現在、北海道ではアドベンチャーツーリズムのコース造成に当たっては、先ほども一つ一つのポテンシャルと言いましたけれども、こうした単品のアクティビティーをつなぎ合わせるだけではなくて、地域の歴史文化、自然を背景として、一貫したテーマとストーリー性を持たせ、その中でアクティビティーをどう表現するかなど、通常の観光ツアーとは異なる観点でツアー造成に取り組み始めていると聞いております。

そこで、このアドベンチャーツーリズムにおけるテーマの設定についてどのように認識をしているのか、観光振興部長にお聞きをいたします。

○観光振興部長（吉村大君） 先ほどお答えしました観光資源などを活用しまして、旅のわくわく感を分かりやすくお伝えするためには、テー

マ設定がとても大切であると認識をしています。北海道では、例えば自然と共生するアイヌ文化といったテーマをつくり出されています。本県におきましても地域の伝統や文化、風土などを生かしてテーマを設定してまいりたいと考えています。

○8番（土居央君） お答えいただきましたように、その土地ならではの歴史や地域に根差した文化、こうしたテーマもたくさん考えられると思います。

それでは、次にテーマ性を持ったコース造成や資源の磨き上げ、ガイドの育成といった、アドベンチャーツーリズムの取組をどういった体制で進めていかれるのか、観光振興部長のお考えをお聞きいたします。

○観光振興部長（吉村大君） 本県では、現在4つの広域観光組織が市町村や商工団体、宿泊施設、体験施設といった幅広い関係の皆様と一体となって、地域ならではの観光資源を生かした滞在型の観光プランづくりを進めています。県としましては、このプランづくりにアドベンチャーツーリズムを役立てたいと考えていますので、広域観光組織を中心とした現在の体制をベースとしまして、観光コンベンション協会や旅行会社とも連携しながら、テーマ設定をはじめコースづくりや磨き上げに取り組んでいきたいと考えています。

○8番（土居央君） ありがとうございます。ぜひとも体制面もしっかりと取り組んでいただきたいと思えます。

先ほど御答弁いただきました地域のDMO等を一つ核にいたしまして様々な、高知で数は少ないかもしれませんが、ツアーオペレーターでありますとか、また県の後押しがあって、初めて高知県にこうした質の高いアドベンチャーツーリズムを導入するとしましたら、やはりそうした連携というのはまずは欠かすことができ

ない体制だと思っておりますので、ぜひとも県も積極的な姿勢で臨んでいただきたいと思いますと思っております。

そして、その結果できたコースは、やはり世界に向けて発信していくこと、これが大事だと思います。先ほど申し上げましたとおり、来年、令和3年9月には、アジア圏で初めて北海道でアドベンチャー・トラベル・ワールド・サミットが開催される予定です。このサミットには世界約60か国、800名の富裕層向けの旅行代理店、エージェント、ツアーオペレーターなどが集まり、事前の体験ツアーも含め、1週間程度の日程でセミナーやワークショップ、商談会なども行われます。

今、北海道ではサミットに向けて官民挙げて準備を進めています。そのアドベンチャー・トラベル・ワールド・サミットに向けた取組の中に、サミット前の数日間の体験ツアーであるプレ・サミット・アドベンチャー事業があり、これには北海道以外のコースも組み入れられる可能性があります。もし高知県内のコースがこのアドベンチャー・トラベル・ワールド・サミットの公式コースとして組み入れられれば、自然・体験型の旅行コースとして世界的に認められるということになりますし、サミットに集まった世界各国のエージェントに、直接本県の観光コースを売り込むことができます。また、ビジネスに至るための関係を築く絶好の機会にもなることでしょう。

競争率が極めて高いと伺っておりますが、本県としましてもアフターコロナのインバウンドを見据え、北海道サミットのプレ・サミット・アドベンチャー事業に高知県のコースが組み入れられるよう取り組むべきと考えますが、観光振興部長の見解をお聞きいたします。

○観光振興部長（吉村大君） 現在、県ではプレ・サミット・アドベンチャー事業に組み入れられ

ることを目指しまして、広域観光組織や観光コンベンション協会、旅行会社などと連携しながらコースづくりに取り組んでいます。この事業では、全国から5コース程度募集するとされています。確かに狭き門ではございますが、しっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

○8番（土居央君） ありがとうございます。これが本当に公式コースとして認められれば、アフターコロナの高知県の自然・体験型観光、これに大きな弾みがつくものと思います。ぜひとも、ハードルは高いと思いますが、チャレンジをしていただきたいと思いますと考えているところでございます。

それでは、次に参ります。ウイズコロナ、アフターコロナを見据えた経済戦略について、2点だけ質問をさせていただきます。

コロナ禍は、既に行政に様々な教訓を示しています。特に、私は今後未知の感染症により、恐らく地球規模の自然災害や戦争なども同様だと思いますが、世界規模の危機事象により、世界の生産、物流が寸断され、国民生活や経済活動の維持に深刻なダメージを与えること、そして東京のような一極集中型の社会では、被害の甚大化リスクが致命的に高まる可能性があるということ、これらは特に行政に携わる者として想定するべき課題だと痛感したところです。

既に一部の企業では新型コロナウイルス感染症拡大により、製品、部品のサプライチェーンが寸断され、生産の中断を余儀なくされたことなどを教訓として、調達・供給網の多様化や分散化に向け動き始めているようです。国も事態を重く受け止め、2020年版通商白書では、こうした物資の調達・供給網の強化の重要性を強く指摘しています。

そこで、まず県内においてサプライチェーンの寸断等の影響はどうであったのか、商工労働部長にお聞きいたします。

○商工労働部長（沖本健二君） 本県におきましてもサプライチェーンの寸断に伴いまして、海外から部品や原材料の輸入が滞ったことにより影響が発生しております。例えば、製造業では生産活動の休止や減退が生じたり、建設業では工期の延長や住宅の引渡しが遅れるといった影響がありました。

また、世界的に需要が急増したこともありまして、マスクの輸入量が一時大幅に減少したことにより、流通量が極端に不足し、また価格が高騰するなど、県民生活にも深刻な影響があったものと受け止めております。

○8番（土居央君） 少なからず県民生活及び県経済に対して影響があったということだと思います。特に、県民生活におきましては、これまでの議会でも度々ありましたけれども、マスクや消毒液、こういったことが店頭から消え、県民生活に大変な混乱、不安を生じさせたと、そういう事態が記憶に新しいところでございます。

今回は国からの支援に加え、民間のルートを活用して何とか確保して急場をしのいできた、これは医療機関、福祉機関等も含めてですけれども、そういうことだと思いますが、やはり考えておくべきは、最後は行政に頼るしかない人々もいるということ、行政に携わる者としてしっかり持つておくべき念持ではないかと思っております。

それでは、県経済のほうに目を向けますと、国内企業ではサプライチェーンの多様化、分散化の動きが先ほど申し上げましたように見られている中、政府も補正予算において、海外の生産拠点や製品の供給元の多様化や、輸入に依存する製品、素材の国内生産などを支援する予算を計上しています。こうした国の支援の方向性は、来年度予算でも変わることはないと考えられることから、今後国内メーカーが生産拠点の国内回帰や、リスク分散のための増設などに動

き始める可能性は高いのではないかと考えます。例えば、マスクや防護服などは、紙産業が集積する本県との相性もよいように思うところです。

そこで、こうした生産拠点の国内回帰の動きを、本県にとりましては産業振興上のチャンスにしていく考えが必要ではないかと考えますが、商工労働部長の御所見をお聞きいたします。

○商工労働部長（沖本健二君） 今回のサプライチェーン寸断の経験を生かしまして、国内企業におきましては海外での製造拠点の多元化に加え、国内における生産拠点の確保を図る動きが出始めております。この動きは、企業誘致と併せまして、本県製造業にとっても新たな受注拡大のチャンスというふうに考えております。

このため、産業振興センターを中心といたしまして、県内事業者の営業活動や見本市への出展、またウェブなども活用した商談会への参加などを支援し、新たな商談機会を積極的に創出してまいりたい、そのように考えております。

○8番（土居央君） ありがとうございます。積極的な姿勢で臨んでおられることと評価いたします。ぜひ少しでも県内への工場の誘致でありますとか、そういったことにつながっていくように期待をしているところでございます。

次に、機能性を活用した地産外商戦略についてお聞きしてまいります。

J A高知県が出荷しているハウス栽培の高知ナスが、高血圧の改善効果を掲げる機能性表示食品として先月登録されました。これにより、高知ナスには高い付加価値がつき、消費拡大に弾みがつくものと期待をしています。

近年、国が定めた安全性や有効性に関する基準に従って機能性が表示できる、いわゆる保健機能食品が次々登場しています。高知ナスが登録された機能性表示食品のほかにも、特定保健用食品、いわゆる特保や栄養機能食品などがあり、その食品に期待される保健効果を表示する

ことができます。

機能性表示食品は、もちろん機能性の科学的根拠を明らかにする必要がありますが、臨床研究の論文引用などでも可能であり、特保に比べ登録のハードルが低いだけでなく、加工食品やサプリメントのみならず生鮮食品も対象になるなど間口も広く、制度開始から僅か5年で特保の登録数を上回っています。

機能性表示食品制度は平成27年からスタートしましたが、本県では産学官連携会議にプロジェクトチームを設置するなど、組織体制を整えるとともに、大学や県内企業など関係機関と連携し、本県の農産物や食品の機能性成分の調査分析などを通じて、地産外商戦略として機能性表示制度を有効活用する戦略について、検討、あるいは実践してきたことと思います。

そこで、まずはこれまでの取組の成果について商工労働部長にお聞きをいたします。

○商工労働部長（沖本健二君） 機能性表示食品制度につきましては、食品の付加価値向上による販路拡大を目指し、産業振興計画の成長戦略に位置づけまして、専門家の配置やセミナーの開催などを実施してまいりました。その結果といたしまして、県内ではお話のございました高知ナスのほか、脂肪の吸収を抑える機能を有するお茶など、3事業者8品目が機能性表示食品として登録されております。

現在、高知大学が実施しております土佐FBCのカリキュラムの中に、機能性表示食品についても詳しく学べるコースが開設をされておまして、登録に取り組もうとしている事業者の皆様を支援する仕組みが整備をされております。

○8番（土居央君） ありがとうございます。

それでは、このたび機能性表示が可能となったナスは農産物でございます。非常にレアなケースだとお伺いしておりますが、ナスのほかに本県では農産物の機能性についてどのような調査

をしているのか、農業振興部長にお聞きをいたします。

○農業振興部長（西岡幸生君） 農業技術センターにおきまして、平成26年度からシシトウ、ショウガなど本県の主要な野菜15品目について、機能性成分に関する基礎的な調査を実施しております。その結果、例えばシシトウ、ピーマンではベータカロテン、ショウガではジングロール、ミョウガではアントシアニン、ニラではメチンやアリインなどが特徴的に含まれていることを確認しております。

また、令和元年度からはブント、ユズなど本県の特産果樹8品目について調査中でございます。

○8番（土居央君） ありがとうございます。

これまでの調査で、機能性成分、大変有効な成分がある有望な素材というものいろいろあることが分かりましたので、その多くが保健機能食品として申請ができ、そして受理などされることを期待しているところでございます。しかしながら、県内の中小事業者が単独で調査分析から申請を行い、機能性表示を取得するには、費用や体制の面から、なかなか厳しい実態があるということも分かってきております。

ただ、本県にはこのナス以外にも、先ほど部長の答弁にありました有望な品目もあります。また、自力で機能性表示食品を開発した企業もございます。例えば、ほかの品目で言いましたら、海洋深層水やユズ、イタドリ、フルーツトマトや赤ピーマンなど、そういった有望な品目もあります。こうした農産物、食品は、保健機能食品として機能性を表示できるか否かにかかわらず、機能性のある成分をPRすることで差別化を図り、付加価値を高めていくことも地産外商戦略として重要ではないかと考えます。

そこで、これまでの取組で見えてきた課題を踏まえて、機能性やその成分を有効活用した地

産外商戦略について、今後県としてどのように展開していこうと考えているのか、産業振興推進部長の見解をお聞きいたします。

○産業振興推進部長（井上浩之君） 最近、特に食に対する安全・安心、また健康面での効果をより意識した消費者がますます増えつつあるということもありまして、そうした中で機能性を前面に出した食品は、そうしたニーズにも応えるものであり、県産品の外商拡大に向けた重要なPRのポイントになるというふうに考えております。

また、添加物不使用とか低カロリーといった商品も健康志向の消費者へのPRポイントとなります。このため県といたしましては、そうした消費者ニーズに応じた県内事業者の新たな商品開発を様々な形で支援しているところであります。食のプラットホームにおけますセミナーであったり、専門家との商談におけるアドバイスであったり、あるいはアドバイザーを派遣するといった形で様々な応援をさせていただいているところであります。

特に、機能性表示食品や特定保健用食品、いわゆる特保でございますけれども、国への届出や国の許認可を受けるために多額の経費と時間を要するものでございます。このため、その経費に対しましても、県の補助金によりまして支援するという仕組みも設けておるところでございます。

今後とも事業者の方々がどういう商品を目指しているのかというのをしっかりお聞きもした上で、今般コロナ禍によりまして内食とか中食向けの商品、あるいは賞味期限が長い商品といったものへのニーズも高まっているということもございまして。そうした消費者のトレンドに合った商品開発が進められるように、専門家のアドバイスもいただきながら、機能性の食品も含めまして幅広く県内事業者の商品開発を支援し、

外商につなげてまいりたいと考えております。

○8番（土居央君） ありがとうございます。御丁寧な御答弁をいただきました。大変期待をしているところでございます。

それでは、具体的にこのたび登録されました機能性表示食品、高知ナスについて、どのような戦略を描いて販路拡大に取り組んでいくのか、農業振興部長にお聞きをいたします。

○農業振興部長（西岡幸生君） 今回明らかになりました機能性を表示することによりまして、健康に関心のある消費者の方々に選んでいただけるきっかけづくりになるとともに、県産野菜の質の良さを実感していただける絶好の機会だというふうに考えております。

一人でも多くの消費者の皆様が高知ナスを手にとっていただけますよう、まず第1弾として県内外における12月からの一斉販売に向けまして、機能性を表示したパッケージに一新するとともに、量販店等でチラシやPOPを掲示し、PRすることとしております。さらに、第2弾として生産量のピークを迎える来年3月に向け、全国版の新聞や雑誌への掲載、SNSなどにより全国の消費者に向けて情報発信を行い、この機能性表示を販売拡大につなげてまいります。

○8番（土居央君） ナスは、高知県が生産日本一を誇る品目でございます。こういった付加価値をつけることによってさらに販路拡大につなげる、それをしっかり後押しをする、大変心強い取組になろうかと思っております。

また、このナスがきっかけとなりまして、他の品目にまで広がって高知県の生鮮、これは魚なども対象にはなりますので、こういった高知県の産物が機能性を売りにして、また付加価値をつけて消費拡大につながっていく、こういった好循環が生まれることを期待しております。

それでは、最後に国道33号、高知市旭地区未整備区間の早期着工について、これは要請をさ

させていただきます。

長年にわたる地域要望でありますこの問題に対しましては、当面の安全対策として、電停構造の改善による交差点改良について現在検討が進められていると承知をしています。改良がなされますと、右折車両により発生する渋滞の解消に貢献し、区間の安全性も一定改善されるものと期待をしています。しかしながら、地域住民の悲願は抜本的改良による安全確保であり、そのためにはやはり正規整備による電車通り4車線化を待ち望んでいます。

これまでもこの問題につきましては、長年にわたり議会質問が繰り返されてきました。県としても事業化の前提として、当区間の境界確定などの条件整備が必要であるとの認識の下、事業化の必要性は理解していただいているものの、具体的な将来見通しが不透明な中で、事業主体である国に対して要請を行っていただいていたものと認識しています。

このような流れを踏まえて、高知市では平成28年から平成30年度までの3か年をかけ、当区間の境界確定と拡幅工事についての意向調査を実施しました。それにより、用地境界の98%の確定と地権者の82%の賛成結果を得られ、令和元年その成果品を国に提出しております。これにより、高知市としましては事業化に向けた課題を一定解決し、事業を導入していただく環境を整備したものと考えます。

そこで、県としても今後の取組のステージを上げていただき、区間の早期着工に向けて御尽力いただきますことを要請いたします。

以上で、今回私が通告いたしました全ての項目について質問を終わります。それぞれ御丁寧な御答弁をいただきましてありがとうございます。(拍手)

○議長（三石文隆君） 以上をもって、土居央君の質問は終わりました。

ここで11時5分まで休憩といたします。

午前10時47分休憩



午前11時5分再開

○議長（三石文隆君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一問一答による議案に対する質疑並びに一般質問を続行いたします。

上田周五君の持ち時間は30分です。

31番上田周五君。

○31番（上田周五君） 県民の会の上田です。知事はじめ執行部の皆様よろしくお願ひいたします。

初めに、特定地域づくり事業についてお聞きいたします。

中山間対策をライフワークとし、過疎地の窮状を目の当たりにしてきた私にとって、今回創設された特定地域づくり事業協同組合制度は非常に関心がございますので、テーマに取り上げました。

総務省が8月5日に発表した今年1月1日時点の日本人の人口は、1億2,427万1,318人です。前年から50万5,046人減り、減少幅は1968年の調査開始以来最大となっています。社会の中軸となる15歳から64歳までのいわゆる生産年齢人口は、日本人全体の6割を切り、過去最低を更新しています。東京都、神奈川県、沖縄県以外の道府県が全て人口減少となっている中、地図から消えようとしている地区が全国にあります。

今年は、昭和45年に過疎法が制定されて以来ちょうど50年目という大きな節目に当たります。毎月、統計分析課が県内市町村の推計人口を公表していますが、高知市への一極集中が顕著となっており、過疎地域を多く抱える町村で人口

の急減が目立っています。総務省などによる昨年の調査で、いずれまたは10年以内に消滅の可能性のある過疎地域の集落が全国で3,198に上るとの結果が示されたところでございます。

こうした中、人口の急減地域における地域づくり人材の確保とその活躍を目的として、本年6月に施行された地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律によって、新たに創設された特定地域づくり事業協同組合制度は、今後の過疎地域の活性化の切り札となり得るのではないかと考えますが、中山間総合対策本部長でもございます知事の御所見をお聞きいたします。

○知事（濱田省司君） 御指摘ありましたように、特定地域づくり事業は新たな議員立法によって導入をされた制度でございます。人口が急減する地域におきまして、事業者の方々の雇用に対するニーズ、例えば農繁期だけ人手が欲しいとなるわけですが、そういったものを組み合わせまして、年間を通じた雇用をつくっていくと。そして、その仕掛けといたしましては事業協同組合を設立いただいて、こちらで雇用をし、個々の事業者に派遣をしていくと、そういった仕組みを取っておるわけでございます。

この制度は、都市から地方への人の流れを後押しするという意味があると思いますし、産業や地域活動の担い手を確保して地域の活性化につなげるという狙いもございます。実際、私自身中山間地へ「濱田が参りました」などでお伺いしました中でも、やはり地域におきます人材の確保というのが非常に大きな課題だというようなお声をお聞きするわけでございます。昨日、質疑をいただきました地域おこし協力隊、これは任期3年という縛りがございますから、そういった縛りがない特定地域づくり事業というのは、担い手不足が深刻化しております本県の過疎地域にとっても、メリットのある制度である

というふうに考えております。

また、この事業協同組合の運営に関しましては、国から交付金や特別交付税などの手厚い財政支援が受けられることとなります。大ざっぱに申し上げまして、派遣をされる方の人件費の半分ぐらいは公的な支援が入るというふうに考えてよろしいかと思っておりますので、市町村にとりましても非常に前向きに検討していただける制度だと思えますし、私としても今後の取組の拡大に大いに期待をしているところでございます。

そのために、県内のできるだけ多くの地域で制度を導入していただきたいというふうに考えておりまして、県といたしましてもこの協同組合を設立するというのが最初のステップになりますので、この設立に向けてアドバイザーの方を派遣いたしまして、市町村や事業者の方々としっかりとサポートしていきたいと考えております。

○31番（上田周五君） どうもありがとうございます。知事のこの事業に対する熱い思いが伝わってきたと思います。

次に、この法律は今年6月に施行されたばかりですので、まずはこの制度の中身を市町村にしっかりと理解していただくことが大切だと思います。

そこで、この組合制度の県内市町村への周知について中山間振興・交通部長にお聞きいたします。

○中山間振興・交通部長（尾下一次君） 本年1月には市町村担当者を対象として、また8月には総務省の担当室長を迎えて、市町村長向けの説明会を実施して、制度の趣旨や国の支援策について周知を行ったところです。

また、4月にも説明会を開催する予定でしたが、新型コロナウイルス感染症の影響で実施できなかったことから、市町村に対して文書やリーフレットで制度を周知するとともに、意向調査

を実施しました。調査結果で関心や意欲を示した市町村には、地域産業振興監などと共に個別に訪問しまして、意見交換や勉強会を実施するなど、制度の浸透を図っております。

○31番（上田周五君） どうもありがとうございます。結構制度の内容が複雑だと思いますが、先ほどの御答弁、丁寧に周知をされてきたと、しているということで理解しました。

次に、この事業の導入に向けた市町村の動きについて中山間振興・交通部長にお聞きをします。

○中山間振興・交通部長（尾下一次君） 現在、9市町村で導入に向けた検討が進行中です。このうち市町村や県、アドバイザーなどで構成する特定地域づくり事業推進プロジェクト会議を立ち上げまして、協同組合の設立に向けて具体的に検討が進められているのが2町、また勉強会などを実施しプロジェクト会議の立ち上げを検討しているところが5町村、残る2市町については事業者のニーズなどを調査し、今後の対応を検討している状況です。

○31番（上田周五君） どうもありがとうございます。9市町村が今意欲的に設立に向けてアドバイザー等々で取り組んでいるということが、そういう動きが分かりました。

次に、過疎地域におきましては、事業者単位で見ると年間を通じた仕事がなく、安定的な雇用環境を確保できないといった課題があります。そこで、この制度は地域全体の仕事を組み合わせて安定した雇用を生み出し、地域の担い手を確保することが大きな目的となっております。

そういった意味で、生活や文化を同一にする圏域や流域において、複数の市町村による検討がなされてもよいのではないかと思います。中山間振興・交通部長にお聞きをします。

○中山間振興・交通部長（尾下一次君） この制度は、人口の急減に直面している地域での人材

確保を目的としておりまして、過疎法に基づく過疎地域及び過疎地域と同程度の人口減少が生じている地域が対象となります。こうした要件と併せて、自然、経済といった条件から見て一体であると認められる地域について、複数の市町村で取り組むことも可能となっております。

先ほど答弁しました制度導入を検討しております市町村の中には、近隣の市町村と一緒に取り組んでいきたいという意向を持っているところもございます。

○31番（上田周五君） ありがとうございます。特に、生活や文化という、同一というあれでしたが、そういった意味で流域単位で取り組まれることが特に有効ではないかと、そういった思いをします。小規模自治体が多い本県でございますので、ぜひそういったことで、こういうことも含めて検討していただきたいと思います。

次に、本事業を推進するアドバイザーについてでございますが、この推進アドバイザーの派遣費用が158万9,000円計上されています。この事業が軌道に乗るか否かは、設立を後押しするアドバイザーの役割が大変大きいと思いますが、その役割について中山間振興・交通部長にお聞きをいたします。

○中山間振興・交通部長（尾下一次君） 協同組合の設立に向けまして、中小企業等協同組合法の手续や、経営に精通した専門家を特定地域づくり事業推進アドバイザーとして、意欲的に取り組む市町村に派遣する事業を6月補正予算としてお認めいただきました。アドバイザーには、事業推進プロジェクト会議でのアドバイスのほか、事業計画の取りまとめや協同組合の収支計画のシミュレーションのサポートなど、協同組合の設立までを総合的にサポートする大変重要な役割を担っていただいております。

○31番（上田周五君） どうもありがとうございます。

この事業を初めて立ち上げるということで、そのアドバイザーの役割も大変重要だと思いますが、加えてこの事業のもう一つの重要なポイントというのは、設立された協同組合が雇用する地域内外の若者等、すなわち地域づくり人材の確保にあらうかと思えます。

そういったことで、この地域づくり人材の確保に向けて取組の方向性、この辺りを中山間振興・交通部長にお聞きいたします。

○中山間振興・交通部長（尾下次君） 組合に雇用される地域づくり人材は、季節ごとの労働需要に応じて複数の業務に従事するいわゆるマルチワーカーであり、地域産業の担い手となって将来にわたり地域で活躍していく人材になります。議員御指摘のとおり、地域づくり人材をいかに確保するかが本事業を進めていく上での大変重要なポイントであり、重点的に支援をしたいというふうに考えております。

県としましては、地域内外の若者などと呼び込むため、首都圏での移住相談会や地域おこし協力隊募集セミナーを通じて、市町村のアプローチの場を設けるとともに、移住促進・人材確保センターとも連携しながら、地域が求める人材の確保に向けてしっかりとサポートしてまいります。

○31番（上田周五君） どうもありがとうございます。

先ほどの御答弁の中で、マルチワーカーということが出たわけですが、1つこの取組の方向性の中で、協同組合が雇用する地域内外の若者等ということですが、この若者等という中で、雇用する方の年齢制限とか、その辺りのことは考えているのか、幅があるのかというようなことを含めて中山間振興・交通部長の御答弁をお願いします。

○中山間振興・交通部長（尾下次君） 年齢制限等の制限はございませんが、都市圏では仕事

を地方でしてみたいということが需要としてございますので、若い者を中心という想定はございます。

○31番（上田周五君） ありがとうございます。

取組の方向性というのは理解をいたしました。

いずれにしても、この事業は先ほどから御答弁にもありますが、年間を通した仕事を構える、またいわゆる人材の確保という、この視点が大変この事業の大きなポイントになろうかと思えますので、この辺りもよろしくお願いをいたします。

この項最後でございますが、この制度は派遣職員人件費や事務局運営費など、組合運営費の2分の1を国と市町村が財政支援することになっており、県の財政支援が入っておりません。本事業は、過疎地の若者定住と人手不足解消を図り、過疎地の活性化につなげる目的でつくられた特定地域づくり事業で、そういったことを考えますと、一定の県の財政支援もあっていいのではないかと考えますが、中山間振興・交通部長にお考えをお聞きいたします。

○中山間振興・交通部長（尾下次君） 先ほど知事から御答弁いたしましたように、国では事業協同組合の安定的な運営に向けて、運営経費の一部を交付金や特別交付税措置で支援する仕組みとなっております。市町村の負担は実質的に運営経費の8分の1に抑えられるといった、国の手厚い財政支援を受けることが本制度を活用する大きなメリットとなっております。

県としましては、まず事業協同組合の枠組みがしっかり確立されるよう、先行して取り組む市町村にアドバイザーの派遣を行うなど、モデルとなる協同組合を早期に設立すること、また設立後の地域づくり人材の確保に注力したいと考えております。

○31番（上田周五君） ありがとうございます。
るる申し上げてきましたが、この制度の立ち上

げに向けて、結構複雑な制度となっていますので、その辺り繰り返しになりますが、よく連携し合って頑張っていたいただきたいと思います。

冒頭にライフワークという話もさせていただきましたが、ここ10年ぐらいでしょうかね。過疎地を訪ねてみますと、地元に住んでいる方から必ず最初に出てくる言葉が、いよいよ若い者がおらんかった、けんど働くところがないきのうという言葉で、今の過疎の状況を象徴していると思います。そういった意味で、この事業は、冒頭で知事の答弁にありましたように、過疎地での若者定住に向け、期待のできる事業だと思っておりますので、ぜひこの事業を通じて、地域外の若い世代も本県に呼び込んでいただくよう申し述べまして、次の質問に移らせていただきます。

次は、豪雨時など災害への備えについてでございます。

近年の気候変動により、災害は頻発化、激甚化しています。先月、室戸市で時間雨量130.5ミリを記録したり、全国各地で記録的短時間大雨情報が発表されるなど、最近は雨の降り方が変わってきたと言われており、全国的に河川の氾濫等の大規模な浸水被害が相次いで発生しております。

このため、国は地方単独事業として緊急的に河川やダムなどのしゅんせつを実施できるよう、新たに緊急浚渫推進事業費を創設されました。この制度は、対象年度が令和2年度から6年度までの5年間であり、地方債充当率100%、交付税措置率70%といった国の有利な財政措置がございます。知事も提案説明におきまして、治水対策については、本年度国が新たに創設した地方債の制度も最大限活用して、河川のしゅんせつや改修など加速させますと述べられており、令和2年度の当初予算に緊急浚渫推進事業費として8億2,200万円が計上されています。

そこで、この事業が計画どおり進んでいるのか、土木部長にお聞きをいたします。

○土木部長（村田重雄君） 緊急浚渫推進事業の実施に当たりましては、5か年の堆積土砂管理計画を作成して進めることとしております。年度当初に、昨年の河川の点検結果を踏まえましてこの計画を作成いたしました。これに基づき緊急性の高い76河川のしゅんせつや樹木伐採につきまして、起債手続を既に完了しており、順次工事発注を進めているところです。工事の本格的な施工は、当初の予定のとおり11月からの非出水期に行う予定でございます。

○31番（上田周五君） どうもありがとうございます。

部長の答弁の中にもありましたが、この制度は今年度から6年度までの5年間であることから、河川の土砂の量や樹木の繁茂の状況、そして市町村や住民からの要望、また過去の被害状況や氾濫した場合に周辺の民家などに与える被害の大きさを考慮して、先ほど土砂の堆積の年次計画というお話がございました。

そういった5年間の年次計画を立て、計画的に執行されているということですが、年度によって社会状況と異なりますか、自然の状況も変わるとは思いますが、その場合にどういふふうに対応していかれるのか、土木部長にお聞きをいたします。

○土木部長（村田重雄君） お話にありましたように、今後の降雨の状況や自然の作用によって、土砂の堆積や樹木の繁茂が進行し、河川の状態は変化いたします。このため、来年度以降の事業の実施に際しましては、毎年河川の状態を点検いたしまして、土砂の堆積状況などを把握し、地元からの要望も参考に、必要に応じて計画を見直しながら事業を進めてまいります。

○31番（上田周五君） どうもありがとうございます。今、部長の答弁の中で地元からの要望と

いうお話もございました。少し具体的な要請になりますけれども、そういった地元からの要望とか含めまして、過去に幾度となく洪水などの被害を受け、いまだ河川改修に着手されていない危険河川の多い、例えば仁淀川の支川など、地元からも陳情書などで強い要望のあっている河川への御配慮をよろしくお願いいたします。

次に、自然災害の備えで重要な役割を担っているのが、水門、樋門等の管理ではないでしょうか。今年度の当初予算には、水門、樋門等管理委託料として1億400万円余りが計上されています。

そこで、その中で市町村などに操作を外部委託している水門、樋門は何か所あるのか、土木部長にお聞きをいたします。

○土木部長（村田重雄君） 水門、樋門は、支川の排水や本川からの逆流防止のために設置されているもので、操作を外部に委託しているものは水門が56か所、樋門が147か所の計203か所でございます。

○31番（上田周五君） どうもありがとうございます。

203か所あるということでございますけれども、それではその中で河川の増水時に手で閉められているものは何か所あるのか、土木部長にお聞きをいたします。

○土木部長（村田重雄君） 手で閉めているものは、水門が56か所中16か所、樋門が147か所中112か所の計128か所でございます。

○31番（上田周五君） ありがとうございます。

その112か所ですかね、樋門が。それで、手で操作しているものの中に、委託を受けて地元住民が管理を担っているものもあろうかと思いますが、高齢化などで負担が大きい上、現場での課題も多くなっているとお聞きをしますけれども、その辺りの課題というか認識について土木部長にお聞きをいたします。

○土木部長（村田重雄君） 水門、樋門ゲートの手動による開閉操作には労力を要するため、受託者の高齢化による成り手不足が課題と認識しております。また、出水時の操作には危険が伴うことから、受託者の安全確保も課題と認識しております。台風などの悪条件の中、操作いただいている受託者の方々には、日頃より心から感謝申し上げているところです。

○31番（上田周五君） 御丁寧な御答弁ありがとうございました。土木部河川課におかれましては、市町村を通じてよくよく現場の状況を把握されているということが改めて理解できました。

この項最後に、樋門の管理を担う地元住民が高齢化しており、担い手不足を解消するとともに、今年7月の九州豪雨時のような緊急時の対応を迅速にして、減災につなげることが求められていると思います。

そのためにも洪水時に本流から支流への逆流を防ぐ樋門を水位に応じて自動的に開閉するタイプ、いわゆるフラップゲートに改修する事業に着手し、河川管理の強化を図るべきだと考えますが、土木部長に御見解をお聞きします。

○土木部長（村田重雄君） 水門、樋門のゲートは確実に開閉できる構造であることが求められます。フラップゲートは河川の水位差によって自動的に開閉する構造で、操作に人が必要がなく、出水の頻度が多い中小河川においては大変メリットがあります。

その一方で、出水時に流木等の障害物がゲートに挟まりやすいという構造上の問題もございます。現在、流木等の流入が少なく、仮にゲートの開閉不良が発生しても著しい浸水被害とならないなどの条件が満たされる樋門に新たにゲートを整備する際には、フラップゲートのような自動的に開閉するゲートの採用を進めております。

既存のゲートにつきましても、更新時期など

の機会を捉え、積極的に採用していきたいと考えております。

○31番（上田周五君） ありがとうございます。老朽化に伴う更新を順次行っているということですが、部長の御答弁に危険であるというような操作上の部分もございましたが、樋門の管理人にとって、いわゆる人命に関わる瞬時の判断も求められますので、負担も大きいとよく聞きます。フラップゲートの改修に当たっては、状況が許せば、可能な限り今後も実施していただきたい、このことを申し述べまして、次に移らせていただきます。

最後に、財政問題を少しお願いいたします。

9月23日、財政課より令和元年度の普通会計決算見込みが示されました。歳入決算額のうち、県税に地方消費税の精算後の収入を足した額では前年度比1.1%、9億1,100万円の減となっています。また、令和元年度の決算審査において監査委員から、持続的な財政運営を行うためには、自主財源を確保する取組の重要性が指摘され、また県政運営指針においても自主財源の確保に向けた取組の徹底が掲げられています。県全体の課税額に対する収入率は、0.1ポイントアップの99.1%となっており、未収額は5億4,682万円で、個人県民税が4億3,486万円と約8割を占めています。

そこで、未収額のうち高い割合となっている個人県民税の徴収方法について、他県では市町村と連携し、従業員3人以上の事務所から給与天引きするなど特別徴収の取組をしてお聞きしておりますが、本県の特別徴収の取組はどうか、総務部長にお聞きをいたします。

○総務部長（君塚明宏君） 本県では、まず平成20年度から県が行う工事等の入札希望参加者に対しまして、個人県民税の特別徴収実施を確認することとしております。さらに、平成21年度には市町村と連携しまして、高知県住民税特別

徴収推進会議を立ち上げまして、税理士会への特別徴収推進への協力依頼や、事業者向けの広報等の実施に取り組んでおります。

このような取組によりまして、特別徴収実施率は、納税義務者ベースで見た場合、平成19年度末時点で69.1%であったものが、令和元年度末時点では83.0%となっているところであります。

○31番（上田周五君） 詳しく御答弁ありがとうございます。個人県民税については、先ほど部長からも市町村との連携というお話がございましたが、本当にまさに市町村との連携がなくてはなりませんので、そういった意味で引き続き連携もよろしくお願いいたします。

次に、2020年度は新型コロナウイルスの影響により、消費の冷え込みや企業業績の悪化が懸念され、税収も下振れすると見られております。ここは徴収業務を着実に行って、県税の収入確保につなげるべきと考えますが、今後の取組について総務部長にお聞きをいたします。

○総務部長（君塚明宏君） 県税収入の確保につきましては、納期内納付を促進するための利便性向上と、収入未済額の圧縮への取組が必要となります。

まず、利便性向上につきましては、引き続きコンビニエンス収納を促進するとともに、今後の取組としましては、電子決済等の収納チャンネルの拡大を検討しているところであります。また、滞納が生じた場合には、これまでも督促状や催告書の発布時期を前倒しするなど、滞納整理の早期着手に取り組んで、着実に成果が上がっているところであります。

今後におきましても納税者の事業継続や生活維持に十分配慮しつつ、滞納整理の早期着手、早期完結に取り組んでまいります。

○31番（上田周五君） どうも御丁寧にありがとうございます。

今、監査委員の意見書にもございますが、地道な取組が実って、徴収率も高くなっているということで、ちょっと資料をいただいています。高知県の令和元年度の全税目の徴収率、そして個人県民税の徴収率が全国第5位ということで、高い水準となっています。いずれにしても、先ほど申し上げましたコロナ禍での減収が見込まれますので、引き続き納税対策を一層充実させるなど、県税収入の確保に努めていただきたいと思っております。

以上で、一切の質問を終わります。ありがとうございました。(拍手)

○議長(三石文隆君) 以上をもって、上田周五君の質問は終わりました。

暫時休憩いたします。

午前11時35分休憩



午後1時再開

○副議長(西内健君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

一問一答による議案に対する質疑並びに一般質問を続行いたします。

田中徹君の持ち時間は50分です。

7番田中徹君。

○7番(田中徹君) 自由民主党の田中徹でございます。50分間お時間をいただきましたので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

さて、8年目を迎える今年度の高知家プロモーションは、2013年度の高知家がスタートしたときのキャッチコピー「高知県は、ひとつの大家族やき。」を再び掲げ、始動しています。こんなときだからこそ、一つの家族のような温かい県民性を改めて考え、発信されていくことと思っております。

そこで、私の質問はこの高知家をテーマに、

家族のみんな、つまり県民の皆さんがどんな気持ちで今を暮らし、生活をしているのか、また今後どのようなことを望んでいるのかということコンセプトを進めていきたいと思っております。

初めに、本県の経済状況を再確認したいと思います。議会初日の知事の提案説明でもありましたように、新型コロナウイルス感染症の影響により、観光関連産業や飲食業をはじめ様々な分野で幅広く大きな打撃を受けています。今年1日に発表されました日銀短観によりますと、県内の全産業の業況判断指数はマイナス18ポイントと、前回からは5ポイント改善されたものの、厳しい状況が続いています。また、12月までの見通しである先行きは今回より5ポイント下がり、マイナス23ポイントと予測され、再び悪化することが見込まれています。

そこで、まずこのような本県経済の厳しさをどのように認識されているのか、知事にお伺いいたします。

○知事(濱田省司君) 本県の経済は一部に持ち直しの動きが見られますものの、依然として厳しい状況下にあると考えております。例えば、旅館、ホテルに関して申しますと、6月以降、宿泊数は下げ止まりの傾向は見られますけれども、宴会の部門は非常に相変わらず厳しいという状況だと聞いております。また、飲食業におきましても新たな生活様式への対応、3密回避ということもあり、座席数を減らして営業されているというようなことがございまして、利益を上げることが難しい状況になっているという声もお聞きをしております。

一方で、いわゆる新型コロナ関連の倒産の件数につきましては、本県では件数的には僅かなものであるというふうに考えておりますけれども、一方で事業承継の相談件数は最近増えてきているというふうにも聞いております。本県の事業者は多くが中小あるいは小規模でございま

して、経営基盤も大変弱いわけでございますので、先行きへの不安から、休業をこの機会に考えているという業者も少なからずあるのではないかというふうに懸念をいたしております。

こうした中、御指摘がございましたけれども、感染症の収束がなかなか見通せないということもありまして、今月公表されました日本銀行の業況判断D Iにおきましては、業況が年末に向けまして再び悪化をする、いわゆる二番底的な状況になっていくのではないかというような見込みを示す事業者が増えているということであろうと思います。

こうした状況を考えますと、本県経済の本格的な回復に向けましては、なお時間を要すると、まだまだ予断を許さない状況が続いているというふうに判断をいたしております。

○7番（田中徹君） 予断を許さないというお話がありましたけれども、ではこの新型コロナウイルスの影響による厳しさを乗り越え、今後どのように本県経済を回復軌道に乗せていこうとされているのか、知事にお伺いをいたします。

○知事（濱田省司君） 今後の経済の方向でございますけれども、引き続きしっかりと感染防止対策を行っていくと、これが大前提になると思います。ただ、それと同時に社会経済活動の回復との両立を図っていくということが大変重要であると考えます。今後も経済状況をしっかり見極めながら、必要な対策をちゅうちょなく講じてまいりたいと考えております。

あわせて、今後経済を回復軌道に乗せていくということを展望いたしますと、当面の経済対策もさることながら、一步先をにらみまして、ウイズコロナ、アフターコロナの時代の社会構造あるいは産業構造の変化にどう対応していくかと。そこを先取りしていくといえますか、そういった動きを強めていくというところに力を注いでいかなければいけないというふうに考

えております。そういうウイズコロナを念頭に、新しい事業計画の下で挑戦をしようとしている事業者の皆さんを、しっかりと応援していくということにポイントを置きたいと思っております。

そのために、具体的には今議会におきましては、各産業分野でデジタル技術を活用していただくことを促進するというようなこと、また新しい生活様式に対応するための設備投資を応援していくというようなこと、さらには自然・体験型の観光施設の磨き上げを応援していくと、こういった類いの施策を強化しようということを提案させていただいております。今後も、こうした方向でさらに充実を図っていきたいと考えております。

こうした対策を総動員しながら、県の経済を再び回復軌道に乗せていくということに向けまして、しっかりと取り組んでまいりたいと思っております。

○7番（田中徹君） 次に、雇用についてお伺いいたします。新型コロナウイルス感染症による影響が全国の雇用状況に影を落としています。本県の5月分の有効求人倍率は0.95倍となり、56か月ぶりに1倍を下回りました。8月分の有効求人倍率を見ましても0.92倍となっており、1倍を上回ることがない状況が続いています。

また、昨日公表されました、厚生労働省発表の新型コロナウイルス感染症に起因する雇用への影響に関する情報によれば、10月2日集計時点で、解雇、雇い止めの人数が都市部を中心に全国で6万人を超えています。そうした中、本県の解雇、雇い止めの人数は全国で最も少ない67名と公表されています。

しかしながら、これらの数字は全国の労働局やハローワークを通じて把握できた数の計上であり、実態としてはさらに多いのではないかとされています。実際に、私の周りでも非正規労働者の方々から、職を失ったといった声もあ

り、私の感覚としても、もっともっと多いのではないかと感じています。今後、さらに新型コロナウイルス感染症による経済の停滞が長期化すれば、雇用を生み出す対策が求められてくるのではないかと考えます。

県として、今後を見据えた雇用対策の必要性についてどのように認識されているのか、商工労働部長にお伺いいたします。

○商工労働部長（沖本健二君） 県内事業者の皆様は、国の雇用調整助成金などに加えて、融資制度や県独自の給付制度などを活用いたしまして、まさに家族である従業員の雇用維持のために懸命に頑張っておられる、そのような状況だというふうに受け止めております。議員御指摘のとおり、今後新型コロナウイルス感染症の影響が長期化すれば、失業者が現在全国最少となっております本県においても増加することが懸念をされます。

先般、全国知事会は、雇用維持のため業種間での労働移動などの促進策を講じるとともに、リーマンショック時と同様の緊急雇用対策を実施するよう国に提言をしております。今後も県内の雇用情勢を注視しながら、国に対して適宜適切な提言を行いますとともに、本県の特性を踏まえた雇用対策を検討、実施してまいりたいというふうに考えております。

○7番（田中徹君） また、景気の悪化により心配されることが自殺者の増加です。厚生労働省発表の警察庁の自殺統計に基づく自殺者数の推移等によれば、本年8月に全国で自殺した人は暫定値で1,854人で、昨年同時期に比べ251人、15.7%増加しています。また、男性は5.6%増の1,203人、女性は40.3%増の651人となっております。

今年の自殺者が急増した背景には、新型コロナウイルスの影響も指摘されています。実は、過日、私が知っている方も自ら命を絶たれまし

た。新型コロナウイルスの影響があったかどうかは断定できないものの、周りの方からはそういった要因もあるのではないかとお伺いしています。私としては残念でなりません。もしそうだとしたら、なぜ救えなかったのか、悔しい気持ちでいっぱいであります。

そこで、新型コロナウイルスの影響も踏まえた県内の自殺者の状況について警察本部長にお伺いいたします。

○警察本部長（熊坂隆君） 県内の自殺者数につきましては、本年8月末現在77名で、前年同期に比べて14名減少しているところでございます。したがって、新型コロナ感染の影響が直接見られるものではございません。しかしながら、自殺原因等の調査する過程において、周辺の方から、コロナの影響があったのではないかという話が聞かれたものも数件ございます。新型コロナウイルス感染症が影響したものはないと言い切れないというところでございます。

○7番（田中徹君） 警察本部長からは、言い切れないということで、あるかもしれないという御答弁をいただいたわけですが、冒頭高知家プロモーションに触れましたが、私の考える家族とは、楽しいときも苦しいときも寄り添える存在であり、苦難のときこそお互いを支え、励まし合い、助け合えるものだと思っています。予想もしなかった新型コロナウイルスの影響が大きく広がる世の中で、希望や明るい未来が描きにくい今だからこそ、高知家は一つの大家族やき、一人じゃないでえと声を大にして言いたい。そんな強いメッセージが必要ではないかと私は考えます。

そこで、新型コロナウイルスの影響による自殺者が県内で発生しているという現実を知事はどう受け止められるのか、お伺いをいたします。

○知事（濱田省司君） 自殺には様々な原因、動

機があるということは考えられますが、新型コロナウイルスの感染症の影響でさらにつらい思いをされ、自ら命を絶たれていらっしゃるというような状況は、私としても大変残念でなりません。コロナ禍の下で今後の生活に御不安を感じておられる方もおられるのではないかと、多いのではないかというふうに思います。

議員からのお話もございましたけれども、どうか一人で悩みを抱え込まずに、まずは身近な人あるいは地域の様々な相談窓口がございます。そういった相談窓口にも、ためらわずに御相談をいただきたいということを私としても申し上げたいと思います。

県といたしましては、様々な分野におきます相談窓口の周知でございますとか、これらの連携によりまして適切な支援につないでいくということを図りますとともに、事業の継続と雇用の維持に向けました経済対策を引き続き推進をしております。県民の皆さんの尊い命を守るということを第一に考えまして、健康政策の面、福祉の面、あるいは経済対策の面、こういったものを総合的に動員いたしまして、自殺者を出さないという考え方で全力を挙げて取り組んでまいりたいと考えております。

○7番（田中徹君） さきにも述べましたように、新型コロナウイルス感染症の収束が見通せない中、経済の回復に時間がかかるとするならば、本県においても経済的困窮や精神的な不安定さなどから自殺者の増加が心配をされます。本県でも相談窓口が設置され、周知も一定なされていますが、いま一度アウトリーチの視点に立った、より一歩踏み込んだ対策が望まれていると感じます。

そこで、自殺者の発生を防ぐための今後の対策について地域福祉部長にお伺いいたします。

○地域福祉部長（福留利也君） 自殺を予防するためには、相談窓口の周知とともに、関係機関

による横の連携と地域における支援力の強化が重要であると考えております。

まずは、先ほど知事が答えましたように、一人で悩みを抱え込まずに、まずは身近な人や地域の相談窓口にもためらわずに相談していただきたいというメッセージが、不安を感じている人や周囲の方に伝わるように、マスメディアを通じて広報を強化してまいります。

また、関係機関による横の連携につきましては、平成20年のリーマンショックの際には、特に経済・生活問題を原因に亡くなった方が増加をした、こういう状況にございました。このため、福祉保健所などにおける地域の自殺予防のネットワークなどの関係機関と、経営相談などを担当する窓口との連携を強化しまして、支援をしていく体制づくりに取り組んでまいります。

またあわせて、心のケア相談を担当します精神保健福祉センターの職員が地域に出向き、関係機関にスーパーバイズを行うなど、地域支援の強化を図りまして、個別支援が必要な方を地域においてアウトリーチなどにより、しっかり支援ができる体制を構築してまいりたいと考えております。

コロナ禍の現状において自殺を防ぐことは喫緊の課題でありまして、時期を失することなく取り得る対策をしっかりと講じてまいります。

○7番（田中徹君） 次に、観光振興についてお伺いいたします。私は、今般の新型コロナウイルス感染症が拡大し始めた頃から、内需主導型の消費喚起策を実施するよう求めてまいりました。そんな中、本県では知事を先頭に6月から地産地消を進めようと、「食べて！遊んで！高知家応援プロジェクト」が始まっています。この取組は、県民が本県の現状を知るとともに、新型コロナウイルスの影響を受けている生産者や飲食店を応援する仕組みで、非常によい取組だと高く評価をしています。

そこで、観光においても県内の消費拡大、需要の喚起を図るため、県民の皆様にも県内観光を意識してもらうことが必要であり、「食べて！遊んで！高知家応援プロジェクト」を拡大、継続すべきではないかと考えますが、このプロジェクトの今後の展望について産業振興推進部長にお伺いいたします。

○産業振興推進部長（井上浩之君） 「食べて！遊んで！高知家応援プロジェクト」は、前半の県によるプレゼントキャンペーンに続きまして、現在は民間主体による地産地消キャンペーンが展開されているところであります。この間、県内の多くの量販店や飲食店などでプロジェクトののぼりやステッカーなどを御活用いただいております。県民の皆様にも広く浸透してきたのではないかと考えているところでございます。

加えて、国の「Go To Travel キャンペーン」の開始によりまして、本県への観光客の入り込みが上向きつつあり、さらに「Go To Eat キャンペーン」、こちらのほうも全国版のオンライン飲食予約の取組が今月からスタートいたします。そして、地域ごとに使えるプレミアム付食事券の取組も、11月2日から本県でスタートすることになっております。こうしたことから、地産地消に加えまして、外商面での効果も期待されるところであります。

こうしたことも踏まえまして、今年度末まではこのプロジェクトを継続していきたいというふうに考えております。

○7番（田中徹君） 今年度末までということで御答弁をいただきました。

今後、県内観光を推進するに当たっては、昨日上治議員の御質問の中でもお話がございましたふるさと再発見という視点を持って、誘客を図るイベントやコンテンツの充実を図る必要があると考えます。その一つの成功事例が、本年7月にリニューアルオープンしました新足摺海

洋館SATOUMIだと思います。高規格道路が延伸されたとはいえ、移動には一定の時間を要しますが、海洋館にはオープン後、2か月で8万人を超える来館者があるなど、好調な入り込みが継続しており、多くの県内観光客でにぎわっているとお聞きしました。また、周辺の海中遊覧などのアクティビティーや足摺岬も多くの人出があり、地域への波及効果も見られるということです。

そこで、県内観光の推進に資する国や県の観光キャンペーンに連動した下半期の誘客イベントや観光資源の創出はどのようなものがあるのか、観光振興部長にお伺いいたします。

○観光振興部長（吉村大君） 下半期の誘客イベントでは、冬のナイトタイムエコノミーとして定着しつつありますイルミネーションやキャンドルライトなどを活用したイベントが、高知市中心街をはじめ県内各地で開催されます。また、海、山、川での遊びを熟知した地元の方と触れ合う体験イベントや、東部地域の日本遺産と太平洋の絶景を楽しめるイベントも予定をしております。

新たな観光資源としましては、仁淀ブルーのほとりのバーベキュー施設がリニューアルオープンしますほか、奥四万十の豊かな森でジップラインやアスレチックを体験できる施設などもオープンいたします。こうした誘客イベントや観光資源をぜひ県民の皆様にも満喫していただきたいと考えています。

○7番（田中徹君） また、今議会には高知観光リカバリーキャンペーンの追加予算も提案され、宿泊を伴う県内旅行を促進することに加え、観光需要を喚起する様々な取組も検討されています。そうした中、多くの県外観光客の来高を見込むことができる高知龍馬マラソン2021やカシオワールドオープン ゴルフトーナメント2020が相次いで中止されるなど、この冬の観光振興面

はまだまだ厳しい状況も予測されます。

この際、冬場という時節柄でもありますし、県民の皆様には、まだ十分に知られていない県内の隠れた名湯を楽しんでいただくということはいかがでしょうか。県内には数多くの温泉がありますし、併せて地元食材をふんだんに使った食事も堪能していただければ、波及効果も大いに期待できます。現在は、個人・少人数旅行が旅のトレンドでありますし、レンタカーを利用して県内を周遊していただくことも一案ではないでしょうか。このことは、感染症拡大の影響を受け、厳しい経営状況を余儀なくされているレンタカー事業者の皆様の一助にもつながると考えます。

そこで、コロナ禍において、県民向けに冬場の県内周遊を促す取組として、温泉やレンタカーを活用した県民向けの観光推進策を考えてみてはどうかと考えますが、観光振興部長に御所見をお伺いいたします。

○観光振興部長（吉村大君） 温泉の活用につきましては、自然&体験キャンペーンの実行委員会におきまして、県内の温泉をPRする企画を立案してはどうかとの御意見もいただきましたことから、宿泊事業者の方々と温泉巡りの企画などについて意見交換を行ってきました。また、レンタカーの活用につきましては、現在県レンタカー協会とタイアップをさせていただいて、道の駅で特典が受けられる周遊企画を実施しております。業界団体の皆様からは、レンタカー利用促進への支援継続についての御要望もいただいております。

お話にございましたような高知龍馬マラソンの中止などを受けまして、この冬の本県観光を盛り上げていくためには、県民の皆様にも県内の観光地を巡っていただくことも大切であると考えております。このため、レンタカーを活用した周遊企画の第2弾としまして、温泉とレンタ

カーの利用を組み合わせた取組を関係の皆様と共に検討したいと考えております。

○7番（田中徹君） これまで、県内観光に軸足を置き質問してまいりましたが、もちろん地産外商、すなわち県外からの誘客の推進に取り組む必要もあります。Go To Travel事業は、今月から対象地域に東京都が加わり、地域共通クーポンも発行されていますので、なおさらであります。この事業は、国内観光の需要を喚起するため、最大1人1泊当たり2万円というかなり大胆なインセンティブを付与するものです。また、昨日観光庁より、9月15日までに事業を利用して宿泊した人は、少なくとも延べ1,689万人泊に上ることが発表されました。地域の観光需要を喚起する効果も非常に大きいと考えます。

本県では、このGo To Travel事業に連動する形で、交通費用を上乗せ助成する高知観光リカバリーキャンペーンを展開し、他県との差別化を図ることで本県への誘客を促進しています。交通費用を助成するという制度設計は、Go To Travel事業の仕組みを見据えた効果的な選択肢であったと思います。しかしながら、Go To Travel事業自体、当面という前提付ではあるものの、来年1月末までの期間が設定されていますので、終了した場合には反動減が心配されます。

そこで、この反動減を和らげるためにも、例えば連泊も誘発できる宿泊割引などのアフターGo To対策を企画することも有効ではないかと考えますが、観光振興部長に御所見をお伺いいたします。

○観光振興部長（吉村大君） 国のキャンペーンが終了した場合には反動減も憂慮されますので、これを抑えるためにも、本県を旅先として選んでいただけるような創意と工夫が必要になると考えています。議員の御提案は、反動減の抑制や第4期産業振興計画の課題であります観光消

費額の拡大に向けても、有効な取組ではないかと考えています。

今後、国の動向も注視しますとともに、観光リカバリー戦略のPDCAサイクルを回す中で、本県の観光需要の回復状況を確認しながら、具体的な施策を検討したいと考えています。

○7番（田中徹君） 次に、移住促進策についてお伺いいたします。今年新型コロナウイルスの感染拡大による春先の緊急事態宣言の影響もあり、人々の移動が制限されたことや様々なイベントが中止を余儀なくされるなど、移住関心層へのアプローチに大変御苦労されているのではないかと思います。

そこでまず、コロナ禍で移住者の呼び込みに苦戦しているのではないかと危惧しますが、現状について産業振興推進部長にお伺いいたします。

○産業振興推進部長（井上浩之君） 直近の数値は8月末時点でありましてけれども、移住相談件数は1,065件で、対前年同月比63%、移住組数は421組で、同じく87%と前年度を下回っている状況でございます。しかしながら、人の動きが本格化し始めました8月単月で見ますと、相談件数、移住者数ともに前年同月を上回っておるといふような状況になっております。

移住者が増加傾向にあります市町村にお聞きをしたところ、以前から相談されていた方がコロナ禍を契機に移住された、あるいはUターンの方が増加している、また相談があつてすぐ移住される方が多いといった傾向が見られるということであります。

○7番（田中徹君） 新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、毎年夏と冬に、東京都、大阪府で開催している高知暮らしフェアや就職・転職フェアについて、本年6月に予定していた開催はオンラインに切り替え、7月から9月にかけて開催したとお聞きしましたが、どのよう

な結果であったのか、産業振興推進部長にお伺いいたします。

○産業振興推進部長（井上浩之君） 今年の7月から9月にかけて開催しました、高知暮らしフェア、それから就職・転職フェアでございますけれども、ともに特設サイトを開設しまして開催をし、市町村や企業情報の動画配信とオンラインによります個別面談、交流会などを実施したところであります。

期間中、サイトのアクセス数は、この高知暮らし、そして就職・転職の両サイト合わせて7万件を超え、多くの方にサイトを見ていただきました。一方で、市町村や各産業分野の担当者との個別面談は延べ33名、企業との個別面談は延べ75名、先輩移住者との交流会へ参加された方は延べ55名ということでございまして、思ったほど伸びなかったという状況でございます。

オンラインのフェアは、期間中全国どこからでも、またいつでも参加できるというメリットがありまして、参加者にはおおむね好評でありましたけれども、運営する側といたしましては、そうしたサイトへのアクセス者を個別面談に誘導するということの難しさというのを実感したところであります。

○7番（田中徹君） では、オンラインイベントの結果や移住実績の現状等を踏まえまして、本年11月と12月に開催されるフェアはどういった内容で開催されるのか、産業振興推進部長にお伺いいたします。

○産業振興推進部長（井上浩之君） やはりオンラインのみとなりますと、先ほど申し上げましたようにサイトへのアクセスはあつても、やっぱり相談者も相談を受ける側、双方とも全く面識がないということでございまして、いきなり個別の相談に誘導することはなかなか難しいなというふうに感じたところであります。

また、この9月に大阪府で、100万人のふるさと回帰・循環運動推進・支援センターが開催をしました対面のフェア、こちらのほうが例年以上の参加があったということでございまして、対面相談へのニーズというものがいまだに高い状況にあると言えるのではないかとこのように思っております。

こうしたことから、11月末と12月に大阪府、東京都で開催するフェアにつきましては、感染予防対策をしっかりと講じた上で、対面ブースとオンラインブースをそれぞれ設置し、オフラインとオンラインを組み合わせるよう現在準備を進めているところであります。

具体的に申し上げますと、オンライン相談を希望される方に事前に県の移住・交流コンシェルジュが面談をいたしまして、個別のニーズや課題をお聞きした上で、その方に合った市町村あるいは各産業分野の担当者につなぐといった対面のコーディネートを行うこと。すなわち、コンシェルジュが間にワンクッション入って調整を行うといったことや、フェア当日会場にお越しになられた方にも対面で同様のコーディネートを行いまして、会場に来ていない市町村とオンライン上でスムーズに相談ができるような、そうした新しい試みを同時に行うように検討しておるところでございます。

冬のフェアでは、こうした形でオンラインとオフライン、対面を組み合わせまして実施することで、移住者の増加、相談者の増加につなげていきたいというふうに考えております。

○7番（田中徹君） また、現在密を避ける生活へのニーズの高まりやテレワーク、リモートワークの広がりにより、地方暮らしへの関心が高まっています。高知のような大自然に囲まれた農村、漁村での暮らしに憧れを抱く若い世代の方々が増えているという報道も見聞きます。

私は、今こそUターン対策を強化し、県外に

転出した県出身者を強かに呼び戻してはどうかとありますが、産業振興推進部長の御所見をお伺いいたします。

○産業振興推進部長（井上浩之君） 先月開催いたしました新しい人の流れを高知に呼び込むための方策を議論する県内外の有識者によりまず懇話会でも、コロナ禍において、なかなか一から人間関係を構築するということは難しく、既に本県と何らかの関わりのある方にターゲットを絞ってはどうかというふうな御意見もいただきました。こうした方々の中でも、特に本県出身者は本県を移住先の第1候補として検討する可能性も高く、また今回のコロナ禍によりまして、そうした方々が増えてくるのではないかとこのように思っているところであります。

このため、本県出身者をターゲットにいたしまして、市町村や県人会あるいは高校の同窓会とか、協定を結んでおります県外の大学とも連携をしながら、まずは先日県が立ち上げました高知家ゆる県民倶楽部、関係人口をつくっていかうというふうなアプリでございませけれども、そちらへの入会を促すことで、そうした方々に本県の魅力ある仕事とか暮らしの情報をしっかり届けることによりまして、Uターンを加速してまいりたいと考えております。

あわせて、来年度の移住促進策のバージョンアップに向けましても、さらにUターン策をしっかりと強化してまいりたいと考えております。

○7番（田中徹君） 第2期高知県まち・ひと・しごと創生総合戦略に掲げる人口社会増減の均衡という目標に向けては、U・Iターンなどの転入促進策に加え、県内学生の県内就職の促進といった転出抑制策も一体的に推進すべきと考えます。

知事が先頭に立たれて県民運動的に展開してはどうかとありますが、知事の御所見をお伺い

いたします。

○知事（濱田省司君） 御指摘がありました転出抑制でございますけれども、特にそのターゲットといたしましては、お話がありましたような県内の大学生、そして本県出身の県外大学生で、新卒で就職をされる機会に県内の就職を促進すると、この2つの局面が大事であるというふうに考えており、第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略におきまして、この2つの点からこのための取組を推進しております。

1つは、何といたしましても若者に魅力のある仕事を県内に多くつくるということでありまして、この点は地場産業とデジタル技術の融合でございますとか、IT・コンテンツ産業関連企業の誘致と、こういった取組を推進いたします。

2点目は、こうした魅力のある仕事の本県にたくさんあるということをしてできるだけ多くの若い方々に知っていただくということでありまして。このためには、県内外の大学との連携により、学生の皆さんにお知らせをしていくということと併せまして、インターンシップですとか就職相談会の機会を充実していく、さらには保護者を通じて情報提供していく、さらに企業自ら魅力の発信を強化していただく、こういった様々な取組を講じているところでございます。

御指摘もありましたように、今回のコロナ禍で都会よりはむしろ地元での就職を希望する学生の皆さんも増えてくるということも見込まれるというふうに思います。

今回の補正予算で強化をいたします県内事業者のデジタル化の促進は、ただいま申し上げましたような若者が魅力を感じます仕事の創出につながっていく、それを狙ったものでございます。また、シェアオフィスの整備は、都市部の企業を呼び込むというためのものでございますが、これは若者の雇用の受皿となるということ

を目指しております。こうした施策をさらに強化いたしまして、しっかりと推進をしていきたいと思っております。

移住の促進に加えまして、多くの若い方が高知に残り、誇りを持って定住できるようにしていくということ、さらには県外から戻ってくるができるような、そんな魅力ある高知県にしたいという思いでございます。そのためには、関係者が言わば総出でしっかり取り組んでいくということが必要でございます。市町村や高等教育機関、産業団体、企業、こういった方々と連携をいたしまして、総力を挙げて取り組んでまいります。

このための具体的な取組といたしまして、こういった産官学の関係者で構成をいたします、大学連携まち・ひと・しごと創生推進本部会議でございますとか、地域活性化雇用創造プロジェクト推進協議会、こういった場を通じまして、さらなる取組の強化に向けて議論を深めてまいります。

引き続き、こうした取組をさらに強化いたしまして、御指摘がありましたような県民運動的な展開につながってまいりますように、私としてもしっかり努力をしております。

○7番（田中徹君） 先ほども提起しましたように、県民がそれぞれ家族に声かけや周知を行うことで、移住者の大幅な増加が期待できます。現在、濱田知事は関西圏からの活力を呼び込もうとされていますが、ぜひ大阪府で開催される高知暮らしフェアにも知事自ら参加され、これまでの御経験を生かされたトップセールスを行うことにより、本県への移住を促進することが必要ではないかと考えますが、知事の御所見をお伺いいたします。

○知事（濱田省司君） 本県に移住される方の内訳を見ましても、約3割は関西圏からの移住の方々でございますし、関西圏は歴史的に本県と

非常につながりが深く、本県出身者も多いという土地柄でございます。せんだって、関西・高知経済連携強化アドバイザー会議を大阪で開催いたしましたけれども、この中でもこのコロナ禍で都市から地方へ、新しい人の流れが生まれると、このチャンスを逃さずに移住促進を強化すべきという御意見もいただいたところでございます。

今お尋ねがございましたように、11月の末に大阪で高知暮らしフェアを開催する予定といたしておりますが、これはコロナウイルス感染拡大後、初めて対面とオンラインを組み合わせて実施する予定といたしております。そうした大規模な相談会でございますので、私といたしましても他の日程との調整は必要になりますが、できる限り参加をさせていただいて、私自身から高知の魅力をしっかりと伝えてまいりたいと考えております。

またあわせまして、私のこれまでの経験あるいは人間関係なども生かしまして、関西圏での情報発信などにも取り組んでまいりたいと考えております。

○7番（田中徹君） 次に、東京オリンピック・パラリンピックについてお伺いいたします。新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大を受け、開催が1年延期された東京オリンピック・パラリンピックですが、いまだ詳細な開催内容に分からない部分があるとはいえ、来年4月の聖火リレーの実施が発表されるなど、来夏の開催に向けて本県も本格的な準備を加速しなければなりません。

そこで、開催延期となったオリンピック・パラリンピックについて、これまでの取組の継続も含め、本県として今後どのように進めていけるのか、文化生活スポーツ部長にお伺いいたします。

○文化生活スポーツ部長（岡村昭一君） 東京オ

リンピック・パラリンピックに関連する県の取組につきましては、例えば来年7月に本県で実施が予定をされておりますチェコ共和国及びシンガポールの事前合宿に向けた、ウイズコロナあるいはアフターコロナの下での安全・安心な受入れ体制の構築。また、オリンピックの開会式及び閉会式などにおけるよさこい演舞の実現に向けた活動。さらには、各種の全国的なオリンピック関連イベントへの本県の産業振興などにもつながる積極的な出展など、これらをはじめといたします様々な取組につきまして、知事を本部長とし、副知事及び関係部局長で構成をしております高知県スポーツ振興推進本部会議などを通じまして、各部局の取組状況の共有を図るなど全庁的な連携の下、しっかりと進めてまいりたいと考えております。

○7番（田中徹君） 取組を進める上で、いま一度県民の機運を盛り上げていくことが必要と考えますが、機運の醸成についてどのように取り組まれるのか、文化生活スポーツ部長にお伺いいたします。

○文化生活スポーツ部長（岡村昭一君） 東京オリンピック・パラリンピックに関連いたします各種のイベントなどにつきまして、例えば来年3月25日に福島県をスタートし全国を巡る聖火リレーが、本県では4月19日、20日の2日間、177名のランナーによって実施されることなどに関して、各市町村などともしっかりと連携をいたしまして、積極的な広報を行います。とともに、事前合宿に関しましても期間中の選手との交流などはもちろんでございますが、来月には駐日チェコ共和国大使館と連携をいたしました関連のイベントを本県で実施いたしますなど、この東京オリンピック・パラリンピックが本県の魅力の発信、また県民の皆様のスポーツへの関心の向上などにとりまして絶好の機会であることを踏まえて、県を挙げて大会に向けた機運

の醸成を図ってまいりたいと考えております。

○7番（田中徹君） 次に、関西圏との経済連携についてお伺いいたします。濱田知事は、この関西圏との経済連携について、昨年の県知事選挙の際から公約の一つとして訴えてこられました。新型コロナウイルスの影響により開催が遅れていました第1回アドバイザー会議も先月2日に開催され、戦略の柱として、観光推進、食品等の外商拡大、万博・IRとの連携、以上の3つの方向性が示されたところです。本年度中に新たな戦略を策定されるということですが、知事がどういった思いで関西圏との連携を強化することを考えてこられたのか、私も含め多くの県民が今なお関心を寄せています。

そこで、関西圏との経済連携について、知事の思いとはどういったものなのか、改めてお伺いをいたします。

○知事（濱田省司君） 私は、昨年の夏まで約2年間、大阪府に副知事として勤務をいたしておりましたときに、現実にこの目、耳で見聞きをした大阪の経済活力の状況、これが今回の経済連携を強化していきたいときの原点となっております。今現在は、ここはちょっとさま変わりをしておりますが、特にアジアからのインバウンドの観光客が殺到しておったり、あるいはちょうど私が在任中の2年間に万博の開催が決定をいたしまして、万博、IRを受けて言わば先行投資のような形で非常に都市開発も進んでいると、こういった大阪の活力を2年間目の当たりにはしてまいりました。御縁があつてこの後高知県の行政を任されることになりましたから、大阪と高知の連携強化で、言わばウィン・ウィンの関係にできることがきっとあるはずだと、こういう思いでこの関西経済連携に取り組んでいるところでございます。

この連携を進めるに当たりましては、観光客の誘致あるいは各産業分野におきます外商を効

果的に進めるという上で、様々な数値目標を設けましたり、また目標達成に向けた工程などを明らかにして、これを戦略的に進めていくということが大変大事だというふうに考えております。

このために、私の大阪勤務時代の人脈も頼りまして、関西圏の経済界あるいは行政関係者などをアドバイザーとして委嘱をし、こうした方々から構成をされる会議を設置いたしまして、現在議論をいただいているところでございます。先月、第1回目のアドバイザー会議を開催いたしました。御指摘がありました3つのプロジェクトの方向性に関しまして、多数の具体的な御意見あるいは御提案も頂戴をいたしました。また、その根底には、ぜひ高知を応援したい、あるいは一緒にやりましょうといった、本当に本県への取組に対する力強い後押しをいただきまして、私自身も感激をしたところでございます。この会議を通じまして、大阪の経済界を代表する皆様との人的なネットワークを構築できつつあるということも、今後にとって大変大きな財産になると考えますし、私としても心強く思っているところでございます。

こうしたアドバイザーをはじめといたします関西圏とのネットワークを生かしながら、私自身が先頭に立ちまして、この関西圏との経済連携の強化に向けた取組をしっかりと推進していく決意でございます。

○7番（田中徹君） 知事から御答弁いただきましたその思いを反映させるために、第1回アドバイザー会議を踏まえ、今後具体的にどのような取組を進めていこうとしておられるのか、産業振興推進部長にお伺いいたします。

○産業振興推進部長（井上浩之君） 第1回のアドバイザー会議では、先ほど知事からも答弁いたしましたように、3つのプロジェクトの方向性に関しまして多くの御意見をいただきました。

例えば、観光面では、本県の強みを生かしたイメージ戦略を確立すること、大阪観光局との連携協定を締結してはどうかという話。それから、食品等の外商面では、関西圏の市場関係者や企業などとのネットワークを生かして、県産品の外商拡大を図ってはどうか。あるいは、戦略全体に関しましては、コロナ禍による人々のライフスタイルや価値観の変化をチャンスと捉えまして、先手を打った取組を進めなければいけないといった御提案もいただいたところであります。

こうした御意見を基に、今月末の第2回のアドバイザー会議では、大きな戦略の柱の中での取組をしっかりと組み立てまして、数値目標や工程表も加え、改めて委員の皆様にお示しし、御意見も伺いたいと考えております。その上で、具体的な施策につきましては、来年度の予算に向けて検討を急いでまいりたいと考えております。

○7番（田中徹君） 先ほど申しあげましたように、5年後の大阪・関西万博の開催を見据えれば、目前に迫る東京オリンピック・パラリンピックの開催を好機と捉え、海外からの参加者に高知県を強くアピールすることは有効な手段だと考えます。

そこで、来年の開催が予定されている東京オリンピック・パラリンピックを関西圏との経済連携にどのようにつなげていかれるのか、産業振興推進部長にお伺いたします。

○産業振興推進部長（井上浩之君） 来年の東京オリンピック・パラリンピック開催期間中には、関西圏にも国内外の多くの観光客が訪問することが見込まれております。こうした関西への観光客を本県への誘客につなげることで、すなわち関西プラスワンとして本県を選んでもらえるようにすることが、東京オリンピック・パラリンピック開催における関西圏との経済連携の大き

なポイントになるものというふうに考えております。

今後、大阪観光局や関西エアポートなどとの連携を強化する中で、本県への誘客に向けた具体的な取組について検討を進めてまいりたいと考えております。

○7番（田中徹君） 次に、教育現場での感染症対策についてお伺いたします。本年2月議会において、児童生徒に対する感染症予防対策について私も質問させていただきましたが、これまでの間、学校教育現場において新型コロナウイルス感染症の拡大を防げたという結果に、改めて感謝を申し上げます。教職員をはじめとする学校関係者や家庭・地域の方々の御理解や御協力があったことだと思います。

しかしながら、現在一部ではあるものの、教室での授業時間や休み時間にマスクを着用せずに学校生活を送っている児童生徒がいることも事実です。これから冬場の新型コロナウイルス、インフルエンザ同時流行を見据えて、感染症対策をしっかり継続していくことが大事であり、マスク着用などの指導をいま一度徹底し、学校をはじめ家庭や地域などの協力を得ながら、一丸となって取り組む必要があると考えます。

そこで、今後の学校教育現場での感染症対策についてどのように取り組まれるのか、教育長にお伺いたします。

○教育長（伊藤博明君） 県内の各学校では、これまでも文部科学省の、学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアルに基づきまして、手洗いや換気、消毒、マスクの着用などにより感染症の予防対策がなされてまいりました。また、児童生徒にはマスクの着用や手洗いの励行、できるだけ間隔を空けるなどの新しい生活様式について、家庭の協力を得て定着を図ってきております。

これらの感染症対策は、新型コロナウイルス

感染症だけでなく、インフルエンザなどにも有効でありまして、引き続き実施していくことが大変重要であるというふうに考えております。このため、県教育委員会としましては、今後もマスク着用などの感染症対策を徹底してまいります。あわせて、今月中にも各学校からの保健だよりなどを通じまして、家庭での協力も要請してまいります。

○7番（田中徹君） 最後の項目として、感染予防対策と県民への周知・啓発についてお伺いいたします。今年には新型コロナウイルスと季節性インフルエンザの同時流行を見据え、様々な取組が進められています。本県でも、今月1日から65歳以上の方などにインフルエンザワクチン接種費用の自己負担分を全額補助するなど、対策が進められています。これまでも季節性インフルエンザの発生状況などは、適宜周知・啓発も行われてきましたが、本年の状況を鑑み、五類の感染症であるとはいえ季節性インフルエンザの発生状況について、県民への情報発信を強化すべきではないかと考えます。

この県民の関心事である、季節性インフルエンザ発生状況についての情報発信の強化について健康政策部長にお伺いいたします。

○健康政策部長（鎌倉昭浩君） 感染症は、その名のとおり人に感染し、そして流行を生み出すものですので、県民の皆様はその発生状況をお伝えし、各自で予防策を取っていただきますよう注意喚起をしています。インフルエンザもその一つで、例年週報として県のホームページに掲載をしているところです。一方、同じく感染症である新型コロナウイルスについては、現在感染者の発生の有無にかかわらず、県内の患者状況をマスコミの皆さんにお知らせし、報道していただいています。

これから冬場に向かう中で、インフルエンザと新型コロナウイルスの同時流行が懸念されて

いる状況ですので、インフルエンザの発生状況を、県ホームページの新型コロナウイルス関連情報ページにも掲載する、また新型コロナウイルスの状況について記者発表を行う際に参考としてお示しするなど、新型コロナウイルスに関する情報と併せて県民の皆様にお伝えしていきたいと考えています。

○7番（田中徹君） それぞれに御答弁いただきましてありがとうございました。

私、冒頭でも高知家について取り上げさせていただきましたけれども、この新型コロナウイルスという難局を乗り越え、高知家の皆さんが笑顔で暮らせる日が一日も早く来ることを願いまして、私の一切の質問とさせていただきます。どうもありがとうございました。（拍手）

○副議長（西内健君） 以上をもって、田中徹君の質問は終わりました。

ここで午後1時55分まで休憩といたします。

午後1時49分休憩



午後1時55分再開

○副議長（西内健君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一問一答による議案に対する質疑並びに一般質問を続行いたします。

浜田豪太君の持ち時間は60分です。

10番浜田豪太君。

○10番（浜田豪太君） 自由民主党の浜田豪太でございます。お許しをいただきましたので、早速質問させていただきます。

本年6月23日に濱田知事出席の下、令和2年度第1回高知県産業振興計画フォローアップ委員会が開催されました。私も傍聴させていただきました。その委員会の中で、日本銀行高知支店の当時の奥野支店長による「高知県経済の現

状等について」という講演がございました。その中で、高知県の経済の動向について、「ここ数年高知県の景気は改善を続けてきたが、本年2月、3月頃から、新型コロナウイルス感染症の悪影響が観光や個人消費を中心に急速に拡大し始め、日本銀行高知支店は3月から5月にかけて景気判断を連続して引き下げ、4月には約6年ぶりに回復の文字を削除しました。6月は景気判断を全体として据え置いたが、労働需給に関しては引き締まった状態から弱めの動きが見られているに下方修正された」とのお話がございました。

また、公共投資について、「公共投資は高水準で推移しており、県内経済を下支えしている。今年度の公共工事予算、国、県、市町村については、災害復旧や国土強靱化を中心に、ここ20年近くで最大であった昨年度とほぼ同水準の金額が計上されている。感染症の影響による工事の遅れといった話もほとんど聞かれていない」との話でありました。このように、本県の建設業を取り巻く環境は、数少ない新型コロナの影響が小さい業界と言われております。

そこで、濱田知事に、コロナ禍の本県経済における建設業の現状をどのように考えておられるのか、御所見をお伺いいたします。

○知事（濱田省司君） 県が発注いたします工事は、入札を行うものが年間で1,400件余りあるような状況でございますけれども、新型コロナウイルスの影響によりまして、この発注工事の一時的な中止をせざるを得なかったものが4件ございました。4件しかなかったと言うべきかと思えます。この4件も、現在では2件は完成しておりますし、残りの2件は今月完成見込みとなっております。そうした意味で大きな影響は今のところないというふうに言ってよろしいかと思えます。

また、今議員からの御指摘がございました日

銀の高知支店の業況判断を見ますと、建設業のみがコロナ禍の中でもプラス判断という形で推移をしているというふうに言われているところでございます。建設業の皆様には、コロナ禍の影響によりまして県内の多くの産業が厳しい状況にある中でありますけれども、建設業の皆様の分野におきまして、特に地域の雇用を守っていく、そして県経済の下支えをしてきていただいたと、そういうふうに評価をしている次第でございます。

県経済の回復に一定時間がかかることが見込まれるという中でございますので、建設業の皆様方には、引き続き地域の経済、雇用の下支えをしていただくということはもちろんでございますけれども、再び県経済を成長軌道に乗せていく際におきましては一翼をぜひ担っていただきたいという思いであります。

○10番（浜田豪太君） ありがとうございます。

次に、土木部長に、コロナ禍における建設業の課題について御所見をお伺いします。

○土木部長（村田重雄君） 建設業は、その業務特性から現場作業が中心でありまして、他の業種でコロナ対策として取り組まれているような在宅勤務になじまない部分も多く、人と人との接近、接触の削減が難しいことが課題であるというふうに考えております。これまでにも手洗いの励行、マスクの着用といった感染防止対策については業界共々取り組んでいるところでございます。

今後は、接近、接触の削減をより進めていくために、現場と離れた場所からの施工状況の確認や指示の実施、また現場と事務所間での協議の実施といったことなどに、デジタル技術の活用を図っていくことが必要だというふうに考えております。土木部といたしましても、こうした取組を今後積極的に進めていきたいと考えております。

○10番（浜田豪太君） ありがとうございます。

さて、本年は平年に比べて大幅に遅い梅雨明けや異例の長雨と多雨でした。9月に入ると台風9号、10号など、規模の大小はあるにせよ本県でも災害は発生しております。なお、台風14号も今近づいておるといところでございます。

そして、その災害現場では、主に地元の建設業者の皆様が復旧作業に努めてくださっております。私も度々それらの災害発生地域の方々から要請を受けて視察等に伺い、日頃顔なじみになりました業者の方々との意見交換をさせていただいております。

そんな中、複数の建設業者さんからコロナ禍で大変お困りであるとの声をお聞きしました。それは、本県の一般競争入札の総合評価方式の中で、発注規模5億円までを目安に適用されております企業評価型の評価項目である、配置予定技術者評価の技術力評価項目である継続学習制度、CPDへの取組についてであります。

この継続学習制度とは、個人IDの加入者が講習会などで学習をした場合に、その学習の記録を登録し、必要な場合に学習履歴の証明書を発行するシステムであり、一般に継続学習はCPD——コンティニューイング・プロフェッショナル・ディベロップメントと呼ばれます。この講習を主催している全国土木施工管理技士会連合会では、平成12年に他の建設系学・協会に先駆け、いち早くCPDを導入し、特に固有の名称としてCPDにシステムのSをつけてCPDSと呼んでいるとのことでもあります。

そして、このCPDSの目的は、技術者が自己研さんの活動を通じて、国民の福祉に役立つ良質な目的物を創造するための技術力と資質の向上を図ることにあります。CPDSは、1公開・公平性、2信頼性、3専門性の3理念に従い、利用者の利便を考えて運営するとされております。

まず、企業評価型の配置予定技術者評価におけるCPDへの取組の意義を土木部長にお伺いします。

○土木部長（村田重雄君） 将来の公共工事の品質確保のためには、建設事業者が現時点で技術力を有していることに加えて、中長期的な技術力の確保に向けてしっかりと取り組んでいただけることが重要であると考えております。また、公共工事の品質確保の促進に関する法律、いわゆる品確法におきまして、事業者の中長期的な技術的能力の確保のための取組状況について、入札及び契約における手続の各段階で評価に努めることが、発注者の責務として位置づけられております。このため、この趣旨に合致していると考えられます継続学習制度、CPDを総合評価方式の評価項目の一つとして採用しております。

○10番（浜田豪太君） ありがとうございます。

さて、ここからが問題であります。御承知のとおり、今年度に入りまして、4月7日には政府による緊急事態宣言が発出されるなど、全国一斉にコロナ禍に陥りました。その影響はありとあらゆる業種、業界に及ぼされましたが、その中で、このCPDSの講習会等も4月、5月は開催されず、6月26日から開催されました。しかし、各会場では3密などを避けるといった理由により、定員が大幅に削減されており、申込み開始時点で既に定員オーバーになり、締め切られるなどといった声もお聞きしております。

建設業界では、いわゆる端境期対策のおかげで、以前に比べ年度初めにも格段に仕事は増えているとのことではありますが、それでも仕事量は少なく、多くの建設業者さんはこの年度初めの時期にCPDSの講習、県の技術講習や安全大会に出席し、企業型評価点数を確保して、夏以降の繁忙期に臨むというのが通常でありました。今年度は、多くの業者が4、6月期に点数

を確保できていないのではないかと推察いたします。

そこで、今年度現在までに建設業界及び建設業者から講習の追加要望などについて、土木部への要望等の現状につきまして土木部長にお伺いします。

○土木部長（村田重雄君） 今年度、県が開催いたします講習につきましては、4月に予定していた講習1回を7月に延期しましたものの、それ以降の講習は予定どおり開催しております。また、高知県土木施工管理技士会などが行う講習につきましても、当初予定していた講習につきましては、一部時期を変更したものはあるものの、全て実施する予定と伺っております。あわせまして、6月、7月にはコロナの状況を考慮し、新たに3つの講習を追加開催する対応を取ったとも伺っているところです。

また、建設業界からは、通常講習や安全な開催に加え、非対面型のオンライン講習を増やして継続的に学んでいける環境を整えてほしいという要望を1件いただいております。高知県土木施工管理技士会に伺ったところ、オンライン講習については参加者が確実に受講しているかの確認が難しいため、現状ではCPDS講習の認定はしていないとのことでした。今後、CPDS講習がオンラインでも受けられるよう、高知県土木施工管理技士会に検討を要請してまいりたいと考えております。

○10番（浜田豪太君） ありがとうございます。

次に、総合評価方式におけるCPDの配点についてお聞きします。県は、このCPDについて推奨単位である100点、業界ではユニットと申しますが、つまり100ユニットの10分の8以上を10点、10分の5以上10分の8未満を7.5点、10分の3以上10分の5未満を5点、10分の1以上10分の3未満を2.5点、10分の1未満をゼロ点と定めております。また、CPDの有効期間は5年間

とされております。5年を経過したユニットは消滅していくので、コンスタントに講習を受講し続ける必要があります。80ユニット以上をキープしていなければ、企業評価型の年間10点を確保できないということになります。5年間で80ユニットをキープするには、毎年16ユニットを獲得しなくてはなりません。

残念ながら、先ほどからお話ししているとおり、CPDの講習を受講できていない業者さんが多くおられます。これは、大手の例えばA級の業者さんのように技術者や社員をたくさん抱えておれば、物理的に受講する数を増やすことができますが、B級以下の業者さんのような限られた社員、技術者の中で仕事を回しておられる方々には、非常に厳しい状況であります。例えば、80ユニットを本年は60ユニットや70ユニットまで下げる、または前年度のユニット数を据え置くなど、特例的な措置を取らなければ、来年度以降B級以下の多数の業者さんが大きな損害を被るのではないかと推察いたします。

また、現在多くの都道府県において総合評価方式の入札制度が導入され、CPDも同様に取り入れられております。そして、その多くが100ユニットを満点としておりますが、その中において四国4県を調べてみますと、高知県では先ほど申しましたとおり、80ユニットで満点であります。一方で、徳島県、香川県、愛媛県ではいずれも50ユニットが満点であります。

そこで、私は他の四国3県に比べて本県のCPDの配点の基準のハードルが高いと考えますが、土木部長の御所見をお伺いします。

○土木部長（村田重雄君） お話にありましたように、四国の他の3県は満点とするユニット数を本県よりも低い50ユニットとしているところです。全国的に見ますと、都道府県の半数を超える自治体が本県よりも高いユニット数を満点の基準としておりますので、全国的には決して

高い状況にはないと考えております。

○10番（浜田豪太君） ありがとうございます。

そこで、ここまでの話を含めてCPDの来年度に向けた対応につきまして土木部長の御所見をお伺いします。

○土木部長（村田重雄君） 先ほどお話ししましたように、本年度も一定の受講の機会が確保されると聞いておりました、建設事業者の皆様には積極的に受講していただき、技術の研さんに努めていただきたいと考えております。仮に、お話のような状況が発生した場合には、業界の御意見もお聞きしながら対応について検討していきたいと考えております。

○10番（浜田豪太君） ありがとうございます。

これからまさに冬に向けて第2波等が来て、さらに講習等が減る可能性もなくはないと思います。そういったときにやはり業界の方々、先ほど部長が御答弁くださいましたとおり、対応していただきたいなと思っております。

次に、私は今回このCPDへの取組について質問するに当たり、複数の建設業者さんから御意見を伺い、そして様々な資料を精査いたしました。その中で、やはり多数の声として、本県の入札制度自体の改善を求める声もございました。その背景には、昨年4月から施行されました、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律、いわゆる働き方改革関連法の施行があります。この法律は、長時間労働の是正、正規・非正規の不合理な処遇差の解消、多様な働き方の実現という3つを柱として、人口減少による労働力不足の解消を目指して、働き手を増やし、出生率を上昇させ、労働生産性を向上させるためにつくられました。

本県は、地理的・自然的条件などから、これまであまたの災害に見舞われてきました。建設業界は、その都度災害対応やインフラ復旧・整備などの大変重要な役割を担ってきました。そ

して、この重要な役割はこれからも半永久的に続きますし、ましてや予想される南海トラフ巨大地震の発生を考えると、役割の大きさはさらに増しておるのではないかと考えます。

それほど重要な役割を担う建設業ですが、建設業は長時間労働の傾向が高く、毎月勤労統計調査を基に国土交通省が作成した資料によりますと、2016年度調査、産業の年間実労働時間の平均が1,720時間に対し、建設業では2,056時間に上り、他の産業よりも336時間も多くなっております。

また、気象条件などにより完全週休2日の確保が難しく、休日出勤が常態化していることなどが影響し、ほかの産業と同様に、建設業でも労働力不足、担い手不足は深刻化しております。そのような労働力不足や担い手不足を改善するための働き方改革であるはずですが、働き方改革を進めれば進めるほど、地域の中小建設業者の経営が圧迫されているのが現状ではないかと私は考えます。

そこで、現在の働き方改革の本県建設業の現状について土木部長に御所見をお伺いします。

○土木部長（村田重雄君） 働き方改革につきましては、これまでも官民協力して取り組んできているところでございます。

毎年行っております建設事業者へのアンケートのうち、働き方改革に関する回答をみますと、例えば週休2日制度を実施済みと回答した事業者は、平成30年度は10%であったものが、令和元年度は17%となっております。また、令和3年度までに導入予定と回答した事業者はさらに18%あり、徐々にではありますが働き方改革が進んでいるものと考えております。

○10番（浜田豪太君） ありがとうございます。

このような現状におきまして、私は少しでも本県建設業界がスムーズに働き方改革を達成することができないものかと、様々な資料や聞き

取りを行う中で、1つ参考になる事例を見つけました。それは、徳島県県土整備部により発行されました徳島県工事関係書類等の適正化ガイドラインであります。徳島県が建設業界における労働者の健康確保やワーク・ライフ・バランスの改善、また将来の担い手の確保のため、より働きやすい職場環境となるよう、現場技術者の負担軽減を目的として、平成30年度に徳島県工事関係書類等の適正化検討タスクフォースを計3回開催し、工事関係書類等の適正化の検討が行われました。

そして、タスクフォース構成員である業界団体や適正化検討タスクフォースでの意見から、受注者が不要な書類を作成していることや、発注者から受注者への指示について受発注者間で合意形成できていない事例が確認されました。そこで、これらの内容について整理し、工事関係書類等の適正化が図られるよう、徳島県工事関係書類等の適正化ガイドラインを令和元年5月に取りまとめられました。

私は、友人の徳島県議に問い合わせしてみました。その県議のお話では、このガイドラインが取りまとめられるに至るまでの流れとして特徴的なものは、業界団体と県職員でつくる適正化検討タスクフォースを発足させて、会議を重ねながら常に業界団体の意見を取り入れて改善をしている点であるとのこと。また、それに加えて、県の職員が建設業協会の各支部を直接訪ね、それぞれの地域性に合った要望を入札制度に反映させるような取組をしていると御説明くださいました。

この適正化ガイドラインを拝見しますと、工事関係書類について、40項目ほどの該当文書が作成不要、提出不要、紙提出不要になっております。もちろん適用条件等はそれぞれございます。このような書類の簡素化は、建設業者の皆様にとりまして大変有効な働き方改革につなが

ると思います。

土木部長に、これらの工事関係書類の簡素化について本県の状況をお伺いします。

○土木部長（村田重雄君） 工事関係書類の簡素化につきましては、建設業界における働き方改革につながる重要な取組の一つと認識しております。これまで、建設業界関係団体との意見交換会やアンケートを基に工事関係書類の簡素化に努めてまいりました。

徳島県の適正化ガイドラインにおいて簡素化されている40項目につきまして、適用条件等がありますので単純に比較はできないものの、本県においても36項目については簡素化しております。加えて、徳島県が簡素化していない10項目につきましても、本県では簡素化をしているところでございます。

簡素化した結果につきましては、高知県建設工事技術者研修会テキストに掲載し、研修会等で周知をしているところでございます。さらに、本県では、今年8月から技術管理課のホームページに工事書類適正化目安箱を設置いたしまして、書類の簡素化に関して幅広く意見を受け付けているところでございます。

今後も工事関係書類の簡素化に向けまして、継続的に取り組んでまいります。

○10番（浜田豪太君） ありがとうございます。

それぞれの取組、安心しました。

それで、先ほど部長の御答弁の中で、土木部がこれまで高知県建設業協会や各土木事務所との意見交換などでいろいろ取り入れていただいているということをお聞きして。

そこで、これまでの意見交換会等ではなくて、例えば私が先ほど取り上げました徳島県の例で言うと、適正化検討タスクフォースのような、書類の簡素化あるいはCPDの在り方などのような地域の枠ではなくてテーマを絞り、それに特化した検討会のようなものの設置というのも、

先ほどの進めていただいている簡素化のさらに課題の深掘り、解決に近づくのではないのかなと私は考えます。それについて土木部長の御所見をお伺いします。

○土木部長（村田重雄君） 毎年、県からは建設業界の各支部にお伺いしまして、意見交換会を実施させていただいております。その中で入札制度ですとか工事施工に関する御要望、御意見をいただき、必要なものは制度改正等に反映するなどの対応をさせていただいたところでございます。

検討会の設置につきましては、業界団体の御要望をお聞きした上で、皆様の関心が高く、集中して議論するにふさわしいテーマがあれば、県としましてもしっかりと対応してまいりたいと考えております。

○10番（浜田豪太君） ありがとうございます。ぜひ意見を聞いていただいて、テーマを絞って、いろんな地域地域の課題もあるでしょうけれど、やっぱり何か1つこれに答えを出すというような形の一つの検討会というのも非常に有効ではないかと考えますので、ぜひよろしく願いします。

次に、総合評価方式についてさらにお聞きいたします。平成30年の9月定例会で、そちらにおられる西内健副議長が、総合評価方式を採用して約10年がたち、その効果と課題について質問されました。村田部長は、「総合評価方式における課題としましては、入札情報などの情報公開が進む中、入札業者の積算能力が大きく向上してきたことで、一部の工事入札において調査基準価格付近への応札が集中し、その結果、入札価格での競争の幅がなくなってしまう、技術評価の評価点の持つ意味合いが強くなっている状況がございます。こうしたことから、総合評価方式における評価項目やその基準については、評価全体のバランスを考慮し、また地域の建設

業の状況などにも十分配慮しながら、建設業界全体の健全な発展につながる、よりよい入札制度となるよう努めてまいります」との御答弁がございました。

その御答弁のとおり、先ほど来質問のお答えでいただいておりますとおり、様々な改善に努めてこられておることは重々承知しております。例えば、高知県優良建設工事施工者表彰は、かつて10点であった評価点数も、今では5点にまで下がっております。さきの9月14日には、本年度の表彰式も行われました。本年度も知事賞5件、優良賞20件の計25社が優良建設工事施工者表彰を受賞されており、その中には13年間連続で受賞されている会社や、数年連続で受賞されている会社も多数おられます。その会社の皆様には、御努力に対し心から敬意を表したいと思っております。

しかし、また一方で受賞企業に偏りが見られるのも事実であり、エントリーしてもなかなか表彰されない会社もおられます。現在、総合評価方式における表彰の配点は知事賞、優良賞が5点、土木事務所長表彰が2.5点ですが、いずれも工事成績の評定点が80点以上と、優秀な成績を収められていることに変わりはございません。とすれば配点で差を設けずに、例えば有効期間で、知事賞、優良賞は3年、土木事務所長表彰は1年というふうに差別化を図るなどの工夫が必要ではないでしょうか。

本県に総合評価方式が導入されて10年以上が経過をし、建設業協会と土木部の皆様の御努力により、この優良建設工事施工者表彰も変化してきております。

そこで、さらに今後の課題として、現在ある土木事務所長賞の点数を知事賞、優良賞と同点にして、有効期間で差別化を図るといったことも必要ではないかと考えますが、土木部長に御所見をお伺いします。

○**土木部長（村田重雄君）** 優良工事表彰につきましては、非常に頑張っていたいただいている建設業者の皆様、より多くの受賞機会を提供するため、昨年度、受賞件数をこれまで15件だったものを25件に大幅に増やす制度改正を行ったところでございます。総合評価の評価点や有効期間の見直しなど、入札制度に係ることにつきましては、これまでも業界からの御意見をお伺いしながら必要な見直しを行ってきております。

今後もよりよい制度になるよう見直しを検討してまいります。

○**10番（浜田豪太君）** ありがとうございます。ぜひお願いいたします。

さて、これまでの一連の総合評価方式の入札制度に関する質問の最後に1点お聞きしたいと思っております。私は、先ほども申し上げましたとおり、土木行政に精通しているわけではございません。今回の質問を作成することに際して、多数の建設業界の方々からお話を聞かせていただきました。社長さん、社員さん、技術者さん、事務員さんなど、その皆様のお話を私なりにまとめて、今回の質問に至りました。その中で、もちろん今回の質問の趣旨であります建設業を取り巻く環境の向上につきまして、非常に積極的に進めてほしいという方々と、現在の入札制度を含めた状況に満足しておられる方々が同じぐらいの数、ひょっとしたら、これまでの様々な御努力を加味して、含んで、現状のままでもいいのではないかというふうな方もたくさんおられることも感じております。

それは、これまで土木部と建設業協会、そして建設会社の皆様が知恵を出し合ってきた証左であるのではないかと思います。その結果として、A級、B級、C級、D級のピラミッドがバランスよく形成されているのが現在だと思っております。

しかしながら、例えば完全週休2日制を導入

するだとか、有給休暇を取りたいときに取れるようになるといったようなことができなければ、建設業の魅力を若者に伝える以前に、若者の就職先リストに建設業が入ることすら難しいのではないのでしょうか。まして、本県は求職ニーズの高い事務系企業やIT・コンテンツ企業の誘致を進めております。今議会でも多くの議員がそれらについて質問しておられました。

これからのウイズコロナ時代では、さらにテレワークやリモートワークといった在宅でできる仕事が増える中、山や川、海で自然を相手に汗を流す建設業がそれらに対抗するには、これまで以上に思い切った対策を県がイニシアチブを取ってつくっていく必要があるのではないのでしょうか。

そこで、濱田知事に、建設業界を今後いかにして守っていくつもりであるのか、御所見をお伺いいたします。

○**知事（濱田省司君）** 建設業の皆様方には、一たび豪雨災害などが発生しました際の緊急対応はもとよりでございますけれども、県民の皆さんの日々の暮らしあるいは経済、地域の安全・安心を支えますようなインフラ整備を進めていくという上では、建設業の皆様方のお力添えが何としても必要であるというふうに考えております。

また、本県におきましては、製造業など他の産業が相対的に弱いということの影響ではございますが、建設業は県の基幹産業でもあると言えます。各地域でこの建設業の方々が持続的に発展をしていくということが、地域の雇用、経済を守っていく、県経済の下支えをしていくということにもつながっていくものと考えております。

こうした考えもございまして、平成26年に建設業活性化プランを県のほうで策定して、工事の平準化あるいは技術力の向上などに取り組ん

でまいりました。これまで人材確保などの取組を行ってまいりましたが、その成果が十分に上がっているかと言われますと、なお道半ばの点多いというふうに感じております。今後、さらに少子高齢化、人口減少が進んでいくということを考えますと、こうした活性化の支援策をもう一段強化していくことが必要な段階に至っているのではないかというふうに考えます。

目指すべき大きな方向といたしましては、1つには、デジタル技術を活用して生産性の向上あるいはコストの削減などに取り組んで体質の強化を図っていくということがございますし、もう一つには、働き方改革もしっかりと進めて若い方々にも魅力的な職場にしていくと、こういった視点も不可欠ではないかというふうに考えております。

今後、具体的にどういった手法を取っていけばいいかということに関しまして、検討を深めてまいりたいと考えております。

○10番（浜田豪太君） ありがとうございます。

先ほど、私の前の田中議員の質問の中で、仕事について、若者が魅力を感じる仕事をつくっていくと知事が力強くおっしゃっていました。建設業を魅力を感じる仕事に磨き上げていく、これも非常に大切なことであります。今週末には台風14号も来るかもしれません。その都度その都度やはり現場で守ってくださる、高知県に人が来てもらうために安心した県土を守っているという方がいる、その方々にもやはり光を当てて、そういった職業をしっかりと磨き上げていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

次に、教育政策についてお聞きいたします。

9月10日の神戸新聞で、神戸市教育委員会は来春の人事異動に向け、本年度から市立学校の校長、教頭の昇任試験を全て取りやめる方針を

固めたと取り上げられました。阪神・淡路大震災後、教員採用を絞った世代が適齢期に入ったことや、管理職の激務から受験者が減っているのが大きな理由で、本人の意向調査と面談を経て、適任者がいれば30代の教頭先生もあり得るとのことです。文部科学省によると、昇任試験なしは全国的にも例がないとのことでありました。

神戸市教育委員会の担当者は、積極的に若手を登用し、適任者がいれば30代の管理職も考えられるとし、文科省の担当者は、神戸市の取組は一つのモデルになるのではとのこと。神戸市教育委員会では、昇任試験の競争倍率は年々低下、教頭では2008年度には小学校で5.12倍、中学校は8.78倍だったが、2019年度には小学校で1.5倍、中学校は2.04倍まで落ち込んだそうです。背景には管理職の多忙化や重責があると見られ、神戸市教委は、手を挙げる人がいない、中堅層が少ないことと併せ、管理職の育成が危機的な状況とのことでありました。

そこで、本県の管理職の昇任試験と任用の流れについて教育長にお聞きいたします。

○教育長（伊藤博明君） まず、本県の選考審査ですが、校長については教頭歴2年以上の者に対して昇任希望の意思を確認した上で、希望した者の中から選考し、任用候補者名簿登載者というふうにしております。また、教頭につきましては、自ら志願する者、それから県民から推薦された者、加えてさらに小学校では市町村教育長、各教育事務所長から推薦された者、県立学校にあっては学校長から推薦された者が受審する制度としております。選考につきましては、課題論文と面接審査を行いまして、所属長等の所見書の評価及び勤務実績等により総合的に判断いたしまして、その上で任用候補者名簿登載者を決定しております。

次に、この校長、教頭への実際の任用につき

ましては、この任用候補者名簿登載者の中から管理職の欠員状況を踏まえまして、人事異動の中で行っております。

○10番（浜田豪太君） ありがとうございます。

では、本県の昨年度実施した管理職昇任試験の競争倍率について教育長にお聞きします。

○教育長（伊藤博明君） 昨年度実施しました昇任試験における校長の競争倍率は、小学校で7.2倍、中学校で6.3倍、県立学校で7.3倍となっております。同様に、教頭の競争倍率は、小学校で2.3倍、中学校で2.7倍、県立学校で2.4倍となっております。

○10番（浜田豪太君） ありがとうございます。

管理職への希望者を募る場合も、校内のグループウェア、インターネットで募集時期を知らせるだけの学校もあるとお聞きしましたが、教員への周知はそれで十分であるとお考えであるのか、教育長に御所見をお伺いします。

○教育長（伊藤博明君） 管理職任用審査の内容を教職員に一斉に通知するための方法として、このグループウェアの機能を用いることは有効であるというふうに考えております。各学校の実情に応じて周知の方法を工夫してもらうことで、さらに周知が徹底されるよう、引き続き市町村教育長及び県立学校長等に要請をしてみたいというふうに考えております。

○10番（浜田豪太君） ありがとうございます。

先ほどの質問と関連して、教諭が管理職の昇任試験を受験する契機として、その教諭が勤めている学校長の声かけや推薦が重要な役割を果たしているとお聞きしますが、その際に管理職に求められる能力、資質とはどのようなものだとお考えであるのか、教育長に御所見をお伺いします。

○教育長（伊藤博明君） 公立学校教職員の人事異動方針におきまして、管理職には教育課題の解決に向けてリーダーシップを発揮し、成果を

上げることができる人材が求められるというふうにしております。具体的には、先見性と幅広い視野、高い識見を持ち、変革に挑む積極性と行動力を有すること、それから学校経営に対する確かなビジョンを持ち、組織的で機動力のある学校経営を行う組織経営能力を有することなど9つの観点を上げておまして、こうした観点が管理職に求められる能力、資質であると認識をしております。

○10番（浜田豪太君） ありがとうございます。

そこで、それらも踏まえて、本県も神戸市同様に、管理職昇任試験の倍率が小中学校においては低いと私は感じますが、それを踏まえて、今回の神戸市教育委員会の校長、教頭の昇任試験を全て取りやめるという方針自体について教育長の御所見をお伺いします。

○教育長（伊藤博明君） 必要な登用者数が増加傾向にあるにもかかわらず、志願者が減少し、競争倍率が下降傾向にある中で、より多くの対象者の中から優秀な人材を昇任させようと選考方法を見直したものと、そういうふうに理解をしております。

○10番（浜田豪太君） ありがとうございます。

次に、神戸市教育委員会の記事に管理職の育成が危機的な状況と出ておまして、管理職の昇任方法も大切です。その中で、管理職になる人材の育成も同じように重要かつ難しいのではないかと考えます。本県において、教育委員会を中心に各学校現場で管理職になり得る人材の育成に取り組まれておることは重々承知しておりますが、その中で高知県公立学校教員大学院派遣教員についてお聞きします。

これは、本県の教育課題を解決していくためのリーダー教員を養成することを目的として、大学院への現職教員の派遣研修を実施する事業であります。サービス、給与等につきましては、派遣は長期研修として実施するものであり、教

員の身分を有し、給与を支給されながらの修学となり、また入学料、授業料等は原則自己負担となります。ただし、重点派遣については予算の範囲内で県が授業料等を負担することになっております。さらに、長期研修中のその教員に代わる期限付講師あるいは時間講師の費用は、全て県が負担されております。

この高知県公立学校教員大学院派遣教員について、各学校に案内を配付したり、インターネットを利用して案内を出したとしても、多忙な学校の先生方に興味、関心を持っていただくのは難しいのではないかと考えますが、どのように募集しておられるのか、教育長にお伺いします。

○教育長（伊藤博明君） 大学院派遣の募集につきましては、各市町村教育委員会を経由して、各学校において周知を図っていただくよう依頼するとともに、高知県教育委員会のホームページ等にも情報を掲載しております。

大学院派遣は、個人の資質能力を向上させることはもちろんですが、本県の教育課題の解決に向けてリーダーとなる人材の育成を目標としております。県教育委員会等の指導主事として専門性を発揮していただくことや、各地の研究拠点校において指導的な立場でのそれぞれの分野をリードしていただく、そういったことを想定しております。

こうした目的が達成できますよう、制度の一層の推進に向けて、今後市町村教育委員会連合会や小・中・高・特別支援学校の各校長会の会合などの場を活用いたしまして、この派遣に係る協力を求めているというふうに考えております。

○10番（浜田豪太君） ありがとうございます。

その校長会等に声をかけて、例えば目ぼしい教員に校長が直接要請をしたり、各学校の校長によってその相手に対する推薦の基準が変わったりすることがあるのか、教育長に御所見をお

伺いします。

○教育長（伊藤博明君） 各校長等の判断によりまして、教員のキャリアアップ等に資すると判断する場合には、制度の利用について声掛けなどを行っていただく場面はあるというふうに考えております。応募に必要となります校長の推薦につきましても、各校長によって基準が変わるものではなく、県教育委員会の示す要綱等に基づいて、当該教員が派遣の趣旨に照らして適当であるか等を判断の上、推薦をしていただくものと考えております。

○10番（浜田豪太君） ありがとうございます。

実際に、先ほどキャリアアップと御答弁されました。派遣教員として大学院に派遣されたとして、例えば鳴門教育大学大学院学校教育研究科で特別支援教育を専攻しながら、せっかくの機会でありますから、その派遣分野以外の、例えば自身の有する英語の免許状の専修免許を取得するなど、キャリアアップを図ることは制度上可能なのでしょうか、教育長。

○教育長（伊藤博明君） 派遣教員が当該派遣分野以外の専修免許状を取得することは、制度上、各大学の定める履修上限の範囲内において、必要な科目等を履修することにより可能となっております。実際に、高知大学大学院教職実践高度化専攻において特別支援教育コースに在籍する教員が、自身が一種免許状を有する家庭科の専修免許状を取得した実績などがございます。

県教育委員会としましては、専修免許状の取得にかかわらず、派遣分野の学習に支障がない範囲において、当該派遣分野以外の分野について学びを深めることは、派遣研修の成果を高める観点からも意義があるものというふうに考えております。

○10番（浜田豪太君） ありがとうございます。

過去20年間において、この高知県公立学校教員大学院派遣教員の中で、その後管理職になら

れた方は全派遣教員のうち何人でしょうか、教育長にお聞きします。

○教育長（伊藤博明君） 平成11年度から平成30年度までの過去20年間に派遣した教員は215名、またそのうち派遣後に校長、教頭等の管理職に就いた教員は35名となっております。

なお、派遣者全体のうち91人、42.3%が現在50歳以下でございますので、今後管理職になる可能性がございます。

○10番（浜田豪太君） よく分かりました。ありがとうございます。

また、過去20年間において、大学院派遣教員の中で、高知県教育委員会に異動になった方は何人でしょうか、教育長。

○教育長（伊藤博明君） 先ほどの平成11年から30年までに大学院に派遣した215名のうち、その後県教育委員会事務局での勤務を経験した教員は76名となっております。

○10番（浜田豪太君） ありがとうございます。

私は、この大学院派遣教員が必ずしも管理職になる必要はないとは思いますが、やはり多額の県費を使って専門性を高めて、本県の子供たちのために役に立てる中で、その先生方がリーダーとして本県の教育を引っ張って行ってもらいたく、管理職になって活躍してもらいたいと考えます。大学院派遣が一種の登竜門となるのであれば、その派遣基準は誰もが納得する透明性を持ったものでなければなりません。そして、その一方として管理職になる方の選出方法も、今回の神戸市教育委員会のやり方も一つでしょうし、ありとあらゆる可能性の中で、できる限り透明性を確保して、周りの先生方からも納得していただける抽出方法と人材を選んでいただければと思います。

最後に、今後本県に求められる教育現場での管理職像について教育長に御所見をお伺いします。

○教育長（伊藤博明君） 先ほどお答えしました管理職に求められる能力と資質と重なる部分がございますが、教育現場での管理職には、本県の教育課題の解決や教育理念の実現に向けまして、リーダーシップを発揮しながら学校組織全体として取組を推進し、成果を上げられる、そうした人物であることを期待しております。

また、教育に対する強い使命感や情熱とともに、変革に臨む積極性と行動力を有し、他の教職員からの信頼も厚く、加えて子育て世代の教職員にとって働きやすい職場づくりなど、働き方改革に積極的に取り組む姿勢を有していることも重要だというふうに考えております。

○10番（浜田豪太君） ありがとうございます。私も子供が学校に通っておりますので、学校で何かあればやはり教頭、校長に話をし、収めていただくといいますか、相談をしておるわけです。吉良議員が質問の中で、やはり数が足りないとか少ないという話で、その中でそれをうまくやはりマネジメントしていくのが管理職の校長、教頭であって、その方々のやはりリーダーシップ、その方々が引っ張っていく教育現場、その学校がやはり目指す地域の学校の力の向上につながるのではないかと思います。引き続き、管理職をしっかりと応援していただきたいなと思います。ありがとうございます。

次に、高知国際中学校・高等学校についてお聞きいたします。

明日10月8日、高知国際中学校夜間学級の第2回の説明会が開催されます。夜間中学校の開校については、義務教育を修了しないまま学齢期を経過した方や、不登校など様々な事情により十分な教育を受けられないまま中学校を卒業した方や、外国籍をお持ちの方々の学びの場として重要な役割を担っており、県議会でも多くの議員の方が質問されております。私は夜間中学校の開校にはもちろん賛成しております。

そして、今回県立高知南中学校分教室から高知国際中学校夜間学級になったことも賛成でございます。その理由として、高知国際中学校の学校経営計画の中の教育目標として、高知国際中学校・高等学校は、意識して飛び出すフィールドは地球を合い言葉に、地域や国際社会の発展に貢献できるグローバル人材を育成するとされており、今回の夜間学級が設置されることは、たとえ校舎は違っていても、高知国際中学校に学んでいる生徒たちにとりましてもよい刺激になるのではないかと考えるからであります。

そこで、今回の夜間学級の設置について、国際中学校の生徒たちにどのように説明をされているのか、教育長にお伺いします。

○教育長（伊藤博明君） 高知国際中学校の全生徒に対しましては、8月26日に実施しました2学期の始業式の中で、校長が夜間学級の設置についてお伝えをしております。内容としましては、夜間学級の設置の意義や高知国際中学校夜間学級として設置される場所、どのような方が入学の対象となっているかにつきまして校長が口頭で説明をしております。

なお、保護者につきましては、こういった内容を文書にして9月の初めに御連絡をさせていただいております。

○10番（浜田豪太君） ありがとうございます。

また、今後国際中学校の生徒たちと夜間学級の生徒たちの交流などについて教育長の御所見をお伺いします。

○教育長（伊藤博明君） 高知国際中学校の昼間の生徒と夜間学級の生徒との交流を行うことは、異年齢交流によって多様な価値観を知ること、それから外国籍の方々との交流によって他国の文化を知ることなどにつながり、大変意義深いことだというふうに考えております。学習する時間帯が大幅に異なりますので、日常的に交流することは難しいと思いますが、総合的な学習

の時間や学校行事などを活用しまして、異年齢、異文化間の交流などの教育活動の幅を広げていくことができるというふうに考えております。

今後、夜間学級に入学してくる生徒の状況等を把握しつつ、双方の生徒にとって学習効果が期待できる交流活動等を計画してまいりたいというふうに考えております。

○10番（浜田豪太君） ありがとうございます。すばらしいことだと思います。

次に、2018年4月に開校されました高知国際中学校ですが、開校時パンフレットでは、本年8月にMYP認定校となることを目指しておりました。MYPとは、ミドル・イヤーズ・プログラムの略であり、日本の中学校段階に相当するプログラムで、学習と社会のつながりを学習することです。具体的には、5つのテーマ、学習の方法、コミュニティーと奉仕活動、人間の創造性、多様な環境、保健教育と社会性の教育を基に、8つの教科、国語、英語、人文科学、理科、数学、芸術、体育、デザインを学習する教科融合型の教育のことです。

そこで、平成30年9月、国際バカロレア機構よりMYP候補校として認定されておりますが、MYP認定校に向けた進捗状況につきまして教育長にお伺いします。

○教育長（伊藤博明君） 平成30年9月に国際バカロレア機構から日本の中学校段階に相当するMYPの候補校として認定されてから、正式認定に向けた手続を始めております。平成31年4月に、国際バカロレア機構から派遣されましたアドバイザーの訪問がございまして、申請書の作成などの助言を受け、今年2月にMYP認定校申請を行っております。この9月に、国際バカロレア機構から認定の審査員が高知国際中学校に派遣され、MYP認定の訪問審査が行われました。私もヒアリングを受けております。今後、審査結果の通知があり、諸手続を経て、今

年度内にはMYP校として認定される見込みと
なっております。

○10番（浜田豪太君） ありがとうございます。

そこで、本県は高知国際中学校・高等学校の
新設に当たり、これまで東京学芸大学附属国際
中等教育学校へ18人の教員を派遣して、実際に
国際バカロレア教育、いわゆるIB教育を導入
している現場での実地研修を行っているほか、
玉川大学大学院のIB研究コースを修了し、IB
教員の資格を取得している教員や外国人の教
員も採用されております。

そこで、これら外部でIB教育に関する知識
や経験を積んでこられた先生と国際中学校開校
に合わせて県内の他校から来られた先生との、
IB教育の浸透と理解のギャップについて教育
長に御所見をお伺いします。

○教育長（伊藤博明君） 長期研修を受けるなど
国際バカロレア教育について一定の経験がある
者、先ほど議員からお話がありました玉川大の
大学院卒が3名、それから東京学芸大学で研修
を受けた者9名、12名、それと異動によりまし
て県内の中学校から赴任した者6名とでは、国
際バカロレア教育についての理解度に差異があ
ることは認識をしております。そのため、国際
バカロレアの取りまとめ役の教員が企画をいた
しまして、先進校などから招聘する外部人材、
それから東京学芸大学附属国際中等教育学校で
の派遣研修の経験がある教員等が講師となりま
して、国際バカロレア教育の経験がない教員、
先ほどの6名になりますけれども、これを含む
学校全体で国際バカロレアの理解を深める研修
を定期的に週1回程度実施しております。

また、教員が三、四名程度でグループとなり
まして、チームで指導案や指導方法について相
談し合える仕組みを校内で構築しております。
これらの取組によりまして、国際バカロレア教
育の理解を深め、教員間のベクトルを合わせて、

高知県版の国際バカロレア教育の取組を推進し
てまいりたいというふうに考えております。

○10番（浜田豪太君） ありがとうございます。

これは非常に難しいことだとは思いますが、やは
り、いきなり国際中学校に行った先生方からす
るとハードルも高いのかと思いますが、やはり
学校全体としてその意識というものがなければ
生徒に伝わりませんので、ぜひそのところは
徹底していただきたいと思っております。

また、もうすぐ国際中学校で3年間を過ぎ
た生徒が卒業を迎えますが、IB教育に大きな
希望を持って入学された生徒たちには、この3
年間を通して、当初の思いのまま学校生活を送
っていただきたいと思っております。

授業や教職員、学校生活について生徒たちか
ら提起されている課題はないのか、教育長に御
所見をお伺いします。

○教育長（伊藤博明君） 国際中学校の生徒を対
象に、令和2年3月に行ったアンケート結果で
は、授業に関する事、学校行事に関する事、
学校生活に関する事については肯定的な意見
が7割を超えておりました。一方で、高知国際
中学校は開校3年目ということで、国際バカロ
レア教育の実践もまだ発展途上にあるというふ
うに考えております。現状を肯定的に受け止め
てくれる生徒は多いものの、教育内容をはじめ
とする学校の様々な活動に関して、より高度な
内容を期待している生徒がいることも承知をし
ております。

これは、まさにバカロレア教育の成果でもあ
りますので、さらなる教員の指導力の向上、そ
れからプログラムの継続的な磨き上げ、体育祭
や学園祭などの学校行事をはじめとした教育活
動へ生徒の意見を生かすことなどによりまして、
生徒が学習をはじめとした学校生活を自立的、
意欲的に生き生きと送ることができるよう、学
校を支援してまいりたいと。また、定期的な保

護者の勉強会を通して、保護者の国際バカロレア教育の理解を深めることとしておりまして、家庭での生徒の学習活動についてサポートを仰ぎ、生徒たちが自己管理能力を身につけ、自らの目標に向かって、より主体的に学習ができるように、学校と家庭との連携も強化していきたいというふうに考えております。

○10番（浜田豪太君） ありがとうございます。非常にこれも難しいテーマだと思います。やはり、国際中学校に新規で、最初に国際中学校に入りたいと思って来た生徒たちは、生徒たち自身の思いというのが強いはずですので、ぜひやっていただきたいなと思います。

次に、高知国際中学校は来春初の卒業生を送り出しますが、現在の3年生が、国内外の大学入試に活用できる国際バカロレアの資格を取得できるDP——ディプロマプログラムコースを含む高知国際高校のグローバル科への進学を希望しているのか、現状について教育長に御所見をお伺いします。

○教育長（伊藤博明君） 7月に実施しました校内の進路アンケートの結果によりますと、ほぼ全員の生徒が高知国際高校のグローバル科への進学を希望しております。ディプロマプログラムコースを希望する生徒も20名程度となる見込みでございます。

高知国際中学校の在学学生は、中学校入試の段階から海外や国内の大学など、学びたい大学を具体的に挙げるができるなど、高い進路意識を持っておりまして、中学校で実施する国際バカロレア教育において社会貢献の意義を学んでおります。そのため、高校で自ら何を学びたいか、将来どのような職業に就きたいかしっかり目標を持ち、高知国際高校に進学する際のコースを考えております。

○10番（浜田豪太君） ありがとうございます。DPコースは比較的その後の進路については

理解しやすいのですが、グローバル科には探究コースも設けられます。これらのコースがあるグローバル科の生徒の大学を含めた進路について、どのような想定をしておられるのか、教育長にお伺いします。

○教育長（伊藤博明君） 高知国際高等学校のグローバル科には、DPコースと探究コースの2つがございます。このDPコースの生徒の進路としましては、3年次の卒業試験の結果により取得できる国際バカロレアの資格を活用して、国内外の難関大学をはじめとした生徒自身のキャリアプランに適した大学への進学が考えられます。

探究コースでは、高い英語の運用能力と探究力、そしてバランスの取れた国際感覚と行動力の育成を目指し、生徒は日本の学習指導要領の内容を国際バカロレア教育の手法を通して学習することになります。探究コースの生徒の進路といたしましては、学び方を学ぶ国際バカロレア教育の手法を通して身につけた考え方や高い英語運用能力を生かして、推薦入学や一般入試など様々な入試制度に対応できる学力を養い、生徒それぞれの目標達成に向けて希望に応じた進路実現を図ることを想定しております。

○10番（浜田豪太君） ありがとうございます。

次に、本年3月の一斉休校に始まり、コロナ禍におきまして、子供たちを取り巻く教育環境も大きく変化せざるを得ない中、オンライン授業というのが取り沙汰されております。そんな中、本年3月12日の高知新聞で、高知国際中学校におけるオンライン授業が取り上げられました。記事では、新型コロナウイルス感染症の影響で行えなかった学習をインターネットでつないだ遠隔授業で補ったことが取り上げられました。オンライン授業は1年の理科で、2年生は家庭学習で対応している、各グループはそれぞれに1度授業を受けており、休校中にもう一度

授業があるとも書かれておりました。

これは、高知国際中学校では生徒全員が学習用タブレット端末を持っているから実現したそうです。新設校であり、高知県のグローバル教育のトップ校として取り組んでいる高知国際中学校だからできたことではないかと思えます。私が知る限り、休校下において、既に全生徒がタブレット端末を持っている中、理科を2回、保健体育を4回程度行ったと聞いております。この授業回数が多いか少ないかはそれぞれの保護者、生徒によって捉え方は違うと思えますし、やや少ない印象ではありますが、それは技術力と指導方法などが理由ではないかと推察いたします。

そこで、今後冬に向けて新型コロナウイルス感染症の新しい波の発生が予想される上で、今回のオンライン授業の経験を生かして、これまで以上に充実したオンライン授業への対応が必要ではないかと考えますが、教育長の御所見をお伺いします。

○教育長（伊藤博明君） 高知国際中学校では、全ての生徒が1人1台のタブレット端末を所有し、授業や家庭学習等において効果的に活用した学習を進めております。今回の臨時休業期間中には、オンライン授業以外にも課題の配信や回収など、学習の進捗状況の確認や日々の健康管理等にも活用しております。

今後は、平常時の授業における探究学習等により一層の活用の充実を図り、再び臨時休業となった場合にはオンライン授業の実施教科や回数を増やしつつ、内容もより充実したものになるよう、これまでの成果や課題を生かした効果的なオンライン授業の実践について支援をしていきたいと考えております。

高知国際中学校の先進的な取組がタブレット端末活用のモデルとなって、今後のコロナ禍等における県内の生徒の学びの保障にもつながる

よう、学校と連携しながら進めていきたいというふうに考えております。

○10番（浜田豪太君） ありがとうございます。

私は、生徒1人1台のタブレットでありますから、このメリットを最大限に生かさなければならぬと考えます。国際中学校では、タブレットとオンラインを生かして、海外の学校や全国のIB校などとオンラインでの英語会話の授業などに役立てられないものかと考えます。

そこで、タブレットを使った英語教育の取組について教育長にお伺いします。

○教育長（伊藤博明君） 英語教育におきまして、タブレットとオンラインを生かしたメリットの一つとして、遠隔地や海外の方々とは個別にリアルタイムで英語のやり取りができることだと考えております。高知国際中学校では2年生で台湾への修学旅行を実施しておりますが、昨年その事前学習として台湾のIB校とオンラインで交流を行っております。今年度も国内外のIB校とオンライン交流を計画しており、また英語の授業におきましては自らのスピーチを録画し評価に活用するなど、学習方法の改善にもタブレットを活用しております。

今後もオンラインのメリットを生かし、校外や海外とつながる取組を推進するとともに、デジタル教材などを有効に活用し、個々に応じた学習を進め、さらなる英語4技能の向上を図ってまいりたいと考えております。

○10番（浜田豪太君） ありがとうございます。

ここまで高知国際中学校について取り上げました。高知国際中学校・高等学校について、私は当初、県内の中山間地域に全寮制でつくればよかったのではないかと考えておりました。イメージ的には高知市の土佐山学舎のような感じですが、しかし、今は国際中学校、高知西高等学校、高知南中学校・高等学校及び夜間学級と一緒にすることに賛成しております。

ホームページを拝見しますと、目指す生徒像として、地球を生きる市民感覚のある生徒。異なる価値観の文化を尊重し、協働できる生徒、学びと人生を豊かに創造する生徒と書かれています。この言わば各学校の伝統や文化に、新しい国際中・高の価値観を加えて学校を運営していくことこそが、目指す生徒像に近づくことであると思います。そのためには、学校、保護者、地域の方々、有識者、教育委員会が同じ方向性を持って、子供たちを守っていかなくてはならないと考えます。

そこで、高知国際中学校・高等学校において、現在学校運営協議会が設置されていないとお聞きしておりますが、高知国際中・高が一つになる上においても、この学校運営協議会の設置、開催が必要だと考えますが、教育長の御所見をお伺いします。

○教育長（伊藤博明君） 学校運営協議会は、学校と地域住民とが力を合わせて学校の運営に取り組むことができる効果的な仕組みであると認識しております。県教育委員会では、平成30年に高知県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則を改正しまして、現在県立高等学校8校に設置しており、今後も拡充をしていく予定でございます。

高知国際中学校・高等学校においては、来年4月より高等学校がスタートしますことから、教育活動をさらに充実させていく必要がございます。そのためにも、保護者や地域の方々との連携・協働した学校運営が必要だと考えておりました。今後学校と協議を重ね、学校運営協議会の設置に向けて検討してまいりたいと考えております。

なお、年度内に、開かれた学校づくり推進委員会につきましては、立ち上げていきたいというふうに考えております。

○10番（浜田豪太君） ありがとうございます。

高知国際中学校は、やはりそこに入る生徒、そしてそこに入れる保護者、その意識がほかのいわゆる一般の私が出たような地域の公立中学校とは違いますし、県立学校とも違うと思います。それぞれがかなり独自のIB教育へのイメージを持って学校に入られてきております。そういった方々と学校の校長先生を含む方々、そして教委がやはり一緒になって、高知国際中学校・高等学校を盛り上げていただきたいと思いますので、何とぞこの会議もできるだけ早く開いていただいて、そして前向きに取り組んでいただければと思います。

時間が来てしまいましたので、私の一切の質問をこれで終わらせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

○副議長（西内健君） 以上をもって、浜田豪太君の質問は終わりました。

ここで午後3時15分まで休憩といたします。

午後2時55分休憩



午後3時15分再開

○議長（三石文隆君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一問一答による議案に対する質疑並びに一般質問を続行いたします。

西内隆純君の持ち時間は40分です。

12番西内隆純君。

○12番（西内隆純君） 自由民主党会派の西内隆純でございます。議長よりお許しをいただきましたので、質問を行います。

質問に先立ちまして、2,822日の長きにわたり総理大臣として、日本国並びに日本国民を日夜問わず導いてくださいました安倍晋三前総理に、衷心より御礼を申し上げます。その実績については、朝日新聞の世論調査でも71%の方が評価

するとのことで、全く評価しないとした方は1割にも満たない9%でした。御本人の悲願でもある憲法改正や経済政策の一部が実現できなかったことも事実ではありますが、しかしそれを補った上でも、なおあり余る多くの分野で歴史的な成果を残されました。

経済分野では、成長なき低迷が続く日本を救うため、慎重な日本の官僚を官邸主導で動かし、大胆な金融緩和策を実施、有効求人倍率や所得、株価、GDPの拡大につながったことは皆さん御存じのとおりです。EUとのEPAやTPPなどの貿易交渉等でも大きな実績を残されました。

また、安全保障、外交分野では、戦略的な観点を欠かさず、国家安全保障会議の設置や武器輸出原則の緩和、特定秘密保護法、平和安全法制等の整備を行い、さらには防衛費の増額やF35、オスプレイ、いずも型護衛艦などの配備による戦力投射能力の向上に努められました。価値観外交をベースに自由と繁栄の弧を提唱し、アジア・太平洋地域の平和と安定に努められました。今までの受け身の安全保障、外交ではなく、日本と世界の国々が将来にわたり、平和裏に共存共栄するための道を切り開いたと言えます。

美しい日本を掲げた安倍前総理だからこそと感ずますが、令和の元号は、初めてその起源を日本の古典によったものとし、さらには今般の御代替わりの儀式も慣例を踏襲くださるなど、伝統文化の面でも日本を守り通しました。憲法改正や拉致、北方領土、新型コロナウイルス感染症などの残された課題もある中、体調問題からの道半ばでの辞任には、大変無念な思いをしているものとお察し申し上げます。しかし、今は何とぞ御静養くださいませ、体調が万全となりましたら、再び御活躍くださいますことを心より御祈念申し上げます。本当にありがとう

ございました。

それでは、外国人労働者について質問を行います。

人口及び生産年齢人口減の影響が不可避的に顕在化しつつある中、政府は我が国経済の多くの分野で見られる人材難に対応するため、人手不足が深刻な産業分野において、技能を有する外国人労働者に在留期間を与え、特定の職種に従事することを認める特定技能制度を設けました。また、本制度に先立ち、技能、技術または知識の開発途上国等への移転を図り、開発途上国等の経済発展を担う人づくりに協力することを目的とした外国人技能実習制度が導入されました。同制度下では3年以上の研修を重ね、一定水準以上の技能と日本語能力を習得した場合、特定技能制度へ移行することができます。

我が国の生産年齢人口の減少が避けられない現況、そして外国人労働者を取り巻く環境が目まぐるしく変化する中、まずは本県の外国人雇用の状況について商工労働部長にお尋ねいたします。

○商工労働部長（沖本健二君） 高知労働局の発表では、令和元年10月末現在、外国人を雇用している事業所は827か所ございまして、平成23年10月末時点の392か所からおよそ2.1倍に増加をしております。

県内の外国人労働者数は3,141人となっております。8年前の平成23年10月末時点の1,291人からおよそ2.4倍に増加しております。特に、技能実習につきましても、平成23年の614人から令和元年には1,972人に増加し、その伸びはおよそ3.2倍となっております。在留資格別での増加率は最大となっております。

昨年新設されました特定技能は、出入国在留管理庁の最新の公表値によりますと、今年6月末現在で22人となっております。

○12番（西内隆純君） 今部長が御答弁いただい

たとおり、本県に來高しております外国人労働者、年々増加の一途をたどっております。

こういった外国人労働者の受入れは、日本で技能を身につけたい、働き稼ぎたいとの意思を有する外国人の重要な受皿となる一方、中長期的に人手不足に直面する県内事業者にとってもプラスの材料と考えますが、商工労働部長の御所見をお尋ねいたします。

○商工労働部長（沖本健二君） 外国人材の多くは、開発途上国からの受入れが中心となっております。日本の技術、技能が習得できることや、母国よりも高い所得を得ることができるという面がメリットとなっております。人口減少に伴い、生産年齢人口も減少している本県では、農業や漁業、製造業などにおいて外国人材は現在では欠かすことのできない貴重な存在となっております。今後も、人口減少は継続していくものと考えられますので、外国人材の確保、活躍に向けた取組が喫緊の課題であると考えております。

○12番（西内隆純君） 今し方、部長の答弁のとおり、高知県の様々な分野においても外国人労働者のニーズが高まり続けているわけでありませう。そういった外国人労働者を計画的に迎え入れるため、県では戦略策定を行う予定とお聞きしております。また、策定に先立って、県内事業者約3,000社に対して、外国人の雇用状況等の実態やニーズ、求める支援策等を把握するためのアンケート調査を実施されたと承知しております。

私自身、県内事業者から技能実習生についてお聞きする機会がありまして、外国人の受入れ機関である監理団体が入国後講習を実施できないため、県外の事業者に委託していることや、県内で仕事に必要な技能講習を受講することができないなどの課題があるとのことをお伺いいたしました。

技能講習の受講や資格の受検の機会がないといった課題の把握、もしくは行政に求める支援策といったことが、今般のアンケートにおいて行われているのか、商工労働部長にお尋ねいたします。

○商工労働部長（沖本健二君） 今回のアンケートでは、雇用後の支援として行政に求める施策に関する意見を聴取しております。現在集計中ではございますけれども、最も多かったのは日本語教育に関する支援でございまして、そのほかでは外国人向けの技能講習会や在職者訓練の県内開催、技能講習会時の多言語対応といった支援策を希望されております。

○12番（西内隆純君） 今の答弁と一部かぶる部分もありますけれども、技能講習等の受講機会として、どのような講習を望む声があったのか、商工労働部長にお尋ねいたします。

○商工労働部長（沖本健二君） 外国人向けの技能講習会や在職者訓練として県内事業者の方々が希望されておりますのは、玉掛け、フォークリフト、溶接の順に多く、そのほか介護、建設機械、チェーンソーといった講習も希望されております。

○12番（西内隆純君） 今御答弁いただいたような様々な分野で講習を受講したいということでございますけれども、県内ではなかなかそういったことを実現できていないわけでございます。

本県で働く外国人労働者を国籍別で見ますと、英語圏でないベトナムやインドネシアなどのアジアの方々が多数いらっしゃいます。また、そうしたアジア諸国の方々は、今後も技能実習生として、また特定技能として本県での就労が期待される方々です。しかし、私が知る限り、こうした英語圏以外の言語を通訳できる方は県内で非常に限られております。こうした方々に就労面で必要となる技能の講習を母国語で支援することができれば、本人にとっては技能を

習得できるメリットがあり、雇用者側は業務の幅が広がり、かつ安全な就労につながるといったメリットが生まれます。

これらを踏まえて、ネックとなっております言語面のサポート等を通じて、技能講習の受講や資格の受検機会を創出することが、外国人に選んでもらえる高知県になるために重要な取組と考えますが、商工労働部長の御所見をお伺いいたします。

○商工労働部長（沖本健二君） 議員が御指摘されますように、外国人の方々が技能講習を受ける上では、言語が大きな課題となっていることは認識をしております。外国人材の受入れ増加が見込まれます中で、県内で母国語による講習の受講や資格の受検が可能となりますことは、技能、技術の習熟等を望む外国人材にとって大きな魅力となり、それが本県の優位性となる可能性もございます。

しかしながら、現時点では多様化する外国人の全ての言語に対応できるだけの体制の確保が困難であるということや、技能、技術ごとの専門用語への対応といった課題もございまして、関係者と課題の共有を図りながら今後検討を進めてまいり所存でございます。

○12番（西内隆純君） 先ほど私のほうで申し上げましたとおり、今ほどのような課題は県内の監理団体にも共通しておりまして、本来は監理団体が負うべき問題ではありますが、送り出し国側の言語を通訳できる人的資源が限られていることを考慮いたしますと、例えば外国人労働者の関連団体が共同で利用できる通訳者のプールシステムみたいなものが必要なのではないかというふうに私も考えるところでございますけれども、もし答弁可能でしたら、商工労働部長お願いいたします。

○商工労働部長（沖本健二君） ちょっとそういった方々がどれだけいらっしゃるかというのは、

まだ把握はしておりませんが、そういった仕組みというものは非常に有効ではないかと考えておりまして、今のアプリなんかで割と通訳ができるようなソフトもございますので、そういったものの活用なんかも図っていきたいというふうにも考えております。

○12番（西内隆純君） それと、先ほど県で策定をしておる外国人の受入れ計画でございますけれども、スケジュールなんかもし把握されておりましたら、商工労働部長の御答弁をお願いいたします。

○商工労働部長（沖本健二君） スケジュールに関しましては、随時行っておりますが、ただ、今なかなかちょっとコロナの関係でそのスケジュールどおり、今年に関しては進めていないという事実はございます。

○12番（西内隆純君） 今後詰めていくということでございますけれども、転ばぬ先のつえとして、また外国人労働者とその受入れ側の双方のメリットが最大化されるよう、外国人労働者の受入れ環境を戦略的に整備することが重要と考えますので、引き続きの取組をよろしく願いいたします。

次に、クラウドファンディングの活用について質問を行います。

クラウドファンディングは、国内で必要な法的環境整備が行われた2014年を契機に、翌2015年の市場規模は379億円、2018年には2,044億円の急成長を遂げています。クラウドファンディングの類型は貸付型、購入型、寄附型、ファンド型、株式型の5つに分かれており、シェアの9割をソーシャルレンディングと呼ばれる貸付型が占めております。クラウドファンディングを本県の活性化のために積極的に活用していくべきとの立場から質問を行います。

これまでに県事業におけるクラウドファンディングの活用事例について総務部長にお尋ねいた

します。

○総務部長（君塚明宏君） クラウドファンディング、様々な形態がございますけれども、特定の事業を実施するために目標金額を設定した上で、主にインターネットなどを活用しまして幅広く支援を募ると、そういった上でのクラウドファンディングにつきましては、これまで3件活用事例がございます、さらに今年度もう一件を実施予定という状況であります。

○12番（西内隆純君） 総務部長の言われた3件というのは私のほうでも勉強させていただいております、主にふるさと納税制度を活用したようなシステムというふうに理解しておりますが、総務部長そういった認識でよかったですでしょうか。

○総務部長（君塚明宏君） 基本的には、ふるさと納税のような仕組みを活用しまして、そこに使途を明確にするという形の寄附を募っております。

○12番（西内隆純君） 実際上、これはクラウドファンディングのプラットフォームを使ったというだけであって、従来型のふるさとチョイスとか、さとふるとか、ANAのふるさと納税サイト等で行っているものと本質的には差がないわけがございます。

今後、クラウドファンディングを積極的に本県が活用していくとなると、より投資インセンティブが働きやすく、市場規模の大きな貸付型や購入型等の領域に、積極的に乗り出す必要があると私は考えております。

本県では商工労働分野において、地域活性化や産業振興のため、計画の策定支援や試作品の作製、設備の導入、宣伝などについて費用の支援を行うほか、高知県新商品の生産等による新事業分野開拓者認定事業制度を設け、新製品の外商拡大に努めています。県事業の取組の代替あるいは補完手段として、仮称ですが、高知県

クラウドファンディング認定事業者制度を創設し、意欲のある県内事業者に対して同制度に基づく認定を付与することで、クラウドファンディングのプラットフォームを通じた資金調達を積極的に支援してはどうか。

本提案のメリットとして、事業の資金調達のウエートをクラウドファンディング側に置き、県の費用負担を抑えられることに加え、資金調達の達成度が疑似的にマーケットリサーチ機能を果たす点などが挙げられます。デメリットとしては、プラットフォーム提供側の理解と協力を要する点や、手数料負担の大きさなどが挙げられるかもしれません。それでもなお新製品開発のための設備投資やスタートアップ、さらには事業承継等の様々なシーンの資金調達の手段として、非常に有用なツールと感じます。

新製品開発のための設備投資などの取組に必要な資金調達を容易にするため、県内事業者がクラウドファンディングを積極的に活用することについて商工労働部長にお伺いいたします。

○商工労働部長（沖本健二君） 例えば金融機関からの融資あるいは社債の発行、株式の発行等々、様々な資金調達方法がある中で、クラウドファンディングによる資金調達を行う事業者が少しずつ増えてきているということは承知しております。ただ、クラウドファンディングは消費者ニーズの把握や商品のPR、あるいはファンの獲得など販売促進につながる効果がある一方で、資金調達額が目標に届かない場合、事業が実施できなくなるというリスクなんかもございます。こうしたことから、例えば一般消費者向け、いわゆるB2Cの製品やサービスの開発などにおける資金調達方法としては、有効なツールになるのではないかと考えております。

○12番（西内隆純君） のせた以上は必ず実施し

なくてはいけないというところが前提にあるのかもしれませんが、マーケットリサーチの機能というところに焦点を当てた場合、必要なクラウドファンディングで設定した目標額に達しないということは、そもそもその事業には世間からのニーズがないということで、1つそこを事業を継続的にやるかどうかの判断のポイントにするというふうなさび分けも、将来的には整理をすることによって可能ではないかというふうに私は思うわけでございます。

そういうことで、クラウドファンディングの活用できるシーンは、農林水産業や中山間振興、インフラ整備など、アイデア次第で今後ますます増えていくものと私は考えておりますけれども、こういった多方面の県政課題に対処するための財源確保のため、県事業へのクラウドファンディングを活用することについて知事に御所見をお伺いいたします。

○知事（濱田省司君） 県政課題は多岐にわたっておりますので、こういった課題に対応していく上では、幅広く財源の確保に取り組むということが望ましいものと考えております。

御指摘がございましたように、クラウドファンディングは、近年社会的認知度も高まってきておりますし、新たな財源確保のための有効な手法の一つになり得るというふうに思っております。

このクラウドファンディングを進めていくに当たりましては、行おうとしております事業の社会的な意義について、参加者といいますか、その応募していただく際に共感を得ていくということが非常に大事であるというふうに考えています。そのためには、事業の選定あるいは効果的なPRなどにつきまして検討した上で、戦略的に実施をしていくということが大事であろうというふうに考えております。

つきましては、これまで3件ほど実績がある

という御答弁を申し上げたところでございますが、これまでの実績を改めて検証していきますとともに、他県などでも取組の先進例があると考えますので、そういったものも研究をさせていただきながら、今後も県事業への活用を進めてまいりたいというふうに考えております。

○12番（西内隆純君） 前向きな御答弁、誠にありがとうございます。人口も減っていく中で、流通イノベーションであるとか、経済成長等で経済的にも、また人手不足等の問題等も解決していくという話もある面では正しいと思います。

都市部とか一定の人口規模がある地域では多分そうなんだろうと思うんですけども、一方で高知のような人口減、過疎とどう闘っていくかという地域において、当面の間公共サービスの縮減でありますとか、民間事業者の統廃合によるスリム化が必要であるし、中には投資が難しいと分かっているけども、公共サービス維持のためリソースの投下を行わなければいけないケースというのは、これまで以上に増えていくんであると思います。そういったケースにおいて、限られた財源の中、どうやって投資的経費を確保していくか、その答えの一つが、私はクラウドファンディングの中にあるかと思っておりますので、また引き続き調査のほうよろしく願いいたします。

それでは、次に都市計画道路の整備について質問を行いたいと思います。

国土交通省は、都市計画運用指針の改定に当たり、平成12年、18年、23年の過去3度、地方公共団体において都市計画道路の必要性について再検証を行い、その結果によっては、廃止や幅員変更などの都市計画変更を行うことを助言してまいりました。これを受けて、平成19年9月に高知県は都市計画道路の見直しのガイドラインを策定しました。しかしながら、平成29年3月時点では、本県の約6割の市町において計

画の見直しがなされていないとの国の調査結果があります。

そのような中、県は高知広域都市計画区域において、長期未着手となっている都市計画道路の方針を決定するとの話をお伺いしました。都市計画道路は、円滑な移動、都市環境や防災、効率的な物流、そして都市の将来像を実現するために、都市計画法に基づき決定されるものがありますから、検証の結果、存続となった路線については迅速に整備されることが期待されます。

まずは、高知広域都市計画区域における長期未着手の都市計画道路の路線数について土木部長にお尋ねいたします。

○土木部長（村田重雄君） 現在、高知広域都市計画区域における都市計画道路99路線のうち、計画決定後20年以上未着手となっている路線は4路線、一部の区間は整備に着手したものの、残りの区間が同様に20年以上未着手となっている路線は24路線ございます。

○12番（西内隆純君） これらの長期未着手の路線の整備が進まなかった背景をどのように考えているのか、土木部長にお尋ねいたします。

○土木部長（村田重雄君） 都市計画道路は、目指すべき都市の将来像を実現するために都市計画決定された都市施設であり、その完成までには相当の期間と予算を要するものと考えております。これまで整備が進まなかった一番の大きな原因は、やはり予算の制約ではないかと考えております。限られた予算の中で優先度の高い路線から集中的に整備をしてきているところです。例えば、過去の事例ですが、県では高知駅周辺の連続立体交差事業を実施している間、都市計画道路の整備に係る予算をこの事業に集中したために、その他の事業が進まなかったことがございます。

もう一つの主な原因としまして、人的な制約

もあると考えております。これは、特に市町におきまして南海トラフ地震対策を優先すべき課題がある中で、非常に限られた人員の中で、全体の事業を執行していかなければならないという事情もあると聞いております。

○12番（西内隆純君） 今後、これらの路線の整備を着実に進めていくために、どのような取組を行っていかれるのか、土木部長にお尋ねいたします。

○土木部長（村田重雄君） 県では都市計画決定した当時から必要性が大きく変化したにもかかわらず、土地利用の制限がかかったままとなっている未着手の路線があることから、今回廃止の対象となる路線を検討しております。検討の結果、存続させるとなった路線につきましては、整備を着実に進めるために、市町の路線も含めて必要な予算の確保に向け、国に対して働きかけを行っていきたいと考えております。

また、限られた人員で事業を執行する市町に対しましては、技術的なサポートも積極的に行ってまいります。

○12番（西内隆純君） 策定後何十年もたちまして、都市計画道路に係る部分の地権者の世代も替わるケース、そういった場合では相続人の都市計画についての認識の乖離や誤認が出てくるケースもございます。このような事例をあちこち繰り返さないように、もちろん市町が主体のお話ではございますけれども、事業の今般の事情に照らした際のメリット・デメリット、そして肝腎の実現性、そういったことをしっかり詰めて、今回の見直しをしっかりと進めていただきたいと思っております。

それでは、次の質問に移りたいと思っております。

本県では、Society5.0の実現に向けて取り組んでおりますけれども、県の目指すSociety5.0とはどのようなものか、知事にお尋ねいたします。

○知事（濱田省司君） Society5.0でございますが、第1の狩猟社会、第2の農耕社会、第3の工業社会、第4の情報社会に続きます5番目の新たな社会を指すものでございまして、平成28年に閣議決定をされました第5期の科学技術基本計画におきまして、我が国が目指すべき未来社会の姿として初めて提唱されたものでございます。

私自身のイメージとして申しますと、I o Tなどといいまして、全てのものがインターネットでつながってくると、そういうことを通じてビッグデータの収集をし、それをA Iという人工知能で処理をしていくというようなことを通じまして、産業、生活、あらゆる場面で大変高度な効率化あるいは利便性の向上が図られると。それを通じまして、新しいサービスが生み出されていくというような社会ではないかというふうに考えております。

高知県におきましては第4期産業振興計画におきまして、高知版Society5.0の実現という旗を掲げており、最先端のデジタル技術の活用を通じまして、中山間地域等におきます課題解決を図るといふこと、あわせまして地場産業の高度化ないしはSociety5.0関連の産業群の創出を図っていくというような取組を進めているところでございます。

こうした取組によりまして、例えばNext次世代型のハウス園芸といった地場産業の高度化あるいは新しい産業の創出、生活面で言いますと、医療、教育など暮らしの質的な向上が図られるということを通じまして、持続可能で地域地域で安心して暮らし続けることができる、そういった高知県を実現するといったことを目指していくというイメージを抱いているところであります。

○12番（西内隆純君） 非常にSociety5.0は概念的な言葉で、一般にはなかなかまだ浸透してい

ないのではないかなというふうに思います。また、県庁職員の中でも中心的に携わる課を除けば、高知県版Society5.0とはどういうものかと聞けば、多分すぐに返事が返ってくるかというのと、ちょっと難しいんじゃないかというふうに思います。

ただ、5.0の世界というのは間違いなく我々に近い将来到来してまいりますし、それに向けた努力も重ねていかななくてはいけない、そういった中で地方、高知県のような地域でも外に向けて、あるいは内でいろいろ生産性を上げていくようなチャンスを獲得できるわけでございますから、そのためにも、まずは高知県版のSociety5.0がどういうものかというのをしっかり県庁職員の皆さんが共有する、そういう取組も知事におかれましては県庁を挙げて取り組んでいただければと思います。

それでは、このSociety5.0、同じように政府の定義のほうを見てみますと、サイバー空間とフィジカル空間を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する人間中心の社会と説明されております。様々なサイバー空間、仮想空間と現実空間をよりシームレス、柔軟に障害なくつなぐことによって、お互いがお互いを意識することなく、様々なサービスをより効率的に恩恵を受けるような社会を構築していくと言い換えることができるかもしれません。

そういう本システムのネットワークについて、その基幹部分はおおよそ光ファイバーケーブル等で担われる一方、ターミナル部分については、有線LANでの接続、W i - F i あるいは4 G、いわゆる第4世代移動通信システムである場合、さらには今後普及するであろう5 G——第5世代移動通信システムが担うものと予想されます。5 Gは、超高速、超低遅延、多数同時接続を可能とし、Society5.0を実現する上で欠かすこと

のできない通信技術でございます。本県でもN T Tドコモとの連携の下、5 Gと眼鏡型端末を使った営農作業の遠隔指導システムの実証実験を実施することとなっています。

今申し上げたようなキャリアが提供する5 Gとは別に、政府はローカル5 Gの申請受付を行っています。ローカル5 Gのメリットは、安定かつ独立したネットワークをつくる必要がある場合に非常に有用です。例えば、高度に精密な作業ゆえにネットワークの混在によるふくそうが許されない場合や、厳格なセキュリティーが求められる場合などが挙げられます。また、キャリアよりも迅速かつ容易に導入可能な点も見逃せません。

さらに言えば、様々な形で電波を活用する現代においては、電波帯域の確保は非常に困難を極めます。その帯域の一部をローカル5 Gという形で占有し、活用できる機会があるわけですから、高知版Society5.0の実現に向けて必要な戦略的投資であるとの観点から、確保に力を割くべきと考えます。多くの民間事業者だけでなく、徳島県などの自治体でも取得例がございます。

高知県としてローカル5 Gの取得に向けた動きがあるのか、商工労働部長にお尋ねいたします。

○商工労働部長（沖本健二君） 今、議員のお話にございましたように、徳島県や、あるいは東京都では自治体が主体となり、企業による5 G関係の研究開発の促進を目的としたローカル5 Gの免許を取得しております。本県ではこれまで新規就農者向けの遠隔指導や、競馬場におきますマルチアングルライブ中継配信システムなど、5 Gの利活用方法を探るための実証実験は実施しております。

また、今議会におきまして、高知市中心部に県内外から企業や人が集い、新しいプロジェク

トやビジネスを生み出すための受皿となります。シェアオフィス拠点施設を整備する予算を提案させていただいております。現時点ではイニシャルコスト、またランニングコスト、相当かかるということ承知しておりますし、また今この技術をどこまで活用して生かしていただける企業様がいるかという点、それを考えますと、やはり現時点では費用対効果の面から、県によるローカル5 Gの免許取得は難しいのではないかとこのように考えております。

これらの取組をアピール、先ほどの施設の整備とか、そういった取組をアピールすることで、通信事業者によります5 G基地局の整備や、民間によるローカル5 Gの導入を促進していきたいというふうに考えております。

○12番（西内隆純君） 県のような5 G、Society 5.0に関する資料を見ておられますと、部長はそう答弁くださいましたけれど、I o T機器の部分とか人材育成についてとか、あるいは先ほど言ったサテライトオフィスなんかのそういう部分については議論があるんですけど、インフラ部分について、何か多分そういう検討会なんかで議題に上がっていないんじゃないかと思えます。そんなことはないわけですか、商工労働部長御答弁できますか。

○商工労働部長（沖本健二君） 検討会というのが、多分I o Tの検討会とかということであれば、少し私どもは出席をしておりますので、そういう議論があったかどうかについてはちょっとお答えをいたしかねますけれども、もちろん通信施設が高度なものがあれば、それは大変望ましいことではありますけれども、高知市内であれば、近い将来もう通信事業者のほうで整備がなされるということもございますので、今県が慌てて免許を取得してまで整備をするまでの状況にはないというふうに考えております。

○12番（西内隆純君） ちょっとローカル5 Gの

受付期限があったかどうか、私もはっきり覚えていませんけれども、今年の春ぐらい、去年か、政府が受け付けていると思います。いろんな状況も見ながら、イニシャルにかかるコストなんかも下がってくるようであれば、一体的にセットすることによって、逆に他の製品と差別化を図れるケースも出てくるとは思います、その辺りしっかりと動向を見極めながら進めていただければと思います。

次に、情報セキュリティについて質問をいたします。令和元年の6月定例会の質問でも触れましたとおり、米中対立が激化しております。かの有名なペンス副大統領演説に続き、ポンペオ国務長官は本年の7月、ニクソン大統領記念図書館にて、中国が変わらない限り世界は安全にはならないというニクソン大統領の言葉を引用し、自由主義の同盟、有志国が立ち上がって中国の姿勢を変えるときだとメッセージを發しました。アメリカの中国に対する態度は一貫しており、大統領が誰であろうとも対中封じ込め政策を国策として継続することは疑いようがありません。

そのような中、旧東芝メモリのキオクシアの上場中止が報道されました。諸般の事情を勘案とのことですが、9月15日、米トランプ政権がファーウェイへの半導体輸出規制を強化したことも影響していると考えられています。こういった事例は今後ますます増え、日本国内の企業のみならず、自治体、個人の様々なシーンに影響を及ぼすものと予想されます。

また、日本政府は、令和3年度から政府が購入するドローンにつき、運航記録や撮影した写真の外部漏えい、サイバー攻撃による乗っ取りを防ぐ機能を備えた機体の購入を義務づける決定を行いました。全省庁、全ての独立行政法人、事業の委託先が対象となり、これにより中国製ドローンの新規購入が事実上排除されるとのこ

とです。

さらに、政府は平成30年にも中央省庁などが購入する製品、サービスから、ファーウェイやZTEの製品を事実上排除する仕組みを整備しております。情報セキュリティの確保は、県版Society5.0の実現上のみならず、国家の安全保障に直結する重要問題です。これは政府一人で担えるものではなく、地方自治体はもちろんのこと、民間企業や国民一人一人の理解と協力によって初めて成し遂げられるものです。

以上のことを念頭に、民間に範を示す意味でも、県庁と県の関係機関や委託先が調達または利用する製品、サービスについて、セキュリティガイドラインを設けるべきと考えますが、総務部長の御所見をお尋ねいたします。

○総務部長（君塚明宏君） サプライチェーンリスクへの対応でございますが、まずお話のあります国の平成30年の対応でございます。これは国のほうで内閣サイバーセキュリティセンター等の専門組織を設けまして、国家安全保障や治安関係など5類型を提示した上で、関係省庁の申合せを行いまして、各省のシステム、機器の調達に当たって助言等を行うというものでございます。

本県では情報セキュリティポリシーを定めまして、情報システム管理者に対しシステムの監視や脆弱性への対応を、職員に対して適切な情報の取扱いを課しているところであります。これにサプライチェーンリスクに対応するための独自の規定を追加するというところでございますけれども、国のような専門体制や十分な知見がないことから、対象となるリスクの設定が困難なことに加えまして、技術的な対応に限界がありまして、実効性の担保が課題となるかと思っております。

これどういうことかと申しますと、今ほど申し上げた関係省庁申合せでは、ベンダーなどが

ら広く得られた情報を基に、サプライチェーンへの対応に関しまして、必要な場合に必要な措置について助言を求めるということが書かれているだけでありますので、一体どういうものについて、事が起こったときに何をしているかというのは、やはりケース・バイ・ケースになっておって、なかなか基準というものになっていないという背景がございます。

国では、現在自治体のシステム標準化や情報セキュリティガイドライン改定の検討を進めておりまして、県といたしましては、自治体に求められる情報セキュリティをしっかりと確保しながら、国の検討状況を踏まえて対応してまいりたいと考えております。

○12番（西内隆純君） 国のガイドラインに従うというのは、仕方がないことなのかなと思いますけれども、ただインドでも中国製のアプリをインストールすることが禁止されました。というのは、そのソフトから位置情報が中国本土に送られて、インド軍兵士の位置情報や軍事基地の割り出しに使用されていたということでございます。そのほかにもスタンドアローンシステムへの侵入を行うAPT攻撃とか、高知県であれば公営企業局なんかの電気・水道システムなんかバックドア、あるいはハードウェアレベルで侵入される可能性もあるわけで、そういったもろもろの将来予見されるリスクについて、しっかりガイドラインを講じていく必要があるんだということは、ちょっと心にとどめておいていただければと思います。

最後に、前回たどり着けなかった2月の一般質問でやり残した家族支援策について質問を行います。結婚や出産を奨励するために、2019年7月にハンガリーにて導入された結婚資金制度についてでございますけれども、この制度は、40歳以下で初婚であれば、日本円で約1,000万円相当を20年返済の無利子で国が貸与するもので

す。第1子出産で返済開始は3年間猶予され、その後3年以内に第2子をもうけると、貸与の3分の1の返済が免除されます。返済開始までの猶予がさらに3年延長され、加えて第3子をもうけた場合、返済を全額免除され、第4子をもうけると所得税が生涯にわたり免除されます。

実質、少子化対策なんですけれども、挙式件数が前年比で2割増加したということで、とりわけ合計特殊出生率の引上げの分かれ目となる第3子については、経済的な手厚さがある点は、ハンガリーに学ぶ点があると思いますけれども、この結婚資金制度の高知県版について検討する余地はないか、知事にお伺いいたします。

○知事（濱田省司君） 子育ての経済的な負担が大きいという訴えはよくお聞きするところでございますけれども、ただ議員から御提案がございました資金制度のように政策効果が一地方団体のみならず全国に及ぶという施策、そしてまた非常に多額の財源を要する施策ということになりますと、これは国において税制の在り方などと併せて、しっかり検討いただくべきパターンではないかというふうに考えているところでございます。

○議長（三石文隆君） 以上をもって、西内隆純君の質問は終わりました。

ここで午後4時まで休憩といたします。

午後3時55分休憩



午後4時再開

○議長（三石文隆君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一問一答による議案に対する質疑並びに一般質問を続行いたします。

森田英二君の持ち時間は60分です。

20番森田英二君。

○20番（森田英二君） ただいまお許しをいただきましたので、早速質問に入ります。

本会議場での質問も、私で最後になりました。大変お疲れだとは思いますが、執行部の皆さんにも議員同僚の皆さんにも最後までお付き合いをいただきまして、よい答弁で締めくりたいと思います。よろしく願いいたします。

さて、本年1月に国内初の新型コロナウイルス感染症患者が確認されて以降、一時は緊急事態宣言が出されるなど、これまでに経験のない状況に置かれました。しかし、政府の適切な政策執行と濱田県政のかじ取り、そして勤勉な国民性や県民性のおかげもあり、県内の感染状況は、現在落ち着きを見せております。先月、政権を引き継いだ菅総理大臣も、目下の最優先課題として新型コロナウイルス感染症対策を掲げており、引き続き国を挙げての対策を講じると、その対策が取られております。

本県でも、このコロナ対応の最前線で日々お仕事をされておられる方々が多くおられ、心から感謝を申し上げます。また、ありがとうございます。

また、菅政権がもう一つの当面の課題として挙げたのが、社会経済活動の再開と、その活性化であります。ここは本県としても、大いに期待を申し上げているところであります。その菅総理は私の法政大学の先輩にも当たり、初めての総理大臣という意味でも敬意を表し、大学カラーのネクタイを締めて、後輩もしっかりと県政のために仕事をしようとして心して質問に立っております。

その菅政権は、目指す社会像を自助・共助・公助を挙げ、その絆の下で地方の活性化と人口減少を克服していくと宣言をされました。言い換えれば、地方の少子化や高齢化に焦点を絞った政策に重点を置くとのことであります。菅総理には、御自身の苦労体験もあるんでしょう。

自助をいとわない人にこそ政治の光を当てるとも伝え聞きました。

本県は多方面に課題が山積であります。まずは自らで知恵を絞り、苦境にめげない自助の頑張りを見せること、その点が重要となります。菅政権はまさに地方に光を当てる施策、中でも本県課題に多く通じる施策に重きを置いておられます。私は大いに頼れる政権だと、その施政方針に気持ちを持っていております。

濱田知事も菅新政権と二人三脚で、県勢の浮揚と振興に、さらに精力的に取り組んでいただけるものと思っております。

そこで、知事にこうした菅政権に向き合う心意気をもう一度私からも伺っておきます。

○知事（濱田省司君） 御指摘がございましたように、菅内閣におきましては目指す社会像として、自助・共助・公助、そして絆を掲げられますとともに、頑張る地方を全力で応援するとの基本方針が示されております。議員からも御指摘ございましたように、地方は座して支援を待つのではなく、やはり自ら、自助努力、頑張ってもらいたいと、そういうところを応援したいというお気持ちが背景にあるのではないかと、うふうに拝察をします。

本県におきましては、これまでも全国に先行して諸課題を解決していくという観点から、様々な創意工夫を凝らした取組を進めてまいりました。道路の1.5車線の整備、これは後に国の補助制度にも採用されるという形で、本県が先鞭をつけたというような形になっておりますし、また集落活動センターの取組についても、これは全国的に国におきまして小さな拠点の事業といたしまして、全国的な地方創生の一つのモデルを提示できたというような取組もございます。

このように全国に先駆けた取組を行いまして、その効果、そして必要性を積極的に訴えかけていくということによりまして、国の後押しも得

てきたところでございます。

ただ一方で、都市部と地方部では取組のスタートラインが大きく異なるという部分がございます。例えば、道路などのインフラの整備状況あるいは情報通信網の整備状況、こういったところには大きな格差がございます。各自治体が同じ土俵で同じスタートラインに立って頑張ることができる、そのためにはこうしたハンディキャップの解消を図って、条件整備を図っていくということが、国としての責務であるというふうに考えております。

県といたしましては、引き続きこの県勢浮揚に向けた取組を前に進めていくという考えでございますが、このためにも国の施策が本県をはじめといたします地方の実情に合ったものになるように、引き続き全国知事会などとも連携をいたしまして、積極的に政策提言を行ってまいりたいと考えております。

菅政権は、国民のために働く内閣を掲げて政権がスタートしたところでございます。私も、県民の皆さんのために全身全霊で、また国ともしっかりと連携をして、県民の皆さんの期待に応えてまいりたいと決意を新たにしております。

○20番（森田英二君） どうも知事ありがとうございます。菅政権の深奥の部分がきちんと濱田知事に伝わっているようで、大変安心をいたしました。地方のこと満載で、満艦飾で政策を練っていただいておりますので、どうか一緒に前を向いて、自助の力をまずしっかり出して頑張りたいと思いますので、よろしくお願いを申し上げます。

では次に、先ほど来、地方のことが話題になっておりますが、これからも地方のことを中心に話を進めていきたいと思っております。

これからは車を持つ人が毎年払っている自動車税のうち、重課と呼ばれる、13年以上乗った車に対してかけられている税額の割増し制度に

ついてお聞きをいたします。

私は、重課と呼ばれるこの制度が、地方の弱者に対し偏在性を持っていること、そしてもう一つ、日本人が長年生活の中で営々と築き上げてきた物を大切にするという精神、いわゆる美德とでも言いますか、そのことにも反すると感じますので、その違和感についても少しお聞きをいたします。

そこで、まず私は主に古い車を大切に使っている方が比較的多い本県の中山間地での暮らしぶりについて調べてみました。そこには古い車でも使わざるを得ない事情がありました。現在、本県の人口は69万人台、全国順位は鳥取県、島根県に次いで全国で少ないほうから3番目ですが、面積は広いほうから18番目です。このため、人口密度は粗いほうから北海道、岩手県、秋田県に次いで44位です。そこで県内の約40%の人口が、中山間地域と呼ばれる、広くて交通不便な山あいでも暮らしています。なお、さらに過疎地域と呼ばれる、もう一段不便な土地に、県人口の4分の1を超える人が暮らしています。ですから、こうした地域に暮らす人たちは、一般的には買物に行くにも病院に行くのにも車を使いますし、もちろん仕事も用事も何をするにも車がなければ何もできません。生活もできません。

もう一つ、高知県を高齢化率で見ますと、平成27年調べですが、全国平均が26.6%の高齢化率であるのに対し、本県は32.8%であり、全国で上から2番目に高い高齢化県です。この数字は、若い人が多い高知市も含めた県平均の数字ですので、中山間地や過疎地に限った数字を見ますと、さらに高くして50%を超える町も多くあります。例えば、大豊町では55.9%、仁淀川町でも53.9%というふうに、とても高い高齢化率となっています。

こうした中山間地域は、さきにも述べました

ように、高齢者は特に買物や病院通いにも困っていることから、行政もあの手この手で知恵を絞り、できる限りの支援体制は取ってくれておりますが、とても十分とは言えません。このため、高齢とはいえ車に乗れる間はマイカーがどうしても必要であり、車は実際、生活の手足なんです。

そこで、県下の中山間の暮らしぶりについて、仕事柄こうした事情に明るい中山間振興・交通部長に、まず山あいでの生活と車の関係について御所見をお聞きします。

○中山間振興・交通部長（尾下次君） 中山間地域にお住まいの高齢者の方々にとって、自動車は買物、通院、農業など、生活に欠かすことのできない移動手段であります。

○20番（森田英二君） そうですよ。ありがとうございます。私は中山間の暮らしをちょっと詳しく言い過ぎましたので。ありがとうございます。

さて、そこでこの質問に際し、私も立場の違ういろいろな方の声を聞いてみました。今回と同様の質問を、私は平成13年にもやりました。私は、この不条理な制度は、県が直接の所掌権限者でないことも承知しておりますが、地方での生活者にとって、どうしても理不尽でなりませんので、再びお聞きをするわけでございます。

県税の担当部署は総務部であり、この制度の所管は総務省であります。このため、改めて総務省からおいでいただいております総務部長と、同じく総務省御出身の濱田知事にも感想や向き合い方をお伺いするものであります。

今回、まず都会の声として、東京に暮らしている友人にも日頃の生活と車の関係について聞き取りをしてみました。すると、東京では車どころか車の運転免許さえも要らないと言われました。東京では車や免許証がなくても十分生活ができるし、もっと言えば、ないほうがいいのか

もしれんよ、そのように言われました。車の購入費や維持費はもちろんです、税金や保険、駐車場のことなどを考えれば、なるほどそうだろうと思いました。車などなくてもいい、かえてないほうがいとまで言い放つ点に、都会と地方の暮らしぶりの違いが端的に出ていると感じました。

都会には電車やバス、地下鉄などが張り巡らされていて、朝早くから晩遅くまで、そして非常に安く、しかもひっきりなしに運行されている公共交通であります。一方、本県の中山間の生活者の家の周りには、公共交通機関などは皆無と言ってもいい状態です。

そこで、中山間の人を代表して、高齢化率55.9%の大豊町内に住む70歳少し前の私の友人が、車がないと生活ができないと話してくれました。今乗っている車は、20年間大事に大事に手入れをして大切に乘っているそうで、27万2,000キロメートル走っていると言いました。また、私の父もそうでしたが、お年寄りの方の中には、愛車を車庫に入れた上、まだその上に毛布をかけてまで大切にしているんです。

その一方で、古い車に乗り続けていることで環境に負荷をかけているという、良心の痛みもきちんと持っています。でも、幾ら車が古くても、生活にはどうしても必要な手段であり、長年手入れをしてきたので、まだまだ十分乗れる車だ、そう大豊町の友達はおっしゃいました。これは単に車をいたわるというだけでなく、物は大切に使って、最後まで美しくきれいに使い切るという、日本人の昔から培ってきた美德の一つとも言えるものなんです。

このような古いもの、命あるものを最後まで大切にするという日本人の大切な価値観をどのように感じておいででしょうか、総務部長にお聞きいたします。

○総務部長（君塚明宏君） 古いものを大切にす

るということは、古いものに敬意や感謝の心を持つ文化・道徳面だけではございませんで、伝統的な修理技法ですとかリサイクル、こういった経済・産業面も含めて、日本の社会に浸透している重要な価値観であると認識しております。

○20番（森田英二君） 先ほどお話しした大豊町の方は、この春運輸支局に行き、あまりにも高くなった自動車税の不満を訴えてきたと話してくれました。山間部での暮らし、どうしても必要な車であることや、ぎりぎりの年金生活をしていること、だから何とかして少しでも安くないか、そのように話してきたとおっしゃいました。しかし窓口の方も、そう言われても困りますと言ったそうで、お互いに事情を知り尽くしており、互いに困ったことだとは思いますが。

重課というこの制度は、平成14年に導入されたそうであります。ですから、この重課もまたそろそろ見直しの検討がされる時期ではないでしょうか。山あいの年金生活者にとっては、そうやすやすと新しい車に買い換えられるわけがありません。この自動車税の増税と重課という新しい税の負担制度が、今山間部のお年寄りの生活に文字どおり重くのしかかっています。その状況を思うと、私はいつもどうにかならないものかと思案するものの、持って行き場ありません。

ところで、この自動車税は最近どのような増税が行われてきたんでしょうか、総務部長にお聞きいたします。

○総務部長（君塚明宏君） 自動車税につきましては、まず平成26年度の税制改正で環境配慮型の特例が見直しされております。この環境配慮型の特例というのは、重課の関係でございますけれども、これは全体の税収中立を前提といたしまして、環境負荷の小さい自動車に対する税の軽減率を50%から75%などに拡大する一方で、環境負荷の大きい自動車に対する税の重課率を

10%から15%に拡大したものであります。

一方で、平成31年度の税制改正では、令和元年10月1日以降に新車登録を受けた自動車について、1台当たり1,000円から4,500円標準税率を恒久的に引き下げたところであります。

なお、これは市町村税になりますけれども、軽自動車税につきましては、今ほど申し上げた平成26年度税制改正におきまして、平成27年4月1日以降の新車登録につきまして、1台当たり800円から3,600円標準税率が引き上げられるとともに、環境配慮型の特例が新たに導入されて、20%の重課率と最大75%の軽課率が適用されているところであります。

○20番（森田英二君） どうも総務部長ありがとうございます。

大体勉強したところでございましたが、この社会は低炭素社会へ向かっておりますので、そのことで古い車を放逐と言ったら言い方もきついですが、古い車は早く乗り捨てて買い換えてほしいというせいではないかなと感じてはおりました。古い車は一般的に言って、その車の排出ガスが地球環境に負荷をかけていると、十把一からげにして言っていることなのでしょう。国が決めた法律なので、県の総務部長に聞く不合理は私も承知をしております。でも、こうした古い車にかけているこの制度が、公共交通がない中山間で暮らしている高齢者や年金生活者などを直撃しているのは事実なんです。

この重課制度を考案した賢い方は、山あいの暮らしの実態をあまり知らずに、多分霞が関の机の上で考えられたのではないかと思います。ですから、公共交通手段のない山あいの年金生活者の方々が、この制度の落とし穴の被害を――環境社会に向けた制度ですけれど、一方的にその落とし穴を被る制度になっていようなどとは、多分今も分からないんじゃないでしょうか。今なお、その実態も知らないんじゃないかなとお

察しをするところでございます。

そこで、総務部長はこの重課制度が山あいの暮らしの実態を反映した制度になっているとお考えでしょうか、御所見をお聞きいたします。

○総務部長（君塚明宏君） この自動車税でありますけれども、税の性格といたしまして、車を保有することに着目した税であります。この環境配慮型の特例というのは、保有する車が環境に配慮されたものかどうかという点について、政策的に講じられているものであります。したがって、こうした自動車税の性格上、保有している方の属性を反映するものにはならないというように認識しております。

○20番（森田英二君） ありがとうございます。

何度も言いますが、本県の中山間の過疎集落には多くの高齢者が暮らしております。高齢者が多いというよりは、若者が暮らしていけないと言ったほうがいいかもしれません。山あいで暮らす老夫婦にも、子や孫がいないわけではありませんが、山あいには仕事もなく、収入も少ないことから、子育て中の若い世代は実際暮らしが成り立たず、都市部へ出て行ってしまっているというのが実情なんです。

本来なら、一緒に暮らしている子や孫たちから、年老いた父母は生活の足として車のサポートが受けられるはずですが、そういう事情でそれもかないません。ですから、こうした山間地のお年寄りたちは、公共交通を頼りたいものの、民間交通は費用と採算の面で合わず、次々と早々と撤退をしていくわけでありまして。中山間では、特に比較的若いお年寄りの方たちは、極力免許証も車も保持し続けて、人の助けによらないで暮らしを続けたいというのが本音だろうと思います。

一方、13年を超える古い車に乗られている方々は、普通車で15%、軽自動車で20%もの割増し課税を受けながらも、そう簡単に新しい車に乗

り換えられないというのが実態であります。

そこで、こんな話も聞きます。年も70を過ぎたき、今乗りゆう車がちやがまるが先か、免許証を返す日が先かと思いながらいつも乗りゆうといます。山では乗らないと事が足りないんです。割増し税のかからない、そしてまたアクセルの踏み間違いをしてもアシストしてくれる安全性能の高い車に、できれば乗り換えたいのも本音だろうと思います。しかし、今新しい車を買ったとしても、その前に免許証の返納の日が多分早く来ます。また、年金で生活をしている高齢者が、150万円も200万円もの新車を買えるとは思えません。

しかし、今乗っている車を乗り続けると、古い軽四といえども2割増しの税金を、毎年毎年払い続けることになっています。その古い車に乗り続けるのなら、この先もずっと割増しの税金をあなたにかけますよとされていると同じことなんです。高齢者の乗る軽トラや軽四は、東名、名神を走る超重量の大型車両などとは違って、ほんの短い距離しか乗りません。しかも、車の大きさもまるで違います。古い車が全て地球環境に大きな負荷を与えているといった言い分は、山あいの人たちの車には当たらないんです。総務部長が言われるように、同じように車を持っている課税対象になっておりますが、実態は随分違うと。生活する場所が違うだけなのですが、都会と地方ではこれほども生活単価に差があるのかと、車社会の一断面を見ただけで改めて痛感をします。

便利で快適な都会に憧れながらも、不便を我慢し、仕方なく山あいで細々と暮らす地方の生活者をどこまで圧迫したら気が済むのかとも言いたいぐらい、この重課制度はゆがんでいると思います。低炭素社会を目指すことを私は毛頭否定するものではありません。また、経済を動かす意味でも、車の買換えも必要です。そして、

年々向上していつている安全性能の高い車への乗換えも当然です。また、自動車税が私たちの県税として、また市税として、その自主財源の大きな部分となっていることも承知をしております。しかし、ただ古い車に高い税金をかけて早期廃車を強いることは、とても心が痛みます。イソップ童話にもあったように、力づくで服を脱がせようとした北風も、暖かく降り注ぐお日様にはかないませんでした。逸話の論しも、どうか御参考にしていただきたいものであります。

法律で規定されているとはいえ、県や市町村が徴収をしているこの自動車税です。一日も早くこうした実態に心を致し、心ある制度への見直しを図り、山あいの人々に畏敬の念こそ持て、優しさのある税制度への転換を心から願っています。

このように、特に地方の生活者にとって傾斜的に重い制度となっている重課制度を見直す意義について総務部長の御所見をお聞きいたします。

○総務部長（君塚明宏君） まず、この税ですが、環境配慮という目的で講じられている特例措置でありますから、重課分だけを見直すことで、その政策効果が十分かという点について議論が必要だと考えております。また、この特例措置は先ほど申し上げましたとおり、税収中立で制度設計されておりますので、地方の税収に穴が空くということは無視できないと考えます。

その上で、議員御指摘の趣旨の一つは、中山間に住む高齢者は短い距離しか乗らないのに、旧式の車を持っているだけで、通常よりも負担が重くなることへの不満というふうに受け止めております。平成31年度及び令和2年度の与党の税制改正大綱では、自動車関係諸税については、技術革新や保有から利用への変化等を踏まえつつ、課税の在り方について、中長期的な視点に立って検討を行う旨の記述がされておま

す。この検討の結果、利用に着目した税の見直しが行われるのであれば、御指摘のような問題意識に対する一定の回答になるものと考えております。

○20番（森田英二君） ありがとうございます。部長も高知県の趣旨、私の質問の趣旨も腹へ入れていただいておりますので、今後のことを、軽課と重課を抱き合わせにしてという話の中で、また税制の中身の改善ができればと思って期待をしております。

総務部長は、この秋で高知県に着任されて2年半になりました。中山間での生活事情もお知りになったことと思います。また、地方の暮らしの中での車への依存度なども実感をされたことと思います。議会でのやり取りや行政からの制度支援の中でも、中山間地での暮らしぶりも感じてくださっているものと思います。近々本省に帰られるかとも思います。本県のような地方の実情の上に立って、この制度、ぜひとも国の制度見直しに反映していただけたらと願っております。本省には、もちろん税制度を扱う部署もあります。中山間での人と車の暮らしぶりも忘れずに、事に当たっていただけたらと願っています。

地方の実情を踏まえて、例えば過疎地域に指定されているといった、地域特性等を考慮した税制度の見直しなども考えていただけたらなと思うところではありますが、総務部長にお聞きいたします。

○総務部長（君塚明宏君） 各種の制度や政策を立案するに当たりましては、議員おっしゃいますとおり、地方の実情、生活の実情を踏まえることが重要だと認識しております。ただ、その方策は税に限らず、社会保障など生活に関係する歳出やインフラ整備など様々ありまして、これらを組み合わせて政策目的を達成するよう努めていく必要があると考えております。

殊、税につきましては、住民の皆様などから強制的に徴収するものでありますから、その理屈や公平性が特に重視されてまいります。また、その特例を含む制度の創設や見直しに当たりましては、与党税制調査会という政治プロセスにおける慎重な議論を通じて行われるものと承知しております。

○20番（森田英二君） どうも部長ありがとうございます。

最後に、知事にもこの同じ視点でお伺いいたします。この質問が県が所掌する事務権限ではないことは何度も申し上げました。ただ、濱田知事もこの1年、県政を進める中で県下の中山間で暮らす県民の生活に次第に明るくなってくださったものと思います。高知県の知事だからこその立場で、発信力や発言機会もありますので、総理大臣や総務大臣にもぜひ地方の中山間の実情を訴えて、政策提言などの形で提案をしていただければなど、そんなふうに思います。

この問題は、まさに高知県こそが発信して価値があるテーマだと思います。濱田知事も、総務部長と同じく総務省の御出身でもありますし、知事は出先かもしれませんが、税の部署にもおられたようにお聞きしました。

そこで、山あいの県民の生活実態を踏まえて、このような重課と呼ばれる制度をどう思われるのか、知事にも御感想をお聞きいたします。

○知事（濱田省司君） ただいま議員から御紹介もございましたように、私も総務省で在職しておりました際に、まさしくこの自動車税を担当する課長職に当たったこともございました。今、総務部長からも話がございましたけれども、やはり今のお話にありまいたいわゆる環境の重課の問題も、県や市町村の財政に穴を空けられないという中で、言わば苦肉の策として取られている策ということもございますけれども、中山間地域の方などが、自動車税の環境配慮特例の

重課につきまして、結果的に中山間地域の御高齢の方々、また車の買換えも現実に考えられないの方々に対しまして、御不満あるいは強い御意見を持たれているということは、まさしく議員から御指摘ありました中山間地域の生活実態を考えると、この点は察して余りがあるところでございます。

ただ、これも総務部長から答弁がございましたように、この特例は保有する自動車の環境性能に着目した税制ということでございまして、この納税者の居住地域などで差を設けるというのは、この税制の枠組みの中では、公平性の問題からなかなか難しいのではないかというふうに考えます。

また、与党の税制大綱では、これも先ほど部長からの答弁がございましたけれども、自動車関係諸税の課税の在り方について、中長期的な観点に立って、視点に立って検討を行うと。これは含意としてはただいま話にありましたように、利用実態に応じたような抜本的な最近の技術進歩を考えますと、大きな枠組み自身を考え直さないといけないのではないかというような問題意識に立って書かれた方針でございます。こうした中長期的な視点に立った検討におきまして、多くの方の納得が得られるような制度に向けた議論が行われるということを期待してまいりたいと思います。

なお、今回議員のほうから御指摘がありました背景には、やはり中山間の地域が都市部と比べて条件不利で、いろいろな意味で厳しい生活を余儀なくされている、先ほどのお話で言いますと、同じスタートラインに立っていないという思いが背景としてあるということだと思います。そんな意味で、これは部長も申しておりましたが、この税制の、かつ自動車税の世界だけでは、なかなか袋小路の議論になってしまいかねない部分がございます。さらに、税制でも

自動車以外の所得課税、消費課税、そういったもののトータルの在り方、そしてさらに申しますと、財政的な支援制度、こういったものをトータルでやはり考える中で、どういう形で競争条件を整えていけるかというところを考えていけない問題ではないかと思えます。

そんな意味で、中山間地域に関しましては、今立地した企業に対する県や市町村の支援措置に対して、国が地方交付税で支援をするという制度がございますし、また御紹介ありました過疎地域では、本年度過疎法も期限切れを迎えますけれども、過疎債という、地方債と交付税を組み合わせると厚い財政支援をするといった制度もございます。こういった制度が現実中山間地域の生活あるいは産業をつくり、また守っていくという意味では、非常に大きな役割を果たしております。

また、ちょうどまさしく過疎法の見直しの時期ということでもございますので、中山間地域の生活環境の維持・向上を図っていくという観点から、こうした、特に財政面で中山間地域をバックアップしていただいているいろんな制度の維持・改善に関しまして、この点は積極的に今後とも提言をしてまいりたいと考えております。

○20番（森田英二君） 知事、ありがとうございます。私の願意については、ほぼ共有をさせていただいていると思えますし、また交付税の中で、地方のこういう困難者に対しての措置があると。だけれど、本来のこの税制では、与党の税制調査会、政治決着の部分があると思います。政治決着の部分であれば、尾崎正直前知事も、高知県の実情なんかも非常に——12年間詳しく知っていただいておりますので、いろんな形で政治決着のところ、やはり個人的に実害といいますか、苦しい立場にある人に交付税措置を使って支援していくというんじやなしに、

直接気持ちが届くなら、そういう制度に変わっていただければなと思って発言をさせていただいた次第です。

今後とも、高知県のような中山間を多く持つところの人あるいは高齢者が多い県、そういう実情、事情を反映させながら、ぜひとも政治決着に持ち込むようなところで、また御協力いただきたいと思えます。

では次に、教育のことでお聞きをいたします。人口減少と少子化の波の中で、本県の児童生徒の数は、近年急速に減少をしています。その一方で、学校の統合問題について議論はあるようですが、あまり進んでいるようにはありません。郡部においては、小学校も中学校も小規模な学校が大変多くなり、その小規模であるがゆえの問題が聞こえてきています。

そんな中で出されたのが、平成27年1月27日付の文部科学省の公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引であります。その副題には、少子化に対応した活力ある学校づくりに向けてとあります。それによりますと、小中学校ともに学校規模を12クラス以上、18クラス以下とした学校編制に努めなさいということであります。私はこれを見て、小規模校ばかりとなった地方の実態を見るに見かねた本省からの提言だと直感をしました。その上で、本県の小中学校の現状を思うと、この手引はまさに本県に向けて発出したものに違いないと感じました。

そこで、私は県下中の小中学校の大きさについて調べてみました。まず、小学校についてですが、その数は現在、大小合わせて190校、そしてこの190校の小学校の児童数は3万1,070人です。このうち児童数の最も多い小学校は、順に南国市の大篠小学校の789人、次は高知市の朝倉第二小学校の770人、そして秦小学校の750人となっていました。一方、児童数の少ない小学校

はといえば、室戸市の中川内小学校の2人、四万十市の川登小学校の5人、黒潮町の伊与喜小学校の6人などです。

また、1学年の児童数が平均で10人以下の小学校、つまり全校児童の数が60人以下の小学校は79校あって、県内の全小学校に占める割合は約42%となっていました。しかし、これはかなり大規模な学校が集積している高知市が入った数字ですから、私は高知市の小学校41校をのけて再び集計をしてみました。すると、いわゆる郡部校は149校となり、児童数は1万5,760人にまで半減しました。

そこで、郡部に限った小学校で言えば、全校で60人以下の学校は75校となり、全体の50%を超えました。つまり、郡部では半数以上が1学年10人以下の、全校児童数で60人以下の小学校ということになります。

中学校もほぼ同じ傾向にありました。具体的には、県下で全郡部校85校のうち35校が小規模な中学校でした。1学年が10人以下、つまり全校生徒で30人以下の中学校が41%を占めていました。本県の郡部の小中学校のほぼ半数が、10人以下の教室ということになります。

そこで、また私は別の角度からも本県の学校の小規模化の検証をしてみました。すると、私の予感がずばり当たっていました。その予感とは、本県の学校の現状は全国と比べたら、零細な規模の学校が異常に多いのではないかと考えたのです。つまり、時期に応じて取るべきだった統合の取組をおざなりにしてきたのではないか。このため、私は全国の小学校と中学校について、文科省が言う標準規模以下、つまり11クラス以下の学校の数が、各県別にどれくらいの比率であるのかを、昨年度のデータで調べてみました。本県が全国に比べて、どれほど小さい規模の学校が多いのかと思ったんです。

私は、零細な学校の多さを示す指標として、

令和元年度の文部科学省学校基本調査データを使って、47都道府県別に分析をしてみました。すると案の定、中学校では、本県が全国で一番標準規模未満の学校が多いことが分かりました。2位が島根県、3位が青森県、4位が長崎県、5位が鹿児島県でした。また、同様に小学校でも試算をしてみましたら、零細校が多い順に本県は2番目でしたが、1位が鹿児島県、3位が島根県、4位が岩手県、5位が山形県となっていました。

そしてまた、同じ計算方法で5年前の文科省の学校データを使って、再び零細率を計算してみました。すると、高知県は小中学校ともに零細率が現在の順位より2番と1番ずつ、それぞれ低かったんです。言い換えれば、他県はこの間にも統合を進めていました。ということは、本県はこの5年間でも、さらに零細化が進んでいることが分かりました。つまり、このことは本県では零細校の放置状態が続いていて、ますます小規模校の硬直化が進んでいったことを示しています。

さて、そこでこうした分析データをどのように御判断をされますか、教育長にお伺いいたします。

○教育長（伊藤博明君） 1校当たりの平均の児童生徒数で見ますと、小学校が昭和33年の約270人から令和2年は約140人とピーク時の約52%、中学校は昭和33年の約215人から令和2年は約133人とピーク時の約62%に減少しております。また、令和2年度において1つの学年に複数の学級がある学校として、小学校の12学級以上は34校で全体の17.9%、中学校の6学級以上は30校で全体の28.8%であり、小学校、中学校ともに、学校の小規模化が進んでいる状況であると認識をしております。

○20番（森田英二君） ありがとうございます。そこで、特に郡部では児童生徒の数が急激に

減ってきているのに、学校の数は先ほどのようにあまり減っていない。その一方で、統合の話も進んでいない。このことが一層の小規模化を招いてしまっていると言えます。

本県では、直近の5年間で、小学校では6校、中学校では1校の統合が行われてきていますが、県内の小中学校における今後の統合の予定について教育長にお聞きします。

○教育長（伊藤博明君） 現在、県内の34市町村教育委員会と1学校組合の教育委員会のうち、令和3年度以降9つの市町村教育委員会において統合が検討されているところでございます。そのうち、検討が既に具体化されたものとしまして、令和3年度から令和4年度の間に5つの市町村におきまして、小学校は6校が3校へ、中学校は17校が7校へなるように統合が行われる予定となっております。

○20番（森田英二君） 教育長ありがとうございました。

そこで、この統合話についてですが、私はその協議にあまりにも長い時間をかけ過ぎているのではないかと思います。また、学校統合の話は地区にとってはタブー視される傾向にもありまして、自治体の長も校区の住民の意向を尊重し過ぎるあまりか、一番の当事者である子供や親の気持ちに寄り添ってきていなかったのではないかな、ここまで遅れたのは、そのようにも感じています。少子化の中で、さらなる小規模化をたどる一方の地方の学校の状況に、文部科学省が業を煮やしたのではないかと。時宜を得た提言だと私は思います。

教育長は、本県の公立小中学校のどこまでも続く小規模化を目の前にして、さらに文科省のこの手引を踏まえて、今後どのように取り組もうとされているのか、お聞きをいたします。

○教育長（伊藤博明君） 県教育委員会としまして、これまでも統廃合あるいは単独での存続、

いずれの選択を行う場合にも、この文部科学省の手引を踏まえまして、学校設置者である市町村の主体的な判断を尊重してまいりました。その中で、統合を行う場合には加配教員を配置し、児童生徒の学校適応や統合に関わる事務の支援を行うとともに、国の財政支援等の情報提供を行ってきたところでございます。また、単独で存続する場合においても特色ある学校づくりの観点から、小中連携やICTを活用した指導方法について助言を行ってまいりました。

しかしながら、今回中央教育審議会の中間まとめ案では、小学校専科指導の充実方針が示されておりますが、本県の小規模校においてはその導入や実施には難しさが想定をされます。こうした状況を踏まえまして、県教育委員会としては、国の施策に沿った専科に関する指導方法の実施を含め、学校の教育の在り方について市町村教育委員会と協議検討していく必要があるというふうに考えております。

○20番（森田英二君） ありがとうございました。

さて、そうした小規模化をたどる一方の実態の中で、当の子供たちは年々学年を上げ、次々と卒業していきます。私は、こうした状況を見るにつけ、学校の統合に逡巡しているいとまはないと思います。このような小規模な学校ばかりで、絶対にいいはずがありません。校区の関係者や市町村の教育委員会が協議や検討に明け暮れるうちに、さらなる少子化となり、学校の小規模化は一層進んでいきます。だから、適切な統合を早く行って、子供や保護者のための適正規模の学校を実現させて、本来の規模の学校をつくり、多くの友達と触れ合える学校の楽しさを、一日も早く子供たちに味わわせてやりたいと思います。

もうここまで来たら、市町村立の小中学校といえども、県も腰を上げるときではないでしょうか。県議会議員として、県下の小中学校に対

して、もうこれ以上の小規模校化には歯止めをかけたいとの思いがありますが、実際に市町村にこの思いは届くのか。県の所掌が県立学校であることはもとより承知をしておりますが、今回少し勉強してみました。すると、地方教育行政の組織及び運営に関する法律というのがありまして、その中の第48条に、県は市町村の教育に関する事務の適正な処理を図るために必要な指導と助言をすることができると思われることと書かれていました。それに準ずれば、この私の思いも県の教育長や知事を通じて、県下の各市町村に伝えられるのではないかなと一縷の望みを持ったわけです。

県下の小中学校の早急な整理、統合を望む立場から、市町村教委に対しこのような思いを県教委の立場から本当に伝えられるのかどうか、教育長にお聞きします。

○教育長（伊藤博明君） これまでも県議会におけます質疑等につきましては、毎回教育事務所等を通じまして各市町村教育委員会にお伝えし、また定期的に開催されております市町村教育委員会連合会の会合等におきましても、私からも直接報告を行っておるところでございます。

本議会における学校の統合についての質疑につきましても、今年9日に市町村教育委員会連合会の研修会が予定されておまして、その中でも専科指導の状況などと併せてお伝えをしていきたいというふうに考えております。

○20番（森田英二君） どうもありがとうございます。

さて、そこで私が直接目にした小規模校の現実を2つお話しします。それはもう数年前のことになりますが、私の母校の新居小学校のことです。私は、学校のすぐ前にあるガソリンスタンドで車に給油をしながら校庭を見ていました。すると、先生が小さい子供の手を引いて、一緒にグラウンドのトラックを仲よく歩いているじゃ

ないですか。それをガソリンスタンドの人に聞いてみたら、体育の時間だということでした。その年は新入生が1人とのことでした。

新居小学校は、現在も児童数が少なく、全校で32人です。このため、3年生と4年生、5年生と6年生が複式学級です。この私たちの土地は少子化の波と同時に、津波の襲来を恐れて、若い人たちが家族ぐるみで海岸沿いの学校から内陸部へ転校、転居していています。高知市の中心部まで、車でたった30分足らずで行ける比較的便利な土地であるにもかかわらず、今では学校はこういった状況になってしまっています。

私が子供の頃は、1学年が60人ぐらいでした。しかし、10年ほど前の私の孫の時代になると、各学年10人ぐらい、それでも全校で60人以上いました。それから10年、今は1学年平均5人の全校児童32人というわけです。体育やその他の授業でも、正規の学校規模と比べたら、相当な不自由や御苦労があっていることと思いますし、子供にとってもあまりにも小さい学校での日常は気の毒でなりません。

関連してもう一つ。この新居小学校の児童は、隣の宇佐小学校と一緒に、2校が土佐南中学校に上がります、土佐市立の。2つの小学校が集まる中学校なのですが、それでも全校生徒が今でもせいぜい60人前後で推移しています。というのは、新居と宇佐の両校の児童に、校区の土佐南中学校にそのまま進学をしない子が多くいるからです。中学校になってからの勉学やクラブ活動を考え、小学校を卒業する時点で、私立をはじめ国立、県立または高知市立の中学校へと進学していきます。その進路選択は高校や大学への進学を目指したものかと思いましたが、そうではありませんでした。そこには、このまま校区の中学校に進学したら、学校規模が小さいがために、やりたいクラブが

ないという理由があったんです。

今は、小学生といえども市中のスポーツクラブや、文科省が十数年前から始めた総合型地域スポーツクラブなどに通って、スポーツの腕を本格的に磨いている子供たちがたくさんいます。こうした子供たちの多くは、中学生になっても好きになったそのスポーツを学校の部活動であることを望み、中学総体での活躍を夢に見たり、また高校に進んでからのインターハイに出ることなども視野に入れてしていると聞きました。

このため、校区内の中学校に入りたい部活動がなければ、校区を越えてでも部活動のできる学校を探すようです。実際そうした進路選択をした小学6年生と保護者の方に、この春私は出会いました。もし大きな中学校区として高岡中学校1校にまとまっていたら、生徒も多くて部活動も多種多様のできるため、越境せずとも地元の中学校で、幼なじみらと共に好きな部活動ができるはずでありました。

土佐南中学校から車でたった10分のところに、生徒数が400人近い高岡中学校があります。また、土佐南中学校とは別にもう一校、土佐市には、高岡中学校まで車でたった15分のところに生徒数29人の戸波中学校もあります。この3校がまとまれば、さらに大きな中学校となり、クラブ活動などもそれは充実することになるでしょう。

ところが、そうではないことから、校区を越えてそれぞれに進学していくため、家庭には費用の負担も多くかかりますし、高知市立の中学校を選ぶ子供は、家族ぐるみで転居をしています。聞いてみたら、子供のクラブ志望をかなえるために、家族ごと転居していった例は以前にもあったと聞きます。土佐市のように、大きな高知市に隣接する市町村ですから、こうした選択肢もあるわけですが、もっと郡部に行けば、こうした選択はできません。また、校区を越えてまでの部活動はもうしないという子供

や家庭は、それまで腕を上げてきた能力や夢を渋々諦めて、校区内の中学校に進学しているといえます。

このように、進学する中学校が小規模校のために、子供たちの夢が絶たれるということを、私は初めて知りました。ここで、こうした事実をお聞きになられた感想を教育長にお聞きいたします。

○教育長（伊藤博明君） 学校の小規模化につきましては、学習面だけでなく、今お話しありましたように、部活動にも影響があるものというふうに認識をしております。団体競技を行うには一定の人数をそろえることが必要であり、また近年は子供たちの部活動に対する希望も多種多様になってきておまして、それらに応えようとすると、一定規模のある学校でないと、なかなか実現が難しいというふうに考えております。

○20番（森田英二君） 教育長ありがとうございます。

大きい学校に入れば、協調性や社会性なども広く体験ができて、また違った価値観を持つ友達にも出会え、能力も高まり競争心も芽生え、さらに深い深い思いやりや優しさのある子供にも出会って育っていくだろうと思います。保育、小学、中学と、ずっと10人足らずの中で過ごしてきた私の孫に聞いてみたら、高校に入ってあまりの大きさに、まずびっくりしたといえます。そして、もっと早くからこんな多くの人の中にいたかったとも言いました。私の別の孫も、中学校から男子バレーをしたいために校区の中学校に進まず、私学に進学しました。昔から、池のコイもすむ池を大きく深くすることで、大きな良いコイが育つと言われます。このことは、人に言い換えてもよく、含蓄のある言葉だと思えます。さらに、私は校区を越えるだけでなく、子供たちの能力や可能性を引き出

すためには、市町村境を越してでも学校の統合があつてよいとさえ思っています。

そんなことを思っていましたら、昨日我が党の上治議員が、私とほぼ同じ視点に立った質問をされました。上治議員は御存じのように、つい最近まで馬路村の村長をされており、まさに現場の生の声でした。

上治議員はその質問の中で、中学生ともなれば、部活動は学校生活の中で心の大きな支えになっているという認識をまず述べられて、その上で中芸の5町村は、進学しようとする中学校がどこも小規模な学校ばかりとなっていて、希望するクラブ活動ができないという悩みを述べていました。そして、町村境を越えた中学校の部活動の在り方を、今関係行政の中で手探りを始めているということでした。これに対し教育長は、部活動は町村合同の方向で速やかに検討に入るとの意向を昨日示され、ああそれはよかった、子供たちが救われると思いました。

でも、一方で私は、根本の学校規模そのものを大きくしていく作業も同時に進められていくべきではないかと思ひながら聞いていました。こうした単位校だけの部活動の限界は全県下の顕在化してきており、他校との合同チームをつくりたいという市町村が97%もあったと、昨日の答弁の中で教育長は述べられていました。今まさに県下の郡部校は、こんな状況になっているんだと改めて知りました。

そこで、私はこの中芸5町村の中学校の実態について調べてみました。すると、田野町は2,514人の人口で47人の中学校が1つ。安田町は2,437人の人口で21人の中学校が1つ。奈半利町は3,049人の人口で38人の中学校が1つ。北川村は1,149人の人口で25人の中学校が1つ。そして、馬路村は725人の人口に対して2つの中学校があり、合わせても20人。このように、隣接の5か町村の全てが零細な中学校ばかりです。馬路村と北

川村は少し遠いかもしれませんが、スクールバスを回してでも何とかならないかと思いました。

もし5か町村立の中学校が実現すれば、全校生徒が151人の中学校となり、そうなれば子供たちにとっても全くイメージの違った中学校になります。しかし、本県は今後も一層の過疎化が進み、この地区もどンドン子供たちがさらに減っていくでしょう。地域や学校が立ち行かなくなってから、極限状態になってからの対応では、子供たちがあまりにもかわいそうです。だからこそ、今からの準備やそれに向けた対応が急がれます。

このように、校区はもちろん市町村の境に縛られない学校の統合なども、もっと本気で考えるべきではないでしょうか。そうすれば、子供たちはもっと多くの同級生や仲間たちと学べ、部活動ができ、大きな輪の中で切磋琢磨し、持ち前の能力を存分に開花させることができそうです。せめて毎年クラス替えができる程度の学校であったり、同学年の中で競技ルールなどが学べる学年にしてあげたいものです。

少し言い過ぎた言葉にもなりますが、学校の統合を棚に上げたり、校区に縛ったり、行政区界を尊重し過ぎるのは、教育の本質の理念にもとるのではないのでしょうか。そんな人為的な決め事が、子供の成長に支障していいはずがありません。しかし、現実には小学、中学の6年間、9年間をずっとクラス替えなどもできないで、私の孫と同じように、ほんの少人数の同級生で幼少期からずっと過ごしたという学校も郡部には多くあります。こうした子供たちにとっては、例えばですが、潜在的ないじめや、好き嫌いから解放されるかもしれないクラス替えというチャンスさえもないんです。

教育に費用対効果を持ち込むというわけではありませんが、もう少し大きな学校になれば、そこで浮いた経費でもって、より効果的な教育

投資もできるのではないのでしょうか。先ほどの中芸5か町村の6つの中学校が、もし1つの中学校にまとめれば、どれだけの経費が節減でき、一方どれだけの効率的な学校とすることができるのか。自治体や教育界にどのような規制や仕組みがあるかもしれないままに、あえて申し上げました。

教育長に話せば何かよい知恵が借りられるかもしれないと思いを述べましたが、小中学校のもっと広い統合について教育長の御所見をお聞きします。

○教育長（伊藤博明君） 教育の機会均等、それから教育の質の維持・向上の観点から、またこれからの主体的、対話的、深い学びを実現するためには、子供たちが仲間と協力し、あるいは切磋琢磨して学び、社会性を身につけることのできる集団規模は必要なものでございます。部活動も含めて子供たちの集団規模を確保することは、教育環境を整える上で重要なことであるというふうに認識をしております。

また、先ほど答弁いたしましたように、中央教育審議会の中間まとめ案では、小学校専科指導の充実方針が示されておりまして、今後導入拡大も想定されているところでございます。本県においても、専科指導の充実に向けた施策を進めていくこととなります。

県教育委員会として、このような教員配置や教育方法の充実と併せて、統合による魅力的な学校、地域づくりの全国的な事例、例えば地域との熟議をベースとして子供や地域の将来を描き、統合を実行した京都府の南丹市などの例が文部科学省からモデルとして示されておりますので、こうしたものを提供するなど、これからの学校教育の在り方について、市町村教育委員会とも積極的に話し合いをしていきたいというふうに考えております。

○20番（森田英二君） 教育長、ぜひそういう方

向で、市町村教委とも思い切り腹を割ったお話で、統合の方向で進めていただきたいと思います。

最後に、知事にもお伺いをいたします。確かに、小中学校は市町村立ではありますが、高知県の子供でもあるわけです。次の高知県を背負う大切な子供たちです。知事は、市町村長とも親しくお会いをする機会もあろうと思います。そうした機会にぜひ知事からも、直接学校の話題なども出してもらえたらと思っています。

一方、新しい菅内閣は、相当なスピード感で斬新な行政改革に早速取りかかろうとしています。地方においても、もっとスピードを上げて、高知県の子供たちがよりよい学校環境、学習環境の中で教育が受けられるように、急ぎ前に進めるべきだと考えます。

ここまで述べてきましたように、県下にはこのような零細で小規模な小中学校が存続し続ける現状をどのように感じておいででしょうか、知事の率直なお気持ちをお聞かせください。

○知事（濱田省司君） これからの時代におきましては、変化の非常に激しい時代でございますので、こうした変化に積極的に向き合ひまして、周囲の人々と協働して新しい価値をつくり出していく、そういう力が求められていると思います。そういうことを考えますと、学校には適切な教育課程はもちろんでございますが、仲間と切磋琢磨をし、協力しながら学ぶという意味で、一定のそのための集団規模が求められるのだろうという思いはいたします。

小規模の学校は教育的な観点で見ますと、個別指導が充実できるというような利点もありますけれども、一方では議員からもるる御指摘がありました。多様な意見あるいは考えと出会うというチャンスに乏しいという問題、あるいは部活動がやりにくいといったような課題があるということだと思っています。これからの

地域におきます学校の在り方を考えます際には、将来の日本あるいは地域を担っていく子供たちのことを中心に考えていくということが何よりも求められると思います。そうした中で、それぞれの地域や歴史文化を踏まえまして、課題、将来ビジョンを行政、地域の関係者が話し合い、共有していくということが重要だと考えております。

一方で、「濱田が参りました」で中山間地に参りますと、人口減少進む中で——児童生徒数が減っている中で、特色ある学校づくりを進め、あるいは通学区域の特例などをつくって、学校を何とか維持していきたいという御努力をされている方々のお話を聞くこともありまして、なかなか難しい問題だなと思っております。

いずれにいたしましても、子供のことを第一に考えるという中で、よく話し合っていたということが大事な問題ではないかと思っております。

○20番（森田英二君） 知事ありがとうございます。知事にも小規模な学校のこと、届いたように感じました。ありがとうございました。

次に、ちょっと半端になるかも分かりませんが、今年の2月議会で私が質問をした3世代の同居、近居の件で再びお聞きをいたします。

地域福祉部長は、本県の現状を尋ねた私の質問に対して、その答弁の中で、3世代同居・近居を促進するまでにはまだ至っていない、各市町村の実情や意見を聞いて、その取組を支援していくつもりだと答えられました。そんな悠長なことを言っていてどうしますか。国は、内閣府の少子化社会対策大綱の中で、この3世代同居・近居施策を急ぎ取り組むべき実効性のある施策として、もう5年も前に打ち出しているんです。また、令和2年5月29日に閣議決定されたその大綱においても、令和時代にふさわしい取組だとして発展的に継続をされております。

私は、どうして高知県がこの取組をちゅうちょ

しているのか、なぜ国の進める施策に連動しないのか分かりません。今年度の国の大綱の中には、同居、近居に加えて、親の家のすぐ隣に住む隣居という言葉まで登場しています。この施策、世代間で助け合うことで、多様化する子育て家庭の様々なニーズにも応えられるし、ひいては少子化問題解決につながる大きな一助になるとしています。その中で、第3子以降を持ちたいという希望があるものの、同居に向けた住宅の改造費などが負担となっているとするなら、そのための住居改造の支援費も国から出るんです。

また、知事はこの3月、3世代同居・近居施策について、県民の声や市町村の意見なども聞くとおっしゃいました。私としては、他県に大きく遅れてしまったこの取組をどうやって取り戻すかも併せて考えてほしいと思っています。実際、3世代、4世代が同居、近居、隣居をすれば、出生率も上がり、賢い子が育ち、市町村の行政負担が減り、同居、近居の高齢者にも生きがいができ、さらには世帯の収入も増え、地域の伝統文化や生活の知恵なども自然と受け継がれていきます。

この支援制度は、もちろん強制するものではなくありません。望む人が利用できるという制度なのです。新婚さんが初めて親と同居、近居をする場合に、国が3世代同居を応援してくれるんです。また、民間や市町村もこれで動き出すんです。そうした制度があることを、県が広報をどうかしてほしいという願いであります。

最後まで質問は行きませんが、お感じになるところを地域福祉部長にお聞きいたします。

○地域福祉部長（福留利也君） 議員のお話ありがとうございましたように、まずは国の支援策をはじめ、同居、近居を支援する様々な情報をホームページに掲載するなど、積極的に広報を行いまして、3世代同居・近居施策を推進してまいります。

○20番（森田英二君） いい答えをいただきました。やはり高知県向けの国の施策ですので、一緒に取り組んでまいりましょう。

全て終わりました。ありがとうございました。

（拍手）

○議長（三石文隆君） 以上をもって、森田英二君の質問は終わりました。

以上で、議案に対する質疑並びに一般質問を終結いたします。



決算特別委員会の設置

○議長（三石文隆君） 日程第3、決算特別委員会設置の件を議題といたします。

お諮りいたします。令和元年度の決算を審査するため、この際、10名の委員をもって構成する決算特別委員会を設置し、第13号及び第14号並びに報第1号から報第23号まで、以上25件の議案を付託の上、この審査が終了するまで議会の閉会中も継続審査することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（三石文隆君） 御異議ないものと認めます。よって、10名の委員をもって構成する決算特別委員会を設置し、第13号及び第14号並びに報第1号から報第23号まで、以上25件の議案を付託の上、審査が終了するまで議会の閉会中も継続審査することに決しました。

なお、お諮りいたします。ただいま設置されました決算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第5条の規定により、1番上治堂司君、5番金岡佳時君、11番横山文人君、15番弘田兼一君、20番森田英二君、23番西森雅和君、25番大石宗君、28番石井孝君、30番橋本敏男君、35番吉良富彦君、以上の諸君を指名いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（三石文隆君） 御異議ないものと認めます。よって、ただいま指名いたしました10名の諸君を決算特別委員に選任することに決しました。



議案の付託

○議長（三石文隆君） これより議案の付託をいたします。

（議案付託表及び請願文書表配付）

○議長（三石文隆君） ただいま議題となっている議案のうち、第1号から第12号まで及び報第24号、以上13件の議案を、お手元にお配りいたしてあります議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

〔議案付託表 巻末362ページに掲載〕



請願の付託

○議長（三石文隆君） 御報告いたします。

請第2号「妊産婦医療費助成制度の創設を求める請願について」の請願が提出され、その請願文書表をお手元にお配りいたしてありますので御了承願います。

本請願は、請願文書表に記載のとおり、所管の常任委員会に付託いたします。

〔請願文書表 巻末366ページに掲載〕



○議長（三石文隆君） 以上をもって、本日の議事日程は終了いたしました。

お諮りいたします。明8日から14日までの7日間は委員会審査等のため本会議を休会し、10

月15日に会議を開きたいと存じますが御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(三石文隆君) 御異議ないものと認めます。よって、さよう決しました。

10月15日の議事日程は、議案並びに請願の審議であります。開議時刻は午前10時、本日はこれにて散会いたします。

午後5時5分散会

令和2年10月15日（木曜日） 開議第7日

出席議員

1番 上 治 堂 司 君
 2番 土 森 正 一 君
 3番 上 田 貢太郎 君
 4番 今 城 誠 司 君
 5番 金 岡 佳 時 君
 6番 下 村 勝 幸 君
 7番 田 中 徹 君
 8番 土 居 央 君
 9番 野 町 雅 樹 君
 10番 浜 田 豪 太 君
 11番 横 山 文 人 君
 12番 西 内 隆 純 君
 13番 加 藤 漠 君
 14番 西 内 健 君
 15番 弘 田 兼 一 君
 16番 明 神 健 夫 君
 17番 依 光 晃一郎 君
 18番 梶 原 大 介 君
 19番 桑 名 龍 吾 君
 20番 森 田 英 二 君
 21番 三 石 文 隆 君
 22番 山 崎 正 恭 君
 23番 西 森 雅 和 君
 24番 黒 岩 正 好 君
 25番 大 石 宗 君
 26番 武 石 利 彦 君
 27番 田 所 裕 介 君
 28番 石 井 孝 君
 29番 大 野 辰 哉 君
 30番 橋 本 敏 男 君
 31番 上 田 周 五 君
 32番 坂 本 茂 雄 君
 33番 岡 田 芳 秀 君
 34番 中 根 佐 知 君
 35番 吉 良 富 彦 君

36番 米 田 稔 君

37番 塚 地 佐 智 君

欠席議員

なし

説明のため出席した者

知 事 濱 田 省 司 君
 副 知 事 岩 城 孝 章 君
 総 務 部 長 君 塚 明 宏 君
 危機管理部長 堀 田 幸 雄 君
 健康政策部長 鎌 倉 昭 浩 君
 地域福祉部長 福 留 利 也 君
 文化 生活 岡 村 昭 一 君
 スポーツ部長
 産業 振興 井 上 浩 之 君
 推 進 部長
 中山間振興・ 尾 下 一 次 君
 交 通 部長
 商工労働部長 沖 本 健 二 君
 観光振興部長 吉 村 大 君
 農業振興部長 西 岡 幸 生 君
 林業 振興・ 川 村 竜 哉 君
 環 境 部長
 水産振興部長 田 中 宏 治 君
 土 木 部長 村 田 重 雄 君
 会 計 管 理 者 井 上 達 男 君
 公 営 企 業 局 長 橋 口 欣 二 君
 教 育 長 伊 藤 博 明 君
 人 事 委 員 長 秋 元 厚 志 君
 人 事 委 員 会 長 原 哲 君
 人 事 務 局 長
 公 安 委 員 長 小 田 切 泰 禎 君
 警 察 本 部 長 熊 坂 隆 君
 代 表 監 査 委 員 植 田 茂 君
 監 査 委 員 長 中 村 知 佐 君
 事 務 局

事務局職員出席者

事務局長 行宗昭一君
 事務局次長 織田勝博君
 議事課長 吉岡正勝君
 政策調査課長 川村和敏君
 議事課長補佐 馬殿昌彦君
 主査 久保淳一君



議事日程(第7号)

令和2年10月15日午前10時開議

第1

- 第1号 令和2年度高知県一般会計補正予算
- 第2号 令和2年度高知県流域下水道事業会計補正予算
- 第3号 令和2年度高知県病院事業会計補正予算
- 第4号 知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第5号 漁業法等の一部を改正する等の法律の施行による漁業法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例議案
- 第6号 高知県手数料徴収条例の一部を改正する条例議案
- 第7号 ふぐ取扱い条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例議案
- 第8号 高知県立高等技術学校が実施する普通職業訓練の基準等を定める条例の一部を改正する条例議案
- 第9号 高知県手数料徴収条例及び高知県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例議案
- 第10号 高知県漁港管理条例の一部を改正す

る条例議案

- 第11号 県有財産(教学機器)の取得に関する議案
- 第12号 損害賠償の額の決定に関する議案
- 報第24号 県有財産(個人防護具)の取得の専決処分報告
- 請第2号 妊産婦医療費助成制度の創設を求める請願について

追加

- 議発第1号 軽油引取税の免税措置の堅持を求める意見書議案
- 議発第2号 少人数学級の推進を求める意見書議案
- 議発第3号 ドクターヘリの安定・持続的運用への支援強化を求める意見書議案
- 議発第4号 新たな過疎対策法における指定要件・指定単位への配慮を求める意見書議案
- 議発第5号 防災・減災、国土強靱化対策の継続的かつ着実な実施を求める意見書議案

追加

- 議発第6号 地方自治体のデジタル化の着実な推進を求める意見書議案

追加

- 議発第7号 消費税減税を求める意見書議案

追加 継続審査の件



午前10時開議

○議長(三石文隆君) これより本日の会議を開きます。



諸般の報告

○議長（三石文隆君） 御報告いたします。

請願の取下げのことではありますが、請第2号「妊産婦医療費助成制度の創設を求める請願について」は、取り下げたい旨の願い出があり、危機管理文化厚生委員会に送付しておきましたので御了承願います。

次に、さきに設置されました決算特別委員会から、委員長に森田英二君、副委員長に西森雅和君をそれぞれ互選した旨の通知がありました。

次に、各常任委員会から審査結果の報告があり、一覧表としてお手元にお配りいたしてありますので御了承願います。

〔委員会審査結果一覧表 巻末387ページ〕
に掲載



委員長報告

○議長（三石文隆君） これより日程に入ります。

日程第1、第1号から第12号まで及び報第24号並びに請第2号、以上14件の議案並びに請願を一括議題といたします。

これより常任委員長の報告を求めます。

危機管理文化厚生委員長浜田豪太君。

（危機管理文化厚生委員長浜田豪太君登壇）

○危機管理文化厚生委員長（浜田豪太君） 危機管理文化厚生委員会が付託を受けた案件について、その審査の経過並びに結果を御報告いたします。

当委員会は、執行部関係者の出席を求め、慎重に審査いたしました結果、第1号議案、第3号議案、第6号議案、第7号議案、報第24号議案、以上5件については全会一致をもって、いずれも可決または承認すべきものと決しました。

次に、請願について申し上げます。

請第2号「妊産婦医療費助成制度の創設を求める請願について」は、請願を取り下げたい旨

の申出があり、全会一致で取下げを承認すべきものと決しました。

以下、審査の過程において論議された主な事項について、その概要を申し上げます。

初めに、危機管理部についてであります。

第1号「令和2年度高知県一般会計補正予算」のうち、消防防災ヘリコプター運航委託料について、執行部から、消防防災ヘリコプター「おとめ」の運航業務を航空事業者に委託するための経費であり、運航準備期間も含め令和7年度までの複数年契約を考えているとの説明がありました。

また、消防防災ヘリコプターの運航については、操縦士の相次ぐ途中退職により不安定な運航体制を余儀なくされていることや、令和4年4月からの2人操縦士体制の導入により全国的な操縦士不足が予想されることから、安定的かつ継続的な運航体制の確保、運航にかかる経費などから検討を重ねた結果、県民からの信頼や期待に応える確実性が高いと判断し、委託運航を行うこととしたとの説明がありました。

委員から、安定的に安全運航を行うことが第一条件となるが、地形状況の熟知や人材の供給能力、四国の相互応援協定などを考えた場合、四国の他県の受託業者に委託できれば、連携・協力体制も取りやすいのではないかとの質疑がありました。執行部からは、四国内の事業者においては、本県の「おとめ」の機種免許を持っている操縦士が現状では少ないことや、整備士もそれぞれ配置しなければならないため、運航開始の令和4年までに準備できるかが課題になると思われるとの答弁がありました。

委員から、人口減少や過疎化などを考えた場合、将来的に四国4県での合同運航は可能なのかとの質疑がありました。執行部からは、将来的にそのような方向になればよいと思うが、ヘリコプターの機種が異なっている問題があり、

すぐには難しいのではないかと答弁がありました。

次に、健康政策部についてであります。

第1号「令和2年度高知県一般会計補正予算」のうち、健康づくり推進事業費について、執行部から、高知家健康パスポートアプリの機能を新たな生活様式に対応したものに充実するための改修経費であるとの説明がありました。

委員から、アプリの活用について、ポイントを集めることだけが目的にならないように、アプリを使うことによって健康づくりの大切さを知るような情報発信も行い、内容を充実させていくことも必要ではないかと質疑がありました。執行部からは、アプリを使って健康的な行動を定着してもらうことが目的であり、今回の改修で健康づくり動画の配信やクイズなどで健康意識を高めてもらうこととしている。県民の方々に健康的な生活を送っていただけるよう、今後も最善の方法を検討していきたいとの答弁がありました。

次に、歯科保健事業費について、執行部から、災害時に避難所等において、歯科医療や口腔ケア等の歯科保健活動を実施するために必要なポータブルユニット等の機材器具を県内の保健医療圏域2か所に整備するための経費であるとの説明がありました。

委員から、歯科医師の配置や役割分担はどのように考えているのかとの質疑がありました。執行部からは、災害時における歯科保健医療体制については、第4期南海トラフ地震対策行動計画に基づき活動指針や活動の手引を作成し、体制を整えているとの答弁がありました。

別の委員から、災害時にはいつでも歯科医師等を配置する体制は整っているのかとの質疑がありました。執行部からは、災害時の歯科保健医療について指針を定め、歯科医師会等との連携体制を取っている。歯科医師会から推薦いた

だいた2名を災害歯科コーディネーターとして委嘱し、県全体のマネジメントを行うこととしており、毎年歯科医師会等の協力を得て情報伝達訓練も実施しているとの答弁がありました。

次に、地域福祉部についてであります。

第1号「令和2年度高知県一般会計補正予算」のうち、障害者自立支援事業費について、執行部から、新型コロナウイルス感染症の発生に備えて、障害者入所施設において簡易陰圧装置等を設置するための経費などを補助するものであるとの説明がありました。

委員から、施設において様々な感染防止を行っているものの、その対策は難しい側面もあると思うが、施設側との調整や施設間の連携等、どのように取り組んでいるのかとの質疑がありました。執行部からは、施設を運営している団体とは常に意見交換をしており、各施設には個別の聞き取りも行い、情報共有をしている。先日、集団感染が発生した事例については感染症の専門家に入っただき、今後の取組について整理をした後各施設に通知することを検討中であるとの答弁がありました。

次に、文化スポーツ部についてであります。

第1号「令和2年度高知県一般会計補正予算」のうち、スポーツ施設管理運営費について、執行部から、高知県スポーツ科学センターなど県立のスポーツ施設や地域のスポーツ施設などを中心に、リモートによるスポーツ教室や実技指導の配信等を行うことができる環境を整備するための経費であるとの説明がありました。

委員から、リモート環境を整備するに当たり、スポーツ科学センターでは具体的にどのようなスポーツ教室や研修会を計画しているのかとの質疑がありました。執行部からは、スポーツ医学の専門的な研修を想定しており、例えばその分野における県外の著名な方とリモートでつ

なぎ、県内の指導者に、より専門的な知識を身につけてもらうことを計画しているとの答弁がありました。

委員から、地域のスポーツクラブ等が有効に活用するためには、使用方法などが課題になると思われるが、どのような対応を考えているのかとの質疑がありました。執行部からは、設備を設置する際には利用方法など具体的な説明をするとともに、稼働後において様々な具体例について県において取りまとめ、市町村やスポーツ団体に周知していく考えであるとの答弁がありました。

次に、報告事項についてであります。

地域福祉部の報告事項についてであります。

ひきこもり実態把握調査の結果について、執行部から、県及び市町村において施策を検討する際の基礎資料とすることを目的として、今年度行った調査の結果及び今後の支援の方向性について報告がありました。

委員から、ひきこもりの方への支援において、30の市町村が専門知識や支援技術への不安があると回答しているが、県としてどのような対応を考えているのかとの質問がありました。執行部からは、県のひきこもり地域支援センターや福祉保健所の職員が市町村の個別ケース会議に出席していることに加えて、今年度は県内3ブロックで担当者間の勉強会などを実施し、専門的な知識の普及に努めているところであるとの答弁がありました。

委員から、ひきこもり支援を行う上では、専門性を持ったアウトリーチ支援員を配置していくことが鍵となるので、NPO法人等と連携して育成をしていくことが必要であるとの意見がありました。執行部からは、ひきこもりの人等に対する支援のあり方に関する検討委員会から早期発見、早期対応の面で意見をいただいております、アウトリーチ支援員の配置、育成、市町村

の専門的な知識の普及に努めていくとの答弁がありました。

別の委員から、ひきこもり支援においては、NPO団体だけでなく、社会全体に関わっていくために専門的な集団が必要になると思うが、市町村においても現在の過重業務の中ではなかなか対応も難しい。体制を整えるための財政的な支援は現在どのような状況なのかとの質問がありました。執行部からは、国の補助事業で市町村の自立相談支援機関に相談員を配置しているが、今の制度の枠組みでは十分でなく、さらなる強化が必要であると考えており、国に対して充実した体制が取れるようお願いをしているところであるとの答弁がありました。

委員から、家族の方も含めて寄り添える場所が必要であり、居場所づくりにも力を入れてもらいたいとの意見がありました。執行部からは、今年4月にピアサポートセンターを立ち上げ、かつての当事者の方が相談を受けるほか、家族の方も相談していただける体制などを取っており、市町村とも連携して取り組んでいきたいとの答弁がありました。

以上をもって、危機管理文化厚生委員長報告を終わります。

○議長（三石文隆君） 商工農林水産委員長黒岩正好君。

（商工農林水産委員長黒岩正好君登壇）

○商工農林水産委員長（黒岩正好君） 商工農林水産委員会が付託を受けた案件について、その審査の経過並びに結果を御報告いたします。

当委員会は、執行部関係者の出席を求め、慎重に審査いたしました結果、第1号議案、第5号議案、第6号議案、第8号議案から第10号議案、以上6件については全会一致をもって、いずれも可決すべきものと決しました。

以下、審査の過程において論議された主な事項について、その概要を申し上げます。

初めに、商工労働部についてであります。

第1号「令和2年度高知県一般会計補正予算」のうち、中小企業等デジタル化促進モデル事業実施委託料について、執行部から、デジタル化に取り組む県内の中小企業等5社程度をモデル企業に選定し、計画の策定からシステムの導入、社内の人材育成まで一貫して支援するものである。モデル事例として、取組のプロセスや成果などの整理、検証を行い、セミナー等での発表を通じて、県内企業のデジタル化の取組の機運を醸成し、県内全域へ横展開を図っていくとの説明がありました。

委員から、モデル事業の取組の中で、知的財産権など、他者には公開したくない事業が入ると、横展開の際にストッパーとなってしまいう可能性があるが、その対策はどう考えているかとの質疑がありました。執行部から、システムの著作権などは、一般的にはそれを開発した企業のものになるが、モデル企業が著作権を持つ可能性もあり、そうしたことも想定して対応していきたいとの答弁がありました。

さらに、委員から、ビジネスモデル自体が著作権的な扱いとなる可能性もあるので、モデル企業のスタンスを確認し、横展開を図る際の支障とならないように留意して取り組んでもらいたいとの要請がありました。

次に、シェアオフィス拠点施設整備等事業費補助金について、執行部から、都会から地方へという新たな人や企業の流れを呼び込むため、高知市中心部でのシェアオフィスの拠点施設の整備と運営経費に対し補助するものである。施設の整備・運営主体は公募をして、審査会において事業計画の内容を審査した上で選定し、運営費への補助は立ち上げから3年間に限って行うとの説明がありました。

委員から、都会から企業等と呼ばれ込む取組は、全国で同じように行われると思うが、施設の利

用者はどれくらいと見込み、高知へ呼び込むための戦略はどのように考えているかとの質疑がありました。執行部からは、現段階では施設の規模も未定だが、概要が固まれば利用者数等の目標も考えたい。実証実験的なテレワークをお願いするなどして施設の利用を増やし、また様々な施策と連携した取組により、新しいビジネスやプロジェクトが生まれる場といった評判が広まるよう、取組を進めていきたいとの答弁がありました。

次に、農業振興部についてであります。

第1号「令和2年度高知県一般会計補正予算」のうち、新規就農総合対策事業費について、執行部から、新型コロナウイルス感染症の影響で、就農相談会が中止になるなど、アプローチの代替策が必要となっている。このため、オンラインサイトの整備や、産地提案書PR動画の制作による情報発信の強化、オンライン相談に必要な通信機器等の整備を図るものであるとの説明がありました。

委員から、産地提案書をPRする動画の制作は、より多くの方にアピールできるものと期待しているが、視聴者などに向けてどういう戦略を考えているのかとの質疑がありました。執行部からは、近年インターネットで情報を収集する方が非常に増えており、就農を深く考えていない方も含め、まずは広く高知の農業を知ってもらい、もう少し深い説明を聞きたくなるよう誘導できるものにしたい。動画制作については、企画段階から産地の方に入ってもらうことも検討しており、産地の篤農家の方々にも賛同をいただいているとの答弁がありました。

次に、特産農畜産物販売拡大事業費について、執行部から、高知県直販流通外商拡大協議会が、贈答用や家庭用の県産果実、野菜、加工品などを販売する、新たなウェブサイトを立ち上げるための経費であるとの説明がありました。

委員から、既存のサイトである、おいしい風土こうちと機能的に重複する部分があるのではないか。また、細分化してサイトを構築するのもよいが、どのサイトを見ればいいのか分からなくなる懸念もあり、入り口として分かりやすいサイトの整理について検討すべきではないかとの質疑がありました。執行部からは、指摘を踏まえ、見やすいサイトづくりを進めていくとの答弁がありました。

別の委員から、新型コロナウイルスの感染拡大による緊急事態宣言が出された際の、消費が低迷する花卉及び青果物の消費喚起に向けた対応は非常によかった。対策のステージが次に移ったようにも見受けられるが、消費の仕組みづくりについて、もう一度取組の強化を願いたいとの要請がありました。

次に、林業振興・環境部についてであります。

第1号「令和2年度高知県一般会計補正予算」のうち、災害対応用木材確保事業委託料及び災害対応用木材供給推進事業費補助金について、執行部から、官民が協働し、災害時に必要となる木造応急仮設住宅の主要部材として製材品を備蓄し、発災時に速やかに供給できる体制を構築するための経費である。四万十町と宿毛市の木材製品市場において備蓄用施設を整備し、500戸分相当の製材品を備蓄するよう考えているとの説明がありました。

委員から、木造応急仮設住宅への建築資材の供給体制については、これまでも検討が行われてきたと思う。今回の備蓄施設整備は県の西側に偏っているが、どういう経過があったのかとの質疑がありました。執行部からは、この事業は、木材製品市場における通常の販売・仕入れ業務の中で、製材品を入れ替えながら必要量を備蓄することとしている。県内には、ほかに木材製品市場が3つあるが、いずれも高知市の津波浸水区域にあり、また津波浸水区域以外に倉

庫を整備する計画もないことから、高幡地域と西部地域で実施するものであるとの答弁がありました。

別の委員から、発災時の緊急的な需要を想定した場合、大きな備蓄倉庫2か所だけではなく、小さい備蓄倉庫を複数、分散して整備する考えはないのかとの質疑がありました。執行部からは、小規模に分散して備蓄することも検討しているが、災害が発生した際に、どこに在庫があるか分からないなど、さらなる混乱を招くことも考えられる。まずは2か所の整備で運用することとし、小さい備蓄倉庫の整備については、今後も検討を続けていきたいとの答弁がありました。

次に、報告事項についてであります。

初めに、商工労働部についてであります。

執行部から、仮称高知県中小企業・小規模企業振興条例の検討状況について報告がありました。県全体として中小企業、小規模企業の振興を図るための条例として、基本理念、関係者の責務と役割、施策の基本方針と指針の策定等を規定する条例案を検討しており、今後さらに審議会での審議を経て、来年の2月定例会での条例議案提出を予定しているとの説明がありました。

委員から、この条例ができることによる今後の展開として、産業振興計画のフォローアップ委員会や地域アクションプランなどでも、引き続き中小・小規模企業の支援を並行して行っていくのかとの質問がありました。執行部からは、産業振興計画では、農業、林業、商工業など、産業分野ごとに部会を設けて計画の推進を図っているが、それぞれの分野に中小・小規模企業は入っている。この条例ができることによって、全産業を総括した中小企業、小規模企業の振興を図ることができるようになると考えているとの答弁がありました。

別の委員から、条例の中で基本理念を掲げるに当たっては、女性活躍の視点を踏まえた内容が盛り込まれることを望むとの意見がありました。

次に、水産振興部についてであります。

執行部から、第4期産業振興計画水産業分野の本年度上半期の進捗状況等について報告がありました。

委員から、今年の2月定例会における知事への質疑に対し、カツオ漁業経営の維持・安定に必要な対策を、令和2年度中をめどに取りまとめるとの答弁があった。専門部会においても、カツオ漁業の振興についての要望が出されているが、対策の検討状況はどうかとの質問がありました。執行部からは、これまでに関係者から意見を伺い、近海、遠洋、沿岸、それぞれのカツオ・マグロ漁業の経営状況を分析し、現状の施策の精査も行い、今後の施策の方向性を検討している。できれば来年度の産業振興計画と予算に、そうした対策を位置づけて取り組んでいきたいと考えているとの答弁がありました。

以上をもって、商工農林水産委員長報告を終わります。

○議長（三石文隆君） 産業振興土木委員長田中徹君。

（産業振興土木委員長田中徹君登壇）

○産業振興土木委員長（田中徹君） 産業振興土木委員会が付託を受けた案件について、その審査の経過並びに結果を御報告いたします。

当委員会は、執行部関係者の出席を求め、慎重に審査いたしました結果、第1号議案、第2号議案、第5号議案、以上3件については全会一致をもって、いずれも可決すべきものと決しました。

以下、審査の過程において論議された主な事項について、その概要を申し上げます。

初めに、産業振興推進部についてであります。

第1号「令和2年度高知県一般会計補正予算」のうち、地産外商推進事業費について、執行部から、コロナ禍により対面での商談が大幅に制限される中、オンラインでの商談機会が増加しており、商談を効果的に実施し、成約につながるため、オンライン環境に適した情報発信の強化に取り組むための経費であるとの説明がありました。

委員から、これからもオンライン商談会が増えてくると思われるが、対面での交渉と違って直接商品が見られないことから、分かりにくいなどの理由により成約率が落ちたりはしていないのかとの質疑がありました。執行部からは、オンラインになると商談相手の表情などが見えにくいいため、情報をうまく伝え切れない傾向があるといった声も聞いている。このため、オンライン商談のセミナーを開催するなど、より効果的、効率的な商談の方法を学ぶことで、成約率が下がらないよう取り組んでいく。また、今のところ上半期の成約率が下がったという報告は受けていないとの答弁がありました。

別の委員から、加工食品を一般消費者向けに販売するためには、工夫が必要だと思われるが、ウェブサイトのリニューアルを含めて、今後どのように取り組んでいくのかとの質疑がありました。執行部からは、民間事業者のECサイトの構築などを支援しており、そうしたサイトによるインターネット販売等を通じて、一般の消費者に対しての販売も増加するよう取り組んでいくとの答弁がありました。

さらに、委員から、まるごと高知のウェブサイトの入力、編集、更新等について、生産者や製造業者等が編集できるように改善して、タイムリーな情報発信ができるようにしてもらいたいとの要請がありました。

次に、中山間振興・交通部についてであります。

第1号「令和2年度高知県一般会計補正予算」のうち、広域公共交通対策事業費の航空路線利用促進事業費補助金について、執行部から、新型コロナウイルス感染症の影響により、減便や運休を余儀なくされている航空路線の早期回復に向けて、事業者と連携して取り組み、県民生活を支える路線の維持等につなげるものであるとの説明がありました。

委員から、航空路線利用促進事業費補助金について、感染症対策を実施する以外にどのような取組をするのかとの質疑がありました。執行部からは、機内では約3分で全ての空気が入れ替わり、清潔な空気で保たれていることなどの対策が、一般の方にまだまだ伝わっていない。空港内や機内等の感染症対策をPRし、安心して利用してもらうことに加え、利用促進につなげる取組を事業者と一緒に考え、減便の状況を回復し、引き続き路線が維持できるように取り組んでいくとの答弁がありました。

次に、観光振興部についてであります。

第1号「令和2年度高知県一般会計補正予算」のうち、地域観光推進事業費の地域観光振興総合事業費について、高知県産業振興計画に基づき、地域における観光資源の磨き上げや受入れ体制の整備を行い、体験・滞在型の観光を推進するものであるとの説明がありました。

委員から、土佐清水市竜串に新足摺海洋館SATOUMIができたことで、竜串エリアの観光客数が順調に推移している中、足摺岬には意外と観光客が行っていないという声を聞いた。地域観光の振興の観点からも、足摺岬への誘客についてどのような検討がなされているのかとの質疑がありました。執行部からは、足摺岬もルートに組み入れた周遊観光バスを走らせている。SATOUMIを訪れるたくさんの人に竜串だけでなく、土佐清水市や周辺の大月町、四万十市などへも回ってもらえるような、周遊を促進する具体的

な取組について、今後さらに検討していきたいとの答弁がありました。

次に、観光振興推進事業費について、執行部から、自然を生かした観光と、これまで培ってきた歴史や食の観光、さらにそれぞれの体験型の観光基盤をより活用したりヨーマの休日キャンペーンの継続に当たり、切れ目なくプロモーションを展開するための経費などであるとの説明がありました。

委員から、コロナ禍で日本酒の消費量が減り、苦境に立たされた製造事業者を応援する意味でも、販促資材やPR用の写真等に食材だけでなく、土佐酒や土佐酒を連想させる、べく杯などを置いて、高知の酒文化を全国に発信して消費を喚起し、この文化を残していくことを念頭に置いて取り組んでいただきたいとの要請がありました。

次に、土木部についてであります。

第1号「令和2年度高知県一般会計補正予算」のうち、都市計画街路事業費のはりまや工区について、執行部から、労務・資材単価の上昇及び石垣や希少動植物への配慮により、事業費の増額が必要となったものであるとの説明がありました。

委員から、費用対効果の分析は行っているのかとの質疑がありました。執行部からは、国土交通省が作成した最新のマニュアルに基づき、費用対効果の分析を行っているとの答弁がありました。

別の委員から、当時工事再開に当たっては、小学校に通学する子供たちの交通安全が急務ということであったので、いま一度その考えに立って対応してもらいたいとの意見がありました。

次に、都市公園管理費について、執行部から、新型コロナウイルス感染症対策として、県が管理する公園施設においてトイレの改修などを行うことにより、県民を含めた施設利用者の安全・

安心を図るための経費であるとの説明がありました。

委員から、感染症対策として改修は必要である。のいち動物公園は、ネットでも評価の高い施設であるが、トイレの洋式化など環境整備の状況はどのようになっているのかとの質疑がありました。執行部からは、のいち動物公園では、トイレの洋式化を1基、自動手洗いへの改修などを28か所行う計画であるとの答弁がありました。

さらに、委員から、西南大規模公園は、県が推進する自然・体験型の観光キャンペーンの施設としても大変魅力あるものなので、観光振興部や他部局との連携を積極的に行いながら、取組を進めていただきたいとの要請がありました。

次に、第2号「令和2年度高知県流域下水道事業会計補正予算」のうち、高須浄化センター運転管理委託業務について、執行部から、包括的民間委託により、浦戸湾東部流域下水道高須浄化センターの運転管理を民間事業者へ委託するものであるとの説明がありました。

委員から、これまで同じ事業者へ委託しているが、一般競争入札の競争性は保たれているのかとの質疑がありました。執行部からは、今までは入札参加者が1者しかなかったが、参加者が増えるように、今後も参加要件について検討していきたいとの答弁がありました。

続いて、報告事項についてであります。

土木部についてであります。

土木工事等におけるデジタル化の推進について、執行部から、タブレットの導入などにより、工事等における受発注者双方の仕事の効率化を図り、働き方改革につなげるとともに、接触を回避して新型コロナウイルス感染拡大防止対策として、さらに災害時の情報共有手段としても活用したいとの説明がありました。

委員から、工事の現場確認は必ずしもタブレッ

ト越しに確認できない場合もあると思うが、対象はどういうものかとの質問がありました。執行部からは、タブレット越しに確認できるものとして、工事途中の簡単な材料確認や工事箇所の簡易な部分確認、現場で上司に相談したい場合の状況説明などを想定しているとの答弁がありました。

別の委員から、一気にデジタル化を進めても現場の事業者がすぐに対応することは難しいと考えるが、相手方との協議内容はどのようになっているのかとの質問がありました。執行部からは、建設業協会にデジタル化の方針に関する資料を配るなど、現在導入に関する周知を進めている段階である。今後は、協会と一緒に協議しながら活用を進めていきたいとの答弁がありました。

別の委員から、土木工事等におけるデジタル化は、将来に向けて必要なことなので、テレワークの推進も含め、業界との意思疎通を一つずつ丁寧に進めていただきたいとの要請がありました。

以上をもって、産業振興土木委員長報告を終わります。

○議長（三石文隆君） 総務委員長横山文人君。

（総務委員長横山文人君登壇）

○総務委員長（横山文人君） 総務委員会が付託を受けた案件について、その審査の経過並びに結果を御報告いたします。

当委員会は、執行部関係者の出席を求め、慎重に審査いたしました結果、第1号議案、第4号議案、第5号議案、第11号議案、第12号議案、以上5件については全会一致をもって、いずれも可決すべきものと決しました。

以下、審査の過程において論議された主な事項について、その概要を申し上げます。

初めに、総務部についてであります。

第1号「令和2年度高知県一般会計補正予算」

のうち、電子県庁推進費について、執行部から、県庁における業務のデジタル化を推進するため、ウェブ会議や県職員のテレワークの環境整備を行うための経費であるとの説明がありました。

委員から、モバイル端末の調達について、全国的に事業が集中しており、調達が間に合わない状況もあると聞くが、そのような懸念はないかとの質疑がありました。執行部からは、市況は逼迫していると認識しており、議案が可決され次第、発注をかけ、可能な限り早く調達をしたいとの答弁がありました。

さらに、委員から、職員が自宅でテレワークを行う場合のインターネットセキュリティーについて、どのように考えているのかとの質疑がありました。執行部からは、有線に加え、Wi-Fiによる無線についても、セキュリティーが確保されていることを確認した上で、許可することを考えている。総務省から示されたテレワークのガイドラインにある基準に準拠してやっていきたいとの答弁がありました。

さらに、委員から、家庭のインターネット環境から、情報が漏えいすることがないように気をつけてもらいたいとの意見がありました。

別の委員から、テレワーク対応端末について、最終的にはどの程度まで整備する見通しなのかとの質疑がありました。執行部からは、令和6年度に予定している端末の一斉更新の際に、職場の端末を自宅に持ち帰れるようにすることで、全ての職員のテレワーク環境を整備したいとの答弁がありました。

次に、会計管理局についてであります。

第11号「県有財産（数学機器）の取得に関する議案」について、執行部から、高知県立室戸高等学校ほか8校に設置する教学機器を取得するもので、取得する機器には9校分合わせて253台のパソコンのほか、サーバーやタブレット、プリンターなど88台の周辺機器も含まれるとの

説明がありました。

委員から、これらの機器はどのように活用されるのかとの質疑がありました。執行部からは、情報の科目を受講する際に、生徒がパソコン操作の練習、習得を行うために使用されるものである。特別支援学校においては、それぞれの障害に応じたソフトウェアを使用して学習する。今後は、新しい教育課程で導入されるプログラミングの授業でも活用が期待されるとの答弁がありました。

次に、教育委員会についてであります。

第1号「令和2年度高知県一般会計補正予算」のうち、教育センター費について、執行部から、教育センターから全ての小規模高等学校に授業を配信するための遠隔教育システムの構築経費に加え、教育センター内でICTを活用した研修を円滑に行うための、無線LAN環境の再構築やICT機器の整備に関する経費であるとの説明がありました。

委員から、遠隔教育で十分成果を上げるためには、生徒のモチベーション向上に向けた働きかけが大切であると思うが、どのように考えているかとの質疑がありました。執行部からは、遠隔授業によって、興味、関心がある事項や進学に必要な学びが受けられること、複数の学校へ授業を同時配信することにより、ふだん触れ合うことのない生徒同士の意見交換を行えることなどが、モチベーション向上に効果があると考えているとの答弁がありました。

複数の委員から、小規模高等学校は地元支援してもらうことが大切である。中山間地域においても最先端の授業が受けられることや進学の実績などを、地元に対してPRしていくことも必要と考えるが、どのように取り組んでいるのかとの質疑がありました。執行部からは、PRについては意識して、機会あるごとにメディアに取り上げていただき、県民に周知するとともに

に、学校長と連携しながら、地元へも働きかけていきたいとの答弁がありました。

第1号「令和2年度高知県一般会計補正予算」のうち、施設整備費の設計等委託料について、執行部から、新たな知的障害特別支援学校の令和4年度の開校に向け、現高知江の口特別支援学校の校舎の改修について、実施設計を行うための経費であるとの説明がありました。

委員から、実施設計を行うに当たり、施設の機能などについて考えがあると思うが、非常用電源や個別対応室、送迎のスペースなど全体的な配置をどのように考えているのかとの質疑がありました。執行部からは、個々の特性に応じて対応する教室については一定数必要だと考えている。非常用電源の整備や送迎スペースの確保についても、検討していきたいとの答弁がありました。

次に、報告事項についてであります。

初めに、総務部についてであります。

令和元年度決算に基づく県内市町村の健全化判断比率等の状況について、執行部から、各市町村の健全化判断比率のうち、実質公債費比率は引き続き改善しているものの、将来負担比率が上昇していることや、新型コロナウイルス対策に相当の経費を要しており、地方創生臨時交付金の交付額を上回る積極的な対策を行う見込みであることから、今後厳しい財政状況となることも想定されるとの説明がありました。

委員から、事業を実施したいができないもどかしさを持っている市町村はあるのかとの質問がありました。執行部からは、実質公債費比率が18%を超えると、財政健全化計画を作成し、基本的に継続事業以外の新たな事業はできない状況となり、1市が該当している。その他の市町村については、有利な起債やこれまで蓄積した基金を活用し、優先度を見極めながら、一定規模のものができているとの答弁がありました。

さらに、委員から、危機管理の面から、災害対応や災害復旧の拠点となる市町村役場の庁舎整備は重要だと思うが、市町村によっては財政負担に苦慮しているとも聞く。このような事例についてどのように考えているのかとの質問がありました。執行部からは、有利な起債の活用が可能かどうかといったことも含め、市町村と一緒に考えていきたいとの答弁がありました。

別の委員から、新型コロナウイルス感染症の影響により、各市町村では財源の確保について大変な状況にあると想像される。また、後年にわたり大きな影響が出る可能性があることから、市町村に対して細やかな指導を行ってほしいとの要請がありました。

次に、教育委員会であります。

県立学校の統合等の進捗状況について、執行部から、来年4月に開校する高知国際高等学校の準備状況や、県立安芸中学校・高等学校と安芸桜ヶ丘高等学校の統合、清水高等学校の高台移転などについて説明がありました。

委員から、高知国際中学校・高等学校について、平成26年度から18名の教員が国際バカロレア認定校で研修しているとのことだが、現在の状況はどうかとの質問がありました。執行部からは、研修は最長2年間の長期研修であり、研修期間中に国際バカロレアの教育手法の現地研修を行っている。学校では、必要に応じて外部講師を呼ぶなど、教員が一丸となって取り組んでいる。公立中学校では西日本で初めての国際バカロレア認定校となることから、前例もあまりなく、試行錯誤しながら授業づくりを進めているとの答弁がありました。

最後になりますが、教育委員会、警察本部において、職員の不祥事に関する報告がありました。今後、このようなことが起こらないよう、再発防止策を講じ、職員に周知徹底することを

要請いたします。

以上をもって、総務委員長報告を終わります。



採 決

○議長（三石文隆君） お諮りいたします。

この際、委員長に対する質疑、討論を省略し、直ちに採決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（三石文隆君） 御異議ないものと認めます。よって、さよう決しました。

これより採決に入ります。

まず、第1号議案を採決いたします。

委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（三石文隆君） 全員起立であります。よって、本議案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、第2号議案から第12号議案まで、以上11件の議案を一括採決いたします。

委員長報告は、いずれも可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（三石文隆君） 全員起立であります。よって、以上11件の議案は、いずれも委員長報告のとおり可決されました。

次に、報第24号議案を採決いたします。

委員長報告は承認であります。委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（三石文隆君） 全員起立であります。よって、本議案は委員長報告のとおり承認されまし

た。

お諮りいたします。

請第2号「妊産婦医療費助成制度の創設を求める請願について」の請願については、取り下げたい旨の申出があり、委員長報告は承認であります。この申出を承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（三石文隆君） 御異議ないものと認めます。よって、本請願の取下げは、委員長報告のとおり承認することに決しました。



議案の上程、採決（議発第1号—議発第5号 意見書議案）

○議長（三石文隆君） 御報告いたします。

議員から議案が提出されましたので、お手元にお配りいたしてあります。その提出書を書記に朗読させます。

（書記朗読）

〔議発第1号から議発第5号 巻末367～
377ページに掲載〕

○議長（三石文隆君） お諮りいたします。

ただいま御報告いたしました議発第1号「軽油引取税の免税措置の堅持を求める意見書議案」から議発第5号「防災・減災、国土強靱化対策の継続的かつ着実な実施を求める意見書議案」まで、以上5件をこの際日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（三石文隆君） 御異議ないものと認めます。よって、日程に追加し、議題とすることに決しました。

これらの議案を一括議題といたします。

お諮りいたします。ただいま議題となりました議案については、提出者の説明、質疑、委員

会への付託、討論を省略し、直ちに採決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(三石文隆君) 御異議ないものと認めます。よって、さよう決しました。

これより採決に入ります。

議発第1号「軽油引取税の免税措置の堅持を求める意見書議案」から議発第5号「防災・減災、国土強靱化対策の継続的かつ着実な実施を求める意見書議案」まで、以上5件を一括採決いたします。

以上5件の議案を、いずれも原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(三石文隆君) 全員起立であります。よって、以上5件の議案は、いずれも原案のとおり可決されました。



議案の上程、討論、採決(議発第6号 意見書議案)

○議長(三石文隆君) 御報告いたします。

議員から議案が提出されましたので、お手元にお配りいたしてあります。その提出書を書記に朗読させます。

(書記朗読)

〔議発第6号 巻末380ページに掲載〕

○議長(三石文隆君) お諮りいたします。

ただいま御報告いたしました議発第6号「地方自治体のデジタル化の着実な推進を求める意見書議案」を、この際日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(三石文隆君) 御異議ないものと認めます。よって、日程に追加し、議題とすることに決しました。

本議案を議題といたします。

お諮りいたします。ただいま議題となりました議案については、提出者の説明、質疑、委員会への付託を省略し、直ちに討論に入ることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(三石文隆君) 御異議ないものと認めます。よって、さよう決しました。

これより討論に入ります。

通告がありますので、発言を許します。

34番中根佐知さん。

(34番中根佐知君登壇)

○34番(中根佐知君) 私は、日本共産党を代表し、ただいま議題になりました議発第6号「地方自治体のデジタル化の着実な推進を求める意見書議案」に反対の立場で討論を行います。

政府は意見書にあるように、デジタル技術によって国の強靱化と経済を再起動させるために、デジタル化を本格的、抜本的に進める姿勢を示し、菅新内閣ではデジタル庁を新設し、地方自治体にもデジタル化をより一層推進することを求めています。

日本共産党は行政のデジタル化について、国民の利便性を高めるなど暮らしに役立つIT技術の活用を進めるべきだと考えます。しかし、今政府がデジタル化を推進するためにデジタル庁を新設する大きな狙いは、マイナンバーカードの普及促進です。そもそもマイナンバーカードは国民からの要望ではなく、日本経団連など財界からの求めによるものです。社会保障の負担と給付の関係を個々人で全部洗い出し、負担に対して給付が多過ぎるからと個人負担を増やすことや、あるいは給付を減らすことで社会保障を削り、国の財政負担、大企業の税・保険料負担を削減することが目的で導入されました。国民の暮らしに役立つどころか、国民の利便性に逆行し、被害をもたらすという問題点を押さ

えておく必要があります。

政府は、2022年度にはマイナンバーカードをほとんどの住民が保有することを目指し、市町村の体制整備のために本年度予算案に1,664億円を計上するとともに、利用者に最大で5,000円分のポイント還元を行うマイナポイントを打ち出し、広報費に53億8,000万円を計上するなど多額の予算を投入し、強力に保有者を増やそうとしています。が、マイナンバーのシステムは発足当初からトラブルを繰り返しています。個人情報保護に対する国民の不安も解消されていません。

また、マイナポイントを受け取り使用するには、カードを持っているだけでは駄目で、さらにスマホやパソコンなどによるオンライン手続が必要です。カードは取得したが、ポイントはもらえなかったという事態も生まれかねません。そうした問題を置き去りにして、今カードを作れば得をするという手法で国民を誘導し、しかも多額の予算を投入することは問題があると考えられるものです。

また、政府は、来年から健康保険証とマイナンバーをひもづけにし、今後銀行口座や運転免許証もひもづけにしていく方向を示しています。先般、ドコモ口座などの電子決済サービスを通じて銀行預金が不正に引き出される事件が発覚しました。NTTドコモ側も銀行側も大変甘い本人確認であったことが分かっています。しかも、発覚後すぐに銀行口座からの決済を停止するなど、迅速に対応すべきものであったにもかかわらず、銀行や電子決済サービス事業者が顧客のお金を守るといふ、最低限の安全対策すらできていないことが露呈しました。

こうした下で、マイナンバーと銀行口座をひもづけすることには大きな懸念があります。デジタル技術の活用にあたっては、個人情報の保護などの安全対策を事業者任せにせず、政府が

指導監督すべきであり、推進ありきで前のめりに進めるべきではありません。

行政手続をオンライン化し、紙からデジタルに移行する点でも、東京都北区や練馬区では、マイナンバーカードを利用してコンビニでの住民票写し交付が可能になったことを理由に、区民事務所分室や出張所が全廃となりました。政府は、IT環境の整備も不十分なままに、国民に自助でデジタルを使いこなせと、使えて当たり前だというような姿勢です。

この間のコロナ対策の各種支援金もオンライン申請しかできず、困窮しているにもかかわらず、支援が受けにくい事態を生み出しています。このままではITやデジタルの対応が困難な人は、行政サービスから締め出されかねません。

また、意見書案で求めている自治体の情報システムを共有化、標準化する自治体クラウドの導入は、地方自治を侵害し、システムを独自につくり変えることを抑制するものです。導入した自治体では自治体に合った独自のシステムに変えることができないため、自治体独自の住民のための施策が行えないなど、市民サービスの後退につながる懸念があります。

国民の中には個人データのデジタル化に大きな不安があります。2020年版の総務省の情報通信白書では、サービスアプリケーションの利用にあたって、パーソナルデータを提供することへの不安が、とても不安、やや不安を合わせると8割となり、米国、ドイツ、中国と比べても一番高くなっています。それは、森友学園、加計学園、桜を見る会と、どの問題でも情報の改ざん、隠蔽、虚偽答弁を行う政府に対して、こんな政府に自分の大事な個人情報を預けて大丈夫だろうかという信頼が持てないからではないでしょうか。

マイナンバーカードの人口に対する普及率は、今年8月1日時点で全国では18.2%にとどまっ

ている現状からも、こうした不安が影響していることがうかがえます。真に国民の暮らしに役立つデジタル化を推進するためには、日本の不十分な個人情報保護制度を改めて、国民のプライバシーが守られる規制、ルールこそ急ぐべきです。国民の権利が守られない状況で、推進ありきで自治体にデジタル化を押しつけることは本末転倒だと考えます。

以上述べまして、本意見書案に対する反対討論といたします。議員の皆さんの賛同を心からお願いいたします。(拍手)

○議長(三石文隆君) 以上をもって、討論を終わります。

これより採決に入ります。

議発第6号「地方自治体のデジタル化の着実な推進を求める意見書議案」を採決いたします。

本議案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(三石文隆君) 起立多数であります。よって、本議案は原案のとおり可決されました。



議案の上程、討論、採決(議発第7号 意見書議案)

○議長(三石文隆君) 御報告いたします。

議員から議案が提出されましたので、お手元にお配りいたしてあります。その提出書を書記に朗読させます。

(書記朗読)

〔議発第7号 巻末383ページに掲載〕

○議長(三石文隆君) お諮りいたします。

ただいま御報告いたしました議発第7号「消費税減税を求める意見書議案」を、この際日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(三石文隆君) 御異議ないものと認めます。よって、日程に追加し、議題とすることに決しました。

本議案を議題といたします。

お諮りいたします。ただいま議題となりました議案については、提出者の説明、質疑、委員会への付託を省略し、直ちに討論に入ることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(三石文隆君) 御異議ないものと認めます。よって、さよう決しました。

これより討論に入ります。

通告がありますので、発言を許します。

37番塚地佐智さん。

(37番塚地佐智君登壇)

○37番(塚地佐智君) お時間をいただきまして、日本共産党を代表し、ただいま議題となっております議発第7号「消費税減税を求める意見書議案」に賛成の立場で討論を行います。

この10月は、安倍政権が消費税10%を強行してから1年となります。それは、2014年4月の5%から8%への引上げに続き2回目のものでした。日本経済は8%増税で長期にわたる不況が続き、米中貿易紛争による世界経済の悪化もあらわになる中、10%増税を行えば取り返しがつかないとの警告が相次いでいました。ところが、安倍政権は戦後最長の景気拡大が続いていると主張して、10%増税を強行しました。しかし、景気拡大は虚構で、増税の1年も前の2018年10月に景気拡大局面が終了していたことを、政府は今年7月末公式に認めました。増税が経済失政であったことは隠しようがありません。

実質GDPは、昨年10月から12月期と今年1月から3月期に続き、この4ないし6月期で3期連続のマイナスとなっています。アベノミクスと2度にわたる消費税増税によって、日本経

済がコロナ禍以前から大失速していたことを浮き彫りにしています。4ないし6月期のGDPの改定値は、物価変動を除いた実質で、1ないし3月期比7.9%の減です。この減少が1年間続くと仮定して計算した年率では、28.1%もの落ち込みになります。リーマンショック後の2009年1ないし3月期の年率17.8%減を大きく超える戦後最悪の下落幅です。

GDPの内訳でも、内需の柱となる個人消費がコロナ禍で抑えられ、1980年以降では最大の減少でした。民間住宅投資や企業の設備投資の下落幅も大きく響いています。雇用者報酬は、過去最大だった速報値での落ち込み幅を更新しました。前期に比べ3.8%の減です。

GDP以外の政府統計でも、経済の状況は深刻です。7月の家計調査報告では、1世帯当たりの消費支出が前年同月比で7.6%も減少しました。10か月連続のマイナスとなっています。7月の毎月勤労統計調査では、名目賃金が4か月連続で減りました。残業代に当たる所定外給与は16.6%も落ち込んでいます。コロナ禍による中小企業などの倒産や、労働者の解雇や雇い止めも急増しています。

約8年にわたるアベノミクスは、大規模な金融緩和などで大企業や大資産家の利益を空前の規模に増大させ、大企業は過去最高の460兆円もの内部留保を積み上げています。しかし、国民の所得は低迷し、安定した雇用は増えず、貧困と格差を拡大してきました。さらに、2014年と2019年の2度の消費税増税は国民の暮らしを直撃し、消費を冷え込ませる最大の要因となりました。さきの自由民主党総裁選挙についての共同通信社の世論調査でも、アベノミクスを見直すべきだという回答が58.9%を占めました。

コロナ危機から国民を守る対策を進めるとともに、今決定的に重要なのは、アベノミクスを名実ともに終わらせ、内需と家計、中小企業に

軸足を置いた経済政策に転換することです。ノーベル経済学賞を受賞した経済学者ポール・クルーグマン・ニューヨーク市立大学教授は、最近出版された「コロナ後の世界」の中で、日本の消費税について、はっきり言って増税はすべきではありませんでしたと指摘をし、経済政策の転換の必要性を語っておられます。

今日、コロナ対策を決定した第2次補正予算の成立から4か月が過ぎても、決められた支援が現場に行き届いていません。労働者への休業支援金の給付決定は9月末で20万件で、予算額5,400億円の3%にすぎません。家賃支援給付金の給付も、9月27日現在、申請数の3割にも満たない17.7万件で、持続化給付金が支給をされた340万件の5%にすぎません。対象要件が狭い上に、申請書類が複雑で分からない、何度も書類を出しても返されるなど、申請を諦めたり、申請してもはね返される人が少なくありません。

こうした問題の早急な改善も必要ですが、消費税の減税は、新型コロナの犠牲を一番深刻な形で受けている所得の少ない人への効果的支援になるとともに、中小企業の事業継続への重要な支援になります。もともと多くの中小企業は消費税の転嫁ができず、自腹を切って納税をしてきましたが、コロナ危機の中で、転嫁も納税も困難になっています。政府も、経営困難な事業者への2019年度分の納税猶予を行っていますが、今年納税できない事業者が来年4月に2年分を納税できる条件はありません。

現在、全国各地で減税を求める声が強まっています。内閣府の景気ウォッチャー調査には、消費税の引下げなどの新たな景気対策を講じなければ景気回復は見込めない、現金給付や消費税減税等の対策を急いでほしいといった意見が多数寄せられています。私たちも日々県民からこの切実な声を聞いています。

日本の企業の99%は中小企業であり、雇用の

7割を支えています。地域の人々の暮らし、文化を支えている中小零細業者を守る、コロナで減収となった医療機関にとっても消費税減税は支援となります。まさに、高知県民、高知県経済にとって最も求められている対策と言えます。新型コロナの感染拡大に伴う暮らしと経済を守るために、緊急に消費税減税を実施することを求めるものです。

消費税減税や社会保障などの財源は、応能負担の原則を貫いて確保することが必要です。所得が1億円を超えると税負担率が逆に下がるという異常な税制や、法人税も実質負担率が中小企業は18%前後、大企業は10%と、著しい不平等になっています。富裕層や大企業への優遇を見直し、応分の負担を求めることは、所得の再配分という経済の持続可能な成長にとって不可欠な仕組みであるとともに、格差拡大に歯止めをかけ、社会の不公平を正すために避けて通れない課題となっています。

日本経済の再建のためにも、コロナ禍での県民の暮らしと営業を守るためにも、本意見書に御賛同いただくことを心よりお願いをいたしまして、私の討論といたします。(拍手)

○議長(三石文隆君) 以上をもって、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議発第7号「消費税減税を求める意見書議案」を採決いたします。

本議案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(三石文隆君) 起立少数であります。よって、本議案は否決されました。



継続審査の件

○議長(三石文隆君) 御報告いたします。

各常任委員長及び議会運営委員長から、お手元にお配りいたしてあります申出書写しのとおり、閉会中の継続審査の申出がありました。

〔継続審査調査の申出書 巻末385ページ〕
に掲載

お諮りいたします。ただいま御報告いたしました閉会中の継続審査の件を、この際日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(三石文隆君) 御異議ないものと認めます。よって、日程に追加し、議題とすることに決しました。

閉会中の継続審査の件を議題といたします。

お諮りいたします。各常任委員長及び議会運営委員長から申出のとおり、これらの事件を閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(三石文隆君) 御異議ないものと認めます。よって、各常任委員長及び議会運営委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決しました。



○議長(三石文隆君) 以上をもちまして、今期定例会提出の案件全部を議了いたしました。



閉会の挨拶

○議長(三石文隆君) 閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

今議会には、新型コロナウイルス感染症の影響により冷え込んだ本県経済を再び成長軌道に乗せていくことができるよう、各政策のさらな

る強化を図ることを柱とした、令和2年度高知県一般会計補正予算など、当面する県政上の重要案件が提出されました。この補正予算には、新型コロナウイルス感染症と季節性インフルエンザの同時流行への備えのほか、社会構造の変化に対応したデジタル化の推進や、都会から地方へという新しい人の流れの創出、観光リカバリー戦略に基づく観光需要の早期回復を図る取組等の施策が盛り込まれておりました。

議員各位におかれては、医療提供体制の強化や検査協力医療機関の確保など、感染予防、感染拡大の防止と、社会経済活動の回復との両立に向け、終始熱心に御審議をいただきました。おかげさまをもちまして、全議案を滞りなく議了し、閉会の運びとなりました。改めまして、議員各位の御協力に対し心から感謝を申し上げます。

また、この間、知事をはじめ執行部の皆さん、そして報道関係者各位には、何かと御協力を賜りましたことを厚くお礼を申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の収束が見通せない中、県内における多くの事業者の方々は事業継続や雇用の維持など、まだまだ苦境にあえいでおります。執行部におかれましては、感染予防、感染拡大の防止を図りつつ、本県経済の迅速な回復に向けた取組を進めていただくようお願い申し上げます。

日に日に秋の深まりを感じる季節となってきました。どうか皆様方におかれましては、一層御自愛の上、県民福祉の向上と県勢発展に御尽力をいただけるようお願い申し上げます。閉会の御挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

これより、県知事の御挨拶があります。

(知事濱田省司君登壇)

○知事(濱田省司君) 令和2年9月県議会定例会の閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上

げます。

今議会には、令和2年度一般会計補正予算や高知県手数料徴収条例の一部を改正する条例議案などを提出させていただきました。議員の皆様方には熱心な御審議を賜り、誠にありがとうございました。また、ただいまは、それぞれの議案につきまして御決定を賜り、厚く御礼を申し上げます。

今議会では、新型コロナウイルス感染症対策や、その経済支援策をはじめデジタル化の推進、関西圏との経済連携、さらには教育政策などに関して数多くの御意見や御提案をいただきました。御審議の過程でいただきました貴重な御意見や御提言を十分肝に銘じ、私自身も、一層気を引き締めて、全力で県政の運営に努めてまいります。

提案説明でも申し上げましたように、国において前政権の継承と前進を掲げ、新内閣が発足いたしました。新型コロナウイルス感染症への対策をはじめ新しい時代への対応として、地方創生や行政のデジタル化などを表明されており、本県の目指すべき取組と方向性を同じくするものと考えております。このコロナ禍を契機として、テレワークやウェブ会議などの新しい働き方が定着をしつつあります。これにより人々の生活や価値観が変化し、都会から地方への新しい人の流れが生まれ、東京一極集中の是正につながることを期待をされます。このため、そうした変化の兆しを的確に捉えて、移住や企業誘致などの施策を展開し、地域の実情に即した創意工夫を発揮して、活力ある地域づくりの推進に力を尽くしてまいります。

また、こうした地方活性化の取組の鍵となるのがデジタル化の推進であると考えます。感染防止に寄与するとともに、省力化や生産性向上にもつながることから、各分野におけるデジタル技術の活用を促進するなど、社会の構造変化

への対応を一層強化してまいります。

これから冬場にかけて、新型コロナウイルスと季節性インフルエンザとの同時流行も懸念をされますが、さらに感染拡大防止策を徹底しつつ、社会経済活動の回復との両立を図る必要があります。引き続き、この前例のない危機に立ち向かいながら、ピンチをチャンスに変えるべく、国の動きも追い風にして、経済の活性化や中山間地域の振興など、本県の県勢浮揚に向けた取組を力強く進めてまいります所存であります。

これから少しずつ秋が深まってまいります。議員の皆様方におかれましては、御自愛の上、ますます御活躍されますことをお祈り申し上げますとともに、県民を代表するお立場から一層の御指導、御鞭撻を賜りますよう心よりお願いを申し上げます。簡単ではございますが、私からの閉会の御挨拶とさせていただきます。

誠にありがとうございました。



○議長（三石文隆君） これをもちまして、令和2年9月高知県議会定例会を閉会いたします。

午前11時19分閉会